

**平成 26 年度**

# **八代市政の概要**

**八代市議会事務局**

## 市 章



合併した旧 6 市町村の「6」をイメージしたものに、未来への躍動感を加えた造形となっており、その中に、新しさの中にも親しみを感じさせるよう旧八代市章をアレンジしたマークを入れたものです。

## 宣 言

- 交通安全都市宣言 (平成 18 年 6 月 23 日議決)
- 人権尊重都市宣言 (平成 18 年 6 月 23 日議決)
- 健康都市宣言 (平成 18 年 7 月 28 日議決)
- 非核平和都市宣言 (平成 18 年 8 月 1 日公告第 60 号)
- 男女共同参画都市宣言 (平成 21 年 6 月 19 日議決)

市 の 花 : 桜 (平成 20 年 8 月 1 日制定)

市 の 木 : 晩白柚 (平成 20 年 8 月 1 日制定)

市 の 鳥 : かわせみ (平成 20 年 8 月 1 日制定)

市民の花 : やつしろ草 (平成 20 年 8 月 1 日制定)

# 目 次

## I 市 勢

1. 位置・地勢	3
2. 沿革	3
3. 市政	4
4. 市域の変遷	5
5. 人口・世帯	5
6. 土地利用状況	8

## II 議会・選挙

1. 歴代正副議長・現職議員名簿	11
2. 議会構成	12
3. 議員構成	12
4. 委員会構成	13
5. 議会活動状況	14
6. 議会傍聴者数	16
7. 政治倫理	17
8. 政務活動費	17
9. 議会運営に関する申し合わせ事項(抜粋)	19
10. 行政視察来訪状況(地域別)	20
11. 議会図書室	21
12. 議会広報	21
13. 議会事務局	22
14. 議会費予算(平成26年度当初)	23
15. 選挙	24

## III 総務・企画

1. 歴代特別職	27
2. 総合計画	29
3. 行政機構	31
4. 職員構成	33
5. 報酬・給与	34
6. 旅費	38
7. 職員の退職・研修	39
8. 行財政改革	42
9. 市町村合併	46
10. 公共交通	49
11. 情報管理	50
12. 広報広聴	52
13. 市民相談等	55
14. 国際交流	56
15. 表彰	58
16. 開発(港湾・干拓・土地開発)	59
17. 広域行政	66
18. 市庁舎	76

## IV 財政

1. 予算(平成26年度当初)	81
2. 地方債(企業債)現在高	84
3. 補助(助成)金交付状況	85
4. 預託金運用状況	97
5. 基金運用状況	98
6. 決算	100
7. 市税	107
8. 市有財産(物品、基金を除く)	110

## V 市民協働

1. 人権・同和対策	115
2. 人権同和教育啓発	115
3. 男女共同参画推進	116
4. 青少年健全育成	117
5. 協働と住民自治の推進	119
6. 市民活動支援	120
7. 交通安全	121
8. 文化まちづくり	123
9. 市民スポーツ	133

## VI 消防・防災

1. 消防	153
2. 非常備消防	154
3. 危機管理	155

## VII 環境

1. 環境保全対策	159
2. 環境衛生対策	168
3. 廃棄物対策	169
4. 廃棄物処理	171
5. 斎場	179

## VIII 健康福祉

1. 援護	183
2. 児童福祉	187
3. 高齢者福祉	197
4. 障がい者(児)福祉	211
5. 国民年金	219
6. その他 の 福祉	220
7. 健康福祉施設	225
8. 医療機関	227
9. 国民健康保険事業	229

## IX 産業経済

1. 農業	235
2. 林業	269
3. 水産業	272
4. 商業	273
5. 工業	279
6. 観光・物産	289
7. 産業活性化支援事業	297
8. 地籍調査事業	299

## X 建設

1. 都市計画	303
2. 市街地開発	310
3. 道路(橋梁)	311
4. 建築	315
5. 下水道事業	321
6. 日奈久港整備事業	342
7. 鏡港整備事業	343
8. 九州新幹線整備関連事業	345

## XI 教育

1. 学校教育	349
2. 社会教育	361

## XII 水道・病院事業

1. 上水道事業	373
2. 病院事業	381

## 卷末資料

○平成25年主要付議事件一覧 及びその処理状況	387
----------------------------	-----

## 作成要領

- 記載されている各事項は、原則として平成26年4月1日現在。ただし、数値等は、同年6月30日までの資料収集した時点現在。ただし、一部収集時点により掲載し、それぞれの該当部分に注記した。
- 内容は合併後の八代市を範囲としており、市の各課かい、国・県・広域・生活環境・学校等の関係機関から収集。

※本書作成に当たり、御協力いただいた皆様方に心より感謝いたします。

市勢

議会選挙

総務企画

財政

市民協働

消防防災

環境

健康福祉

産業経済

建設

教育

水道病院事業

卷末資料

# I 市勢

1. 位置・地勢	3
2. 沿革	3
3. 市政	4
4. 市域の変遷	5
5. 人口・世帯	5
6. 土地利用状況	8



## 1 位置・地勢

八代市は、県都・熊本市の南約 40 kmに位置し、市域は東西約 50 km、南北約 30 kmで、約 680 km<sup>2</sup> の面積を有しています。

東は九州山地の脊梁地帯を形成し宮崎県に境を接し、西は不知火の海八代海を隔てて天草諸島を望みます。全面積の約 70%が山間地、約 30%が平野部からなっており、日本三急流の一つである球磨川の河口に位置する八代平野は、球磨川と氷川などから流下した土砂が堆積してできた扇状地と三角州を基部とした沖積平野と、藩政時代から行われてきた干拓事業により形成された平野です。

山・川・海そして広大な平野と多様で豊かな自然に恵まれており、特に一級河川の球磨川、氷川のもたらす豊富で良質な水の恩恵を受け、全国有数の農業生産地、県内有数の工業都市として発展してきました。

交通アクセス面では、昭和 55 年に九州縦貫自動車道八代インターチェンジ、平成 13 年には南九州西回り自動車道日奈久インターチェンジが開通しました。また、平成 16 年 3 月には九州新幹線の新八代—鹿児島中央間が先行開業、それに伴い JR 鹿児島本線の八代—川内間が経営分離され、第三セクター・肥薩おれんじ鉄道として開業しました。そして、平成 23 年 3 月には博多—新八代間の営業運転が始まり、九州新幹線全線が開業し、基本計画から約 39 年、ようやく九州の南北である博多—鹿児島中央間（257 km）が開通し、これにより鹿児島中央から新青森まで約 2,000 kmが新幹線の線路でつながりました。

さらに、海の玄関口である八代港では、平成 11 年、韓国・釜山港を結ぶコンテナ定期航路が開設され、平成 21 年 4 月からは国内定期航路が神戸港との間に就航しています。なお、平成 19 年度からは 5.5 万トン級船舶に対応する水深 14m 岸壁の整備が進められており、平成 24 年 3 月に岸壁と泊地が完成しています。また、平成 22 年 8 月には、国の重点港湾に選定されており、南九州の物流拠点港として、さらなる飛躍が期待されています。平成 25 年度には、週 2 便の国際定期コンテナ航路に、韓国便 1 便、中国便 2 便が加わり、八代港のコンテナ航路は、さらに充実され、平成 26 年度においては、台湾への航路誘致に向けて取り組んでいます。このように、九州の真ん中に位置するという地の利から、陸・海路の交通の要衝となっています。

## 2 沿革

平成 17 年 8 月 1 日、八代市と八代郡内の坂本村、千丁町、鏡町、東陽村、泉村の 1 市 2 町 3 村が合併し、新「八代市」となりました。八代地域は、地理的、歴史的な共通点を持ち、同一生活圏・経済圏にあり、これまで一部の行政サービスでは広域での取り組みを行っていましたが、近年の少子高齢化の加速、住民の日常生活圏の広がり、地方分権社会の推進など、社会環境や社会構造の変化に対応した新しいまちづくりを進めるために合併しました。

「やつしろ」の地名が文献上、初見されるのは日本書紀で、その地名の由来を肥後国誌は里俗の説として、「やつしろ上古ハ神所也、故ニ社（ヤシロ）ト言ひ、後ニ八代（ヤツシロ）と為ルナリ」と記されており、今日この説が一般的とされています。市の周辺には縄文・弥生・古墳各時代の遺跡が分布し、八代の文化のあけぼのは、その頃であると推察されます。

古墳時代末期、大陸から伝來した妙見信仰の広がりから、平安時代に妙見上宮、平氏政権時に中宮、源氏政権下で下宮—現在の八代神社（妙見宮）—が勧請され、下宮創建以後は、ここを中心に門前町が興り、八代に初めて商工業の諸座ができ、中世を通じて大いに栄えたと伝えられています。

戦国時代末期以降、佐々成政、小西行長らの領地となり、麦島に平城が築かれ、小西行長没後、加藤清正の領地下となったものの、元和 5 年（1619 年）の大地震により城郭が崩壊したため、幕府

の許可を得て築城に着手し、元和8年に新城が落成となりました。この八代城は江戸幕府の一国一城令にもかかわらず存置を許された城であり、当時八代が幕府にとって重要な衝と見られていたことがうかがえます。その後、細川忠興、その家老の松井氏が城主として滞在し、この間に産業経済が格段に発展し、肥後南部における政治・経済・文化の中心地として繁栄しました。

八代地域は本市の中央部を貫流する球磨川に育まれ、その排出土砂、そして不知火海の干満潮の著しい高低差による自然作用が相乗して干拓事業を可能にし、藩政時代から今日まで人工的に生み出された新地は約4000haといわれ、現在の千丁・鏡地域の7~8割は干拓によって造成された土地です。一方、球磨川の豊富な水は、広大な八代平野を潤し、古くから肥後米・畠表原料のイグサを初めとする農産物の一大生産地を形成してきました。

さらに、恵まれた自然条件に加え、臨海工業用地の造成、港湾施設の整備充実が図られてきたことから、中央資本の工場が早くから進出し、県南最大の工業都市としても発展してきました。

平成17年8月1日の合併により、新「八代市」として、今後さらなる発展を目指しています。

### 3 市 政

全国的に合併推進がなされる中、平成17年3月、近隣6市町村による廃置分合議決がなされ、同年8月1日に合併し、人口約13.7万人、約680km<sup>2</sup>となる県下第二の都市、新「八代市」がスタートを切りました。

その背景には、人口の減少、少子高齢社会の到来という状況があり、本市もその例外にもれず、平成27年には人口が約13万人に減少、高齢化率は29.5%となり、国(26.0%)・県(27.5%)の平均を上回ると推計されます。また、いまだ景気の先行きが不透明で国の財政状況も厳しく、各自治体における行財政運営の効率化も求められているところです。

そのような中にあって、新市建設計画(平成17年度～27年度)では、「“創世”輝く新都八代—豊かな資源を生かし、個性きらめく交流拠点都市へー」を新市づくりの理念に掲げ、人・自然・産業・交通基盤などさまざまな異なった資源とこれまで旧市町村で培われたまちづくりを広域的観点から展開できるよう各施策に取り組んでいます。

この新市建設計画を尊重しつつ急速に進展する時代背景のなか、市の一体感の醸成を促すと同時に、多様化する市民ニーズをまちづくりに反映し、市民と行政が協働し、より発展的かつ具体的にまちづくりに取り組むため、新市では初めてとなる八代市総合計画基本構想(平成20年度～平成29年度)が平成19年6月定例会において議決されました。さらに、前期基本計画(平成20年度～平成24年度)、後期基本計画(平成25年度～平成29年度)及び実施計画を策定し、市の将来像である「やすらぎと活力にみちた魅力かがやく元気都市“やつしろ”」の実現に向けて、各種施策の推進に取り組んでいます。

また、将来にわたり安定した行財政運営を行うため、今後の市政のあり方に対する改革の指針を示し、総合計画の着実な達成を行財政面から支援する八代市行財政改革大綱(第一次：平成18年11月～平成22年3月、第二次：平成22年4月～平成27年3月)では、市町村合併の効果を最大限に引き出すとともに、限りある予算・人財・資源といった行政資源を効率的に活用し、市民目線を取り入れた市政改革を進めています。

合併により広大な市域を有し、山・川・海の豊かな自然に恵まれることとなった本市は、今後は基幹産業である第一次産業の活気を取り戻し、さらに九州のほぼ中央に位置し、陸は九州縦貫自動車道や九州新幹線、海からは八代港という交通の要衝としての地の利を生かして、企業誘致や観光集客にも力を注いで「元気と活気ある都市づくり」を目指します。

## 4 市域の変遷

市町村	面 積 (km <sup>2</sup> )	年 月 日	合体・ 編入等	旧 市 町 村
旧八代市	146.85	昭和15年9月1日	合体	八代町・太田郷町・植柳村・松高村、市制施行
		昭和18年4月1日	編入	郡築村
		昭和25年7月1日	分立	市より郡築村分立
		昭和29年4月1日	編入	金剛村・高田村・八千把村
		昭和29年7月1日	"	郡築村
		昭和30年4月1日	"	宮地村・日奈久町
		昭和31年4月1日	"	昭和村
		昭和32年1月1日	"	二見村
		昭和36年3月1日	"	龍峯村
旧坂本村	162.82	昭和36年4月1日	合体	下松求麻村・上松求麻村・百済来村、村制施行
旧千丁町	11.18	明治22年4月1日	合体	古閑出村・新牟田村・吉王丸村・太牟田村（千丁村になる）
		昭和3年9月1日	分立	昭和村分立
		昭和51年9月1日		町制施行
旧 鏡 町	28.24	昭和30年2月1日	合体	鏡町・有佐村・文政村
旧東陽村	64.56	昭和30年2月1日	合体	種山村・河俣村、村制施行
旧 泉 村	266.59	昭和29年10月1日	合体	柿迫村・栗木村・仁田尾村・樅木村・椎原村・久連子村・下岳村・葉木村、村制施行
八代市	680.24	平成17年8月1日	合体	八代市・坂本村・千丁町・鏡町・東陽村・泉村、市制施行

## 5 人口・世帯

### (1) 国勢調査人口推移

区別 年	人 口			世 带 数 (戸)	性 比 (女100人につき)	1世帯当たり 人 員
	総数(人)	男(人)	女(人)			
昭和25	155,373	74,627	80,746	27,592	92.42	5.63
30	164,725	79,106	85,619	29,017	92.39	5.68
35	164,685	78,341	86,344	31,828	90.73	5.17
40	156,277	73,289	82,988	33,968	88.31	4.60
45	149,647	69,802	79,845	36,072	87.42	4.15
50	147,715	69,237	78,478	38,266	88.22	3.86
55	150,389	70,862	79,527	40,818	89.10	3.68
60	149,421	70,529	78,892	42,188	89.40	3.54
平成 2	145,959	68,273	77,686	42,975	87.88	3.40
7	143,712	67,613	76,099	44,956	88.85	3.20
12	140,655	65,917	74,738	46,056	88.20	3.05
17	136,886	63,823	73,063	46,983	87.35	2.91
22	132,266	61,446	70,820	47,458	86.76	2.79

## (2) 年齢別人口推移

(国勢調査)

調査年 人口 年齢別	平成 17 年			平成 22 年		
	総数(人)	男(人)	女(人)	総数(人)	男(人)	女(人)
	136,886	63,823	73,063	132,266	61,446	70,820
0～4歳	5,524	2,807	2,717	5,010	2,537	2,473
5～9	6,410	3,272	3,138	5,509	2,777	2,732
10～14	6,942	3,590	3,352	6,323	3,240	3,083
15～19	7,661	4,002	3,659	6,640	3,565	3,075
20～24	6,120	2,931	3,189	5,099	2,323	2,776
25～29	6,848	3,308	3,540	6,075	2,909	3,166
30～34	7,562	3,692	3,870	6,790	3,289	3,501
35～39	7,521	3,621	3,900	7,413	3,628	3,785
40～44	7,980	3,842	4,138	7,373	3,569	3,804
45～49	8,921	4,384	4,537	7,829	3,772	4,057
50～54	10,187	4,941	5,246	8,732	4,277	4,455
55～59	10,785	5,275	5,510	10,034	4,827	5,207
60～64	9,037	4,139	4,898	10,600	5,156	5,444
65～69	9,020	3,950	5,070	8,676	3,924	4,752
70～74	9,141	3,952	5,189	8,427	3,618	4,809
75～79	7,843	3,256	4,587	8,218	3,376	4,842
80～84	4,964	1,655	3,309	6,574	2,528	4,046
85～89	2,739	745	1,994	3,495	976	2,519
90～94	1,116	267	849	1,496	325	1,171
95～99	279	48	231	432	66	366
100歳以上	35	6	29	60	7	53
不詳	251	140	111	1,461	757	704

## (3) 住民基本台帳人口

## ①推移

(3月31日現在)

区分年	人 口(人)	男(人)	女(人)	世帯数(戸)
H22	134,447	62,858	71,589	51,806
H23	133,706	62,523	71,183	52,166
H24	132,861	62,201	70,660	52,480
H25	132,775	61,922	70,853	53,483
H26	131,797	61,386	70,411	53,941

## ②校区別人口及び世帯数

(3月31日現在)

年 校区名	H 24				H 25				H 26			
	世帯(戸)	男(人)	女(人)	計(人)	世帯(戸)	男(人)	女(人)	計(人)	世帯(戸)	男(人)	女(人)	計(人)
代 陽	3,572	3,574	4,288	7,862	3,602	3,583	4,309	7,892	3,609	3,545	4,290	7,835
八 代	2,571	2,752	3,121	5,873	2,571	2,714	3,104	5,818	2,552	2,651	3,024	5,675
太田郷	6,576	7,197	8,150	15,347	6,654	7,222	8,200	15,422	6,777	7,229	8,274	15,503
植 柳	2,087	2,405	2,723	5,128	2,086	2,399	2,691	5,090	2,082	2,357	2,668	5,025
麦 島	3,559	3,860	4,440	8,300	3,609	3,857	4,481	8,338	3,620	3,864	4,446	8,310
松 高	4,467	5,452	6,046	11,498	4,538	5,459	6,096	11,555	4,585	5,440	6,076	11,516
八千把	6,138	7,210	8,096	15,306	6,287	7,220	8,114	15,334	6,374	7,211	8,080	15,291
高 田	3,670	4,155	4,823	8,978	3,710	4,106	4,819	8,925	3,772	4,103	4,791	8,894
金 剛	1,981	2,865	3,092	5,957	2,032	2,838	3,080	5,918	2,074	2,849	3,097	5,946
郡 築	1,507	2,194	2,423	4,617	1,814	2,216	2,626	4,842	1,896	2,191	2,650	4,841
昭 和	332	585	623	1,208	396	587	677	1,264	400	574	669	1,243
宮 地	1,520	1,696	1,931	3,627	1,517	1,661	1,914	3,575	1,529	1,649	1,913	3,562
龍 峯	682	894	1,018	1,912	677	879	1,014	1,893	682	864	997	1,861
日奈久	1,521	1,449	1,816	3,265	1,506	1,434	1,762	3,196	1,478	1,376	1,719	3,095
二 見	859	987	1,110	2,097	852	958	1,072	2,030	850	920	1,051	1,971
坂 本	1,915	2,042	2,508	4,550	1,884	1,964	2,418	4,382	1,860	1,893	2,334	4,227
千 丁	2,409	3,353	3,841	7,194	2,465	3,375	3,819	7,194	2,486	3,338	3,787	7,125
鏡	5,441	7,278	8,136	15,414	5,617	7,224	8,218	15,442	5,664	7,163	8,182	15,345
東 陽	844	1,177	1,312	2,489	835	1,170	1,295	2,465	831	1,138	1,262	2,400
泉	829	1,076	1,163	2,239	831	1,056	1,144	2,200	820	1,031	1,101	2,132
計	52,480	62,201	70,660	132,861	53,483	61,922	70,853	132,775	53,941	61,386	70,411	131,797

## (4) 人口動態

(3月31日現在)

区分 年	増加人口 (人)	自然動態			社会動態		
		出生(人)	死 亡(人)	増 減(人)	転 入(人)	転 出(人)	増 減(人)
H22	△ 960	1,036	1,472	△ 436	3,141	3,665	△ 524
H23	△ 775	1,056	1,556	△ 500	3,121	3,396	△ 275
H24	△ 872	1,075	1,592	△ 517	3,103	3,458	△ 355
H25	△ 934	984	1,675	△ 691	3,389	3,632	△ 243
H26	△ 800	1,020	1,747	△ 727	3,639	3,712	△ 73

## (5) 産業別就業人口

(単位：総数～人、比率～%) (国勢調査)

年 区別	H 2		H 7		H 12		H 17		H 22		
	総数	比率	総数	比率	総数	比率	総数	比率	総数	比率	
総 数	70,569	100.0	70,523	100.0	67,649	100.0	65,043	100.0	59,261	100.0	
第一次産業	農 業	13,932	19.7	12,183	17.3	9,656	14.3	9,008	13.8	7,816	13.5
	林 業	248	0.4	178	0.3	164	0.2	95	0.1	160	0.3
	漁 業	559	0.8	530	0.8	405	0.6	304	0.5	271	0.5
	計	14,739	20.9	12,891	18.3	10,225	15.1	9,407	14.5	8,247	14.2
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	140	0.2	216	0.3	146	0.2	52	0.1	37	0.1
	建設業	6,678	9.5	7,492	10.6	7,619	11.3	6,506	10.0	4,924	8.5
	製造業	11,989	17.0	11,128	15.8	10,517	15.5	9,516	14.6	8,391	14.5
	計	18,807	26.7	18,836	26.7	18,282	27.0	16,074	24.7	13,352	23.0
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	350	0.5	345	0.5	335	0.5	246	0.4	211	0.4
	情報通信業	(運輸・通信業) 3,963	5.6	4,100	5.8	3,876	5.7	205	0.3	205	0.4
	運輸業・郵便業							3,058	4.7	3,023	5.2
	卸売業・小売業	(卸売・小売業 飲食店) 15,310	21.7	15,664	22.2	14,819	21.9	11,987	18.4	9,966	17.2
	金融業・保険業							1,070	1.6	942	1.6
	不動産業・物品賃貸業	225	0.3	242	0.3	202	0.3	279	0.4	476	0.8
	宿泊業・飲食サービス業	(サービス業) 13,736	19.5	15,111	21.4	16,272	24.1	2,825	4.3	2,862	4.9
	教育・学習支援業							2,440	3.8	2,335	4.0
	医療・福祉							7,226	11.1	8,228	14.2
	複合サービス事業							968	1.5	562	1.0
	学術研究・専門・技術サービス業							961	1.7		
	生活関連サービス業・娯楽業							6,816	10.5	2,309	4.0
	サービス業(他に分類されないもの)							2,532	4.4		
	公務(他に分類されるものを除く)	1,957	2.8	1,915	2.7	2,228	3.3	2,038	3.1	1,765	3.0
	計	36,965	52.4	38,735	54.9	38,993	57.6	39,158	60.2	36,377	62.7

※総数には「分類不能産業」を含む。

## 6 土地利用状況

(4月1日現在、単位：ha)

項目 年	田	畠	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	合計
H22	7,057	1,347	2,611	115	14,151	200	587	41,992	68,060
H23	7,038	1,341	2,636	114	14,387	199	569	41,776	68,060
H24	7,021	1,337	2,649	114	15,391	196	602	40,750	68,060
H25	7,005	1,333	2,662	112	15,409	196	613	40,730	68,060
H26	6,993	1,329	2,675	108	15,475	200	614	40,666	68,060

(平成26年度 概要調書より)

## II 議会・選挙

1. 歴代正副議長・現職議員名簿	11
2. 議会構成	12
3. 議員構成	12
4. 委員会構成	13
5. 議会活動状況	14
6. 議会傍聴者数	16
7. 政治倫理	17
8. 政務活動費	17
9. 議会運営に関する申し合わせ事項（抜粋）	19
10. 行政視察来訪状況（地域別）	20
11. 議会図書室	21
12. 議会広報	21
13. 議会事務局	22
14. 議会費予算（平成26年度当初）	23
15. 選挙	24



# 1 歴代正副議長・現職議員名簿

## (1) 歴代正・副議長

議 長		副 議 長	
氏 名	在 任 期 間	氏 名	在 任 期 間
山本 幸廣	平成17年9月20日～平成19年9月4日	清水 弘	平成17年9月20日～平成19年9月4日
渡辺 俊雄	平成19年9月4日～平成21年9月3日	村上 光則	平成19年9月4日～平成21年9月3日
山本 幸廣	平成21年9月16日～平成23年9月21日	田中 茂	平成21年9月16日～平成23年9月21日
古嶋 津義	平成23年9月21日～平成25年9月3日	増田 一喜	平成23年9月21日～平成25年9月3日
橋本 幸一	平成25年9月20日～	田中 安	平成25年9月20日～

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

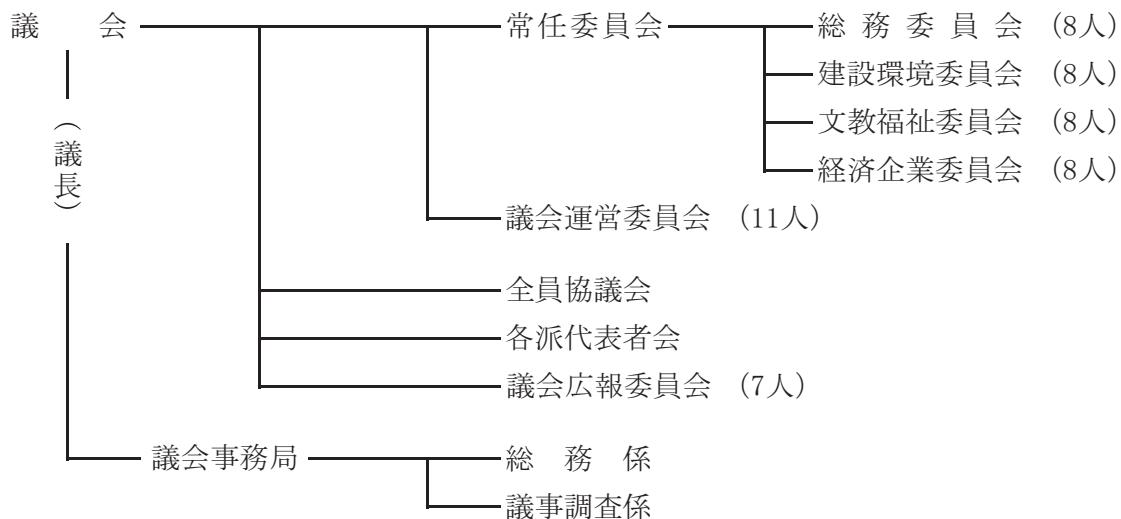
## (2) 市議会議員

第3期(任期:平成25年9月4日～平成29年9月3日)

氏 名	住 所	氏 名	住 所
上村 哲三	八代市坂本町葉木4352番地	橋本 幸一	八代市東陽町北471番地
大倉 裕一	〃 犀舎丸町7番53号	橋本 隆一	〃 鏡町塩浜143番地
太田 広則	〃 古城町3009番地5	福嶋 安徳	〃 千丁町太牟田1461番地1
亀田 英雄	〃 坂本町鮎帰ほ1512番地	古嶋 津義	〃 鏡町内田855番地
笹本 サエ子	〃 井上町481番地1	堀 徹男	〃 古城町1694番地1
島田 一巳	〃 郡築一番町119番地	堀口 晃	〃 出町2番9号
庄野 末藏	〃 築添町1959番地14	前垣 信三	〃 松崎町31番地1
鈴木田 幸一	〃 鏡町貝洲643番地	前川 祥子	〃 鏡町貝洲1226番地6
田方 芳信	〃 高島町4137番地3	増田 一喜	〃 豊原下町3426番地
田中 安	〃 本町四丁目10番25号	松永 純一	〃 泉町柿迫1643番地
友枝 和明	〃 千丁町新牟田150番地	村上 光則	〃 西片町2297番地
中村 和美	〃 二見洲口町1867番地	村川 清則	〃 郡築五番町51番地2
中山 諭扶哉	〃 日奈久新開町187番地6	百田 隆	〃 平山新町5515番地3
成松 由紀夫	〃 上野町1948番地1	山本 幸廣	〃 葛牟田町34番地
西濱 和博	〃 横手町1189番地19	矢本 善彦	〃 植柳下町2637番地2
野崎 伸也	〃 日置町320番地2	幸村 香代子	〃 本野町2027番地1

(平成 26 年 4 月 1 日現在、五十音順による)

## 2 議会構成



## 3 議員構成 (平成26年4月1日現在)

任 期	平成25年9月4日～平成29年9月3日		
議 員 数	条例定数	32人	現員数 32人
会派別議員数 (平成25年10月31日届出)	自由民主党 碇	6人	改革クラブ 5人 自由民主党 絆 4人
	自由民主党 和	4人	新生会 3人 連合市民クラブ 3人
	公明党	2人	日本共産党 1人 新風 1人
	光友会	1人	やつしろ無所属の会 1人 無所属 1人

年齢別議員数

30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	平均
2人	4人	9人	14人	3人	58.7歳

当選回数別議員数 (旧市町村での当選回数含む)

1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回以上	計
5人	4人	4人	9人	3人	4人	3人	32人

新旧別議員数

前議員	元議員	新議員	計
27人	0人	5人	32人

旧市町村別議員数

旧八代市	旧坂本村	旧千丁町	旧鏡町	旧東陽村	旧泉村	計
22人	2人	2人	4人	1人	1人	32人

## 4 委員会構成

### (1) 常任委員会

委員会名	定数	所管事項
常任委員会 (任期2年)	総務 8人	(1)企画振興部の所管に属する事項 (2)総務部のうち人事課、文書統計課、財政課、市民税課、資産税課、納税課及び市民課の所管に属する事項 (3)市民協働部の所管に属する事項 (4)会計課の所管に属する事項 (5)選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項 (6)他の委員会の所管に属しない事項
	建設環境 8人	(1)総務部のうち契約検査課の所管に属する事項 (2)環境部の所管に属する事項 (3)建設部の所管に属する事項
	文教福祉 8人	(1)健康福祉部の所管に属する事項 (2)教育委員会の所管に属する事項
	経済企業 8人	(1)商工観光部の所管に属する事項 (2)農林水産部の所管に属する事項 (3)農業委員会の所管に属する事項 (4)病院及び水道局の所管に属する事項

### (2) 議会運営委員会

委員会名	定数	所管事項
議会運営委員会	11人	(1)議会の運営に関する事項 (2)議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3)議長の諮問に関する事項

### (3) 会派別委員構成

(平成26年4月1日現在)

常任委員会	委員会名	会派名		自由 民主 党 基 礎	改 革 ク ラ ブ	自 由 民 主 党 綱 和	自 由 民 主 党 和 合	新 生 会	連 合 市 民 ク ラ ブ	公 明 党	日 本 共 产 党	新 風	光 友 会	や つ し ろ 無 所 属 の 会	無 所 属
		総務	建設環境	文教福祉	経済企業	議会運営委員会									
	総務	2	2	1	1	1	1								
	建設環境	2	1	1	1			1	1						1
	文教福祉	1	1	1	1	1			1			1		1	
	経済企業	1	1	1	1	1	1			1			1		
	議会運営委員会	2	2	2	2	2	1								

## 5 議会活動状況

### (1) 定例会・臨時会推移

(上段：定例会、下段：臨時会)

年別	定例会・臨時会					合計						
	回数	会期	本会議	会議時間	実時間	回数	会期	本会議	会議時間	実時間		
年	回	日間	日間	時 分	時 分	回	日間	日間	時 分	時 分		
H20	4	74	23	77:46	54:29	5	75	24	84:54	55:07		
	1	1	1	7:08	0:38							
H21	4	77	25	101:29	66:26	6	79	27	108:29	68:11		
	2	2	2	7:00	1:45							
H22	4	77	26	113:36	78:10	4	77	26	113:36	78:10		
	0	0	0	0:00	0:00							
H23	4	93	26	125:20	76:27	6	96	29	132:54	78:09		
	2	3	3	7:34	1:42							
H24	4	94	26	90:40	74:28	6	99	29	96:43	75:37		
	2	5	3	6:03	1:09							
H25	4	96	23	76:58	63:07	5	97	24	81:38	64:03		
	1	1	1	4:40	0:56							

### (2) 議会開会及び議案審議等状況（平成25年）

区分	会期 (日)	本会議			付議案件件									議決結果		質質問者数	
		日数	会議時間	会議実時間	提出者	条例規則	予算	決算	人事	専決処分	契約財産	意見書決議	その他	計			
3月定例会	25	6	21:11	17:47	市長	34	21		1	2			2	60	可決	60	19
					議員							1		1	可決	1	
6月定例会	24	6	21:42	16:11	市長	6	3		1	3	4		2	19	可決	16	17
					議員	1						1		2	可決	2	
9月臨時会	1	1	4:40	0:56	市長				2	2				4			
					議員												
9月定例会	24	5	15:04	12:23	市長	6	4	14	11				1	36	可決	23	12
					議員								4		可決	4	
12月定例会	23	6	19:01	16:46	市長	14	4		2		3		6	29	可決	29	19
					議員												
計	97	24	81:38	64:03	市長	60	32	14	17	7	7		11	148	可決	132	67
					議員	1						6		7	可決	7	

(3) 委員会及び諸会議（平成25年1月～12月）

委員会名等			定数	開催日数	会議時間	摘要
委員会	常任	総務	8	7 (6)	15:44 (13:00)	管内調査 0回
		建設環境	8	12 (8)	17:21 (13:28)	管内調査 1回
		文教福祉	8	8 (5)	17:17 (15:23)	管内調査 2回
		経済企業	8	9 (6)	16:01 (13:40)	管内調査 2回
		小計		37 (25)	66:23 (55:31)	
	特別	決算審査	11	6 (1)	21:22 (0:11)	
		小計		6 (1)	21:22 (0:11)	
		計		43 (26)	87:45 (55:42)	
議会運営委員会			11	22 (13)	6:56 (3:12)	
諸会議	全員協議会		32	10 (9)	4:27 (3:11)	
	各派代表者会		9	24 (13)	8:16 (3:35)	
	議会広報		7	13 (8)	14:30 (7:22)	
	計			47 (30)	27:13 (14:08)	
合計				112 (69)	121:54 (73:02)	

※表中( )内数字は会期内の開会を示し、上段の内数

(4) 請願・陳情処理状況（平成25年）

【請願】

(単位：件)

	前定例会までの継続審査	新規	前定例会までの継続審査及び新規分審議結果					
			採択	一部採択	不採択	継続審査	審議未了	撤回
3月定例会	2	0					2	
6月定例会	0	2	1			1(※)		
9月定例会	0	1	1					
12月定例会	0	0						
計	—	3	2			—	2	

【陳情】

	前定例会までの継続審査	新規	前定例会までの継続審査及び新規分審議結果					
			採択	一部採択	不採択	継続審査	審議未了	撤回
3月定例会	4	0					4	
6月定例会	0	0						
9月定例会	0	2				1	1	
12月定例会	1	7	1		1		6	
計	—	9	1		1	—	11	

※上記、請願・陳情の件名については、P392-393 参照。

## ②採択した請願・陳情の処理状況

(単位：件)

区分	種別	新規	議会において 前定例会までの 継続審査	執行機関送付			意見書送付 (地方自治法第99条)
		前定例会までの 継続審査		市長	教育委員長	その他	
3月定例会	請願						
	陳情						
6月定例会	請願	1				1	
	陳情						
9月定例会	請願	1					1
	陳情						
12月定例会	請願						
	陳情	1		1			
計	請願	2				1	1
	陳情	1					
	合計	3		1		1	1

## 6 議会傍聴者数

## (1) 本会議（平成25年、臨時会は除く）

(単位：人)

区分	人数
3月定例会	112
6月定例会	171
9月定例会	83
12月定例会	117
計	483

## (2) 委員会（平成25年）

(単位：人)

委員会名	人数
総務委員会	0
建設環境委員会	2
文教福祉委員会	1
経済企業委員会	0
議会運営委員会	0
決算審査特別委員会	0
計	3

※庁舎1階ロビーにて間接公開（モニターテレビ放映）開始（旧八代市：平成12年8月）  
 地域インターネット及びインターネットでの議会中継開始（旧八代市：平成16年6月）

## 7 政 治 倫 理

### (1) 八代市政治倫理条例

議決年月日	平成 17 年 9 月 21 日（旧八代市：平成 10 年 12 月 1 日）
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日（旧八代市：平成 11 年 4 月 1 日）
目 的	市政に対し、誠実かつ公正にその職務を行い、清浄で民主的な市政の発展に寄与する。
対 象 者	市議会議員、市長、副市長
遵守基準	<p>①市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>②政治活動に関し、企業、団体等から寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様とする。</p> <p>③その地位及び肩書を利用し、又はその地位に伴う影響力の行使によって金品その他いかなる財産上の利益を求める、又は授受しないこと。</p> <p>④職員の公正な人事を確保するため、その採用について推薦、紹介等有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>⑤職務の遂行に当たり廉潔及び公平を損なうような一切の行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。</p>
遵守事項等	<p>①議員及び市長等の配偶者、3 親等以内の親族及び住民登録上の同居者は、市工事等の請負契約、委託契約及び一般物品納入契約を辞退するよう努める。なお、辞退届が提出されたときは、公表することができる。</p> <p>②議員及び市長等は、誓約書を提出する。</p>
実 績	<p>①平成 25 年度改選時：誓約書提出件数 32 件</p> <p>②平成 25 年度：辞退届 0 件</p>

## 8 政 務 活 動 費

### (1) 八代市議会政務活動費の交付に関する条例

議決年月日	平成 17 年 9 月 21 日（旧八代市：平成 13 年 3 月 6 日）
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日（旧八代市：平成 13 年 4 月 1 日）
趣 旨	地方自治法第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定に基づき、八代市議会議員の調査研究、その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会の会派に交付する。
交付対象	八代市議会における会派（所属議員が 1 人の場合も含む）に対して交付する。
交付額	会派の所属議員 1 人当たり月額 3 万円
交付方法	4 月と 10 月の各月 1 日に在籍する議員数に応じて会派へ年 2 回、交付月の 25 日（休日の場合はその翌日）までに交付する。
使途基準	政務活動費使途基準参照（18 ページ）
収支報告の保存及び閲覧	<p>①議長は、提出された収支報告書を提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>②議長に対し、収支報告書の閲覧を請求することができる者：市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人</p>

(2) 政務活動費使途基準

項目	内容	支出項目
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費	講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費	広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費	資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費	会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本代、翻訳料、事務機器購入費、リース代等
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費	給料、手当、賃金等
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費	事務所の賃借料、維持管理費、文書通信費、備品・事務機器購入費、リース代等

(3) 八代市議会政務活動費使途基準に係る申し合わせ（平成26年5月26日 議会運営委員会決定）

- ①規則第2条に規定する交付申請書は、4月5日まで提出されたものについて4月25日までに交付するものとする。なお、提出に当たっては、交付申請書及び交付請求書を同時に提出するものとする。
- ②改選時における交付申請は、八代市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年条例第11号）のとおりとする。
- ③証ひょう書類の提出に当たっては、収支報告書提出時に領収書を添付して議長に提出することとする。なお、この審査は毎年5月に実施するものとする。
- ④政務調査費の使途は積極的に公開することとし、収支報告書等の関係書類は、情報公開条例に基づく公開請求によらず、積極的な情報提供により公開することとする。
- ⑤調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費及び会議費における交通費等の扱いは次のとおりとする。

- ア 海外行政調査は、現況の時代背景のもとで認めることは適当でなく、今期は認めないととする。
- イ 国内行政調査の扱いは次のとおりとする。
- a 相手先へ公文書で依頼した都市又は民間企業等を調査できることとし、会派において調査内容及び調査都市を特定した上で調査の2週間前まで事務局へ申し出るものとする。
  - b 先進都市の調査に当たっては、市職員を含めて民間人は同行しないこととする。
  - c 常任委員会もしくは会派による先進都市の調査は、1年以上経過しなければ調査できないこととする。ただし、緊急かつ特定の案件について調査の必要が生じた場合、議長が認めたものに限り行うことができるものとする。
  - d 日當の中に昼食代が含まれていることに鑑み、昼食を伴う調査日程は極力作成しないものとし、調査市からの昼食は辞退するものとする。
- ウ 旅費等の算出に当たっては、八代市議会議員の報酬等に関する条例、及び八代市職員等の旅費に関する条例により算出するものとする。
- ⑥資料作成費、資料購入費及び会派事務所費における事務機器購入、図書、資料の購入及び備品の保管、整理に当たっては、それぞれ図書台帳、備品台帳を備え付けるものとする。ただし、任期満了及び会派が解散した場合、その所有権は喪失するものとする。
- ⑦会派事務所費は、使途基準において定めた支出項目のほかは、具体的な事例が発生した時点での協議するものとする。なお、政党事務所は、会派事務所とは別物と考えるものとする。
- ⑧会派控室にインターネットの回線を引き込むことができることとし、その回線の設備料及びプロバイダーの使用料、並びに通信料については広報費から支出することができる。なお、会派控室の使用に当たっては、庁舎管理規則に従って使用するものとする。
- ⑨支出できないものは、次のとおりとする。なお、このほかについては具体的な事例が発生した時点で協議するものとする。
- ア 交際費的な経費（慶弔、饗別、寸志、病気見舞、慶弔電報、新聞広告料、パーティー券購入、年賀状、名刺印刷など）
  - イ 政党本来の活動に属する経費（党費、党大会賛助金、党大会参加費及び旅費、所属政党発行の機関紙購読料など）
  - ウ 会議等に伴う食事の経費（懇親会費、昼食費など）
  - エ 選挙活動に要する経費
- ⑩通帳及び印鑑の保管については、各派の経理責任者において保管することとする。

## 9 議会運営に関する申し合わせ事項（抜粋）

（平成17年9月9日 事務打ち合わせ会決定）

### （1）会派にすること

- ①議会内交渉団体としての会派の設立に要する構成議員数は、3人以上とする。
- ②会派控室は、
  - ア 交渉団体と認められた会派
  - イ 「政党」と認められた団体の構成員で、その政党名を名乗る複数もしくは個人の会派については、個別に供与される。
  - ウ もしくはイの要件を満たさない会派もしくは個人については、共用のものを供与される。なお、各会派の協議により、原則として所属議員の多い会派から順次広い部屋を割り当てる。

## (2) 発議に關すること

- ①発議案は、原則として委員会最終日までに提出する。
- ②会派提出の発議案は、各派代表者会及び議会運営委員会で当該会派代表者から説明する。

## (3) 発言に關すること

- ①発言通告要旨には、原則として「その他」という項目は記載せず、やむを得ない事情により記載する場合は、他議員の具体的発言通告内容を先取りした発言はしない。
- ②一般質問の発言順位については、受付締め切り後、直ちに受付順により抽選で決定するが、抽選に欠席した議員の順位は、出席者が優先して交代できるものとする。(H19. 11. 19 議運決定)
- ③質問の時間は、答弁を含めて1人当たり60分以内とする。
- ④質問回数については、登壇して質問をした後、発言席からの再質問は1項目につき3回以内とする。小項目が複数になる際にも大項目ごとに3回以内とする。
- ⑤議員の質疑、質問に対する最初の総括的な答弁は、登壇して行わせる。
- ⑥前列中央席は登壇後の自席発言席と指定する。
- ⑦一般質問の形式については、総括質問を原則とし、一問一答も認めるが、一問一答の場合は、質問通告時に申請するものとする。(H23. 4. 19 議運決定)

## (4) 請願・陳情に關すること

- ①定例会開会日の翌日までに受理した請願・陳情は、その会期中に当該委員会に付託する。その後に受理したものは、議会運営委員会に諮って、その処理を決める。
- ②市外から郵送された陳情は、参考資料として、所管の委員会へコピーを配付する扱いとする。
- ③採択された請願・陳情は、その旨提出者(代表者)あてに通知する。

## (5) 委員会における資料の配付に關すること

- ①マスコミ関係者への資料配付については、委員会終了後、委員長の許可があった場合、配付する。
- ②一般傍聴については、資料を配付しない。

# 10 行政視察來訪状況（地域別）

年	地 域 人數等	北海道	東北	北信越	関東	東海	近畿	中国	四国	九州	計
H20	団体数	0	3	0	12	8	6	4	1	10	44
	人 数	0	14	0	78	49	37	28	9	59	274
H21	団体数	2	3	1	9	7	2	5	1	5	35
	人 数	24	14	11	43	32	10	39	6	28	207
H22	団体数	2	4	5	12	3	7	2	1	6	42
	人 数	9	20	44	96	14	49	10	1	39	282
H23	団体数	1	5	4	13	6	11	9	2	3	54
	人 数	5	37	35	91	46	123	59	20	12	428
H24	団体数	2	4	6	7	6	8	10	2	6	51
	人 数	12	22	47	66	38	53	55	14	46	353
H25	団体数	1	2	2	6	2	4	3	1	2	23
	人 数	4	17	16	25	10	33	24	3	10	142

## 11 議会図書室

### (1) 蔵書数(分類別)

(単位:冊)

分類別	専門図書						一般図書	行政資料	計
	法規	国政	地方自治	議会運営	政治一般	小計			
冊数	127	9	134	74	9	354	211	1	565

### (2) 官公報

官報

### (3) 購読新聞・雑誌

日刊紙 …… 朝日、熊本日日、西日本、毎日、読売

雑誌 …… ガバナンス

## 12 議会広報

### (1) 市議会だより

「市議会だより」は委員長(副議長)及び各会派(交渉要件を持つ3人以上の会派)1人ずつで構成する議会広報委員会の編集により、年4回16ページで発行している。

編集方法 一般質問の項で、質問内容は議員、答弁内容は執行部でそれぞれ原稿を作成し、他は委員と事務局で作成した原稿を議会広報委員会で検討、協議して作成している。

配布部数 全世帯(4万8850部)、年4回

配布方法 市報「広報やつしろ」と一緒に市政協力員を通じて各世帯に配布。

経費 平成26年度:3,841千円

### (2) 議会中継システム

本市では、平成12年8月臨時会から、本会議と各委員会を本庁舎1階ロビーにてテレビ放送しています。さらに、平成16年6月定例会からは、インターネットでの生中継を開始しています。

また、機器の老朽化等により配信時に画像や音声に不具合が生じていたため、議会中継システムを更新し、平成26年6月定例会から新システムでの供用を開始しています。

事業年度 平成25年度、平成26年度(平成26年6月定例会から供用開始)

事業費	音響映像システム (本会議場・委員会室)	15,823千円
	デジタル放送・配信機器等	4,855千円
	その他工事・調整費等	3,014千円

合計 23,692千円

財源内訳	国庫支出金	21,298千円
	一般財源	2,394千円

### (3) ホームページ

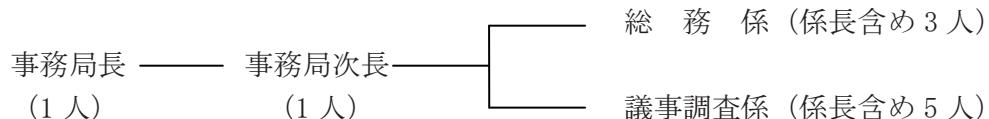
概要	市議会の仕組みや活動状況を広報するため、八代市ホームページのリニューアルにあわせて議会ホームページを開設。
開始年度	平成14年度（旧八代市：平成15年4月1日から運用開始）
掲載内容	①議長あいさつ ②市議会のあらまし ③請願・陳情について ④議会の傍聴について ⑤市議会の構成（議員名簿） ⑥会議日程 ⑦会議録の閲覧（検索システム） ⑧市議会だより ⑨議会中継ライブラリー ⑩八代市政の概要 ⑪政務活動費 ⑫行政視察の受け入れ

## 13 議会事務局

### (1) 職員数

定数 10人 現員数 10人（ほか嘱託職員2人）

### (2) 組織



## 14 議会費予算（平成26年度当初）

目	本年度	節		メモ
		区分	金額	
1 議会費	千円 442,028	1 報酬	千円 162,492	【議員共済給付費負担金】 420,000円×32人×12×52.8/100 =85,155,840円
		2 給料	39,844	【議員共済事務費負担金】 13,000円×32人=416,000円
		3 職員手当等	66,293	※平成23年6月1日の地方議会年金制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する負担
		4 共済費	99,323	【会議出席費用弁償】 ※延べ1,408人分 (他に、広報委員会出席分延べ112人分) 10km未満 3,300円／1日 10km以上20km未満 4,100円／1日 20km以上30km未満 4,800円／1日 30km以上 5,500円／1日
		7 賃金	3,214	
		9 旅費	14,137	【議員期末手当】 6月 1.40万円 12月 1.55万円 計 2.95万円 × 加算率1.15
		10 交際費	600	
		11 需用費	6,063	
		12 役務費	136	
		13 委託料	7,562	
		14 使用料及び賃借料	1,309	
		18 備品購入費	28,300	
		19 負担金補助及び交付金	12,755	
計	442,028		442,028	

## 15 選挙

### (1) 選挙人名簿登録者数 (9月2日現在定時登録者数)

年	登録者数
H21年	110,942人
H22年	110,450人
H23年	109,889人
H24年	109,328人
H25年	108,627人

### (2) 選挙結果

#### ①市長

期日	当日有権者数	投票者数	投票率	候補者数	当選者得票
H21. 8.23	110,139人	85,109人	77.27%	2人	44,633票
H25. 9. 1	107,955	72,318	66.99	2	39,926

#### ②市議会議員

期日	当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数	当選者	
						最高得票	最低得票
H21. 8.23	110,139人	85,099人	77.27%	34人	40人	4,280票	1,623票
H25. 9. 1	107,955	72,354	67.02	32	35	4,161	1,498

#### ③県知事

期日	当日有権者数	投票者数	投票率	候補者数	当選者の八代市得票分
H11. 1.31	112,833人	49,472人	43.85%	3人	36,865票
12. 4.16	111,714	70,432	63.05	3	35,473
16. 4. 4	111,599	42,361	37.96	2	36,803
20. 3.23	110,727	50,242	45.37	5	21,706
24. 3.25	108,796	37,783	34.73	2	33,917

(注) 数値は旧6市町村分の合計

#### ④県議会議員

##### ア 旧八代市分

期日	当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数	当選者	
						最高得票	最低得票
H11. 4.11	82,610人	57,022人	69.03%	3人	4人	20,427票	11,505票
14. 5.19 (補欠選挙)	83,126	45,476	54.71	2	5	14,578	11,287
15. 4.13	83,252	53,923	64.77	3	5	13,825	11,856

##### イ 旧5町村分

期日	当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数	当選者	
						最高得票	最低得票
H11. 4.11	人	人	%	無投票人	人	票	票
14. 5.19 (補欠選挙)				旧5町村では未執行			
15. 4.13	28,593	23,055	80.63	2	3	11,254	6,245

##### ウ 八代市分

期日	当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数	当選者	
						最高得票	最低得票
H19. 4. 8	110,903人	70,220人	63.32%	4人	7人	15,629票	11,540票
H23. 4. 10	108,788	54,026	49.66	4	5	16,552	10,715

### III 総務・企画

1. 歴代特別職	27
2. 総合計画	29
3. 行政機構	31
4. 職員構成	33
5. 報酬・給与	34
6. 旅費	38
7. 職員の退職・研修	39
8. 行財政改革	42
9. 市町村合併	46
10. 公共交通	49
11. 情報管理	50
12. 広報広聴	52
13. 市民相談等	55
14. 国際交流	56
15. 表彰	58
16. 開発（港湾・干拓・土地開発）	59
17. 広域行政	66
18. 市庁舎	76



# 1 歴代特別職

## (1) 市長(任期4年)

氏名	就任	退任	備考
坂田孝志	平成17年 9月 4日	平成21年 9月 3日	
福島和敏	平成21年 9月 4日	平成25年 9月 3日	
中村博生	平成25年 9月 4日		

## (2) 副市長(任期4年)

氏名	議会同意年月日	就任	退任	備考
片岡楯夫	平成17年 9月21日	平成17年 9月26日	平成19年 7月31日	
佐藤克英	平成18年 3月24日	平成18年 4月 1日	平成21年 3月31日	
畠坂純夫	平成20年 3月17日	平成20年 4月 1日	平成21年 9月 3日	
上野美磨	平成21年 9月16日	平成21年10月 1日	平成25年 9月 3日	
永原辰秋	平成25年 9月20日	平成25年 9月26日		

## (3) 監査委員(議見者)(任期4年)

氏名	議会同意年月日	就任	退任	備考
福嶋達期	平成17年 9月21日	平成17年 9月26日	平成21年 9月 3日	
岡山元紀	平成17年 9月21日	平成17年 9月26日	平成21年 9月25日	※
小嶋宣雄	平成21年 9月16日	平成21年 9月26日	平成25年 9月 3日	
渕川邦紘	平成21年 9月16日	平成21年 9月26日	平成25年 9月25日	※
江崎眞通	平成25年 9月20日	平成25年 9月26日		
藤崎智	平成25年10月30日	平成25年11月 1日		※

(注) 備考欄の※は非常勤を示す

## (4) 監査委員(議会選出)(任期4年)

氏名	議会同意年月日	就任	退任	備考
渡辺俊雄	平成17年 9月21日	平成17年 9月26日	平成19年 9月 5日	
田中安	平成19年 9月21日	平成19年10月 1日	平成20年 9月18日	
矢本善彦	平成21年10月30日	平成21年11月 2日	平成23年 9月20日	
橋本幸一	平成23年 9月21日	平成23年 9月22日	平成25年 9月 3日	
上村哲三	平成25年10月30日	平成25年11月 1日		

## (5) 教育長(任期4年)

氏名	就任	退任	備考
増田國夫	平成17年 8月 1日	平成17年 9月21日	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31.10.1施行)施行令19条による選任
増田國夫	平成17年 9月22日	平成21年 9月21日	
吉田浩一	平成21年11月 2日	平成24年 8月31日	
広崎史子	平成24年10月 1日		

特別職現職者氏名

(6) 教育委員（任期4年）

(教育委員会)

職　　名	氏　　名	任　　期
委　　員　　長	高　浪　智　之	H25. 11. 2～H29. 11. 1
委員（職務代理者）	澤　村　勝　士	H22. 10. 1～H26. 9. 30
委　　員　　員	倉　野　敏　郎	H25. 11. 2～H29. 11. 1
委　　員　　員	小　嶋　ひ　ろ　み	H23. 10. 1～H27. 9. 30
教　　育　　長	広　崎　史　子	H24. 10. 1～H28. 9. 30

(7) 公平委員（任期4年）

(公平委員会)

職　　名	氏　　名	任　　期
委　　員　　長	丁　烟　佐　代	H23. 10. 1～H27. 9. 30
委員長職務代理者	水　本　和　人	H24. 10. 1～H28. 9. 30
委　　員　　員	加　藤　泰　憲	H25. 11. 2～H29. 11. 1

(8) 固定資産評価審査委員（任期3年）

(固定資産評価審査委員会)

職　　名	氏　　名	任　　期
委　　員　　長	岩　本　敏　弘	H23. 9. 22～H26. 9. 21
委　　員　　員	丹　後　田　良　一	H23. 9. 22～H26. 9. 21
委　　員　　員	末　富　一　徳	H23. 9. 22～H26. 9. 21

(9) 農業委員（任期3年）

(農業委員会)

職　　名	氏　　名	任　　期
会　　長	濱　　計　一	H24. 8. 1～H27. 7. 31
会長職務代理者	亀　山　初　雄	H24. 8. 1～H27. 7. 31
会長職務代理者	石　岡　孝　士	H24. 8. 1～H27. 7. 31

※①選挙（30名・氏名略）

②団体推薦（任期H24. 8. 1～H27. 7. 31）岩崎 政信・萩本 厚生・有田 行則

③議会推薦（任期H24. 8. 1～H27. 7. 31）石岡 孝士・井戸美智子・武原 祐子・山本 實

(10) 選挙管理委員（任期4年）

(選挙管理委員会)

職　　名	氏　　名	任　　期
委　　員　　長	西　村　壽　美　雄	H25. 10. 30～H29. 10. 29
委員長職務代理者	木　田　哲　次	H25. 10. 30～H29. 10. 29
委　　員　　員	中　村　安　雄	H25. 10. 30～H29. 10. 29
委　　員　　員	尾　崎　信　一	H25. 10. 30～H29. 10. 29
補　　充　　員	木　本　博　明	H25. 10. 30～H29. 10. 29
補　　充　　員	松　永　京　子	H25. 10. 30～H29. 10. 29
補　　充　　員	榎　本　節　男	H25. 10. 30～H29. 10. 29
補　　充　　員	石　田　清　春	H25. 10. 30～H29. 10. 29

## 2 総合計画

### (1) 新市建設計画（計画期間 平成17年度～平成27年度）

#### 計画の主旨

新市建設計画は、「市町村の合併の特例に関する法律（第3条第1項）」を根拠とし、合併関係市町村が合意した合併後の地域のビジョンを示したものであり、合併後は、計画に掲げられた各種の政策や事業を推進していくことになる。また、新市において改めて策定される総合計画の基礎となるとともに、その総合計画に基づき、新市における具体的な事業展開が図られることになる。

#### 新市づくりの理念

「“創生”輝く新都八代」

－豊かな資源を活かし、個性きらめく交流拠点都市へ－

恵まれた資源を活かして、発展する豊かなまち

人と地域が主役のまち

将来目標人口

15万人

・「実りのくに」づくり

・「抛りのくに」づくり

・「躍りのくに」づくり

・「誇りのくに」づくり

#### 市の将来像

（計画期間 平成20年度～平成29年度）

#### ①基本構想（要旨）

##### 趣旨と目的

八代市総合計画は、「新市建設計画」を尊重しつつ急速に進展する時代背景のなか、市の一体感の醸成を促すと同時に、多様化する市民ニーズをまちづくりに反映し、市民と行政が協働し、より発展的かつ具体的にまちづくりに取り組むことを目的として策定する。

##### 構成と期間

この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。

##### 基本構想

・・・まちづくりの理念と市の将来像を明らかにし、それを実現するための基本目標と施策の大綱を示したものである。

平成20年度（2008年度）から平成29年度（2017年度）までの10カ年の計画を策定する。

##### 基本計画

・・・基本構想で明らかにした市の将来像を実現するために、必要な基本的施策を体系的に示したものである。

前期5カ年、後期5カ年の計画とする。

##### 実施計画

・・・基本計画で示された基本的施策を計画的かつ効率的に実現するために、具体的な事業や施策の内容を明らかにするものである。

3カ年計画として策定し、毎年ローリング（見直し・調整）する。

##### まちづくりの理念

お互いを尊重しあう平和な社会のもと、個性と魅力があふれた心豊かなひとづくりをすすめ、人と自然が共生し、安全で快適に暮らせる、誰もが住みたい、住み続けたいと思える元気なまちづくりをすすめる。

やすらぎと活力にみちた魅力かがやく 元気都市“やつしろ”

平成29年度

130,000人

第1章 誰もがいきいきと暮らすまち

- ・人権が尊重される平等なまちづくり
- ・安心して出産・子育てできるまちづくり
- ・健やかに暮らせるまちづくり

第2章 郷土を拓く人を育むまち

- ・八代の未来を担うひとづくり
- ・生涯を通じた学びのまちづくり
- ・スポーツに親しめる環境づくり
- ・文化のかおり高いまちづくり

	第3章 安全で快適に暮らせるまち
	・うるおいのある快適なまちづくり
	・安全で安心なまちづくり
	・暮らしを支えるまちづくり
	・情報通信技術（ＩＣＴ）を利用した暮らしに役立つまちづくり
	第4章 豊かさとぎわいのあるまち
	・豊かな農林水産業のまちづくり
	・活力ある商工業のまちづくり
	・にぎわいのある観光のまちづくり
	第5章 人と自然が調和するまち
	・自然と共生するまちづくり
	・環境を支えるひとづくり
	・環境にやさしいまちづくり
計画推進の方策	第1章 効率的・効果的な行財政の運営
	第2章 協働によるまちづくりの推進

### （3）過疎計画

①八代市過疎地域自立促進計画（計画期間 平成22年度～平成27年度）

策定の意義

時限立法である過疎地域自立促進特別措置法の失効期限が平成28年3月31日までの6年間延長されたことを受け、本市においても平成22年度を始期とする6年間の八代市過疎地域自立促進計画を策定。今般の法改正により市町村計画の策定義務はなくなったものの、今後も過疎地域における生活基盤整備等が地域振興を図る上で重要とらえ、新たに計画策定を行っている。

なお、平成22年度以降は坂本、東陽、泉の3地域が合併前の旧過疎市町村を区域とする一部過疎地域として指定を受けている。

議決年月日

平成22年9月17日

計画の大綱

第1部 産業の振興

- ・農業
- ・林業
- ・水産業
- ・商業
- ・工業
- ・観光

第2部 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

- ・交通通信
- ・地域間交流の促進

第3部 生活環境の整備

- ・上水道・生活排水処理
- ・ごみ・し尿処理
- ・防災

第4部 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- ・高齢者福祉
- ・障がい者福祉
- ・児童福祉
- ・母子・父子福祉、生活保護

第5部 医療の確保

第6部 教育の振興

- ・学校教育
- ・社会教育
- ・スポーツ・レクリエーション

第7部 地域文化の振興等

第8部 集落の整備

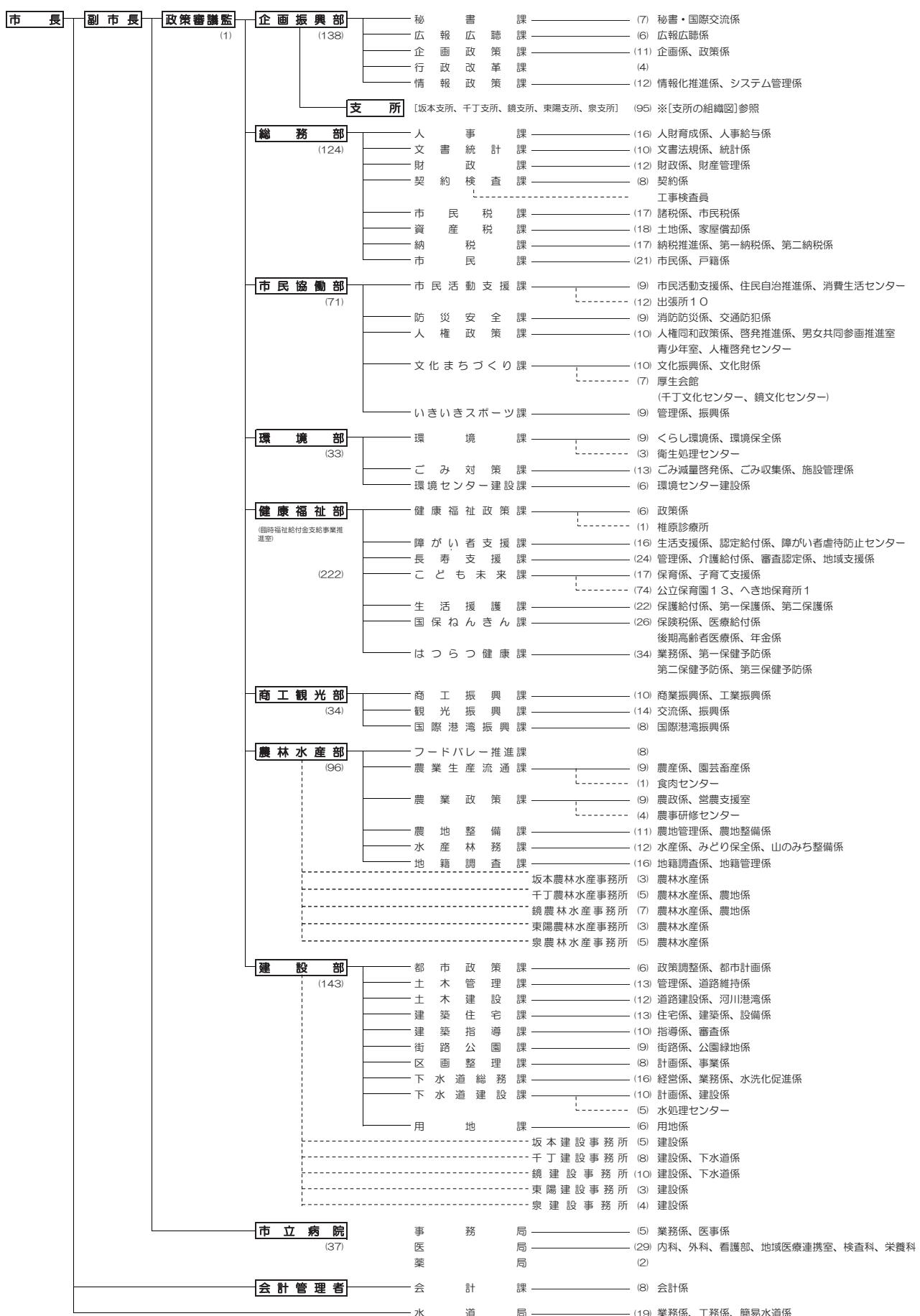
第9部 その他地域の自立促進に関し必要な事項

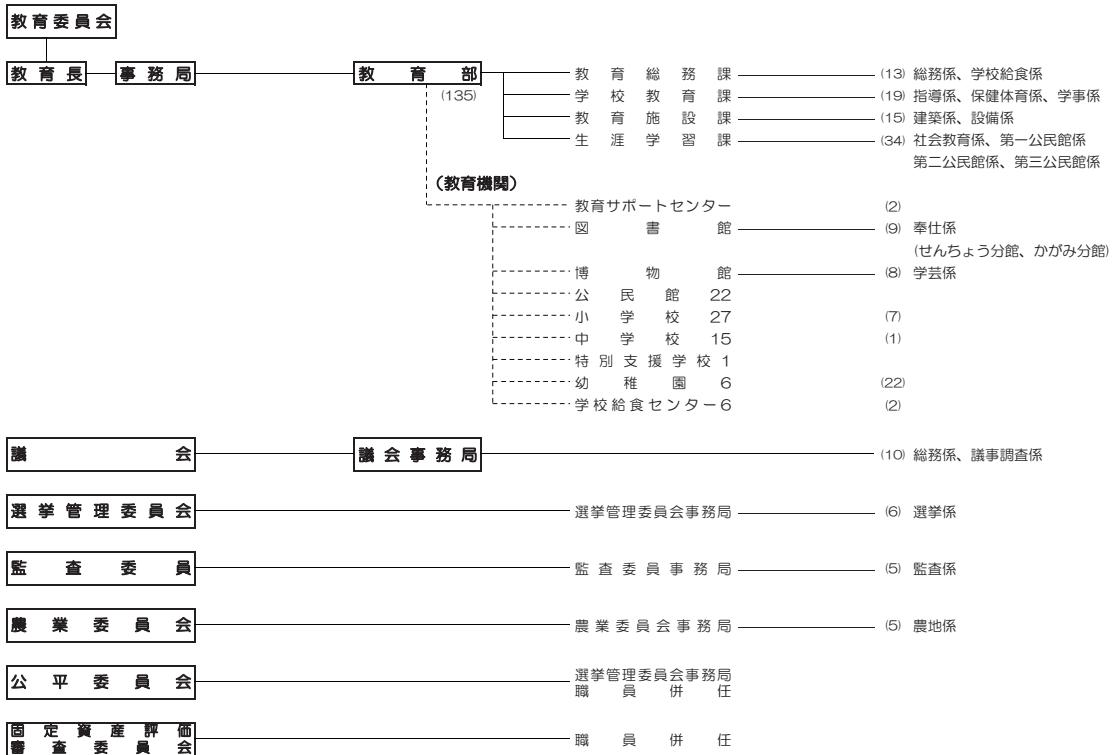
### 3 行 政 機 構

9 部 71 課 10 事務所 170 係 1,087人 (条例定数1,329人)

平成26年4月1日現在

( ) 内は人数





※  
**支所の組織図**



【支 所】

名 称	所 在 地	電 話 番 号
坂 本 支 所	八代市坂本町坂本 4228 番地 12	0965-45-2211
千 丁 支 所	八代市千丁町新牟田 1502 番地 1	0965-46-1101
鏡 支 所	八代市鏡町内田 453 番地 1	0965-52-1111
東 陽 支 所	八代市東陽町南 1105 番地 1	0965-65-2111
泉 支 所	八代市泉町柿迫 3131 番地	0965-67-2111

【出 張 所】

名 称	所 在 地	電 話 番 号
太 田 郷 出張所	八代市井上町 601 番地 1	0965-32-4995
八 千 把 出張所	八代市上野町 1193 番地 1	0965-32-2531
高 田 出張所	八代市本野町 505 番地	0965-32-2451
金 剛 出張所	八代市揚町 800 番地 2	0965-32-3981
郡 築 出張所	八代市郡築六番町 61 番地 2	0965-37-0328
宮 地 出張所	八代市宮地町 383 番地	0965-32-2511
昭 和 出張所	八代市昭和明徴町 730 番地 1	0965-37-2015
龍 峯 出張所	八代市興善寺町 1952 番地	0965-39-0001
日 奈 久 出張所	八代市日奈久塩南町甲 13 番地	0965-38-0614
二 見 出張所	八代市二見下大野町 2432 番地 1	0965-38-9222

## 4 職 員 構 成

### (1) 職員定数

改 正 議 決 施 行 年 月 日	H17. 8. 1(専決) H17. 8. 1	H19. 3. 30(専決) H19. 4. 1	H20. 4. 21(専決) H20. 4. 1
総 計	1,329	1,329	1,329
市 長 事 務 部 局	1,096	1,081	1,077
議 会 事 務 局	10	10	10
選 管 委 事 務 局	7	7	7
農 業 委 事 務 局	8	8	8
監 査 委 事 務 局	7	7	7
教 育 委 員 会	184	199	199
公 平 委 事 務 局	1	1	1
水 道 企 業	16	16	20

## 5 報酬・給与

(1) 主要特別職報酬給料額推移(月額)

単位：(円)

職名	議決年月日	H17. 8. 1(専決)	H24. 3. 21
	適用年月日	H17. 8. 1	H24. 4. 1
議長		497,000	493,000
副議長		451,000	448,000
議員		423,000	420,000
市長		920,000	914,000
副市长		736,000	731,000
監査委員(識見常勤)		497,000	493,000
監査委員(識見非常勤)		105,000	105,000
監査委員(議会選出)		27,600	27,600
教育委員会委員長		64,900	64,900
委員		60,700	60,700
教育長		644,000	639,000
選挙管理委員会委員長		30,100	30,100
委員		26,900	26,900
補充員 (日額)		6,200	6,200
公平委員会委員長		18,900	18,900
委員		17,900	17,900
農業委員会会長		46,000	46,000
職務代理		39,500	39,500
委員		36,800	36,800
固定資産評価審査委員会委員 (日額)		8,400	8,400
適用	H18. 4. 1～H21. 3. 31までの特例 ・市長855,000円 ・副市长684,000円 ・監査委員(識見常勤)462,000円 ・教育長598,000円		

(2) 級別職員給料(月額)

(平成26年4月1日現在)

区分	職務の級	職員数(人)	給料(円)			摘要
			最高	最低	平均	
行政職	7級	36	460,404	435,300	443,972	政策審議監、部長、技監、総括審議員、議会事務局長、部次長、支所長、会計管理者、首席審議員、理事
	6級	83	422,600	402,100	416,555	部次長、支所長、会計管理者、首席審議員、理事、課長、部審議員、審議員、主幹
	5級	169	416,551	358,800	391,257	課長、部審議員、審議員、主幹、課長補佐、副主幹
	4級	213	400,692	324,600	360,036	課長補佐、副主幹、係長、主査、参事、副参事
	3級	412	342,700	222,900	297,257	係長、主査、副参事、主任、副主任
	2級	70	291,400	191,200	218,924	主任、技師
	1級	53	203,300	144,500	181,160	主任、技師
技能労務職	5級					主任技師
	4級	10	304,600	266,200	282,540	主任技師
	3級	2				技師、主任技師
	2級					技師
	1級					技師
医療職1	4級					院長、副院長、医局長
	3級	3	513,900	486,000	502,133	院長、副院長、医局長、部長
	2級	1				部長、副部長、医長、医師
	1級					医長、医師
医療職2	5級					薬局長
	4級					薬局長、副主幹、検査長、薬剤長、主査、参事、主任
	3級	2				検査長、薬剤長、主査、参事、主任
	2級	2				技師
	1級	1				技師
医療職3	5級	1				主幹、総看護師長
	4級	3	380,000	330,400	361,400	総看護師長、副主幹、看護師長、地域医療連携室長、主任看護師、主任
	3級	17	379,165	256,600	313,092	看護師長、地域医療連携室長、主任看護師、主任
	2級	3	254,800	180,500	211,200	技師
	1級					技師
合計	1,081			328,922		

(注1) 「合計」の平均は、技能労務職及び医療職を除く

(級号給分布表より)

(注2) 個人を特定できるものについては、記載していません。

(3) 初任給 (平成26年4月1日現在)

- 新制高校卒業 1級 5号給 (140,100円)
- 短期大学卒業 1級15号給 (152,800円)
- 新制大学卒業 1級25号給 (172,200円)

#### (4) ラスパイレス指数

年度別推移

年度	ラスパイレス指数	年度	ラスパイレス指数
H20	96.8	H23	97.8
H21	97.6	H24	105.8 (97.8)
H22	98.1	H25	105.1 (97.1)

※H24・25年度の( )内の数値は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

#### (5) 職員手当

①管理職手当

支給対象職員の範囲	支給額
政策審議監、部長、技監、総括審議員、議会事務局長	月額 67,900円
部次長、支所長、会計管理者、首席審議員	月額 57,200円
理事、総括工事検査員、課長(ただし、給料の調整に関する規則(平成17年八代市規則第40号)の適用を受ける課長及び教育サポートセンター所長を除く。)、企画振興審議員、総務審議員、市民協働審議員、環境審議員、健康福祉審議員、商工観光審議員、農林水産審議員、建設審議員、教育審議員、図書館館長、博物館未来の森ミュージアム副館長、椎原診療所長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、市立病院事務長、議会事務局次長	月額 44,300円
市立病院の院長	月額 100,000円
市立病院の副院長及び医局長	月額 80,000円
市立病院の部長及び副部長	月額 70,000円
市立病院の薬局長	月額 44,300円

②期末勤勉手当

支給月	種別	市議会議員	常勤特別職	特定幹部職員	一般職	国公基準(一般職)
6月	期末手当	1.4カ月分	1.4カ月分	1.025カ月分	1.225カ月分	1.225カ月分
	勤勉手当	—	—	0.875	0.675	0.675
	計	1.4	1.4	1.9	1.9	1.9
12月	期末手当	1.55	1.55	1.175	1.375	1.375
	勤勉手当	—	—	0.875	0.675	0.675
	計	1.55	1.55	2.05	2.05	2.05
合計	期末手当	2.95	2.95	2.2	2.6	2.6
	勤勉手当	—	—	1.75	1.35	1.35
	計	2.95	2.95	3.95	3.95	3.95

(注) 平成23年4月1日より施行

③特殊勤務手当

特殊勤務手当の名称	手当の対象業務	手当の額
税務手当	市税の賦課又は調査のため個別訪問したとき。	1日 250円
	市税の徴収のため個別訪問したとき。	1日 300円
	動産の差押え又は差押物件の引揚げに直接従事したとき。	1日 300円
福祉業務手当	ケースワーカー、査察指導員又は面接員が生活保護法の規定に基づき、調査又は指導に直接従事したとき。	1日 250円
	関係法規に基づき、老人又は心身障害者の施設入所等のため外勤して面接又は調査(市長が困難であると認めるものに限る。)に直接従事したとき。	1日 200円
	行旅病人の救護又は収容に直接従事したとき。	1回 1,000円
	行旅死亡人の収容に直接従事したとき。	1回 2,000円
感染症防疫作業手当	感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する感染症のうち市長が定めるものをいう。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いがある患者の救護等又は感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いがある物件等の処理作業に直接従事したとき。	1日 400円
特別作業手当	ごみ処理施設に勤務する職員がごみ収集作業又は塵芥処理作業に直接従事したとき。	1日 350円
	ごみ処理施設に勤務する職員	1日 100円
	犬、猫等の死体の処理作業に直接従事したとき。	1件 400円
	衛生処理センターに勤務する職員が破碎機、し渣除去装置等の清掃作業又はし渣の運搬作業に直接従事したとき。	1日 500円
	衛生処理センターに勤務する職員	1日 100円
	遺体の埋葬、火葬その他の必要な措置に直接従事したとき。	1日 800円
	食肉センターに勤務する職員	1月 3,500円
	人体に有害な薬品を使用して消毒作業に直接従事したとき。	1日 300円
	人体に危険な有害薬品を使用して化学分析業務に直接従事したとき。	1日 250円
	保健師、栄養士、看護師又は作業療法士が関係法規に基づき、訪問指導(市長が困難であると認めるものに限る。)に直接従事したとき。	1日 200円
用地交渉手当	公共事業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償の交渉業務のうち市長が困難であると認めるもので直接権利者と交渉に当たったとき。	1日 470円
公共土木施設災害応急作業等手当	市が管理する河川の堤防又は道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあるものにおける巡回監視又は応急作業に直接従事したとき。	
	(ア)巡回監視に直接従事したとき。	1日 480円
	(イ)応急作業に直接従事したとき。	1日 730円

特殊勤務手当の名称	手当の対象業務	手当の額
下水道使用料徴収手当	下水道使用料又は下水道事業受益者負担金の徴収のため個別訪問したとき。	1日 300円
放射線取扱手当	市立病院に勤務する診療放射線技師又は診療エックス線技師が放射線を直接人体に対して照射する作業に従事したとき。	1日 230円
夜間看護手当	市立病院に勤務する看護師又は准看護師が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の勤務に従事したとき。 (1)その勤務時間が深夜の全部を含む勤務であるとき。 (2)その勤務時間が深夜の一部を含む勤務であるとき。 (ア)4時間以上 (イ)2時間以上4時間未満 (ウ)2時間未満	1回 4,000円 1回 3,300円 1回 2,900円 1回 2,000円
医師研究手当	診療所に勤務する医師がその業務に従事したとき。	1月 65,000円
簡易水道業務手当	水道料金の徴収のため個別訪問したとき。 給水停止処分又は給水停止解除の業務に直接従事したとき。	1日 300円 1件 210円
水道料金徴収手当	水道料金の徴収のため個別訪問したとき。	1日 300円
停水手当	給水停止処分又は給水停止解除の業務に直接従事したとき。	1件 210円

## 6 旅 費

### (1) 会議等出席費用弁償（議員のみ）

#### ①支給範囲

- ア 議会の会議に出席したとき
- イ 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員が所属委員会に出席したとき
- ウ 議長（副議長が地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行ったときは副議長）が常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に出席したとき

#### ②支給額

- ア 自宅からの距離が10km未満の場合は日額3,300円
- イ 自宅からの距離が10km以上20km未満の場合は日額4,100円
- ウ 自宅からの距離が20km以上30km未満の場合は日額4,800円
- エ 自宅からの距離が30km以上の場合は日額5,500円

### (2) 旅費

職名	車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
市議会議員	円 37	円 3,000	円 14,800	円 3,000
市長	37	3,000	14,800	3,000
副市長・監査委員	37	2,700	13,100	2,700
教育長・教育委員	37	2,700	13,100	2,700
地方自治法第203条の特別職 (市議会議員・教育委員等除く)	37	2,700	13,100	2,700
一般職 6~7級の職務者	37	2,500	11,800	2,500
5級以下の職務者	37	2,200	10,900	2,200

## ①鉄道賃

- ア 運賃の等級を 2 階級に区分する場合は、上級の運賃
- イ 運賃の等級を設けない場合は、その乗車に要する運賃
- ウ 急行料金を徴する路線で運賃の等級を設けている場合は、その運賃と同一等級の急行料金、設けていない場合は、その乗車に要する急行料金とし、片道 100km 以上は特別急行料金、片道 50km 以上は普通急行料金を支給
- エ 座席指定料金は、普通急行列車を運行する路線による旅行で片道 50km 以上のもの及び特別急行列車を運行する路線による旅行で片道 100km 以上のものに該当する場合に限り支給

## ②船賃

- ア 運賃の等級を 3 階級に区分する場合、地方自治法第 207 条による者及び一般職（以下、一般職という）は、下級、そのほかは中級の運賃
- イ 運賃の等級を 2 階級に区分する場合、一般職は下級、そのほかは上級の運賃
- ウ 運賃の等級を設けない場合は、その乗船に要する運賃
- エ 座席指定料金を徴する船舶を運行する行路の場合は、一般職等を除き座席指定料金を支給
- オ ア及びイで同一階級の運賃をさらに 2 以上に区分する船舶による旅行の場合は、同一階級内の最上級の運賃

## ③航空賃

航空旅行については、路程に応じ現に支払った旅客運賃を支給

## ④日当

熊本県内の旅行の場合における日当の額は、定額の 2 分の 1 に相当する額による。ただし、熊本県内の旅行の場合において、公用車を使用するときは、日当は支給しない

## ⑤宿泊料

旅行中の夜数に応じて、各区分による定額を上限として、その実費を支給する

## ⑥食卓料

水路及び航空旅行の夜数に応じて支給する

## ⑦外国旅行

外国旅行の旅費は、国家公務員の例を基準として市長が定める（ただし、「支度料」は支給しない）

## ⑧市内出張旅費

- ア 在勤地から目的地までの距離が 8km 以上の市内出張の場合は、1km 当り 37 円の車賃を支給。ただし、当該支給額がバス運賃の実費に満たない場合は、バス運賃を支給
- イ 船賃を要する市内出張は、アの車賃のほか、船賃の実費を支給
- ウ 職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊したときは、ア、イのほか条例に定める宿泊料（上掲）の 2 分の 1 に相当する額を支給する。ただし、五家荘地区に出張した場合の旅費については別に定める。

## 7 職員の退職・研修

### (1) 職員の退職制度

#### 早期退職希望者募集制度

目 的	職員の年齢別構成を適正化し、組織の活性化を図る。
対 象 者	退職すべき期日において年齢が 45 歳以上のもの。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。 (1)非常勤職員 (2)臨時の任用職員又は任期を定めて任用されている職員 (3)定年に達したことにより年度末に退職することとなる職員 (4)懲戒処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
募 集 人 員	10 名
募 集 期 間	当該年度の 12 月 26 日まで
退職すべき日	年度末の間で市長が定める日
優遇措置	①退職時年齢が 45 歳以上 59 歳 6 か月未満で、かつ勤続年数が 20 年以上 25 年未満の職員には、退職手当は条例第 5 条を適用する。 ②退職時年齢が 45 歳以上 59 歳 6 か月未満で、かつ勤続年数が 25 年以上の職員には、退職手当は条例第 6 条を適用する。（別記 1 参照）

(別記1) 八代市職員退職手当支給条例に基づく支給率

退職事項 期間区分	第4条（普通退職）		第5条（長期勤務の退職等）		第6条（長期勤務の定年退職等）		第6条の3		第7条		第7条の5	
	第1項	第2項	第1項	第2項	第1項	第2項	勤定 年 期 限 前 退 職 者 上 以 上	最高限度額	最高限度額	最高限度額	最高限度額	最高限度額
傷自己病・都合公務外勤災害死亡	一項以外の自己都合	一項未満	年十未十五、年满二十以上、年勧奨未满二十年以上二年勤続年以上十五年以上五年定二年	（一）病未十一年、病未十一・勤続通年以上死亡用を準用	（一）病未十一年、病未十一・勤続通年以上死亡用を準用	（一）病未十一年、病未十一・勤続通年以上死亡用を準用	（一）病未十一年、病未十一・勤続通年以上死亡用を準用	（一）病未十一年、病未十一・勤続通年以上死亡用を準用	（一）病未十一年、病未十一・勤続通年以上死亡用を準用	（一）病未十一年、病未十一・勤続通年以上死亡用を準用	（一）病未十一年、病未十一・勤続通年以上死亡用を準用	（一）病未十一年、病未十一・勤続通年以上死亡用を準用
1年未満												月額×270/100
1年以上満2年未満												月額×360/100
2年未満												月額×450/100
3年以上												月額×540/100
1年以下	月額×100/100×年数		月額×100/100×年数×60/100	月額×125/100×年数		月額×150/100×年数	(月額+月額×(定年一年齢×0.03)×150/100×年数)					
10年以下	月額×110/100×年数		月額×110/100×年数×80/100	月額×137.5/100×年数		月額×165/100×年数	(月額+月額×(定年一年齢×0.03)×165/100×年数)					
11年以下	月額×110/100×年数											
15年以下	月額×110/100×年数											
11年以上	月額×160/100×年数×90/100											
25年以下	月額×160/100×年数											
16年以下	月額×160/100×年数×90/100											
19年以下	月額×160/100×年数											
16年以上	月額×160/100×年数											
20年以下	月額×200/100×年数											
16年以上	月額×200/100×年数											
24年以下	月額×200/100×年数											
21年以下	月額×200/100×年数											
25年以下	月額×200/100×年数											
26年以下	月額×160/100×年数											
30年以下	月額×160/100×年数											
26年以上	月額×180/100×年数											
34年以下	月額×180/100×年数											
31年以上	月額×120/100×年数											
35年以上	月額×105/100×年数											
最高限度額												月額×60

## (2) 職員研修制度

実 施 平成 25 年度

目 的 市民全体の奉仕者としてふさわしい品位と識見を備えた能率的な職員を養成し、市行政の円滑な運営に資することを目的とする。

研修内容 職員が現在ついている職又は将来つくことが予想される職の遂行に必要な知識、技能、態度等を内容とする。

### ◎研修の種類及び対象職員

	研 修 名	対 象 者
階層別	新規採用職員研修	新規採用職員
	中級 1 部研修	採用後 5 年目の職員
	主任研修	主任昇任者
	新任係長研修	係長職昇任者
	新任課長研修	課長職昇任者
	五家荘自然塾研修	各部所属管理者及び係長職昇任合格者
派遣	市町村職員中央研修所	実務担当者
	全国市町村国際文化研修所	実務担当者
	自治大学校派遣研修	推薦する職員
	国・県等派遣研修	推薦する職員
	国土交通大学校派遣研修	推薦する職員
	全国建設研修センター派遣研修	実務担当者
	熊本県市町村職員研修協議会研修	希望する職員
特別	職場内研修担当者研修	各職場内研修担当職員
	人事考課研修	管理監督職
	メンタルヘルス研修（セルフケア）	希望する職員
	接遇・ビジネスマナー研修	希望する職員
	庶務事務研修	希望する職員
	財務事務研修	希望する職員
	女性キャリアデザイン研修	主任級の女性職員
	法制執務研修（基礎編）	希望する職員
	財政制度基礎講座	希望する職員
	ハラスメント防止研修	管理監督職
	人権同和問題研修	主任級の職員
	男女共同参画研修	希望する職員
	接遇研修	希望する職員
自己啓発	メンタルヘルス研修（ラインケア）	係長職以上の職員
	あいさつ特別講演	職場内研修担当者、希望する職員
自己啓発	通信教育講座助成	希望する職員

## 8 行財政改革

### (1) 八代市の行財政改革

#### ①八代市行財政改革推進本部

設 置	平成 17 年 10 月 7 日
目 的	社会経済情勢の変化に対応し、効率的かつ効果的な市政の実現を推進するため、八代市行財政改革推進本部を置く。
所掌事務	行財政改革大綱の策定及び実施に関すること。 行政組織機構の簡素化及び効率化に関すること。 事務事業の簡素化及び効率化に関すること。 その他行財政改革に係る重要な事項に関すること。
組 織	本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。 本部員は、教育長、代表監査委員、政策審議監、部長、議会事務局長及び本部長が指名した職員
幹 事 会	行財政改革大綱原案の策定、行財政改革の進行管理を行うため、本部の下部組織として幹事会を置く。幹事会は幹事長、副幹事長及び幹事で構成。
専門部会	所掌事務に係る専門の事項を調査研究させるため、必要に応じて専門部会を置く。
②八代市行財政改革推進委員会	
設 置	平成 17 年 12 月 26 日（第 2 期：平成 22 年 4 月 23 日）
目 的	社会経済情勢の変化に対応した効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、八代市行財政改革推進委員会を置く。
所掌事務	市長の諮問に応じて本市の行財政改革に関する重要な事項を審議し、その結果を市長に答申する。また、行財政改革に係る実施計画、実施状況等について適宜報告を受けるとともに、必要に応じて八代市行財政改革推進本部に対し提言又は助言を行う。
組 織	委員は 10 人以内とし、市政に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

### (2) 行財政改革の取り組み

#### ①第一次八代市行財政改革

基本方針	「行政経営」と「市民協働」を取り入れた市民のための行財政改革（市政改革）を進め、『市民が合併してよかったですと実感できるまちづくりを実現するための効率的かつ効果的な市政運営』を目指す。
取組事項	164 項目（行政経営：136 項目・市民協働：28 項目）
達成項目	99 項目
目標額	38 億円（計画期間累積）※歳出の見直しとして
取組成果	約 93 億円（計画期間累積）※歳入確保・歳出削減合わせて
計画期間	平成 18 年 11 月から平成 23 年 3 月まで

#### ②第二次八代市行財政改革

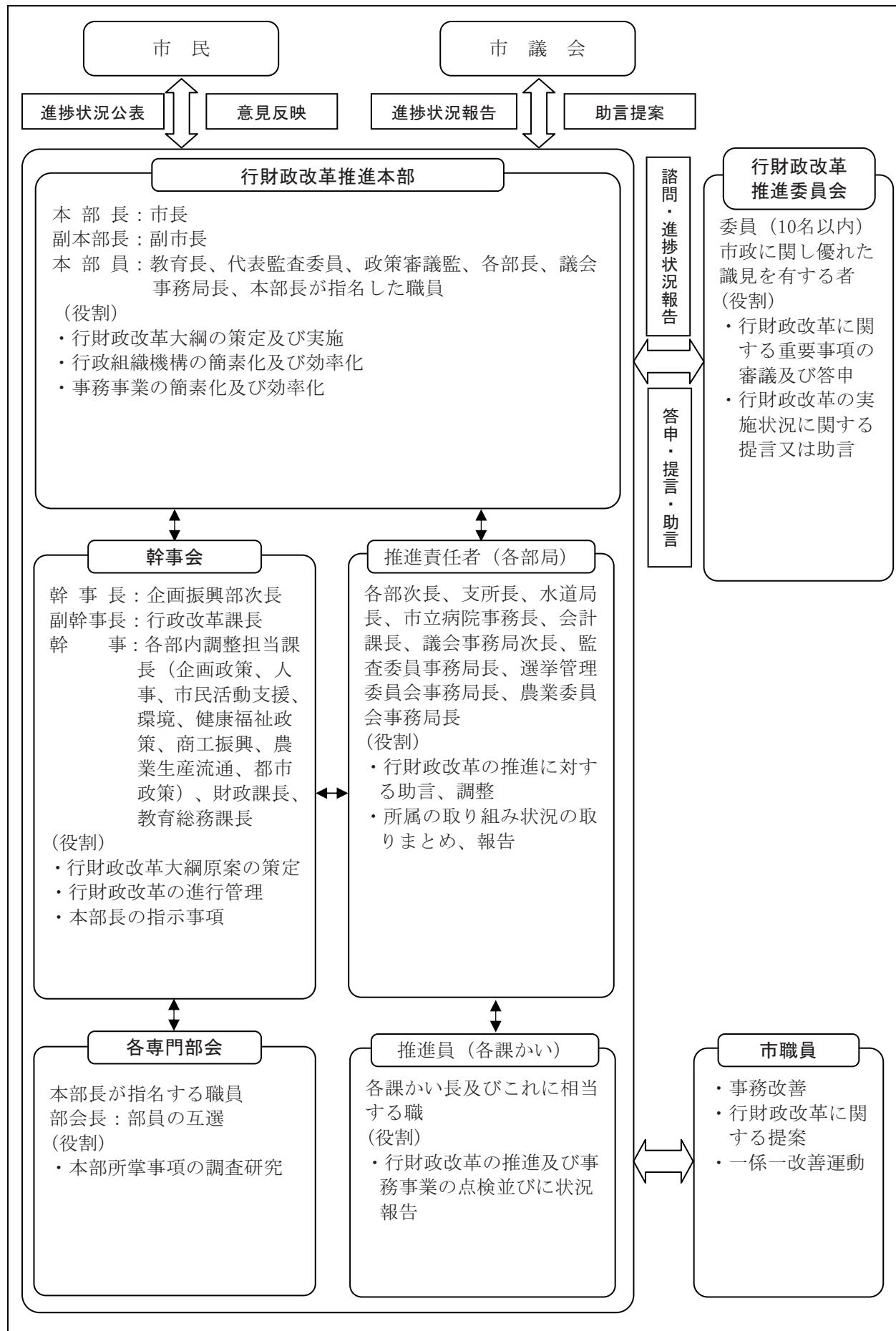
基本方針	「市民と市が一緒につくるまちを目指して『一歩前へ』」 これまでの経費節減・人員削減などの「量的改革」は、継続しながら、今後は、限りある行政資源をいかに効率的に活用するかという「質的改革」に重点を置き、また、市民の目線を取り入れた改革を積極的に進める。
取組事項	186 項目 ・行政運営力の向上 ー 行財政運営の改革ー ・組織力の向上 ー 組織人財の改革ー ・地域力の向上 ー 市民協働の推進ー

目標額	約 13 億円 ※歳入増加・歳出削減合わせて
計画期間	平成 23 年 4 月から平成 28 年 3 月まで

#### ◆平成 24 年度の進捗状況

平成 24 年度においては、全 186 項目の取組項目のうち 176 項目について取組を実施する計画としていたが、計画どおり実施できた項目が 165 項目（計画より進んだ 6 項目を含む）、計画どおり実施できなかつた項目が 11 項目であった。

# 八代市行財政改革推進体制



### (3) 本市の特徴的な取組

#### ○民営化等推進事業（八代市版市場化テスト）

経緯・第一次行財政改革実施計画において、民間の視点や創意工夫を活用するなどして民営化等を効果的に進めるための方策の検討・導入を盛り込む。また、第二次行財政改革実施計画においては、施設管理から事務事業への範囲の拡大を盛り込む。

- ・関係各課で民営化等を検討するに当たり、受け皿となる民間事業者が現に存在するのか、個々有している技術的課題に対応できるのか、採算の上から市民サービスに変動が生じる恐れはないのか、など不安材料が示されており解決策を講じる必要がある。
- ・受け手となる民間の参入意欲や参入に当たっての課題等を把握する必要がある。

理念的内容 民間でできるものは民間に委ねる改革の実施  
民営化・指定管理者制度・業務委託等を活用し、行財政改革を推進する。  
民営化等を計画的に進め行財政の効率化を図ると共に、民営化等へ移行後も円滑な市民サービスの提供が確保できるよう、事前に受け皿となる民間事業者の参入意欲や創意工夫を把握（民営化等推進調査）し、その結果も踏まえながら民営化等に当たっての方針を決定し、その具現化を図るもの

#### ◆民営化事例

- ・養護老人ホーム「氷川寮」（入所定員 50 人） 平成 21 年 4 月 1 日民営化
- ・救護施設「千草寮」（入所定員 50 人） 平成 21 年 4 月 1 日民営化
- ・養護老人ホーム「保寿寮」（入所定員 50 人） 平成 26 年 4 月 1 日民営化

#### ○行政評価

##### 行政評価の目的

市行政内部及び市民の視点で市の事務事業を評価・見直しを行い、八代市総合計画に基づく総合的かつ計画的な行政運営に資するとともに、成果を重視した効果的かつ効率的な行政運営を推進し、市政に関する透明性の向上や職員の行政運営に関する意識を改革することにより市民サービスの向上を図る。

##### 評価主体

行政評価は、「内部評価」と「外部評価」と「最終評価」の段階で評価する。

内部評価………各所属で、自らその所管する事務事業について、妥当性、有効性、効率性の視点から今後の方向性を含めて評価を行う。

外部評価………行政評価の客観性と信頼性を確保するという観点から、内部評価による「事務事業の自己評価」の考え方等について、第三者の視点で検証を行う。

外部評価委員の意見を参考にして選定した事務事業について、外部評価委員会（10 人以内）が 2 班に分かれて、班ごとに外部評価を実施する。

最終評価………行財政改革推進本部において、外部評価により評価された事務事業について、その評価結果を踏まえた最終的な評価及び対応方針の決定を行う。

##### 評価対象事務事業

平成 25 年度から全事務事業（ただし、一般事務経費及び給与経費を除く）を対象とする。

##### 評価の区分

事務事業の必要性や実施内容などを検討し、次の区分で評価を行う。

- ・不要、廃止等
- ・民間による実施
- ・次に掲げるいずれかの条件を付した上で市のによる実施
  - ア 民間委託の拡大及び市民等との協働化等
  - イ 要改善
  - ウ 現行どおり
  - エ 規模拡充

評価結果の公表

評価結果は、市ホームページ等で公表する。

評価結果の活用

評価結果は、総合計画の進行管理、予算への反映、決算審査資料その他の行政資料の作成などに活用するように努める。

(参考) 平成 22 年度・23 年度に実施した市民事業仕分け、平成 24 年度・25 年度に実施した外部評価による評価結果・市の対応方針

評価の区分	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	評価 結果	市の対 応方針	評価 結果	市の対 応方針	評価 結果	市の対 応方針	評価 結果	市の対 応方針
不要(廃止)	4	1	6	4	1	0	0	0
民間実施	0	0	0	0	0	0	0	0
市(民間委託拡大・ 市民協働化)(注)	14	9	5	2	0	0	2	2
市(要改善)	43	52	42	47	16	16	5	5
市(現行どおり)	10	9	15	15	1	2	5	5
市(規模拡充)	4	4	7	7	0	0	6	6

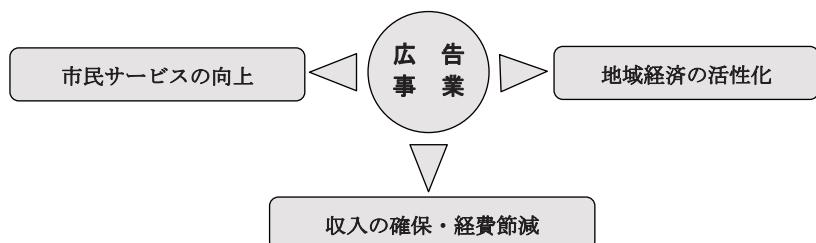
備考 評価対象事務事業は、22 年度・23 年度は 75 事業。24・25 年度は 18 事業。

注：平成 22 年度の評価区分は、「市(市民協働等)」

#### (4) 広告事業

○広告事業とは

市が所有する有形・無形のさまざまな資産を、民間企業等の広告掲載を通じて、その広告媒体としての活用を促進することにより、市の新たな財源の確保及び事業経費を削減し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図る事業。



○実績

ア 平成 21 年度(新規分)

・市民課窓口案内表示ディスプレイでの広告放映料

イ 平成 24 年度(新規分)

・広告入り庁舎等案内図

(検討中)

ア 各種封筒、ポスター、ちらし、パンフレットなどの印刷物

イ 庁舎・各種公共施設内の壁面、公用車など

ウ ネーミングライツ(総合体育館、厚生会館、ハーモニーホール等)

## (5) 入札監視委員会

導入概要	入札監視委員会は平成 12 年に公布された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律とその法律に基づく適正化指針に設置・運営するよう定められている。八代市では平成 15 年 6 月 19 日入札監視委員会設置要綱を定め、第 1 回の委員会を平成 15 年 8 月 18 日に開催し、以後毎年開催している。
組織構成	学識経験者等による第三者で構成。 ①委員数 5 名（技術分野 1 名・法律分野 1 名・経済分野 3 名） ②委員の任期 2 年 ③委員会の回数 年 4 回程度
目的	入札及び契約手続きの透明性の確保、公正な競争の促進及び不正行為の排除の徹底を図る。また、公共工事に対する市民の信頼を確保し、建設業の健全な発展につなげる。
役割	①市が発注した工事に関し、入札及び契約手続の運用状況について報告を受けるとともに、指名又は選定の理由及び経緯等について審議を行う。 そして必要に応じ、意見の具申を行う。市はこの意見を入札及び契約手続の適正化に反映する。 ②指名競争入札において指名されなかった者及び随意契約において選定されなかった者が、市に対する苦情申立ての回答に不服のある場合、二次苦情の申立てに係る審議を行い、意見の具申を行う。

平成 25 年度 審議対象発注工事一覧表（契約方式別）

入 札 契 約 方 式	件数
総契約件数 ( (1)+(2)+(3) )	429
(1) 一般競争入札	41
(2) 指名競争入札 (①～⑨)	381
①1 億 5000 万円以上	0
②1 億円以上 1 億 5000 万円未満	0
③5000 万円以上 1 億円未満	0
④3000 万円以上 5000 万円未満	0
⑤1000 万円以上 3000 万円未満	101
⑥500 万円以上 1000 万円未満	104
⑦300 万円以上 500 万円未満	86
⑧130 万円以上 300 万円未満	88
⑨130 万円未満	2
(3) 隨意契約	7

（抽出対象期間：H25 年 1 月 1 日～H25 年 12 月 31 日）

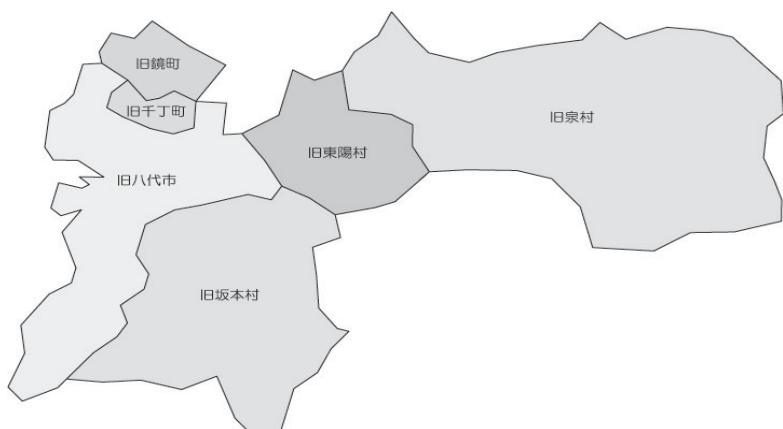
## 9 市町村合併

### (1) 八代地域の市町村合併の概要

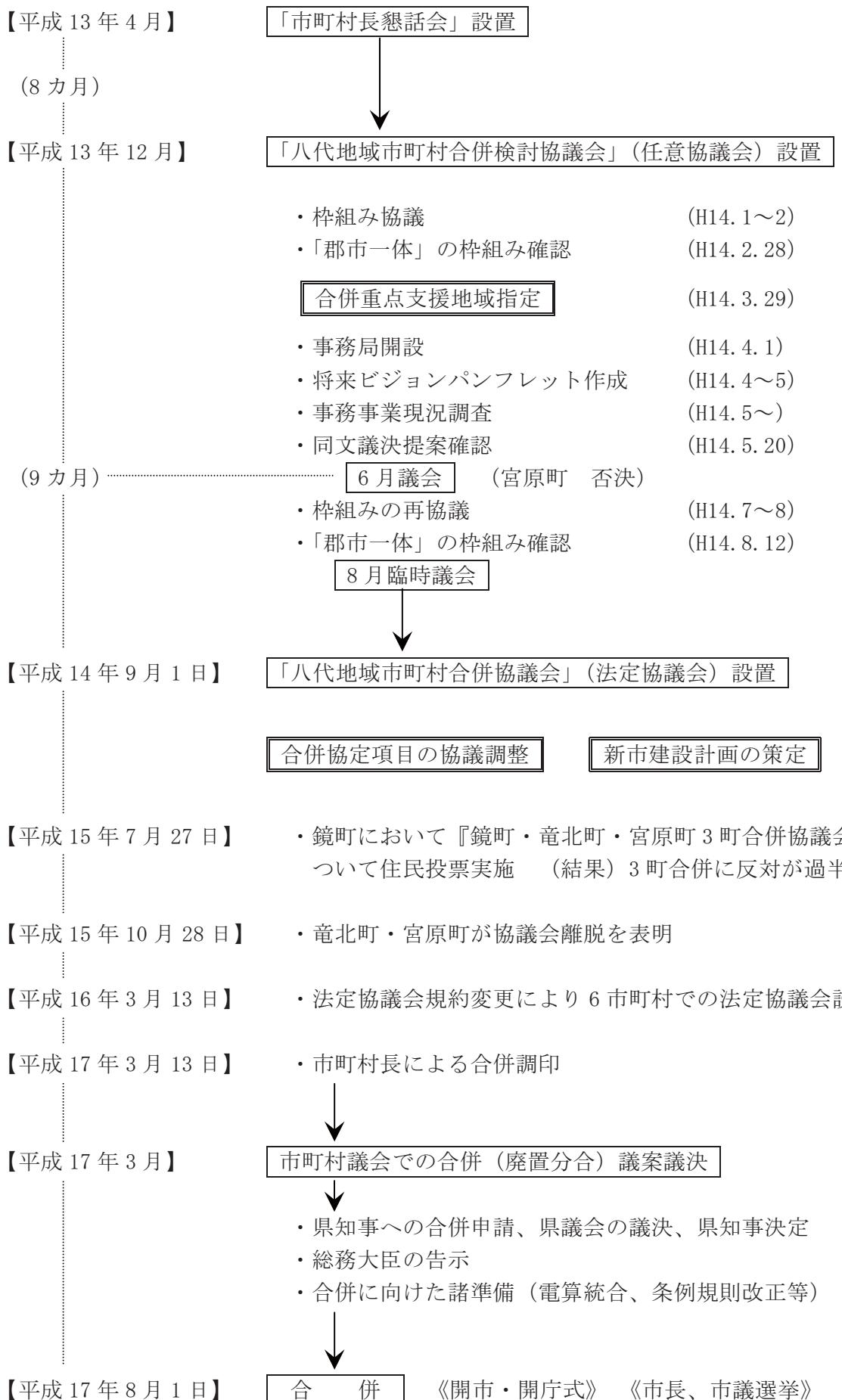
- 八代地域市町村合併協議会
  - ・平成 14 年 9 月 1 日 法定協議会設置
  - ・平成 17 年 7 月 31 日 法定協議会解散
- 合併後の総人口 136,886 人
- 合併後の総面積 680.24 km<sup>2</sup>
- 合併方式 新設合併
- 新市の名称 八代市
- 合併日 平成 17 年 8 月 1 日
- 合併地域図

旧市町村名	人 口(人)	面 積(km <sup>2</sup> )
八代市	103,976	146.85
坂本村	5,208	162.82
千丁町	6,896	11.18
鏡町	15,681	28.24
東陽村	2,659	64.56
泉村	2,466	266.59

（※平成 17 年国勢調査による）



## (2) 八代地域市町村合併までの経緯



### (3) 地域審議会

設置目的 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を、合併前の八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の6市町村の区域ごとに設置する。

設置期間 平成17年8月1日～平成28年3月31日

事務分掌 ○市長の諮問に応じて審議・答申する事項

- ・新市建設計画の変更に関する事項
- ・新市建設計画の進捗状況に関する事項
- ・新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- ・地域振興のための基金の活用に関する事項
- ・その他、市長が必要と認める事項

○地域審議会から市長に意見を述べる事項

- ・新市建設計画の執行状況に関する事項
- ・住民自治に関する事項
- ・情報提供に関する事項
- ・その他、審議会が必要と認める事項

組織 委員は25人以内とし、設置区域に住所を有する者

審議会名	設置区域	委員数 (うち公募委員数)	担当課等
八代地域審議会	旧八代市	12(2)人	本庁企画戦略部企画政策課
坂本地域審議会	旧坂本村	10(0)人	坂本支所総務振興課
千丁地域審議会	旧千丁町	10(0)人	千丁支所総務振興課
鏡地域審議会	旧鏡町	11(1)人	鏡支所総務振興課
東陽地域審議会	旧東陽村	10(0)人	東陽支所総務振興課
泉地域審議会	旧泉村	10(0)人	泉支所総務振興課

※表中の委員数は、第5期（平成25・26年度）を示す。

※第2期より委員数見直し(12人以内)及び委員の公募(2人以内)を行った。

答申 ○住民自治によるまちづくりの推進について（平成19年1月26日答申）

○八代市総合計画基本構想について（平成19年3月19日答申）

### (4) 地域振興施設

①振興センターいづみ（八代市泉町柿迫3188-2）（※指定管理者制度導入・H19年度～）

事業費 606,194千円

整備年度 平成7～8年度

構造 鉄筋コンクリート造 3階建

敷地面積 1,410 m<sup>2</sup>

建築面積 563.77 m<sup>2</sup>

主な施設 1階 管理事務所、消費者モニタ室、横田診療所、八代市歯科診療所、倉庫

2階 農林研修室、特産品研修室、木工品試作室、パッケージデザイン室、

図書閲覧室、八代市つどいの広場、八代市商工会泉支所

3階 研修ホール

②振興センター五家荘（八代市泉町椎原 148、旧泉第七小学校）

整備年度 昭和 54 年度  
構造 鉄筋コンクリート造 2 階建  
敷地面積 1,781 m<sup>2</sup>  
建築面積 718 m<sup>2</sup>  
主な施設 1 階 事務所、会議室、健康増進室、調理室  
2 階 体育館

## 10 公共交通

### (1) 八代市乗合タクシー運行事業（坂本地域、東陽地域、泉地域）

目的 坂本地域、東陽地域、泉地域における市民の公共交通を確保し、日常生活の利便性の確保を促進するため。

施行年月日 平成 22 年 10 月 1 日～（平成 26 年 4 月 1 日～運行内容変更（※）あり）

事業内容 ○坂本地域

『百済来・坂本線』定期運行 月～金曜日 各 5 往復運行

『百済来・坂本線』予約運行 土・日・祝祭日 各 3 往復運行

『渋利・坂本線』予約運行 火・木 各 1 往復運行

『中津道・坂本線（上鎌瀬経由）』予約運行 月・水・金曜日

各 1 往復運行

『鮎帰・坂本線』定期運行 月～金曜日 各 4 往復運行

『鮎帰・坂本線』予約運行 土・日・祝祭日 各 3 往復運行

『鮎帰・坂本線（日光・辻・登俣経由）』予約運行 月・木曜日

各 1 往復運行

『深水・坂本線（板ノ平・木々子経由）』予約運行 水・金曜日

各 1 往復運行

『深水・八代線（袈裟堂経由）』予約運行 火曜日 各 1 往復運行

○東陽、泉地域

『河俣・種山線』定期運行 月～金曜日 各 4 往復運行

『河俣・種山線』予約運行 土・日・祝祭日 各 3 往復運行

『河俣・種山線（座連・美生経由）』予約運行 月・水曜日

各 1 往復運行

『小浦・種山線』予約運行 火・金曜日 各 1 往復運行

『落合・種山線』予約運行 每日 各 3 往復運行

『岩奥・落合線』予約運行 月～土曜日 往路 2 便、復路 4 便

『古園・落合線』予約運行 月～土曜日 往路 2 便、復路 3 便

事業費 平成 25 年度：22,832 千円

（※）乗合タクシー利用者の利便性向上ため、平成 26 年 4 月 1 日から運行内容を変更。

・運行時刻の変更

## 11 情報管理

### (1) 八代市情報公開条例

施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日
目的	市民の知る権利を尊重し、本市保有の公文書の公開を請求する権利を定めることにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民の市政への参加促進及び公正で民主的な市政の推進を目的とする。
実施機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会
公開内容	原則公開。ただし、法令又は条例の定めにより公開することができないと認められる情報、個人情報で特定の個人を識別できるもの又は権利利益を害するおそれがあるものなどは非公開とする。
公開請求のできる者	何人も
費用負担	①閲覧手数料は無料 ②当該写しの交付に必要な費用の負担（コピー1枚 10 円）

#### 公開実績（平成 25 年度）

（件）

実施機関	全部公開	部分公開	非公開
総務部	2	1	0
市民協働部	3	11	0
環境部	2	1	0
健康福祉部	1	3	0
商工観光部	0	3	0
農林水産部	0	5	0
建設部	13	14	0
教育委員会	0	0	0
市立病院	0	2	0
水道局	2	0	0
農業委員会	0	0	1
合計	23	40	1

### (2) 八代市個人情報保護条例

施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日
目的	個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、本市保有の個人情報の開示、訂正、消去及び利用等中止を求める権利を明らかにし、個人の権利利益を保護することを目的とする。
実施機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会

#### 【実施機関が個人情報を取り扱うときのルール】

- ①収集の制限 実施機関が個人情報を収集するときは、事務の目的を明らかにし、その目的に必要な範囲内で収集しなければならない。

- ②利用及び提供の制限 実施機関は、法令に定めがある場合又は本人の同意がある場合など、一定の場合を除き、収集の目的の範囲を超えて、個人情報を内部で利用し、又は外部へ提供してはならない。
- ③適正管理 実施機関は、保有する個人情報を正確で最新のものとし、漏えい、滅失など必要な措置を講じ、適正に管理しなければならない。
- ④事務の届出 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始し、若しくは変更しようとするとき、又は廃止したときは、届出書を作成し、市長に届け出なければならない。

#### 【開示、訂正、消去及び利用等中止】

- ①開示請求 実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる。  
原則開示とするが、法令又は条例の定めにより開示することができないと認められる情報、請求者以外の個人情報で特定の個人を識別できるもの又は権利利害を害するおそれがあるものなどは不開示とする。
- ②訂正請求 開示を受けた個人情報に事実の誤りがあるときは、その訂正を請求することができる。
- ③消去請求 個人情報が「収集の制限」に反して収集されたときは、その消去を請求することができる。
- ④利用等中止  
請求  
これらの請求  
のできる者  
費用負担  
個人情報が「利用及び提供の制限」に反して利用され、又は提供されているときは、その中止を請求することができる。  
実施機関に自己に関する個人情報が保有されている者  
①閲覧手数料は無料  
②当該写しの交付に必要な費用の負担（コピー1枚10円）

#### 開示実績（平成25年度）

請求内容	処理状況	実施機関	件数
開示請求	全部開示	—	0
	部分開示	総務部	2
		健康福祉部	2
	不開示	総務部	4

## 12 広報広聴

### (1) 広報やつしろ

創 刊	平成 17 年 8 月 15 日
掲 載 事 項	①予算並びに条例等で特に必要と認められる事項及びその解説 ②市民に周知徹底させるべき事項 ③その他市長が掲載することを適當と認めた事項
サ イ ズ 及 び	A4 版 (1 日号 32 ページ)
ペ ー ジ 数	
発 行 回 数	月 1 回 年間 12 回
発 行 部 数	1 回につき 48,850 部
配 布 先	市内全世帯・関係官公庁・報道機関など（無料）
配 布 方 法	市政協力員・シルバー人材センターを通じて（一部郵送あり）
広 報 関 係 器 材	カメラ 6 台・ストロボ 3 台・広報紙編集用 D T P 機材

### (2) 市長への手紙

事 業 目 的	市民の意見や要望などを個別に受け付ける窓口を設け、市民の声に耳を傾け建設的な提言をまちづくりに活かすことで、行政への市民参画を促進する。
事 業 期 間	平成 14 年 6 月 1 日～
事 業 概 要	専用の提言用紙と封筒（料金差出人払い）を市の公共施設に設置し、郵便やファクスなどで提言をいただく。市長をはじめ関係部署で供覧し、必要に応じて市長が提言者へ回答する。
平成 25 年度実績	受付数 114 件、提言数 119 件
平成 24 年度実績	受付数 124 件、提言数 139 件
平成 23 年度実績	受付数 85 件、提言数 104 件
平成 22 年度実績	受付数 61 件、提言数 87 件
平成 21 年度実績	受付数 44 件、提言数 77 件

### (3) まちづくり出前講座

事 業 目 的	市民団体等が主催する集会等に 101 の講座メニューの中から市民の要望に応じて市職員を講師として派遣し、市政の現状や方向性を説明し、市民の市政に関する理解を深めるとともにまちづくりに対する意識啓発を図り、市民参加のまちづくりの推進を図る。
事 業 実 施	平成 15 年 9 月 1 日～
対 象 者	市内在住・在勤の市民、自治会、企業、学校、各種団体など概ね 10 人以上の団体やグループ
実 施 日 時	原則として平日の午前 9 時から午後 9 時までの間（土・日・祝日は担当課が対応できる場合に実施）
事 業 内 容	市民団体等メニューの中から講座を選んでもらい、申し込む。担当する課が指定された日時に出向いて、講座の内容に関する状況の説明を行う。
平成 25 年度実績	受付件数 157 件
平成 24 年度実績	受付件数 199 件
平成 23 年度実績	受付件数 133 件
平成 22 年度実績	受付件数 94 件
平成 21 年度実績	受付件数 79 件

#### (4) エフエムやつしろ

開局期日	平成9年10月1日
開設目的	地域に密着した情報を提供することで、当該地域の振興、その他公共の福祉の増進に寄与する。
会社名	株エフエムやつしろ（愛称：かっぽFM）
資本金	8,600万円（うち市出資額800万円）
職員構成	常勤役員1名 職員数（正社員）6名 放送スタッフ30名
出力	20W
可聴エリア	八代市（90%以上）、氷川町、宇城市・熊本市、上天草市・天草市の一部等
放送委託料	3,831千円／年間
市政番組放送	月～金曜日の午前10時～10分間 (なお、放送局が、自発的に無償で午後2時50分から10分間再放送を実施中)

#### (5) 八代市ホームページ

開設経緯	八代市から市内外への地域情報発信として、インターネットに市のホームページを平成10年2月23日に開設し、合併後も継続。 平成22年3月1日リニューアル。
アドレス	<a href="http://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/">http://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/</a>
Eメールアドレス	info@city.yatsushiro.lg.jp
経費	30,000円/月
掲載項目	・市長の部屋 　・市議会 　・気象情報 　・トピックス ・リンク集 　・分類別メニュー 　・イベント、募集など ・広告 　・資料室 　・やつしろの話題

#### (6) 地域密着型ポータル&ソーシャルネットワーキングサイトごろっとやっちろ

開設経緯	市民が自由に情報を発信、交換できるサイトとして地域密着型ポータルサイトの運営を平成15年4月から開始し、自治体として初めてSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を平成16年12月に導入し、合併後も継続
アドレス	<a href="http://www.gorotto.com">http://www.gorotto.com</a>
Eメールアドレス	garappa@gorotto.com
経費	30,000円/月
掲載項目	・かせするカレンダー 　・まちのわだい 　・お知らせ 　・掲示板 ・なんでん相談室 　・なんでんリンク・回覧板 　・日記

#### (7) 八代市ケーブルテレビ

事業目的	地域情報化を推進することにより難視聴地域の解消と地域間の情報格差を是正し、市の産業経済及び教育文化の向上を図り、市民の福祉の増進に資する。
事業内容	・生産、消費、流通及び地域に関する情報の提供 ・放送局のテレビジョン放送の再送信 ・放送衛星及び通信衛星からの放送の提供 ・非常災害及び緊急時の通報及び連絡 ・教育及び文化に関する情報の提供 ・官公署、公共的団体等の公示事項及び広報事項の伝達 ・加入者相互の通信及び通話業務の提供 ・その他必要又は有益と認められる情報の伝達及び提供

使	用	料	ケーブルテレビ	一般世帯	1,500 円
				事 業 所	2,000 円
			インターネット	一般世帯	2,500 円
				事 業 所	4,000 円

①八代市ケーブルテレビ坂本センター（八代市坂本町田上 2006）

開	局	期	日	平成 17 年 4 月 1 日	（一部開局）
				平成 18 年 4 月 1 日	（全面開局）
対	象	区	域	坂本町の全域	
総	事	業	費	873,558 千円	
財	源	内	訳	国庫補助 76,840 千円、県支出金 13,622 千円 地方債 552,900 千円、一般財源 230,196 千円	
加	入	者	数	1,735 (平成 26 年 3 月末現在・ケーブルテレビ 1,735 世帯 インターネット 470 世帯)	

②八代市ケーブルテレビ東陽センター（八代市東陽町南 1058-1）

開	局	期	日	平成 16 年 4 月 1 日	
対	象	区	域	東陽町の全域	
総	事	業	費	570,544 千円	
財	源	内	訳	国庫補助 190,181 千円、地方債 380,300 千円 一般財源 63 千円	
加	入	者	数	767 (平成 26 年 3 月末現在・ケーブルテレビ 767 世帯 インターネット 322 世帯)	

③八代市ケーブルテレビ泉センター（八代市泉町柿迫 3131）

開	局	期	日	平成 17 年 4 月 1 日	
対	象	区	域	泉町の全域	
総	事	業	費	856,231 千円	
財	源	内	訳	国庫補助 95,101 千円、地方債 713,300 千円、 一般財源 47,830 千円	
加	入	者	数	789 (平成 26 年 3 月末現在・ケーブルテレビ 789 世帯 インターネット 225 世帯)	

## 13 市民相談等

### (1) 市民相談室

平成 25 年度 相談項目別実績

	相談員	相談日	開催数 (回)	相談件数 (件)
行政 よろず 相 談	行政 相 談 委 員	毎月第 2・4 月曜 9:00～12:00	20	17
人 権 ・ 心 配 ご と 相 談	人 権 擁 護 委 員	毎月第 1 金曜 10:00～15:00	11	5
司 法 書 士 法 律 相 談	司 法 書 士	毎月第 2 月曜 10:00～12:00	12	82
労 働 相 談	社会保険労務士	毎月第 2 水曜 10:00～12:00	12	4
建 築 相 談	八代建築設計監理協会	毎月第 2 木曜 13:00～15:00	12	5
税 務 相 談	税 理 士	毎月第 3 水曜 10:00～12:00	12	18
行 政 手 続 相 談	行 政 書 士	1. 3. 5. 7. 9. 11 月 の第 3 水曜 13:00～15:00	6	5
身 体 障 が い 者 相 談	身体障害者福祉協議会	毎月第 3 木曜 10:00～15:00	12	2
成 年 後 見 制 度 相 談	司 法 書 士	毎月第 3 金曜 10:00～12:00	11	5
社 会 保 険 労 務 相 談	社会保険労務士	毎月第 4 金曜 10:00～12:00	12	3
弁 護 士 法 律 相 談	弁 護 士	毎月第 2・4 金曜 10:00～16:00	24	213
消 費 生 活 相 談	消費生活相談員	月・火・水・金曜 9:00～17:00 木曜 9:00～19:00	244	840
婦 人 ・ 児 童 の 悩 み ご と 相 談 ※	婦 人 相 談 員 家庭児童相談員	月曜～金曜 8:30～17:00	244	697
母 子 自 立 支 援 相 談	母 子 自 立 支 援 員	月曜～金曜 8:30～17:00	244	132
市 民 生 活 相 談	市 嘱 託 相 談 員	月曜～金曜 9:00～15:45	244	501
入 管 問 題 相 談	行 政 書 士	2. 4. 6. 8. 10. 12 月 の第 4 水曜 13:30～15:30	6	10

※婦人相談=601 件 家庭児童相談=96 件 (相談世帯数ではなく相談対象児童数)

### (2) 消費生活センター

名 称	八代市消費生活センター
住 所	八代市松江城町 1-25 (八代市役所本庁舎 1 階) 電話 0965-33-4162
目 的	消費者の利益を守り、市民の生活の安定と向上を図るため、悪質商法や振り込め詐欺相談及び多重債務相談などへの迅速な対応と、消費生活知識の普及や情報提供を行う。
事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活に関する相談及び苦情の処理</li> <li>・消費者啓発のための講演会、講座等の開催</li> <li>・消費生活に関する情報収集及び提供</li> </ul>

消費生活専門相談員による相談日及び相談時間

月曜・火曜・水曜・金曜日…9:00～17:00 木曜日…9:00～19:00

相 談 件 数 840 件 (平成 25 年度)

## 14 國際交流

### (1) 友好都市

中華人民共和国広西壮族自治区北海市（平成 8 年 3 月 5 日締結）

#### ① 北海市の概要

位 置	中国南端にある広西壮族自治区南部沿海のトンキン湾の東北岸、南流江の河口 (香港の西方約 500 km)
氣 候	亜熱帯海洋性気候 平均気温 22°C、平均年間降雨量 1,670 mm
人 口	約 162 万人（2010 年） 大多数が漢民族だが壮族、回族、苗族等の少数民族も居住。
主要産業	電子部品、食品、医薬品、花火爆竹、真珠装身具、貝殻彫刻等の製造業。 特に、真珠は有名な「南珠」の養殖地帯となっている。
特 色	1984 年には中国に 14 ある沿海開放都市の 1 つに指定され、年々経済発展を遂げている。中国でも有数の白砂が 24 km も続くシルバービーチには、夏になると国内外から多くの海水浴客が訪れるなど観光資源も豊富。 2010 年 11 月には、中華人民共和国国务院の認可により、北海市が「国家歴史文化名城」に指定されている。

#### ② 交流事業

平成 21 年度	1) 北海市獅子舞代表団受入れ 2) 八代市ジュニア友好派遣団派遣 3) 北海市医療代表団受入れ
平成 22 年度	1) 北海市新聞報道関係友好代表団受入れ 2) 八代市渡り鳥及び生息地保全交流団派遣
平成 23 年度	1) 八代経済ミッショング派遣 2) 北海市経済代表団受入れ 3) 北海中華文化促進会代表団受入れ 4) 北海市新聞報道代表団受入れ
平成 24 年度	1) 「広西国際友好都市交流大会」に伴う南寧市・北海市への派遣
平成 25 年度	1) 八代市ジュニア友好派遣団派遣

### (2) 異文化交流講座（世界料理教室）

趣 旨	市内に在住する外国人を料理講師に招き、市民を対象とした世界料理教室を開催することにより、外国の家庭料理づくりを通して異文化に親しむ機会を提供し、国際的な相互理解を深める。 また、国際交流ボランティア登録者などの参加を募り、登録者と在留外国人との交流を促進する。
対 象	市民（市内に在住する外国人も含む） (定員 40 名)
期 日	平成 25 年 10 月
場 所	八代市保健センター
受 講 料	800 円
実 績	平成 21 年度 受講生：32 人 (H22. 1. 17 ルワンダ料理) 平成 22 年度 受講生：39 人 (H22. 7. 25 モンゴル料理) " 受講生：35 人 (H23. 1. 30 南アフリカ料理) 平成 23 年度 受講生：34 人 (H23. 11. 27 メキシコ料理) " 受講生：39 人 (H23. 7. 3 中国料理) 平成 24 年度 受講生：38 人 (H24. 7. 1 中国東北料理) " 受講生：35 人 (H23. 11. 18 アメリカ料理) 平成 25 年度 受講生：36 人 (H25. 10. 27 ウズベキスタン料理)

### (3) おしえて青年海外協力隊

趣 旨	県内在住の青年海外協力隊経験者を講師として市内小中学校に招くことによって、開発途上国に対する子どもたちの興味を喚起し、国際理解を深めるとともに、自己実現や生きがいを感じ、学校でのキャリア教育にも寄与する。
期 日	平成 25 年度内
場 所	市内小中学校
実 績	平成 22 年度 参加者：460 名 (八千把小学校) 平成 23 年度 参加者：290 名 (泉中学校、昭和小学校、河俣小学校、松高小学校、宮地小学校) 平成 24 年度 参加者：1,064 名 (八代市適応指導教室、龍峯小学校、宮地小学校、第一中学校、泉第二小学校、高田小学校) 平成 25 年度 参加者：340 名 (二見小学校、植柳小学校、泉第二小学校、高田小学校、八代小学校、高田小学校)

### (4) 日系研修員事業

趣 旨	地方自治体及びその所管の地域が持つノウハウを活かし、日系人への技術協力を通じて国づくりに貢献するために JICA と共同で実施する事業であり、ブラジルから日系人 2 名を研修員として受け入れ、本市がもつ保育分野での技術を移転することで、日系社会の発展に貢献するとともに、市民との交流を通じて本市の国際化を推進する。
実 績	平成 19 年度 1) 期 間 平成 19 年 9 月 7 日～12 月 7 日 2) 事業内容 八代市及び八代市医師会立病院等での研修 平成 21 年度 1) 期 間 平成 21 年 6 月 9 日～8 月 4 日 2) 事業内容 八代市及び八代ひかり保育園等での研修

### (5) 八代市国際交流事業補助金

設置目的 八代市における国際交流の促進を図るため、組織的かつ継続的に国際交流を行う民間団体で市内に活動拠点を有し、本市の国際交流の促進に寄与すると認められるものに対して補助金を交付する。

補助概要 ①市内滞在 30 日以上で、その日数の 2 分の 1 以上が語学研修事業、教育・学術・芸術及び文化交流事業、スポーツ交流事業、農林・水産・商工業等の経済交流事業並びにその他特に市長が認める事業に費やされる国際交流招聘事業  
②公募によって構成された団体でなく、かつ、滞在日数の 2 分の 1 以上が語学研修事業、教育・学術・芸術及び文化交流事業、スポーツ交流事業、農林・水産・商工業等の経済交流事業並びにその他特に市長が認める事業に費やされ、かつ、交流の内容、日程等が具体的に定められ、相手方の対応が文書で確認できる国際交流派遣事業

前記①及び②の事業のうち、友好交流締結都市との国際交流事業に対しては、50 万円を限度として、補助対象経費の 3 分の 1 又は 1 人につき 10 万円のいずれか低い額を交付する。また、その他の都市との国際交流事業に対しては、30 万円を限度として、補助対象経費の 5 分の 1 又は 1 人につき 10 万円のいずれか低い額を交付する。ただし、補助額が 5 万円以上のものに限り補助金交付の対象とし、補助金の額に 1 万円未満の端数がある場合は、当該端数は切り捨てる。

実績	平成 22 年度	交付申請なし
	平成 23 年度	交付申請なし
	平成 24 年度	交付申請なし
	平成 25 年度	交付申請なし

## 15 表彰

### (1) 名誉市民

施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日（条例制定）
目的	社会文化の興隆に功績があった者に対し、その功績と栄誉を称え、もって市民の社会文化の興隆に資するため。
資格	本市に居住する者若しくは本市に縁故の深い者で、学術、技芸、産業及び公共の福祉の増進等広く文化の興隆に貢献し、又は地方自治の進展の功労者として、その功績が顕著で市民が郷土の誇りとして深く尊敬に値すると認められるもの。
推挙の方法	市長が市議会に諮って推挙
待遇及び特典	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市の公の式典への参列</li> <li>②市の施設の利用に対する便宜の供与</li> <li>③死亡したときは、相当の礼をもってする弔意の表明</li> <li>④その他市長が必要と認める特典</li> </ul>

### (2) 市民栄誉賞表彰

施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日（規程制定）
趣旨	広く市民に敬愛され、希望と活力を与えることに顕著な功績のあった者。
表彰の対象者	本市に住所を有する者又は本市に関係の深い者で、スポーツ、文化等の分野で輝かしい活躍をし、その栄誉をたたえ表彰することが適當と認められるもの。
表彰の決定	会長は市長、委員は副市長、教育長及び部長をもって八代市市民栄誉賞審議会を組織し決定する。
表彰の方法	表彰状及び記念品を授与し、表彰に当たっては、金一封を添えることができる。

### (3) 有功者表彰

施行年月日	平成 18 年 3 月 29 日（規程制定）
表彰の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>①教育、学術、文化若しくは産業等の発展又は社会福祉の向上に貢献し、その功績が顕著な者</li> <li>②特別職の職員として同一職に満 16 年以上在職した者</li> <li>③公益のため本市に 1,000 万円以上の私財を寄附した者</li> <li>④その他市政の振興発展に貢献し、その功績が顕著な者</li> </ul> <p>そのほか、有功者表彰を受けた者であって、その後の功績が特に顕著であると認めるものを特別有功者として表彰するものとする。</p>
表彰及び特典	<ul style="list-style-type: none"> <li>①表彰は表彰状に記念品を添え贈呈</li> <li>②市が行う公の式典への参列</li> <li>③死亡の際における哀悼の意の表明</li> </ul>

## 16 開発（港湾・干拓・土地開発）

### (1) 港湾

(単位：千円)

年度	直轄事業	補助事業	統合事業	高潮対策	起債事業	臨海工業地 用造成事業	環境整備業 事務	その他	事業費		財源内訳
									国	県	
H6	2,485,400	1,053,000	0	150,000	735,000	60,000	3,030,000	0	7,513,400	2,601,700	4,904,200
H7	2,349,000	926,000	0	171,600	489,000	100,000	3,648,000	0	7,683,600	2,635,300	5,039,720
H8	2,099,400	730,000	75,000	150,000	445,000	50,000	3,400,000	0	6,949,400	2,364,700	4,564,700
H9	2,150,500	900,000	75,000	150,000	380,000	0	3,578,028	0	7,233,528	2,519,757	4,693,771
H10	2,000,200	900,000	42,000	170,000	1,065,000	0	4,256,000	0	8,433,200	2,613,100	5,804,600
H11	1,597,000	750,000	30,000	224,000	787,000	0	1,700,000	0	5,088,000	1,833,780	3,238,020
H12	1,598,125	601,750	180,000	120,000	70,000	48,000	100,000	0	2,717,875	1,378,600	1,303,275
H13	1,201,329	282,000	178,500	70,000	82,000	0	0	0	1,813,829	953,926	826,653
H14	1,091,830	30,000	369,000	0	0	0	600,000	0	2,090,830	975,583	1,053,747
H15	965,520	152,500	156,000	3,000	0	0	1,000,000	0	2,277,020	976,558	1,274,312
H16	800,000	123,000	96,000	33,100	0	0	500,000	0	1,552,100	675,050	859,395
H17	800,000	180,000	60,000	0	0	0	786,960	0	1,826,960	746,740	1,070,220
H18	742,090	180,000	165,000	0	0	0	380,000	0	1,467,090	696,208	687,778
H19	796,560	180,000	120,000	0	0	0	499,000	0	1,595,560	760,999	691,955
H20	1,586,969	630,000	210,000	0	0	120,000	660,000	0	3,206,969	1,514,388	1,403,012
H21	3,451,000	202,000	1,104,000	0	0	100,000	1,185,000	148,000	6,190,000	2,994,800	2,878,750
H22	1,035,857	87,000	232,800	0	0	100,000	0	0	1,455,657	732,062	574,826
H23	1,798,000	234,702	218,000	0	0	0	0	0	2,250,702	1,282,325	742,661
H24	1,764,390	1,945,900	380,000						50,000	4,140,290	2,202,413
H25	1,713,000	941,540	109,500			10,000			12,691	2,786,731	1,489,208

※その他は海岸老朽化対策事業

(資料 県港湾課)

### 八代港の海上出入貨物の推移

(単位 : トン)

暦年	総計			外貿			内貿		
	輸移出	輸移入	計	輸出	輸入	計	移出	移入	計
H13	255,830	4,414,312	4,670,142	62,647	1,531,753	1,594,400	193,183	2,882,559	3,075,742
H14	167,403	3,925,080	4,092,483	74,140	1,561,852	1,635,992	93,263	2,363,228	2,456,491
H15	190,765	3,664,097	3,854,862	77,002	1,387,110	1,464,112	113,763	2,276,987	2,390,750
H16	198,845	4,286,044	4,484,889	91,273	1,632,591	1,723,864	107,572	2,653,453	2,761,025
H17	230,260	4,242,631	4,472,891	112,137	1,577,207	1,689,344	118,123	2,665,424	2,783,547
H18	234,406	3,951,031	4,185,437	90,676	1,417,771	1,508,447	143,730	2,533,260	2,676,990
H19	300,999	4,210,574	4,511,573	86,068	1,575,499	1,661,567	214,931	2,635,075	2,850,006
H20	281,408	4,210,601	4,492,009	109,942	1,716,351	1,826,293	171,466	2,494,250	2,665,716
H21	321,241	3,596,398	3,917,639	118,845	1,555,381	1,674,226	202,396	2,041,017	2,243,413
H22	326,047	3,843,003	4,169,050	98,374	1,542,041	1,640,415	227,673	2,300,962	2,528,635
H23	279,649	3,967,439	4,247,088	58,007	1,590,569	1,648,576	221,642	2,376,870	2,598,512
H24	301,211	3,938,424	4,239,635	123,709	1,531,877	1,655,586	177,502	2,406,547	2,548,049
H25	327,990	3,643,386	3,971,376	166,305	1,449,400	1,615,705	161,685	2,193,986	2,355,671

(資料 熊本県八代港管理事務所)

### 公共岸壁数

外港 : 5,000 トン岸壁 2 バース、10,000 トン岸壁 1 バース、15,000 トン岸壁 4 バース、  
30,000 トン岸壁 2 バース、55,000 トン岸壁 1 バース

内港 : 2,000 トン岸壁 8 バース、5,000 トン岸壁 (フェリー用 1 バース)  
5,000 トン岸壁 2 バース、700 トン岸壁 9 バース 他

### 八代港の沿革

年号	概要
明治 5 年	蛇籠港に -1.5m 物揚場完成 近代的な港湾の始まり
明治 23 年	日本セメント八代工場の立地 (専用物揚場 -2m) により本格的な港湾へ
昭和 32 年	内港物揚場完成 港湾機能の移管
昭和 33 年	外港地区岸壁工事着手
昭和 34 年	6 月 1 日 ; 重要港湾指定 (港湾法)
昭和 37 年	出入国港指定
昭和 39 年	新産業都市指定 (不知火・有明・大牟田地区) 蛇籠港より内港へ定期旅客船発着場移転
昭和 40 年	外港地区岸壁完成 (-7.5m, -9m)
昭和 41 年	4 月 1 日 ; 貿易港指定 (関税法)
昭和 42 年	木材指定港 (植物防疫法)
昭和 45 年	植物防疫法による指定
昭和 48 年	外港地区岸壁完成 (-10m)
昭和 57 年	港湾計画改訂 (外港地区 -12m 計画)
平成 4 年	外港地区岸壁 (-12m) 1 バース目完成
平成 6 年	4 月 1 日 ; 外国産食糧 (麦) の輸入指定港
平成 7 年	港湾計画改訂 (大島地区岸壁 -14m 計画等)

年号	概要
平成 10 年	外港地区岸壁（-12m）2 バース目完成 外国産食糧（米穀）の輸入指定港
平成 11 年	コンテナ国際定期航路開設 岸壁（-10m）4 バース目
平成 12 年	「穀物のわら及び飼料用の乾草」における動物検疫指定港
平成 16 年	コンテナ取扱い 5 万 TEU 達成（1月 24 日）
平成 17 年	港湾計画改訂（外港地区岸壁 -14m 計画等）
平成 18 年	コンテナ国際航路中国延伸（興亜海運、高麗海運）
平成 19 年	-14m 岸壁新規着工決定 コンテナ取扱い 10 万 TEU 達成（9月 11 日） 国際コンテナ定期航路協調配船スタート（11月 23 日）
平成 20 年	小口混載貨物サービススタート（5月 16 日）
平成 21 年	国内コンテナ定期航路就航（4月 25 日） 重要港湾指定 50 周年（6月 1 日） コンテナ国際航路就航 10 周年
平成 22 年	重点港湾選定（8月 3 日）

#### 海事官公庁

- ①国 長崎税関八代税關支署（昭和 38 年開所）、門司植物防疫所鹿児島支所八代出張所（昭和 45 年開所）、熊本海上保安部八代分室（昭和 36 年開所）〔いずれも八代港合同庁舎（昭和 48 年 3 月竣工）に入居〕、国土交通省九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所八代港事務所
- ②県 八代港管理事務所

#### 主要取扱貨物

（単位：トン）

暦年	出入区分	1位		2位		3位	
		品目	数量	品目	数量	品目	数量
H21	輸出	金属くず	92,013	米	8,612	紙・パルプ	4,321
	輸入	木材チップ	463,704	とうもろこし	339,279	石炭	277,356
	移出	化学薬品	51,849	砂利・砂	49,258	鋼材	48,332
	移入	石油製品	840,724	セメント	641,385	重油	219,735
H22	輸出	金属くず	47,389	紙・パルプ	14,866	鋼材	14,778
	輸入	木材チップ	455,085	とうもろこし	339,295	石炭	272,897
	移出	鋼材	61,600	砂利・砂	48,899	化学薬品	47,982
	移入	石油製品	836,852	セメント	691,378	重油	230,133
H23	輸出	金属くず	29,360	鋼材	6,583	染料・塗料・合成樹脂・その他化学工業品	4,662
	輸入	木材チップ	458,621	石炭	313,098	とうもろこし	280,878
	移出	砂利・砂	65,975	鋼材	52,066	化学薬品	48,620
	移入	石油製品	821,934	セメント	704,642	砂利・砂	312,498
H24	輸出	原木	410,066	金属くず	38,580	鋼材	19,802
	輸入	木材チップ	474,060	石炭	296,545	とうもろこし	279,348
	移出	鋼材	49,105	砂利・砂	47,949	化学薬品	33,320
	移入	石油製品	756,204	セメント	731,606	砂利・砂	390,348
H25	輸出	金属くず	102,131	鋼材	17,808	原木	13,371
	輸入	木材チップ	470,177	とうもろこし	325,318	石炭	252,312
	移出	鋼材	48,022	砂利・砂	28,665	化学薬品	25,699
	移入	セメント	823,991	石油製品	716,415	重油	166,846

（資料 熊本県港湾課 八代港年報）

## (2) 干拓事業

○藩政時代（歴史上明らかたるもの）

元号（西暦）	八代地域	千丁地域	場所	面積	面積	面積	面積	鏡地所
慶長 1年 (1607年) 慶長 2～13年	海士江新地 松崎新地 明歴古閑 (八千把) 寛文古閑 (八千把) 高小原新地	13.12 34.49 39.91 48.00 121.27	新牟田開 外牟田開 淨信寺墾田	89.39 95.00 20.00～30.00				
寛永 1年 (1655年) 明暦 1年 (1668年) 寛文 4年 (1691年) 延宝 4年 (1707年) 享保 3年 (1753年) 宝曆 10年 (1764年) 宝曆 13年 (1764年) 宝曆 14年 (1789年)	宝永古閑 (金剛) 北岡開 古閑 揚新地 (金剛) 敷川内新地 山城 (松高) 安永古閑 (八千把) 築添新地 寛政古閑 (八千把)	16.25 (面積不詳) (面積不詳) (面積不詳) (面積不詳) (面積不詳) (面積不詳)	下村新開 鏡村御開 十町開 手永開 新牟田十町開 北村開 高田手永開	11.80 31.00 12.32 41.00 14.67 25.06 41.00				
寶曆 4年 (1753年) 寛政 5年 (1789年) 寛政 6年 (1790年) 寛政 7年 (1791年) 寛政 9年 (1799年) 寛政 10年 (1804年) 寛政 11年 (1805年) 文化 1年 (1808年) 文化 2年 (1809年) 文化 3年 (1810年) 文化 4年 (1811年) 文化 10年 (1819年) 文政 2年 (1837年) 文政 4年 (1837年) 天保 8年 (1837年) 天保 11年 (1837年) 天保 13年 (1837年) 天保 14年 (1837年) 弘化 2年 (1845年) 弘化 2年 (1845年) 弘化 4年 (1845年) 弘化 4年 (1845年) 安政 1年 (1854年) 安政 2年 (1866年)	新牟田開 外牟田開 淨信寺墾田 十町開 手永開 新牟田十町開 北村開 高田手永開 八町開 三町開 七町開 四百町新地 高島新地 (松高) 高下差植鳴新地 (金剛) 八千把二ノ丸 葭牟田 (金剛) 水島新地 (金剛) 築延新地 (松高) 催合新地 (金剛) 日奈久新地 岩崎新地 (日奈久) 小三洲新地 (八千把) 沖洲新地 (植柳) 北原新地 (金剛) 蛇籠新地 (植柳) 北牟田新地 (植柳) 三江湖新地 (金剛)	9.99 3.81 8.02 228.56 206.20 17.80 47.50 105.00 148.00 (面積不詳) 52.67 34.68 2.15 6.57 41.73 26.78 24.23 14.30 78.87	百町開 八町開 三町開 四百町新地 高島新地 (松高) 高下差植鳴新地 (金剛) 八千把二ノ丸 葭牟田 (金剛) 水島新地 (金剛) 築延新地 (松高) 催合新地 (金剛) 日奈久新地 岩崎新地 (日奈久) 小三洲新地 (八千把) 沖洲新地 (植柳) 北原新地 (金剛) 蛇籠新地 (植柳) 北牟田新地 (植柳) 三江湖新地 (金剛)	101.50 432.00 640.10				
								野嶺新地 八代新地
								183.00

○明治以降

① 郡築新地（事業主体：八代郡）

沿革	明治29年 6月	八代郡と郡内町村長との会議において「新地築造の議」提唱
	〃 30年 2月	八代郡会でその調査費を決定し、直ちに測量に着手（日本勧業銀行より434,304円借入）
	〃 33年 7月	堤防及び潮止口地囲工事着手
	12月	松高村瓢箪廻に建設工事事務所落成
	〃 35年 5月	台風襲来の被害により工事続行・中止の2派ある中で古城氏が再び部長に任せられ、郡内の世論をまとめ、未完成工事についての設計を委託（日本勧業銀行より354,000円余借入）
	〃 36年	未完成工事部分の請負契約締結
	〃 37年2月9日	潮止工事完工
	〃 37年	入植開始（37年7戸、38年130戸、39年269戸、40年305戸）（人口1,332人）（以上はいずれもその年における在入植戸数）出身地別入植戸数（大正6年）339戸（八代郡173戸、芦北郡18戸、天草郡14戸、下益城郡61戸、宇土郡68戸、上益城郡1戸、飽託郡1戸、菊池郡2戸、熊本市1戸）
	明治42年	熊本県令をもって郡築村と命名

築造面積 1,046.7ha

堤防延長 5,692m

築造費 83万円

② 明治新田（事業主体：民間共同（坂田貞、岡本徳馬、村津三郎、南種知、松本岩三郎））

沿革	明治29年 4月	堤防築造工事起工
	〃 32年	完工

築造面積 258.8ha（うち耕地230ha）

築造費 210万円

入植者 10人、他は地元増反者

③ 県営南新地（事業主体：熊本県）

沿革	大正8年12月	工事請負契約締結
	〃 9年 3月	起工
	〃 11年12月	潮止口決壊
	〃 12年 3月	大鞘川筋堤防決壊
	〃 14年 6月	完工
	〃 15年 3月	197haの整地を終え、第1回目70戸入植
	昭和2年 5月	第2回目85戸入植

築造面積 570.45ha（この外、同時施工の北新地（文政村）687.2ha）

築造費 598万円（北新地施工分含む）

④ 金剛干拓（事業主体：国）

沿革	昭和18年 8月	農地開発営団により戦時中の食糧増産対策事業として工事着手
	〃 22年 9月	農地開発営団の閉鎖により農林省直轄事業として事業継続
	〃 32年 3月	開拓者168戸入植、地元増反187戸への土地配分も終わり、営農開拓開始
	〃 33年 3月	工事完工

築造面積 420ha（うち耕地315ha）

堤防延長 7,470m

築造費 6億7,136万円

土地配分 a 入植者168戸、268.8ha（1戸当たり1.6ha）、出身地別内訳〔熊本県141戸（八代市47、千丁町9、鏡町12、荒尾市1、宇土市7、玉名市3、菊池郡16、飽託郡6、下益城郡7、上益城郡4、天草郡14、球磨郡6、鹿本郡5、芦北郡4）、長野県20戸、鹿児島県7戸〕

b 地元増反187戸、46.2ha（1戸0.03～0.4ha）

- ⑤ 八代港干拓 (事業主体：国(工事は熊本県において代行))
- |                  |  |  |
|------------------|--|--|
| 沿革               | 昭和21年  | 農林省において農業用干拓地として事業計画策定                               |
|                  | 〃 22年 4月   | 工事着手 (24年度までは事業所建設、資材購入、調査委託等で本格工事は25年度以降)           |
|                  | 〃 40年10月   | 新産業都市の指定に伴い熊本県が工業用地として5億7,237万7,000円で買収 (面積255.02ha) |
|                  | 〃 40年  | 工事完了   |
| 建築面積             | 253.18ha   |  |
| 堤防延長             | 3,669.2m   |  |
| 工業用地造成事業 (熊本県施工) |  |  |
| 面積               | 216.6ha (工業用地178.2ha、道路用地15.8ha、緑地22.6ha)                      |  |
| 同上工区別面積          | 第1工区70.2ha (埋立、分譲完了)、第2工区60.7ha (埋立、分譲完了)、第3工区85.7ha (埋立、分譲完了) |  |
| 石油配分基地           | 14.92ha (昭和41年12月基地建設)   |  |
| 進出企業             | 8社   |  |
- ⑥ 芦北干拓 (事業主体：国(営)(工事は熊本県が代行))
- |      |                       |   |
|------|-----------------------|---|
| 沿革   | 昭和22年                 | 面積179.8ha (日奈久82.3、田浦17.0、湯浦11.9、津奈木30.0、袋21.6) の干拓を目的にして日奈久工区より着手                    |
|      | 〃 26年                 | 堤防予定線に一部軟弱地盤等があるため、日奈久工区を縮小、津奈木工区の補助干拓事業、その他工区は竣工に計画変更                                |
|      | 〃 40年                 | 基本工事完了  |
|      | 〃 41年                 | 県施行による付帯事業 (道路用排水路、その他) 完成  |
|      | 〃 42年10月              | 土地配分終了、地元増反33戸、16.85ha (0.055ha～7戸、0.5ha～26戸)<br>非補助入植 (漁業補償) 60戸、8.4ha (1戸当たり0.14ha) |
| 建築面積 | 33.03ha (うち耕地25.25ha) |   |
| 堤防延長 | 1,994m                |   |
| 建築費  | 2億7,236万円             |   |
- ⑦ 日奈久地先埋立事業 (昭和55年～平成3年)
- |  |   |  |
|--|---|--|
| 面積   | 23.76ha                                   |  |
| 用途   | 高規格道路用地、レクリエーション施設用地、都市機能用地、緑地、道路用地、護岸敷用地 |  |
| 概算総事業費 40億8,300万円 (内総工事費26億円、漁業補償費1億7,000万円) |   |  |
- ⑧ 鏡地域
- |               |       |          |
|---------------|-------|----------|
| 大正15年 (1926年) | 県営北新地 | 637.00ha |
|---------------|-------|----------|

### (3) 八代市土地開発公社

- |      |  |          |           |
|------|--|----------|-----------|
| 設立   | 昭和49年3月30日 [従来の財団法人八代市開発公社 (昭和45年9月1日設立) を組織変更]  |          |           |
| 目的   | 公共用地及び公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に資するため   |          |           |
| 設立団体 | 八代市  |          |           |
| 資本財産 | 300万円  |          |           |
| 組織   | (任期2年)   | 理事長 1人   | 副理事長 2人以内 |
|      |  | 理事 15人以内 | 監事 2人以内   |
| 業務   | ①次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。<br>ア 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地<br>イ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地<br>ウ 公営企業の用に供する土地<br>エ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地 |          |           |

- オ 観光施設事業の用に供する土地  
 ハ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地  
 キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地  
 ク 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地  
 ②住宅用地造成事業、港湾整備事業（埋立事業に限る）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地造成事業を行うこと。  
 ③前2号の業務に附帯する業務を行うこと。  
 ※ 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲において、次に掲げる業務を行う。  
 ④前項①の土地の造成（一団の土地に係るものに限る）又は同項②の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。  
 ⑤国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

#### 事業推移

##### ①用地取得（買収）

(単位、面積：m<sup>2</sup>、金額：千円)

年度	事業区分	面 積	金 額	土地所在地	摘要
H2	政府管掌健康保険熊本保健センター「ヘルシーパル八代」仮称建設用地	5,641.00	106,309	高下西町	
	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	7,158.08	199,807	大村町	
	田中町児童公園用地	1,017.00	21,826	田中町	
H3	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	380.76	45,177	大村町	
H4	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	69.14	2,170	〃	
H6	中央線都市計画改良事業	102.47	68,434	本町1丁目	
	上片町墓園建設事業	2,208.12	43,264	上片町	
H8	高田公民館敷地拡張事業	1,928.00	34,994	本野町	
H10	八代労働基準監督署移転用地	1,476.18	91,974	大手町2丁目	
H17	有佐駅西側宅地整備事業	7,499.27	136,363	鏡町 下有佐	鏡町土地開発公社より取得17区画

##### ②土地造成

(単位、面積：m<sup>2</sup>、金額：千円)

年度	事業区分	面 積	金 額	工 期	摘要
S62	雇用促進住宅建設用地	9,172.00	38,100	S62. 3.15～S63.6.30	
H2	政府管掌健康保険熊本保健センター「ヘルシーパル八代」仮称建設用地	7,341.90	39,346	H3. 3.19～H3.6.15	進入路用地含む
	日奈久地先埋立事業	237,593.54	4,030,158	S59. 2.16～H3.2.15	
H3	田中町児童公園用地	2,097.00	15,708	H3. 6.29～H3.9.20	墓地用地含む
H4	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	8,300.00	24,298	H4.10.21～H5.2.10	
H8	上片町墓園建設事業	2,208.12	15,437	H9.1.6～H9.3.25	
	高田公民館敷地拡張事業	1,928.00	17,858	H8.12.8～H9.3.24	

## ③用地処分(売却)

(単位、面積:m<sup>2</sup>、金額:千円)

年度	事業区分	面 積	金 額	処 分 先	摘 要
H2	麦島線道路用地	822.47	29,105	八代市	中北町 (S62年度取得分)
H3	麦島線道路用地	767.34	27,154	八代市	中北町 (S62年度取得分)
	政府管掌健康保険熊本保健センター「ヘルシーパル八代」仮称建設用地	6,083.90	164,476	八代市	高下西町
H4	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	7,607.48	315,795	八代広域行政事務組合	大村町
	田中町児童公園用地	1,017.00	41,832	八代市	田中町
	日奈久地先埋立事業	7,660.07	222,142	建設省	日奈久平成町
H5	日奈久地先埋立事業	55,348.54	1,605,108	建設省	日奈久平成町
H8	上片町墓園建設事業	2,208.12	64,516	八代市	上片町 (S62年度取得分)
	高田公民館敷地拡張事業	1,928.00	53,596	八代市	本野町
H9	日奈久地先埋立事業	7,245.00	215,325	八代市	日奈久平成町
	日奈久地先埋立事業	7,332.28	212,636	建設省	日奈久平成町
H10	八代労働基準監督署移転用地	1,476.18	94,687	労働省	大手町2丁目
H17	有佐駅西側宅地整備事業	568.23	10,657	個人	2区画 所有権移転
H18	有佐駅西側宅地整備事業	862.84	15,676	個人	3区画 所有権移転
H19	有佐駅西側宅地整備事業	570.63	10,702	個人	2区画 所有権移転
	日奈久地先埋立事業	150,530.86	1,582,813	八代市	日奈久平成町 (清算譲渡)
H21	有佐駅西側宅地整備事業	898.90	16,465	個人	3区画 所有権移転
	中央線道路改良事業	102.47	79,964	八代市	本町1丁目 (清算譲渡)
H22	有佐駅西側宅地整備事業	569.27	10,498	個人	2区画 所有権移転
H23	有佐駅西側宅地整備事業	894.21	15,964	個人	3区画 所有権移転

## 17 広域行政

### (1) 八代広域行政事務組合

#### ①構成団体

八代市、氷川町（1市1町）

#### ②共同処理事務

ア 消防事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理を除く。）  
に関すること。

イ 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）第2条の規定により市町村が処理することとされる事務のうち、次に掲げる事務

- a 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務
- b 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務

#### ③組織機構 67ページ参照

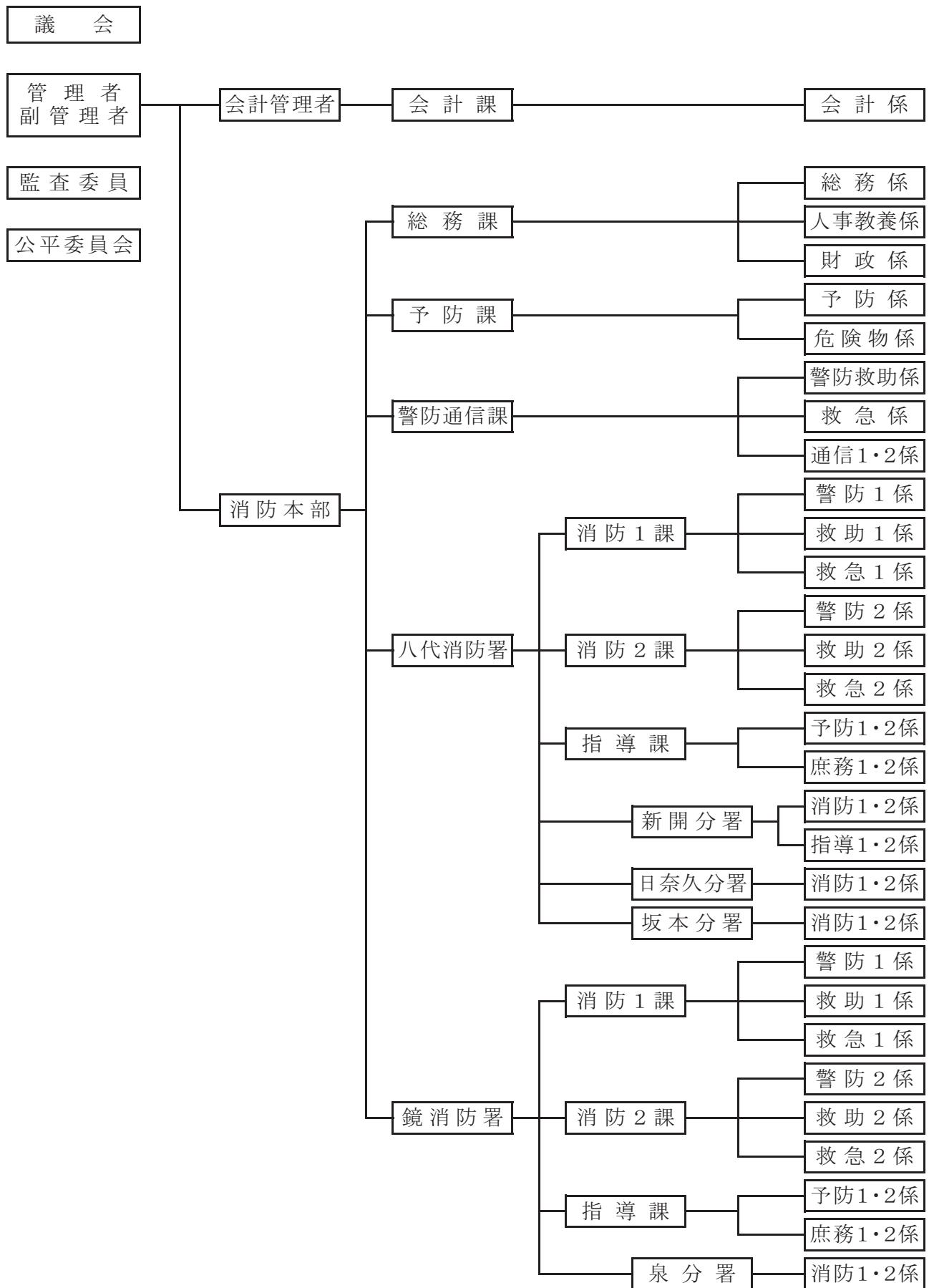
#### ④議会の組織

議員定数 10人

選挙方法 関係市町議会において当該市町議会議員の中から選挙（八代市8人、氷川町2人）

任期 関係市町議会議員として在任する期間

【八代広域行政事務組合の機構図】



## ⑤執行機関の組織

### ア 管理者及び副管理者

関係市町の長のうちから関係市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

その任期は、当該関係市町の長として在任する期間。

### イ 会計管理者

管理者の属する市町の会計管理者をもって充てる。

### ウ 監査委員

管理者が組合議会の同意を得て、組合議員のうちから1人、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから1人、計2人を選任。  
その任期は組合議員のうちから選任される者にあっては、組合議員の任期により、  
識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とする。

## ⑥職員現数 消防職員 223人

## ⑦組織の概要 (H26.4.1現在)

消防本部 (153ページ参照)

## ⑧経費の負担割合

区分	第3条第1号に要する経費	第3条第2号に要する経費
1 経常経費	(1)地方交付税法第11条の規定により算定されたそれぞれの関係市町村の前年度の基準財政需要額のうち常備消防費に相当する額(石油コンビナート等災害防止法に基づく経費は除く。)を基準として組合議会の議決を経て定める。 (2)石油コンビナート等災害防止法に基づく経費については八代市が負担する。	関係市町村に熊本県からそれぞれ交付される熊本県権限移譲事務市町村交付金のうち、第3条第2号に掲げる事務に相当する額とする。
2 建設事業費	(1)組合議会の議決を経て定める。(石油コンビナート等災害防止法に基づく経費は除く。) (2)石油コンビナート等災害防止法に基づく経費については八代市が負担する。	
3 その他	(1)1及び2に定めるもののほか必要なものについては、そのつど組合議会の議決を経て定める。(石油コンビナート等災害防止法に基づく経費は除く。) (2)石油コンビナート等災害防止法に基づく経費については、八代市が負担する。	

平成26年度予算額（当初） 3,174,827千円

うち八代市負担分 2,229,346千円

## (2) 氷川町及び八代市中学校組合

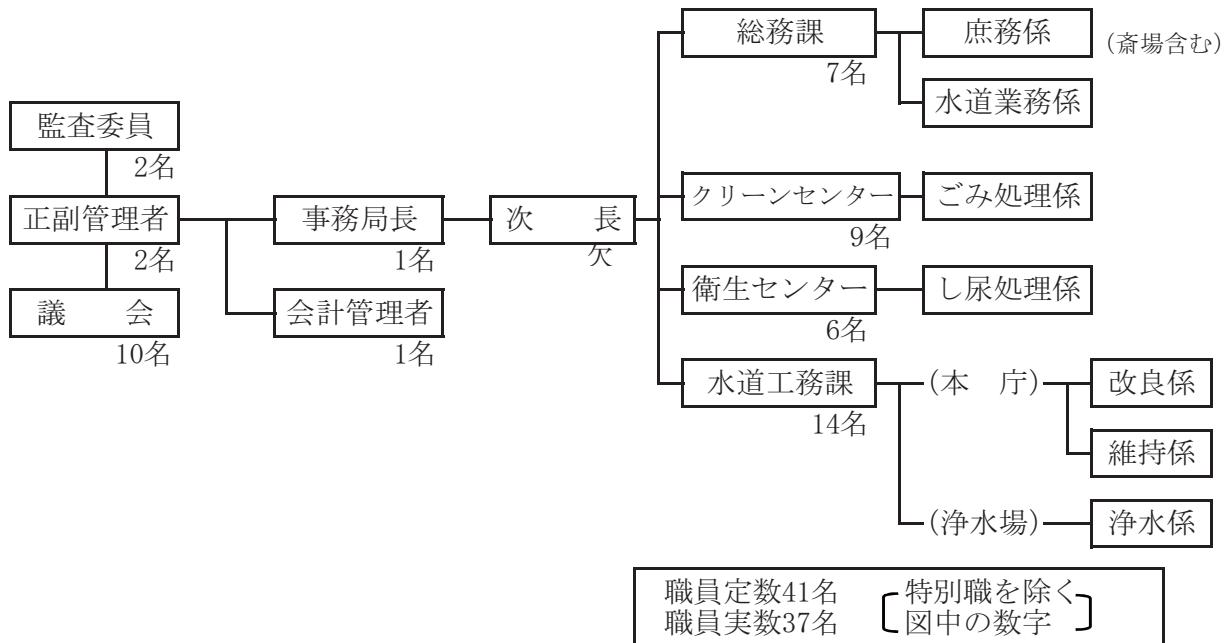
設立	昭和36年3月1日(鏡町の脱退に伴う名称等の規約変更は、昭和50年10月28日より施行)(市議会の議決は同年6月21日)
構成団体	八代市、氷川町
組合の事務	組合立氷川中学校を設置し、及び管理し並びにこれに関する教育事務(就学に関する事務を除く)を管理し、及び執行する。
議会の組織	議員定数 8人 選挙方法 関係市町の議会において、当該市町の議会の議員の中から選挙(八代市4人、氷川町4人)
執行機関の組織	管理者・副管理者 各1人置き、関係市町長の互選による選任、任期は2年 会計管理者 管理者の属する市町の会計管理者をもって充てる。 教育委員会 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定するもの。
監査委員	この中学校の所在する市町の知識経験監査委員(任期はその任期)及び組合議会の中から選任(任期は組合議員の任期)。
経費の負担割合	関係市町の生徒数(5月1日現在)をもって按分 生徒数 131人(八代市9人、氷川町122人) 学級数 6学級
職員数	28人(校長1人、教頭1人、教諭12人、養護教諭1人 栄養職員1人、事務職員2人、給食調理員3人 図書司書1人、生徒指導支援員1人、庶務手1人 講師2人、非常勤講師2人、特別支援教育支援員1人 心の教室相談員1人)
平成26年度予算額(当初)	66,796千円(うち八代市負担分4,589千円)

### (3) 八代生活環境事務組合

構成団体	八代市、氷川町（1市1町）						
共同処理事務	上水道事業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）適用事業）に関する事務（八代市にあっては、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町に係る事務に限る。） じん芥処理施設の設置及び管理運営に関する事務（八代市にあっては、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町に係る事務に限る。） し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務（八代市にあっては、坂本町、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町に係る事務に限る。） 火葬場の設置及び管理運営に関する事務（八代市にあっては、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町に係る事務に限る。）						
組織機構	組織図 71ページ参照						
議会の組織	議員定数 10人 選出方法 関係市町の議会において、当該市町の議員の中から選出 (八代市7人、氷川町3人)						
執行機関の組織	任期 關係市町の議会の議員として在任する期間 管理者及び副管理者 関係市町の長の互選により選出し、その任期は当該市町長として在任する期間。 会計管理者 管理者の属する市町の会計管理者をもって充てる。 監査委員 管理者が、組合の議会の同意を得て、組合議員の中から1人、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者の中から1人を、それぞれ選任。 その任期は、組合議員の中から選任される者にあっては組合議員の任期により、識見を有する者の中から選任される者にあっては4年とする。						
職員現数	37人						
経費の負担割合	上水道事業 每年度組合の議会の議決を経て予算で定める。 (昭和63年度以降徴収していない。) じん芥処理 共通経費割 30% (八代市6分の4、氷川町6分の2) 国勢調査人口割 20% ごみ搬入量割 50% し尿処理費 共通経費割 20% (八代市7分の5、氷川町7分の2) 国勢調査人口割 30% し尿搬入量割 50% 火葬場 共通経費割 30% (八代市6分の4、氷川町6分の2) 国勢調査人口割 70%						
平成26年度一般会計予算額(当初)	618,238千円 うち、八代市負担分 363,027千円						
	<table><tr><td>じん芥</td><td>245,636千円</td></tr><tr><td>し尿</td><td>95,321千円</td></tr><tr><td>火葬場</td><td>22,070千円</td></tr></table>	じん芥	245,636千円	し尿	95,321千円	火葬場	22,070千円
じん芥	245,636千円						
し尿	95,321千円						
火葬場	22,070千円						

## 【八代生活環境事務組合行政組織図】

平成26年4月1日 現在



### ○八代生活環境事務組合上水道施設

事業開始年月日 事業創設認可 昭和43年11月25日 供用開始 昭和48年6月1日

地方公営企業法適用年月日 昭和44年4月1日 (全部適用)

現在給水人口 18,613人 (八代市千丁町、鏡町、東陽町及び泉町)

同 戸 数 6,695戸 (同上)

普 及 率 74.28% (対給水区域内人口比) (同上)

施 設

水 源 地 氷川ダム 取水能力 (1日) 10,500m³ (八代生活環境事務組合全域)

導 水 管 調圧水槽～浄水場入口 :  $\phi 700 \sim \phi 600\text{mm}$ 、DCIP管、総延長 L = 6,159m

椎屋浄水場 (八代市東陽町大字北)

着 水 井  $\phi 300$ 電動バタフライ弁 (流量調整弁)

$\phi 300$ 電動仕切り弁 (自動開閉弁)

薬品混和池 橫型フラッシュミキサー 0.75KW、40R/min、1基、12.3m³

フロック形成池 橫型フロキュレタ 0.4KW、9R/min、4基、2池 276m³

沈 殿 池 橫流式傾斜板、気圧式自動排泥装置 (カッシャー)

2池 1,820m³

急速ろ過池 2層ろ過 (砂、アンソライト)、自動洗浄方式

ろ過面積 12.5m²/池、10池

第1浄水池 2池 491m³

第2浄水池 1池 800m³

薬品注入設備 次亜塩素酸ナトリウム定量ポンプ (前塩、後塩) 3基

ポリ塩化アルミニウム定量ポンプ 2基

粉末活性炭、消石灰定量ポンプ 2基

自家発電装置 100KVA、220V、1基

泉町送水ポンプ施設  $\phi 50 \times 89\text{m} \times 0.45\text{m}^3/\text{m} \times 11\text{KW}$  2台

送 水 管 浄水池～配水池 :  $\phi 400\text{mm}$ 、塗覆装鋼管、L = 6,790m

$\phi 200\text{mm}$ 、DCIP管、L = 2,385m

配 水 池 • 東段配水池 RC造 2池 3,600m³

• 野津配水池 PC造 1池 3,000m³

• 第3配水池 PC造 1池 5,000m³

配水管	$\phi 50 \sim \phi 450\text{mm}$ 、総延長 L = 222,766m
加圧ポンプ施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・泉町平ポンプ場 <math>\phi 80*66\text{m} \times 0.45\text{m}^3/\text{min} \times 11\text{KW}</math> 2台</li> <li>・泉町尾園ポンプ場 <math>\phi 40*90\text{m} \times 0.22\text{m}^3/\text{min} \times 7.5\text{KW}</math> 2台</li> <li>・泉町土生ポンプ場 <math>\phi 40*90\text{m} \times 0.22\text{m}^3/\text{min} \times 7.5\text{KW}</math> 2台</li> <li>・東陽町黒渕ポンプ場 <math>\phi 40*60.5\text{m} \times 0.16\text{m}^3/\text{min} \times 3.7\text{KW}</math> 2台</li> <li>・東陽町重見ポンプ場 <math>\phi 32*60\text{m} \times 0.14\text{m}^3/\text{min} \times 3.7\text{KW}</math> 2台</li> <li>・東陽町栗林ポンプ場 <math>\phi 50*67\text{m} \times 0.36\text{m}^3/\text{min} \times 7.5\text{KW}</math> 2台</li> <li>・氷川町桜ヶ丘ポンプ場 <math>\phi 80*56\text{m} \times 0.70\text{m}^3/\text{min} \times 11\text{KW}</math> 2台</li> <li>・氷川町川上ポンプ場 <math>\phi 50*68\text{m} \times 0.36\text{m}^3/\text{min} \times 7.5\text{KW}</math> 2台</li> </ul>

取水量（平成25年度）※平成25年3月～平成26年2月

1日最大 5,772m<sup>3</sup> (八代市千丁町、鏡町、東陽町及び泉町)  
 1日平均 4,882m<sup>3</sup> (同上)  
 年間総配水量 1,815,156m<sup>3</sup> (同上)

給水量（平成24年度）※平成24年3月～平成25年2月 (同上)

有 収 水 量	1,629,050m <sup>3</sup>	有 収 率	89.75%
導・送・配水管延長	238,100m	(八代生活環境事務組合全域)	

#### 沿革 (八代生活環境事務組合全域)

- ① S43.4.15 「八代郡上水道組合」設立
- ② S43.11.25 上水道事業許可
- ③ S44.4.1 「八代郡水道企業団」に名称変更
- ④ S44.12.17 建設事業 総事業費 1,001,369千円
 

計画給水人口	41,000人
1日最大給水量	9,950m <sup>3</sup>
- ⑤ S48.3.31 給水開始
- ⑥ S51.6.30 「八代郡生活環境事務組合」設立のため「八代郡水道企業団」解散
- ⑦ S51.7.1 「八代郡生活環境事務組合」設立
- ⑧ S54.3.31 净水場排水処理施設完成
- ⑨ S63.3.31 净水場急速ろ過池改良工事完成
- ⑩ H4.2.28 現在地に新庁舎を建設
- ⑪ H8.3.15 净水場沈殿池横流板傾斜装置工事完成
- ⑫ H9.3.15 净水場急速ろ過池増設工事完成
- ⑬ H10.3.15 野津配水池築造工事完成
- ⑭ H11.1.29 净水場中央監視盤及びデータロガー更新工事完成
- ⑮ H17.3.22 第2净水池築造工事完成
- ⑯ H21.1.19 排水処理場天日乾燥床増設工事
- ⑰ H26.3.25 第3配水池築造工事完成

#### 水道使用料金

##### ①専用給水装置

種 別	料 金		
	基本料金 (1月につき)		超 過 料 金 (水量 1立方メートルにつき)
	水 量	料 金	
一 般 用	8立方メートル	1,080円	135円

※消費税を含む (10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる)

## 事業経営状況（八代生活環境事務組合全域）

(単位：千円)

事 項	年 度	H21	H22	H23	H24	H25	
給 水 人 口	(人)	29,012	28,813	28,389	27,990	27,621	
普及率(対給水区域人口)	(%)	74.84	74.57	74.25	73.51	73.27	
総 配 水 量	(m³)	3,511,985	3,591,966	3,545,818	3,524,697	3,566,146	
一 日 最 大 配 水 量	(m³)	11,215	11,408	14,328	11,201	11,561	
有 収 水 量	(m³)	3,287,116	3,326,488	3,288,777	3,249,469	3,277,421	
有 収 収 率	(%)	93.60	92.61	92.95	92.19	91.90	
導・送・配水管延長	(m)	234,780	234,770	236,610	236,880	238,100	
職 員 数	(人)	13	14	14	14	14	
収 益 的 収 支	1. 営 業 収 益	414,327	421,795	407,461	412,662	410,220	
	うち(1)給水収益	393,450	393,669	390,773	389,192	389,176	
	(2)受託工事収益	17,888	24,758	15,587	21,090	19,488	
	2. 営 業 外 収 益	2,512	1,573	2,051	1,900	3,627	
	3. 特 別 利 益	0	0	12	0	18	
	総 収 益 (A)	416,839	423,368	409,524	414,562	413,865	
	1. 営 業 費 用	340,664	350,626	337,800	334,100	345,325	
	うち(1)人件費	85,917	91,478	93,761	80,714	80,203	
	(2)経費	181,336	191,453	174,582	195,872	208,867	
	(3)減価償却費	73,411	67,695	69,457	57,514	56,255	
	2. 営 業 外 費 用	4,528	4,615	3,209	4,113	3,969	
	3. 特 別 損 失	95	108	118	900	146	
	総 費 用 (B)	345,287	355,349	341,127	339,113	349,440	
	当年度純利益(損失)(A)-(B)	(C)	71,552	68,019	68,397	75,449	64,425
利 益 剰 余 金	当 年 度 未 处 分 利 益 剰 余 金 (未処理欠損金)	(D)	96,552	93,019	93,397	100,449	89,425
	減債積立金等処分額	(E)	11,313	42,617	119,535	179,230	22,817
利 益 剰 余 金	年 度 末 積 立 金 残 高	(F)	343,026	371,961	320,445	209,613	262,245
	翌年度繰越利益剰余金 (累計欠損金)	(G)	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
資 本 的 収 支	(1)企 業 債	(イ)	0	0	0	0	451,800
	(2)固定資産売却代金		0	0	0	0	0
	(3)そ の 他		16,186	28,827	4,668	10,754	3,442
	收 入 計	(H)	16,186	28,827	4,668	10,754	455,242
	(1)建設改良費		97,842	135,941	195,646	251,843	553,433
	(2)企 業 債 償 還 金	(ロ)	8,067	8,233	8,402	8,574	8,750
	(3)そ の 他		0	0	0	0	0
	支 出 計	(I)	105,909	144,174	204,048	260,417	562,183
	差 引 き 計	(H)-(I)	△ 89,723	△ 115,347	△ 199,380	△ 249,663	△ 106,941
流 動 資 產		(J)	449,594	476,333	441,142	402,726	501,576
流 動 負 債		(K)	10,017	11,353	27,300	92,887	150,128
不 良 債 務		(K)-(J)	—	—	—	—	—
企業債現在高(イ)+前年度の(ハ)-(ロ)		(ハ)	167,317	159,084	150,682	142,108	585,158
減 価 償 却 累 計 額		1,504,310	1,561,593	1,615,913	1,666,318	1,709,313	

○じん芥処理施設・八代生活環境事務組合クリーンセンター（八代郡氷川町梅 313 番地 1）

竣工	平成 11 年 3 月
施工者	株式会社 川崎技研
ごみ処理施設	
炉形式	機械化バッチ焼却式燃焼炉
処理能力	22 t / 8 h × 2 炉 計 44 t / 日
受入供給設備	ピット&クレーン方式
燃焼設備	ストーカ式焼却炉・自動燃焼制御方式
燃焼ガス冷却設備	ガス冷却式水噴射方式（完全蒸発形）
排ガス処理設備	乾式有害ガス除去装置+バグフィルター集塵方式
排水処理設備	ごみ汚水：蒸発酸化処理方式（炉内噴霧） プラント排水：凝集沈殿ろ過処理後再循環無放流方式 生活排水：下水道放流
通風設備	平衡通風方式 煙突（内筒式 H=50m）
灰出設備	焼却残渣：灰押出機+灰バンカ方式
	飛灰：薬品固化処理+固化物バンカ方式
不燃物資源化施設	
処理能力	9 t / 5 h
処理対象ごみ	資源ごみ・不燃ごみ
選別施設	7 種選別方式（可燃物、不燃物、アルミ、鉄、生ビン、カレット、不適物、危険物）
貯留搬出設備	ホッパ方式、ヤード方式
集じん設備	サイクロン、バグフィルター方式
総工事費	3,413,617 千円
財源内訳	国庫補助 282,997 千円 地方債 2,851,400 千円 一般財源 279,220 千円
工事費内訳	総工事費 3,413,617 千円 本体工事 3,052,665 千円 整備計画・工事管理費 62,791 千円 用地取得費 200,145 千円 用地造成・周辺整備費 80,826 千円
設計・工事管理費	17,190 千円
職員数	9 名、委託 7 名

○八代生活環境事務組合一般廃棄物最終処分場（八代郡氷川町梅 353 番地 1）

工期	着工 平成 16 年 7 月 竣工 平成 18 年 1 月
施工者	株式会社 鴻池組
対象事業実施区域面積	13,500 m <sup>2</sup>
埋立用地面積	13,020 m <sup>2</sup> (内埋立面積 5,499 m <sup>2</sup> )
最終処分場埋立地	
埋立形式	一般廃棄物最終処分場
埋立容量	約 19,032 m <sup>3</sup>
埋立期間	約 10 年間
埋立物	焼却灰、飛灰、不燃性破碎残渣、粗大ごみ破碎残渣
浸出水処理施設	
処理能力	25 m <sup>3</sup> /日
浸出液調整槽容量	250 m <sup>3</sup>
処理方式	凝集沈殿処理+逆浸透（R O）膜処理+中和・消毒処理
汚泥処理方式	濃縮+蒸発乾燥
総工事費	2,123,103 千円

財源内訳	国庫補助 327,112 千円	地方債 1,468,000 千円
	一般財源 327,991 千円	
工事費内訳	本体工事 1,753,500 千円	
	調査・計画・設計 29,581 千円	
	県条例環境影響調査 100,345 千円	
	整備計画・実施計画 30,450 千円	
	補助申請・工事管理 35,175 千円	
	用地取得・払い下げ 174,052 千円	

#### ○し尿処理施設・八代生活環境事務組合衛生センター（八代市鏡町鏡 1375 番地）

##### 設置

工 期	着工 昭和 51 年 7 月	竣工 昭和 53 年 3 月
施工者	栗田工業株式会社	
消化方式	好気性消化・活性汚泥処理方式（脱窒素運転）+高度処理方式	
処理能力	60k1/日（し尿：48k1/日、浄化槽汚泥：12k1/日）	
総工事費	699,283 千円	
財源内訳	国庫補助 102,300 千円	県補助金 500 千円
	地方債 557,300 千円	一般財源 39,183 千円
工事費内訳	本体工事 499,000 千円	附帯工事 200,283 千円

##### 増改築等

工 期	着工 平成 4 年 7 月	竣工 平成 5 年 3 月
増改築等	前処理設備・脱水設備更新、焼却炉撤去	
施工者	栗田工業株式会社	
総工費	138,020 千円	
財源内訳	地方債 102,700 千円	一般財源 35,320 千円
敷地面積	8,137 m <sup>2</sup>	
職員数	6 名・委託 1 名	

#### ○火葬場施設・八代生活環境事務組合斎場（八代市東陽町南 2811 番地）

工 期	着工 平成 6 年 5 月 9 日	竣工 平成 7 年 3 月 10 日
施工者	富士建設工業株式会社	
構造及び面積	総用地面積 18,820.66 m <sup>2</sup>	
	敷地面積 3,537.25 m <sup>2</sup>	
	建築面積 1,020.35 m <sup>2</sup>	
	延床面積 838.82 m <sup>2</sup>	
構 造	鉄筋コンクリート平屋建	
火 葬 炉	大型炉 3 基	
総事業費	694,891 千円	
財源内訳	地方債 618,100 千円（資金運用部資金・市町村振興資金）	
	一般財源 76,791 千円	
工事費等内訳	用地・立木補償費 33,703 千円	
	用地造成・進入道路工事 254,359 千円	
	建築・火葬炉設備・外構工事 353,290 千円	
	場内舗装工事費・その他 20,373 千円	
	測量・設計・工事監理費 33,166 千円	
職員数	委託 3 名	

斎場使用料

種 別	単 位	使 用 料	
		構成市町内	構成市町外
遺 体	15 歳以上	1 体につき	5,000 円 20,000 円
	15 歳未満	1 体につき	3,500 円 15,000 円
死産児		1 体につき	2,500 円 10,000 円
改葬等による 人骨及び下肢等		火葬 1 回につき	1,500 円 5,000 円
遺体保管料		1 体あたり 1 夜につき	5,000 円 20,000 円

## 18 市 庁 舎

### (1) 庁舎の概要

(建設時資料)

	本庁舎	坂本支所	千丁支所	鏡支所	東陽支所	泉支所
着 工	昭和45年10月17日	昭和41年12月10日	平成4年6月16日	昭和61年12月23日	昭和53年11月25日	昭和47年3月
竣 工	昭和47年6月1日	昭和42年5月31日	平成5年7月31日	昭和62年12月15日	昭和54年10月30日	昭和48年2月
構 造	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート
敷地面積 m <sup>2</sup>	16,423.40	5,430.26	12,843.08	16,052.00	3,728.80	4,358.00
建築面積 m <sup>2</sup>	3,190.99	1,669.00	3,602.68	3,691.90	1,550.00	1,926.00
地下1階 m <sup>2</sup>	2,453.92	—	—	—	212.00	—
1階 m <sup>2</sup>	2,888.56	1,185.00	1,345.57	1,271.03	736.00	814.00
2階 m <sup>2</sup>	2,489.33	484.00	1,284.19	1,166.50	602.00	748.00
3階 m <sup>2</sup>	1,117.60	—	832.27	1,169.85	—	364.00
4階 m <sup>2</sup>	1,117.60	—	—	—	—	—
5階 m <sup>2</sup>	1,117.60	—	—	—	—	—
塔屋1階 m <sup>2</sup>	145.40	—	140.63	84.52	—	—
塔屋2階 m <sup>2</sup>	151.76	—	—	—	—	—
塔屋3階 m <sup>2</sup>	32.21	—	—	—	—	—
議会棟面積 m <sup>2</sup>	1,296.00	—	—	—	—	—
別館面積 m <sup>2</sup>	945.82	—	—	—	—	—
1階 m <sup>2</sup>	446.45	—	—	—	—	—
2階 m <sup>2</sup>	421.48	—	—	—	—	—
基本設計	建設省九州地方建設局	—	—	—	—	—
実施設計	株式会社和田コン サルタント	株式会社汎建築設 計事務所	楠山建築設計事務所	楠山建築設計事務所	佐藤設計株式会社	大和設計株式会社
施工者	鹿島建設株式会社	三井建設株式会社	佐藤工業株式会社	清水建設株式会社	寺辻建設株式会社	西田工業株式会社
電気設備	九州電気工事株式会社		九電工・太陽建設 共同企業体	九州電気工事株式会社	九州電気工事株式会社	
機械設備	鹿島建設株式会社		日産・第一建設共 同企業体	新菱冷熱工業株式会社	三和商会株式会社	

## (2) 建設事業費

(単位：千円)

	本庁舎	坂本支所	千丁支所	鏡支所	東陽支所	泉支所
事業費	1,040,624	79,602	1,620,305	1,187,871	228,968	127,728
用地購入費	171,253	3,198	172,979	197,661	19,151	18,200
設計管理	17,608	1,199	37,545	37,380	10,984	11,528
本体工事	512,055	63,300	708,873	473,764	134,800	98,000
電気設備	58,681	—	125,145	80,560	21,054	—
機械設備	154,669	—	198,790	164,949	24,700	—
外構工事、付帯工事	47,045	—	221,763	138,381	3,000	—
備品購入	46,773	3,015	137,963	60,000	34,430	—
その他	32,540	8,890	17,247	35,176	—	—
国県支出金	—	—	—	—	—	30,000
基金繰入金	267,111	26,904	777,026	380,000	148,400	—
地方債	275,000	21,000	395,000	470,000	73,840	46,900
一般財源	294,722	31,698	448,279	337,871	6,728	50,828

## (3) 職員の福利厚生施設（市庁舎内）

## ①壳 店

経営主体	八代市職員互助会
委託業者	一般社団法人 八代弘済会
営業開始	昭和48年3月
営業時間	平日8時30分～17時（延長窓口実施日8時30分～19時）
施設の使用	無料（光熱水費、備品購入費は業者負担）
面積	面積11.25m <sup>2</sup> （このほか、前廊下使用可）
販売商品	食糧、衣類、その他日常品
支払い方法	原則として現金払い（あっせん及び予約販売は組合引き及び信販）



# IV 財政

1. 予算（平成26年度当初）	81
2. 地方債（企業債）現在高	84
3. 補助（助成）金交付状況	85
4. 預託金運用状況	97
5. 基金運用状況	98
6. 決算	100
7. 市税	107
8. 市有財産（物品、基金を除く）	110



# 1 予算（平成26年度当初）

## （1）会計別予算総括

会 計 別	平成26年度		平成25年度		前年度との 比 較 (千円)
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	
一般会計	54,061,000	57.5	51,719,700	56.8	2,341,300
特別会計	国民健康保険	18,194,811	19.4	18,230,117	20.0
	老人保健医療	0	0.0	0	0
	後期高齢者医療	1,663,505	1.8	1,645,134	1.8
	介護保険	13,568,699	14.4	13,017,019	14.3
	公共下水道事業	3,792,500	4.0	4,025,000	4.4
	簡易水道事業	368,518	0.4	367,754	0.4
	農業集落排水処理施設事業	111,152	0.1	106,775	0.1
	浄化槽市町村整備推進事業	67,608	0.1	63,641	0.1
	ケーブルテレビ事業	350,875	0.4	273,492	0.3
	診療所	79,937	0.1	86,703	0.1
	久連子財産区	290	0.0	290	0.0
	椎原財産区	195	0.0	195	0.0
計		38,198,090	40.7	37,816,120	41.5
企業会計	水道	収益的支出	436,206	0.5	415,914
		資本的支出	297,704	0.3	394,340
		小計	733,910	0.8	810,254
	病院	収益的支出	909,199	1.0	719,984
		資本的支出	21,659	0.0	19,786
		小計	930,858	1.0	739,770
	計		1,664,768	1.8	1,550,024
	合計		93,923,858	100.0	91,085,844
	合計		100.0	100.0	2,838,014

—メモ—

財政指標	平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度決算
① 財政力指數	0.47	0.46	0.47
② 経常収支比率	87.2%	89.2%	89.5%
③ 実質公債費比率	15.4%	15.0%	14.4%

(2) 一般会計当初予算

①歳入

款 別	平成 26 年度		平成 25 年度		前年度との 比 較 (千円)
	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	
1 市 税	13,836,045	25.7	13,399,626	25.9	436,419
2 地 方 譲 与 税	495,800	0.9	563,800	1.1	△ 68,000
3 利 子 割 交 付 金	23,700	0.0	20,500	0.0	3,200
4 配 当 割 交 付 金	25,000	0.0	20,300	0.0	4,700
5 株式等譲渡所得割交付金	3,900	0.0	3,700	0.0	200
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,265,000	2.3	1,300,000	2.5	△ 35,000
7 ゴルフ場利用税交付金	7,000	0.0	7,000	0.0	0
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	42,000	0.1	98,000	0.2	△ 56,000
9 地 方 特 例 交 付 金	35,000	0.1	35,000	0.1	0
10 地 方 交 付 税	16,850,000	31.4	17,252,000	33.5	△ 402,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	23,000	0.0	24,000	0.0	△ 1,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	997,343	1.8	991,399	1.9	5,944
13 使 用 料 及 び 手 数 料	790,655	1.5	805,971	1.6	△ 15,316
14 国 庫 支 出 金	8,349,006	15.4	7,307,691	14.1	1,041,315
15 県 支 出 金	3,999,224	7.4	3,658,402	7.1	340,822
16 財 産 収 入	106,239	0.2	107,253	0.2	△ 1,014
17 寄 附 金	16,620	0.0	16,284	0.0	336
18 繰 入 金	134,936	0.2	104,741	0.2	30,195
19 繰 越 金	1,000,000	1.8	1,000,000	1.9	0
20 諸 収 入	852,932	1.6	909,233	1.8	△ 56,301
21 市 債	5,207,600	9.6	4,094,800	7.9	1,112,800
合 計	54,061,000	100.0	51,719,700	100.0	2,341,300

②税目別市税額

税 目	平成 26 年度		平成 25 年度		前年度との 比 較 (千円)
	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	
市 民 税	5,818,000	42.0	5,399,000	40.3	419,000
内 訳	個 人	4,697,000	33.9	4,401,000	32.8
	法 人	1,121,000	8.1	998,000	7.4
固 定 資 産 税	6,822,545	49.4	6,828,126	50.9	△ 5,581
内 訳	固 定 資 産 税	6,775,023	49.1	6,778,799	50.5
	固定資産所在市町村交付金	47,522	0.3	49,327	0.4
輕 自 動 車 税	310,500	2.2	304,500	2.3	6,000
市 た ば こ 税	872,000	6.3	855,000	6.4	17,000
入 湯 税	13,000	0.1	13,000	0.1	0
合 計	13,836,045	100.0	13,399,626	100.0	436,419

③歳出（目的別）

款 別	平成 26 年度		平成 25 年度		前年度との 比 較 (千円)
	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	
1 議 会 費	442,028	0.8	422,351	0.8	19,677
2 総 務 費	4,625,319	8.6	4,704,086	9.1	△ 78,767
3 民 生 費	21,177,558	39.2	19,867,543	38.4	1,310,015
4 衛 生 費	3,780,502	7.0	3,946,040	7.6	△ 165,538
5 農 林 水 産 業 費	2,912,072	5.4	2,484,150	4.8	427,922
6 商 工 費	1,355,663	2.5	1,429,276	2.8	△ 73,613
7 土 木 費	5,633,168	10.4	5,479,406	10.6	153,762
8 消 防 費	2,562,659	4.7	2,026,173	3.9	536,486
9 教 育 費	4,667,144	8.6	4,454,676	8.6	212,468
10 災 害 復 旧 費	2	0.0	2	0.0	0
11 公 債 費	6,855,045	12.7	6,858,038	13.3	△ 2,993
12 諸 支 出 金	29,840	0.1	27,959	0.1	1,881
13 予 備 費	20,000	0.0	20,000	0.0	0
合 計	54,061,000	100.0	51,719,700	100.0	2,341,300

④歳出（性質別）

性 質 別	平成 26 年度		平成 25 年度		前年度との 比 較 (千円)
	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	
人 件 費	7,701,055	14.2	7,930,411	15.3	△ 229,356
扶 助 費	13,330,507	24.8	13,162,244	25.4	168,263
公 債 費	6,854,825	12.7	6,858,032	13.3	△ 3,207
物 件 費	5,805,940	10.8	6,022,606	11.7	△ 216,666
維 持 補 修 費	452,929	0.8	471,847	0.9	△ 18,918
補 助 費 等	5,924,437	11.0	4,654,218	9.0	1,270,219
積 立 金	399,599	0.7	109,180	0.2	290,419
出 資 ・ 貸 付 金	556,202	1.0	568,444	1.1	△ 12,242
繰 出 金	7,532,196	13.9	7,384,599	14.3	147,597
予 備 費	20,000	0.0	20,000	0.0	0
建 設 事 業 費	5,483,310	10.1	4,538,119	8.8	945,191
普 通 建 設	5,483,308	10.1	4,538,117	8.8	945,191
災 害 復 旧	2	0.0	2	0.0	0
合 計	54,061,000	100.0	51,719,700	100.0	2,341,300

## 2 地方債（企業債）現在高

(単位：千円)

区分	平成23年度末現在高	平成24年度		
		起債額	元金償還金	年度末現在高
一般会計	1. 普通債	40,742,068	2,845,400	4,657,702
	(1) 総務	2,411,773	0	374,409
	(2) 民生	1,105,165	0	169,188
	(3) 衛生	772,857	532,100	158,964
	(4) 農林水産業	2,810,851	139,800	429,620
	(5) 商工	242,691	8,500	11,193
	(6) 土木	25,735,402	853,600	2,722,046
	(7) 消防	708,107	12,500	110,721
	(8) 教育	6,955,222	1,298,900	681,561
	2. 災害復旧債	272,411	48,900	44,869
	(1) 单独	45,192	0	9,991
	(2) 補助	227,219	48,900	34,878
	3. その他の	21,499,524	2,286,000	1,234,596
	(1) 減収補てん債	165,000	0	15,000
特別会計	(2) 減税補てん債	1,988,795	0	367,238
	(3) 臨時税収補てん債	332,406	0	52,682
	(4) 臨時財政対策債	19,013,323	2,286,000	799,676
	計	62,514,003	5,180,300	5,937,167
	簡易水道事業債	1,221,088	153,900	114,953
	公共下水道事業債	28,085,616	1,305,100	1,966,776
	農業集落排水処理施設債	615,987	7,800	43,868
	浄化槽市町村整備推進債	144,715	0	11,651
企業会計	診療所事業債	24,151	2,300	8,443
	ケーブルテレビ事業債	857,100	0	188,457
	介護保険事業債	130,000	0	43,333
	計	31,078,657	1,469,100	2,377,481
	上水道事業債	1,564,384	39,500	161,995
	病院事業債	38,925	9,800	13,617
	計	1,603,309	9,800	175,612
合計		95,195,969	6,659,200	8,490,260
				93,404,409

### 3 補助（助成）金交付状況

#### (1) 交付基準（条例化したもの）

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金（限度）額		H25年度実績 件数	H25年度実績 金額(円)	施行年月日	交付根拠	所管課
			件数	金額(円)					
国際交流事業補助	組織的かつ継続的に国際交流活動を行う民間団体、市内に活動拠点を有し本市の国際交流の促進に寄与するもの	国際交流団体が実施する国際交流招聘事業及び国際交流派遣事業 ・語学研修事業 ・教育、学術、芸術及び文化交流事業 ・スポーツ事業 ・農林、水産、商工業等の経済交流事業 ・この他特に市長が認める事業 【国際交流招聘事業】 市内滞在30日以上で、うち1／2以上の日数が上記事業に費やされること 【国際交流派遣事業】 公募によって構成された団体でないこと かつ、滞在日数の1／2以上が上記事業に費やされること かつ、交流の内容、日程等が具体的に定められ、相手側の対応が文書で確認できること 補助額5万円以上を交付対象とし、1万円未満は切り捨て	0	0	0	0	H17. 8. 1	要綱	秘書
私立幼稚園助成	幼稚園を開設する学校法人	私立幼稚園の教育振興のために必要な経費	均等割 園児数割	60% 40%	4	784,000	条例規則 H17. 8. 1 H17. 8. 1	条例規則 施行規則 H17. 8. 1	市民活動支援
生ごみ堆肥化容器設置助成事業	家庭から排出される厨芥類を処理する生ごみ堆肥化容器又は生ごみ処理機を設置する市民	堆肥化容器 生ごみ処理機	1件につき、その要した経費の1／3以内 上限30万円	0	0	0	H17. 8. 1 H23. 4. 1	要綱 現行 H23. 4. 1	ごみ対策
こども（乳幼児）医療費助成事業	医療費	医療保険各法の規定による被保険者、被扶養者で入院又は通院による医療を受けた乳幼児（但し、生活保護法による保護法を受けているときは対象外）	一世帯あたり5年間に3基まで 購入価格の1／2、上限3,000円／基	80	189,371	要綱 H17. 8. 1 現行 H23. 4. 1	要綱 H17. 8. 1 現行 H23. 4. 1	要綱 現行 H23. 4. 1	ごみ対策
ひとり親家庭等医療費助成事業	医療費	医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、かつ市内に住所を有するひとり親家庭の父又は母及びそれらの者に扶養されいる児童並びに父母のない児童（但し、生活保護法による保護法を受けているときは対象外）	当該支払額の2／3以内	108,597	192,898,172	条例規則 H17. 8. 1 現行 H25. 3. 28	条例規則 H17. 8. 1 現行 H25. 3. 28	条例規則 H17. 8. 1 現行 H25. 3. 28	ごくごく ごくごく

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額		件数	H25年度実績 金額(円)	施行年月日	交付根拠	所管課
			件数	金額(円)					
高齢者外出支援事業	タクシーの利用料金	1人につき500円券を年間24枚交付					H19. 7. 1 改正 H22. 10. 1	要綱	長寿支援
		次のすべてに該当する者							
	1 八代市内に引き継ぎ1年以上生所を有していること。	東町、泉町の全城のうち最寄のバス停留所・乗合タクシー停留所又は駅から2キロメートル以上離れた区域に居住するものであつて、次のいずれかに該当するものであること。							
	2 東町、泉町の全城のうち最寄のバス停留所・乗合タクシー停留所又は駅から2キロメートル以上離れた区域に居住するものであつて、次のいずれかに該当するものであること。	事業実施年度の4月1日現在で65歳以上の者であつて、身体障害者手帳第種各級、「A1」もしくは「A2」又は精神障害者保健福祉手帳級の交付を受けている者	事業実施年度の4月1日現在で70歳以上の者のうち、前年度の市町村民税が非課税のもの(以下「非課税高齢者」といいう。)であつて、アに該当する者又は非課税高齢者のみで事実上構成される世帯に属するもの		4	28,500			
	3 事業主体である施設、市等に滞納がないこと	介護保険法(平成9年法律第123号)第27条第1項の規定による要介護認定又は第32条第1項の規定による要支援認定を受けた被保険者のうち特に生計困難と市長が確認した者	介護保険法(平成9年法律第123号)第27条第1項の規定による要介護認定又は第32条第1項の規定による要支援認定を受けた被保険者のうち特に生計困難と市長が確認した者	軽減対象サービス	軽減対象費用	対象経費の3／4			
社会福祉法 社会福利利用 者負担の逓 減並びに扶 助金交付事 業	軽減	通所介護、認知症対応型 通所介護、介護予防訪 問介護	(1) 旧措置入所者(利用者負担5%以下の者) 個室居費負担 (2) 前号の者外介護費負担、 食費負担、住居費負担	介護老人八幡延施設サービス ビス、地域密着型介護 生活介護	介護費負担	H17. 8. 1 現行 H18. 8. 1	要綱	長寿支援	
		短期入所生活介護、介 護予防短期入所生活介 護	介護費負担	介護費負担、食費負担	0	0			
		小規模多機能型居宅介 護、介護予防小規模多 機能型居宅介護	介護費負担	介護費負担	0	0			

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)	H25年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課	
				件数	金額(円)				
社会福利法人による介護保険利用に対する補助事業	補助金交付	介護保険サービスを提供した社会福祉法人が利用者負担の一部を減免した場合※八代市の被保険者の利用減に対する補助金交付事業	介護老人福祉施設サービス 1. 社会福祉法人が利用者負担を減免した場合（減免総収入の1%を超過する部分を減免対象サービスに含む） 2. 減免総額のうち、本来負担収入の10%を超えた部分	(対象経費1の1／2以内の金額)と(対象経費2全額)の合計	0	0	H17. 8. 1 現行 H18. 8. 1	要綱	長寿支援
高齢者及び障害者住宅改修助成事業		訪問介護・通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護減免総額のうち、本来負担収入の1%を超えた部分	対象経費の1／2以内	0	0	H17. 8. 1 現行 H20. 5. 26	要綱	長寿支援	
重度心身障がい者医療費助成事業		1. 本市に継続して2年以上居住し、市税・保険料等を完納している者 2. 以下のいずれかに該当する者と同居し、若しくは同居しようとする者 (i) 65歳以上の高齢者で あつて介護保険要介護認定を受けた者 (ii) 身体障害者手帳1級又は2級を所持する者 (iii) 療育手帳A1又はA2を所持する者 3. 当該世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が、7万円以下の方に属する者	玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等の要介護高齢者が利用する部屋で、その当該要介護高齢者等の利用しやすいように実施する改造に要する経費。(やむを得ない場合以外は新築、増築、改築は対象としない) ※事前相談必要	生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	助成対象額の3／3 (1,000円未満は切り捨て) 上限70万円	長寿支援 4 障がい者支援	H17. 8. 1 現行 H20. 5. 26	要綱	長寿支援
介護保険住宅改修支援事業		重度心身障がい者で以下の全てに該当し、市長が認定したもの 1. 滞3歳以上の者で市内に居住し、住民登録している者、又は障害者総合支援法の規定により八代市が支給決定を行るべきもの 2. 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者	保険給付を受けるものが負担すべき額及び高齢者医療保険法に規定する一部負担金から次の各号に掲げる額を控除した額 1. 自己負担額 2. 高齢者養護費等の額 3. 国、地方公共団体負担の医療費及び第三者からの賃借金分	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条から第23条までに定める障害児福祉手当の支給の制限に係る規定を準用する	50,280	276,147,646	H17. 8. 1 規則 H17. 8. 1	条例 施行規則 H17. 8. 1	障がい者支援
農業振興事業費補助		本市の被保険者につき住宅改修を行った居宅介護支援事業者、その他の住宅改修費の支給の対象となる住宅改修を有する者	住宅改修支援1件につき2,000円	80	160,000	H17. 8. 1	要綱	長寿支援	
		右の事業を実施する農業協同組合及び市長が認める団体	農業振興事業に要する経費 農業近代化施設整備事業 土地基盤整備事業 以上のほか、市長が認めた事業	予算の範囲内(国・県の補助金を含む)	農業 37事業 農地整備	H17. 8. 1 1,977,869,244 11 320,727,349	要綱	農業生産流通農業政策整備	

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	H25年度実績	
				件数	金額(円)
八代産材利用促進事業	次に掲げる条件のすべてを満たす者 ①補助対象住宅の建築主であること。 ②市内に市長が別に指定する構造材の木材使用料積数量のうち、八代木材を80%以上使用していること。 ③新築等の施行が市内の事業者によるものであること。 ④新築等においては、八代市産の量を6倍以上使用していること。 ⑤新築等の契約をした日から60日以内かつ、棟上げ前に申請すること。 ⑥原則として、八代産材利用促進事業補助金交付要綱6条の規定による申請をした日の属する年度の末日までに新築等が完了し、及び同要綱第9条の規定による実績報告ができるもの。	①建築自らが居住するために新築、改築、増築又はリフォーム(以下「新築等」)をする木造住宅で市内において建築されるもの。 ②新築等に当たる市長が別に指定する構造材の木材使用料積数量のうち、八代木材を10万円を限度額とする。 ③新築等の施行が市内の事業者によるものであること。 ④新築等の契約をした日から60日以内かつ、棟上げ前に申請すること。 ⑤新築等の契約をした日から60日以内かつ、棟上げ前に申請すること。 ⑥原則として、八代産材利用促進事業補助金交付要綱6条の規定による申請をした日の属する年度の末日までに新築等が完了し、及び同要綱第9条の規定による実績報告ができるもの。	補助金の額は、次に掲げる新築等の区分に応じ算出する。(その数に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)ただし、新築等にあっては20万円、増築、改築又はリフォームにあっては10万円を限度額とする。 (1)新築、改築及び増築の場合 補助対象住宅の新築、改築及び増築に係る床面積の坪数に4,000円を乗じて得た額 (2)リフォームの場合 補助対象住宅のリフォームに係る1立方メートル単位で表示した木材使用料積数量に1万円を乗じて得た額	H21. 4. 1 改正 H25. 4. 1	要綱 水産林務
商店街近代化事業	高度化事業等をする中小企業団体等	当該事業経費	事業費の20／100に相当する額以内 上限2,000万円 3年以内に分割交付可 但し、八代市工場設置奨励条例適用工場を除く	0 0 規則 H17. 8. 1	条例 施行規則 商工振興
小売商業店舗共同化事業	集団化事業	事業費の10／100に相当する額以内 上限2,000万円 3年以内に分割交付可 但し、八代市工場設置奨励条例適用工場を除く	0 0 0 0	0 0 規則 H17. 8. 1	条例 施行規則 商工振興
一般共同化事業	施設共同利用事業	予算の範囲内で市長が適当と認める額	(1組合につき10万円) + (組合員数×2,000円) の合計額 の範囲内	0 0	
その他の高度化事業等	中小企業団体の結成に対する助成	中小企業団体のうち組合を組織したとき	0 0	0 0	
商店街活性化事業補助金	商店街魅力向上ソフト事業	【対象事業】 商店街の魅力向上を図る事業で市長が適当と認めるもの。ただし、他の八代市補助制度に基づく補助金の交付を受けたものも除外する。 【対象経費】 1 会場借上料を含む。 2 宣伝広告費 3 人件費及び謝礼金(商店街の構成員に対するものを除く) 4 その他市長が適当と認めるもの	補助対象経費の2分の1で限度額50万円(予算の範囲内で交付する。) ※1会計年度において、10の振興会等に1回限り交付する。	4 1,384,000	要綱 H17. 8. 1 現行 H25. 4. 1
商店街連合会等	連合会等 八代市商工会議所 八代市商工工会	【対象事業】 2以上の商店街が連携する事業で市長が適当と認めるもの。ただし、他の八代市補助制度に基づく補助金の交付を受けたものも除外する。 【対象経費】 1 人件費及び謝礼金 2 福利厚生費 3 通信運搬費、消耗品費及び印刷費 4 製本費 5 旅費	補助対象経費の2分の1で限度額100万円(予算の範囲内で交付する。) ※1会計年度において、1事業につき1回限り交付する。	10 3,088,000	
連合会等の運営に関する事業			1及び2には当該補助対象経費の4分の3、3から5までは当該補助対象経費の2分の1(予算の範囲内で交付する。) ※1会計年度において、1事業につき1回限り交付する。	1 1,940,000	

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度額)	H25年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課	
				件数	金額(円)				
商店街活性化事業補助金	空き店舗活用事業 (コミュニケーション機能強化のための事業)	<b>【対象事業】</b> 振興会等が空き店舗を 利用しコミュニティ活 用等に活用する事業 で市長が適当と認めるもの	<b>【対象経費】</b> 1 借家料 2 光熱水費 3 消耗品費 4 店舗の改修費 5 その他市長が適当と認めるもの	借家料、光熱水費、消耗品費及びその他の市長が適当と認めるもの の4分の3で限度額150万円(予算の範囲内で交付する。) 店舗の改修費及びその他の補助対象経費の3分の2で限度額300 万円(予算の範囲内で交付する。) ※1会計年度において、1事業につき1回限り交付する。	1 1,152,000	H17. 8. 1 現行 H25. 4. 1	要綱 要綱 要綱	商工振興課	
	空き店舗活用事業 (短期イベント等誘致のための事業)	<b>【対象事業】</b> 振興会等が空き店舗を 利用しイベント等を誘 致し支援する事業で市 長が適当と認めるもの	<b>【対象経費】</b> 1 借家料 2 店舗の運営費として10日以上又は断 続的に14日以上(週3日以上とする。)開催するものに限る。)	借家料の2分の1で限度額月額10万円(予算の範囲内で交付す る。) ※補助が最初になされた日から30日以内の借家料について交付	0 0	—	—	—	
	商店街再生事業	<b>【対象事業】</b> 振興会等が空き店舗を 利用し新規出店者を誘 致し支援する事業で市 長が適当と認めるもの	<b>【対象経費】</b> 1 借家料 2 店舗の建設費及び解体費 3 店舗の改修費 (から3まで)のいずれかの経費に 限る。)	借家料の3分の1で限度額月額5万円(予算の範囲内で交付す る。) ※補助が最初になされた日から1年以内の借家料について、6月 ごとに交付する。  限度額に係る条件に該当する店舗の建設費の3分の1で限度額 200万円(建物の建設の前に解体を要する場合は300万円。) ※新規出店1件につき1回限り交付する。	1 95,000	H25新設 —	—	—	
				店舗の改修費の3分の1で限度額200万円(ただし、市長が別に定 める限度額に係る条件に該当しない事業については100万円) (予算の範囲内で交付する。) ※新規出店1件につき1回限り交付する。	2 4,000,000	—	—	—	
				<b>【対象事業】</b> 振興会等が既存店舗の 魅力創出及び集客力向 上を推進し支援する事 業で市長が適当と認め るもの	<b>【対象経費】</b> ・ 店舗の改修費 (新規出店者誘致のための事業に より補助金の交付を受けた店舗 を除く。)の改修費(その経費 が20万円以上のものに限る。)	1 221,000	—	—	—

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	H25年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
				件数	金額(円)			
企業版起進事業補助	固定資産税の減免	【减免率】 初年度～3年度（3年間）100／100 4年度～5年度（2年間）50／100				条例施行規則 H17. 8. 1 現行 H26. 4. 1	商工振興課	
	工場等の投資に係る操業開始時の投下固定資産総額が2,000万円（中小企業の場合は500万円）を超える、かつ、新規雇用者が100名以上（雇用保険被保険者に限る）の数が次の各号で定める数以上で市長が指定した工場等 ①製造業、情報通信業、運輸業自動車整備業、リサイクル業、販売業；5人（中小企業の場合2人） ②コールセンターなど；10人（中小企業の場合5人）	操業開始時の投下固定資産総額が20億円以上で、かつ、新規雇用者が100名以上の製造業に属する適用工場のうち市長が認めるものその他の市長が特に認める適用工場の場合は、操業開始以後3年以内に取得した固定資産も投資に係る投下固定資産とみなし減免する。	12	45,187,000		規則 H17. 8. 1 現行 H24. 4. 1		
	工場等建設補助金	①投下固定資産総額が1億円以上の工場等の場合						
		投下固定資産総額 新規雇用者数 工場等建設補助金 の額（算定式）						
		10人未満 投下固定資産総額 (土地代を除く) ×1%	10人未満					
		10人以上40人未満 投下固定資産総額 (土地代を除く) ×2%	0					
		40人以上 投下固定資産総額 (土地代を除く) ×3%	40人以上					
		20億円以上 投下固定資産総額 (土地代を除く) ×5%	100人以上					
		②操業開始時の投下固定資産総額が20億円以上で、かつ、新規雇用者が100名以上の製造業に属する適用工場のうち市長が認めるものその他の市長が特に認める適用工場の場合						
		投下固定資産総額 新規雇用者数 工場等建設補助金 の額（算定式）						
		20億円以上 投下固定資産総額 (土地代を除く) ×5% (操業開始から3年 以内の分も含む)	100人以上			0	0	
	用地取得等補助金	投下固定資産総額が1億円を超えた場合、新たに取得した土地の取得価格の30／100 土地・建物の賃借に對し12カ月間に要した経費の1/2				0	0	

雇用奨励金	①適用工場の新規雇用者で、雇用した日から起算して1年以上継続して雇用した従業員について、正社員人当たり30万円（非正社員の場合人当たり20万円）を乗じて得た額を雇用奨励金として交付する。	
	②適用工場の新規雇用者で、操業開始の日から2年を経過する日まで継続して雇用した従業員について、正社員人あたり20万円（非正社員を正社員として雇用した場合人あたり10万円）を乗じて得た額を雇用奨励金として交付する。	
	補助金限度額（固定資産税減免を除く、工場等建設補助金、用地取得等補助金、雇用奨励金の合計額の上限額）	
	7	42,700,000
固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額（算定式）
1億円未満	10人未満	5,000万円
1億円以上	10人以上40人未満	1億円
	40人以上	2億円
20億円以上	100人以上	3億円
		6億円
		H20. 4. 1 要綱 農業政策
農業活性化事業 利子補給事業	対象資金 ①農業経営基盤強化資金 ②農業近代化資金 ③女性起業チャレンジ資金 ④農林漁業セーフティネット資金 対象経費 ①農業用機械の取得、施設整備、農地取得、基盤整備、加工販売施設、農商工連携など ②原油高騰に伴う経営の維持安定化に必要な費用 (農林漁業セーフティネット資金のみ)	【利子補給の割合及び限度額】 利子補給の割合は借入利率の10割とし、利子補給金の限度額は累計額で50万円 【実施期間】 平成20年度および21年分の融資分が対象となり、利子補給の期間は貸付実行日から5年以内
水産活性化事業 利子補給事業	対象資金 ①漁業近代化資金 ②中山間地域活性化資金 ③農林漁業セーフティネット資金 対象経費 ①水産業用機械の取得及び漁船の建造、漁具の購入、施設の取扱等及び新商品、新技术の開発、新事業の展開、農商工連携など ②原油高騰に伴う経営の維持安定化に必要な費用 (農林漁業セーフティネット資金のみ)	62 658,114
中小企業活性化利子補給事業	対象制度 ①八代市小口資金融資制度 ②八代市中小企業経営安定特別融資制度 ③八代市中小企業大規模小売店対策特別融資制度 ④八代市中小企業設備近代化資金融資制度 対象経費 ①新事業展開、設備投資、販路開拓、店舗新築・改装、新商品の開発、新技術の開発、農商工連携など ②原油高騰に伴う経営の維持安定化に必要な費用 (八代市中小企業経営安定特別融資制度のみ)	0 0
		111 2,049,129

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)		H25年度実績 件数	H25年度実績 金額(円)	施行年月日	交付根拠	所管課
			額	予算の範囲内					
小型合併処理浄化槽設置整備事業	補助対象地域において住宅等に浄化槽を設置しようとする者	【対象地域】 1. 公共下水道事業計画区域、農業集落排水処理事業区域及び浄化槽市町村整備推進事業区域以外の地域 2. 市長が別に定める地域	5人槽 6～7人槽 8～10人槽 単独浄化槽からの切替 住民負担減額特例指置(坂本支所管内)	332,000円 414,000円 548,000円 10万円を加算 人槽×3万円	101 81 7 13 9	33,532,000 33,534,000 3,836,000 1,300,000 1,530,000	H17. 8. 1 H17. 8. 1 H26. 4. 1 H26. 4. 1 H17. 8. 1	要綱 規則 規則 規則 規則	下水道総務
生活扶助世帯に対する排水設備工事費等補助金交付	生活扶助世帯に係る家庭の排水設備工事等に供する者	生活扶助世帯の家庭の排水設備工事で、その所有に係る家庭のうち直接その世帯の生活の用に供している家庭の排水設備工事をしようとする者	生活扶助世帯の家庭の排水設備工事	予算の範囲内において市長が認定した額(100円未満は切り捨てる)	0	0			
就学援助事業	市内に住所を有する児童・生徒を保護する者及びこれに準ずる程度に困窮している者	市内に住所を有する児童・生徒を保護する者及びこれに準ずる程度に困窮している者	学用品費等(学用品費、通学用品費及び宿泊を伴わない校外活動費) 新入学児童生徒学用品費 修学旅行費(学校行事として実施する社会科見学旅行を行む) 通学費 医療費(学校保健安全法第24条に定める疾病) 学校給食費 校外活動費(宿泊を伴うもの) スポーツ振興センター災害共済掛金	予算の範囲内	小学校 中学校	988人 635人	H17. 8. 1 H17. 8. 1	要綱 規則	下水道総務
社会教育施設(自治公民館)整備費補助金	自治公民館を新・増改築又は修繕をする地区	新築、増築、全面改築(延床面積50m <sup>2</sup> 以上) 修繕(一部改築含む)の場合は総事業費が20万円以上	総事業費の50% 延床面積が50m <sup>2</sup> 以内は上限200万円 延床面積が150m <sup>2</sup> を超えるときは上限300万円 上限50万円	1 28	2,000,000 7,589,000	H17. 8. 1 H17. 8. 1	要綱 規則	生涯学習	

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	H25年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
				件数	金額(円)			
幼稚園就園奨励費補助	公立：当該幼稚園に在園する3～5歳児の保護者 ※從来条件と新条件の両方に該当する園児を有する場合は該当する世帯全体の補助金額を両条件で比較し、額の高い方を補助する (従来条件) 元・姉が幼稚園園児の場合 (新条件) 兄・姉が小学校1～3年生の場合	保育料等 ①世帯構成員中、2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。 ②途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。 右記の単価 × (保育料の支払い月数+3) ÷ 15 (100円未満を四捨五入) ③実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。	・生活保護世帯 ・市町村民税非課税世帯 ・市町村民税所得割非課税世帯	すべての園児 1人就園の場合及び同園の最年長者 同一世帯から2人以上就園の次年長者 同一世帯から3人以上就園の第3子以降 小学1～3年生の兄・姉を1人有し、同じ園としている最年長者 同一世帯から2人以上就園している場合の上記以外の園児及び小学校1～3年生に兄・姉を2人以上有する園児 同一世帯の区分の世帯 ・上記以外の区分	年額 79,000円 年額 20,000円 年額 50,000円 年額 79,000円 年額 50,000円 年額 40,000円 年額 79,000円 年額 40,000円 年額 79,000円 年額 40,000円 年額 199,200円 年額 253,000円 年額 253,000円 年額 308,000円 年額 308,000円 年額 253,000円 年額 308,000円	1 15 1 0 6 4 0 0 0 24 1 0 0 0 9 6	20,000 260,000 50,000 0 210,000 283,200 0 平成26年度から新設 平成26年度から新設 平成26年度から新設 平成26年度から新設	H17. 8. 1 実績はH25年度適用の金額 規則 教育総務
幼稚園就園奨励費補助	私立：当該幼稚園に在園する満3～5歳児の保護者 ※從来条件と新条件の両方に該当する園児を有する場合は該当する世帯全体の補助金額を両条件で比較し、額の高い方を補助する (従来条件) 元・姉が幼稚園園児の場合 (新条件) 兄・姉が小学校1～3年生の場合	保育料等 ①世帯構成員中、2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。 ②途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。 右記の単価 × (保育料の支払い月数+3) ÷ 15 (100円未満を四捨五入) ③実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。	・生活保護世帯 ・市町村民税非課税世帯 ・市町村民税所得割非課税世帯	すべての園児 1人就園の場合及び同園の最年長者 同一世帯から2人以上就園の次年長者 同一世帯から3人以上就園の第3子以降 小学1～3年生の兄・姉を1人有し、同じ園としている最年長者 同一世帯から2人以上就園している場合の上記以外の園児及び小学校1～3年生に兄・姉を2人以上有する園児 同一世帯の区分の世帯 ・上記以外の区分	年額 308,000円 年額 199,200円 年額 253,000円 年額 308,000円 年額 253,000円 年額 308,000円 年額 253,000円 年額 308,000円 年額 253,000円 年額 308,000円 年額 1,569,600 年額 308,000円	0 24 1 134,000 0 0 9 6	0 4,215,200 1 1 0 1,569,600 922,600	H17. 8. 1 実績はH25年度適用の金額 要綱 教育総務

・市町村民税所得 割課税額が下記 算式で得た金額 以下の世帯 34,500円+①+②	1人就園の場合及び同 一世帯から2人以上就 園の最年長者	年額 115,200円	28	2,922,200
	同一世帯から2人以上 就園の次年長者	年額 211,000円	5	714,500
※①16歳未満の扶 養親族の数× 21,300円	同一世帯から3人以上 就園の上記以外の園児	年額 308,000円	0	0
②16歳上19歳未 満の扶養親族の 数×11,100円	小学1～3年の兄・姉 を1人有し、就園して いる最年長者	年額 211,000円	5	695,500
・市町村民税所得 割課税額が下記 算式で得た金額 以下の世帯 171,600円+③+④	小学1～3年の兄・姉 を1人有し、同一世帯 から2人以上就園して いる場合の上記以外の 園児及び小学校1～3年 生に兄・姉を2人以上 有する園児	年額 308,000円	3	483,600
※③16歳未満の扶 養親族の数× 19,800円	1人就園の場合及び同 一世帯から2人以上就 園の最年長者	年額 62,200円	97	5,603,500
④16歳上19歳未 満の扶養親族の 数×7,200円	同一世帯から2人以上 就園の次年長者	年額 185,000円	17	2,492,200
・上記以外の世帯	同一世帯から3人以上 就園の上記以外の園児	年額 308,000円	0	0
同一世帯から2人以上 就園の次年長者	年額 154,000円	34成26年度から新設		
同一世帯から3人以上 就園の上記以外の園児	年額 308,000円	0	0	
小学1～3年の兄・姉 を1人有し、就園して いる最年長者	年額 154,000円	34成26年度から新設		
小学1～3年の兄・姉 を1人有し、同一世帯 から2人以上就園して いる場合の上記以外の 園児及び小学校1～3年 生に兄・姉を2人以上 有する園児	年額 308,000円	平成26年度から新設		

八代市中小企業信用保証料補給事業

(平成25年度実績)

事 業 名	対象融資制度	補助実績		対象となる経費 補助率及び補助金額
		件数	金額 (円)	
八代市小口資金融資制度		55	2,642,466	対象経費の2分の1又は全額 (1円未満の端数を切り捨て)
八代市中小企業経営安定特別融資制度		96	6,002,446	対象融資制度を利用した場合 に中小企業者が支払うべき信 用保証料 (返済年数分の信用保証料を 一括で支払う場合の総額)
八代市中小企業大規模小売店 対策特別融資制度		0	0	
熊本県創業者支援資金融資 制度		2	242,000	対象経費の2分の1 (1,000円未満の端数を切り捨て) (50万円を限度とする)
熊本県金融円滑化特別資金 融資制度		19	4,612,000	対象経費の全額 (1,000円未満の端数を切り捨て) (50万円を限度とする)

## (2) 平成26年度団体運営補助金（当初予算）

(単位：千円)

款名	件 名	金額	款名	件 名	金額
総務費	職員互助会交付金	3,100	農林水産業費	生活研究グループ連絡協議会補助金	160
	交通安全指導員会助成金	380		青年農業者クラブ連絡協議会補助金	70
	市政協力員協議会補助金	3,601		緑の少年団育成事業補助金	175
	私立幼稚園に対する補助金（4園）	784		茶業振興協議会補助金	352
	八代人権擁護委員会協議会補助金	476		花き園芸組合助成金	142
	自衛隊協力会補助金	240		特殊農産物振興協議会助成金	95
	自衛隊父兄会補助金	150		計	994
	私立高校に対する補助金（2校）	475	商工費	商工会・商工会議所補助金	35,920
	定時制通信制教育振興会補助金	86		八代高等職業訓練校補助金	145
	市小中養護学校生活指導連絡協議会補助金	77		八代工業振興協議会補助金	896
	八代地区高等学校生徒指導部会補助金	29		泉観光協会補助金	1,760
	八代地区保護司会補助金	583		泉観光ガイドインストラクター協会補助金	81
	くまもと被害者支援センター補助金	177		計	38,802
	八代地域人権教育のための推進会議分担金	2,524	消防費	消防団本部運営費補助金	532
	八代市人権問題啓発推進協議会交付金	4,100		消防分団運営費補助金	1,942
	地域審議会組織育成強化支援補助金	6,300		計	2,474
	地域協議会活動交付金	70,712	教育費	八代市小学校体育連盟補助金	113
	計	93,794		八代市中学校体育連盟補助金	1,712
民生費	八代市シルバー人材センター運営費補助金	16,880		八代市学校保健会補助金	322
	老人クラブ育成事業補助金	6,459		国指定文化財公開活用事業補助金	4,430
	八代市社会福祉協議会活動補助金	72,595		八代妙見祭活性化事業補助金	1,564
	八代市遺族連合会補助金	668		八代市文化協会補助金	664
	八代市民生・児童委員協議会助成金	8,282		市指定無形民俗文化財保存会補助金	760
	八代市身体障害者福祉協議会補助金	1,173		八代市地域婦人会連絡協議会研修事業補助金	1,649
	八代市盲人福祉協議会補助金	160		市子ども会育成連絡協議会補助金	1,113
	八代市ろう者福祉協会補助金	160		八代市スポーツ推進委員協議会補助金	1,221
	八代地域精神障害者家族会補助金	625		八代市体育協会補助金	6,000
	八代市手をつなぐ育成会補助金	370		八代市学校人権同和教育研究会補助金	259
	八代市保育園連盟補助金	1,067		八代市教育研究会補助金（小学校）	486
	八代市母子寡婦福祉連合会補助金	490		八代市教育研究会補助金（中学校）	567
	計	108,929		計	20,860
衛生費	医師会立准看護高等専修学校補助金	1,000			
	八代市食生活改善推進協議会補助金	1,000			
	計	2,000			

## 4 預託金運用状況

(平成25年度実績)

款名		商工費			
預託金額(千円)	預託金名	中小企業大規模小売店対策特別融資制度	中小企業設備近代化資金融資制度	中小企業団体合理化資金制度	企業誘致特別資金制度
474,000	経営安定資金	1,000	20,000	2,000	0
市郡各銀行 信用金庫 信用組合	市郡各銀行 信用金庫 信用組合	市郡各銀行 商工中金熊本支店 信用金庫、信用組合	商工中金熊本支店 信用組合	市内各銀行 信用金庫、信用組合など	九州労働金庫 八代支店
期間	1年	1年	1年	1年	1年
利調率	年0% (決済用普通預資金利)	年0% (決済用普通預資金利)	年0% (決済用普通預資金利)	年0% (普通預金無利息型)	年0% (決済用普通預資金利) 年0% (決済用普通預資金利)
協調倍率	2	2	2	1	2
利率	3年以内 5年以内 7年以内	年2.30% 年1.90% 年2.40% 年2.50%	5年以内 7年以内 10年以内	年2.10% 年1.75% 年2.20% 年2.30%	各金融機関所定の利率による 年2.70%
預託先の貸付状況	期間	7年以内	6年以内	10年以内	7年以内 10年以内 5年以内
貸付金	1企業 15,000千円以内	1企業 15,000千円以内	1企業 80,000千円以内	1組合(連合会) 200,000千円以内	1団体 100,000千円以内 1構成員 10,000千円以内

## 5 基金運用状況

区分	設立	H17.8.1 現在高	H20年度決算			H21年度決算		
			積立金	取り崩し額	現在高	積立金	取り崩し額	現在高
財政調整基金	H17.8.1	1,730,443	607,017	45,700	3,221,138	305,813	19,395	3,507,556
減債基金	H17.8.1	1,198,396	1,084	30,000	699,357	757	0	700,114
市有施設整備基金	H17.8.1	2,365,952	4,719	126,000	2,043,143	755,456	0	2,798,599
地域福祉基金	H17.8.1	200,000	1,836	6,804	207,331	4,086	1,523	209,894
教育文化センター建設基金	H17.8.1	616,958	2,478	0	620,115	2,494	0	622,609
球磨川駅地区土地区画整理事業基金	H17.8.1	51,690	5	3,003	0	0	0	0
八千把地区土地区画整理事業基金	H19.3.30		25	0	6,987	28,388	0	35,375
坂本九州新幹線渴水等被害対策基金	H17.8.1	130,000	517	1,470	126,328	511	1,261	125,578
敷川内環境保全用地維持管理基金	H17.8.1	26,922	102	360	25,277	76	495	24,858
坂田道男・道太文庫基金	H17.8.1	4,000	0	0	4,000	0	0	4,000
宇野奨学基金	H17.8.1	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
安全安心まちづくり基金	H20.3.24		0	2,609	69,578	0	7,681	61,897
谷口政夫次世代育成基金	H21.3.26		30,000	0	30,000	240	0	30,240
ふるさと八代元気づくり応援基金	H21.3.26		2,680	0	2,680	1,970	0	4,650
新增改築住宅等賛助成事業基金	H21.3.9		5,000	0	5,000	0	4,107	893
中小企業活性化利子補給事業基金	H21.3.9		10,000	0	10,000	0	10,000	0
中小企業信用保証料補給事業基金	H21.3.9		70,000	0	70,000	0	68,832	1,168
八代産材利用促進事業基金	H21.3.9		1,500	0	1,500	0	1,500	0
住民生活に光をそそぐ基金	H23.3.29							
二見川渴水対策施設維持管理基金	H21.3.9							
八代文化振興基金	H23.3.29							
まちづくり交流基金	H25.3.28							
国民健康保険財政調整基金	H17.8.1	867,358	3,593	0	871,963	603,598	0	1,475,561
介護保険給付費準備基金	H17.8.1	70,819	121,864	0	346,912	1,179	58,000	290,091
介護従事者待遇改善臨時特例基金	H21.3.9		83,489	0	83,489	336	26,937	56,888
交通災害共済財政調整基金	H17.8.1	76,000	0	0	0	0	0	0
浄化槽市町村整備推進事業減債基金	H17.8.1	10,193	41	0	11,538	40	0	11,578
久連子財産区基金	H17.8.1	4,902	16	0	4,937	13	186	4,764
椎原財産区基金	H17.8.1	4,742	12	150	4,610	16	170	4,456

(3月31日現在、単位：千円)

H22年度決算			H23年度決算			H24年度決算		
積立金	取り崩し額	現在高	積立金	取り崩し額	現在高	積立金	取り崩し額	現在高
2,733	0	3,510,289	1,862	0	3,512,151	1,312	0	3,513,463
7,156	0	707,270	13,874	0	721,144	13,856	0	735,000
304,847	200,000	2,903,446	603,150	0	3,506,596	2,716	0	3,509,312
3,304	0	213,198	739	980	212,957	1,539	618	213,878
1,879	0	624,488	1,998	0	626,486	1,445	0	627,931
0	0	0	0	0	0	0	0	0
11,006	0	46,381	29,090	25,000	50,471	32,681	30,000	53,152
383	1,296	124,665	126	1,257	123,534	150	1,842	121,842
50	513	24,395	27	880	23,542	12	744	22,810
0	0	4,000	0	0	4,000	0	0	4,000
0	0	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
0	1,626	60,271	0	1,278	58,993	0	1,852	57,141
91	0	30,331	0	0	30,331	49	0	30,380
1,278	0	5,928	3,223	0	9,151	6,914	1,415	14,650
0	893	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	1,168	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
20,000	0	20,000	0	12,649	7,351	0	7,351	0
			44,299	0	44,299	0	2,218	42,081
			683	0	683	2,418	0	3,101
					880,084	0	880,084	
3,585	0	1,479,146	4,436	0	1,483,582	2,307	0	1,485,889
1,638	179,000	112,729	846	113,575	0	103,850	0	103,850
0	25,370	31,518	525	32,043	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	0	11,605	13	0	11,618	5	0	11,623
10	112	4,662	0	113	4,549	7	0	4,556
12	178	4,290	3	0	4,293	1	60	4,234

土地開発基金 (H17. 8. 1設立)

H24. 4. 1現在高		現 金	不 動 産			
			土 地		建 物	
			(m <sup>2</sup> )	(千円)	(m <sup>2</sup> )	(千円)
			1,397,100	9,906	166,919	0

年 度	積立金	運 用 額		年 度 末 現 在 高				
		収 入	支 出	現 金	不 動 産			
					土 地		建 物	
					(m <sup>2</sup> )	(千円)	(m <sup>2</sup> )	(千円)
H19	2,862	215,121	467,072	953,028	42,014.47	601,329	0	0
H20	2,404	0	14,303	941,129	42,955.47	615,632	0	0
H21	3,069	403,174	0	1,347,372	14,544.47	212,458	0	0
H22	2,445	412,653	38,025	1,353,956	12,510.47	208,319	0	0
H23	1,744	41,400	0	1,397,100	9,906.47	166,919	0	0
H24	1,454	45,216	0	1,443,771	7,021.47	121,703	0	0

## 6 決 算

### (1) 財政規模 (各会計歳入歳出総括)

年 度 会 計 区 分	H20			H21		
	収入済額	支出済額	収支差引残額	収入済額	支出済額	収支差引残額
一 般 会 計	52,404,989	51,304,762	1,100,227	57,714,829	56,587,656	1,127,173
特 別 会 計	38,786,654	38,048,227	738,427	37,893,909	37,355,882	538,027
国 民 健 康 保 険	17,559,829	16,833,048	726,781	18,077,389	17,552,302	525,087
老 人 保 健 医 療	1,664,732	1,684,813	△ 20,081	31,481	39,780	△ 8,299
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	1,387,353	1,360,521	26,832	1,502,231	1,477,829	24,402
介 護 保 険	10,897,309	10,796,119	101,190	11,422,931	11,410,795	12,136
八 代 圏 域 介 護 認 定 審 査 事 業	—	—	—	—	—	—
公 共 下 水 道 事 業	6,445,138	6,541,627	△ 96,489	6,058,802	6,074,301	△ 15,499
簡 易 水 道 事 業	300,362	300,362	0	213,988	213,988	0
交 通 災 害 共 济 事 業	—	—	—	—	—	—
日 奈 久 温 泉 施 設	—	—	—	—	—	—
農 業 集 落 排 水 処 理 施 設 事 業	110,983	110,983	0	130,285	130,285	0
淨 化 槽 市 町 村 整 備 推 進 事 業	60,928	60,928	0	60,497	60,497	0
ケーブルテレビ事 業	280,430	280,430	0	313,662	313,662	0
診 療 所	79,152	79,152	0	82,063	82,063	0
久 連 子 財 产 区	195	101	94	293	193	100
椎 原 財 产 区	243	143	100	287	187	100

(単位：千円)

H22			H23			H24		
収入済額	支出済額	収支差引残額	収入済額	支出済額	収支差引残額	収入済額	支出済額	収支差引残額
55,373,105	53,574,060	1,799,045	55,240,757	53,327,478	1,913,279	57,467,656	55,545,549	1,922,107
36,865,159	36,509,613	355,546	37,281,042	37,058,106	222,936	37,998,857	37,712,090	286,767
17,614,898	17,331,601	283,297	17,873,054	17,703,023	170,031	18,146,518	17,987,525	158,993
9,849	9,849	0	—	—	—	—	—	—
1,540,792	1,515,207	25,585	1,565,014	1,539,518	25,496	1,621,457	1,591,578	29,879
11,907,623	11,866,479	41,144	12,230,945	12,203,968	26,977	12,791,560	12,765,016	26,544
—	—	—	—	—	—	—	—	—
5,011,247	5,007,964	3,283	4,793,075	4,792,837	238	4,563,709	4,493,402	70,307
245,868	245,868	0	268,871	268,871	0	348,252	348,252	0
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
112,761	112,761	0	106,614	106,614	0	102,287	102,287	0
54,655	52,641	2,014	69,697	69,697	0	56,907	56,907	0
287,366	287,351	15	292,773	292,773	0	284,554	284,554	0
79,582	79,582	0	80,619	80,619	0	82,394	82,394	0
221	121	100	213	113	100	1,064	121	943
297	189	108	167	73	94	155	54	101

## (2) 決算概況

(単位：千円)

年 度		H20	H21	H22	H23	H24
事 項						
歳 入	市 税	14,331,130	13,731,297	13,496,201	13,664,361	13,615,549
	地 方 議 与 税	656,145	613,363	596,713	565,424	545,531
	利 子 割 交 付 金	53,471	42,119	41,922	29,682	23,667
	配 当 割 交 付 金	11,258	9,907	11,314	12,615	16,102
	株式等譲渡所得割交付金	4,162	4,376	4,862	4,009	4,115
	地 方 消 費 税 交 付 金	1,213,912	1,276,052	1,273,859	1,251,270	1,240,680
	ゴルフ場利用税交付金	7,631	6,560	6,429	7,087	6,905
	自動車取得税交付金	192,215	124,955	94,732	76,930	113,525
	地 方 特 例 交 付 金	141,601	160,952	193,970	160,329	36,197
	地 方 交 付 税	15,702,833	16,461,714	17,563,497	18,061,827	17,910,594
	交通安全対策特別交付金	25,135	25,119	24,864	24,125	26,252
	分 担 金 及 び 負 担 金	1,085,274	919,317	918,257	944,746	965,886
	使 用 料 及 び 手 数 料	877,913	817,747	801,781	817,794	798,859
	国 庫 支 出 金	6,468,642	10,295,421	8,653,447	7,981,737	7,856,420
歳 出	県 支 出 金	3,596,713	4,064,237	3,905,598	3,907,615	5,203,652
	財 産 収 入	259,430	762,211	45,728	95,831	106,289
	寄 附 金	45,200	7,922	7,386	26,853	21,589
	繰 入 金	215,944	114,794	206,166	42,044	46,040
	繰 越 金	1,022,891	1,100,227	1,127,173	1,799,045	1,913,279
	諸 収 入	971,289	1,538,339	1,182,006	1,306,133	1,836,225
	地 方 債	5,522,200	5,638,200	5,217,200	4,461,300	5,180,300
	歳 入 総 額 ( A )	52,404,989	57,714,829	55,373,105	55,240,757	57,467,656
	人 件 費	8,967,922	8,471,680	8,202,459	8,061,161	8,022,631
	扶 助 費	9,415,250	9,819,334	11,660,789	12,308,843	12,646,792
	公 債 費	6,926,970	6,964,176	6,783,998	6,780,442	6,895,008
	物 件 費	4,710,635	5,339,524	5,027,122	5,501,429	5,466,771
	維 持 補 修 費	400,125	439,014	439,975	380,503	394,862
	補 助 費 等	4,770,833	7,132,096	4,707,012	4,599,418	4,660,637
	積 立 金	736,960	1,099,791	346,027	685,671	929,776
	投 資 ・ 出 資 金 ・ 貸 付 金	794,689	936,826	837,383	675,167	585,002
	繰 出 金	6,759,573	7,068,906	7,177,040	7,157,661	7,290,549
	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0	0	0	0
	投 資 的 経 費	7,821,805	9,316,309	8,392,255	7,177,183	8,653,521
	うち普通建設事業費	7,641,769	9,183,581	8,272,119	6,987,582	8,257,046
	災 害 復 旧 費	180,036	132,728	120,136	189,601	396,475
	失 業 対 策 事 業 費	0	0	0	0	0
歳 出 総 額 ( B )		51,304,762	56,587,656	53,574,060	53,327,478	55,545,549

年 度 事 項	H20	H21	H22	H23	H24
歳 入 歳 出 差 引 額 ( C ) ( A ) - ( B )	1, 100, 227	1, 127, 173	1, 799, 045	1, 913, 279	1, 922, 107
翌年度へ繰越すべき財源 ( D )	213, 723	195, 211	501, 191	174, 426	220, 196
実 質 収 支 ( E ) ( C ) - ( D )	886, 504	931, 962	1, 297, 854	1, 738, 853	1, 701, 911
单 年 度 収 支 ( F )	50, 698	45, 458	365, 892	440, 999	△ 36, 942
積 立 金 ( G )	607, 017	305, 813	2, 733	1, 862	1, 312
繰 上 償 返 金 ( H )	4, 110	1, 640	0	0	0
積立金取りくずし額 ( I )	45, 700	19, 395	0	0	0
実質 单 年 度 収 支 ( J ) ( F ) + ( G ) + ( H ) - ( I )	616, 125	333, 516	368, 625	442, 861	△ 35, 630
基 準 財 政 収 入 額	12, 579, 343	12, 173, 976	11, 461, 814	11, 438, 703	11, 428, 437
基 準 財 政 需 要 額	24, 278, 654	24, 673, 406	24, 784, 884	24, 812, 280	24, 456, 499
標 準 財 政 規 模	31, 920, 794	32, 926, 571	34, 162, 764	33, 779, 973	33, 768, 179
財 政 力 指 数	0. 541	0. 522	0. 490	0. 470	0. 460
実 質 収 支 比 率 ( % )	2. 8	2. 8	3. 8	5. 1	5. 0
経 常 一 般 財 源 比 率 ( % )	97. 5	94. 8	93. 6	96. 4	95. 6
実 質 公 債 費 比 率 ( % )	16. 9	16. 5	16. 0	15. 4	15. 0
積立金現在高(財調等特定目的)	7, 138, 434	8, 123, 432	8, 263, 963	8, 907, 589	9, 791, 325
地方債現在高(政府・その他)	64, 497, 265	64, 295, 234	63, 796, 223	62, 493, 904	61, 723, 636
債 務 負 担 行 為 額	4, 847, 064	4, 354, 065	3, 998, 375	3, 921, 580	3, 603, 304

※基準財政収入額以降は、地方財政状況調査表に基づく

### (3) 市税収入額(現年分)

(単位：千円)

年 度 項・目	H20	H21	H22	H23	H24
市 民 税	5, 547, 428	5, 258, 635	5, 085, 733	5, 229, 429	5, 476, 078
個 人	4, 444, 310	4, 408, 257	4, 136, 629	4, 170, 285	4, 398, 674
法 人	1, 103, 118	850, 378	949, 104	1, 059, 144	1, 077, 404
固 定 資 産 税	7, 500, 444	7, 444, 215	7, 378, 803	7, 293, 204	6, 991, 226
固 定 資 産 税	7, 420, 658	7, 368, 303	7, 305, 408	7, 238, 210	6, 939, 147
交 付 金	79, 786	75, 912	73, 395	54, 994	52, 079
軽 自 動 車 税	266, 455	284, 516	289, 343	294, 960	299, 850
市 た ば こ 税	788, 969	730, 770	729, 129	832, 503	835, 192
鉱 产 税	0	0	0	0	0
入 湯 税	11, 047	13, 161	13, 193	14, 265	13, 202
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0	0
合 计	14, 114, 343	13, 731, 297	13, 496, 201	13, 664, 361	13, 615, 548

(4) 目的(款) 別歳出

年 度	H20		H21	
区 分 款	決 算 額 (千円)	構成比率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比率 (%)
1 議 会 費	373, 389	0.73	367, 556	0.65
2 総 務 費	5, 351, 092	10.43	7, 578, 771	13.39
3 民 生 費	16, 185, 301	31.55	16, 531, 348	29.21
4 衛 生 費	3, 236, 795	6.31	3, 424, 033	6.05
5 農 林 水 産 業 費	3, 102, 437	6.05	3, 561, 204	6.29
6 商 工 費	1, 619, 521	3.15	1, 971, 579	3.49
7 土 木 費	7, 407, 954	14.44	7, 632, 008	13.49
8 消 防 費	1, 934, 705	3.77	2, 044, 668	3.61
9 教 育 費	4, 369, 220	8.51	5, 311, 245	9.39
10 災 害 復 旧 費	177, 992	0.35	131, 323	0.23
11 公 債 費	6, 926, 970	13.50	6, 965, 876	12.31
12 諸 支 出 金	619, 386	1.21	1, 068, 045	1.89
13 予 備 費	0	0.00	0	0.00
合 計	51, 304, 762	100.00	56, 587, 656	100.00
主な施策	障害者施設整備事業 漁村再生交付金事業 鏡ヶ池公園整備事業 八代中央地区まちづくり交付金事業 八代日奈久地区まちづくり交付金事業 同報系防災通信システム整備事業 坂本中学校体育館耐震改修事業 第八中学校校舎・体育館改築事業		代陽小学校校舎耐震改修事業 日奈久中学校校舎耐震改修事業 郡築小学校体育館改築事業 鏡小学校校舎耐震改修事業 第四中学校校舎耐震改修事業 第二中学校校舎改築事業 坂本中学校体育館耐震改修事業 第八中学校校舎・体育館改築事業 千丁中学校校舎耐震改修事業	

H22		H23		H24	
決算額 (千円)	構成比率 (%)	決算額 (千円)	構成比率 (%)	決算額 (千円)	構成比率 (%)
371,314	0.70	496,164	0.93	435,993	0.78
5,239,445	9.77	4,632,254	8.69	4,713,908	8.49
18,254,066	34.07	18,983,933	35.61	19,581,458	35.25
3,448,632	6.43	3,702,029	6.94	4,388,699	7.9
3,184,541	5.94	2,817,430	5.28	4,060,230	7.31
1,475,699	2.76	1,537,227	2.88	2,199,727	3.96
6,391,344	11.93	6,063,920	11.37	5,315,521	9.57
2,141,445	3.99	1,980,462	3.71	1,964,308	3.54
5,830,320	10.89	5,534,569	10.38	5,583,845	10.05
119,110	0.22	188,027	0.35	393,487	0.71
6,779,000	12.66	6,767,048	12.69	6,881,614	12.39
339,144	0.64	624,415	1.17	26,759	0.05
0	0.00	0	0.00	0	0.00
53,574,060	100.00	53,327,478	100.00	55,545,549	100.00
郡築小学校体育館改築事業 鏡小学校校舎耐震改修事業 第四中学校校舎耐震改修事業 第二中学校校舎改築事業 千丁中学校校舎耐震改修事業 環境センター建設事業 日奈久地区地域生活基盤施設整備事業 既存建物（旧JA倉庫）活用事業 北部幹線整備事業	八代小学校体育館改築事業 麦島小学校体育館改築事業 昭和小学校体育館改築事業 種山小学校体育館改修事業 第七中学校校舎耐震改修事業 清掃センター排ガス処理設備改修事業 環境センター建設事業 五家荘地域観光振興事業	日奈久中学校体育館改修事業 八千把小学校体育館改修事業 代陽小学校体育館改修事業 二見中学校体育館改修事業 日奈久小学校体育館改修事業 弥次分校体育館改修事業 有佐小学校渡り廊下改築事業 第一中学校校舎改築事業 白鳥ざんが保育園耐震補強事業 環境建設センター事業			

## (5) 節別歳出

(単位：千円)

年 度 節	H20	H21	H22	H23	H24
1 報酬	495,518	506,670	530,491	501,082	491,152
2 給料	4,141,202	3,948,105	3,851,401	3,772,255	3,738,815
3 職員手当等	3,440,152	3,068,551	2,917,148	2,652,113	2,826,209
4 共済費	1,350,614	1,424,638	1,457,071	1,663,160	1,508,398
5 災害補償費	2,859	1,275	1,483	2,056	1,239
6 恩給及び 退職年金	1,691	1,692	1,615	1,539	1,539
7 賃金	307,791	335,277	367,011	385,285	399,787
8 報償費	208,054	201,104	212,515	227,405	218,748
9 旅費	104,733	79,740	81,999	81,047	80,656
10 交際費	2,152	1,511	1,986	1,746	1,420
11 需用費	1,595,111	1,608,047	1,507,473	1,608,918	1,672,028
12 役務費	288,014	299,202	292,727	269,172	259,538
13 委託料	6,582,914	7,125,233	7,044,337	7,376,352	7,564,622
14 使用料及び賃 借料	346,686	371,264	403,291	431,377	465,025
15 工事請負費	5,199,773	5,633,443	6,061,796	4,950,318	4,491,989
16 原材料費	69,891	69,472	76,052	81,187	62,634
17 公有財産 購入費	66,832	545,545	400,627	119,978	167,304
18 備品購入費	241,565	662,610	213,473	294,666	200,287
19 負担金補助 及び交付金	6,462,109	9,483,336	6,184,943	6,333,209	8,426,477
20 扶助費	5,625,839	6,026,819	7,548,151	8,217,603	8,497,203
21 貸付金	675,470	805,467	707,200	586,900	507,680
22 補償・補てん 及び賠償金	415,251	267,199	346,888	337,356	148,846
23 償還金・利子 及び割引料	7,129,837	7,099,198	7,063,033	6,872,088	6,963,114
24 投資及び 出資金	11,000	0	2,000	0	0
25 積立金	739,365	1,102,860	355,170	700,900	944,544
26 寄附金	0	0	0	0	0
27 公課費	7,785	7,264	6,345	6,503	5,718
28 繰出金	5,792,554	5,912,134	5,937,834	5,853,263	5,900,577
合計	51,304,762	56,587,656	53,574,060	53,327,478	55,545,549

## 7 市 稅

### (1) 税 率

#### ①普通税

##### ア 市民税

###### a 均等割

個人（年額）3,500円（平成26年度から）

法人

法人市民税税率

(H6.4.1以降決算から適用)

資本の金額または出資金額と資本積立金額との合計額	従業員数	均等割額 (千円)
1千万円以下	50人以下	60
	〃超	144
1千万円超 1億円以下	50人以下	156
	〃超	180
1億円超 10億円以下	50人以下	192
	〃超	480
10億円超 50億円以下	50人以下	492
	〃超	2,100
50億円超	50人以下	492
	〃超	3,600

##### b 所得割又は法人税割

###### (i) 個 人

課税総所得金額	税 率	
	18年度まで	19年度以降
200万円以下の金額	3%	
700万円以下の金額	8%	一律6%
700万円を超える金額	10%	

###### (ii) 法 人 14.7%（平成26年10月1日より12.1%）

##### イ 固定資産税 100分の1.5

##### ウ 軽自動車税（年額） S 59年度から

###### a 原動機付自動車

(i) 総排気量が0.05ℓ以下のもの、又は定格出力が0.6kw以下のもの  
(ivを除く)

1,000円

(ii) 二輪のもので総排気量が0.05ℓを超え0.09ℓ以下のもの、又は定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下のもの

1,200円

(iii) 二輪のもので総排気量が0.09ℓを超えるもの、又は定格出力が0.8kwを超えるもの

1,600円

(iv) 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ輪距が0.5メートル以下及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く）で排気量が0.02ℓを超えるもの、又は定格出力が0.25kwを超えるもの

2,500円

b 軽自動車及び小型特殊自動車

(i) 軽自動車

二輪のもの（側車付を含む）	2,400円
三輪のもの	3,100円
四輪以上のもの	
乗用のもの	
営業用	5,500円
自家用	7,200円
貨物用のもの	
営業用	3,000円
自家用	4,000円
専ら雪上を走行するもの	2,400円

(ii) 小型特殊自動車

農耕作業用自動車

(刈取脱穀作業用自動車を含む)	1,600円
その他のもの	4,700円

c 二輪の小型自動車

4,000円

エ 市たばこ税

1,000本につき4,618円
旧三級品は、2,190円

(平成25年4月1日より)  
1,000本につき5,262円  
旧三級品については、2,495円

オ 鉱産税 100分の1

(ただし、課税標準額が200万円以下の場合は100分の0.7)

②目的税

ア 入湯税 (1人1日につき)

- a 宿泊の場合150円 (特に市長が認めるものについては30円)
- b 宿泊しない場合、又は引き続き3日以上滞在の場合50円

イ 国民健康保険税

a 基礎課税

(i) 所得割 100分の9.5	
(ii) 均等割 被保険者1人につき	24,800円
(iii) 平等割 1世帯につき	19,200円

b 後期高齢者支援金 (等) 課税

(i) 所得割 100分の2.4	
(ii) 均等割 被保険者1人につき	6,200円
(iii) 平等割 1世帯につき	4,800円

c 介護納付金課税 (40歳以上65歳未満の第2号被保険者)

(i) 所得割 100分の1.9	
(ii) 均等割 第2号被保険者1人につき	8,000円
(iii) 平等割 1世帯につき	5,700円

(2) 市民税の課税標準額段階別税額

課税標準額の段階等		平成25年度		
		課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	納税義務者数
個人 所得割	均 等 割 (A)	—	171,144	57,048
	10万円以下の金額	609,565	18,900	2,947
	10万円 超 100万円	12,708,547	687,442	22,448
	100万円 ノ 200万円	18,794,890	1,066,147	13,198
	200万円 ノ 300万円	13,344,245	774,473	5,376
	300万円 ノ 400万円	10,472,288	619,893	3,025
	400万円 ノ 550万円	5,709,926	339,573	1,245
	550万円 ノ 700万円	2,626,375	151,838	401
	700万円 ノ 1,000万円	2,719,633	161,475	325
	1,000万円を超える金額	9,137,198	540,287	454
	計 (B)	76,122,667	4,360,028	49,419
	内訳	給与所得	3,465,952	39,003
		営業等所得	188,380	1,781
		農業所得	279,341	1,173
		その他の所得	332,368	7,124
		分離(譲渡所得等)	93,987	338
法人	均 等 割 (C)	—	374,363	3,058
	法 人 税 割 (D)	—	685,600	3,041
合 計 (A) + (B) + (C) + (D)		—	5,591,135	112,566

個人：均等割・所得割については、平成25年7月1日現在

法人：均等割・税割については、平成26年3月31日現在

課税標準額の段階等は総務省の「市町村税課税状況等の調」の区分による。

## 8 市有財産（物品、基金を除く）

(金額単位：千円)

年 度		H 23		H 24		H 25	
項目	面積	土地(地積m <sup>2</sup> )	建物(延面積m <sup>2</sup> )	土地(地積m <sup>2</sup> )	建物(延面積m <sup>2</sup> )	土地(地積m <sup>2</sup> )	建物(延面積m <sup>2</sup> )
本 庁 舎		23,795.58	13,795.63	23,795.58	13,795.63	23,795.58	13,795.63
その他の行政機関	警察（消防）施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	その他の施設	45,650.76	15,028.53	45,650.76	15,028.53	45,650.76	15,028.53
公共用財産	学 校	868,449.48	226,612.49	874,125.48	228,125.25	882,363.74	224,647.06
	公 営 住 宅	195,132.98	76,542.21	191,734.03	76,506.24	191,734.03	76,439.18
	公 園	607,993.64	4,482.51	607,993.64	4,482.51	619,087.64	4,482.51
	その他の施設	1,126,376.81	195,883.11	1,097,064.05	197,135.36	1,089,413.01	197,201.51
山 林		8,087,869.18	0.00	8,087,839.18	0.00	8,087,839.18	0.00
普 通 財 産		907,090.50	5,274.81	898,864.84	4,008.66	915,697.93	6,113.67
計		11,862,358.93	537,619.29	11,827,067.56	539,082.18	11,855,581.87	537,708.09
県漁業信用基金協会出資証券		4,200		4,200		4,200	
八代森林組合出資金		24,926		24,926		24,926	
県信用保証協会出捐金		119,100		119,100		119,100	
県農業信用基金協会出資証券		13,230		13,230		13,230	
県農地管理公社出捐金		1,070		1,070		1,070	
県農業公社出資証券		340		340		340	
県中小企業振興公社出資証券		1,390		1,390		1,390	
県い業経営安定基金協会出資証券		74,890		74,890		74,890	
八代市学校給食会出捐金		5,000		5,000		5,000	
県栽培漁業協会出捐金		10,296		10,296		10,296	
県農業後継者育成基金出資金		9,911		9,911		9,911	
八代中高年齢労働者福祉センター出捐金		2,000		2,000		2,000	
(財)県林業従事者育成基金出捐金		21,070		21,070		21,070	
八代ふるさと市町村圏基金出資金		790,128		0		0	
八代市土地開発公社出資金		3,000		3,000		3,000	
県角膜腎臓バンク協会出捐金		7,800		7,800		7,800	
県暴力追放協議会出捐金		3,610		3,610		3,610	
県林業公社出資金		400		400		400	
県さわやか長寿財団出捐金		7,460		7,460		7,460	
県雇用環境整備協会出捐金		17,600		17,600		17,600	
バイオ研究開発基金出捐金		1,000		1,000		1,000	
八代市社会福祉事業団基本財産出資金		3,000		3,000		3,000	
八代市社会福祉事業団運用財産出資金		3,500		3,500		3,500	
熊本開発研究センター出捐金		287		287		287	
八宇農林水産振興協議会出捐金		460		460		460	
砂防フロンティア整備機構出資金		102		102		102	
県環境整備事業団出捐金		87		87		87	
地方公共団体金融機構出資金		11,000		11,000		11,000	
株 券		502,566		346,729		346,729	

**第三セクター**（※本市出資割合50%以上の会社法人のみ記載）

法人名	設立年月日	資本金 (千円)	市出資額 (千円)	市出資比率 (%)
さかもと温泉センター株式会社	平成8年4月1日	84,450	60,000	71.00
株式会社トヨー	平成2年8月2日	57,600	53,590	93.04
株式会社東陽地区ふるさと公社	平成16年11月1日	50,000	50,000	100.00
株式会社いづみ	平成10年4月1日	55,000	50,000	90.90



# V 市民協働

1. 人権・同和対策	115
2. 人権同和教育啓発	115
3. 男女共同参画推進	116
4. 青少年健全育成	117
5. 協働と住民自治の推進	119
6. 市民活動支援	120
7. 交 通 安 全	121
8. 文化まちづくり	123
9. 市民スポート	133



## 1 人権・同和対策

### (1) 人権同和問題啓発事業

八代市人権問題啓発推進協議会 (H25年度 交付金 4,100千円)

	設 置	事 業 内 容	構 成
八代市人権問題啓発推進協議会	平成3年5月	同和問題をはじめさまざまな人権問題の解決、人権意識の普及高揚を図るため、啓発活動を推進する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・人権セミナーやつしろ、地域講演会、部会セミナーの開催</li><li>・人権子ども集会・フェスティバル in やつしろの開催</li><li>・人権作品の募集・展示</li><li>・広報誌「しあわせ」発行</li><li>・啓発用ビデオ貸出など</li></ul>	会長1人、副会長4人 理事22人、監査2人 ・部会(6部会・58機関団体) ・専門委員(28人)

### (2) 人権同和対策事業

人権政策審議会

	設 置	事 業 内 容	構 成
八代市人権政策審議会	平成17年8月	人権政策事業について必要な事項の調査・審議	委員9人 地区代表 1人 学識経験者 8人

### (3) 地域の概況と実施事業

地 区 認 定	昭和52年10月
対 象 地 区	1地区
個人対象事業	奨学資金等給付

## 2 人権同和教育啓発

### (1) 実施事業

事 業 名	実施回数
	H25
家庭教育学級での研修会	12
婦人学級での研修会	2
高齢者教室での研修会	2
企業・事業所等での研修会	7
地域交流事業	16
各種大会、研修会への参加	9
人権セミナーやつしろ	3
部落差別をはじめすべての差別をなくす人権子ども集会・フェスティバル in やつしろ	1
地域講演会	2
人権作品募集	2,984(点)
八代市人権問題啓発推進協議会及び八代地域人権教育のための推進会議等の関係機関・団体との連携・協力	

## (2) 人権啓発センター (千丁庁舎 3 階)

目的 地域住民や人権に関わる機関・団体等のネットワーク化を図り、人権教育・人権啓発を総合的に推進する活動の拠点として設置する。

設置年月日 平成 23 年 4 月 1 日

### センター機能

- |            |                              |
|------------|------------------------------|
| ①学習機会の提供機能 | セミナーや各種講座の開催、講師派遣・紹介事業などを行う。 |
| ②情報の提供機能   | 人権に関する情報を収集し、提供を行う。          |
| ③広報・啓発機能   | 各種啓発事業や広報活動を通して、人権啓発を行う。     |
| ④調査・研究機能   | 学習・啓発のための方法などの調査・研究を進める。     |
| ⑤展示機能      | 人権同和教育に関する展示を行う。             |
| ⑥相談機能      | 住民が安心して相談できる窓口を設置する。         |
| ⑦連携機能      | 地域や関係機関・団体と緊密に連携し、広く推進する。    |

### 事業内容

- |             |  |
|-------------|--|
| ①人権相談業務     | 人権相談員を 2 名配置し、人権に関する様々な相談に、電話又は面談により対応する。<br>(平成 25 年度 相談件数 のべ 446 件※実件数 54 件)                                 |
| ②指導者育成講座事業  | 地域や各種団体、事業所における人権教育・人権啓発の推進役・リーダーとして活動する指導者の育成を図るため、市民じんけんサポートー育成講座を実施している。<br>(平成 25 年度 全 8 回開催 受講者数のべ 176 名) |
| ③センターだよりの発行 | 定期的にセンターだよりを発行し、住民への人権に関する情報の提供や啓発を図る。   |

## 3 男女共同参画推進

### (1) 計画の推進、進行管理

- ①男女共同参画都市宣言（平成 21 年 6 月 19 日）
- ②計画策定（平成 21 年 3 月）、改定（平成 26 年 3 月）

### (2) 意識啓発

- ①イベント「いっそ DE フェスタ」の開催
- ②情報誌「Mi☆Rai」の発行（年 1 回）
- ③アドバイザー派遣事業

### (3) 苦情解決の取り組み

- ①男女共同参画専門委員の設置（弁護士 2 人、臨床心理士 1 人）
- ②苦情等の受付及び解決の支援

#### (4) 女性のエンパワーメント

①ステップアップ・フォローアップセミナーの開催、女性人材リストの整備

【実績】女性人材リスト登録者 47 人 (H26. 3. 31 現在)

②審議会等への女性の登用状況調査

【実績】審議会、委員会等への女性の登用率 25.3% (H25. 3. 31 現在)

③地域リーダー育成研修派遣事業

#### (5) 推進体制

①八代市男女共同参画社会づくりネットワーク育成事業

【実績】会員数 13 団体、6 個人 (H26. 3. 31 現在)

②八代市男女共同参画審議会 (委員 12 人、任期 2 年)

③八代市男女共同参画行政推進委員会 (委員 : 副市長・部長、幹事 : 課かい長)

## 4 青少年健全育成

#### (1) 委 員 (H26. 6. 1 現在)

・八代市青少年指導員 (任期 2 年 定員 250 人、現員 221 人)

　　地域指導員 (5 支所・15 校区) 180 人

　　中央指導員 41 人 (地域指導員と重複 6 人)

　　報酬 : 22:00 まで 2,100 円／回

　　22:00 以降 2,500 円／回

#### (2) 業 務

##### ①育成業務

青少年の健全育成のために、青少年を取り巻く環境や状況を調査・把握し、各関係機関・団体と連携して情報交換を行い、青少年の非行防止を図る。

・有害図書の自動販売機の実態調査及び適正指導

・善行児童・生徒の表彰 (年 1 回)

・7 月の薬物乱用防止教室実施

・「社会を明るくする運動」強調期間、「夏の青少年健全育成県民総ぐるみ運動」(7~8 月) と青少年健全育成強調月間 (11 月) の啓発・推進活動

##### ②街頭指導業務

青少年指導員のうち、中央指導員については、青少年室において毎月の指導計画を作成し指導業務にあたる。また、地域指導員については、各支所・校区において毎月の指導計画を作成し、指導業務にあたる。

・指導形態 : 駅前指導、中央指導、地域指導、特別指導

## ③街頭指導状況

(昼間：22:00まで、夜間：22:00～)

区分 年度	指導を実施した延べ回数			指導に従事した人員			指導した青少 年の延べ人数 ( )は女子で内数
	昼間	夜間	計	昼間	夜間	計	
H20	207	134	341	1,013	830	1,843	753 (218)
H21	224	115	339	1,115	685	1,800	666 (147)
H22	185	123	308	935	753	1,688	411 (79)
H23	160	141	301	834	812	1,646	385 (50)
H24	294	1	295	1,718	5	1,723	314 (78)
H25	326	0	326	1797	0	1797	235 (50)

## ④相談業務

人権政策課青少年室に所属する青少年相談員が、青少年や保護者の不安や悩みの相談に応じている。(月～金曜日、9:00～17:00)

- ・電話相談：青少年室に「ヤングテレフォンやつしろ」の名称で専用電話を設置
- ・来所相談：青少年室に相談室を設置し、相談に応じている
- ・訪問相談：要望により訪問

## ⑤相談事項及び相談件数

内容 年度	不登校	いじめ	その他 の学校 内問題	進路 就職 転職	交遊 (非行)	交友	家出	健康	家庭内 問題	その他	計
H20	4	10	2	6	0	7	0	1	14	38	82
H21	3	5	5	2	0	6	1	4	15	152	193
H22	1	6	1	1	0	5	0	3	11	177	205
H23	60	23	23	25	1	38	0	27	43	82	322
H24	41	7	31	19	2	29	3	30	38	63	263
H25	50	4	83	21	1	55	21	40	153	50	478

## ⑥その他、青少年の健全な育成及び非行防止のために必要な業務

## 5 協働と住民自治の推進

### (1) 住民自治によるまちづくり

#### ①住民自治によるまちづくり基本指針（平成 19 年 9 月策定）

めまぐるしい社会情勢の変化や本格化する地方分権の推進により、住民と行政の協働によるまちづくりは、ますます重要となる。

地域住民の協力体制の強化とともに、住民と行政の役割分担を明確にし、お互いを認め合う真のパートナーシップを築いていく。

基本理念 住民の身近な暮らしの単位である地域の個性豊かで独自のまちづくりと、暮らしの豊かさを実感できる強い地域経営力を実現することが、住民自治を基本とするまちづくりとなる。「やすらぎと活力にみちた 魅力かがやく 元気都市“やつしろ”」を住民と行政の共通目標とし、「加（か）たって、語（かた）って、協働によるまちづくり」を推進・展開していく。

- 基本方針
- ・協働の領域と責任
  - ・協働を進めるまでの基本原則
  - ・新たな住民自治組織の確立

#### ②住民自治によるまちづくり行動計画（平成 22 年 3 月策定）

基本指針に示した理念を着実に推進していくため、26 の施策、188 の推進項目内容とスケジュールを盛り込み、さらに、「住民が主体的に取り組むもの」「住民と行政が協働で取り組むもの」「行政が主体的に取り組むもの」の 3 つに振り分けている。

計画期間 平成 22 年～26 年 前期計画

### (2) 地域協議会（小学校区を単位とした新たな住民自治組織）

地域住民や各種団体等で構成され、地域の課題や問題点を協議し、解決する意思決定機関及び活動機関。

校区名	名 称 設立年月日	校区名	名 称 設立年月日
金 剛	金剛まちづくり協議会 平成 24 年 3 月 9 日	植 柳	植柳校区住民自治協議会 平成 25 年 5 月 10 日
代 陽	代陽校区住民自治推進協議会 平成 24 年 3 月 23 日	昭 和	昭和まちづくり協議会 平成 25 年 4 月 26 日
麦 島	麦島住民自治協議会 平成 24 年 3 月 28 日	日 奈 久	日奈久住民自治会 平成 25 年 6 月 16 日
二 見	二見住民自治協議会 平成 24 年 4 月 20 日	泉	泉まちづくり協議会 平成 26 年 3 月 8 日
東 陽	東陽まちづくり協議会 平成 24 年 5 月 8 日	坂 本	坂本住民自治協議会 平成 26 年 4 月 11 日
宮地東	東町地域まちづくり協議会 平成 25 年 2 月 17 日	郡 築	郡築汐風まちづくり協議会 平成 26 年 4 月 14 日
八 代	八代校区住民自治協議会 平成 25 年 3 月 24 日	高 田	高田まちづくり協議会 平成 26 年 4 月 24 日
八千把	八千把校区まちづくり協議会 平成 25 年 3 月 27 日	鏡	鏡まちづくり協議会 平成 26 年 4 月 27 日
太田郷	明日の希望を創るまちづくり太田郷協議会 平成 25 年 3 月 29 日	宮 地	まちづくり協議会みやじ 平成 26 年 4 月 27 日
千 丁	千丁校区まちづくり協議会 平成 25 年 4 月 14 日	松 高	松高自治協議会 平成 26 年 4 月 29 日
龍 峯	龍峯校区まちづくり協議会 平成 25 年 4 月 14 日		

## 6 市民活動支援

### (1) まちづくりを支える団体の育成と支援

#### ①市民活動団体支援

目 的 市民と行政の協働による活力あるまちづくり実現のために、市民活動の推進と市民活動団体の支援を行う。

事 業 内 容 ア 各種N P Oセミナー等開催  
イ やつしろN P O情報誌 年4回発行

#### ②がまだしもん応援事業（八代市民提案型協働事業・平成24年から）

目 的 地域の多様な課題について、市民の目線で、自らの発想を活かした提案を募集し、提案した団体と八代市とが協働して解決に取り組み、きめ細やかで質の高い行政サービスを創りあげることで、市民満足度を高めるとともに、幅広い市民協働の実践につなげる。

対 象 者 「八代市市民活動団体登録要項」に基づく登録団体及び八代市内に主たる事務所又は活動場所を有する市民活動団体、N P O法人、公益法人、自治会等の自治組織等

平成25年度実績 8事業採択 2,925千円 (1事業につき上限500千円)

### (2) 市政協力員

設 置 平成18年4月1日

任 期 2年(任期の始期4月1日)

勤務形態 非常勤特別職

委嘱方法 地区内住民により選出された町内会長、区長等を市長が委嘱する。

人 数 379名

取扱い事務

- ①通達事項の徹底及び市民との連絡事務
- ②各種証明及び軽易な調査報告事務
- ③市広報等の配布
- ④世帯一覧表の整理
- ⑤住民実態調査への協力
- ⑥その他市長が特に依頼する事務

報 酬 ①均等割額 月額15,000円  
五家荘地区における地域手当 月額800円  
②世帯数割 月額70円／世帯

事 務 費 年額 12,000円／人

## 7 交通安全

### (1) 交通事故の推移

区分 年	全 国			熊 本 県			八 代 市		
	発生件数 (件)	死者 (人)	傷者 (人)	発生件数 (件)	死者 (人)	傷者 (人)	発生件数 (件)	死者 (人)	傷者 (人)
H21	737,474	4,914	911,108	11,157	88	14,308	766	11	984
H22	725,733	4,863	896,208	10,830	78	13,676	678	5	880
H23	691,932	4,611	854,489	10,475	86	13,438	641	7	797
H24	665,138	4,411	825,396	9,817	82	12,473	616	4	770
H25	629,021	4,373	781,494	8,732	82	11,225	534	9	635

資料：熊本県警察交通事故統計

### (2) 安全教育及び安全運動の推進

#### ①幼児対策

- ア 幼稚園、保育園における交通安全指導の充実を図るため園の安全主任等の研修を実施し、各園における年間計画が完全実施されるように努める。
- イ 幼児交通安全クラブのリーダー研修会を開催するなど育成に努める。
- ウ 幼児交通安全クラブの組織ができない園は、保護者による交通委員選任をすすめ、委員研修など園と連携しての指導体制を整える。

#### ②小・中・特別支援学校児童・生徒対策

- ア 教育委員会と連携し、交通安全主任研修会などを通して、学校現場における交通安全教育の充実を図る。
- イ 市内小・中・特別支援学校において自転車の安全な乗り方教室を実施する。又、児童・生徒が乗用する自転車の点検・整備を推進する。
- ウ 保護者の交通安全意識を高め、学校と地域の連携のもと、校区の実情に適した対策を推進する。
- エ 交通指導員の育成強化を図り、登下校（園）時の指導、保護、誘導の充実に努める。

#### ③高齢者等一般市民対策

- ア 老人クラブ連合会との協調を図り、生活安全委員、特に女性リーダーの充実を図り、生活安全委員を中心とした自主学習を促進すると共に、警察、交通安全協会、交通指導員会、交通安全母の会など関係団体と協力して個別対応老人（交通社会で手助けを要する高齢者）の対策、モデル老人クラブ、モデル地域の育成に努める。
- イ 交通安全母の会の自主事業を支援し、交通委員の育成と年間計画及び他団体との協同事業の推進を図る。
- ウ 高校・大学は学校と連携をとり合いながら対応する。

#### ④運転者対策

- ア 交通安全協会を中心とした、法令講習会や施設の整備点検を行なうとともに、交通指導員会など関係機関と連携し、交通事故の未然防止に努める。
- イ 各事業所の安全運転管理者を軸に諸活動ができるよう安全運転管理者等協議会と連携し、啓発活動を推進する。

### (3) 交通安全対策関係組織

#### 八代市交通指導員

設置年月日 平成17年8月1日

目 的 本市における道路交通の安全保持と交通安全運動の推進を図る  
委 嘴 次の各号に該当する者のうちから市長が八代・氷川警察署長の意見を聞いて委嘱

- ①本市各校区の八代地区交通安全協会支部又は氷川地区交通安全協会支部から推薦のあった者
- ②本市に住所を有する年齢満25歳以上75歳未満の者  
ただし、再任のときはこの限りでない
- ③交通安全活動に熱意を持ち、心身強健で指導力を有すると認められる者

任 期 2年（再任を妨げない）  
 職 務 ①警察署その他交通安全推進機関と密接な連絡をとり、交通安全のために必要な指導及び交通安全思想の普及高揚に努めること  
           ②園児・児童及び生徒の登下校時の通学路等において交通指導を行うこと  
           ③本市が主催する各種事業等において交通指導及び交通整理を行うこと  
 指導員現数 74人（平成26年6月30日現在）

#### （4）市営駐車場

##### ①中央駐車場

所 在 地 八代市松江城町4番35号  
 供用時間 午前8時から午後9時30分まで  
 駐車料金

料金区分		金額	備 考
午前8時から 午後9時30分まで	1時間以内	100円	1時間未満の端数は 1時間として計算
	1時間を超える場合は 30分増すごとに	50円	

##### 利用実績

年度	利用台数	利用額（千円）
H21	17,747	3,578
H22	18,036	3,521
H23	19,019	3,714
H24	20,990	4,092
H25	20,808	3,485

委託先 (社)シルバー人材センター  
 委託料 4,461千円

##### ②新八代駅東口駐車場

所 在 地 八代市上日置町4778番地  
 供用時間 24時間  
 駐車料金

供用時間	料 金		備 考
午前0時 から 午後12時 まで	20分まで	無料	・駐車時間に1時間の端数がある場合は、1時間として計算する。 ・駐車時間が10時間を超え、24時間未満の場合は1,000円とする。 ・24時間を超える場合は、上記の方法により算定した金額を加算する。
	20分～1時間まで	100円	
	以後1時間ごと	100円	
	10時間～24時間以内	1,000円	
月極駐車 (月額)	鉄道定期券所有者	6,170円	・月極駐車を希望の場合、防災安全課にて申請が必要。
	その他の方	10,280円	

##### 利用実績

年度	利用台数	利用額（千円）
H21	61,859	9,495
H22	61,933	8,749
H23	76,546	13,525
H24	74,147	12,927
H25	75,944	11,849

委託先 アマノマネジメントサービス（株）福岡支店  
 委託料 2,787千円

## 8 文化まちづくり

### (1) 文化財保護

#### ① 伝統文化財保存事業（妙見祭）

概要 国指定重要無形民俗文化財「八代妙見祭の神幸行事」の保存継承とともに、行列の円滑な進行を図るため、保存団体への支援を行う。また、妙見祭への市民の理解を深め、伝承基盤の強化と後継者育成を図り、妙見祭や八代の歴史と文化を生かした振興事業を行う。

※11月22日（行列お下り・御夜）、11月23日（行列お上り）

#### 組織

ア 「八代妙見祭保存振興会」（平成26年度市補助：4,430千円）

国指定重要無形民俗文化財の保護団体として、組織統合により平成22年11月30日より活動開始。妙見祭のより一層の振興と発展を図るための諸事業を行う。

イ 「八代妙見祭活性化協議会」（平成20年6月6日設立）

（平成26年度市補助：1,564千円）

妙見祭をはじめとする地域伝統行事の活性化を図るための諸事業を行う。

・「情報発信・育成」事業 　・「普及・啓発」事業 　・「継承・体験」事業

#### ② 伝統文化財復元修復事業

概要 平成23年3月9日に国重要無形民俗文化財に指定された「八代妙見祭の神幸行事」について、国指定文化財としての適切な保存継承を図る。

事業費 平成26年度 妙見祭保存修理計画印刷等：451千円

備考 平成23年度 妙見祭保存修理計画検討会議（1年次）：160千円

平成24年度 妙見祭保存修理計画検討会議（2年次）：494千円

平成25年度 妙見祭保存修理計画検討会議（3年次）：542千円

#### ③ 指定文化財保存管理事業

ア 市内指定文化財等件数

（平成26年4月1日現在）

指定別	区分	有形文化財									民俗文化財		記念物			合計
		建造物	絵画	書跡	典籍	古文書	彫刻	工芸品	考古	歴史資料	有形	無形	史跡	名勝	天然	
国指定文化財		2	0	1	0	0	2	1	0	0	0	1	1	2	0	10
県指定文化財		1	0	2	0	0	7	6	0	0	1	2	6	0	2	27
市指定文化財		40	2	6	1	0	11	19	16	9	6	24	53	1	8	196
国登録文化財		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
計		48	2	9	1	0	20	26	16	9	7	27	60	3	10	238

※上記以外で重要美術品3件、国選択無形民俗文化財1件（県指定と重複）

イ 指定文化財の保存活用、維持管理に伴う補助事業

a 指定文化財保存整備費補助金 平成26年度：554千円 平成25年度：700千円

- b 指定文化財管理費補助金 平成 26 年度：500 千円 平成 25 年度：500 千円
- c 指定民俗文化財維持管理費補助金  
平成 26 年度：760 千円 平成 25 年度：760 千円

#### ウ 水島保存管理事業

概 要 平成 22 年度に策定した「名勝不知火及び水島保存管理計画」に基づき、崩落の進行が心配される水島の本格的な保存整備工事の実施設計に向けて必要な情報収集を行うとともに、水島の岩体、植生の変化を観察する。

事 業 費 平成 26 年度：専門家指導謝礼等 19 千円

#### 備 考

平成 18～20 年度：水島崩落防止応急保存処理工事 29,000 千円（1/2 県補助）

平成 21～22 年度：「名勝不知火及び水島保存管理計画」の刊行 1,461 千円

平成 23 年度： 国名勝「不知火及び水島」リーフレット増刷 114 千円

平成 24 年度： 専門家指導謝礼等 19 千円

平成 25 年度： 専門家指導謝礼等 19 千円

#### エ 干拓遺跡保存整備事業

干拓遺跡群の現状を調査し、保存と指定を図る。今年度は高島新地旧堤防跡の現況調査を実施する。

事 業 費 平成 26 年度は、緊急発掘調査及び保存処理事業（※国庫補助事業）を活用。

### ④文化財保護啓発事業

- ア 八代の歴史や文化に関連した講座の開催
- イ 史跡めぐり等の開催（史跡めぐり「干拓遺跡群」、笠鉾組立見学ツアーなど）
- ウ 文化財普及（文化財パネル、埋蔵文化財の展示活用等）
- エ 文化財説明板、標木等の修繕
- オ 文化財図書の刊行、配布・販売
- カ 文化財防火デー（1 月 26 日）に伴う防火訓練の実施など、防火防犯意識の啓発
- キ 城下町マップの作成

事 業 費 平成 26 年度：164 千円 平成 25 年度：431 千円 平成 24 年度：182 千円  
H25 年度実績

- a 出前講座利用者数：学校関係者 60 人・児童生徒 343 人・一般市民 325 人
- b 史跡めぐり等参加者数 104 人（史跡めぐり「東陽石橋群」、親子で探検！八代城、笠鉾組立見学ツアーなど）
- c 文化財展示（麦島公民館）
- d 文化財図書「八代市史近世史料編」「城下町マップ」など販売
- e 文化財防火デー 川原地蔵堂で実施（平成 26 年 1 月 28 日）

### ⑤八代市文化財保護委員会

設 置 教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関する教育委員会へ答申。（市条例により設置）

委 員 数 14 名（定員 15 名以内）

任 期 2 年（任期 平成 25 年 8 月 1 日～平成 27 年 7 月 31 日）

事 業 費 平成 26 年度：187 千円 平成 25 年度：172 千円 平成 24 年度：172 千円

## ⑥埋蔵文化財の調査活用

### ア 緊急発掘調査及び保存処理事業（※国庫補助事業）

- a 緊急発掘調査 遺跡や遺跡周辺での各種開発工事について試掘確認調査を実施する。  
また、平成 26 年度は市内の干拓遺跡群（高島新地旧堤防跡）の現況を記録するための調査を実施する。
- b 保存処理事業 市内の発掘調査で出土した木製品や金属製品などの遺物の保存処理を行い、八代市の貴重な文化財として継承し、活用を図る。平成 15 年度～24 年度は麦島城跡発掘調査で出土した建築部材の保存処理を行った。

事 業 費 平成 26 年度：3,702 千円

平成 15～25 年度：123,008 千円（1/2 国庫補助）

### イ 埋蔵文化財管理活用事業

市内遺跡から出土した埋蔵文化財を西部社会教育センター（旧西部小）で一元的に保管し、出土品及び記録類の分類整理作業を行っている。

事 業 費 平成 26 年度：2,018 千円

平成 25 年度：1,985 千円

平成 24 年度：1,996 千円

### ウ 公共事業に伴う埋蔵文化財包蔵地の発掘調査

球磨川河川改修事業に伴う「球磨川はね」発掘調査。平成 24～26 年度の予定。

事 業 費 平成 26 年度：8,216 千円

平成 25 年度：10,297 千円

平成 24 年度：14,777 千円

## ⑦八代城跡群（仮称）の保存と活用

古麓城跡、麦島城跡、八代城跡、平山瓦窯跡が、平成 25 年度に「八代城跡群」として国指定史跡になった。

平成 26 年度は、記念シンポジウムなどを開催予定。

## （2）文化振興

### ①八代市文化振興懇話会

設 置 平成 19・20 年度で策定した、八代市文化振興計画（平成 21～29 年度）の進行管理を行い、文化に関する施策を総合的・計画的に推進する。

委 員 数 12 名

会 議 年 1 回

事 業 費 平成 26 年度：71 千円

### ②八代市文化祭

目 的 文化祭の開催を通じて、市内の各種文化活動団体に発表と参加の機会、及び市民に鑑賞の機会を提供し、本市の文化の発展と向上を図る。

期 間 平成 26 年 9 月 9 日（火）～11 月 9 日（日）

会 場 市内各公共施設等（やつしろハーモニーホール、八代市厚生会館ほか）

内 容 展示（美術・写真・書道・華道・園芸・手芸など）、舞台（洋舞・日舞・伝統芸能・合唱など）、文芸（俳句・短歌）、茶道などの各分野において、市民が目頃の活動成果を発表する。

## 実績

年度	来場者（人）	参加者（人）	事業費（千円）	財源内訳（千円）
H21	10,858	1,827	1,506	市1,300、参加者負担等206
H22	10,189	1,856	1,516	市1,300、参加者負担等216
H23	10,137	1,736	1,508	市1,250、参加者負担等258
H24	10,054	1,696	1,509	市1,250、参加者負担等259
H25	9,860	1,746	1,474	市1,250、参加者負担等224
H26	—	—	(予算) 1,502	市1,195、参加者負担等325

### ③八代市伝統文化継承事業

#### ア 八代市まちの先生派遣事業

目的 各分野の文化講座の中から市民の要望に応じて伝統文化継承者等を講師として派遣し、市民に伝統文化や芸術文化にふれる機会を提供することで、地域文化の継承と芸術文化の振興を図る。

事業主体 八代市文化協会（八代市委託事業）

内容 メニューの中から講座を選んでもらい申し込む。音楽や舞踊、美術、茶道、華道、伝統芸能など各分野の登録した講師が、指定された日時に出向いて講座を行う。

年度	実施団体	受講者（人）	対象者
H24	94	2,168	主として小・中学生 ※一部、幼児及び高校生等 も対象とする。
H25	115	3,999	

#### イ 伝統文化継承事業

目的 市内各地域で伝統文化を伝承している団体に発表と交流の場を提供し、地域文化の保存・継承を促進する。また、伝統文化を体験することで、市民の歴史や伝統、文化に関する関心や理解を深め、後継者の育成を図る。

## 実績

年度	開催日等	内容
H21	こども伝統文化体験・発表会 2月21日（日）	伝統文化・芸能発表：華道、書道、茶道、大正琴、日本舞踊、民謡、和装礼法、植柳盆踊り、獅子舞、亀蛇、奴、久連子古代踊り 親子体験教室：華道、書道、茶道、大正琴、三味線、日本舞踊
H22	こども伝統文化体験・発表会 2月6日（日）	伝統文化発表：華道、書道、茶道、日本舞踊、民謡、植柳盆踊り、獅子舞、二見洲口町雨乞い踊り、奴、亀蛇 親子体験教室：華道、書道、茶道、三味線、日本舞踊、和装礼法、獅子舞、亀蛇

H23	こども伝統文化体験・発表会 2月 5 日 (日)	伝統文化発表：華道、書道、茶道、日本舞踊、民謡、植柳盆踊り、獅子舞、二見洲口町雨乞い踊り、亀蛇 親子体験教室：華道、書道、茶道、三味線、日本舞踊、獅子舞、亀蛇、植柳盆踊り
H24	こども伝統文化体験・発表会 2月 24 日 (日)	伝統文化発表：華道、書道、茶道、日本舞踊、民謡、植柳盆踊り、獅子舞、亀蛇、大正琴 体験教室：華道、書道、大正琴、三味線、植柳盆踊り、日本舞踊、茶道、獅子舞、亀蛇
H25	こども伝統文化体験・発表会 2月 23 日 (日)	伝統文化発表：華道、書道、茶道、民謡、植柳盆踊り、植柳棒踊り、獅子舞、亀蛇 体験教室：陶芸

#### ④八代市文化事業補助金

目的 地域に残る文化資源を活用し、地域文化の振興を促進する事業、文化・芸術を活用し、地域の世代間や各種団体間の文化交流を促進する事業、市民に地域の文化・芸術活動に参加する機会を提供し、地域文化を担う人材育成に寄与する事業等を行う文化団体に対し、補助金を交付する。

#### 実績

(単位：千円)

団体名等	H21	H22	H23	H24	H25	H26
八代市文化協会	684	684	684	684	684	664
鏡町文化協会						
「八代おざや節」全国大会	150	—	—	—	—	—

#### ⑤芸術文化大会等参加奨励費

目的 各種芸術文化大会等に参加する芸術文化団体又は個人に対し、補助金を支給する。

#### 実績

年度	開催地	参加者(人)	事業費(千円)
H22	宮崎県、岡山県	97	471
H23	福島県	57	456
H24	富山県・東京都・台湾(台南市)	62	502
H25	長崎県・神奈川県	78	315
H26	茨城県	—	(予算) 544

### (3) 市民会館

①厚生会館（八代市西松江城町1-47）

工 期 着工 昭和36年4月7日 竣工 昭和37年3月31日

開 館 昭和37年7月18日

敷地面積 8, 669. 45m<sup>2</sup>

延床面積 4, 921. 71m<sup>2</sup>

建 物

(単位 : m<sup>2</sup>)

階 別	館 別	本 館	別 館	合 計
地 階		345. 10	631. 12	976. 22
1 階		2, 122. 12	796. 79	2, 918. 91
2 階		644. 08		644. 08
3 階		382. 50		382. 50
合 計		3, 493. 80	1, 427. 91	4, 921. 71

本 館 地階は奈落。1・2階観客席(ワンスロープ)。3階は映写室・音響調整室。全館冷暖房、固定席 964席(収容人員1, 200名)、楽屋(洋室4、シャワー室2)、舞台、花道、オーケストラピット、ホワイエ。

別 館 地階はコントロール室。1階はグリル(休止閉鎖中)、大集会室(定員90名)、中集会室(定員50名)、小集会室(定員20名)、和室(定員30名)、館長室、事務室、休憩室。

総 工 費 211, 400千円

本 館	85, 597千円	別 館	26, 844千円
-----	-----------	-----	-----------

冷暖房換気設備	20, 104千円	給排水衛生設備	7, 080千円
---------	-----------	---------	----------

電気設備	22, 656千円	舞台吊物	5, 000千円
------	-----------	------	----------

諸 経 費	21, 955千円	そ の 他	22, 164千円
-------	-----------	-------	-----------

財源内訳 地 方 債	130, 000千円	一般財源	81, 400千円
------------	------------	------	-----------

#### 【平成25年度自主文化事業実績】

事 業 名			期 日	入場者
鑑賞普及型 事業	演劇「案山子」		3月8日(土)	474人
	文化講演会「渡辺えり講演会」		12月22日(日)	785人
学習型事業	第27回 高校演劇舞台技術講習会		8月2日(金)	40人
	第40回 八代市高校演劇大会		10月19日(土)～ 20日(日)	延べ600人
	第46回 八代市中学生音楽教室		10月21日(月)	1, 299人
舞台芸術 体験型事業	4人の演出家による真夏の演劇ワークショップ (講師:劇団きらら)		8月3日(土)～ 4日(日)	20人

#### 厚生会館利用状況

(単位 : 件・人)

年 度	ホ 一 ル		大集会室		中集会室		小集会室		和 室		ホワイエ		備 考
	件 数	利 用 者 数	件 数	利 用 者 数	件 数	利 用 者 数	件 数	利 用 者 数	件 数	利 用 者 数	件 数	利 用 者 数	
H 21	86	38, 133	205	13, 166	221	7, 033	306	4, 060	94	1, 892	0	0	本館耐震補強工事のため H21. 12. 1～H22. 3. 31ホール 休館
H 22	131	52, 324	203	14, 057	245	10, 150	261	5, 378	97	5, 557	0	0	舞台音響設備改修工事等の ためH23. 2. 1～H23. 2. 28ホー ル休館
H 23	137	53, 680	206	14, 472	272	9, 373	268	4, 777	115	3, 151	0	0	舞台音響設備附属機器改修 工事のためH23. 11. 28～ H23. 12. 28ホール休館
H 24	158	53, 465	186	18, 904	218	10, 477	250	5, 189	90	3, 749	0	0	
H 25	145	54, 064	220	19, 779	221	10, 902	242	5, 299	101	4, 043	0	0	

## 使用料

(単位：円)

区分		9時～12時	13時～17時	18時～22時	全日	9時以前又は 22時以降 (1時間につき)	冷暖房 (1時間当たり)	
ホー ル	入場料又はこれらに類するものを徴収する場合	平日	18,360	32,400	36,720	81,000	9,720	4,110
		土・日 休日	21,600	39,960	45,360	102,600	12,960	4,110
	入場料又はこれらに類するものを徴収しない場合	平日	10,800	16,200	18,360	37,800	4,320	4,110
		土・日 休日	11,880	18,360	20,520	46,440	5,400	4,110
集 会 室 等	大集会室		1,390	1,720	1,720	4,530	530	410
	中集会室		1,080	1,390	1,390	3,670	530	300
	小集会室		750	1,080	1,080	2,690	530	200
	和室		1,510	1,830	1,830	4,850	530	300
	ホワイエ		2,690	4,850	5,400	11,330	3,240	—

備考 1. 営利を目的とした宣伝行為等の催し物を行う場合で、入場料又はこれらに類するものを徴収しない場合は、その使用料の10割増とする。

2. 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日をいう。

## ②千丁文化センター（八代市千丁町新牟田1433）

工 期 着工 平成6年10月13日 竣工 平成8年2月23日

開 館 平成8年4月1日

敷地面積 4,409m<sup>2</sup>(千丁地域福祉保健センターとの複合施設)

延床面積 4,450.76m<sup>2</sup> (文化ホール1,864.069m<sup>2</sup>+共用部分643.245m<sup>2</sup>)

(※共用部分：ホワイエ、事務室、機械室)

## 建 物

(単位：m<sup>2</sup>)

	文化ホール	共用部分	福祉健康センター	渡り廊下	合 計
地 階		40.250			40.250
1 階	1,311.760	478.375	902.750	34.625	2,727.510
2 階	321.329	124.620	906.321		1,352.270
3 階	176.770		99.750		276.520
Z 5 階	54.210				54.210
計	1,864.069	643.245	1,908.821	34.625	4,450.760

ホー ル 地階は共用部分に機械室。1・2階観客席(ワンスロープ)。3階は調光操作室・音響調整室。全館冷暖房、客席535席(固定席485席、桟敷席38席、親子室10席、車椅子席2席)、楽屋(洋室、和室、個室)、楽屋事務所、舞台、リハーサル室、ホワイエ。

総 工 費 2,451,192千円(複合施設全体)

用地購入費 64,022千円 設計管理委託費 64,916千円

建築主体工事費 1,380,234千円 電気設備工事費 172,708千円

機械設備工事費 528,207千円 その他 241,105千円

財源内訳 地方債 1,727,400千円 基 金 611,110千円

一般財源 112,682千円

【平成25年度自主文化事業実績】

事 業 名		期 日	入場者
鑑賞型事業 普及	音楽「宗次郎コンサートツアー2013 ～オカリーナの森から～」	7月13日(土)	474名
	音楽「ZAN・WASABIコンサート」	12月14日(土)	163人
体験型事業 舞台芸術	Yuccaボイストレーニングワークショップ	8月24日(土)	14人
舞台芸術 普及型事業	ホワイエライブ『en』31st. ものまねタレント矢沢A型ライブ	3月16日(日)	70人
	ホワイエライブ『en』32nd. アコースティックユニット0-tumnライブ	3月29日(土)	20人

千丁文化センター利用状況

(単位:件・人)

年 度	ホール		舞 台		ホワイエ		リハーサル室		樂屋等		備 考
	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	
H21	41	13,491	55	1,586	5	640	122	1,377	0	0	
H22	49	14,059	53	1,714	2	230	91	849	0	0	
H23	37	8,564	47	1,821	2	170	53	516	0	0	舞台吊物機構改修工事のためH24.1.5～H24.1.31ホール休館
H24	53	12,834	63	2,530	3	300	192	1,510	0	0	
H25	51	11,634	48	2,790	4	170	164	2,723	0	0	温泉井戸不具合のためH26.1.15から千丁地域福祉保健センター(パトリア千丁)休館

使用料

(単位:円)

区 分		9時～12時	13時～17時	18時～22時	全日	9時以前又は22時以後 (1時間につき)	冷暖房 (1時間当たり)	
ホ ー ル	入場料を徴収する場合(又は営利を目的とした宣伝行為を行う場合)	平 日	14,400	18,510	22,620	51,420	5,140	4,110
		土・日 休 日	17,480	24,680	28,800	65,820	6,170	4,110
	入場料非徴収	平 日	7,200	9,250	11,310	25,710	3,080	4,110
		土・日 休 日	9,250	11,310	13,370	30,850	4,110	4,110
舞 台	平 日	2,050	2,570	3,080	7,200	1,020	2,050	
	土・日 休 日	2,570	3,080	4,110	9,250	1,020	2,050	
ホ ウ イ エ		2,050	2,570	3,080	7,200	720	—	
リ ハ 一 サ ル 室		1,020	1,540	2,050	4,110	510	410	
樂 屋		410	610	820	1,540	200	200	
樂 屋 事 務 所		610	820	1,020	2,050	200	300	

③鏡文化センター（八代市鏡町内田468-1）

工 期 着工 平成9年10月31日 竣工 平成11年3月19日  
 開 館 平成11年4月15日  
 敷 地 面 積 11,603m<sup>2</sup>  
 延 床 面 積 3,623.85m<sup>2</sup>（複合施設の為、図書館・公民館施設分含む）  
 建 物 (単位：m<sup>2</sup>)

1 階	3,187.47
2 階	308.24
3 階	105.42
ホール上部階	22.72
合 計	3,623.85

ホ 一 ル 1・2階客席(ワンスロープ)。3階はピースポット室。固定席594席、車椅子スペース4席、親子室12席、楽屋(洋室3)、舞台、リハーサル室、ホワイエ。  
 建設工事費 1,376,000千円（複合施設の為、図書館・公民館施設分含む）  
 建 築 713,386 千円 舞 台 機 構 47,706 千円  
 機 械 設 備 204,013 千円 外 構 39,650 千円  
 電 気 設 備 167,615 千円 諸 経 費 他 203,630 千円  
 財 源 内 訳 地 方 債 1,187,414 千円 一 般 財 源 188,586 千円

【平成25年度自主文化事業実績】

事 業 名		期 日	入場者
鑑賞型事業普及	音楽「タケカワユキヒデ ライブ&トーク」	7月28日(日)	200人
	大きな人形劇「11ぴきのねことあほうどり」	8月25日(日)	442人
市民型事業参加	第14回 かがみ ふるさと音楽祭	2月23日(日)	610人

## 鏡文化センター利用状況

(単位：件・人)

年 度	ホー ル		ホワイエ		リハーサル室		楽屋		研修室		視聴覚室		備 考
	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	
H 21	97	15,834	20	700	138	2,627	43	256	80	2,463	46	527	
H 22	94	13,609	16	700	191	3,283	32	165	84	2,655	54	875	
H 23	88	16,001	27	720	167	2,990	41	358	96	2,635	51	808	
H 24	78	16,409	24	1,520	118	2,885	37	402	100	3,038	69	1,006	
H 25	91	13,250	8	350	144	3,253	56	795	129	3,694	89	1,338	

## 使用料

(単位：円)

区分			9時～12時		13時～17時		18時～22時		全日		9時以前又は 22時以降(1 時間につき)	冷暖房 (1時間当たり)	
ホー ル	入場料を徴収す る場合(又は営 利を目的とした 宣伝行為を行 う場合)	平日	14,400		18,510		22,620		51,420		5,140	4,110	
		土・日 休日	17,480		24,680		28,800		65,820		6,170	4,110	
	入場料非徴収	平日	7,200		9,250		11,310		25,710		3,080	4,110	
		土・日 休日	9,250		11,310		13,370		30,850		4,110	4,110	
舞 台		平日	2,050		2,570		3,080		7,200		1,020	2,050	
		土・日 休日	2,570		3,080		4,110		9,250		1,020	2,050	
ホワイエ			2,050		2,570		3,080		7,200		720	—	
リハーサル室			1,020		1,540		2,050		4,110		510	410	
楽屋			410		610		820		1,540		200	200	
研修室			1時間につき410円								410	410	
視聴覚室			1時間につき410円								410	410	

## 9 市民スポーツ

### (1) 体育施設

①八代市総合体育馆（八代市緑町 11-1）

工 期	着工 昭和 56 年 12 月 8 日 竣工 昭和 58 年 2 月
総 工 費	1,842,946 千円
	建築主体工事 1,204,794 千円 電気設備工事 188,538 千円
	機械設備工事 273,566 千円 舞台設備工事 81,300 千円
	電波障害設備工事 5,320 千円 ブラインド、その他 5,250 千円
	植栽工事 27,150 千円 設計委託 27,328 千円
	工事管理委託 29,700 千円
財源内訳	国庫補助金 107,550 千円
	地 方 債 1,563,800 千円 (中小企業退職共済事業団の還元融資)
	寄 附 金 1,400 千円
	一般財源 170,196 千円
敷地面積	18,092.65 m <sup>2</sup>
建築面積	6,653.15 m <sup>2</sup>
延床面積	7,832.22 m <sup>2</sup>
規模・構造	地上 3 階建、鉄筋コンクリート及び鉄骨造
施設概要	大体育室（大アリーナ）1,728 m <sup>2</sup> (48×36m) バレーボールコート 3 面、バスケットボールコート 2 面、バドミントンコート 10 面、ハンドボールコート 1 面、テニスコート 2 面、卓球 20 面 小体育室（小アリーナ）1,080 m <sup>2</sup> (36×30m) バレーボールコート 2 面、バスケットボールコート 2 面、バドミントンコート 6 面、卓球 12 面、テニスコート 1 面 トレーニング室、会議室、研修室、和室 観客席 大体育室（大アリーナ）固定席 1,400 席 小体育室（小アリーナ）固定席連結型 92 席
設備概要	受水槽（35 m <sup>3</sup> ）高架水槽（14 m <sup>3</sup> ）、発電機（80KVA、非常用）、舞台放送照明設備、テレビ共聴設備、照度（大アリーナ 3 段階 1,200Lx～700Lx、小アリーナ 3 段階 900Lx～500Lx）、トップライト（大アリーナ 20 カ所、小アリーナ 8 カ所）、大アリーナ・ホール冷暖房設備

総合体育馆使用状況

年 度	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
件 数(件)	5,099	5,232	5,955	5,845	7,550
使用者数(人)	143,342	142,287	144,130	155,972	154,125

## 使 用 料

平成 17 年 8 月 1 日施行

施設	使用区分	使用時間		9~13	13~17	17~22	全日	左記以外 1 時間につき			
		アマチュ アスポー ツに使用 する場合	大体育室	円 5,250	円 5,250	円 8,400	円 18,900	円 1,570			
体 育 室	入場料金 等を徴収 しない 場合	小体育室	大体育室	円 3,150	円 3,150	円 4,200	円 10,500	円 1,050			
		その他	大体育室	円 26,250	円 26,250	円 36,750	円 89,250	円 10,500			
		小体育室	大体育室	円 21,000	円 21,000	円 31,500	円 73,500	円 10,500			
	営利を目的として使用する場合は、上記料金の 10 割増しをした額										
	入場料金 等を徴収 する場合	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	大体育室	円 16,800	円 16,800	円 21,000	円 54,600	円 5,250			
		小体育室	大体育室	円 13,650	円 13,650	円 17,850	円 45,150	円 4,200			
		その他	小体育室	円 42,000	円 42,000	円 52,500	円 136,500	円 15,750			
	営利を目的として使用する場合は、上記料金に最高入場料（税込 み）の 100 倍を加算した額										
全面使用の高校生以下の使用料については上記使用料合計金額の半額とする。（その 額に 10 円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）											
部 分 使 用	種 目	単 位	大・小体育室								
			一 般		高校生以下						
	バスケットボール	1 面 1 時間	630 円			310 円					
	バレーボール	1 面 1 時間	630			310					
	バドミントン	1 面 1 時間	310			150					
	卓球	1 台 1 時間	210			100					
	テニス	1 面 1 時間	1,050 (大体育室のみ)		520 (大体育室のみ)						
トレーニング 室	ハンドボール	1 面 1 時間	1,050 (大体育室のみ)		520 (大体育室のみ)						
			210		100						
会 議 室	研修室・会議室			1 時間 310 円							
	和 室			1 時間 420 円							
冷 暖 房	大 体 育 室	アマチュアスポーツで入場料を徴収 しない場合			30 分		5,000 円				
		そ の 他			30 分		8,000 円				
	会 議 室			30 分		150 円					

②八代市民プール（八代市緑町 11 - 1）

増改築 昭和 55 年 12 月 (50m プールコンクリート製 9 コース低盤嵩上工事)  
 平成 23 年 2 月 (50m プール F R P 防水へ改修)

総工費 9,210 千円

設置 昭和 61 年 3 月 15 日 (25m プール FRP 製 6 コース、幼児プール SUS 製、  
 スライダーSUS 製 2 連 15m)

開放期間 7 月 1 日～8 月 31 日

敷地面積 4,448.49 m<sup>2</sup>

規模 管理棟、鉄骨造 2 階建延 472.5 m<sup>2</sup>  
 1 階 事務室、ロッカ一室（約 1,000 人分収容）  
 2 階 集会室、厨房

総工費 191,850 千円

建築工事	136,500 千円	機械設備工事	41,150 千円
電気設備工事	11,000 千円	植栽工事	2,920 千円
フチ石工事	280 千円		

財源内訳 県補助金 3,000 千円  
 地方債 131,100 千円（まちづくり特別対策事業債・中小企業  
 退職金共済事業団還元融資）  
 一般財源 57,750 千円

市民プール使用状況

年 度	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
件 数(件)	174	109	117	106	131
使用者数(人)	22,812	30,540	20,177	39,216	25,448

※件数は、プール団体利用及びプール集会室利用。

使 用 料

平成 19 年 6 月 1 日施行

区 分		50m プール	25m プール
団体	一 般	1 時間 2,620 円	1 時間 1,570 円
	小・中・高校生	1 時間 1,310 円	1 時間 780 円
個人	一 般	1 回 210 円	
	小・中・高校生	1 回 100 円	
	幼 儿	1 回 50 円	
集会所	1 時間 420 円	冷暖房代 30 分 150 円	
	合宿に限り上記の使用料金額に 1 人 1 泊につき 210 円を加算する。		

※幼児とは 6 歳未満のものをいう。

③八代市スポーツ・コミュニティ広場（八代市郡築四番町 136-2）

設置 平成 13 年 7 月 1 日  
 工期 着工 平成 12 年 8 月 1 日 竣工 平成 13 年 6 月 29 日

総工費	1,732,630 千円		
用 地 費	571,368 千円	造成工事	108,150 千円
新設工事	522,480 千円	電気設備工事	108,150 千円
給排水設備工事	28,966 千円	植栽工事	64,072 千円
クラブハウス新築工事	210,515 千円	道路改良工事	60,142 千円
設計委託	38,140 千円	工事監理委託	7,350 千円
備品購入費	12,500 千円	事務費	797 千円
財源内訳	地方債	14,676,000 千円	(地域総合整備事業債ふるさとづくり)
一般財源	265,130 千円		
敷地面積	32,186 m <sup>2</sup>		
施設概要	テニスコート (14,206 m <sup>2</sup> ) 砂入り人工芝コート 14 面、夜間照明 10 面、屋根付観覧スタンド 600 人収容		
	クラブハウス (775 m <sup>2</sup> ) 鉄骨造平屋建、会議室 90 人収容、更衣室、シャワー室、トイレ		
	芝生広場 (4,527 m <sup>2</sup> )		
	駐車場 (3,408 m <sup>2</sup> ) 大型車 5 台、乗用車 98 台		
	駐輪場 (645 m <sup>2</sup> ) 自転車 300 台		
	広場・緑地 (8,234 m <sup>2</sup> ) エントランス広場、多目的広場		
	アクセス道路 (391 m <sup>2</sup> ) 進入道路、施設管理橋		

#### スポーツ・コミュニティ広場使用状況

年 度	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
件 数(件)	3,853	3,885	3,803	3,934	4,012
使用者(人)	44,810	46,333	42,689	47,135	45,982

#### 使 用 料

平成 17 年 8 月 1 日施行

施設	単 位	一 般	高校生以下
テニスコート	1 時間 1 面	420 円	210 円
	大会 1 日 1 面	1,680 円	1,050 円
会議室	1 時 間	520 円	
	冷房代 30 分	150 円	

#### ④八代市立武道館 (八代市松江城町 6 - 13)

設 置	昭和 54 年 4 月 1 日		
敷 地	1,500.52 m <sup>2</sup>		
建物の構造	鉄骨 2 階建		
建物の延面積	1,907.44 m <sup>2</sup>		
総 工 費	186,935 千円		
	建築主体工事 155,350 千円	電気設備工事	13,835 千円
	管工事 12,500 千円	外構工事	5,250 千円

財 源 内 訳	補 助 金	7,032 千円
	地 方 債	123,000 千円
	一 般 財 源	56,903 千円
施 設 内 容	1 階	932.84 m <sup>2</sup> (柔道、空手道場、管理人室)
	中 2 階	103.9 m <sup>2</sup> (男女更衣室)
	2 階	870.74 m <sup>2</sup> (剣道場)

#### 武道館使用状況

年 度	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
件 数(件)	8,712	6,825	6,708	5,057	4,854
使用者(人)	22,075	23,352	22,015	20,825	17,632

#### 使 用 料

平成 17 年 8 月 1 日施行

区 分	個 人		團 体
	1 回	1 カ 月	1 時 間
一 般	60 円	750 円	630 円
高校生以下	30 円	370 円	310 円

#### ⑤八代市民球場 (八代市古閑中町 1495)

工 期	着工 昭和 59 年 6 月 11 日 竣工 昭和 60 年 3 月
敷 地 面 積	24,344.1 m <sup>2</sup>
球 場 面 積	11,493.26 m <sup>2</sup>
内野スタンド	1,213.63 m <sup>2</sup>
外野スタンド	871.26 m <sup>2</sup>
總 工 費	491,646 千円
	建築主体工事 354,000 千円
	機械設備工事 33,600 千円
	事務費 1,031 千円
	散水設備工事 2,150 千円
	設計委託 10,150 千円
	球場出入口拡幅及び舗装工事 2,245 千円

#### 財 源 内 訳 (まちづくり特別対策事業費)

県補助金	5,000 千円
地 方 債	312,900 千円 (中小企業退職金共済事業団還元融資)
"	70,800 千円 (市町村振興資金)
地 方 債	20,600 千円
寄 附 金	1,800 千円
一 般 財 源	80,546 千円

収 容 人 員 4,000 人 (内野 2,000 人、外野 2,000 人)

駐 車 台 数 自動車 192 台、自転車 183 台

施 設 の 概 要 事務室、医務室、会議室、本部、放送、記者室、記録室、選手控室、選手更衣室、ダッグアウト、審判室、屋内練習場、砂置場

市民球場使用状況

年 度	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
件 数(件)	94	84	64	63	121
使用者(人)	12,370	13,146	9,209	10,554	16,871

使 用 料

平成 17 年 8 月 1 日施行

入場料金等 を徴収しな い場合	一 般		1 時間 630 円	
	高 校 生 以 下		1 時間 310 円	
入場料金等 を徴収する 場合	野 球	一 般	上記 使 用 料 に 最高入場料 (税込み) の 50 人分を加算した額	最高入場料 (税込み) の 50 人分を加算した額
		高 校 生 以 下		最高入場料 (税込み) の 30 人分を加算した額
		職 業		最高入場料 (税込み) の 100 人分を加算した額
	そ の 他			
会議室	冷暖房使用料		30 分当たり	150 円

◎サブグラウンド (八代市古閑中町 1495)

設 置 昭和 56 年 12 月

敷 地 面 積 8,569.9 m<sup>2</sup>

運動行為面積 8,554.9 m<sup>2</sup>

防球ネット 8m × 86m

使 用 料

平成 17 年 8 月 1 日施行

一 般	高 校 生 以 下
1 時間 310 円	1 時間 150 円

⑥八代市弓道場 (八代市緑町 11-1)

工 期 着工 昭和 58 年 4 月 1 日 竣工 昭和 59 年 3 月 25 日

敷 地 面 積 2,712.649 m<sup>2</sup>

建 築 面 積 734.35 m<sup>2</sup>

床 面 積 643.35 m<sup>2</sup>

規 模 構 造 鉄骨平屋建

弓道場概要 弓道場 10 人立 観客席 100 人

總 工 費 89,954 千円

本体工事	69,181 千円	管 工 事	6,900 千円
------	-----------	-------	----------

電気工事	6,150 千円	植栽工事	1,690 千円
------	----------	------	----------

設計委託	2,960 千円	備品購入費	2,280 千円
------	----------	-------	----------

そ の 他	793 千円
-------	--------

財 源 内 訳 地 方 債 77,300 千円

一般財源	12,654 千円
------	-----------

弓道場使用状況

年 度	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
件 数(件)	279	270	306	255	288
使用者(人)	5,448	6,622	6,173	6,206	5,567

使 用 料

平成 17 年 8 月 1 日施行

個 人	一 般		高校生以下	
	1 回	120 円	1 回	60 円
	1 カ月	1,260 円	1 カ月	630 円
団 体	1 時間	310 円	1 時間	150 円
研修室	冷暖房使用料		30 分当たり	150 円

⑦八代市相撲場 (八代市松江城町 7)

工 期 着工 昭和 58 年 11 月 25 日 竣工 昭和 59 年 3 月 25 日

敷 地 面 積 451.8 m<sup>2</sup>

相 摺 場 144 m<sup>2</sup>

土俵屋根高さ 3.4m

土 俵 回 り 64m

最 高 高 さ 5.5m

収 容 觀 客 800 人

控 室 55.29 m<sup>2</sup>

總 工 費 21,643 千円 (一般財源)

使 用 料

平成 17 年 8 月 1 日施行

一 般		高校生以下	
1 時間 300 円		1 時間 150 円	

⑧八代市球技場 (八代市港町 3 丁目 1 番地)

工 期 着工 平成 8 年 1 月 26 日 竣工 平成 8 年 7 月 22 日

面 積 23,484 m<sup>2</sup>

基 本 仕 様 球技面全面芝張 1 面

サブグラウンド全面芝張 1 面

駐車場 バス 5 台 乗用車 60 台

木造トイレ 1 棟

總 工 費 195,970 千円

競技施設工事 118,009 千円 造成工事 21,156 千円

植栽工事 15,399 千円 建築工事 17,346 千円

設備工事 12,154 千円 實施設計委託 6,180 千円

現場技術業務委託 5,726 千円

財 源 内 訳 地 方 債 188,700 千円 (市町村振興資金)

一般財源 7,270 千円

球技場使用状況

年 度	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
件 数(件)	52	61	49	21	25
使用者(人)	12,605	5,444	4,760	5,905	6,300

使 用 料

平成 17 年 8 月 1 日施行

八代市球技場			
メイングラウンド		サブグラウンド	
一 般	520 円	一 般	210 円
高校生以下	260 円	高校生以下	100 円

⑨八代市百済来スポーツセンター（八代市坂本町田上 150）

設 置 昭和 55 年 12 月 12 日

敷地面積 9,289.00 m<sup>2</sup>

運動場 5,472.00 m<sup>2</sup>

施設概要 ソフトボール 2 面、駐車場 30 台

百済来スポーツセンター使用状況

年 度	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
件 数(件)	11	32	18	10	6
使用者(人)	662	1,119	1,119	790	643

使 用 料

平成 17 年 8 月 1 日施行

一 般	高校生以下
1 時間 50 円	1 時間 30 円

⑩八代市千丁体育館（八代市千丁町新牟田 1869-1）

設 置 昭和 54 年 4 月 1 日

敷地面積 3,043.00 m<sup>2</sup>

建築面積 1,076.00 m<sup>2</sup>

延床面積 891.00 m<sup>2</sup>

規模構造 平屋建て・鉄筋コンクリート造

施設概要 バレー 2 面、バスケットボール 1.5 面、バドミントン 4 面、卓球 8 台、駐車場 70 台

総 工 費 127,491 千円

千丁体育館使用状況

年 度	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
件 数	293	276	308	416	665
人 数	17,726	13,314	15,983	17,701	22,174

## 使用料

平成 17 年 8 月 1 日施行

種 目	単 位	一 般	高校生以下
バスケットボール	1 時間 1 面	400 円	200 円
バレー ボール	1 時間 1 面	400 円	200 円
バドミントン	1 時間 1 面	200 円	100 円
卓 球	1 時間 1 台	100 円	50 円
全面 使用	1 時間	700 円	350 円

## ⑪八代市千丁テニスコート（八代市千丁町古閑出 2449-5）

設 置 平成 3 年 4 月 1 日

敷地面積 4,072.00 m<sup>2</sup>施設概要 テニスコート (2,417.00 m<sup>2</sup>) 砂入り人工芝 4 面、観覧スタンド 252 人  
収容、駐車場 41 台（駐輪場有り）

## 千丁テニスコート使用状況

年 度	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
件 数	195	101	119	161	182
人 数	8,879	6,326	6,948	8,239	7,993

## 使用料

平成 17 年 8 月 1 日施行

单 位	一 般	高校生以下
1 時間 1 面	200 円	100 円
1 日 1 面	1,600 円	800 円

## ⑫八代市千丁東グラウンド（八代市千丁町太牟田 1131）

設 置 昭和 54 年 4 月 1 日

敷地面積 11,364.00 m<sup>2</sup>運動 場 8,874.00 m<sup>2</sup>

施設概要 ソフトボール 2 面、器具庫、トイレ、駐車場 107 台（駐輪場有り）

## 千丁東グラウンド使用状況

年 度	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
件 数	97	72	65	92	102
人 数	23,947	28,166	27,653	28,295	18,748

## 使用料

平成 17 年 8 月 1 日施行

一 般	高校生以下
1 時間 100 円	1 時間 50 円

⑬八代市千丁西グラウンド（八代市千丁町古閑出 1419）

設 置 昭和 41 年

敷地面積 15,364.00 m<sup>2</sup>

運動場 8,670.00 m<sup>2</sup>

芝生広場 5,400.00 m<sup>2</sup>

施設概要 ソフトボール 1 面、芝生広場、ベンチ、トイレ、駐車場 59 台（駐輪場有り）

千丁西グラウンド使用状況

年 度	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
件 数	94	43	93	83	85
人 数	22,602	16,591	11,828	13,507	21,155

使 用 料

平成 17 年 8 月 1 日施行

一 般	高校生以下
1 時間 100 円	1 時間 50 円

⑭八代市鏡体育館（八代市鏡町両出 1430）

設 置 平成 7 年 3 月 24 日

敷地面積 5,403.00 m<sup>2</sup>

建築面積 1,559.92 m<sup>2</sup>

延床面積 1,537.77 m<sup>2</sup>

建築構造 平屋建て・鉄筋コンクリート造

施設概要 大体育室 1,184.00 m<sup>2</sup>

バレー ボールコート 2 面・バスケットボールコート 2 面、バドミントンコート 6 面、卓球 1 台

ミーティングルーム、会議室、事務室

駐車場 224 台（総合グラウンド共有）

総 工 費 277,651 千円

鏡体育館使用状況

年 度	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
件 数	322	293	346	323	405
人 数	20,272	19,366	25,208	28,764	28,696

使 用 料

平成 17 年 8 月 1 日施行

種 目	单 位	一 般	高校生以下
バスケットボール	1 時間 1 面	400 円	200 円
バレー ボール	1 時間 1 面	400 円	200 円
バドミントン	1 時間 1 面	200 円	100 円
全面使用	1 時 間	700 円	350 円

⑮八代市鏡プール（八代市鏡町両出 1430）

設 置 平成 7 年 3 月 24 日

敷地面積 1,126.00 m<sup>2</sup>

施設概要 25m プール (25m×15m) 7 コース、F R P 製 水深 1.1m-0.9m  
 幼児プール スライダー付属、モザイクタイル、水深 0.6m-0.3m  
 管理棟 更衣室、トイレ、駐車場 224 台 (総合グラウンド共有)

#### 鏡プール使用状況

年 度	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
人 数	1,043	1,191	1,257	1,609	1,438

#### 使 用 料

平成 19 年 6 月 1 日施行

区 分		25m プール	
団 体	一般	1 時間	800 円
	小・中・高校生	1 時間	400 円
個 人	一般	1 回	100 円
	小・中・高校生	1 回	50 円
	幼児		

#### ⑯八代市鏡武道館 (八代市鏡町両出 1430)

設 置 平成 7 年 3 月 24 日  
 敷地面積 1,204.00 m<sup>2</sup>  
 施設概要 柔道場 1 面・剣道場 1 面・弓道場 (4 人立ち)・四半的道場 (3 人立ち)  
 駐車場 224 台 (総合グラウンド共有)

#### 鏡武道館使用状況

年 度	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
件 数	201	200	252	170	162
人 数	13,354	15,496	17,398	16,254	18,119

#### 使 用 料

平成 17 年 8 月 1 日施行

使 用 区 分	一 般	高 校 生 以 下
個 人	1 回 40 円	1 回 20 円
団 体	1 時間 300 円	1 時間 150 円

#### ⑰八代市鏡テニスコート (八代市鏡町両出 1430)

設 置 平成 7 年 3 月 24 日 (H21.8.1 クレーコート 2 面を人工芝コートへ改修)  
 敷地面積 2,760.00 m<sup>2</sup>  
 施設概要 テニスコート  
 砂入り人工芝 4 面、夜間照明  
 駐車場 224 台 (総合グラウンド共有)

#### 鏡テニスコート使用状況

年 度	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
件 数	204	253	251	233	354
人 数	7,145	8,500	7,388	8,603	10,011

## 使用料

平成 17 年 8 月 1 日施行

単位	一般	高校生以下
1 時間 1 面	200 円	100 円
1 日 1 面	1,600 円	800 円
夜間照明 1 時間 1 面につき		200 円

## ⑯八代市鏡相撲場（八代市鏡町両出 1430）

設置 平成 7 年 3 月 24 日

敷地面積 1,204.00 m<sup>2</sup>

駐車場 224 台（総合グラウンド共有）

## 使用料

平成 17 年 8 月 1 日施行

一般	高校生以下
1 時間 300 円	1 時間 150 円

## ⑯八代市鏡総合グラウンド（八代市鏡町両出 1430）

設置 平成 7 年 3 月 24 日

敷地面積 19,550.00 m<sup>2</sup>

施設概要 300m トラック、野球・ソフトボール場 2 面兼用、夜間照明

駐車場 224 台（大型 3 台）

総工費 1,177,103 千円

## 鏡総合グラウンド使用状況

年 度	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
件 数	224	226	239	247	221
人 数	30,103	29,140	32,305	22,954	48,302

## 使用料

平成 17 年 8 月 1 日施行

使用区分	一般	高校生以下
全面使用	400 円	200 円
半面使用	200 円	100 円

## ⑰八代市北新地グラウンド（八代市鏡町北新地 1205）

敷地面積 12,023.00 m<sup>2</sup>

## 北新地グラウンド使用状況

年 度	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
件 数	17	20	19	21	22
人 数	892	1,295	898	979	916

## 使用料

平成 17 年 8 月 1 日施行

一 般	高校生以下
1 時間 100 円	1 時間 50 円

## ②八代市東陽スポーツセンター（八代市東陽町南 1285）

設 置 平成 7 年 4 月 1 日

敷地面積 2,945.00 m<sup>2</sup>建築面積 2,590.00 m<sup>2</sup>

建築構造 平屋建

施設概要 バレー 2 面、バドミントン 10 面、卓球台 20 台

駐車場 100 台（運動公園駐車場と共有）

## 東陽スポーツセンター使用状況

年 度	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
件 数	199	187	204	208	213
人 数	7,114	13,705	16,999	15,895	15,268

## 使用料

平成 17 年 8 月 1 日施行

種 目	单 位	一 般	高校生以下
バレー ボール	1 時間 1 面	400 円	200 円
バドミントン	1 時間 1 面	200 円	100 円
卓 球	1 時間 1 台	100 円	50 円
全 面 使 用	1 時間	700 円	350 円

## ②八代市東陽運動公園（八代市東陽町南 1285）

設 置 平成 7 年 4 月 1 日

敷地面積 11,620 m<sup>2</sup>

施設概要 ソフトボール 2 面、夜間照明

駐車場 100 台（運動公園駐車場と共有）

## 東陽運動公園使用状況

年 度	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
件 数	69	98	52	62	63
人 数	4,173	9,052	11,269	9,326	6,196

## 使用料

平成 17 年 8 月 1 日施行

一 般	高校生以下
1 時間 100 円	1 時間 50 円

②八代市河俣山村広場（八代市東陽町河俣 2650-2）

設 置 平成 6 年 1 月 31 日

敷地面積 9,145.00 m<sup>2</sup>

施設概要 ソフトボール 1 面

駐車場 50 台

河俣山村広場使用状況

年 度	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
件 数	14	14	16	15	16
人 数	475	2,718	2,650	2,460	523

使 用 料

平成 19 年 6 月 1 日施行

一 般	高校生以下
1 時間 50 円	1 時間 30 円

④八代市泉運動広場（八代市泉町下岳 3000）

設 置 平成 2 年 3 月 15 日

敷 地 面 積 8,960.00 m<sup>2</sup>

管理棟面積 18.00 m<sup>2</sup>

施 設 概 要 防球ネット (H=5m×L=80m) フェンス (H=2m×L=131.7m)、夜間照明  
駐車場 100 台

総 工 費 70,263 千円

泉運動広場使用状況

年 度	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
件 数	77	67	46	55	37
人 数	4,744	3,857	17,150	3,795	4,445

使 用 料

平成 17 年 8 月 1 日施行

一 般	高校生以下
1 時間 50 円	1 時間 30 円

⑤八代市荒瀬ダムボートハウス（八代市坂本町葉木 1700 番地）

設 置 平成 6 年 4 月 1 日

延床面積 774,345 m<sup>2</sup>

建築構造 木造 2 階建

施設概要 監視事務室、和室（1・2）、資料室、トレーニングルーム、管理事務室、展示室、艇庫

総 工 費 334,107 千円

※平成 22 年 4 月 1 日から休館中

## (2) 学校体育施設の社会体育等への開放

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

目的 市立小学校、中学校及び養護学校の体育施設等を、学校教育の管理運営に支障のない限り、一般市民の利用に供し、もって市民の体育の増進その他社会教育活動の向上を図るため開放する体育施設等

体育施設	屋内運動場（附属設備を含む。）		
	屋外運動場	運動場、バレーコート、バスケットコート、テニスコート、相撲場及び夜間照明灯	

### 使用料

施設名	区分	単位	金額
屋内運動場 (附属設備を含む。)	団体利用	バレーコート	1面 1時間 200 円
		バドミントンコート	1面 1時間 100 円
		テニスコート（第八中）	1面 1時間 400 円
		剣道場	1時間 100 円
		柔道場	1時間 100 円
		多目的室(千丁中)	1時間 200 円
団体利用以外		1時間	1,000 円
屋外運動場	運動場		無料
	バレーコート		
	バスケットコート		
	テニスコート		
	相撲場		

- 備考 1 入場料、会費その他これに類する金銭を徴収する場合は、上記使用料の 2 倍とする。
- 2 団体利用とは、市内に居住、在勤又は在学する者が社会教育活動（スポーツ、レクリエーションを含む。）のため 10 人以上の団体をつくり利用する場合で、かつ、成人の責任者がいる場合とする。
- 3 体育施設の高校生以下の利用については、上記使用料の半額とする。
- 4 テニスコート（第八中）については、平成 21 年 9 月 1 日から施行

(3) 夜間照明施設設置状況

①学校施設

施設名	設置年月日	事業費			照明灯数
		一般財源	国庫補助	計	
代陽小学校	平成12年10月	千円 21,044	千円 6,340	千円 27,384	1kw×48灯(灯柱6本)
					223ルクス
八代小学校	平成10年9月	19,115	5,980	25,095	1kw×36灯(灯柱6本)
					239ルクス
太田郷小学校	平成7年8月	17,853	2,953	20,806	1kw×36灯(灯柱6本)
					262ルクス
植柳小学校	平成21年3月	16,854	8,611	25,515	1kw×32灯(灯柱6本)
					220ルクス
麦島小学校	平成11年9月	20,995	5,780	26,775	1kw×48灯(灯柱6本)
					258ルクス
松高小学校	平成9年2月	19,217	5,503	24,720	1kw×36灯(灯柱6本)
					281ルクス
八千把小学校	平成13年11月	20,855	6,340	27,195	1kw×48灯(灯柱6本)
					205ルクス
二見小学校	平成14年11月	19,040	8,260	27,300	1kw×48灯(灯柱6本)
					222ルクス
龍峯小学校	平成16年10月	15,409	3,071	18,480	1kw×32灯(灯柱4本)
					258ルクス
第五中学校	平成20年2月	17,314	8,411	25,725	1kw×32灯(灯柱6本)
					209ルクス
第六中学校	平成16年2月	21,907	5,340	27,247	1kw×48灯(灯柱6本)
					215ルクス
第八中学校	平成23年2月	19,161	4,989	24,150	1kw×32灯(灯柱6本)
					286ルクス
日奈久中学校	平成9年9月	15,503	4,050	19,553	1kw×48灯(灯柱8本)
					203ルクス
郡築運動広場	平成7年3月	18,446	9,220	27,666	1kw×48灯(灯柱8本)
					238ルクス
昭和農村広場	平成4年1月	13,565	6,778	20,343	1kw×48灯(灯柱8本)
					205ルクス
坂本中学校	昭和61年9月				1kw×40灯(灯柱8本)
					162ルクス
千丁中学校	昭和54年9月				1kw×32灯(灯柱6本)
					105ルクス
東陽小学校	昭和52年				1kw×28灯(灯柱4本)
泉第八小学校	平成12年10月				1kw×16灯(灯柱4本)
					381ルクス
泉中学校	平成11年4月				1kw×32灯(灯柱5本)
					300ルクス

※使用料1時間1,000円

#### (4) ゲートボール場の設備

施設数 108 カ所 170 コート、休憩所 85 カ所設置

#### (5) スポーツ推進委員協議会

##### ①スポーツ推進委員（旧体育指導委員）の役割

地域のスポーツ推進事業を実施する際の実技の指導や助言を行い、スポーツの楽しさを伝え、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境をつくることを目的に市より委嘱する非常勤職員（任期2年）。

##### ②在籍者数《平成25年度5月1日現在》

第一地域部会 24名（太田郷、八千把、龍峯、宮地・宮地東、千丁、東陽、泉）

第二地域部会 20名（代陽、八代、松高、郡築、昭和、鏡）

第三地域部会 23名（植柳、麦島、高田、金剛、日奈久、二見、坂本）

##### ③主な事業

###### ・スポーツ推進委員派遣事業

派遣回数 48回、派遣人員 306名、参加人員 2,614名

###### ・ニューススポーツ普及事業

実施回数 10回、人員 74名、参加人員 732人

#### (6) 市主催のスポーツ大会

##### ①第14回全国小学生ABCバドミントン大会

大会期日 平成25年8月16日（金）～18日（日）

大会会場 八代市総合体育館（大・小アリーナ）、八代市東陽スポーツセンター

参加者数 324名（47都道府県）

Aグループ 男子 62名 女子 61名

Bグループ 男子 53名 女子 53名

Cグループ 男子 46名 女子 49名

##### ②第8回八代市民体育祭

総合開会式 平成25年5月7日（火）

大会期日 平成25年5月12日（日）～9月16日（月）

実施競技 24競技

水泳、相撲、軟式野球、ソフトテニス、バレー、卓球、柔道、テニス、剣道、弓道、ソフトボール、バドミントン、射撃、陸上、インディアカ、バスケットボール、登山、銃剣道、空手道、ゲートボール、ボウリング、ハンドボール、ゴルフ、グラウンドゴルフ

参加者数 3,974名

成績 男女総合優勝 松高校区

男子総合優勝 太田郷校區

女子総合優勝 松高校区

躍進賞 泉校区

##### ③第9回八代市校区対抗駅伝競走

開催日時 平成26年1月19日（日）

コース 県営八代運動公園から球磨川スポーツ公園折り返し

10区間 31.2km

参加校区 19校区

18チーム（378名：1チームエントリー21名）

成績 優勝 八千把校区 3位 坂本校区

準優勝 鏡校区 跳進賞 高田校区



# VI 消防・防災

1. 消防	-----	153
2. 非常備消防	-----	154
3. 危機管理	-----	155



# 1 消 防

## (1) 八代広域行政事務組合 消防本部

①階級別実員数 消防正監1人、消防監2人、消防司令長15人、消防司令25人、消防司令補53人、消防士長39人、消防副士長28人、消防士60人

②現有消防力 消防ポンプ車12台【ポンプ車(7)、タンク車(4)、化学車(1)】  
特殊車両27台【屈折梯子車(1)、救助工作車(2)、三点セット(高所放水車・大型化学車・原搬車)、支援車(1)、広報車等(17)、消防自動二輪車(3)】救急車9台【高規格救急車(7)、2B型救急車(2)】

※（ ）内数字は車両数。

### ③活動状況

年	火 災 発 生					救 急		
	出火件数	焼損棟数	焼 損 面 積		罹 災 世帯数	損害見積額 (千円)	出場件数	搬送人員
			建物 (m <sup>2</sup> )	林野 (a)				
H19	68 (60)	78 (75)	3,331 (3,331)	11 (11)	47 (44)	180,606 (180,586)	5,359 (4,893)	5,054 (4,607)
H20	46 (44)	36 (34)	1,070 (965)	0 (0)	17 (16)	78,238 (65,117)	5,355 (4,893)	5,019 (4,548)
H21	57 (48)	43 (32)	1,250 (1,040)	0 (0)	32 (23)	75,571 (61,032)	5,346 (4,838)	5,091 (4,597)
H22	47 (45)	51 (50)	6,049 (5,969)	2 (2)	35 (34)	801,054 (797,487)	5,731 (5,205)	5,441 (4,929)
H23	52 (45)	46 (40)	1,715 (1,306)	10 (0)	29 (26)	52,765 (47,799)	5,953 (5,378)	5,575 (5,028)
H24	41 (37)	40 (36)	1,261 (1,006)	0 (0)	22 (19)	116,443 (109,617)	6,102 (5,516)	5,726 (5,169)
H25	42 (36)	46 (42)	2,623 (2,608)	0 (0)	22 (20)	121,766 (101,065)	6,449 (5,888)	5,991 (5,468)

※（ ）内数字は八代市分。

### ④庁舎の状況

項目 署名	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	建物の構造	延べ面積 (m <sup>2</sup> )	総工費 (千円)	職 員 (人)
事務局・消防本部 八代消防署	7,607.00	鉄筋造2階建	4,356.74	2,116,402	107
新開分署	2,188.27	鉄筋コンクリート平屋建	385.00	74,531	29
日奈久(現庁舎) 分署(新庁舎)	1,118.82 2,501.92	〃 平成26年度中完成予定	206.07	32,360	13
坂本分署	1,758.32	〃	230.00	43,654	15
鏡消防署	6,425.93	鉄筋コンクリート3階建	2,237.39	694,043	45
泉分署	1,926.65	鉄筋コンクリート平屋建	230.00	49,063	15

## (2) 消防施設

消火栓1,165(1,025)詮 防火井戸・突井戸720(717)カ所 防火水槽606(542)基

※（ ）内数字は八代市分。

## 2 非常備消防

### (1) 消防団

分 団 数	73 分団		
消防団員の階級	團長	1 人	副団長 17 人
	指導員	9 人	分団長 73 人
	副分団長	73 人	部長 133 人
	班長	397 人	団員 1,704 人
消防団員の定員	条例定数	2,500 人	実員数 2,408 人 (H26. 4. 1)
団 員 の 任 期	團長・副団長・指導員は 4 年、分団長は 4 年または 2 年 副分団長・部長・班長・団員は、期限なし		
報酬 (年額)	團長	150,000 円	副団長 120,000 円
	指導員	83,000 円	分団長 58,000 円
	副分団長	40,000 円	部長 35,000 円
	班長	21,000 円	団員 17,000 円
団保有消火機動力	消防ポンプ車	7 台	
	小型ポンプ付積載車	107 台	
	可搬動力ポンプ	96 台	

退職報償金(昭和 39 年 6 月 29 日設置、平成 18 年 4 月 1 日、平成 26 年 4 月 1 日

改定施行) (単位 : 千円)

階 級	勤 務 年 数					
	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上
團 長	239	344	459	594	779	979
副 団 長	229	329	429	534	709	909
分 団 長	219	318	413	513	659	849
副 分 団 長	214	303	388	478	624	809
部長・班長	204	283	358	438	564	734
団 員	200	264	334	409	519	689

### (2) 消防賞じゅつ金

条例制定年月日	昭和 44 年 12 月 17 日 (平成 17 年 8 月 1 日合併により改定)
目 的	消防業務に従事するに当たって災厄を被った消防団員に対し功労の程度に応じ、賞じゅつ金を授与し、その功労に報いるため。
種類及び	①殉職者賞じゅつ金
授与の対象	殉職者の遺族 (範囲、順位は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第 9 条及び第 9 条の 3 第 2 項による)
	②殉職者特別賞じゅつ金
	殉職者の遺族 (範囲、順位は、政令第 9 条及び第 9 条の 3 第 2 項による)
	③障害者賞じゅつ金
	災厄を被った本人
支 給 額	平成 17 年 8 月 1 日改定適用 ①殉職者賞じゅつ金 490 万円以上、2,520 万円以下とし、功労の程度によって定める。 なお、殉職者特別賞じゅつ金を授与する場合は賞じゅつ金は授与しない。

②殉職者特別賞じゅつ金

3,000万円

③障害者賞じゅつ金

障害の等級	功労の程度による支給額	
第1級	20,600,000円以下 4,900,000円以上	
第2級	15,500,000	〃 4,600,000 〃
第3級	13,600,000	〃 4,100,000 〃
第4級	12,100,000	〃 3,600,000 〃
第5級	10,300,000	〃 3,100,000 〃
第6級	9,000,000	〃 2,800,000 〃
第7級	7,600,000	〃 2,300,000 〃
第8級	6,400,000	〃 1,900,000 〃

(注) 障害の等級は、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令別表第2の定めによる。

### 3 危機管理

#### (1) 防 災

指定緊急避難場所一覧（津波時を除く）

	第1避難施設		第2避難施設		第3避難施設		合 計	
	施設数	収容人員	施設数	収容人員	施設数	収容人員	施設数	収容人員
本 庁	19	6,840	33	24,127	15	10,830	67	41,797
坂本支所	8	3,200	13	5,675	—	—	21	8,875
千丁支所	2	140	3	1,300	—	—	5	1,440
鏡 支 所	3	450	1	370	4	1,160	8	1,980
東陽支所	4	2,060	—	—	—	—	4	2,060
泉 支 所	8	2,180	—	—	—	—	8	2,180
合 計	44	14,870	50	31,472	19	11,990	113	58,332

備蓄倉庫及び水防倉庫

(H26.4.1現在)

	備蓄倉庫		水防倉庫 箇所数
	箇所数	食糧備蓄量	
本 庁	20	7,850	9
坂本支所	2	1,600	1
千丁支所	1	1,200	2
鏡 支 所	2	1,200	6
東陽支所	1	600	1
泉 支 所	1	600	1
合 計	27	13,050	20

※食糧備蓄量はアルファー米で換算 (単位:食)

主な備蓄品 毛布・タオル・アルファー米・缶詰・紙おむつ・トイレットペーパー・ブルーシート、発電機、投光器、組立式簡易トイレ、避難所用簡易間仕切りセット等

主な水防備品 スコップ・杭・かけや・土嚢袋等

自主防災組織 (H26. 4 現在)

	組織数	世帯数
本 庁	60	31, 282
坂本支所	56	1, 668
千丁支所	13	2, 200
鏡 支 所	23	5, 664
東陽支所	17	561
泉 支 所	33	693
合 計	202	42, 068

※八代市結成率 78. 0% (H26. 4) 参考：県計 57. 7% (H25. 3)

(2) 八代市国民保護計画

- 目 的 国民保護計画は、武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合、住民の避難や避難住民の救援などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためあらかじめ作成する計画で、住民の生命や財産を保護することを目的とする。
- 計 画 内 容 国民保護措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。
- 根 拠 法 国民保護法（正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、武力攻撃などから国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されている。）
- 今年度の予定 八代市国民保護計画の見直し(組織改編)

(3) 八代市危機管理指針

- 目 的 危機管理指針は、八代市域及びその周辺において、危機事態が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、本市が実施する危機管理に関する基本的事項を定めることにより、総合的かつ計画的な危機管理体制の整備を推進し、危機事態の発生を未然に防止し、又は発生した危機事態に迅速に対応し、被害の防止・軽減を図ることを目的とする。
- 指 針 の 内 容 対象となる危機事態、組織体制並びに事前対策、対応対策及び事後対策の基本的事項を示す。
- 今年度の予定 八代市危機管理マニュアルの見直し

# VII 環 境

1. 環境保全対策	-----	159
2. 環境衛生対策	-----	168
3. 廃棄物対策	-----	169
4. 廃棄物処理	-----	171
5. 斎場	-----	179



# 1 環境保全対策

## (1) 公害苦情件数

### ①公害苦情件数の種類

(単位:件)

種類 年度	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	土壤 汚染	地盤 沈下	その他	計
H21	116	10	27	2	18	0	0	222	395
H22	70	13	14	2	13	0	0	215	327
H23	56	9	17	0	14	0	0	207	303
H24	59	13	17	1	12	0	0	93	195
H25	21	20	12	1	12	0	0	121	187

### ②平成 25 年度発生源別苦情件数内訳

発生源 種類別	農業 ・畜産	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食業	サービス業	公務	その他の合計								
											公	家庭	事務	道	空き	神社・寺院等	その他	不明	合計
典型 7 公 害	大気汚染	5			1	2		1	3		1	4			1		2	1	21
	水質汚濁	2				5		2			1	3					2	5	20
	騒音	1			2				1			8							12
	振動				1														1
	悪臭	5			1	1			1			2			1		1		12
	土壤汚染																		
	地盤沈下																		
計		13			5	8		3	5		2	17			2		5	6	66
その他		11			1			4	1		13	10		3	74	1	1	2	121
合計		24			6	8		7	6		15	27		3	76	1	6	8	187

(2) 公害の現状

①大気

ア 二酸化硫黄(年平均値)

(ppm)

測定局 年度	八代市役所 (一般環境測定局)	八代市保健センター (一般環境測定局)	八代 (自動車排ガス測定局)
H20	0.002	0.004	0.003
H21	0.002	0.004	0.003
H22	0.002	0.002	0.001
H23	0.002	0.002	0.003
H24	0.002	0.002	0.003

出典：「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書第48報」熊本県環境生活部（平成25年10月）発行

イ 二酸化窒素(年平均値)

(ppm)

測定局 年度	八代市役所 (一般環境測定局)	八代八千把 (一般環境測定局)	八代市保健センター (一般環境測定局)	八代 (自動車排ガス測定局)
H20	0.013	0.009	0.008	0.016
H21	0.011	0.008	0.007	0.014
H22	0.010	0.009	0.009	0.003
H23	0.011	0.009	0.009	0.015
H24	0.011	0.008	0.008	0.016

出典：「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書第48報」熊本県環境生活部（平成25年10月）発行

ウ 浮遊粒子状物質(年平均値)

(mg/m<sup>3</sup>)

測定局 年度	八代市役所 (一般環境測定局)	八代八千把 (一般環境測定局)	八代市保健センター (一般環境測定局)	八代 (自動車排ガス測定局)
H20	0.024	0.023	0.021	0.024
H21	0.023	0.024	0.022	0.024
H22	0.021	0.019	0.016	0.023
H23	0.022	0.020	0.019	0.023
H24	0.020	0.020	0.019	0.023

出典：「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書第48報」熊本県環境生活部（平成25年10月）発行

## ②水質

## ア 河川の水質 (BODの年平均)

(mg/ℓ)

水 域 名	河 川 名	地 点 名	類 型	環 境 基 準 値	年 度				
					H20	H21	H22	H23	H24
球磨川	球磨川	坂 本 橋	A	2 以下	0.7	1.0	0.7	0.8	0.6
		横 石	A	2 以下	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6
		新 萩 原 橋	A	2 以下	0.6	0.8	0.7	0.7	0.7
		金 剛 橋	A	2 以下	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7
	前 川	前 川 橋	A	2 以下	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7
冰川等	冰 川	白 岩 戸	A	2 以下	0.6	0.5	0.5	0.6	0.5
	大 鞘 川	第二 大 鞘 橋	B	3 以下	1.4	1.9	1.5	1.8	1.7
その他	水 無 川	产 岛 橡	—	—	20	10	16	16	15
	流藻川	千 鳥 橡	—	—	2.0	1.9	1.0	1.5	1.0
		流藻川河口	—	—	2.1	2.4	2.3	1.9	1.5

出典：「平成 24 年度水質調査報告書（公共用水域及び地下水）」熊本県（平成 25 年 10 月）発行

## イ 海域の水質 (CODの年平均)

(mg/ℓ)

水 域 名	地 点 名	類 型	環 境 基 準 値	年 度					
				H20	H21	H22	H23	H24	
八代地先	S t -1	水 無 川 河 口	C	8 以下	2.3	2.8	3.0	2.1	2.5
	S t -2	八 代 港 内	C	8 以下	1.8	2.3	2.0	2.1	2.0
	S t -3	大 鞘 川 地 先	B	3 以下	1.9	2.4	2.4	2.0	2.3
	S t -4	水 無 川 地 先	B	3 以下	1.6	1.9	2.1	1.9	2.1
	S t -5	前 川 河 口	B	3 以下	1.7	1.9	1.9	1.9	2.1
	S t -6	水 無 川 地 先	A	2 以下	1.7	2.1	2.0	1.7	2.0
	S t -7	前 川 地 先	A	2 以下	1.5	1.8	1.9	1.4	1.8
	S t -8	南 川 河 口	B	3 以下	1.6	1.7	1.9	1.3	2.1

出典：「平成 24 年度水質調査報告書（公共用水域及び地下水）」熊本県（平成 25 年 10 月）発行

## ウ 主な工場の排出水水質（年平均）

(mg/ℓ)

工 場 名	項 目	年 度				
		H21	H22	H23	H24	H25
日本製紙(株)八代工場	S S	22	22	20	25	22
	C O D	39	43	46	41	34
㈱興人八代工場*	S S	8	3	6	8	7
	C O D	7.4	9.7	7.9	7.8	7.7
メルシャン(株)八代工場	S S	7	6	8	7	5
	C O D	6.2	6.1	6.7	6.6	6.1
Y K K A P(株)九州事業所	S S	2	<2	<2	<2	<2
	C O D	6.2	6.0	7.3	6.0	4.8

※会社承継に伴い、平成 24 年 11 月 1 日以降は、興人フィルム&amp;ケミカルズ(株)八代工場

③悪臭

ア 主要な事業場の敷地境界線における特定悪臭物質

事業場及び項目 年度		日本製紙(株)八代工場				メルシャン(株)八代工場	
		硫化水素	メチルメルカプタン	硫化メタル	二硫化メタル	アンモニア	トリメチルアミン
H21	最大値(ppm)	0.058	0.0012	0.002	<0.0009	0.1	<0.0005
	最小値(ppm)	0.002	<0.0002	<0.001	<0.0009	<0.1	<0.0005
	基準超過回数 ／測定回数	1/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12
H22	最大値(ppm)	0.10	—	0.002	<0.0009	<0.1	<0.0005
	最小値(ppm)	<0.002	<0.0002	<0.001	<0.0009	<0.1	<0.0005
	基準超過回数 ／測定回数	2/12	0/11	0/12	0/12	0/12	0/12
H23	最大値(ppm)	0.084	0.0025	0.003	<0.0009	0.1	<0.0005
	最小値(ppm)	0.002	<0.0002	<0.001	<0.0009	<0.1	<0.0005
	基準超過回数 ／測定回数	3/12	1/12	0/12	0/12	0/6	0/6
H24	最大値(ppm)	0.023	0.0017	<0.001	<0.0009	0.1	<0.0005
	最小値(ppm)	<0.002	<0.0002	<0.001	<0.0009	<0.1	<0.0005
	基準超過回数 ／測定回数	1/12	0/12	0/12	0/12	0/4	0/4
H25	最大値(ppm)	0.038	0.0013	<0.002	0.0013	—	—
	最小値(ppm)	<0.002	<0.0002	<0.001	<0.0009	—	—
	基準超過回数 ／測定回数	1/12	0/12	0/12	0/12	—	—

④地下水位 (年平均)

(海面海拔高度 : m)

観測井名	地層区分	年平均水位		
		H23	H24	H25
麦島小学校	S	0.99	1.03	0.97
日奈久新開町	S	0.00	-0.02	-0.05
南平和町	S	0.22	0.26	0.22
古閑上公民館	S	0.80	0.82	0.77
第七中学校	D I	-0.30	-0.28	-0.30
八代南高校	F	2.57	2.57	2.69
降雨量(mm)		2,383	2,427.5	1,828.5

※F…扇状地礫層 S…島原海湾層 D I…未区分洪積層I層 D II…未区分洪積層II層

(3) 法令に基づく公害規制

①大気汚染防止法

ア いおう酸化物の排出規制 (K値)

区域	K値
(旧)八代市の区域	11.5
その他の区域	17.5

②水質汚濁防止法

工場・事業場名	p H	規制基準値					
		S S (mg/ℓ)		C O D (mg/ℓ)		B O D (mg/ℓ)	
		日最大	日平均	日最大	日平均	日最大	日平均
日本製紙㈱八代工場	5.8～8.6	50	35	80	65	80	65
興人フィルム&ケミカルズ㈱八代工場	5.8～8.6	40	18.5*	45	35	80	60
メルシャン㈱八代工場	5.8～8.6	50	35*	30	20	30	20
YKKAP㈱九州事業所	5.8～8.6*	25*	20*	25	20	—	—

\*市と締結している環境保全協定で規定している協定値（平成26年4月1日現在）

③悪臭防止法

(ppm)

特定悪臭物質	臭気強度			基準適用年月日
	2.5	3	3.5	
アンモニア	1	2	5	昭和49年3月1日
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	
硫化水素	0.02	0.06	0.2	
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1	
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	昭和53年4月1日
スチレン	0.4	0.8	2	
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01	
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	平成3年6月1日
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05	
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01	
イソブタノール	0.9	4	20	
酢酸エチル	3	7	20	平成8年1月1日
メチルイソブチルケトン	1	3	6	
トルエン	10	30	60	
キシレン	1	2	5	

\*は、熊本県の規制基準

④騒音規制法

ア 特定工場等に係る規制基準

区域 時間	昼間（午前8時～午後7時）	朝（午前6時～午前8時） 夕（午後7時～午後10時）	夜間（午後10時～午前6時）
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

イ 特定建設作業に係る規制基準

区域 規制種別	1号区域	2号区域
騒音基準		85 デシベル
作業時刻	午前7時から午後7時まで	午前6時から午後10時まで
1日当たりの作業時間	10時間／日を超えない	14時間／日を超えない
作業の期間		連続して6日を超えないこと
休業日		日曜日、その他の休日（祝祭日）

⑤振動規制法

ア 特定工場等に係る規制基準

区域 時間	昼間（午前8時～午後7時）	夜間（午後7時～午前8時）
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

イ 特定建設作業に係る規制基準

区域 規制種別	1号区域	2号区域
振動の基準		75 デシベル
作業時刻	午前7時から午後7時まで	午前6時から午後10時まで
1日当たりの作業時間	10時間／日を超えない	14時間／日を超えない
作業の期間		連続して6日を超えないこと
休業日		日曜日、その他の休日（祝祭日）

(4) 八代市公害防止条例

施 行 平成17年8月1日

目 的 法令に特別の定めがあるものを除くほか、公害防止に関し、必要な事項を定めることにより市民の健康を保護すると共に生活環境の保全を図り、もって市民の福祉の増進に寄与する。

## (5) 啓発・広報活動

八代市では、地球環境及び地域環境の現状について多くの市民、特に次世代を担う子ども達に情報を提供することにより、市民一人ひとりが環境について関心を持ち、環境を守る取組みの第一歩を身近なところから始めてもらうきっかけをつくることを目的として次のような啓発・広報活動を行っている。

### ①こどもエコクラブ

「こどもエコクラブ」は次世代を担う子ども達が主体的に行う環境学習及び環境保全に関する活動を支援することを目的として実施されている事業で、八代市においても平成7年7月に環境課内にこどもエコクラブの事務局を設置し、自主開催イベントによる啓発活動を展開している。

平成25年度八代市では3クラブ21人がこどもエコクラブに登録した。

こどもエコクラブイベント実績（平成25年度）

イベント名	開催日時	開催場所	参加人数
干潟観察会	平成25年5月11日(土)	大島干潟	26
省エネ教室	平成25年7月24日(水)	麦島公民館	26
水生生物観察会	平成25年8月9日(金)	水無川（ホタルの里公園）	28
植物観察会	平成25年11月9日(土)	八代城跡公園	20
野鳥観察会	平成26年2月2日(日)	球磨川河口右岸（鼠藏町）	36

### ②「まちづくり出前講座」

#### ア 目的

環境問題に関する出前講座の要望に対しては、環境行政に携わる市職員（環境課及びごみ対策課）が直接出向き、地球環境問題をはじめ私達の生活に身近な環境・自然の状況について事例紹介等を行い、地球及び本市の環境について考える機会を提供する。

#### イ 内容等

小・中学校等が希望する環境に関する内容に対し、事前打合せをもとに準備可能なものについては、簡易実験等を取り入れ実施しており、また、干潟観察会等の野外活動や自然観察についても可能な限り対応している。

#### ウ まちづくり出前講座事業実績

平成25年度は、38回（延べ1,381人）の申込みがあった。ごみ問題に関する内容の依頼が多かった。

### ③環境月間等

#### ア 「環境月間」及び「環境の日」

6月5日は国連の「世界環境デー」であり、これは昭和47年6月にストックホルム国連人間環境会議の開催を記念して決定されたもので、わが国においても平成3年度からは、6月を「環境月間」として新たに設け、なお一層の環境保全活動の推進を図っている。

また、平成5年11月に制定された「環境基本法」では6月5日を「環境の日」と定めており、国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業を実施するよう明記されている。八代市としてもクリーンな地域環境を維持、向上させるため、次の活動を計画し、実施した。

### 平成 25 年度「環境月間」行事

行 事 名	期 日	内 容
夏の軽装(クールビズ)	5月1日～ 10月31日	市庁舎等の室内温度を28℃に設定することに伴い、職員のノーネクタイ・ノーアンダーウェアを実施した。
市内一斉清掃	6月中	市政協力員等の呼びかけにより地域の清掃を行い、生活環境の美化に努めた。
犬のウンケルバトロール	6月3日 ～7日	地域を巡回し、飼主がペットのウンケルを適正に処理するよう、広報バトロールを実施した。

### イ 平成 25 年度「環境衛生週間」

生活環境の保全及び公衆衛生を向上させるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行日である9月24日（清掃の日）から「浄化槽法」の施行日である10月1日（浄化槽の日）までの期間「環境衛生週間」にあわせ、八代市では次の活動を実施した。

### 平成 25 年度「環境衛生週間」行事

行 事 名	期 日	内 容
市内一斉清掃	9月中	市政協力員等の呼びかけにより町内の清掃を行い、生活環境の美化に努めた。
犬のウンケルバトロール	9月24日～ 10月4日	地域を巡回し、飼主がペットのウンケルを適正に処理するよう、広報バトロールを実施した。
環境美化推進善行者表彰	10月9日	日頃から住みよいきれいな地域社会及び美しい街づくりに尽力している個人、団体を表彰し、その功績を称えた。
環境美化推進講演会	10月9日	講師を招き、環境美化について講演していただき、参加者の環境美化への関心を高めた。

### (6) 八代市環境基本条例

施 行 平成 17 年 8 月 1 日

目 的 市における環境政策の理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにし、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定める。

### (7) 八代市環境基本計画

計画決定 平成 21 年 2 月 27 日

計画期間 平成 21 年度から平成 30 年度

目 的 八代市環境基本条例に基づき、市の望ましい地域環境の姿を明らかにし、これを実現するための方針及び取組むべき具体的な施策を示すとともに、市民、事業者及び市がそれぞれが配慮すべき事項を定め、環境像として掲げた「人と自然が調和するまち やつしろ」の実現を図る。

### (8) 八代市地球温暖化対策実行計画

計画決定 平成 19 年 12 月 21 日

計画期間 平成 20 年度から平成 24 年度

目 的 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市の事務事業に伴って発生する温室効果ガスの削減に直接又は間接的に寄与する取組を定め、環境負荷の低減を図る。

目 標 温室効果ガス排出量を平成 18 年度比 5.3% 以上削減

## (9) 環境保全協定等の締結状況

本市では、八代市環境基本条例及び八代市公害防止条例等に基づき、次表の 17 事業場と環境保全協定等を締結している。

	事業場名	業種	所在地	締結年月日	協定項目の概要
1	YKKAP(株)九州事業所	非鉄金属素形材製造業	新港町	S48. 10. 8 H12. 10. 11(改定) H19. 3. 29(一改)	■ ばい煙(含むダイオキシン類)・排出水・悪臭(許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有) ■ 使用薬品等(定期報告の義務有) ■ 騒音・地下水保全・廃棄物処理に関する事項
2	(株)アライカーボン	炭素・黒鉛製品製造業	新港町	S62. 1. 6	■ ばい煙・排出水(許容限度の設定、自主測定の義務有) ■ 粉じん・廃棄物処理に関する事項
3	神田工業(株)	電子部品・電子機器組立	坂本町	S63. 5. 23	■ 大気汚染・水質汚濁・騒音に関する事項
4	(株)福岡タルク工業所	骨材・石工品等製造業	新港町	H 1. 7. 4	■ 排出水(許容限度の設定、自主測定の義務有) ■ 粉じん・廃棄物処理に関する事項
5	八代グリーン開発(株)	ゴルフ場	二見本町	H 2. 9. 3 H 6. 6. 10(一改)	■ 水質汚濁防止(許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有) ■ 農薬使用(使用制限、報告の義務有) ■ 廃棄物処理に関する事項
6	(株)ジェービーエフ坂本加工センター	食品加工業	坂本町	H 2. 11. 13	■ 水質汚濁防止(許容限度の設定、自主測定と報告の義務有) ■ 悪臭、廃棄物処理に関する事項
7	(株)エーブル	食品加工業	新港町	H 4. 3. 23 H12. 2. 16(承継)	■ ばい煙・排出水(許容限度の設定、自主測定の義務有) ■ 廃棄物処理に関する事項
8	日本製紙(株)八代工場	紙・パルプ製造業	十条町	H 5. 3. 30 H19. 3. 29(一改)	■ ばい煙(含むダイオキシン類)・排出水・悪臭・騒音(許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有) ■ 使用薬品・廃棄物処理(定期報告の義務有) ■ 地下水保全(定期報告の義務有)
9	(株)クリーンアメニティ	産廃及び一般廃棄物処理業	二見赤松町	H 6. 3. 30 H13. 5. 31(一改)	■ 操業時間・搬入物・搬入時間の制限 ■ 水質汚濁防止・地下水保全(許容限度の設定、自主測定と報告の義務有) ■ 粉じん・悪臭に関する事項
10	八代飼料(株)	飼料製造業	新港町	H 7. 12. 6	■ ばい煙(許容限度の設定、自主測定の義務有) ■ 粉じん・廃棄物処理に関する事項
11	(株)金橋商会	採石業	坂本町	H 9. 3. 10	■ 大気汚染・水質汚濁防止・土壤汚染・騒音・振動に関する事項
12	中山砂利(有)	採石業	坂本町	H 9. 3. 10	■ 大気汚染・水質汚濁防止・土壤汚染・騒音・振動に関する事項
13	(株)興人八代工場	化学繊維製造業	興国町	H11. 3. 30 H19. 3. 29(一改)	■ ばい煙(含むダイオキシン類)・排出水・悪臭・騒音(許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有) ■ 使用薬品等、廃棄物処理(定期報告の義務有) ■ 地下水保全(揚水量制限、定期報告の義務有)
14	メルシャン(株)八代工場	飲料・飼料製造業	三楽町	H11. 3. 31 H19. 3. 29(一改) H25. 2. 5(改定)	■ ばい煙(含むダイオキシン類)・排出水・悪臭・騒音(許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有) ■ 使用薬品等・廃棄物処理(定期報告の義務有) ■ 地下水保全(揚水量制限、定期報告の義務有)

	事業場名	業種	所在地	締結年月日	協定項目の概要
15	ヤマハ熊本プロダクツ(株)	輸送用機械器具製造業	新港町	H11. 9. 7 H20. 5. 19(一改) H25. 2. 5(改定)	■ ばい煙・悪臭(許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有) ■ 排出水・騒音・地下水保全に関する事項 ■ 使用薬品等・廃棄物処理に関する事項(定期報告の義務有)
16	日本エコネット(株)	ガラス発砲材製造業	新港町	H15. 3. 25	■ ばい煙(許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有) ■ 粉じん・騒音・悪臭・廃棄物処理に関する事項
17	つちやゴム(株)	一般用・産業用ゴム製品製造	鏡町	H15. 1. 10	■ 大気汚染・水質汚濁防止・騒音・振動・地盤沈下・悪臭・廃棄物処理に関する事項
18	日本マイクロバイオファーマ(株)八代工場	医薬品製造業	三楽町	H25. 2. 5	■ ばい煙・騒音・悪臭(許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有) ■ 水質汚濁に関する事項 ■ 地下水保全・使用薬品等・廃棄物処理(定期報告の義務有)

<備考> 1. (一改) は、協定の一部を改定する協定の直近の締結年月日  
2. (改定) は、協定の全部を改定する協定の直近の締結年月日

## 2 環境衛生対策

### (1) 衛生害虫等の駆除事業

目 的 感染症予防法に基づき実施するものであり、生活環境から感染症の原因となる衛生害虫を駆除することにより、環境衛生の向上に努める。

内 容 ①衛生害虫駆除事業  
 薬剤散布による衛生害虫(成虫、幼虫)の駆除及び消毒  
 人員 : 2名  
 時期 : 5月～10月  
 場所 : 市内一円の公共の用地・下水溝・用排水路・墓地等  
 使用薬品: 水和剤、水性乳剤、粒剤等  
 ②ネズミ駆除 駆除剤を必要世帯に配布(本庁、支所及び出張所に配備)

### (2) 八代市環境美化の推進に関する条例

施行年月日 平成17年8月1日  
 目 的 市民等の環境美化意識の高揚を図り、市と市民等がそれぞれの主体的な取り組みによって、良好な生活環境の確保に努める。

### (3) きれいなまちづくり協定

概 要 町内と市が地域美化に取り組むという明確な意思に基づいて、一定の期間、一定の区域についてボランティア美化活動を行うものである。協定締結団体には、市から美化活動用の物品の支給、貸与を行う。

協定締結数 町内会17、個人3、事業所2、団体5 (平成26年6月1日現在)

### (4) 災害時の防疫活動

概 要 市災害対策本部設置時において、八代市地域防災計画に基づき「感染症対策」、「消毒の実施」に関する防疫活動のほか、健康管理班と連携し被災者の飲用水の水質検査及び消毒指導を行う。また、災害時に備え防疫薬剤、消毒機材、水質検査用品等の備蓄を行う。

消毒用機材 煙霧機11、大型動力噴霧機1、電動噴霧機6、肩掛噴霧機3

### 3 廃棄物対策

八代市清掃センターは、稼動開始から39年が経過し、焼却能力が低下したため、燃えるごみの処理の一部を外部へ委託している状態である。そのため、処理費用の削減などを目的とし、平成22年7月1日に「ごみ非常事態宣言」を行い、市民へごみ減量化への協力をお願いするとともに、ごみの減量を推進するために各種事業を実施している。

#### (1) ごみ減量化対策事業

##### ①燃えるごみの有料指定袋排出制度

平成11年4月から、有料指定袋制度を導入し、家庭から排出される燃えるごみについては、大袋50円／枚、中袋35円／枚、小袋20円／枚のごみ処理手数料を負担してもらうことにより、燃えるごみの減量化の推進とごみ処理に対する受益者負担の適正化に努めている。

##### ②家庭における生ごみの減量化に対する助成制度

平成4年度から、生ごみ堆肥化容器の設置世帯に購入金額の半額助成（1世帯3基まで、1基当たり3,000円を上限とする）を行っている。また、平成9年度から開始した生ごみ処理機についての助成制度を平成17年8月の市町村合併を契機に見直し、それまでの購入金額の4分の1助成（1世帯1機まで、1機当たり15,000円を上限とする）を、購入金額の2分の1助成（25,000円を上限とする）に引き上げるなど、生ごみの堆肥化に取り組む市民への支援策を強化し、燃えるごみの減量化を推進している。

生ごみ堆肥化容器等助成内容

種別	助成率	助成額上限	設置基数
生ごみ堆肥化容器	2分の1	3,000円	5年間に1世帯3基まで
生ごみ処理機	2分の1	25,000円	5年間に1世帯1機まで

生ごみ堆肥化容器等設置助成実績

年度 区分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
申請者数（人）	69	296	111	126	112
設置補助基数（基）	84	370	128	144	135
助成金交付額	1,041,975	3,484,631	1,230,425	1,365,819	1,460,871

##### ③段ボール箱を使った生ごみ堆肥化推進事業

八代市域内で排出されている燃えるごみの約5割を生ごみが占めており、この生ごみの減量化は喫緊の課題である。

そこで、平成19年度から手軽に始められる「段ボール箱を使った生ごみ堆肥化」を多くの市民に取り組んでもらうため、講習会や出前講座を通じて推進している。

[平成20～24年度は、講習会等の受講者を対象に『体験用キット』を無料で配布し、平成20年度1,000セット、平成21年度1,512セット、平成22年度472セット、平成23年度233セット、平成24年度163セット、平成25年度は252セットを配布した。]

#### ④ごみ減量化・リサイクル推進の啓発

ごみの減量化やリサイクルを市民の身近な問題として認識してもらうため、これらの情報を前講座や市報、市ホームページ、エフエムやつしろ等により発信している。

#### ⑤ごみ減量アドバイザー事業

市内事業所（多量排出事業以外も含む）から排出される「ごみ」の処理状況を調査し、事業所に対して必要な助言等を行い、事業所から排出されるごみの適正処理と減量化を図る。また、本事業を運営するため、非常勤職員2名を「ごみ減量アドバイザー」として雇用している。〔平成23年2月より実施。〕

#### ⑥環境学習講師派遣事業

平成25年度より、幼少期からのごみや環境に関する教育の重要性に着目し、市内の保育園、幼稚園、小学校を対象に環境団体等を講師として派遣する学習会を実施している。

### （2）廃棄物処理対策事業

廃棄物処分場等の周辺環境調査の実施のほか、国土交通省並びに熊本県（八代保健所）と連携して、廃棄物不法投棄合同パトロールを実施するなど、不法投棄と野焼きの未然防止のための啓発活動などを行うことで、廃棄物の適正処理を確保し、生活環境の保全に努めている。

#### ①昭和同仁町廃棄物処分場周辺環境調査〔2回／年〕

#### ②二見処分場調査〔2～6回／年〕

#### ③敷川内町環境保全用地周辺地下水調査〔2回／年〕

#### ④敷川内環境保全用地浸出水調査〔4回／年〕

#### ⑤坂本町今泉地区周辺環境調査〔2回／年〕

#### ⑥『多量排出事業所』の指定及び訪問指導

事業系一般廃棄物の「多量排出事業所」を指定し、一般廃棄物減量計画書の提出を義務付け、それに係る事業所の訪問調査、指導を実施することで、八代市内における、事業系一般廃棄物の排出抑制とリサイクル推進の誘導を図る。〔平成12年度から実施、平成25年度101事業所を指定〕

#### ⑦廃棄物不法投棄合同パトロール

八代市における廃棄物の不法投棄等について、関係機関との連携を強化し、対応の迅速化を図る。〔平成7年度から八代市と熊本県（八代保健所）により実施。平成21年度からは国土交通省八代河川国道事務所、平成24年度からは一般社団法人熊本県産業廃棄物協会南部支部及び熊本県建設業協会八代支部も参加〕

#### ⑧八代市不法投棄監視指導員制度

市民からの通報に対する迅速な対応や、パトロールによる不法投棄や野焼きの早期発見・早期指導を図ることを目的に、不法投棄監視指導員として非常勤職員2名を委嘱し、市民の快適な生活環境の保全に努めている。〔平成19年度から嘱託職員1名、平成24年度から非常勤職員2名にて、廃棄物の不法投棄等について、監視パトロールや事案の調査及び改善指導などの業務を実施〕

## 4 廃棄物処理

### (1) 一般廃棄物の処理

①ごみ（平成25年度）

ア ごみ収集

a 南部ブロック／八代及び坂本地域、処理施設：八代市清掃センター

◎収集体制（全面委託）

○八代地域

・可燃物 業者：八代清掃公社

    収集作業員22名 委託料85,785千円

    車両台数8台（塵芥車）、予備車3台（塵芥車）

・資源物 業者：八代清掃公社

    収集作業員13名 委託料53,361千円

    車両台数6台（平ボディ車4台、2tダンプ1台、2tパッカー車1台）

業者：八代廃棄物処理協同組合

    収集作業員13名 委託料53,392.5千円

    車両台数7台（平ボディ車5台、2tダンプ1台、2tパッカー車1台）

○坂本地域

・可燃物 業者：亀田産業

    及び資源物 収集作業員 8名 委託料18,249千円

    車両台数5台（2tパッカー車1台、平ボディ車4台）

◎収集回数及び収集実績

○八代地域

・可燃物 平成11年4月から有料指定袋制の導入

    （昭和50年7月1日から袋収集を導入）

    ステーション方式（約2,200箇所）で全域週2回

    （月・木・火・金・水・土）

    収集実績：17,277.15トン

・資源物 ステーション方式で月2回収集（392箇所）

    収集実績： 2,811.30トン

○坂本地域

・可燃物 合併当初に有料指定袋制を統一（平成9年4月から有料指定袋制度を導入）

    ステーション方式（190箇所）で全域週2回（月・木・火・金）

    収集実績： 595.67トン

・資源物 ステーション方式で月1回収集（76箇所）

    収集実績： 206.16トン

◎清掃センターへの直接持込み実績

・可燃物 9,667.82トン（内 公共搬入物 14.17トン）

・資源物 2,573.56トン（内 公共搬入物 3.54トン）

    千丁・東陽・泉地域の中型ごみ分 11.45トン）

b 北部ブロック／千丁・鏡・東陽・泉地域、処理施設

：生活環境事務組合クリーンセンター

◎収集体制（全面委託）

○千丁地域

・可燃物 業者：城 誠二（個人）

    及び資源物 収集作業員 4名 委託料18,081千円

    車両台数3台（2tパッカー車2台、平ボディ車1台）

○鏡 地 域

・可 燃 物 業者：(株) 三大  
収集作業員 4名 委託料12,579千円  
車両台数2台 (2tパッカー車)

・資 源 物

業者：(有) 水野産業  
収集作業員 2名 委託料11,970千円  
車両台数2台 (2tダンプ1台、平ボディ車1台)

○東陽地域

・可燃物 業者：前田産業  
及び資源物 収集作業員 3名 委託料 8,522千円  
車両台数2台 (2tパッカー車1台、平ボディ車1台)

○泉 地 域

・可燃物 業者：(有)吉田建設二級建築士事務所  
及び資源物 収集作業員 4名 委託料 8,516千円  
車両台数3台 (2tパッカー車1台、平ボディ車1台、2tダンプ1台)

◎収集回数及び収集実績

○千丁地域

・可 燃 物 合併当初に有料指定袋制を統一 (平成6年度から指定袋制度を導入)  
ステーション方式 (131箇所) で全域週2回 (月・木、火・金)  
収集実績： 1,118トン  
・資 源 物 ステーション方式で月2回収集 (16箇所)  
収集実績： 129トン

○鏡 地 域

・可 燃 物 合併当初に有料指定袋制を統一 (平成7年度から指定袋制度を導入)  
路線収集方式で全域週2回 (月・木、火・金)  
収集実績： 2,621トン  
・資 源 物 ステーション方式で月2回収集 (46箇所)  
収集実績： 360トン

○東陽地域

・可 燃 物 合併当初に有料指定袋制を統一 (平成12年度から指定袋制度を導入)  
ステーション方式 (62箇所) で全域週2回 (月・木、火・金)  
収集実績： 342トン  
・資 源 物 ステーション方式で月1回収集 (34箇所)  
収集実績： 32トン

○泉 地 域

・可 燃 物 合併当初に有料指定袋制を統一 (平成11年度から指定袋制度を導入)  
ステーション方式 (120箇所) で全域週1回 (月、火、水、金) 及び  
月1回の木曜日に予備収集を実施  
収集実績： 302トン  
・資 源 物 ステーション方式で月1回収集 (46箇所)  
収集実績： 79トン

【参考】八代地域を除き、平成22年9月から契約方法を5年間の長期継続契約とする。

契約期間 平成22年9月1日から平成27年8月31日まで

※各地域の受託事業者は次のとおり

○坂本地域(可燃物及び資源物)：亀田産業(有)

○千丁地域(可燃物及び資源物)：(株)Jクリーン※個人営業(城誠二)を法人営業へ変更

○鏡地域(可燃物)：(株)三大、(資源物)：(有)水野産業

○東陽地域(可燃物及び資源物)：前田産業

○泉地域(可燃物及び資源物)：(有)吉田建設二級建築士事務所

イ 一般廃棄物処理手数料

a 八代市清掃センタ一分

※八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第10条、第12条関係(平成21年11月2日改定)

別表第2 (第10条関係)

1	集積所に排出できるごみのうち燃えるごみ	市が指定する袋(大) 45リットル	1枚当たり50円
		市が指定する袋(中) 30リットル	1枚当たり35円
		市が指定する袋(小) 15リットル	1枚当たり20円
2	市が指定する施設に搬入できるごみ	処理計画に従い分別されているもの	重量10kg当たり100円。 搬入されたごみに大型ごみがある場合は上記金額に別表第3に掲げる手数料を加算した額
3	市が指定する施設に搬入できる大型ごみ	別表第3に掲げるもの	別表第3に掲げる手数料を加算した額
4	樹木剪定くずであって、処理計画に定める施設に搬入できるもの	受け入れ基準に適合しているもの	重量10kg当たり50円。
5	市が依頼を受けて臨時に収集するごみ	一般家庭から排出されるものであって、処理計画に従い分別されているもの	車両(2トン積)1台当たり4,500円。搬入されたごみに大型ごみがある場合は上記金額に別表第3に掲げる手数料を加算した額
備考 手数料には、消費税が含まれるものとする。			

別表第3 (第10条、第12条関係)

ユニット型エアコンディショナー		1個当たり	1,500円
テレビジョン受信機	大 16型及び16V型以上	1個当たり	1,000円
	小 15型及び15V型以下	1個当たり	500円
電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	大 171リットル以上	1個当たり	1,500円
	小 170リットル以下	1個当たり	1,000円
電気洗濯機及び衣類乾燥機		1個当たり	1,000円
温水器、ボイラーマットレス		1個当たり	1,000円
スプリング入りマットレス		1個当たり	1,000円

備考

1 ユニット形エアコンディショナーは、ウインドウ形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。

2 テレビジョン受信機は、ブラウン管式のもの、液晶式のもの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるよう設計したもの)を除く。)及びプラズマ式のものに限る。

3 ユニット形エアコンディショナー、テレビジョン受信機、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫並びに電気洗濯機及び衣類乾燥機の収集及び運搬については、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第19条に規定する料金が支払われているものに限る。

b 八代生活環境事務組合クリーンセンター分

※八代生活環境事務組合クリーンセンターの設置及び管理に関する条例第4条及び八代生活環境事務組合ごみ処理手数料等徴収条例第2条関係（平成17年8月1日改定）

ごみ処理手数料		重量10kg当たり100円	手数料には、消費税が含まれます。
運搬手数料	ユニット型エアコンディショナー	1台につき1,500円	
	テレビジョン受信機（20インチ以下）	1台につき1,000円	
	テレビジョン受信機（21インチ以上）	1台につき1,500円	
	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	1台につき1,500円	
	電気洗濯機	1台につき1,500円	

ウ ごみ焼却処理施設・八代市清掃センター（八代市中北町3743）

敷地面積 14,730.44m<sup>2</sup>（不燃物処理、資源化施設用地5,656m<sup>2</sup>）

職員数 13人

※焼却業務については、平成元年10月1日から民間委託、受託者株式会社タクマ  
テクノス九州支店

工 期 着工 昭和48年12月15日 竣工 昭和50年6月30日

施 工 者 株式会社タクマ

処理方式 全連続燃焼式機械炉

処理能力 (24H) 150トン 炉数 2基 (75トン/24H) ×2

建築概要 本館（工場棟） 鉄筋コンクリート造り及び鉄骨造地上3階、  
地下1階（一部地下3階）  
延床面積1,962.42m<sup>2</sup>

管理事務所 事務室、会議室、洗たく室、風呂場、便所

計量室

車 庫

洗 車 場

※焼却プラントの構造

a 投入口

塵芥壕投入扉は油圧式4基（うち1基は破碎機専用）、搬入車3台同時搬入可。

b 破碎機

能力20トン/5H、磁気選別機で磁性物と非磁性物とに分別し、磁性物は、磁性物バンカーヘコンベヤで輸送、非磁性物は振動ふるいで可燃物と不燃物に分類し、可燃物は塵芥壕へ、不燃物は不燃物バンカーヘコンベヤで搬送。

c 炉形式

後燃乾燥装置は特殊階段式ストーカ、焼却装置は押込通風鎖床式ストーカでかきならし装置付、焼却装置は傾斜貯蔵式で排出及び埋火装置付。

d 排ガス減温装置

炉温度範囲は800～950°Cで高圧(20kg/cm<sup>3</sup>)の水噴射及びガス減温器により180°Cまで冷却。

e ガス処理装置

バグフィルターの使用により含塵量は0.01g/Nm<sup>3</sup>以下。

f 余熱利用装置

二重管式熱交換器を高温腐食防止のため低温側に設置し、熱量の最大利用。容量は240,000 k cal/H

g 汚水処理装置

循環方式を採用し、フライトコンベヤトラフ内の汚水、洗車排水、建物雑排水は、いったん汚水貯槽に入れ凝集沈殿で薬品処理し、水噴射装置で蒸発させる。（汚水排水なし）

h 灰処理装置

主灰は、フライトコンベヤにより灰バンカー（容量48m<sup>3</sup>）へ搬送、飛灰は薬剤処理後、処理灰バンカー（10m<sup>3</sup>）へ搬送。その後、共にトラックで運搬処理。

i ダイオキシン類対策

ガス減温器及びバグフィルターを設置し、特殊反応剤を噴霧することにより、1.0 ng-TEQ/m<sup>3</sup>以下。

事業費 1,986,474千円

財源内訳 国庫補助 486,588千円

地方債 1,342,200千円

一般財源 157,686千円

総工費 889,327千円

財源内訳 国庫補助 108,296千円（うち新産都市関係補助率かさ上げによる補助  
2,497千円）

県補助 500千円（緑化事業分）

地方債 560,800千円

一般財源 219,731千円

エ 八代生活環境事務組合クリーンセンター（八代郡氷川町梅313番地1）

施設概要は74ページ参照

オ 八代生活環境事務組合一般廃棄物最終処分場（八代郡氷川町梅353番地1）

施設概要は74～75ページ参照

カ 不燃物処理資源化施設（八代市中北町3743）

竣工日 昭和60年2月28日

敷地面積 14,730.44m<sup>2</sup>

建物 鉄骨スレート葺2階建508m<sup>2</sup>

処理能力 20トン／5h

事業費 94,483千円

財源内訳 国庫補助 23,617千円 地方債 60,200千円

一般財源 10,666千円

キ 樹木剪定くずリサイクル事業

目的 樹木剪定くずの処理については、破碎処理後チップ化して、堆肥製造の資源としてリサイクルするなど、焼却処理による環境負荷の低減や資源の有効利用に資するため。

施行年月日 平成15年7月1日

委託先 八代ソイル株式会社

委託料 平成25年度：5,440千円

リサイクル実績 平成25年度：301.33トン

②し尿

ア 収集

a 収集方法

許可業者：し尿汲取り業 3 業者 バキューム車数 19 台  
淨化槽清掃業 4 業者 バキューム車数 33 台 汚泥濃縮車数 2 台

b 収集実績（平成 25 年度）

51,677.82kℓ

イ し尿処理施設・八代市衛生処理センター（八代市郡築 12 番町 243 の 2）

a 設 置

工 期 着工 昭和 34 年 2 月 10 日 竣工 昭和 36 年 9 月 21 日

施 工 者 大平建設工業株式会社

消 化 方 式 嫌気性加温式

処 理 能 力 36kℓ/24H

総 工 事 費 40,626,396 円

財 源 内 訳 国庫補助 9,213,000 円 地方債 21,000,000 円

一 般 財 源 10,413,396 円

工事費内訳 主体工事 38,534,000 円

し尿消化槽機械 消化槽機械工事 電気室工事

電気工事ほか

附帶工事 2,091,604 円

道路橋梁工事 事務室電気工事

電気工事負担金 橋梁拡張

井戸補償 井戸用地

事務費倉庫新築その他

b 増 設

工 期 着工 昭和 42 年 10 月 15 日 竣工 昭和 44 年 3 月 29 日

施 工 者 株式会社 西原環境衛生研究所

消 化 方 式 加温式ネオ促進消化式

処 理 能 力 50kℓ/24H

総 工 事 費 86,106,434 円

財 源 内 訳 国庫補助 23,000,000 円 地方債 36,300,000 円

一 般 財 源 26,806,434 円

工事費内訳 主体工事 78,492,000 円

投入設備 給水工事 塩素消毒装置

汚泥脱水装置 汚泥濃縮槽 機械器具營繕損料

希釈水取水工事 配管工事 電気工事

計量ポンプ 消化槽 加温装置

予備曝氣沈殿池調整槽 ブロワー室 沈殿池

機械室 エアレーションタンク ポンプ工事

附帶工事 7,614,434 円

管理事務所建設 さく井追加工事 搬入車道工事

希釈水取水附帯工事 放流管工事 基礎工事

用地購入費 事務費

管理者住宅移転補修工事 テストボーリング工事

敷 地 面 積 9,490 m<sup>2</sup>

現在処理能力 50kℓ/24H（平成 9 年 5 月、旧系列（昭和 36 年設置）36kℓ/24H 休止）

職 員 数 2 名 ・ 民間委託 6 名

c 延命化工事

平成 22 年度に衛生処理センター劣化度診断を実施し、施設の健全度の目視評価

平成 23 年度（平成 22 年度繰越明許費）

・防水工事（管理棟、前処理室、ボイラー棟）

- ・管理棟屋内照明設備更新

平成 24 年度

- ・破碎機No.1 修繕工事
- ・消化槽緊急対策修繕
- ・消化槽汚泥計量槽移設工事

平成 25 年度

- ・消化槽改修工事（プラント工事）
- ・消化槽改修保温工事（建築工事）
- ・ガスタンク改修工事（機械工事）

#### ウ し尿処理施設・八代市浄化槽汚泥処理施設（八代市新港町3丁目1番地）

##### a 設 置

工 期	着工 平成 16 年 9 月 21 日	竣工 平成 18 年 12 月 10 日
施工監理	長藤・金橋委託共同企業体	
施工者	プラント 古河産機システムズ株式会社九州支店 建築 大同・ユタカ・イーグル建設共同企業体 建築電気設備 株式会社イチデン 建築機械設備 第一設備工業株式会社 トラックスケール 松岡機工株式会社	
処理方式	直接脱水下水道放流方式	
処理能力	96kℓ／8H	
総工事費	1,012,489,800 円	
財源内訳	地方債 757,200,000 円	一般財源 255,289,800 円
施設概要	地下 1 階、地上 2 階鉄筋コンクリート造り 受入設備、夾雜物除去設備、汚泥脱水設備、用水設備、脱臭設備	
敷地面積	3,993.78 m <sup>2</sup> (H26 年 2 月所管換)	
建物面積	1,439.93 m <sup>2</sup>	
職員数	3 名 ・ 民間委託 4 名	

##### b 脱水汚泥処分（委託処理）

（通常期間）（10 ヶ月）

収集運搬	委託業者 有限会社堀口環境（八代市田中北町） 車両 汚泥運搬専用ダンプ（8 トン） 委託料 12,200 円／トン（税抜き） 平成 25 年度決算額 17,078,720 円（1,332.19 トン）
中間処理	委託業者 ハラサンギョウ（株）（長崎県東彼杵郡川棚町） 処理方法 焼却後、土壤改良剤または溶融スラグとして再利用 委託料 11,000 円／トン（税抜き） 平成 25 年度決算額 15,253,063 円（1,332.19 トン）

（上記中間処理業者の定期修繕期間）（2 ヶ月）

収集運搬	委託業者 有限会社堀口環境（八代市田中北町） 車両 汚泥運搬専用ダンプ（8 トン） 委託料 12,500 円／トン（税抜き） 平成 25 年度決算額 2,787,224 円（212.36 トン）
中間処理	委託業者 三菱マテリアル（株）九州工場（福岡県京都郡苅田町） 処理方法 焼却後、セメント原料として再利用 委託料 12,000 円／トン（税抜き） 平成 25 年度決算額 2,675,736 円（212.36 トン）

#### エ し尿処理施設・八代生活環境事務組合衛生センター（八代市鏡町鏡 1375 番地） 施設概要は 75 ページ参照

## (2) 八代市環境センター建設事業

目 的 清掃センターは、築 39 年（1975 年 6 月 30 日供用開始）を経過し、ごみ質の変化や老朽化などから処理能力の低下が顕著で、ごみの一部を焼却処理できない状況にきており、「ごみの非常事態宣言」を行うなど、衛生的で良好な市民生活に支障が生じ始めている。  
清掃センターに代わる新たなごみ処理施設（環境センター）の平成 29 年度中の完成を目指し、廃棄物の 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を総合的に推進することで、循環型社会の形成を図る。

事業内容 環境センター施設の整備・運営  
・エネルギー回収推進施設整備・運営【施設規模：134 t / 日】  
・マテリアルリサイクル推進施設整備【施設規模：18 t / 5 h】  
・管理棟、緑地、屋外付帯等整備  
・施設整備に伴う調査、測量等

総事業費 約 24,000,000,000 円（20 年間運営費含む）

事業期間 平成 22 年度～平成 29 年度（施設整備）

平成 30 年度～平成 49 年度（施設運営）

交付金制度 循環型社会形成推進交付金【環境省】

計画 循環型社会形成推進地域計画（第 1 期：H22～H26）

承認日 平成 22 年 9 月 27 日

H23 年度実績 事業費：18,630,100 円

- ・環境影響評価（H22～H25）
- ・基本計画・設計（H22～H23）
- ・地質調査（H22～H23）
- ・処理システム検討委員会（H22～H23）

H24 年度実績 事業費：22,723,500 円

- ・環境影響評価（H22～H25）
- ・事業者選定委員会（H24～H26）
- ・水準点測量

H25 年度実績 事業費：12,909,500 円

- ・環境影響評価（H22～H25）
- ・事業者選定委員会（H24～H26）
- ・地下水調査（H25～H26）

## 5 斎 場

### (1) 八代市斎場 (八代市松崎町 370-1)

工 期 着工 昭和 55 年 2 月 27 日 竣工 昭和 55 年 10 月 30 日  
敷 地 面 積 4,234 m<sup>2</sup>  
建 物 鉄筋コンクリート平屋建 771.72 m<sup>2</sup>  
火葬棟 464.52 m<sup>2</sup> (炉室 5 基、告別室、安置室、収骨室)  
待合棟 253.20 m<sup>2</sup> (和室 3 室、事務室)  
渡り廊下、管理人住宅  
総 事 業 費 336,559,491 円  
財 源 内 訳 地方債 168,800,000 円 一般財源 167,759,491 円  
斎場使用料

(平成 17 年 8 月 1 日施行)

種 別	単 位	使 用 料 (円)	
		市 内	市 外
遺 体	15 歳 以 上	1 体	5,000 20,000
	15 歳 未 滿	1 体	3,500 15,000
死 产 儿	1 体	2,500	10,000
改 葬 等 に よ る 燃 骨 料	1 体	1,500	5,000
产 汚 物 類	1 個	500	1,000

平成 25 年度 (4 月～翌 3 月) 火葬件数 1,422 件 (うち市外居住者 52 件)

### (2) 八代生活環境事務組合斎場 (八代市東陽町南 2811)

施設概要は 75～76 ページ参照



## VIII 健康福祉

1. 援 護	-----	183
2. 児 童 福 祉	-----	187
3. 高 齢 者 福 祉	-----	197
4. 障がい者(児)福祉	-----	211
5. 国 民 年 金	-----	219
6. そ の 他 の 福 祉	-----	220
7. 健 康 福 祉 施 設	-----	225
8. 医 療 機 関	-----	227
9. 国民健康保険事業	-----	229



# 1 援 護

## (1) 生活保護

### ①扶助別年度推移 (年度実績:延人数)

年度	区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	施設事務費	実世帯人員	保護率%	総額
H21	世帯数	9,195	7,855	376	2,366	9,607	1	195	19	422	1,007	20.72	
	人員	12,062	10,155	530	2,453	11,177	1	227	19	434	1,306	9.84	
	支給額(千円)	509,913	173,779	5,788	39,348	1,198,927	263	4,580	3,272	74,654			2,010,524
H22	世帯数	10,577	9,004	443	2,806	12,055	1	238	28	433	1,123	22.93	
	人員	14,024	11,775	628	2,896	14,982	1	272	28	445	1,442	10.93	
	支給額(千円)	597,523	203,507	6,963	50,328	1,218,566	202	3,997	4,999	79,159			2,165,244
H23	世帯数	11,821	10,122	446	3,136	13,083	1	218	19	423	1,229	25.70	
	人員	15,470	13,059	638	3,224	16,140	1	259	19	435	1,571	11.94	
	支給額(千円)	664,749	230,533	7,121	65,023	1,424,909	201	3,574	3,694	76,978			2,476,782
H24	世帯数	13,212	11,226	623	3,403	13,268	3	286	18	416	1,325	27.49	
	人員	17,398	14,659	807	3,510	15,841	3	332	18	416	1,709	13.08	
	支給額(千円)	735,835	257,876	9,203	60,086	1,389,811	1,535	5,615	3,688	77,872			2,541,525
H25	世帯数	13,506	11,583	653	3,696	13,911	5	267	25	404	1,340	27.55	
	人員	17,709	14,908	830	3,791	16,640	5	325	25	404	1,719	13.26	
	支給額(千円)	734,348	268,050	9,388	62,550	1,458,839	1,416	4,913	4,794	74,919			2,619,217

### ②保護世帯類型別推移

(停止中のものを除く)

年度	単身世帯			2人以上の世帯				計
	高齢者	傷病・障害	その他	高齢者	母子	傷病・障害	その他	
H21	496	193	106	57	28	49	77	1,006
H22	533	239	119	56	30	53	82	1,112
H23	557	271	150	56	38	54	97	1,223
H24	610	260	183	75	44	54	96	1,322
H25	627	240	188	80	44	44	104	1,327

### ③保護申請件数及び処理推移

年度	申請受理件数		処理件数		未処理
	前年度からの繰越	年度内受理	開始	取下・却下	
H21	18	278	204	76	16
H22	16	300	232	67	17
H23	17	294	233	66	12
H24	12	289	238	55	8
H25	8	214	162	54	7

#### ④保護の開始廃止原因別推移

##### ア 年度別開始理由別状況

区分 年度	世帯主の 傷 病	世帯員の 傷 病	勤労収入 の減 少	働いていた 者の死別・ 別離・不在	年金仕送り 等の減少・ 喪失	その他	計
H21	96	2	48	4	41	13	204
H22	110	4	48	6	46	18	232
H23	80	3	42	5	68	35	233
H24	76	3	51	8	56	44	238
H25	70	3	26	0	42	21	162

##### イ 年度別廃止理由別状況

区分 年度	世帯主の 傷病治癒	世帯員の 傷病治癒	死 亡 失そう	勤労収 入の増 加取得	年金仕 送り等 の増加	施設入所	医療費 の他法 負担	その他	計
H21	1	0	47	1	8	6	1	27	91
H22	1	0	50	7	12	7	0	40	117
H23	0	1	62	6	12	4	4	39	128
H24	0	0	55	21	10	8	2	47	143
H25	0	0	53	17	8	14	1	48	141

出典：被保護者調査

#### (2) 就学困難な児童生徒への扶助

##### ①学用品費等（学用品費、校外活動費、新入学用品、通学費）

年度	H21		H22		H23		H24		H25	
	延べ人員	金額（円）								
小学校	864	14,070,900	944	15,454,355	968	16,067,335	1,042	15,198,086	950	15,473,139
中学校	614	19,198,048	545	17,265,882	581	18,609,719	629	18,940,816	602	19,503,574
合 計	1,478	33,268,948	1,489	32,720,237	1,549	34,677,054	1,671	34,138,902	1,552	34,976,713

##### ②修学旅行費

年度	H21		H22		H23		H24		H25	
	延べ人員	金額（円）								
小学校	518	3,160,928	623	3,924,122	606	4,056,059	579	3,818,847	609	3,942,650
中学校	166	9,809,266	197	11,414,882	172	10,040,787	147	11,363,050	211	12,311,233
合 計	684	12,970,194	820	15,339,004	778	14,096,846	726	15,181,897	820	16,253,883

##### ③医療費

年度	H22		H23		H24		H25	
	延べ人員	金額（円）	延べ人員	金額（円）	延べ人員	金額（円）	延べ人員	金額（円）
小 学 校	415	3,025,244	415	3,496,629	385	2,636,307	470	2,593,687
中 学 校	134	1,254,813	166	1,596,109	169	1,459,352	203	1,235,098
合 計	549	4,280,057	581	5,092,738	554	4,095,659	673	3,828,785

##### ④給食費

年度	H22		H23		H24		H25	
	延べ人員	金額（円）	延べ人員	金額（円）	延べ人員	金額（円）	延べ人員	金額（円）
小 学 校	944	31,535,691	968	32,681,935	1,042	31,604,999	950	37,597,411
中 学 校	545	20,448,402	612	21,690,792	610	21,476,832	588	27,040,864
合 計	1,489	51,984,093	1,580	54,372,727	1,652	53,081,831	1,538	64,638,275

### (3) 災害援助

#### ①災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

- 目的 国の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資する。
- 対象災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により生じた被害。
- 施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

#### ア 災害弔慰金

支給対象 市民が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 1 条に規定する災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。  
遺族の範囲及びその順序

- a 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- b a の場合において、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とする。

#### 支給額（死者 1 人当たり）

- ・死亡者が弔慰金を受ける遺族の生計を主として維持していた場合 500 万円
  - ・その他の場合 250 万円
- ※ただし、災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除する。

#### イ 災害障害見舞金

支給対象 市民が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 1 条に規定する災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、その市民に対し、災害障害見舞金を支給する。

- 支 給 額
- ・当該市民が世帯の生計を主として維持していた場合 250 万円
  - ・その他の場合 125 万円

#### ウ 災害援護資金の貸付

貸付対象 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 3 条に掲げる災害により、災害弔慰金の支給等に関する法律第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため貸付を行う。（所得制限あり。）

#### 貸付金の限度額（1 災害における 1 世帯当たり）

- a 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - ・家財の損害（約 3 分の 1 以上の損害）及び住居の損害がない場合 150 万円
  - ・家財の損害（約 3 分の 1 以上の損害）があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円
  - ・住居が半壊した場合 270 万円

	・住居が全壊した場合	350 万円
b	世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合	
	・家財の損害（約3分の1以上の損害）があり、かつ、住居の損害がない場合	150 万円
	・住居が半壊した場合	170 万円
	・住居が全壊した場合（次の項目に該当する場合を除く）	
	・住居の全体が滅失し、又は流出した場合	250 万円
		350 万円
償還期間	10年とし、据置期間はうち3年	
利率	据置期間中は無利子とし、その経過後は延滞の場合を除き年3% (ただし、「八代市災害援護資金貸付金の利子補給補助金交付実施要綱」に基づく利子補給の制度あり。)	

## ②火災等の弔慰金・見舞金

支給対象 市民が、災害（暴風、豪雨等の自然災害又は火災等）により死亡したときに、遺族に対し弔慰金を支給する。また、災害により負傷又は住家が被害を受けたときに見舞金を支給する。ただし、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用を受ける災害による被害のとき、又は八代市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく弔慰金等の支給を受けたときは支給しない。

施行年月日 平成17年8月1日

### 弔慰金・見舞金の金額

被害の区分（程度）		金額
死亡・行方不明	1人	100,000 円
	同一世帯内で2人以上	200,000 円
重傷	1人	30,000 円
	同一世帯内で2人以上	50,000 円
全壊、全焼、流出	1世帯につき	100,000 円
半壊、半焼	1世帯につき	50,000 円
床上浸水	1世帯につき	10,000 円以内

## 2 呪童福祉

### (1) 保育園 ① 設置現況

区分 公私 分立	名 称	所 在 地	認 可 年月日	定員	児 童 数			建築面積 m <sup>2</sup>	施設の建設
					3 歳 未満兒	3 歳兒	4 歳 以上兒 計		
市	太田郷ひびき保育園	日置町308	S29.3.31	60	20	9	26	55	697.81 H 8. 3. 4 (改築)
	高田あけぼの保育園	本野町522	S31.9.1	60	18	6	15	39	808.10 H13. 3. 31 (新築)
	宮地さくら保育園	宮地町33	S29.4.1	45	15	8	23	46	712.54 S55. 3. 31 (改築)
	金剛みどり保育園	高植本町1609-2	S28.1.22	60	18	6	20	44	602.97 H10. 3. 27 ( n )
	郡築しおかぜ保育園	郡築6番町81-3	S34.4.1	70	18	12	27	57	658.21 S63. 3. 31 ( n )
	白島ぎんが保育園	郡築2番町110-3	S35.11.1	45	14	12	18	44	460.03 S51. 2. 24 ( n )
独立	千丁みどり保育園	千丁町新幸田1357-3	H14.4.1	120	44	21	49	114	1,403.22 H14. 3. 25 ( n )
	鏡保育園	鏡町鏡村190-4	S26.6.30	120	38	25	41	104	969.16 H 6. 11 (新築)
	鏡第二保育園	鏡町芝口1-3	S27.12.20	45	16	6	22	44	437.23 S53.12 ( n )
	北新地保育園	鏡町北新地710	S52.5.1	60	17	9	19	45	469.53 S60. 3 ( n )
	河俣保育園	東陽町河俣2620	S32.4.1	25	3	3	3	9	289.23 H 8. 3 ( n )
	下岳保育園	泉町下岳1687	S54.4.1	45	10	4	15	29	300.00 S54. 4 ( n )
私	小計	12園		755	231	121	278	630	
	白昭和	鷺保育園	本町2丁目3-46	S25.10.1	90	26	16	37	79 499.96 H 5. 11. 30 (改築)
	八千	和保育園	昭和明徳町834-7	S35.5.10	60	24	9	14	47 569.50 S60. 2. 15 ( n )
	くおん	把保育園	上野町1268-2	S36.3.31	90	39	19	39	97 667.94 H13. 3. 3 ( n )
	みづ	ん保育園	上片町1549-1	S37.3.31	90	31	20	46	97 732.76 H16. 3. 31 (増築)
	二見	ほ保育園	日奈久大坪町1910	S37.11.1	60	34	15	22	71 605.32 H25. 6. 23 (改築)
	高田	中央保育園	二見下大野町131	S38.4.1	60	20	9	23	52 582.51 H22. 11. 21 (大規模修繕)
	夕	東部保育園	豊原上町2920-2-4	S39.4.1	120	65	29	46	140 725.03 H 5. 3. 20 (新築)
	いはず	葉保育園	若草町3-5	S42.5.1	70	37	10	33	80 667.34 H16. 2. 1 (改築)
	ゆから	み保育園	植柳元町5940	S43.5.1	90	33	20	44	97 352.76 H20. 3. 27 ( n )
独立	八代	み乳児保育園	八幡町1-51-2	S44.5.1	70	32	13	29	74 553.00 H18. 9. 30 ( n )
	やす	らたち保育園	萩原町1丁目7-36	S44.10.1	40	16	12	18	46 701.22 H14. 3. 15 ( n )
	キユーピー	ひかり保育園	新地町1-18	S45.3.31	220	106	51	94	251 1,266.44 H 8. 4. 1 ( n )
	古城町	らぎ保育園	古城町2264-3	S45.3.31	60	21	18	21	60 542.01 H16. 3. 25 ( n )
	迎町	一保育園	迎町2丁目13-7	S46.2.22	50	17	7	22	46 651.14 H13. 12. 25 ( n )

区分 私 分立	名 称	所 在 地	認 可 年 月 日	定 員	兒 童 数			建 筑 面 積	施 設 の 建 設
					3 歳 未満児	3 歳児	4 歳 以上児		
公 私 分立	ひ の で 保育園	三江湖町1427	S46.4.1	140	66	30	61	157	846.20 H15. 3 (増築)
	た か ら 保育園	清水町4-6	S46.4.1	100	43	20	47	110	828.91 H15. 3.14 (改築)
	杉 の 実 保育園	井湯町2274	S46.4.1	90	28	24	41	93	585.70 H 8. 2.23 ( n )
	和 見 保育園	古閑浜町3297-1	S47.3.31	60	26	10	27	63	382.25 H12. 4. 5 ( n )
	つ る ま る 保育園	横手町1648	S47.4.19	140	54	27	67	148	1,133.15 H10. 4. 1 ( n )
	し ら め ん い 保育園	高小原町1507-1	S47.5.1	110	48	24	47	119	785.20 H16. 4. 1 (増築)
	八 代 白 梅 保育園	千反町1丁目3-3	S48.5.1	60	22	15	22	59	567.34 H15. 2.28 (改築)
	八 代 双 葉 保育園	松崎町453-4	S48.7.1	80	41	22	32	95	453.57 H 8. 3.31 (大規模修繕)
	八 代 つ く し 保育園	高下西町2283	S49.4.1	120	54	20	46	120	873.80 H12. 3.24 (改築)
	八 代 ひ ま わ り 保育園	井上町330	S49.4.1	90	45	21	34	100	605.29 H 8. 4. 1 ( n )
私 立	天 真 保育園	日奈久上西町372-4	S49.6.1	40	17	12	9	38	313.00 S49. 6. 1 (新築)
	わ か み や 保育園	古閑中町1356	S50.4.1	70	40	9	35	84	578.28 H15. 3 (改築)
	バ ン ピ 保育園	西宮町1452	S50.4.1	60	24	17	29	70	538.74 H12. 3 ( n )
	光 景 嶺 保育園	二見本町982	S51.4.1	50	16	6	9	31	404.84 H11. 3.10 ( n )
	海 士 江 保育園	海士江町3428	S52.4.2	140	60	25	60	145	522.90 H11. 9. 1 ( n )
	ハ 一 ル 保育園	篠添町1625-1	S54.4.1	80	34	16	46	96	383.74 S54. 4. 1 (新築)
	わ ら び 保育園	田中西町14-10	S54.4.1	120	58	24	48	130	761.33 H24. 5 (新築)
	揚 町 保育園	揚町35-2	S54.4.1	80	37	15	29	81	494.61 S54. 6. 1 (新築)
	ひ か り 夜 間 保育園	新地町1-27-4	H14.3.22	20	10	3	5	18	293.26 H14. 4. 1 ( n )
	若 鏡 保育園	鏡町下有佐252	S26.6.1	60	27	16	24	67	426.91 S47. 3.11 ( n )
立	太 陽 保育園	東陽町南3100-1	S28.5.1	40	14	7	15	36	397.21 S51.12. 2 (改築)
	真 愛 保育園	坂本町百濟来上2718-1	S34.11.1	20	5	3	2	10	360.00 S60. 3. 1 (新築)
	あ け ほ の 保育園	千丁町新幸田141-1	S43.4.1	100	31	24	42	97	405.00 H22. 3.24 (増築)
	文 政 保育園	鏡町両出65-2	S43.4.1	110	43	27	46	116	673.21 H 3. 5.25 (新築)
	川 岳 保育園	坂本町川嶽2371-2	S43.5.1	60	17	9	25	61	566.84 S57. 4.30 ( n )
	あ さ ひ 保育園	坂本町2207-2	S48.12.26	50	19	11	24	54	302.12 S51. 6 (改築)
	わ か ら め い 保育園	坂本町西部243-10	S55.2.20	50	25	9	16	50	274.00 S55. 4. 1 (新築)
文 政 第 二 保育園	鏡 町 野 崎 542	鏡町野崎542	S58.3.5	50	22	11	18	51	374.00 H22. 9.30 (大規模修繕)
	有 佐 保育園	鏡町中島1344	H17.4.1	70	37	12	27	76	404.25 S61. 3.31 (新築)
小 計	44園			3,480	1,494	734	1,441	3,669	H 2. 2.26 ( n )
合 計	56園			4,235	1,725	855	1,719	4,299	

## ②平成 26 年度 八代市保育所保育料表（月額）

(単位：円)

階層区分	定義	保育料の額（月額）	
		3歳未満	3歳以上
第 1	生活保護法による被保護世帯	0	0
非課税住民税世帯	第 2-1	前年度市町村民税非課税世帯 (母子・父子・障害者等の世帯)	0
	第 2-2	前年度市町村民税非課税世帯 (第 1 階層及び第 2-1 階層を除く)	6,000
課税住民税世帯	第 3-1	市町村民税均等割課税世帯	12,000
	第 3-2	市町村民税所得割課税世帯	13,000
所得税課税世帯	第 4-1	20,000 円未満	19,000
	第 4-2	20,000 円以上 40,000 円未満	22,000
	第 5-1	40,000 円以上 72,000 円未満	28,000
	第 5-2	72,000 円以上 103,000 円未満	31,000
	第 6-1	103,000 円以上 258,000 円未満	35,000
	第 6-2	258,000 円以上 413,000 円未満	36,000
	第 7-1	413,000 円以上 573,500 円未満	38,000
	第 7-2	573,500 円以上 734,000 円未満	40,000
	第 8	734,000 円以上	43,000
			34,000

## ③保育料負担の軽減措置

- ア 国の徴収金基準額より軽減をして、保育料を設定している。
- イ 同一世帯から 2 人以上の児童が同時に保育所に入所している場合、または同一世帯から兄弟が幼稚園や認定こども園等に入園している場合の保育料の軽減

①最も年齢の高い児童	軽減なし
②2 番目に年齢の高い児童	半額
①及び②以外の児童	無料

- ウ 生計を同一にする 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子どもが 3 人以上で、かつ、第 3 子以降の 3 歳未満児は無料になる。
- エ 階層区分は、入所児童と同居している父母及び家計の主宰者の 24 年中の収入に係る所得税額の合計額（所得税額の合計がゼロの場合は、23 年中の収入に係る 24 年度住民税課税の状況）に応じて階層を決定する。

なお、年度途中において世帯構成や課税内容に変更があった場合は、届出が必要。（課税内容の変更については、4 月にさかのぼって適用。世帯構成の変更については、その事実が

分かった日の属する月の翌月から変更することがある。)  
才 年齢区分（3歳未満、3歳以上）は、4月1日現在の満年齢で決定する。

#### (2) こども（乳幼児）医療費の助成

目 的	本市に居住する子どもの健康の保持と増進を図ることを目的とする。
事 業 内 容	子どもの医療費の全部または一部を助成する。
施 行 年 月 日	平成17年8月1日（平成25年3月28日一部改正）
対 象 者	本市に居住し住民登録をしている者で満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ※平成25年10月診療分より、9歳（小学校3年生）まで対象年齢を拡大。 名称をこども医療費助成に変更。
助 成 額	医療費（通院及び入院に要した費用）の一部負担金の額（附加給付等がある場合はそれを控除した額）。ただし、入院時食事療養費に係る負担額は除く。
支 払 時 期	①医療機関受診時に申請書を医療機関窓口に提出した場合 受診月の翌々月の25日 ②市役所本庁及び支所担当窓口に提出した場合 18日までの提出分 翌月の25日 19日以後の提出分 翌々月の25日
申 請 期 限	保険診療を受けた月の翌月から起算して、1年以内
事 業 費	平成26年度 299,663千円
財 源 内 訳	県（1/2） 51,268千円 ※補助の対象は、4歳未満の乳幼児及び多子世帯（18歳未満の児童が3人以上いる世帯）において年齢が満4歳から満6歳到達後最初の3月31日までの間にある者に要した医療費の一部負担金の額
H25年度実績	延べ133,986件 238,407千円

#### (3) 養育医療の給付

目 的	身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児（未熟児）に対し、生後速やかに適切な処置を講ずるために必要な医療を給付する。
施 行 年 月 日	平成25年4月1日（県からの権限委譲で実施）
対 象 者	出生時体重が2,000g以下、または身体の発育が未熟なまま出生した1歳未満の乳児
事 業 内 容	指定医療機関における保険診療による入院医療費の自己負担分を助成する。
支 給 額	入院に要した医療費の一部負担金を控除した額
一部負担金	世帯の所得に応じて費用の一部負担があるが、その分は乳幼児（こども）医療費助成の助成対象となる。
事 業 費	平成26年度 13,048千円
財 源 内 訳	国（1/2）5,822千円 県（1/2）2,911千円
H25年度実績	延べ74件 7,758千円

#### (4) ひとり親家庭等医療費の助成

目 的	本市に居住するひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。
事 業 内 容	ひとり親家庭等の医療費の一部を助成する。
施 行 年 月 日	平成17年8月1日（平成20年4月1日一部改正）
対 象 者	母子家庭の母及びその者が扶養している児童

	父子家庭の父及びその者が扶養している児童 父母のない児童
	※対象となる児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
	※母子家庭の母又は父子家庭の父とは、20歳未満の児童を扶養している者をいう。
助成額	医療費（通院及び入院に要した費用）の一部負担金の額（附加給付等がある場合はそれを控除した額）の3分の2を助成する。ただし、入院時食事療養費に係る負担額は除く。
支払時期	①医療機関受診時に申請書を医療機関窓口に提出した場合 受診月の翌々月の20日 ②市役所本庁及び支所担当窓口に提出した場合 18日までの提出分 翌月の20日 19日以後の提出分 翌々月の20日
申請期限	保険診療を受けた月の翌月から起算して、1年以内
事業費	平成26年度 34,572千円
財源内訳	県(1/2) 17,266千円
H25年度実績	延べ19,380件 36,029千円

#### (5) 児童手当

目的	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。												
事業内容	児童を監護及び養育する保護者に対し、手当を支給する。												
施行年月日	平成24年4月1日												
対象者	0歳から中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）の児童を養育している者												
支給額（月額）	<table border="0"> <tr> <td>～3歳児未満</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上～小学校修了前第1子・第2子</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>特例給付（受給者が所得制限限度額超過）※平成24年6月分から</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0歳～中学生</td> <td>5,000円</td> </tr> </table>	～3歳児未満	15,000円	3歳以上～小学校修了前第1子・第2子	10,000円	第3子以降	15,000円	中学生	10,000円	特例給付（受給者が所得制限限度額超過）※平成24年6月分から		0歳～中学生	5,000円
～3歳児未満	15,000円												
3歳以上～小学校修了前第1子・第2子	10,000円												
第3子以降	15,000円												
中学生	10,000円												
特例給付（受給者が所得制限限度額超過）※平成24年6月分から													
0歳～中学生	5,000円												
支払時期	6月、10月、2月に、それぞれの前月分までを支給する。												
事業費	平成26年度 2,074,558千円												
財源内訳	国 1,445,467千円 県 314,544千円												
H25年度実績	延べ185,840件 2,088,025千円												

#### (6) 児童扶養手当

目的	父母の離婚などにより父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図る。
事業内容	子どもを監護及び養育するひとり親家庭の父母等に対し、手当を支給する。
対象者	次の条件にあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満で、政令で定める程度の障がいの状態にある者を監護している母、または監護し生計を同じくする父、並びに父母にかわってその児童を養育している者（いずれの場合も国籍は問わない） ①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童

- ②父または母が死亡した児童（遺族年金受給世帯は除く）
- ③父または母が重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）にある児童  
(児童が障害年金の加算対象の場合は除く)
- ④父または母の生死が1年以上明らかでない児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

支 給 額 (平成 26 年 4 月分から)

区 分	全部支給	一部支給
児童 1 人	月額 41,020 円	月額 41,010 円～9,680 円
〃 2 人		加算額 5,000 円
〃 3 人目以降		1 人につき加算額 3,000 円

支 給 制 限 手当を受ける者及び扶養義務者または配偶者の前年の所得が下記表の扶養親族等の数による所得制限限度額以上ある場合は、その年度（8 月分から翌年 7 月分まで）は、手当の全部又は一部が支給停止される。

児童扶養手当所得制限限度額表

扶養親族等 の数	受給者本人		配偶者 扶養義務者
	全 部	一 部	
0 人	190,000 円	1,920,000 円	2,360,000 円
1 人	570,000 円	2,300,000 円	2,740,000 円
2 人	950,000 円	2,680,000 円	3,120,000 円
3 人	1,330,000 円	3,060,000 円	3,500,000 円
4 人	1,710,000 円	3,440,000 円	3,880,000 円
5 人	2,090,000 円	3,820,000 円	4,260,000 円

支 払 時 期 4 月、8 月、12 月に、それぞれの前月分までを支給する。

事 業 費 平成 26 年度 759,971 千円

財 源 内 訳 国 (1/3) 253,323 千円

H25 年度実績 受給者 1,603 人 773,663 千円

#### (7) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業

- |           |  |
|-----------|--|
| 目 的       | 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に有利となり、かつ生活の安定につながる資格取得を促進することを目的とする。   |
| 事 業 内 容   | 資格取得の訓練期間中の一定期間において給付金を支給する。   |
| 施 行 年 月 日 | 平成 17 年 8 月 1 日（平成 25 年 4 月 1 日一部改正）   |
| 対 象 者     | <p>本市に住居を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の支給要件の全てに該当し、対象資格を取得するために修業している人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けていること又はその支給要件と同様の所得水準であること</li> <li>②対象資格の養成機関において 2 年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること</li> <li>③就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること</li> <li>④訓練促進給付金の支給を受けたことがないこと（特に必要と認められる場合を除く）</li> </ul> |

対象資格	看護師 介護福祉士 保育士 理学療法士 作業療法士 理容師 美容師 あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 栄養士 保健師 助産師 准看護師 歯科衛生士 診療放射線技師 診療エックス線技師 歯科技工士 臨床検査技師 調理師 製菓衛生士 柔道整復師 視能訓練士 社会福祉士 精神保健福祉士 言語聴覚士 管理栄養士 医師 歯科医師 薬剤師 臨床工学技士 義肢装具士 救急救命士
支給期間	修業期間の全期間（上限は2年間）
支給額	平成25年度以降の入学者においては、市町村民税非課税世帯は月額10万円、同課税世帯は月額7万5百円とし、原則として申請のあった日の属する月分から支給するほか、養成機関での課程修了者には修了一時金（市町村民税課税か非課税により金額差あり）が支給される。（H25年4月1日改正）
事業費	平成26年度 22,846千円
財源内訳	国（3/4） 15,230千円
H25年度実績	26,943千円

#### （8）母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

目的	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、母子家庭の自立促進を図る。
事業内容	対象講座の受講のための費用を支給する。
施行年月日	平成17年8月1日（平成25年4月1日一部改正）
対象者	市内に住居を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の支給要件の全てに該当する人 ①児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けていること又はその支給要件と同様の所得水準であること ②講座受講開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと ③支給を受けようとする人の就業経験、技能、資格の取得状況又は労働市場の状況などから判断して講座を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること ④過去に訓練給付金の支給を受けたことがないこと（特に必要と認められる場合を除く）
対象講座	①雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座 ②就職に結びつく可能性の高い講座で国が別に定めるもの ③前各号に掲げるものに準じ、熊本県知事が別に指定する講座
支給額	対象講座の受講のために支払った費用の2割に相当する額。 ただし、上限は10万円、下限は4千円とする。
事業費	平成26年度 40千円
財源内訳	国（3/4） 30千円
H25年度実績	44千円

#### （9）ひとり親家庭等日常生活支援事業

目的	母子家庭、父子家庭及び寡婦の人の生活援助や子育て支援を図ることを目的とする。
事業内容	母子家庭、父子家庭及び寡婦の人が修学等の自立に必要な事由や病気などにより、一時的に介護・保育のサービス等で日常生活に支障が生じた場合や、母子・父子家庭になって間がなく生活が不安定な場合などに家庭生活支援員を派遣する。

実施年月日	平成 17 年 8 月 1 日
対象世帯	<p>対象となるひとり親家庭等とは、本市に住所を有し、次に該当する人</p> <p>①技能習得のための通学もしくは就職活動などの自立促進に必要な事由、 または疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、 学校等の公的行事への参加等社会通念上必要と認められる事由により一 時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭</p> <p>②ひとり親家庭等になって間がないなど生活環境等が急変し、日常生活を 営むのに支障が生じている家庭</p>
支給内容	<p>①生活援助は、家事、介護その他の日常生活の便宜（利用者の居宅）</p> <p>②子育て支援は、保育サービス及びこれに附帯する便宜（支援員の居宅等）</p>
利用者負担	

利用世帯区分	利用者負担額（1時間当たり）	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯	0 円	0 円
市県民税非課税世帯	70 円	150 円
児童扶養手当支給水準の世帯	150 円	300 円
前記以外の世帯		

事業費	平成 26 年度 66 千円
財源内訳	県（2/3） 49 千円
H25 年度実績	67 千円

#### (10) 地域子育て支援拠点事業

事業内容	<p>少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て支援機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題が生じている。</p> <p>このため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を促進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。</p> <p>①子育て親子の交流の場の提供と交流と促進</p> <p>②子育て等に関する相談、援助の実施</p> <p>③地域の子育て関連情報の提供</p> <p>④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施</p> <p>⑤地域支援活動の実施</p>
実施年月日	平成 17 年 8 月 1 日
実施施設	6 カ所（高田東部保育園、ひので保育園、しらぬい保育園、八代ひまわり保育園、千丁みどり保育園、文政保育園）
事業費	平成 26 年度 44,718 千円
財源内訳	国（1/3）県（1/3）29,812 千円
H25 年度実績	48,863 千円

#### (11) 病児・病後児保育事業

事業内容	<p>保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>保護者の勤務等の都合により、病気また病気回復期にある児童（医師の診察により入院その他専門的、かつ濃密な医療の必要はないが、保育所等における日常の保育、集団生活が困難と認められる児童）の養育が家庭で困難な</p>
------	---

	場合に、看護師・保育士等の連携のもと預かる。
実施年月日	平成 17 年 8 月 1 日
対象児童	0 歳～小学校 3 年生まで
実施施設	2 カ所（八代乳児院内子育て支援棟「キッズルーム」、横手新町谷口ハイツ 201 「キッズケアホーム」）
利用者負担	生活保護世帯 無料 市民税非課税世帯 1,000 円/人 それ以外の世帯 2,000 円/人 ※連続して利用する場合、2 日目以降 1,000 円/人
事業費	平成 26 年度 24,250 千円
財源内訳	県（2/3）16,166 千円
H25 年度実績	13,633 千円

#### (12) 子育て短期支援事業

目的	一時的に養育困難となった家庭の児童及びその家庭の福祉の向上を図る。
事業内容	一時的に養育困難となった家庭の児童を児童養護施設や乳児院等において、一定期間、養育・保護を行う。 ①ショートステイ ②トワイライトステイ（平日の夜間または休日）
実施年月日	平成 17 年 8 月 1 日
対象児童	0 歳～18 歳まで
実施施設	2 カ所（八代ナザレ園、八代乳児院）
利用者負担	

区分	ショートステイ	トワイライトステイ	
		夜間 17:00～22:00	休日 8:00～17:00
生活保護世帯	2 歳未満児 0 円	0 円	0 円
	2 歳以上児 0 円		
市県民税非課税世帯 またはひとり親世帯	2 歳未満児 1,100 円	300 円	600 円
	2 歳以上児 1,000 円		
一般世帯	2 歳未満児 5,000 円	750 円	1,350 円
	2 歳以上児 2,750 円		

事業費	平成 26 年度 875 千円
財源内訳	国（1/2） 437 千円
H25 年度実績	824 千円

#### (13) 放課後児童健全育成事業

目的	昼間保護者のいない家庭の小学校児童の健全育成を図ることを目的とする。
事業内容	放課後児童クラブを設置運営する社会福祉法人や保護者会等に事業委託を行い、児童に対し、担当の指導者による、身近な社会資源を利用した育成・指導や、遊びを提供することにより、健全な育成や発達を助長する。
実施年月日	平成 17 年 8 月 1 日
対象児童	小学校の児童
委託料	開設日数及び児童数により年額 1,193 千円から 3,893 千円（平成 25 年度） ※その他、長時間開設加算、障害児受入推進費等あり
実施クラブ	26 クラブ

事 業 費 平成 26 年度 92,441 千円  
 財 源 内 訳 県 (2/3) 61,627 千円  
 H25 年度実績 86,767 千円

#### (14) こどもプラザ事業

目 的 気軽に利用できる子育て支援の拠点整備と地域住民による主体的な子育て支援の促進を目的とする。

事 業 内 容

- ①地域子育て支援拠点事業  
主に乳幼児（0～3 歳）を持つ子育て中の親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場。
  - ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
  - ・子育て等に関する相談・援助の実施
  - ・地域の子育て関連情報の提供
  - ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
- ②ファミリー・サポート・センター事業  
地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。

実施年月日 平成 19 年 9 月 3 日

設 置 場 所 こどもプラザすくすく（八代ショッピングセンター 2 階）  
※平成 26 年 6 月に、こどもプラザわくわく（イオン八代ショッピングセンターアー 2 階）を開設。

事 業 費 平成 26 年度 26,663 千円

財 源 内 訳 国 (1/2) 4,134 千円 県 (1/2) 4,134 千円  
 H25 年度実績 9,581 千円

#### (15) 児童福祉施設

施設名	経営主体	住所	設置年	入所定員
八代ナザレ園	社会福祉法人 八代ナザレ園	通町 10-32	明治 33 年	58 人
八代乳児院	社会福祉法人 八代児童福祉会	郡築 12 番町 71-2	昭和 52 年	15 人

### 3 高齢者福祉

#### (1) 高齢者及び障害者住宅改造助成事業

目 的	在宅の要介護等高齢者、重度身体障がい者（児）又は知的障がい者（児）がいる世帯に対し、要介護高齢者等の在宅での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的として行われる改造に必要な経費について助成する。
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日
助 成 対 象	次の各号の条件に該当する者 ①八代市に引き続き 2 年以上居住し、市税、介護保険料等を完納している者 ②次に掲げるいずれかに該当する者又はこれらと同居し、若しくは同居しようとする者 ア 事業実施年度の 4 月 1 日時点で 65 歳以上の高齢者であって介護保険要介護認定・要支援認定を受けた者 イ 身体障害者手帳 1 級又は 2 級を所持する者（児） ウ 療育手帳 A1 または A2 を所持する者（児） ③当該世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が、7 万円以下の世帯に属する者 玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所など在宅の要介護高齢者等が利用する部分で、要介護高齢者等が利用しやすいようにするための改造に必要な経費。なお、新築、増築及び改築は助成対象外。 ただし、改造を行うときに増築または改築を伴うことがやむを得ないと認められた場合は、その認められた範囲内で改造に要する経費を助成の対象とする。
助 成 額	助成対象限度額 70 万円

改造実施者の属する世帯の階層区分		助 成 率
A	生活保護法による被保護世帯	3 分の 3
B	生計中心者の当該年度分市民税非課税世帯	3 分の 3
C	生計中心者の前年所得税課税年額が 7 万円以下の世帯	3 分の 2

## (2) 後期高齢者医療制度

目 的 高齢者医療費を中心に国民医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とするため、75歳以上および65歳以上で一定の障害がある人を対象に新たに創設された他の保険から独立した医療制度。県内全市町村が加入する「熊本県後期高齢者医療広域連合」が主体となり制度を運営する。

施行年月日 平成20年4月1日

対 象 者 県内に住所を有する75歳以上の人及び65歳から74歳までの一定の障害がある人で申請により広域連合が認定した人。八代市：21,989人(H26.3.31現在)

### 事業内容

#### ①市町村と広域連合の役割

- 【市町村】
  - ・被保険者の加入・脱退届等の受付
  - ・被保険者証の交付
  - ・保険料納期の決定
  - ・保険料収納関係および滞納処分
  - ・保険料減免申請等の受付
  - ・限度額適用・標準負担額減額認定証の発行・交付
  - ・療養費関係支給申請書および届出等の受付
  - ・葬祭費支給申請書の受付
- 【広域連合】
  - ・被保険者資格の認定・管理
  - ・被保険者証の発行
  - ・保険料率・保険料額等の決定
  - ・給付に関する決定および支給
  - ・保健事業関係の実施
  - ・その他、後期高齢者医療制度の施行に関する事務

#### ②保険料

保険料は、被保険者一人ひとりにかかる「均等割額」と、被保険者の所得に応じて算定する「所得割額」を合わせた金額となる。賦課限度額55万円

##### ア 熊本県の均一保険料（平成26、27年度）

均等割額 47,900円 所得割率 9.26%

##### イ 軽減措置

- a 平成26年度においては、前年度に引き続き、世帯の所得水準に応じて、保険料の「均等割額」が9割、8.5割、5割、2割軽減され、「総所得金額等」が91万円以下の人には、所得割額が5割軽減される。
- b 健保組合や船員保険、共済組合などの被用者保険の被扶養者は、激変緩和の観点から、「所得割額」は課されず、均等割額の9割が軽減される。

#### ③受けられる給付

##### ア 病気やけがの治療を受けたとき（療養の給付）

被保険者は、病気やけがで医療機関を利用したときは、医療費の1割（現役並み所得者は3割）を自己負担する。

イ 入院したときの食事代(入院時食事療養費)

被保険者は、入院したときの食事代のうち、国が定めた費用を自己負担する。

ウ 療養病床に入院したときの食事代・居住費(入院時生活療養費)

被保険者は、療養病床に入院したときの食事代と居住費のうち、国が定めた費用を自己負担する。

エ 1カ月に支払った自己負担が高額になったとき(高額療養費)

被保険者は、1カ月に支払った医療費が、国が定めた限度額を超えたときは、限度額を超えた分を高額療養費として受給できる。(事前に口座登録必要)

自己負担限度額

区分	外来(個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
		80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (4回目以降は44,400円)
現役並み所得者	44,400円	
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

オ 1年間に支払った自己負担が高額になったとき(高額介護合算療養費)

被保険者は、1年間に支払った医療費と介護保険サービスの利用料の合計額が、国が定めた限度額を超えたときは、市町村窓口に申請し、認められると限度額を超えた分を高額介護合算療養費として受給できる。

自己負担限度額

区分	年額(毎年8月～翌年7月)
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

カ 訪問看護を利用したとき(訪問看護療養費)

被保険者は、医師の指示で訪問看護を利用したときは、費用の1割(現役並み所得者は3割)を自己負担する。

キ やむをえず全額自己負担したとき(療養費)

急病などで保険証を持たずに医療機関にかかったときや医師の指示によりコルセット等を装着したときなどは、被保険者が全額立て替え払いし、後から市町村窓口に申請し、認められると自己負担額を除いた分を療養費として受給できる。

ク 被保険者が死亡したとき(葬祭費)

被保険者が死亡したときは、葬祭を行う者に対して葬祭費が2万円支給される。

## 事業運営年度推移(実績)

(金額単位:財政状況・千円)

項目		年 度	H21	H22	H23	H24	H25			
被保険者数(年間平均・人)		20,314	20,909	21,331	21,723	21,936				
人口(年間平均・人)		135,057	134,236	133,450	133,193	132,487				
加入率		対人口比(%)	15.0	15.6	16.0	16.3	16.6			
賦課	保険料率	所得割率(%)	8.62	9.03	9.03	9.26	9.26			
		均等割額(円)	46,700	47,000	47,000	47,900	47,900			
	調定額(千円)		1,001,004	1,033,381	1,044,978	1,081,894	1,082,969			
	一人当たりの調定額(現年度分)(円)		49,277	49,423	48,989	49,804	49,369			
	賦課限度額(円)		500,000	500,000	500,000	550,000	550,000			
財政状況	後期高齢者医療特別会計	保険料	特別徴収	640,719	712,832	726,524	729,924	732,703		
			普通徴収	341,859	302,535	299,283	332,353	331,954		
			滞納繰越分	6,802	5,682	4,946	6,174	5,864		
		使用料及び手数料		913	339	250	271	226		
		繰入金	事務費繰入金	67,727	75,128	76,909	77,164	75,293		
			保険基盤安定繰入金	390,458	408,893	419,867	437,272	446,753		
		繰越金		26,833	24,402	25,586	25,496	29,879		
		諸収入	延滞金及び過料	—	—	—	—	—		
			保険料還付金	1,540	1,258	1,692	1,417	963		
一般会計			還付加算金	2	—	—	6	1		
			受託事業収入	13,365	9,625	9,939	11,373	11,128		
			特別調整交付金	—	—	—	—	—		
			臨時特例基金	—	—	—	—	—		
			預金利子	1	1	1	1	1		
			雜入	463	—	6	6	8		
			返納金	—	97	11	—	23		
国庫支出金		11,550	—	—	—	—				
歳入合計		1,502,232	1,540,792	1,565,014	1,621,457	1,634,796				
歳出	総務費	一般管理費	60,462	63,865	62,105	62,998	59,347			
		徴収費	18,018	5,482	9,205	8,962	11,363			
	広域連合納付金	保険料納付金	991,811	1,019,866	1,030,842	1,064,068	1,070,719			
		保険基盤安定負担金	390,458	408,893	419,867	437,272	446,753			
	健康保持増進事業費		15,505	15,839	15,803	16,850	15,945			
	諸支出金	保険料還付金	1,573	1,262	1,696	1,422	987			
		還付加算金	2	—	—	6	1			
	歳出合計		1,477,829	1,515,207	1,539,518	1,591,578	1,605,115			
歳入	県支出金	保険基盤安定負担金	292,843	306,670	314,900	327,954	335,065			
	諸収入	雜入	299	40,091	36,894	20,122	49,021			
	歳入合計		293,142	346,761	351,794	348,076	384,086			
	特別会計繰出金		458,185	484,021	496,777	514,436	522,047			
	広域連合負担金	共通経費	80,637	69,412	49,063	57,578	56,979			
		療養給付費	1,372,814	1,453,025	1,503,885	1,565,557	1,574,214			
	歳出合計		1,911,636	2,006,458	2,049,725	2,137,571	2,153,240			

### (3) 介護保険事業

事業開始	平成 12 年 4 月 1 日
第 1 号被保険者数	39,584 人 (平成 26 年 3 月末現在)
第 1 号被保険者のいる世帯数	27,798 世帯 (平成 26 年 3 月末現在)

#### ①制度の概要

ア 保険者 市町村 (八代市)

イ 被保険者

・65 歳以上の第 1 号被保険者

・40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者である第 2 号被保険者

ウ 給付の手続きと内容

介護保険からの介護給付や予防給付は、65 歳以上の被保険者には要介護状態若しくは要支援状態と認定された場合と、40 歳以上 65 歳未満の被保険者には特定疾病が原因で要介護状態若しくは要支援状態にあると認定された場合に行われる。これらの認定は八代市介護認定審査会で行われ、給付サービスとしては、要介護者へは在宅・施設両面にわたる多様なサービスを提供し、要支援者へは要介護状態の発生予防という観点から、在宅サービスを提供している。これらのサービス利用者は、原則として費用の 1 割を負担する。

また、認定審査で非該当と判定された方や地域のすべての高齢者を対象に、地域包括支援センターで要介護となる恐れの高い高齢者（二次予防対象者）を選定し、介護保険の給付ではなく地域支援事業として、介護予防のサービスだけでは補えない支援を行う。

エ 費用負担の仕組み

a 介護保険財政

介護保険からの介護給付や予防給付に必要な費用は、サービス利用時の利用者負担を除いて、50% が公費で賄われる。

その内訳は、概ね国が全体の 20~25%、都道府県が 12.5~17.5%、市町村が 12.5% である。公費による部分を除いた 50% の費用は、第 1 号被保険者（65 歳以上）と第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満）の保険料により賄われ、平成 24 年度から 26 年度における負担割合は、第 1 号被保険者 21%、第 2 号被保険者 29% である。

また、地域支援事業については、事業の対象となる費用に対して、介護予防事業では、国 25%、都道府県 12.5%、市町村 12.5%、第 1 号被保険者 21%、第 2 号被保険者 29%、包括的支援事業及び任意事業では、国 39.5%、都道府県 19.75%、市町村 19.75%、第 1 号被保険者 21% の財源構成とされている。

b 保険料

・第 1 号被保険者（65 歳以上の者）

市町村ごとに介護サービス量等に応じた保険料が設定される。保険料の設定に当たっては 3 年間の中長期的な見通しに基づいて行われる。本市においての、平成 24 年度から 26 年度の 3 年間の基準額は、月額 5,400 円と設定している。

・第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者）

それぞれの医療保険者ごとに保険料が設定され、一般の医療保険料に上乗せする形で一括して徴収される。

②制度の具体的内容

ア 第1号被保険者保険料

保険料所得段階区分別の対象者

所得段階区分	対象者	割合	基準額(5,400円)	H24～26年度年間保険料額
第1段階	生活保護受給者又は世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	0.5	基準額×12カ月×0.5	32,400円
第2段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で合計所得+課税年金収入が80万円以下	0.5	基準額×12カ月×0.5	32,400円
第3段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で第2段階以外	0.75	基準額×12カ月×0.75	48,600円
第4段階	本人は市町村民税非課税で世帯内に課税者がいるが、本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下	0.9	基準額×12カ月×0.9	58,300円
第5段階	本人は市町村民税非課税だが第4段階に該当せず、世帯内に課税者がいる	1.0	基準額×12カ月×1.0	64,800円
第6段階	本人が市町村民税課税で合計所得が190万円未満	1.25	基準額×12カ月×1.25	81,000円
第7段階	本人が市町村民税課税で合計所得が190万円以上	1.5	基準額×12カ月×1.5	97,200円

イ 介護保険給付の種類(H26.4.1現在)

a 居宅サービス・介護予防居宅サービス

○訪問介護・介護予防訪問介護

○訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

○訪問看護・介護予防訪問看護

○訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

○通所介護・介護予防通所介護

○通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

○福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

○居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

○短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

○短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

○特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

○住宅改修・介護予防住宅改修

○居宅介護支援・介護予防支援

○特定施設入所者生活介護・介護予防特定施設入所者生活介護

- b 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス
- 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
  - 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
  - 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2のみ）
  - 地域密着型特定施設入居者生活介護
  - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
  - 複合型サービス（小規模多機能型居宅介護+訪問看護）
- c 施設サービス
- 介護老人福祉施設
  - 介護老人保健施設
  - 介護療養型医療施設

ウ 介護保険サービス事業者数（H26.4.1現在）

a 介護保険施設

介護老人福祉施設（10施設）

施設名	住所	入所定数	利用件数 (H25年度)	給付費 (H25年度)
行楽園	八代市日奈久塩北町2905 八代市日奈久塩南町54（みなみ園）	60名 60名		
あさひ園	八代市上日置町2345	50名		
すずらんの里	八代市葭牟田町435	50名		
ま心苑	八代市敷川内町2251-1	50名		
みやび園	八代市高島町4221	50名		
坂本の里一灯苑	八代市坂本町坂本1071	50名		
康和苑	八代市千丁町太牟田1300-8	50名		
安寿の里	八代市鏡町両出880-1	80名		
ひかわの里	八代市東陽町南752-1	30名		

介護老人保健施設（6施設）

施設名	住所	入所定数	利用件数 (H25年度)	給付費 (H25年度)
ハピネスケア日南	八代市日奈久塩北町2922	80名		
向春苑	八代市大福寺町2411-3	80名		
アメニティゆうりん	八代市古閑浜町3401	85名		
皇寿園	八代市高島町4218	75名		
とまと	八代市郡築一番町180-1	100名		
かがみ苑	八代市鏡町塩浜11-235	80名		

介護療養型医療施設（7施設）

施設名	住所	入所定員	利用件数 (H25年度)	給付費 (H25年度)
丸田病院	八代市萩原町1丁目5-22	54名	1,871件	617,405,310円
八代敬仁病院	八代市海土江町2817	37名		
八代市医師会立病院	八代市平山新町4438-3	50名		
平成病院	八代市大村町720-1	20名		
ちりふ内科	八代市豊原中町2299-1	6名		
林整形外科医院	八代市高下西町1426	7名		
持永外科胃腸科医院	八代市平山新町4472-3	6名		

※介護保険3施設の利用件数及び給付費については市外の施設利用分を含む

※介護保険3施設の給付費には特定入所者介護サービス費（食費・居住費）を含む

b 居宅サービス事業者（市内）(H26.4.1現在)

サービス内容	事業者数	利用件数 (H25年度)	給付費 (H25年度)
訪問介護（介護予防）	66	25,809件	1,512,284,740円
訪問入浴介護（介護予防）	2	620件	36,635,517円
訪問看護（介護予防）	117	3,925件	272,000,936円
訪問リハビリテーション（介護予防）	88	146件	4,054,344円
居宅療養管理指導（介護予防）	202	2,463件	24,746,526円
通所介護（介護予防）	72	33,698件	2,220,045,236円
通所リハビリテーション（介護予防）	11	12,495件	800,783,217円
短期入所生活介護（介護予防：特養）	13	3,635件	276,563,793円
短期入所療養介護（介護予防：老健）	6	639件	39,875,570円
短期入所療養介護（介護予防：療養型）	7	61件	5,170,771円
福祉用具貸与（介護予防）	16	27,410件	316,174,395円
特定福祉用具販売（介護予防）	16	679件	16,745,708円
住宅改修（介護予防）		540件	45,839,773円
特定施設入所者生活介護（介護予防）	1	367件	66,924,777円
介護予防支援・居宅介護支援	63	58,060件	601,731,448円

地域密着型認知症対応型通所介護（介護予防）	7	1,715 件	206,125,407 円
地域密着型小規模多機能型居宅介護（介護予防）	8	2,047 件	385,691,121 円
地域密着型認知症対応型共同生活介護（要支援 2）	17	2,150 件	526,149,432 円
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	341 件	68,332,347 円
地域密着型介護老人福祉施設	3	628 件	179,358,015 円
地域密着型複合型サービス	2	0 件	0 円

※利用件数、給付費については市外事業所の利用分を含む

※短期入所及び地域密着型介護老人福祉施設の給付費には特定入所者介護サービス費（食費・居住費）を含む

### c 居宅サービス利用限度額 (H26. 4. 1 現在)

要介護度（支援）	利用限度額（1カ月）	要介護度	利用限度額（1カ月）
要支援 1	50,030 円	要介護 1	166,920 円
要支援 2	104,730 円	要介護 2	196,160 円
		要介護 3	269,310 円
		要介護 4	308,060 円
		要介護 5	360,650 円

## エ 介護認定審査事業

### a 八代市介護認定審査会

施 行 年 月 日 平成 20 年 4 月 1 日

八代市介護認定 審査会委員の定数

介護認定審査会 委員は、保健・医療・福祉の各分野に関する学識経験者から構成する。

委 員 の 構 成 97 人（保健：24 人 医療：35 人 福祉：38 人）(H24. 4. 1 現在)  
八代市介護認定審査会は、14 の合議体を置く。

合 議 体 1 の合議体を構成する委員の定数は、7 人とする。

介護認定審査会 委員の任期は、2 年とする。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### b 事業実績

審査会開催回数 285 回 申請者数（延べ人数） 10,228 人

要介護・要支援認定者実人数 (H26. 3. 31 現在)

認定者数	要介護度別認定者数内訳						
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
8,005 人	864 人	1,391 人	1,485 人	1,319 人	1,106 人	1,047 人	793 人
	10.8%	17.4%	18.5%	16.5%	13.8%	13.1%	9.9%

オ 補助（助成）金交付

a 社会福祉法人による介護保険利用者負担の軽減に対する補助金

目 的 本市の介護保険の被保険者のうち、特に生計が困難であると認められる者に対し、介護保険サービスを提供した社会福祉法人が利用者負担の一部を軽減した場合において、当該法人に対して補助金を交付する。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

補助概要 軽減の対象者は、市町村民税非課税者等であって、他に財産や世帯の状況、介護保険サービス利用の自己負担額等を総合的に勘案し、生活が困難であると認められた者とする。

社会福祉法人は、利用者負担の軽減対象として県に申し出ている介護保険サービス（対象となるのは、介護老人福祉施設サービス、訪問介護、通所介護、短期入所等【介護予防サービスも含む】）を提供し、軽減を行った際に、市長に対し補助金の交付を申請する。審査後適当と認められたときは、補助金交付決定通知を受け、請求書を市長に提出し交付を受ける。

H25 年度実績 件数 0 件 助成金額 0 円

b 八代市介護保険住宅改修支援事業補助金

目 的 居宅介護住宅改修費の支給に際し、「住宅改修が必要な理由書」を作成する業務（住宅改修支援）を行った者に対して補助金を交付する。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

補足概要 補助対象者は八代市の被保険者であって、居宅介護支援の提供を受けていないものに対し、住宅改修支援を行った居宅介護支援事業者その他住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性を有すると認められる者とし、住宅改修支援 1 件につき 2 千円を支給する。

H25 年度実績 件数 80 件 助成金額 160,000 円

（4）地域支援事業

①いきいきサロン事業

目 的 高齢者が抱える社会的孤立感や不安を解消し、心身機能の向上や仲間づくりを通じた社会参加を図り、「健康で心豊かに生活できるための町づくり」「地域ネットづくり（人づくり）」「要介護にならない自立をめざす」拠点として参加者が主体的な活動により地域交流の場として推進すること目的とする。

施 行 年 月 平成 12 年 4 月 1 日

対 象 者 本市に住所を有するおおむね 60 歳以上の高齢者

事 業 概 要 各町内の公民館等において、参加者自らが自主的な運営を行うことができるよう、人づくり・組織づくりのコーディネーターとしてのサロン活動指導員を配置し、趣味講座・教養レクレーション等を行う。

H25 年度実績 サロン数 218 カ所

参加者数 延べ 46,200 人

実施回数 3,358 回

#### ②ふれあい高齢者訪問奉仕

実施年月日 平成 17 年 8 月 1 日  
業務委託先 八代市老人クラブ連合会  
対象者 ひとり暮らし及び寝たきり老人  
H25 年度実績 訪問延べ人数 24,514 人  
訪問回数 (1 週につき) 老人 1 人につき 1 回以上

#### ③高齢者短期入所事業（ショートステイ）

目的 高齢者を一時的に介護する必要があると認められる場合、当該高齢者を一時的に八代市養護老人ホーム保寿寮で預かることにより、これら高齢者及びその家族の生活を支援し、もって高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日  
対象者 本市に住所を有するおおむね 65 歳以上の高齢者で介護保険要介護認定・要支援認定において非該当と判定されたもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

ア ひとり暮らしの高齢者で、病気、災害等の理由により一時的に介護をする必要があると認められるもの  
イ 同居人がいる高齢者で、介護する同居人が疾病、出産、冠婚葬祭、事故、失踪、出張、転勤、看護、学校等の公的行事への参加等の社会的理由により当該高齢者を一時的に介護することができないと認められるもの  
ウ 同居人がいる高齢者で、介護する同居人が私的理由（前号以外の理由で市長が特に認めたもの）により当該高齢者を一時的に介護することができないと認められるもの

施設 養護老人ホーム「八代市立保寿寮」  
期間 原則として 7 日以内。ただし、特別の事情があると認められるときは延長することができる。  
利用料 1 日 1,750 円（生活保護受給者； 1 日 300 円）  
H25 年度実績 延べ 5 件 延べ 36 日

#### ④八代市家族介護用品支給事業

目的 在宅で高齢者を介護している家族を対象に、介護用品を支給し衛生面の向上及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日（改正：平成 21 年 4 月 1 日）  
受給対象者  
ア 要介護者の要件

- ・本市に居住し、住民基本台帳に登録されているもので、住宅において常時介護を必要とする 65 歳以上の者
- ・介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定において要介護 3、4 又は 5 と判定された者
- ・その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該年度分の市町村民税が課税されていない者
- ・在宅生活において現に介護用品を必要としている者

  
イ 介護者の要件

- ・本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者

	・その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該年度分の市町村民税が課税されていない者
支 給 用 品	紙おむつ・尿取りパッド・ドライシャンプー・清拭剤など
支給の方法	月額 8,000 円の支給券を支給
H25 年度実績	延べ 706 件

⑤緊急通報装置設置（安心相談確保）

実施年月日	平成 17 年 8 月 1 日（改正：平成 21 年 7 月 1 日）
対 象 者	おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの老人
設 置 台 数	501 台（H26. 3. 31 現在）
事 業 内 容	独居老人等に対し、緊急通報装置によって急病及び災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。

⑥八代市食の自立支援事業

目 的	食事の準備や調理等が困難な 65 歳以上の高齢者に対して、配食サービスを行うことにより健康増進及び安否確認を図り、在宅での自立した生活を支援することを目的とする。
施 行 年 月	平成 17 年 8 月 1 日
対 象 者	本市に住所を有し、食事の支度をすることが困難な高齢者で次の各号のいずれかに該当するもの ア 65 歳以上の単身高齢者又は高齢者のみで構成される世帯のもの イ その他市長が特に必要と認めたもの
事 業 内 容	ア 居宅への食事の配達。ただし、配食の回数は、1 週間につき 2 回以内とし、昼食又は夕食とする。 イ 配食の際における安否確認
H25 年度利用実績	配食数 30,738 食

⑦ひとり暮らし福祉電話

実施年月日	平成 17 年 8 月 1 日
貸与対象者	八代市に 3 カ月以上居住する低所得の 65 歳以上のひとり暮らしの老人
現在設置台数	28 台 貸与期間 5 年（H26. 3. 31 現在）
通 話 料 金	利用者の自己負担

⑧八代市地域包括支援センター

委託年月日	平成 19 年 4 月 1 日
主 な 業 務	・総合相談 ・介護予防ケアマネジメント ・高齢者虐待防止などの権利擁護事業 ・包括的・継続的ケアマネジメント
設 置 数	6 カ所

⑨あんしん相談センター

実施年月日	平成 18 年 4 月 1 日
対 象 者	おおむね 65 歳以上の要援護高齢者及びその家族
事 業 内 容	介護予防や生活支援等の総合的な相談に応じ、福祉サービスの手続代行、

地域包括支援センターと合同で巡回相談窓口を開催し、高齢者が安心して暮らせるよう援助する。

設 置 数 2カ所

### (5) 高齢者福祉施策

#### ①長寿者祝い事業

目 的 高齢者の長寿を祝福するとともに、その福祉の増進と市民の敬老意識の高揚を図ることを目的とする。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日（改正：平成 26 年 4 月 1 日）

受 給 資 格 本市に引き続き 1 年以上住所を有している者（住民基本台帳または外国人登録原票に登録された者）

ア 誕生日において 100 歳に達した者  
イ 誕生日において最高長寿者

祝い金及び祝品

ア 100 歳到達者には、表彰状・花束を贈呈する  
イ 最高長寿者には、表彰状・花束・記念品を贈呈する

#### ②老人クラブ結成状況

結 成 数 151 クラブ 会員数 7,580 人（H26. 3月末現在）

#### ③公益社団法人八代市シルバー人材センター

設 立 昭和 61 年 1 月 22 日

事務所所在地 八代市古城町 1719 番地の 2（シルバーワークプラザ八代内）

目 的 センターは定年退職後等において、臨時の、短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

事 業 概 要 会 員 925 人（平成 26 年 3 月末現在）  
役 員 任期 2 年  
理事長（1 人）、副理事長（1 人）、理事（7 人）、  
監事（2 人）、職員（事務局）10 人

平成 26 年度事業計画（基本方針 994 人（平成 25 年 3 月末現在）

ア 「自主・自立・共働・共助」理念のもと、会員主導によりシルバー人材センター事業の普及啓発活動を推進し、事業運営の適正化と事業の拡充を図る。

イ シルバー人材センターの主旨に賛同し、就業意欲のある会員の入会を促進する。

ウ 安全対策を強化し、事故の撲滅を図る。

エ 財政基盤の確保を図る。

オ 就業の適正化と会員の公平な就業の促進を図る。

カ 事務局体制の整備を図る。

④シルバーワークプラザ八代

目 的 高年齢者の就業の機会及び技能研修の場を提供するとともに、市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

使 用 料

区 分	午前	午後	夜間	全日
	9 時～12 時	13 時～17 時	18 時～22 時	9 時～22 時
会議室 1	610 円	820 円	820 円	2, 260 円
会議室 2	610 円	820 円	820 円	2, 260 円
会議室 3	610 円	820 円	820 円	2, 260 円
研修作業室	820 円	1, 130 円	1, 130 円	3, 080 円

所 在 地 八代市古城町 1719-2

工 期 着工 平成 12 年 9 月 11 日 竣工 平成 13 年 3 月 30 日

敷 地 面 積 2, 207 m<sup>2</sup>

延 床 面 積 622 m<sup>2</sup>

⑤西松江城老人憩いの家

- 事 業 内 容
- ア 各種集会に場所を提供すること
  - イ 身上、健康等の各種相談に応じること
  - ウ 講演会、研修会等を開催し、教養の向上に努めること
  - エ 娯楽設備等を設け、レクリエーションを行うこと

使 用 範 囲

- ア 本市に住所を有する 60 歳以上の者
- イ その他市長が特に利用を認める者

60 歳以上の者	1 日 200 円
市長が利用を認めた者	1 日 300 円

全館貸切（浴場を除く）の場合、1 日につき 2, 050 円

所 在 地 八代市西松江城町 2-17

開 設 昭和 50 年 4 月 1 日

（施設概要等は総合福祉センター内に設置につき、同項に記載）

H25 年度利用実績 延 6, 259 人 1, 253, 100 円

⑥老人ホーム

○保寿寮（養護老人ホーム）（八代市日奈久平成町 1-1）

（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

開 設 昭和 23 年 6 月 1 日（西小路町に設置、その後、昭和 39 年 9 月古城町、昭和 43 年 5 月日奈久塩北町 2994-1、平成 6 年 4 月に現在地に移転）、平成 26 年 4 月 1 日八代市社会福祉事業団へ施設譲渡  
(土地は無償貸与)

## 4 障がい者（児）福祉

### （1）手帳の交付

#### ①身体障害者手帳台帳登載数

(平成 25 年度末現在 単位：人)

障害区分 級区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視 覚 障 害	164	136	24	27	56	35	442
聴覚・平衡機能障害	21	200	92	163	4	206	686
音声、言語、そしゃく機能障害	0	2	26	26	0	0	54
肢 体 不 自 由	781	730	612	876	353	161	3,513
内 部 障 害	1,319	5	142	644	0	0	2,110
合 計	2,285	1,073	896	1,736	413	402	6,805

#### ②療育手帳台帳登載数

(平成 25 年度末現在 単位：人)

A1	A2	B1	B2	計
200	235	383	406	1,224

#### ③精神障害者保健福祉手帳台帳登載数

(平成 25 年度末現在 単位：人)

1 級	2 級	3 級	計
369	697	71	1,137

### （2）障害福祉サービス給付事業

目 的 障がいのある人が、地域で自立した生活をおくれるよう総合的な障害福祉サービスを提供し支援を行うことで、障がいの有無に関係なく、全ての人が安心して暮せる社会の実現を目的とする。

施行年月日 平成 18 年 4 月 1 日

#### 事 業 内 容

##### ①介護給付

障がい程度が一定以上の障がい者（児）とその家族などの日常生活の介護を中心�に援助する。

（サービスの種類）

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・短期入所・重度障害者等包括支援・同行援護・療養介護・生活介護・共同生活介護・施設入所支援

##### ②訓練等給付

障がい者の就労を援助するもので、施設等で身体的または社会的リハビリテーションや就労につながる支援を行う。

（サービスの種類）

自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・共同生活援助

※平成 25 年 4 月に障害者総合支援法が施行され、障がい者の範囲に「難病等」が加わった。

費 用 負 担 原則費用の一割、ただし、所得に応じた月額負担上限額が設定される。

財 源 内 訳 国 1/2、県 1/4、市 1/4

平成 25 年度実績 支給額 2,025,546,266 円

### (3) 補装具費の給付

目的・内容 身体障がい者（児）の失われた身体機能を補完または代替する用具である補装具の費用を支給することにより、障がい者の職業その他日常生活の能率の向上、また、障がい児については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・増長すること等を目的とする。

費用負担 原則費用の一割、ただし、所得に応じた月額負担上限額が設定される。

財源内訳 国1/2、県1/4、市1/4

(平成25年度実績)

補装具名		交付			修理		
		件数	金額(円)		件数	金額(円)	
			公費	自己負担		公費	自己負担
盲人安全つえ	者	6	23,715	849	24,564	0	0
補聴器	者	52	3,247,486	108,540	3,356,026	18	268,574
	児	4	518,689	31,434	550,123	10	186,244
義肢	者	7	1,639,784	37,776	1,677,560	6	252,094
	児	0	0	0	0	1	98,819
装具	者	62	4,246,317	113,193	4,359,510	11	112,228
	児	21	1,807,964	98,411	1,906,375	2	30,488
電動車いす	者	1	525,684	37,200	562,884	15	829,090
	児	0	0	0	0	1	15,656
車いす	者	16	3,629,936	40,558	3,670,494	52	2,520,284
	児	5	1,536,167	89,439	1,625,606	7	735,189
歩行補助つえ	者	5	39,784	780	40,564	0	0
	児	0	0	0	0	0	0
その他の	者	17	4,588,445	39,414	4,628,639	3	59,122
	児	4	1,027,759	58,756	1,086,515	1	146,642
計	者	166	17,941,151	378,310	18,319,461	105	4,041,392
	児	34	4,890,579	278,040	5,168,619	22	1,213,038

### (4) 自立支援医療（更生医療）

更生医療は、疾病、事故、災害等による身体損傷に対する一般医療（治療）を終え、すでに治癒した身体障がい者に対し、その障がいを除去または軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療である。

### 更生医療の対象となる医療例

じん臓機能障害	人工透析療法、CAPD(腹膜透析)、シャント作成術、じん移植術、じん移植術後の抗免疫療法
心臓機能障害	弁置換術、心房（室）欠損閉鎖術、経皮的冠動脈形成術、バイパス術、ペースメーカー埋め込み術など
	※手術前提のための内科的治療のみのものは対象外
肢体不自由	関節置換術、関節形成術、骨切り術、抜釘術、義肢装具装着のための断端形成術、手術後のリハビリなど
	※骨髓炎手術、骨接合術（偽関節の際は該当）、関節切開術、滑膜切除術、半月板切除術、切断（再切断や断端形成術の場合は該当）、ヘルニア除去術、椎弓切除術は対象外
免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調整療法
訪問看護	形成術や脳血管障害後のリハビリ、補装具の装着指導、ストマの装着状況の管理、CAPDの管理、中心静脈栄養の管理
視覚障害	角膜移植術、水晶体摘出術、硝子体切除術など
聴覚障害	人工内耳埋込み術、鼓室形成術など
言語障害	外傷性（顎口蓋形成術、外傷性発音構語障害の形成術など）薬物や暗示療法など
小腸機能障害	中心静脈栄養法など
肝臓機能障害	肝臓移植術、肝臓移植術後の抗免疫療法
財源内訳	国1/2、県1/4、市1/4
平成25年度実績	給付延べ件数 8,670件 医療給付費 172,844,749円

### （5）自立支援医療（育成医療）

18歳未満の身体上に障がいのある児童、または現存する疾患を放置すると将来障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる場合、指定医療機関で受けた医療の一部を公費で負担する。※平成25年4月からの権限移譲事務

#### 対象となる疾患

対象障害	症例
肢体不自由	脊椎側湾症、内反足、多指症、ペルテス病、斜頸
視覚障害	眼瞼下垂、未熟児網膜症、先天白内障、外斜視
聴覚、平衡機能障害	小耳症、高度難聴、慢性中耳炎
音声・言語・そしゃく機能障害	口蓋裂、唇顎裂、ピエールロバン症候群
内臓機能障害	(心臓) 心室中隔欠損症、動脈管開存症、ファロー四徴症 (腎臓) 慢性腎不全（腹膜透析、腎移植） (小腸) 腸回転異常症、小腸閉鎖症 (肝臓) 生体肝移植 (その他) ヒルシュスプリング病、漏斗胸、膀胱尿管逆流
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	

給付の範囲 ○診察 ○薬剤又は治療剤料の支給 ○医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 他

財源内訳 国1/2、県1/4、市1/4  
平成25年度実績 給付延べ件数 102件  
医療給付費 4,692,737円

## (6) 地域生活支援事業

- 目的 障がい者（児）がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障がい者（児）の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
- 施行年月日 平成18年10月1日
- 事業内容
- ①相談支援事業  
障がい者や障がい児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。また、障がい者（児）に対する虐待の防止・早期発見のため、関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行う。
  - ②理解促進研修・啓発事業  
障がい者等の理解を深めるための研修や啓発を通じて地域住民へ働きかけ、社会的な障壁を除去し共生社会の実現を図ることを目的とし、研修・啓発事業を行う。
  - ③地域活動支援センター事業  
創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を行い、障がい者の地域生活を支援する。
  - ④意志疎通支援事業  
聴覚、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な障がい者（児）に対して、手話通訳者等を派遣する事業などを行う。
  - ⑤日常生活用具等給付事業  
重度の障がい者（児）の自立した日常生活を支援するために、介護・訓練用支援用具、在宅療養等支援用具などの給付を行う。
  - ⑥移動支援事業  
障がい者（児）の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援する。
  - ⑦訪問入浴サービス事業  
自宅で入浴することが困難な重度の身体障がい者（児）を対象に、訪問により浴槽を提供し、入浴サービスを行う。
  - ⑧日中一時支援事業  
障がい者（児）の家族の就労支援及び障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者（児）の日中における活動の場を確保する。
  - ⑨手話奉仕員養成研修事業  
聴覚障害者のコミュニケーションの確保を図り、積極的な社会参加を促進するために、その支援を担う手話奉仕員を養成する。
  - ⑩社会参加促進事業
    - ・障がい者スポーツ大会開催事業
    - ・点字・声の市報発行事業

- ・自動車運転免許取得・改造助成事業
  - ⑪知的障害者職親委託制度事業  
就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着を高めるため、知的障がい者を一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行う。
  - ⑫福祉ホーム事業  
住居を必要としている障がい者に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。
  - ⑬成年後見制度利用支援事業  
知的障害者、精神障害者で判断能力が十分でない方を保護し支援するための制度で、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の助成を行う。
- 財源内訳  
平成25年度実績  
国1/2、県1/4、市1/4  
事業費 108,992,561円

#### (7) 障がい児通所支援事業

- 目的 身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童に対し、児童福祉法に規定する障害児通所支援に関する事業を行うことにより、障がい児の福祉の増進を図ることを目的とする。
- 施行年月日 平成24年4月1日
- 事業内容
- ①児童発達支援  
未就学の障がい児を対象に、施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与する。
  - ②医療型児童発達支援  
上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童を対象に、医療型児童発達支援センターに通わせ、児童発達支援及び治療を行う。
  - ③放課後等デイサービス  
就学している障がい児を対象に、授業の終了後又は休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。
  - ④保育所等訪問支援  
保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児を対象に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する。
- 財源内訳  
平成25年度実績  
国1/2、県1/4、市1/4  
事業費 187,589,900円

#### (8) 重度心身障がい者（児）の医療費助成

- 目的 重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。  
重度心身障がい者 八代市においては、次に掲げる者をいう。
- ①身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障がいの程度が身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当するもの。
  - ②熊本県療育手帳交付要項により療育手帳の交付を受けた者で、その知的障

	がいの程度が最重度（A1）又は重度（A2）に該当するもの。
	③特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に該当するもの。
	④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障がいの程度が障害等級1級に該当するもの。
受 給 資 格	上記に定める重度心身障がい者で、次の各号のすべてに該当し、市長が医療費助成対象者として認定したもの。 ①満3歳以上の者で、かつ、八代市内に居住し、住民登録をしている者又は障害者総合支援法の規定により八代市が支給決定を行うべきもの。 ②医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者。
支 給 の 内 容	①重度心身障がい者が受けた保険給付に係る一部負担金を病院、診療所、薬局、その他の医療機関に支払った本人又は保護者に対して、重度心身障がい者医療費助成金（以下「助成金」という）を次の区分により支給する。 ア 通院については、自己負担額から1,020円を引いた額 イ 入院については、自己負担額から2,040円を引いた額 ②次の各号に規定するものについては、助成金の対象としない。 ア 入院時食事費の標準負担額 イ 訪問看護利用料（介護保険対象分） ウ 老人保健施設の利用料 エ 差額ベッド料 オ 保険給付対象外の容器代等 カ 身体障がい者（児）の補装具の交付又は修理に係る徴収金 キ 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）、療養介護医療、及び障がい児施設医療以外の公費負担医療に係る自己負担金 [例] 結核一般患者の適正医療の給付（感染症法第37条の2）に係る5%の患者負担額など ③重度心身障がい者の属する世帯の前年の所得が、その人員の数に応じ定める額を超えるとき、その年の8月から翌年7月までは支給の対象としない。
財 源 内 訳	県1/2、市1/2
登 錄 者	3,807人（平成26年3月31日現在）
平成25年度実績	助成延べ件数 50,280件
助 成 金 額	276,147,646円

## （9）特別障害者手当等の支給

### ①特別障害者手当

昭和61年4月から、障がい者の所得保障の確立を図るための障害基礎年金が創設されることに伴い、従来の福祉手当制度を再編した「特別障害者手当」が創設され、障がいによる特別な負担の軽減が図られる。

支給対象 20歳以上であって日常生活において常時特別の介護を要するような在宅重度障がい者（所得制限有）  
 対象外 施設入所者、3カ月以上の入院者  
 手当額 平成26年4月現在：月額 26,000円

### ②障害児福祉手当

支給対象 20歳未満であって、精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活にお

いて常時介護を必要とするもの（所得制限有）  
対象外 施設入所者  
手当額 平成26年4月現在：月額 14,140円

③経過的福祉手当

支給対象 従来福祉手当受給者で障害基礎年金及び特別障害者手当を受給しないもの  
(新規認定なし)  
手当額 平成26年4月現在：月額 14,140円

(10) その他の障がい者福祉

身体障害者福祉電話

設置 昭和50年6月24日  
貸与対象者 八代市に3カ月以上居住し、現に電話を保有しない低所得世帯（原則として所得税非課税世帯）に属する外出困難な在宅の重度障がい者（身体障害者手帳1級又は2級）でコミュニケーション及び緊急連絡等の手段として福祉電話の必要があると認められるもの。  
貸与期間 5年、現在設置台数9台（H26.3.31現在）  
電話料金 使用者の自己負担

(11) 心身障害者施設

①八代市のぞみ母子センター（障害児通所支援事業、八代圏域地域療育センター事業）  
(八代市西松江城町2-17)

設置年月日 昭和50年6月1日  
(施設内等は総合福祉センター内に設置につき同項に記載)  
設置目的 八代市地域療育推進事業に定める療育事業を実施する。  
管理 社会福祉法人 八代市社会福祉事業団  
職員数 7人（施設長1、サービス管理者1、指導員4、相談員1）  
事業内容  
ア 障害児通所支援事業  
①児童発達支援事業  
未就学の障害児及び、心身の発達に心配のある就学前児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の支援を行なう。  
②放課後等デイサービス  
就学している障がい児を対象に、授業の終了後又は休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行なう。  
利用定員 10人（1日）  
利用者現数 87人（登録者）（H26.3.31現在）  
イ 八代圏域地域療育センター事業  
障害児及びその疑いがある児童、及びその保護者と家族に対して、身近な地域で療育指導、相談支援等を行う。（療育相談員設置事業、在宅支援訪問指導事業、在宅支援外来療育事業、施設支援一般療育事業を実施。）

②八代市立希望の里たいよう（八代市高下西町 1704）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

設置年月日	平成 20 年 6 月 1 日
設置目的	障がい者が働く意欲と能力を發揮し、地域で生きがいをもち、自立した社会生活が実現できるように支援する。
施設種別	障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業所
工 期	着工 平成 19 年 7 月 13 日 竣工 平成 20 年 5 月 25 日
工 事 費	624,000 千円
敷地面積	6,733.44 m <sup>2</sup>
建物面積	2,243.71 m <sup>2</sup>
建物の構造	鉄骨造平屋建
施設内容	本体：玄関、ホール、パン工房たいよう、軽作業室、印刷室、デイルーム、会議室、コミュニティホール、静養室、相談室、事務室、更衣室、多目的トイレ 別棟：買物カゴ洗浄作業場、ポンプ室
定 員	77 人
現 員 数	83 人（H26.3.31 現在）
事業内容	ア 就労移行支援事業 イ 就労継続支援 B 型事業 ウ 生活介護事業
生産活動	パン製造・販売、買物カゴ洗浄、印刷、軽作業、公園作業
運 営	指定管理者 社会福祉法人 八代市社会福祉事業団
職 員 数	18 人

## 5 国民年金

### (1) 加入状況

区分		年度	H21	H22	H23	H24	H25
被保険者	第1号被保険者	(人)	23,283	22,246	21,381	20,733	19,934
	任意加入	(人)	280	292	277	234	210
	小計	(人)	23,563	22,538	21,658	20,967	20,144
	第3号被保険者	(人)	7,556	7,405	7,251	7,093	6,887
	合計	(人)	31,119	29,943	28,909	28,060	27,031

区分		年度	H21	H22	H23	H24	H25
被保険者	法定免除	(人)	1,541	1,576	1,633	1,642	1,639
	申請免除	(人)	7,015	5,730	7,289	7,238	7,472
	合計	(人)	8,556	7,306	8,922	8,880	9,111
	免除率	(%)	36.7	32.9	41.7	42.8	45.7

### (2) 国民年金保険料

区分		年度	H21	H22	H23	H24	H25
定額保険料	(円)	14,660	15,100	15,020	14,980	15,040	
付加保険料	(円)	400	400	400	400	400	

### (3) 納付状況

区分		年度	H21	H22	H23	H24	H25
納付対象月数	(月)	190,518	177,820	165,925	144,170	136,400	
納付月数	(月)	122,707	114,372	107,119	93,002	89,234	
納付率	(%)	64.4	64.3	64.6	64.5	65.4	

### (4) 適用状況

区分		年度	H21	H22	H23	H24	H25
学生	適用(人)		432	464	440	410	429
適用もれ者	適用(人)		1,138	781	732	798	858
20歳到達者	適用(人)		533	474	606	517	512
第2号被保険者からの移行者	適用(人)		2,588	2,005	2,245	2,358	2,268
外国からの転入	適用(人)		178	138	192	287	315
その他	適用(人)		772	596	637	637	780
合計	適用(人)		5,641	4,458	4,852	5,007	5,162

### (5) 保険料及び年金額

		改正後	改正前
保険料（平成26年4月改正）	定額保険料	15,250円	15,040円
	付加保険料	400円	400円
年金額（平成26年4月改正）	老齢基礎年金	772,800円	786,500円
	障害基礎年金1級	966,000円	983,100円
	2級	772,800円	786,500円
	子の加算	222,400円	226,300円
	遺族基礎年金	772,800円	786,500円
	子の加算	222,400円	226,300円

## 6 その他の福祉

### (1) 八代市総合福祉センター（八代市西松江城町 2-17）

設 置	昭和 50 年 4 月 1 日																
設 置 目 的	社会福祉を増進し、市民の福祉の増進と生活の向上を図る。																
敷 地 面 積	1,851.51 m <sup>2</sup>																
工 期	着工 昭和 49 年 9 月 30 日 竣工 昭和 50 年 3 月 25 日																
建物の構造	鉄筋コンクリート 2 階建																
建 物	本館 855.36 m <sup>2</sup> (1・2 階とも 427.68 m <sup>2</sup> ) 別館 178.17 m <sup>2</sup> (老人憩いの家)																
施 設 内 容	本館 1 階 玄関、ホール、療育室、相談室、事務室、便所、多目的トイレ 機械室、倉庫 本館 2 階 相談室、会議室、遊戯室、便所、湯沸室、各種福祉団体事務室 別 館 玄関、浴室、脱衣室、機械室、便所、湯沸室																
工 事 費	125,370 千円																
財 源 内 訳	国庫補助金（工業再配置促進費補助金）100,000 千円 一般財源 21,417 千円																
使 用 料	<table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>9 時～12 時</th><th>13 時～17 時</th><th>9 時～17 時</th></tr></thead><tbody><tr><td>遊 戯 室</td><td>610 円</td><td>820 円</td><td>1,230 円</td></tr><tr><td>講 習 室</td><td>660 円</td><td>920 円</td><td>1,330 円</td></tr><tr><td>会 議 室</td><td>410 円</td><td>610 円</td><td>920 円</td></tr></tbody></table>	区 分	9 時～12 時	13 時～17 時	9 時～17 時	遊 戯 室	610 円	820 円	1,230 円	講 習 室	660 円	920 円	1,330 円	会 議 室	410 円	610 円	920 円
区 分	9 時～12 時	13 時～17 時	9 時～17 時														
遊 戯 室	610 円	820 円	1,230 円														
講 習 室	660 円	920 円	1,330 円														
会 議 室	410 円	610 円	920 円														

### (2) 坂本地域福祉センター（八代市坂本町荒瀬 1307）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

設 置	平成 8 年 3 月 1 日
敷 地 面 積	12,964 m <sup>2</sup>
工 期	着工 平成 6 年 6 月 22 日 竣工 平成 8 年 2 月 26 日
建物の構造	鉄筋コンクリート造 平屋建て
建 物	センター 1,298.66 m <sup>2</sup> 車庫 61.5 m <sup>2</sup>
施 設 内 容	玄関、事務室(社協)、ロビー、談話コーナー、ステージ、食堂、厨房、休憩室、保健室、相談室、ボランティア室、湯沸室、機能回復訓練室、日常生活訓練室、浴室、脱衣室、作業室特殊浴室、洗濯室、研修室、会議室、便所(7 カ所)、身障者便所(2 カ所)、倉庫(5 カ所)、作業室、外部機械室
工 事 費	562,319 千円
財 源 内 容	国庫負担金 123,755 千円 県補助金 61,879 千円 地 方 債 290,800 千円 一般財源 85,885 千円
事 業	①介護保険法に規定する通所介護に関する事 ②介護保険法に規定する介護予防通所介護に関する事 ③地域の福祉向上を図るために必要な人材の育成などの研修事業 ④生活上の心配ごと等について助言等を与える相談事業 ⑤健康増進に関する事業 ⑥地域福祉活動事業 ⑦幼児児童健全育成事業 ⑧その他市長が必要と認める事業

使 用 料

区 分	料 金
入 浴 料	1回につき 100 円
訓 練 機 器	1回につき 100 円
施設使用料	会議室・研修室等 1団体の1時間につき 250 円

(3) 千丁地域福祉センター (八代市千丁町新牟田 1433) (※指定管理者制度導入・H18 年度～)

工 期 着工 平成 6 年 10 月 13 日 竣工 平成 8 年 2 月 23 日  
 敷 地 面 積 4,409 m<sup>2</sup> (千丁地域総合福祉・文化センター全体)  
 建 物 鉄筋コンクリート 2 階建一部 3 階建瓦葺屋根  
 延 床 面 積 4,450.76 m<sup>2</sup> (千丁文化センターを含む)  
 主 な 施 設 浴室、休憩室、1 階大広間 (つばめ)、2 階和室 (もくせい、きく)、  
 　　ホビールーム、食堂、展示ギャラリー、ホール、機械室、事務室等  
 総 工 費 2,451,192 千円  
 　　(財源内訳) 地 方 債 1,727,400 千円  
 　　　　　　基 金 611,110 千円  
 　　　　　　一 般 財 源 112,682 千円

(4) 鏡地域福祉センター (八代市鏡町鏡村 720) (※指定管理者制度導入・H18 年度～)

設 置 平成 4 年 3 月 27 日  
 敷 地 面 積 5,713.3 m<sup>2</sup> (鏡老人デイサービスセンターと共有)  
 工 期 着工 平成 3 年 10 月 26 日 竣工 平成 4 年 3 月 10 日  
 建物の構造 鉄骨平屋造 (一部コンクリートブロック補強造)  
 建 物 建物面積 699.5 m<sup>2</sup> 延床面積 377.5 m<sup>2</sup> (福祉センター部分)  
 施 設 内 容 玄関、ホール、事務室、浴室 (男)、浴室 (女)、集会室、休憩室、  
 　　ステージ、娯楽室、静養室、相談室A、相談室B、機械室、倉庫  
 工 事 費 111,001 千円  
 財 源 内 訳 国庫補助金 48,173 千円  
 　　地方債 61,600 千円  
 　　一般財源 1,228 千円 } (鏡老人デイサービスセンタ一分を含む)  
 事 業 ①老人の生活、住居、身上等に関する相談及び指導事業  
 　　②老人の生業及び就労等の指導  
 　　③老人の後退機能の回復訓練  
 　　④老人の教養の向上及びレクリエーション等のための事業並びに必要な便  
 　　宜の提供  
 　　⑤前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

使 用 料

区 分	使 用 料
市 内	1 日 100 円
市 外	1 日 200 円

(5) 鏡老人デイサービスセンター（八代市鏡町鏡村 720）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

設置	平成 3 年 3 月 27 日
敷地面積	5,713.3 m <sup>2</sup> (鏡地域福祉センターと共有)
工期	着工 平成 3 年 10 月 26 日 竣工 平成 4 年 3 月 10 日
建物の構造	鉄骨平屋造 (一部コンクリートブロック補強造)
建物	建物面積 699.50 m <sup>2</sup> 延床面積 322 m <sup>2</sup> (デイサービスセンター部分)
施設内容	機能訓練室、娯楽室、浴室(男)、浴室(女)、調理室、静養室、相談室 A
工事費	111,001 千円
財源内訳	国庫補助金 48,173 千円 地方債 61,600 千円 一般財源 1,228 千円
事業	①介護保険法第 8 条第 7 項に規定する通所介護に関すること ②介護保険法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護に関すること
使用料	介護保険法等に定める額

(6) 東陽地域福祉保健センター（八代市東陽町南 1075）（※指定管理者制度導入・H21 年度～）

工期	着工 平成 7 年 1 月 25 日 竣工 平成 7 年 11 月 10 日
敷地面積	3,401.92 m <sup>2</sup>
建物	鉄筋コンクリート造
延床面積	1846.47 m <sup>2</sup>
主な施設	浴室、特別浴室、調理室、書庫、倉庫、ボランティアルーム、研修室、機械室、事務室等
総工費	543,396 千円 (財源内訳) 国・県補助金 234,018 千円 地方債 265,100 千円 一般財源 44,278 千円

(7) 泉地域福祉センター（八代市泉町下岳 2974）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

設置	平成 6 年 3 月 22 日
敷地面積	10,830 m <sup>2</sup> (泉憩いの家と共有)
工期	着工 平成 5 年 8 月 2 日 竣工 平成 6 年 1 月 31 日
(工期増築分)	着工 平成 16 年 10 月 5 日 竣工 平成 17 年 3 月 10 日
建物の構造	鉄筋コンクリート造平屋建
建物	デイサービス部門 800.44 m <sup>2</sup> 居住部門 364.56 m <sup>2</sup> (増築分含む) ヘルパーステーション他 147.00 m <sup>2</sup>
施設内容	デイサービス部門 事務室、相談室及び介護教室、日常動作訓練室、老人休憩室、食堂、厨房、玄関廊下、特浴室、大浴場、小浴場、機械室、更衣室、倉庫、便所 居住部門 居室、生活援助員室、洗濯室、談話コーナー、玄関廊下 ヘルパーステーション他 ヘルパーステーション、事務室、相談室、展示室、玄関廊下

工事費	440,298千円	
財源内訳	国庫支出金 43,460千円 県支出金 21,730千円 地方債 224,500千円 基金等 142,000千円 一般財源 8,608千円	(泉憩の家分も含む)
増築工事費	29,591千円	
増築財源内訳	県補助金 19,892千円 地方債 9,100千円 一般財源 599千円	
事業	①介護保険法に規定する通所介護に関すること ②介護保険法に規定する介護予防通所介護に関すること ③居住部門事業 ④一般入浴事業	

#### 使用料

区分		大人	子供
一般入浴	市内	100円	50円
	市外	200円	100円
居住部門		光熱水費 1人部屋 1,500円／月 2人部屋 3,000円／月 他使用料は八代市泉地域福祉センター条例第13条による。	
デイサービス		介護保険法等に定める額	

#### (8) 柿迫いきがいセンター（八代市泉町柿迫 5157-2）（※指定管理者制度導入・H18年度～）

設置	平成15年4月9日
工期	着工 平成14年10月9日 竣工 平成15年3月4日
建物の構造	鉄筋コンクリート平屋建、シングル葺
建物	267.35m <sup>2</sup>
施設内容	世代間交流室、浴室、サウナ、脱衣室、食堂、調理室、ボイラ室、食品庫、休憩室、集会室、健康増進室、便所、廊下
工事費	40,804千円
財源内訳	国庫支出金 26,101千円 地方債 12,900千円 一般財源 1,803千円
事業	①入浴サービス ②その他、市民の福祉保健の増進及び社会参加の促進のために必要と認められること

使 用 料

区 分	項 目	細項目	料 金	備 考
施設利用料 (団体のみ)	65 才以上 (障害者を含む)		無 料	市 外 者 の 使 用 料 は 2 倍 と す る
	一 般	10 人未満	1 人当たり 100 円	
		10 人以上	1,000 円	
入浴利用料	65 才以上 (障害者を含む)	送迎付き	200 円	
	送迎なし	100 円		
	一 般 (中学生以上 65 才未満)		200 円	

(9) 泉憩いの家 (八代市泉町下岳 2974) (※指定管理者制度導入・H18 年度～)

設 置 平成 6 年 3 月 22 日  
 敷 地 面 積 10,830 m<sup>2</sup> (泉地域福祉センターと共に)  
 工 期 着工 平成 5 年 8 月 2 日 竣工 平成 6 年 1 月 31 日  
 建物の構造 鉄筋コンクリート造平屋建  
 建 物 215.99 m<sup>2</sup>  
 施設 内 容 和室、ステージ、広縁、給湯室、控え室、倉庫、玄関、廊下、便所  
 工 事 費 440,298 千円  
 財 源 内 訳 国庫支出金 43,460 千円  
                   県 支 出 金 21,730 千円  
                   地 方 債 224,500 千円  
                   基 金 等 142,000 千円  
                   一般財源 8,608 千円 } (泉地域福祉センター分含む)  
 事 業 ①各種集会に場所を提供すること  
       ②身上、健康等の各種相談に応ずること  
       ③講演会、研究会等を開催し、教養の向上に努めること  
       ④娯楽、レクリエーションを行うこと  
 使 用 料 無料

(10) 五家荘憩いの家 (八代市泉町椎原 1-1) (※指定管理者制度導入・H19 年度～)

設 置 平成 12 年 4 月 1 日  
 工 期 着工 平成 11 年 6 月 19 日 竣工 平成 11 年 9 月 30 日  
 建物の構造 軽量鉄骨造平屋建、鉄板葺  
 建 物 308 m<sup>2</sup>  
 施設 内 容 給湯室、和室、技術室、事務室、更衣室、倉庫、便所、玄関、廊下  
 工 事 費 35,968 千円  
 財 源 内 訳 県補助金 14,630 千円 地 方 債 16,400 千円  
                   一般財源 4,938 千円  
 事 業 ①各種集会に場所を提供すること  
       ②身上、健康等の各種相談に応ずること  
       ③講演会、研究会等を開催し、教養の向上に努めること  
       ④娯楽、レクリエーションを行うこと  
 使 用 料 無料

(11) 五家荘デイサービスセンター（八代市泉町椎原 1-1）（※指定管理者制度導入・H19 年度～）

設置	平成 12 年 4 月 1 日
工期	着工 平成 10 年 8 月 8 日 竣工 平成 11 年 2 月 15 日
建物の構造	鉄骨造平屋建
建物	286.37 m <sup>2</sup> (保育所と併設。保育所部分除く。)
施設内容	事務室、教育室、相談室、訓練室、食堂、休憩室、厨房、脱衣室、浴室、機械ボイラ室、倉庫、備品庫、更衣室、便所、保育室、遊戯室、玄関、廊下
工事費	149,610 千円
財源内訳	県補金 28,970 千円 地方債 53,500 千円 基金等 20,000 千円 一般財源 47,140 千円
事業	デイサービス
使用料	介護保険法等に定める額

## 7 健康福祉施設

(1) 八代市保健センター（八代市高下西町 1726-5）

工期	着工 平成 2 年 6 月 25 日 竣工 平成 3 年 3 月 28 日
敷地面積	6087.06 m <sup>2</sup>
建物	鉄筋コンクリート 2 階建 845.55 m <sup>2</sup>
延床面積	1344.14 m <sup>2</sup>
主な施設	集団検診室、機能訓練室、歯科指導室、健康相談室、看護教室、栄養指導室、保健指導室
総工費	612,974 千円 内訳：工事費 453,834 千円 土地購入費 122,364 千円

(2) 八代市鏡保健センター（八代市鏡町大字内田 453-1）

工期	着工 平成 6 年 7 月 20 日 竣工 平成 7 年 3 月 17 日
敷地面積	11,826.755 m <sup>2</sup>
建物	鉄筋コンクリート造 2 階建・一部鉄骨造 建築面積 587.755 m <sup>2</sup>
延べ床面積	1,066.293 m <sup>2</sup>
主な施設	診察室、コミュニティーアーク、事務室、栄養指導室、健康相談室、機能訓練室、消毒室、事務室、中研修室、大研修室、多目的ホール、倉庫
総工費	(全体) 315,881 千円 (内訳) 新築工事費 301,790 千円 付帯工事費 3,605 千円 設計委託費 5,336 千円 (H5 年度実施) 工事・監理委託費 5,150 千円

※(1)八代市保健センター及び(2)八代市鏡保健センターの事業内容と H25 年度実績については 231 ページ別表 1 参照

(3) 千丁地域福祉保健センター及び

(4) 東陽地域福祉保健センターについては、221 ページ及び 222 ページ参照

別表1

事業名	事業内容		利用人数(実施数)
1. 高齢者医療確保法に基づく保健事業	※健康診査	特定健康診査	9,296人
		高齢者健診	1,079人
		特定保健指導事業	727人
2. 健康増進事業	※健康診査	基本健診	22人
		肺がん検診	7,793人
		大腸がん検診	8,301人
		胃がん検診	4,799人
		腹部超音波検診	7,403人
		乳がん検診	5,408人
		子宮がん検診	5,244人
		前立腺がん検診	163人
		歯周疾患検診	462人
		肝炎ウイルス検診(個別勧奨)	2,558人
3. 生活習慣病予防健診事業 (ヤング健診)	健康教育	集団健康教育	1,360人(58回)
		個別健康教育	0人
	健康相談	重点健康相談	1,898人(497回)
		総合健康相談	3,080人(456回)
	健康手帳の交付	健康手帳の交付	245人
		訪問指導	68人
		39歳以下及び65歳以上の教育・相談・訪問	延3,748人
4. 食生活改善推進事業			
5. 結核健診事業			
6. 地域健康づくり推進事業			
7. 精神保健事業 (相談・訪問・講演会)			
8. 歯科保健事業	心身障害児歯科検診		
	歯の祭典		
	2歳児歯科健診		
9. 母子保健事業	フッ化物洗口実施園		
	健康診査	4ヶ月児健診	996人(43回)
		7ヶ月児健診	987人(41回)
		1歳6ヶ月児健診	1,025人(40回)
		3歳児健診	992人(40回)
		妊婦健康診査	2,257人(延13,028件)
	教育・相談	母子手帳交付	1,082人
		精神発達相談	163組(24回)
		赤ちゃん広場	235組(15回)
		両親学級	173組(12回)
		離乳食教室	174組(14回)
		個別相談	7,622人
10. 予防接種事業		訪問指導	2,893人
定期予防接種	三種混合	1,192人	
	四種混合	3,335人	
	二種混合	772人	
	不活化ポリオ	1,832人	
	日本脳炎	4,780人	
	風しん	0人	
	麻しん・風しん混合	2,037人	
	B C G	798人	
	麻しん	0人	
	インフルエンザ	20,497人	
	子宮頸がん	164人	
11. 不妊治療費助成事業	ヒブ		
	小児用肺炎球菌		
			45人(延69件)

※利用人数・回数は八代市保健センター及び八代市鏡保健センターの合計値

※「1.高齢者医療確保法に基づく保健事業」、「2.健康増進事業」の「健康診査」は複合健診・巡回健診・医療機関健診で実施

## 8 医療機関

### (1) 経営別医療機関

(平成26年4月1日現在)

	公営・公的	法人	個人	計	病床数(床)		
病院	3	9	0	12	(内訳)	精神	786
					結核	30	
					感染症	4	
					療養	517	
					その他	1,017	
医院(診療所)	4	77	41	122			611
歯科医院(診療所)	1	19	48	68			0
計	8	105	89	202			

### (2) 診療科別医療機関

診療科別医療機関	内科	心療内科	精神科	神経科	神経内科	呼吸器科	消化器科
機関数	96	4	8	2	6	18	16
診療科別医療機関	胃腸科	循環器科	アレルギー科	リウマチ科	小児科	外科	整形外科
機関数	28	21	6	5	23	30	22
診療科別医療機関	形成外科	美容外科	脳神経外科	呼吸器外科	心臓血管外科	小児外科	性病科
機関数	3	0	5	1	1	0	0
診療科別医療機関	こう門科	皮膚泌尿器科	皮膚科	泌尿器科	産婦人科	産科	婦人科
機関数	5	0	14	7	5	3	3
診療科別医療機関	眼科	耳鼻いんこう科	気管食道科	リハビリテーション科	放射線科	歯科	矯正歯科
機関数	9	7	5	21	16	67	19
診療科別医療機関	小児歯科	歯口腔外科	麻酔科		総計		
機関数	33	14	6		529		

### (3) 救急告示医療機関

種別	総数	外科	内科
病院	3	3	3
診療所	3	1	3
計	6	4	6

#### (4) 一次救急医療

##### ① 休日在宅医

診療内容 外科、内科・小児科

診療時間 日曜日・祝祭日、午前9時～午後5時

(5月3日～5月5日、12月31日～1月3日含む)

委託料 6,528千円

##### ② 夜間急患センター

八代市夜間急患センター（八代市医師会立病院内）

診療内容 総合診療、小児科

診療時間 月曜日～土曜日、午後7時～午後10時

(祝祭日、五月連休及び年末年始除く。小児科は日曜・祝祭日も診療。)

委託料 6,861千円

#### (5) 二次救急医療

##### 病院群輪番制病院

熊本総合病院、熊本労災病院、

八代郡医師会立病院、八代市立病院

補助金 7,780円×432日×3機関+7,780円×324日×1機関=12,600千円

年末年始（12月31日～1月3日）

補助金 1,852千円（熊本総合病院、熊本労災病院）

#### (6) 救急歯科診療

##### ① 休日救急歯科診療

八代歯科医師会口腔保健センター

診療時間 日曜日・祝祭日、午前10時～午後4時

補助金 581千円

##### ② 五月連休・年末年始救急歯科診療

八代歯科医師会口腔保健センター

診療時間 5月3日～5月6日、午前10時～午後4時

12月31日～1月3日、午前10時～午後4時

委託料 50千円×8日×1.05=420千円

## 9 国民健康保険事業

事業開始	昭和29年1月1日（一部実施）
	昭和31年8月1日（全面実施）
被保険者数	40,569人（平成26年3月末日現在）
加入世帯数	22,304世帯（〃）

### （1）保険給付

#### ①給付割合

H26.4.1現在

種別	年齢等の区分	割合
一般	義務教育就学前	8割
	就学後～69歳	7割
	70歳以上	8割※
	70歳以上（現役並み所得者）	7割
退職	本人	7割
	被扶養者	7割

※被保険者の自己負担は2割（但し、誕生日がS19年4月1日以前の方は、特例措置により1割）

#### ②高額療養費

ア 70歳未満の場合、同じ月内に、同じ医療機関（入院・外来は別計算）で支払った自己負担額が下表の自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給。

区分	自己負担限度額		
上位所得者	150,000円 + (かかった医療費 - 500,000円) × 1% [83,400円]	※	
一般	80,100円 + (かかった医療費 - 267,000円) × 1% [44,400円]	※	
住民税非課税	[24,600円]	※	

※〔 〕内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額。

イ 70歳以上の場合、外来の自己負担限度額を個人単位で適用した後、入院も含めた自己負担限度額を世帯単位で適用する。同じ月内に、同じ医療機関で支払った自己負担額が下表の自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給。

区分	外来の限度額	入院及び世帯の限度額	
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (かかった医療費 - 267,000円) × 1% [44,400円]	※1
一般	12,000円	44,400円	
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	

※1 〔 〕内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額。

#### ウ 世帯合算

70歳未満の場合、1つの世帯で、同じ月内に、個人毎、医療機関毎、入院・外来毎に、合計した医療費の自己負担額が21,000円以上のものを合算して、合計で、アの自己負担限度額を超えた額を支給。

70歳以上の場合、1つの世帯で、同じ月内に、すべての医療費の自己負担額を合算し、イの自己負担限度額を超えた額を支給。（70歳未満のように21,000円以上という合算対象額はない）

#### エ 特定疾病の長期療養

血友病、人工透析の必要な慢性腎不全及び後天性免疫不全症候群の場合、一カ月10,000円（70歳未満の人工透析が必要な上位所得者は20,000円）を自己負担すると、超える額は国保より医療機関へ支払われる。

③高額医療・高額介護合算制度（平成20年4月1日から）

「高額療養費（医療保険）」と「高額介護サービス費（介護保険）」の自己負担額の1年間の支払いが下記の算定基準額に500円を加えた額を上回る場合、超えた額を支給。

算定基準額：毎年8月1日～翌年7月31日迄の12カ月

所得区分	70歳～74歳
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

所得区分	70歳未満
上位所得	126万円
一般	67万円
住民税非課税世帯	34万円

④その他

ア 出産育児一時金の支給 出産時1人につき 390,000円(420,000円)

※産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産した場合は42万円の支給

イ 葬祭費の支給 死亡1人につき 30,000円

(2) 保険税

①基礎課税

所 得 割	所得割率 9.5/100
均 等 割	被保険者1人につき 24,800円
平 等 割	1世帯につき 19,200円
そ の 他	課税限度額 510,000円

②後期高齢者支援金（等）課税

所 得 割	所得割率 2.4/100
均 等 割	被保険者1人につき 6,200円
平 等 割	1世帯につき 4,800円
そ の 他	課税限度額 140,000円

③介護納付金課税（40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者）

所 得 割	所得割率 1.9/100
均 等 割	被保険者1人につき 8,000円
平 等 割	1世帯につき 5,700円
そ の 他	課税限度額 120,000円

(3) 医療費の推移（実績）

	年 度					
		H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
一般	被 保 险 者 数 (人)	42,287	41,832	40,603	39,728	39,193
	医 療 費 総 額 (千円)	13,194,154	13,517,090	13,448,809	13,311,273	13,691,551
	医 療 費 一 人 当 タ リ の 額 (円)	312,014	323,128	331,227	335,060	349,337
	受 診 率 (%)	1,489	1,513	1,563	1,591	1,613
	高 額 療 養 費 額 (千円)	1,165,176	1,256,111	1,267,729	1,304,386	1,336,695
老人	対 象 者 (人)	—	—	—	—	—
	医 療 費 総 額 (千円)	13,710	277	0	0	0
	医 療 費 一 人 当 タ リ の 額 (円)	—	—	—	—	—
	受 診 率 (%)	—	—	—	—	—
	老人保健拠出金 (千円)	20,692	16,901	2,726	104	91
退職者	被 保 险 者 数 (人)	1,625	1,606	2,067	2,154	1,902
	医 療 費 総 額 (千円)	611,361	740,366	890,343	889,326	844,502
	医 療 費 一 人 当 タ リ の 額 (円)	376,222	461,000	430,742	412,872	444,007
	受 診 率 (%)	1,910	2,357	2,119	2,012	2,279
	高 額 療 養 費 額 (千円)	61,027	71,036	87,316	88,118	92,975

## (4) 事業運営年度推移(実績)

(金額単位:財政状況・千円、その他・円)

年 度		H 21	H 22	H 23	H 24	H 25			
項 目									
被保険者数(人)		43,912	43,438	42,670	41,882	41,095			
加入世帯数(世帯)		22,931	22,882	22,812	22,651	22,448			
加入率	対人口比(%)	32.51	32.36	31.97	31.44	30.85			
	対世帯比(%)	44.35	43.93	43.54	42.56	42.18			
賦課	基礎税率等	所得割 均等割 平等割 後期介護	9.5/100 24,800 19,200 2.4/100 6,200 4,800 1.9/100 8,000 5,700	9.5/100 24,800 19,200 2.4/100 6,200 4,800 1.9/100 8,000 5,700	9.5/100 24,800 19,200 2.4/100 6,200 4,800 1.9/100 8,000 5,700	9.5/100 24,800 19,200 2.4/100 6,200 4,800 1.9/100 8,000 5,700	9.5/100 24,800 19,200 2.4/100 6,200 4,800 1.9/100 8,000 5,700		
	一人当たりの調定額(現年度分)		85,777	81,535	84,031	85,541	87,179		
	一世帯当たりの調定額(現年度分)		164,260	154,782	157,181	158,167	159,597		
	課税総数(人)		46,290	45,818	44,564	44,009	40,689		
	課税限度額	基礎 後期 介護	470,000 120,000 100,000	基礎 後期 介護	500,000 130,000 100,000	基礎 後期 介護	510,000 140,000 120,000	基礎 後期 介護	510,000 140,000 120,000
	課税限度額を超える世帯		1,010	845	981	1,031	1,040		
	課税軽減世帯		13,369	14,135	14,113	14,061	12,786		
	保険税		(3,439,262) 3,620,841	(3,280,583) 3,443,376	(3,340,395) 3,492,909	(3,339,205) 3,474,293	(3,248,276) 3,356,565		
	国庫支出金		5,277,165	5,374,683	5,724,054	5,266,844	5,418,017		
	県支出金		722,128	790,147	858,711	1,071,999	1,065,138		
財政状況	療養給付費交付金		588,638	515,874	752,566	1,067,866	927,714		
	前期高齢者交付金		3,593,676	3,248,183	3,013,762	3,407,549	3,445,454		
	共同事業交付金		2,323,762	2,490,992	2,541,292	2,489,053	2,365,969		
	一般会計繰入金		1,156,579	1,184,938	1,153,459	1,155,185	1,089,008		
	基金繰入金		0	0	0	0	440,000		
	繰越金		726,781	525,087	283,297	170,031	158,993		
	その他の収入		67,819	41,619	53,004	43,698	27,852		
	歳入合計		18,077,389	17,614,899	17,873,054	18,146,518	18,294,710		
	総務費		212,541	242,666	211,108	210,398	178,769		
	保険給付費	療養諸費 審査支払手数料 高額療養費 出産育児一時金 葬祭費 小計	10,050,912 35,443 1,227,674 66,187 6,690 11,386,906	10,354,290 35,849 1,328,156 78,938 6,030 11,803,263	10,419,792 36,190 1,357,565 84,092 6,240 11,903,879	10,327,726 35,695 1,394,563 74,876 6,720 11,839,580	10,562,653 35,498 1,431,323 74,805 6,780 12,111,059		
歳出	後期高齢者支援金		1,954,617	1,707,133	1,902,941	2,090,289	2,145,898		
	前期高齢者納付金		5,558	2,998	5,646	2,167	2,154		
	老人保健拠出金		20,692	16,901	2,726	104	92		
	介護納付金		787,883	827,998	894,387	959,105	984,795		
	共同事業拠出金		2,375,179	2,514,985	2,464,435	2,436,340	2,440,312		
	保健事業費		132,124	141,253	135,544	132,770	131,681		
	基金等積立金		600,000	0	0	0	0		
	その他の支出		76,802	74,405	182,357	316,772	219,596		
	歳出合計		17,552,302	17,331,602	17,703,023	17,987,525	18,214,356		

※税額中( )内の額は現年課税分で、下段の額の再掲。



# IX 産業経済

1. 農業	-----	235
2. 林業	-----	269
3. 水産業	-----	272
4. 商業	-----	273
5. 工業	-----	279
6. 観光・物産	-----	289
7. 産業活性化支援事業	-----	297
8. 地籍調査事業	-----	299



# 1 農業

## (1) 経営概要

①農家戸数

(単位:戸)

農家戸数	農業就業人口	専業農家戸数	兼業農家戸数			自給的農家戸数
			第1種	第2種	計	
4,815	8,034	1,586	726	1,274	2,000	1,229

(2010年 農林業センサス)

②耕地面積(経営面積)

(単位:ha)

田	畑	計	一戸当たり耕地面積
6,800	772	7,572	1.57

(第59次熊本農林水産統計年報)

③粗生産額(平成18年)

品目 項目	トマト	米	畳表	イグサ	露地 メロン	野菜	しょうが	花き	果実	茶	その他	計
粗生産額 (千万円)	1,052	388	349	290	277	226	58	54	51	18	80	2,843
割合(%)	37.0	13.6	12.3	10.2	9.7	7.9	2.0	1.9	1.8	0.6	2.8	100

注)野菜はトマト、メロン、しょうがを除く。

(生産農業所得統計)

## (2) 農業協同組合

①現数

(平成25年6月)

農協名	組合員人数	役員数	職員数
八代地域農協	(正) 7,152人 (准) 3,166人	理事 28人 監事 8人	合計 10,318人 計 36人

②農協合併の経過

- ア 郡築農協 昭和36年7月1日 郡築農協と築地第一農協が合併
- イ 龍峯中央農協 昭和38年3月 龍峯中央農協と龍峯農協が合併
- ウ 八千把農協 昭和44年4月1日 八千把農協と八千把第一農協が合併
- エ 八代市農協 昭和53年5月1日 植柳農協、金剛開拓農協、日奈久町農協、高田農協、八代市4H農協、松高農協、昭和農協が合併
- オ 八代市農協 平成元年4月1日 龍峯中央農協、八千把農協、郡築農協、八代市農協、日奈久第一農協が合併
- カ 八代地域農協 平成7年7月1日 八代市農協、金剛農協、千丁農協、竜北町農協、熊本氷川農協、坂本村農協が合併
- キ 八代地域農協 平成11年4月1日 八代地域農協と太田郷農協が合併
- ク 八代地域農協 平成17年4月1日 八代地域農協と鏡農協、北新地農協が合併

○農協合併に関する協議会

- a 八代農業協同組合合併協議会  
 設立 昭和63年5月30日  
 解散 平成元年1月12日 (昭和63年度版 194ページ参照)  
 合併決議 平成元年1月10日
- b 八代地区農業協同組合合併協議会  
 設立 昭和61年8月 5日  
 解散(凍結) 昭和63年5月12日 (昭和62年度版 190ページ参照)
- c 八代地区農業協同組合合併協議会  
 設立 平成4年
- d 八代地域農業協同組合合併  
 合併 平成7年7月 1日  
 八代市農協、金剛農協、千丁農協、竜北町農協、熊本氷川農協、坂本町農協
- e 八代地区農業協同組合合併推進協議会  
 設立 平成10年6月24日  
 合併 平成11年4月 1日  
 八代地域農業協同組合、太田郷農業協同組合
- f 八代地区農協合併推進協議会  
 設立 平成15年10月15日  
 合併 平成17年 4月 1日  
 八代地域農業協同組合、鏡農協、北新地農協

(3) 農業振興地域整備計画

地域名	地域指定年月日	計画策定年月日	最終変更年月日 (全体見直し)
新市	平成21年 6月 2日	平成21年10月14日	—
八代	昭和45年12月25日	昭和48年 3月 4日	平成15年 5月16日
坂本	昭和48年10月25日	昭和49年 3月30日	平成10年11月10日
千丁	昭和45年12月25日	昭和47年 9月22日	平成14年 9月30日
鏡	昭和45年12月25日	昭和46年 9月 2日	平成15年11月12日
東陽	昭和47年10月11日	昭和48年 9月14日	平成 9年12月 3日
泉	昭和47年10月11日	昭和48年 9月14日	平成 5年 3月22日

農用地区域の地目別面積（平成25年12月1日現在）

(単位 : ha)

	農用 地				山林 原野	農業用 施設	その他	合計	市域に占める割合 (%)
	田	畠	果樹園	計					
農業振興地域(A)	6,601	463	527	7,591	10,714	49	3,327	21,681	31.9
農用地区域(B)	5,949	198	196	6,343	22	49	44	6,458	9.5
(B) / (A) %	90.1	42.8	37.2	83.6	0.2	100.0	1.3	29.8	—

(参考) 市全域面積 680.24km<sup>2</sup>

#### (4) 農業関係施設

①八代市農事研修センター（八代市鏡町内田1339番地1）

事業の種類	農村総合整備モデル事業	
事業の目的	農業者はもとより農村地域住民が各種の研修、集会、生活改善等を組織的に推進する。	
工 期	着工 昭和55年9月15日	竣工 昭和56年9月16日
敷 地 面 積	5,777m <sup>2</sup>	
建 築 面 積	鉄筋コンクリート造2階建	1,785.66m <sup>2</sup>
総 事 業 費	368,780千円	
財 源 内 訳	国庫補助金 170,545千円、地方債 126,300千円、一般財源 71,935千円	
施 設 内 容	研修室、和室、調理実習室、生活研修室、談話ロビー、大集会室、事務室、管理棟、土壤分析室、団体控室、視聴覚室	

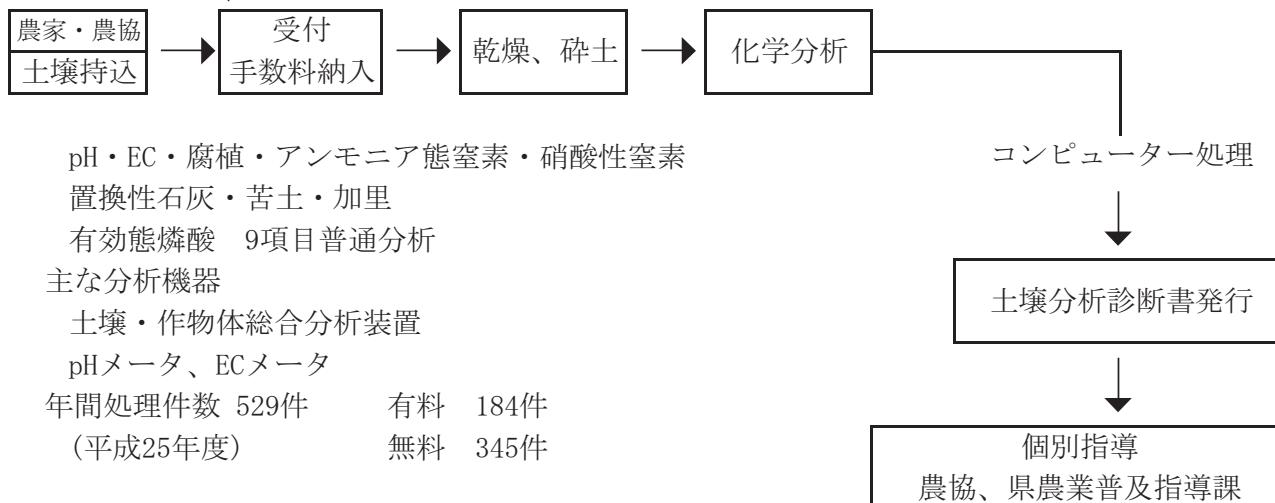
施設の利用状況 (平成25年度実績)

室 \ 区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
大集会室 (ホール)	261	23.6	6,619	35.4
研修室	325	29.5	4,823	25.8
和室	188	17.0	3,019	16.1
団体控室	167	15.1	1,979	10.6
生活研修室	127	11.5	1,539	8.2
調理実習室	21	1.9	415	2.2
視聴覚室	15	1.4	319	1.7
計	1,104回 (月平均 92回)		18,713人 (月平均 1,559人)	

#### ※土壤分析診断事業

精密迅速な土壤分析結果に基づき的確な施肥改善策を指導する。

フローシート



・青年農業者クラブ(4H)の活動支援・指導 クラブ員 16名

・生活研究グループの活動支援

(旧八代)加工品作り・料理講習会・健康講座・リーダー研修・視察研修・農山漁村フォーラム(5団体 22名)

(鏡町) 加工品作り・リーダー研修・料理講習会・農山漁村フォーラム(2団体 11名)

(坂本町)加工品作り・リーダー研修・郷土料理伝承・視察研修(4団体 21名)

②農村婦人の家（八代市昭和明徳町730-1）

事業の種類 農山漁村生活改善施設整備事業  
 事業の目的 農村婦人が生活改善についての知識及び技術を習得するために行う共同学習、農産加工、健康増進管理等の多目的な活動の場とし、農村地域における生活改善等の増進を図る。

工 期 着工 昭和54年12月1日 竣工 昭和55年3月27日  
 敷地面積 1,969.68m<sup>2</sup>  
 建築面積 鉄筋造平屋建 386.7m<sup>2</sup>  
 施設内容 教養室(和室)、農産加工実習室、図書室兼事務室、倉庫  
 総事業費 52,370千円  
 財源内訳 国庫補助金 15,021千円、地方債 36,300千円、一般財源 1,019千円  
 施設の利用状況（平成25年度実績） (単位:人)

室 \ 区分	午 前	午 後	夜 間	合 計
健 康 増 進 室	1,452	549	1,284	3,285
教 养 室	961	723	1,791	3,475
農 産 加 工 室	38	72	38	148
合 計	2,451	1,344	3,113	6,908

③龍峯農業研修所（八代市興善寺町1952）

事業の種類 地域農政推進対策事業、地域農政整備事業  
 事業の目的 水田利用の再編、農用地の有効利用、担い手育成、健康増進等についての研修の場に利用、地域農業の振興を図る。

工 期 着工 昭和56年10月11日 竣工 昭和57年2月23日  
 敷地面積 1,181m<sup>2</sup>  
 建築面積 鉄筋コンクリート、一部鉄骨造平屋建 432m<sup>2</sup>  
 施設内容 健康増進室兼集会室、教養室(和室)、研修室、展示資料室  
 総事業費 77,109千円  
 財源内訳 国庫補助金 34,129千円、地方債 28,400千円、一般財源 14,580千円  
 施設の利用状況（平成25年度実績） (単位:人)

室 \ 区分	午 前	午 後	夜 間	合 計
健康増進室兼集会室	1,696	1,650	769	4,115
小 研 修 室	10	10	0	20
大 研 修 室	542	557	581	1,680
教 养 室	197	206	90	493
合 計	2,445	2,423	1,440	6,308

④深水生活改善センター（八代市坂本町深水1542番地2）

事業の種類 第二期山村振興農林漁業特別対策事業  
 事業の目的 農山村の生活改善を図り、住民福祉の向上に資する。

工 期 着工 昭和57年10月16日 竣工 昭和58年2月8日  
 敷地面積 1,208m<sup>2</sup>  
 建築面積 鉄筋コンクリート造平屋建 206.0m<sup>2</sup>  
 総事業費 23,000千円

財源内訳 国庫補助金 11,500千円、県補助金 2,300千円、地方債 7,500千円、  
一般財源 1,700千円  
施設内容 広間・和室・調理室  
施設の利用状況 (平成25年度実績)

室 \ 区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
広 間	62	45.9	821	45.6
和 室	59	43.7	650	36.1
調 理 室	14	10.4	330	18.3
計	135回(月平均 11回)			1,801人(月平均 150人)

#### ⑤鶴喰生活改善センター (八代市坂本町鶴喰2220番地)

事業の種類 第二期山村振興農林漁業特別対策事業  
事業の目的 農山村の生活改善を図り、住民福祉の向上に資する。  
工 期 着工 昭和54年11月13日 竣工 昭和55年2月29日  
敷 地 面 積 876m<sup>2</sup>  
建 築 面 積 鉄骨造平屋建 199.23m<sup>2</sup>  
総 事 業 費 20,700千円  
財 源 内 訳 国庫補助金 10,350千円、県補助金 2,070千円、地方債 7,500千円、  
一般財源 780千円  
施 設 内 容 広間・和室・調理室  
施設の利用状況 (平成25年度実績)

室 \ 区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
広 間	6	10.5	56	7.0
和 室	48	84.2	706	88.6
調 理 室	3	5.3	35	4.4
計	57回(月平均 5回)			797人(月平均 66人)

#### ⑥久多良木地区多目的集会施設 (八代市坂本町百済来下694番地)

事業の種類 第三期山村振興農林漁業特別対策事業  
事業の目的 農山村の生活改善を図り、住民福祉の向上に資する。  
工 期 着工 平成5年10月25日 竣工 平成6年3月25日  
敷 地 面 積 3,738m<sup>2</sup>  
建 築 面 積 鉄筋スレート造平屋建 243.67m<sup>2</sup>  
総 事 業 費 45,714千円  
財 源 内 訳 国庫補助金 22,179千円、県補助金 3,992千円、地方債 17,000千円、  
一般財源 2,543千円  
施 設 内 容 広間・和室・調理室  
施設の利用状況 (平成25年度実績)

室 \ 区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
広 間	102	82.9	561	62.0
和 室	18	14.6	267	29.5
調 理 室	3	25.0	77	8.5
計	123回(月平均 10回)			905人(月平均 75人)

⑦西部地区多目的集会施設（八代市坂本町西部は1896番地）

事業の種類 第三期山村振興農林漁業特別対策事業  
 事業の目的 農山村の生活改善を図り、住民福祉の向上に資する。  
 工期 着工 平成6年8月31日 竣工 平成7年3月30日  
 敷地面積 2,030m<sup>2</sup>  
 建築面積 木造平屋建 281.58m<sup>2</sup>  
 総事業費 63,944千円  
 財源内訳 国庫補助金 26,065千円、県補助金 4,692千円、地方債 21,300千円、一般財源 21,271千円  
 施設内容 広間・和室・調理室  
 施設の利用状況 (平成25年度実績)

室 \ 区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
広間	53	64.6	775	63.7
和室	24	29.3	275	22.6
調理室	5	6.1	166	13.7
計	82回(月平均 6回)			1,216人(月平均 101人)

⑧生活館（八代市坂本町鮎帰い1299番地）

事業の種類 農村地域トータルライフ向上対策事業  
 事業の目的 農村地域住民の自主性かつ共同性をいかしながら地域に見合った集落ビジョンの策定及び風土をいかした快適な環境づくりと活力あるまちづくりを総合的に推進する。  
 工期 着工 昭和61年12月1日 竣工 昭和62年3月20日  
 敷地面積 468m<sup>2</sup>  
 建築面積 鉄骨木造二階建 211.53m<sup>2</sup>  
 総事業費 46,291千円  
 財源内訳 国庫補助金 12,723千円、地方債 23,500千円、一般財源 10,068千円  
 施設内容 ふれあい室、創作活動室、村の歴史館、農産加工室、洗濯室  
 施設の利用状況 (平成25年度実績)

室 \ 区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
ふれあい室	6	3.4	97	12.4
創作活動室	1	0.5	10	1.3
村の歴史館	0	0.0	0	0.0
農産加工室	145	81.5	645	82.5
洗濯室	26	14.6	30	3.8
計	178回(月平均 14回)			782人(月平均 65人)

⑨千丁特產品直売所（美湯菜館：八代市千丁町新牟田1464番地）

事業の種類 地域個性創造事業（H13熊本県地域振興総合補助金）  
 事業の目的 地域資源に付加価値を与えるため、農産物の加工・販売施設を整備し、地域産業の活性化を図る。  
 建築年度 平成13年度（平成17年度増築あり）  
 建築面積 木造平屋建 144.47m<sup>2</sup>（増築後面積）  
 総事業費 15,300千円

財源内訳 県補助金 6,000千円、一般財源 9,300千円  
 施設概要 現在は、千丁町物産振興協議会にて施設運営中であり、地域特産品を中心  
 に約300種の商品の販売と地域素材を材料とした軽食を提供している。

⑩鏡町農産物共同販売所（八代市鏡町内田1339番地1）

事業の種類 単独事業  
 事業の目的 自家で収穫した新鮮でおいしい農海産物及び加工品を消費者に提供し委託販売することで、生産者同士の情報の交換・ふれあいの場をつくり農業経営の改善を図り、町の活性化に寄与することを目的とする。  
 工期 着工 平成13年3月22日 竣工 平成13年5月10日  
 建築面積 木造平屋建 99.12m<sup>2</sup>  
 総事業費 4,199千円  
 財源内訳 一般財源 4,199千円  
 施設概要 共同販売所『どてかぼちゃ』の名称のもと、町内の地域特産品を中心に農海産物の販売と加工品を消費者に提供するなどふれあいをとおして町の活性化に寄与する。

⑪東陽農産物加工施設（八代市東陽町1024番地2）

事業の種類 単独事業  
 事業の目的 特産品の開発及び農作物の加工・販売を促進すると共に、農産物の地産地消の推進を図り、地域農業の振興と活性化に寄与することを目的とする。  
 工期 着工 平成15年8月21日 竣工 平成15年12月10日  
 敷地面積 135.00m<sup>2</sup>(建築面積)  
 建築面積 木造平屋建 135.00m<sup>2</sup>  
 総事業費 22,221千円  
 財源内訳 一般財源 22,221千円  
 施設内容 加工所、休憩室、ボイラー室、資材室  
 施設の利用状況 (平成25年度実績)

室 区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
加工所	90	100.0	587	100.0
計	90回		587人	

⑫東陽定住センター（八代市東陽町1058番地1）

事業の種類 新農村地域定住促進対策事業  
 事業の目的 農村生活の改善合理化、農村リーダーの育成、農業技術の助言指導及び農産加工品の開発と販路開拓を図る。  
 工期 着工 昭和61年12月12日 竣工 昭和62年5月30日  
 敷地面積 3,136.9m<sup>2</sup>  
 建築面積 鉄骨造平屋建 721.64m<sup>2</sup>  
 総事業費 104,336千円  
 財源内訳 国庫補助金 42,047千円、県補助金 9,390千円、一般財源 52,899千円  
 施設内容 大研修室、和室、資料閲覧室、調理室、事務室

施設の利用状況 (平成25年度実績)

室 区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
大研修室	89	48.9	3,704	71.2
和室	63	34.6	1,205	23.2
資料閲覧室	15	8.2	157	3.0
調理室	15	8.2	138	2.7
計	182回		5,204人	

(13) 泉農林產物流通加工施設 (八代市泉町栗木49) (※指定管理者制度導入・H18年度～)

事業の種類	山村振興農林漁業対策事業	
事業の目的	特産品の開発及び農作物の加工・販売を促進すると共に、農産物の地産地消の推進を図り、地域農業の振興と活性化に寄与することを目的とする。	
工 期	着工 平成7年12月4日	竣工 平成8年10月30日
敷地面積	1043.5m <sup>2</sup>	
建築面積	鉄骨造平屋建	282.5m <sup>2</sup>
総事業費	117,000千円	
財源内訳	国庫補助金	58,500千円、県補助金 10,530千円、一般財源 47,970千円
施設内容	加工所、ボイラー室、資材室、休憩室	
施設の利用状況	(平成25年度実績)	

室 区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
加工所	257	83.0	1,350	100.0
計	257回		1,350人	

(14) 泉農村研修センター (八代市泉町下岳1700)

事業の種類	第三期山村振興農林漁業対策事業	
事業の目的	市の農業振興の担い手を養成する活動の拠点として、農業従事者等の研修、食生活の改善及び健康増進等を図る。	
工 期	着工 昭和61年9月30日	竣工 昭和62年2月25日
建築面積	鉄骨造平屋建	269.7m <sup>2</sup>
総事業費	28,540千円	
財源内訳	国庫補助金	14,270千円、一般財源 14,270千円
施設内容	健康増進室、小会議室、調理実習室	
施設の利用状況	(平成25年度実績)	

室 区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
健康増進室	114	46.2	1,558	56.1
小会議室	88	35.6	1,020	36.7
調理実習室	45	18.2	200	7.2
計	247回		2,778人	

## (5) 農業後継者施策

①八代農業技術者養成講座 (八代市鏡町内田1339-1 農事研修センターほか)

目 的	就農から3年程度までの農業者を対象として、農業経営に関する講座による知識・技術の習得により、八代農業の担い手を育成する。
設置年月日	昭和43年4月1日 (農業青年ゼミナールとして開講) 平成24年4月1日 (八代農業技術者養成講座に名称変更)

研修期間	7月から翌年2月までに約10回程度
研修内容	先輩農業者との交流、就農支援制度説明、農業簿記講座、土づくり農作業安全教室、先進農家視察研修、九州管内視察研修
受講対象者	市内居住の新規就農者及び就農後3年程度の人
講師	八代地域振興局農業普及・振興課、農協、市、先導農家
受講者実績	

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
参加者数	8	7	7	9	10	12
(うち女性)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)

(昭和43年開設以降延べ1,258名修了)

### ②八代市農業後継者育成協議会(旧若者ふれあい促進事業) [農業政策課 農事研修センター内]

目的 研修事業や独身男女の交流事業により総合的に農業後継者を支援育成し、八代地域の農業振興に資することを目的とする。

事業主体 八代市農業後継者育成協議会

事業費 平成25年度 950千円

(八代市負担金 450千円 八代地域農業協同組合負担金 500千円)

活動内容 青壮年部部員研修、視察研修、ふれあいツアーやふれあいパーティ等

### ③農村女性活動促進事業

目的 担い手女性の地位向上、農業経営参画、社会参画ができ、自分の持てる能力を十分発揮できる活動条件整備を目的とする。

事業主体 八代市

活動内容 女性農業者講座、農産加工グループ及び直売所活動支援、

農業経営・技術研修会への参加、男女共同参画推進、

農業女性アドバイザー活動支援、くまもとふるさと食の名人活動支援、

家族経営協定の推進支援

事業費 平成25年度予算 268千円

## (6) 担い手育成支援事業

### ①認定農業者の認定及び育成

#### ・八代市担い手育成総合支援協議会

農業者から提出された経営改善計画申請書(5年間の経営計画書等)に対する助言・指導を行う。(年6回開催)

構成 県、JA、農業委員会、八代市

#### ・八代市認定農業者審査会

八代市農業経営者改善支援センター会議で審査された経営改善計画申請書をもとに認定農業者認定の可否を決定する。

#### 年度別認定件数

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
認定件数	新規	35	28	38	97	33
	再認定	122	147	225	191	159
						73

※認定期間は5ヵ年、認定満了者の再認定を行っている。

#### ・経営改善研修会

H25年度実績 経営改善講演会、先進地研修等の実施、中山間視察研修

## ②集落営農組織化支援活動

目 的 地域でまとまって集落営農組織を作り、将来的に効率的で安定した経営を行うよう助言、指導する。

H24年度迄の支援組織 10 組織

H25年度の支援組織 3 組織（北新地西区、日奈久地区・平和地区）

## ③家族経営協定推進事業

目 的 家族経営中心の日本農業を魅力あるものとし、性別を問わず意欲をもって取り組めるよう、それぞれの意欲と能力を十分に発揮できる環境づくりをするため、農業経営を担っている家族一人ひとりの役割と責任、所得等を明確にし、文書にして取り決める。

締結実績 平成24年度まで 309戸  
平成25年度 31戸 } 合計340戸

(7) 経営所得安定対策実施状況

年度	水稻作付面積 (A)		水稻作付面積 (B)		達成率	水稻作付超過面積		実施農家数		飼料作物		麦大豆		い草		トマト		地力増進作物		その他野菜		永年性作物		花き・種苗類・その他豆類等		調整水田		自己保全管理		その他		合計	
	ha	%	ha	%		戸	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha		
H20	3999.0	4357.4	91.8	358.4	2,029	272.5	41.4	8.5	146.9	520.2	198.9	358.6	7.5	147.6	219.8	35.8	249.5	35.8	249.5	2207.2													
H21	4024.0	4365.4	92.2	341.4	2,165	285.6	26.7	7.0	218.0	531.6	70.4	385.5	6.9	117.2	198.3	29.0	268.7	29.0	268.7	2179.1													
H22	4024.0	4285.3	93.9	261.3	1,755	510.8	20.5	5.5	174.8	554.0	57.8	376.7	6.8	67.9	181.0	43.5	315.9	43.5	315.9	2315.2													
H23	3917.0	4014.8	97.8	97.8	1,963	728.8	26.2	2.6	149.1	561.3	32.5	398.1	4.7	106.3	181.0	34.0	256.7	34.0	256.7	2481.3													
H24	3872.0	4037.5	95.9	165.5	1,902	734.1	16.1	2.0	145.7	567.9	28.9	395.7	4.1	70.3	168.5	26.3	263.0	26.3	263.0	2422.6													
H25	3923.5	4147.9	94.6	224.4	1,848	607.2	17.9	2.3	135.2	584.2	31.7	401.7	2.9	70.7	139.5	27.9	254.8	27.9	254.8	2258.1													

※ 平成21年度以前は「水田農業構造改革対策」  
※ 平成22年～平成24年度は「戸別所得補償対策」

(8) 主要農作物生産及び畜家さん飼養羽数の推移

年度	穀物・いも類				野菜				工芸農作物				家畜・家さん				果樹(かんきつ)				文旦類				計				
	米	小麦	ばれいしょ	トマト	キヤベツ	レタス	メロン	イグサ	乳牛	肉用牛	豚	飼育頭數	飼育戸數	飼育頭數	飼育戸數	飼育頭數	飼育戸數	頭	戸	頭	戸	頭	戸	頭	戸	頭	戸	頭	戸
H19 4,450	22,100	236	743	86,1,890	467	39,360	150,5,743	101,3,290	239,6,259	901	12,300	98	3	230	8	198	5	83	2	49	795	122	1,726						
H20 4,360	21,800	191	621	97,2,510	460	37,610	155,6,747	111,2,600	239,4,410	811	10,380	97	3	123	7	197	5	83	2	51	780	128	1,571						
H21 4,370	22,500	115	132	110,2,667	455	38,023	186,7,097	103,2,830	204,4,321	728	9,487	91	3	127	7	151	4	83	2	51	840	127	1,801						
H22 4,350	21,800	125	143	105,2,340	464	37,610	180,6,233	113,3,420	213,3,377	682	7,843	95	3	72	6	231	4	83	2	51	810	124	1,394						
H23 4,210	21,100	142	453	143,3,560	454	52,400	199,6,770	142,5,150	180,4,648	693	8,590	116	3	59	6	156	4	83	2	51	685	123	1,490						
H24 4,210	21,400	156	395	142,3,730	458	49,000	205,6,810	145,5,000	140,2,822	693	8,580	156	3	22	5	115	4	85	2	51	705	118	1,466						

農業生産流通課調べ

## (9) 農業基盤整備事業

### ①国営土地改良事業

#### ア 国営かんがい排水事業

地 区 名 八代平野地区  
 事 業 年 度 国 営 昭和39年度～同48年度  
 県 営 昭和41年度～同56年度  
 団体営（土地改良区） 昭和45年度～昭和60年度  
 事 業 量 頭首工 1カ所 用水路工 35,000m 排水路工 4,000m  
 水 利 計 画 取水量 25トン (1秒間につき)  
                  うち農業用19.5トン（球磨川北岸15.5トン、同南岸4.0トン）、  
                  工業用 5.5トン

受 益 面 積 6,340ha  
                  うち旧八代市3,783ha（球磨川北岸2,569ha、同南岸1,214ha）、  
                  旧千丁町815ha、旧鏡町1,718ha、旧宮原町24ha

受 益 農 家 数 6,068戸  
                  うち旧八代市3,665戸、旧千丁町664戸、旧鏡町1,314戸、旧宮原町425戸

(単位：千円)

事 業 費	種 別	全 体	共同事業	内 訳		
				工 業	農 業	
					かんがい排水	災害復旧
国営事業	4,144,607	1,401,000	585,618	493,152	322,230	
うち頭首工	1,178,000	1,198,000	500,764	421,696	275,540	
うちかんがい排水工	2,966,607	203,000	84,854	71,456	46,690	
県営事業	10,310,265					
団体営事業	606,996					
うちかんがい排水工	606,996					
合 計	15,061,868	1,401,000	585,618	493,152	322,230	

事 業 費  
 負 担 割 合 国 営 58% 県 21% 受益者 21%  
 県 営 国 50% 県 25% 受益者 25%  
 団体営 国 55% 受益者 45%  
 受益者負担  
 金の支払い 完工払い 負担額の20%、融資による年賦払い 80%  
 融資金の  
 償還期限 国 営 17年 (据置2年)  
 県 営 20年 (据置5年)  
 団体営 15年

#### イ 国営造成土地改良施設整備事業

地 区 名 八代平野地区  
 事 業 年 度 昭和62年～平成2年  
 事 業 量 頭首補強工 1式 ゲート補修 10門 幹線用水路補修  
 受 益 面 積 6,340ha

うち旧八代市3,783ha（球磨川北岸2,569ha、同南岸1,214ha）、  
 旧千丁町815ha、旧鏡町1,718ha、旧宮原町24ha

事 業 費 784,234千円

②新農業構造改善事業実績

ア 金剛地区農業改善事業実績（昭和 54 年度～60 年度実績）

(単位：千円)

助成区分	事 業 区 分	事 業 内 容	事 業 費	補 助 金 ( )は公庫資金
補助事業	土地基盤整備事業	基幹農道整備		
		水島線 993m		
		揚・敷川内線 1,839m		
		催合線 646m		
		催合・敷川内線 1,376m	412,326	288,626
		敷川内線 449m		
		揚 1 線 543m		
		揚 2 線 784m		

イ 西部地区農業改善事業実績（昭和 58 年度～平成 2 年度実績）

(単位：千円)

助成区分	事 業 区 分	事 業 内 容	事 業 費	補 助 金 ( )は公庫資金
補助事業	土地基盤整備事業	排水路整備（郡築 1 番町） 1,668 m <sup>2</sup>	114,140	79,870
		連絡農道（中北町） 478.6m	45,258	30,775
		農道整備（昭和同仁町） 270.5m	22,379	15,217
		客 土 21 袋 88.31ha	220,808	151,188
		合 計	402,585	277,050

### ③その他の整備事業

#### 【本序】

#### ○ほ場整備事業

地区名	事業主体	事業年度	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業内訳	事業費 負担割合
弥次地区	熊本県	S41～47	308	428,400	区画整理 308ha 用水路 23,064m 排水路 28,862m 道路 31,690m 樋門 1ヵ所	国 45.0% 県 27.5% 受益者 27.5%
竜西地区	熊本県	S43～54	621	1,227,400	区画整理 621ha 幹線用水路 13,203m 用水路 42,031m 排水路 61,780m 道路 62,249m	国 45.0% 県 27.5% 受益者 27.5%
郡築内水面干拓	熊本県	S44～48	70.6	189,078	区画整理 50.9ha 農地造成 19.7ha 幹線用水路 3,368m 用水路 1,254m 道路 1,931m 護岸 553m	国 45.0% 県 27.5% 受益者 27.5%
古閑下町地区	八代平野北部土地改良区	S49～52	54.2	152,158	区画整理 54.2ha 用水路 5,484.6m 排水路 4,995m 道路 6,120m	国 45.0% 県 10.0% 受益者 45.0%
八代南部地区	熊本県	H元～9	101	1,328,000	区画整理 101ha 用水路 14,225m 排水路 9,356m 道路 9,475m 客土 87ha	国 45.0% 県 27.5% 受益者 27.5% 受益者負担のうち市1/2補助
金剛地区	熊本県	H6～13	74	1,237,000 うち排特分 233,942	区画整理 57.15ha 用水路 9,732.7m 排水路 8,445.4m (うち排特分 2,541.6m) 道路 6,122.1m 客土 3.73ha 揚水機 2基	国 45.0% 県 30.0% 受益者 25.0% 受益者負担内訳 ・ほ場分 市50%地元50% ・排特分 市100%地元0%

#### ○農道整備事業

##### ア 土地改良融資事業（農道舗装・農道改良）

目 的	主要農業用道路を舗装及び改良し、農業資材及び農産物の搬出入を容易にし、農業経営の向上、改善、近代化を図る。
事 業 主 体	旧八代市
実 施 期 間	農道舗装 昭和44年度～平成8年度 農道改良 昭和53年度～平成11年度
財 源	農林漁業金融公庫からの融資（事業費全額） 農協が借入主体となり、市に分担金として納入。次年度以降、市が償還金を全額補助。
償 返 期 間	15年（5年据置）

## (農道舗装)

項目	年度	H6まで	H7	H8	合計
事業費(千円)		994,718	1,766	1,374	997,858
路線数		345	1	1	347
延長(m)		216,108.3	132.0	122.8	216,363.1
受益面積(ha)		323.5	6.0	7.5	337.0

## (農道改良)

項目	年度	H9まで	H10	H11	合計
事業費(千円)		1,165,984	10,510	8,760	1,185,254
路線数		84	1	1	86
延長(m)		21,746.2	112.4	106.0	21,964.6
受益面積(ha)		561.5	5.3	4.8	571.6

## イ 団体営農道整備事業（農道舗装）

事業主体：旧八代市

地区名	事業費(千円)	事業の概要	実施期間
平山	45,000	幅員3.5m 延長3,500m	S50～52年
竜西	50,100	幅員3.5m 延長6,700m	S54
竜西第2	20,000	幅員3.5m 延長2,400m	S55
竜西第3	21,000	幅員3.5m 延長2,600m	S55
合計	136,100	延長15,200m	

## ウ 団体営農道整備事業（農道改良）

事業主体：旧八代市

地区名	事業費(千円)	事業の概要	実施期間
平山	62,200	幅員5.0m 延長1,299m	S57～62年
水島	69,200	幅員5.0m 延長1,218m	S57～61年
高小原	109,300	幅員4.5m 延長1,654m	平成元～4年
合計	240,700	延長4,171m	

## エ 広域営農団地（大規模）農道整備事業

事業年度 昭和46年度～昭和60年度

区間 旧八代市（敷川内町）～宇土郡不知火町

道路延長 L=24,828m

建設省 L= 3,328m

農林省 L=21,500m (うち旧八代市 8,913m)

幅員 8m (車道6.5m)

事業費 8,397,190千円 (国 65% 県 25% 関係市町村 10%)

○県営大規模湛水防除事業

地区名	地域	事業年度	受益面積	受益戸数	事業内容	事業費
郡 築 地 区	郡築1番町～郡築12番町	S 50～57	785ha 流域面積 2,241ha	農家 632戸 非農家 194戸 計 826戸	排水機場 1カ所 排水ポンプ Φ 2,000mm × 3台 (エンジン800馬力) 排水能力 30t/秒	1,182,300千円 国 60.0% 県 25.5% 市 14.5%
金 剛 地 区	金剛地区の新干拓地と旧干拓地の一部	S 50～56	409ha 流域面積 838ha	農家 252戸 非農家 29戸 計 281戸	排水機場 1カ所 排水ポンプ Φ 1,500mm × 2台 排水能力 10t/秒 樋門 3カ所	469,830千円 国 60.0% 県 25.5% 市 14.5%
八代南部地区	金剛地区の一部と日奈久地区	S 61～H3	900ha 流域面積 2,838ha	農家 883戸 非農家 260戸 計 1,143戸	排水機場 2カ所 排水ポンプ Φ 2,000mm × 4台 (エンジン 660馬力) 排水能力 40t/秒 水中ポンプ Φ 300mm × 2台 (モーター 5.5kw) 排水能力 0.3t/秒 山下排水路 400m	2,541,434千円 国 60.0% 県 25.5% 市 14.5%

○県営小規模湛水防除事業

地区名	事業年度	受益面積	流域面積	事業費
昭和地区	H2～5	206ha	695ha (旧八代市563ha 旧千丁町132ha)	762,000千円

○県営ため池等整備事業

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
明治新田地区 (湖岸堤防)	S 61～H元	354ha	護岸工 L=664m 樋門工 1カ所	124,784千円
郡 築 地 区 (湖岸堤防)	S 62～H4	264.5ha	護岸工 L=1,380m	219,044千円
新 開 地 区 (湖岸堤防)	H2～5	354ha	護岸工 L=500m	110,100千円
川田町西地区 (用排水施設 整備・土砂崩壊防止)	H5～12	135ha	山止水路 1,410.0m 法止水路 484.4m 砂防ダム 1カ所	30,100千円
昭 和 地 区 (湖岸堤防)	H6～7	252ha	護岸工 L=1,320m	238,000千円
新 開 2 地 区 (湖岸堤防)	H7～9	354ha	護岸工 L=670.5m	154,000千円
日 奈 久 新 開 地 区 (湖岸堤防)	H17～20	252ha	護岸工 L=590.0m 樋門工 1カ所	127,050千円

○団体営ため池等整備事業

地区名	事業主体	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
昭和同仁地区 (湖岸堤防)	旧八代市	S 63～H4	38.7ha	護岸工 L=666.8m	70,700千円

○県営農業用河川工作物応急対策事業

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
明治新田地区	H12~13	1,093ha	排水樋門改修 スイングゲート 6門 (2.1×2.3) マイターゲート 4門 (3.0×2.3) フラップゲート 6門 (2.1×2.3)	138,000千円

○県営排水対策特別事業

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
郡築1番地区	S 55~59	190ha	排水路工 L=1,932m	176,000千円
郡築12番地区	S 55~59	91ha	排水路工 L=2,223m	159,000千円
松高地区	S 56~60	63ha	排水路工 L=2,138m	309,000千円
高田地区	S 56~60	48ha	排水路工 L=1,509m	216,000千円
二の丸地区	S 56~61	114ha 旧八代市 6ha 旧千丁町 108ha	排水路工 L=2,629.6m 旧八代市 878.6m 旧千丁町 1,751.0m	335,000千円 旧八代市 150,519千円 旧千丁町 184,481千円
昭和北部地区	S 56~62	60ha	排水路工 L=1,811m	309,000千円
昭和南部地区	S 56~62	105ha	排水路工 L=4,430.1m	536,000千円
昭和地区	S 61~63	62ha	排水路工 L=1,330m	110,000千円
弥次地区	S 61~63	45ha	排水路工 L=1,987.2m	168,000千円
催合地区	S 63~H4	106ha	排水路工 L=780m 樋門工 1カ所 (6.5×1.6×1連)	167,000千円
吉王丸地区	H元~4	29ha 旧八代市 11.5ha 旧千丁町 17.5ha	排水路工 L=1,796m 旧八代市 322m 旧千丁町 1,474m	173,000千円 旧八代市 27,500千円 旧千丁町 145,500千円
太田郷地区	H元~6	175ha	排水路工 L=4,777.2m	510,200千円
郡築地区	H元~8	331ha	排水機場工 (横軸軸流 Ø1,500mm×240kw×4台) 排水路工 L=856m 樋門工 3カ所	1,718,200千円
弥次北部地区	H元~11	255ha	排水路工 L=7,071m 樋門工 1カ所	1,006,800千円
おぎのえ 扇ノ江地区	H2~4	22ha 旧八代市 15ha 旧千丁町 7ha	排水路工 L=1,199m 旧八代市 501m 旧千丁町 698m	75,000千円 旧八代市 32,094千円 旧千丁町 42,906千円

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
大慶地区	H2~7	75ha 旧八代市 64ha 旧千丁町 11ha	排水路工 L=2,019m 旧八代市 1,042m 旧千丁町 977m	337,000千円 旧八代市 95,354千円 旧千丁町 241,646千円
平山地区	H6~7	27ha	排水路工 L=1,055m	129,100千円
第一吉王丸地区	H6~7	23ha 旧八代市 13ha 旧千丁町 10ha	排水路工 L=1,080m 旧八代市 437.05m 旧千丁町 642.95m	106,500千円 旧八代市 42,403千円 旧千丁町 64,097千円
南吉王丸地区	H6~8	30ha 旧八代市 11ha 旧千丁町 19ha	排水路工 L=1,304m 旧八代市 339.9m 旧千丁町 964.1m	120,000千円 旧八代市 30,641千円 旧千丁町 89,359千円
第二扇ノ江地区	H7~8	27ha 旧八代市 10.6ha 旧千丁町 16.4ha	排水路工 L=1,200m 旧八代市 310m 旧千丁町 890m	116,000千円 旧八代市 29,967千円 旧千丁町 86,033千円
高小原地区	H7~10	58ha	排水路工 L=1,264m	126,500千円
弥次第二地区	H14~16	31ha	排水路工 L=1,650m	157,700千円
竜西地区	H22~26	119.8ha	排水路工 L=5,907m	514,000千円

○県営かんがい排水事業（一般型）

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
平和地区	H8~13	293ha	排水機場 2カ所 樋門工 1カ所 排水路工 L=1,300m	1,568,300千円

○県営基幹水利施設補修事業

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
明治新田地区	H14~16	985ha	排水機場設備補修	216,500千円

○県営地域用水事業

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
郡築	H21~24		親水護岸 L=518m 周回道路 L=570m	113,800千円

○土地改良融資事業（かんがい排水・農道）

目的 八代地域は干拓による造成地のため、地下水位が高く、排水障害による農業生産の再編成を阻害している。排水路を改修することにより、汎用農地を確保し、農業生産性の向上と農業経営の安定を図る。

事業主体 八代市

実施期間 昭和53年度～平成23年度

財源 日本政策金融公庫からの融資（事業費全額）  
農協が借入主体となり、市に分担金として納入。次年度以降、市が償還金を全額補助。

償還期間 15年（5年据え置き）

項目	年度	H20まで	H21	H22	H23	H24	H25	合計
事業費(千円)		5,460,846	92,000	92,000	92,000	92,000	84,506	5,913,352
路線数		405	7	8	8	7	7	442
延長(m)		107,790.9	1,544.0	1,888.0	2,086.0	2,104.7	1,711.1	1,171,247
受益面積(ha)		2,718.4	22.0	34.0	55.0	48.9	47.5	2,925.8

○県営経営体育成基盤整備事業（旧県営土地改良総合整備事業）

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
郡築北部地区	H3～16	403.0ha	道路工 L=21,167m 排水路工 L=21,931m 用水路工 L=3,470m 客土工 A=38.5ha	3,544,000千円
郡築中部地区	H3～16	138.2ha	道路工 L=5,274m 排水路工 L=8,078m 用水路工 L=10,125m 客土工 A=9ha	1,624,000千円
郡築南部地区	H3～15	141.4ha	道路工 L=8,217m 排水路工 L=7,776m	1,459,000千円
平和地区	H8～23	289.2ha	道路工 L=21,725m 排水路工 L=27,590m 用水路工 L=31,594m バッファボート 9ヵ所 揚水機場 10ヵ所 客土工 A=84.1ha	5,253,000千円
水島地区	H12～22	120.6ha	道路工 L=9,140m 排水路工 L=12,743m 用水路工 L=2,111m	1,929,000千円

○団体営農村基盤総合整備事業

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
八代北部地区 (古閑浜町・井揚町)	S 54～H2	141ha	農業用排水 L=4,502m 農業集落排水 L=1,857m 農道 L=3,457m	539,000千円

○基盤整備促進事業（事業地区：旧八代市）

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
沖町地区	S 56～63	26.7ha	道路工 L=1,220m 排水路工 L=1,411m 客土工 A=3.7ha	178,000千円
松高地区	S 56～63	45.3ha	道路工 L=1,880m 排水路工 L=1,026m 客土工 A=3.7ha	166,500千円
新開地区	H元～7	45.0ha	道路工 L=3,185m 排水路工 L=2,486m 客土工 A=23.9ha	496,000千円
揚町地区	H3～7	56.0ha	道路工 L=1,978m 排水路工 L=3,212m 客土工 A=0.26ha 暗渠排水 A=36ha	298,500千円
新開西地区	H7～10	33.5ha	道路工 L=2,315m 排水路工 L=2,162.1m 客土工 A=4.38ha	335,000千円
大福寺地区	H7～11	37.0ha	道路工 L=2,691.1m 排水路工 L=3,626m 用水路工 L=6,958.2m 揚水機場 3基	552,300千円
日奈久新開地	H11～14	9.0ha	道路工 L=826m 排水路工 L=1,903.4m	136,000千円
植柳下地区	H12～15	28.0ha	排水路工 L=3,194m	107,000千円
平山新町地区	H14～16	8.0ha	排水路工 L=925m	52,000千円
日奈久新地区	H20～22	11.3ha	道路工 L=705m 排水路工 L=1,518m	69,010千円
鼠藏地区	H20～23	52.5ha	排水路工 L=5,656m	290,000千円
北原地区	H20～22	15.7ha	排水路工 L=1,450m	74,139千円

○農業体質強化基盤整備促進事業

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
鼠藏地区	H24 (H23繰越)	5.7ha	排水路工 L=565.4m	26,400千円
八代1地区	H24 (H23繰越)～H25 (H24繰越)	32.3ha	排水路工 L=2,491.9m	106,880千円
八代2地区	H24 (H23繰越)	181.1ha	区画拡大 A=29.7ha 暗渠排水 A=151.4ha	255,048千円
八代3地区	H25 (H24繰越)	13.1ha	排水路工 L=1,362.2m	49,480千円
八代4地区	H25 (H24繰越)	193.1ha	区画拡大 A=14.9ha 暗渠排水 A=178.2ha	282,265千円

○農業基盤整備促進事業（H24新規事業）

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
八代平野地区	H25（H24繰越）	66.8ha	区画拡大 暗渠排水 A=29.7ha A=151.4ha	26,400千円
八代平野4地区	H25（H24繰越）	7,270ha	区画拡大 暗渠排水 A=29.7ha A=151.4ha	106,880千円
八代平野5地区	H25（H24繰越）	292.9ha	区画拡大 暗渠排水 A=29.7ha A=151.4ha	255,048千円

○農業水利施設保全合理化事業（H24新規事業）（土地改良区事業主体）

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
八代平野1地区	H25（H24繰越）	6,340ha	転倒堰更新・魚道改修・ 管理棟改修1式	76,460千円
八代平野2地区	H25（H24繰越）	5,218ha	用水調整ゲート改修・ ネットフェンス設置外	166,500千円
八代平野3地区	H25（H24繰越）	550ha	ネットフェンス L=1,700m	18,400千円
平和地区	H25（H24繰越）	293ha	ネットフェンス L=300m・ 水位調整ゲート改修1式	17,333千円

○熊本県農業農村整備推進交付金特認事業

事業名	地区名	事業年度	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業内容
農業農村整備 推進交付金特 認事業	高小原町	H21	7.6	15,928	排水路工 L=468.4m
農業農村整備 推進交付金特 認事業	海士江町第一	H22	5.1	11,813	排水路工 L=297.3m

【坂本支所】

○農業構造改善事業（昭和42年度～44年度）

区分 助成	事業区分	事業内容	事業費 (千円)
補助事業	土地基盤整備事業	農地造成(みかん) 開園 8.30ha 農道 2,607m	12,000
		集団みかん園造成改良 開園 10.49ha 農道 3,889m 改良 9.5ha	20,790
	経営近代化施設	みかん園共同防除施設(2カ所) 10.60ha 19.99ha	8,770
		みかん中継集荷場 135m <sup>2</sup> ×1棟	3,143
		みかん貯蔵所 231m <sup>2</sup> ×1棟	16,788
	補助事業計		61,491
融資単独事業		みかん植栽 18.36ha	11,016
		みかん貯蔵所 18棟	9,412
		小型トラクター 3台	665
		動力草刈機 15台	630
		動力噴霧機 2台	60
		小型四輪車 22台	8,556
融資事業計			30,339

○第一期山村振興農林漁業特別対策事業（昭和46年度～48年度）（事業主体：旧坂本村）

事業区分・種目		施行箇所	実施年度	受益範囲(ha)	事業内容	事業費 (千円)
生産基盤整備	農道	八ツ枝	S 46	8戸 1.5ha	L=270.0m W=3.6m	2,871
	自動車道開設	大谷	S 47	29.5ha	L=441.4m W=3.6m	5,389
	農地造成(茶)	責	S 48	8戸 9.3ha	L=579.5m W=3.5m	15,000
経営近代化設	緑茶加工施設	大門瀬	S 47	323戸 27.5ha	機械器具一式	4,950
	い草集荷所	寺前瀬	S 48	160戸 59.0ha	492.0m <sup>2</sup>	8,300

○第二期山村振興農林漁業特別対策事業（昭和54年度～57年度）（事業主体：旧坂本村）

事業区分・種目		施行箇所	実施年度	受益範囲(ha)	事業内容	事業費 (千円)
生産基盤整備	かんがい排水	仲畑	S 54	10戸 1.0ha	L=196.0m	1,000
	農道	谷向		16戸 1.0ha	L=163.0m W=3.0m	2,116
環境整備	生活改善センター	鶴喰		101戸 350人	建物 199.0m <sup>2</sup>	20,700
農業経営近代化	ほ場整備	大門瀬	S 55～56	30戸 5.0ha	5.0ha	38,400
	ほ場整備	大門瀬		20戸 0.8ha	0.8ha	13,000
	かんがい排水	山神		11戸 1.0ha	L=333.5m	3,128
	かんがい排水	溝口		19戸 2.2ha	L=220.4m	1,661
	かんがい排水	登立		17戸 1.4ha	L=86.0m	897
	かんがい排水	梶原		16戸 1.3ha	L=36.31m	4,314
環境整備	生活改善センター	深水		144戸 633人	1棟 198.0m <sup>2</sup>	23,000

○農村地域トータルライフ向上対策事業 (事業主体: 旧坂本村)

事業区分・種目		施行箇所	実施年度	事業内容	事業費(千円)
機能施設設備	坂本村生活館	早水	S 61	敷地造成 468.0 m <sup>2</sup> 建物 1棟 358.0 m <sup>2</sup>	46,291

○地域農業拠点整備事業 (事業主体: 旧坂本村)

事業区分・種目		施行箇所	実施年度	事業内容	事業費(千円)
小規模盤整地	中畑地区ほ場整備 (1工区~2工区)	中畑	S 62	整地工 4.99ha 農道工 1,309.0m 用水工 1,259.0m 排水工 378.3m	43,889
	中畑地区換地業務	中畑	S 63		341

○第三期山村振興農林漁業特別対策事業 (事業主体: 旧坂本村)

事業区分・種目		施行箇所	実施年度	事業内容	事業費(千円)	
城平地区ほ場整備		上鶴	S 61	整地工 0.73ha 道路工 420.0m 排水工 279.0m	20,047	
小規模盤整地	梅木鶴地区ほ場整備	梅木鶴	H元	整地工 0.50ha 農道工 140.0m 用水工 235.3m 排水工 13.0m	7,920	
	梅木鶴地区ほ場整備	梅木鶴	H2	整地工 2.40ha 農道工 565.0m 用水工 935.0m 排水工 70.0m	23,851	
環境整備事業	久多良木地区多目的集会施設設計・管理委託	久多良木	H5	建物 243.0 m <sup>2</sup>	2,041	
	ボーリング委託			ボーリング 7m×2本	875	
	集会施設新築工事			建物1棟 243.0 m <sup>2</sup>	42,798	
	西部地区多目的集会施設測量委託	西部	H6	用地測量 2,000.0 m <sup>2</sup>	723	
	西部地区多目的集会施設設計・管理委託	西部		建物 282.0 m <sup>2</sup>	2,522	
	西部地区多目的集会施設建設・用地造成			建物 282.0 m <sup>2</sup>	60,699	

○中山間地域農村活性化総合整備事業 (事業主体: 旧坂本村)

事業区分・種目		施行箇所	実施年度	事業内容	事業費(千円)
女原地区ほ場整備		女原	H2	整地工 1.10ha 農道工 114.0m 用水工 90.6m 排水工 174.2m	12,995
小川内地区ほ場整備 (1工区)		小川内	H2~3	整地工 4.30ha 農道工 1,301.0m 排水工 157.0m	39,459
小川内地区ほ場整備 (2工区)				整地工 3.10ha 農道工 908.0m 排水工 174.0m	33,650
小川内地区ほ場整備 (用水路1工区)				用水工 1,830.0m	12,759
小川内地区ほ場整備 (用水路2工区)				用水工 1,209.0m	11,129

事業区分・種目	施行箇所	実施年度	事業内容	事業費(千円)
中山間地域農村活性化総合整備事業 計画策定委託業務		H2		2,987
中山間地域農村活性化総合整備事業 設計委託業務				5,433
中山間地域農村活性化総合整備事業 換地業務委託				3,794
小川内地区ほ場整備 (1工区)	小川内	H3~4	整地工 2.30ha 農道工 853.5m 用水工 889.0m 排水工 235.5m	32,122
小川内地区ほ場整備 (2工区)			整地工 3.50ha 農道工 903.5m 用水工 966.0m 排水工 495.0m	40,962
小川内地区ほ場整備 (3工区)			整地工 2.27ha 農道工 698.0m 用水工 1,017.0m 排水工 174.6m	33,681
小川内地区ほ場整備 (4工区)			整地工 3.94ha 農道工 1,004.0m 用水工 868.0m 排水工 384.5m	36,343
中山間地域農村活性化総合整備事業 測量設計委託	小川内	H3		5,459
中山間地域農村活性化総合整備事業 小川内換地業務				659
小川内地区ほ場整備 (1工区)	小川内	H4~5	整地工 2.95ha 農道工 588.0m 用水工 802.0m 排水工 298.5m	30,972
小川内地区ほ場整備 (2工区)			整地工 2.60ha 農道工 580.0m 用水工 539.0m 排水工 358.0m	25,984
小川内地区ほ場整備 (3工区)			整地工 2.62ha 農道工 487.0m 用水工 696.0m 排水工 412.0m	26,212
小川内ほ場整備 地区	電柱移設	小川内		3,364
鶴喰地区農道整備		鶴喰	L=449.0m W=3.0m	4,120
中畑地区農道整備		中畑	L=891.4m W=3.0m	7,890
久多良木地区多目的集会施設	久多良木	H4	用地整備 2,000m <sup>2</sup>	23,759
中畑・鶴喰地区農道整備測量設計 業務委託				4,500
小川内地区ほ場整備測量設計委託				6,350
久多良木地区用地整備事業測量設計 委託				2,150
小川内地区(1・2地区) 換地業務委託	小川内			2,161
小川内地区(2工区) 確定測量業務委託				452

事業区分・種目	施行箇所	実施年度	事業内容	事業費(千円)	
小川内地区ほ場整備 (1工区)	小川内	H5~6	整地工 3.20ha 農道工 653.5m 用水工 713.0m 排水工 373.5m	40,586	
小川内地区ほ場整備 (2工区)			整地工 3.23ha 農道工 858.0m 用水工 1,101.0m 排水工 221.0m	44,887	
小川内地区ほ場整備 (3工区)			整地工 6.86ha 農道工 294.0m 用水工 521.8m 排水工 542.3m	28,000	
小川内地区ほ場整備設計委託	小川内	H5		7,126	
小川内地区換地業務委託				1,924	
畑かん施設工事 鶴喰地区営農飲雜用水施設設計業務委託	鶴喰			5,871	
鶴喰地区営農飲雜用水	施設新設 (1工区)	鶴喰	取水堰築造 導水管敷設 520.0m	7,875	
	施設新設 (2工区)		電気室電気計装一式	27,696	
	施設新設 (3工区)		緩速ろ過 配水池築造	26,162	
	施設新設 (4工区)		配水池流水管築造一式	14,008	
	施設新設 (5工区)		配水管敷設 1,301.0m	41,179	
	施設新設 (6工区)		配水管敷設 997.5m	30,836	
	施設新設 (7工区)		配水管敷設 834.5m	24,514	
小川内地区ほ場整備	小川内	H6	護岸工 66.0m	5,201	
小川内地区ほ場整備	小川内		排水施設外	26,429	
小川内地区確定測量業務委託				329	
小川内地区換地業務委託	小川内	H7		6,209	
小川内地区ほ場整備			1筆取水工 1筆排水工 切取 1,575m <sup>3</sup> 盛土埋戻 1,575m <sup>3</sup>	4,388	
換地業務委託 土取場用地境界測量委託				1,299	
小川内地区ほ場整備換地業務委託	小川内	H9		1,347	

○新山村振興等活性化推進事業 (事業主体 : 旧坂本村)

事業区分・種目	施行箇所	実施年度	事業内容	事業費(千円)
生活環境整備事業 山村振興鶴喰地区測量設計業務委託	鶴 嘰	H9		150,000
鶴喰地区農山村広場整備			広場工 1,493.6m <sup>2</sup> 駐車場 829.0m <sup>2</sup> 取付道路 128.6m トイレ1、ベンチ6	25,502
生活環境整備事業 坂本村農林水産物直売・食材供給 施設設計・管理委託	川 岳	H10		4,515
坂本村農林水産物直売・食材供給 施設新築工事			建物1棟 286m <sup>2</sup>	72,594

○基盤整備促進事業 (事業主体 : 旧坂本村)

事業区分・種目	施行箇所	実施年度	事業内容	事業費(千円)
農道環境整備 基盤整備促進事業 (農道環境整備) 測量委託	小川内	H10		5,460
小川内線舗装工事			L=2,002.7m W=2.5~5.5m	24,423
農道環境整備 農道小川内線舗装工事測量設計業務委託	小川内	H11		5,773
小川内線舗装工事			L=2,182.2m W=3.0~4.0m	23,454
農道環境整備 農道舗装工事測量設計業務委託	小川内	H12		5,460
農道小川内・久多良木線舗装工事	小川内 久多良木		L=2,808.0m W=1.5~8.2m	24,089

○団体営事業 (事業主体 : 旧坂本村)

事業区分・種目	施行箇所	実施年度	事業内容	事業費(千円)
団体営ほ場整備事業 鶴喰地区ほ場整備	鶴 嘰	S 53~57	整地工 14.1ha 水路工 2,468.2m 排水工 1,777.2m 道路工 1,154.0m	102,500
単県農業農村整備事業 久多良木多目的集会施設 広場舗装・転落防護柵設置工事	久多良木	H13	舗装 780.0m <sup>2</sup> 防護柵設置 38m	3,251

【千丁支所】

○県営事業

事業名	地区名	事業年度	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業内容
湛水防除事業	八代新地地区	H12~18	132.0	554,590	排水機場工 1カ所 導水路工 L=867m 排水ポンプ φ 900mm 4機 吐出量 (全体) 6.7 m <sup>3</sup> /s
排水対策特別事業	八代新地地区	H12~18	72.0	270,200	排水路工 L=1,759.6m
排水対策特別事業	新牟田地区	H17~23	190.0	1,417,700	排水路工 L=750m 排水機場工 1カ所 排水ポンプ φ 1800mm 4機 吐出量 (全体) 28 m <sup>3</sup> /s
排水対策特別事業	東牟田地区	H19~24	27.0	366,000	排水路工 L=210m 排水機場工 1カ所 排水ポンプ φ 700mm 2機 吐出量 (全体) 1.5 m <sup>3</sup> /s
排水対策特別事業	第二東牟田地区	H29以降 (予定)	62.8	470,000	排水路工 L=640m 排水機場工 1カ所 排水ポンプ φ 800mm 2機 吐出量 (全体) 2.4 m <sup>3</sup> /s

※ 新牟田地区の排水機場は、県土木とのアロケ事業として1/4を県土木部が負担。

※ 東牟田地区は平成18年度調査、平成19年度採択。

※ 第二東牟田地区は、東牟田地区の進捗及び河川の築堤と県道改良事業の進捗を考慮し、採択申請を行う。

○単県農業農村整備事業

事業名	地区名	事業年度	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業内容
単県農業農村整備事業	新牟田一地区	H17	5.0	10,000	排水路工 L=210m
単県農業農村整備事業	八代新地地区	H18	4.9	20,500	排水路工 L=470m

○熊本県農業農村整備推進交付金特認事業

事業名	地区名	事業年度	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業内容
農業農村整備推進交付 金特認事業	二の丸	H22	5.5	11,188	排水路工 L=389m

【鏡支所】

○国営事業

事業名	地区名	関係市町村	実施年度	受益面積(ha)	受益戸数(戸)	総事業費(千円)	事業内容
国営かんがい排水事業	八代平野	旧八代市 旧千丁町 旧鏡町 旧宮原町	S39~48	6,340	7,112	4,325,000	頭首工 1力所 用水路 L=35km 排水路 L=4km
国営造成土地改良施設整備事業	八代平野	旧八代市 旧千丁町 旧鏡町 旧宮原町	S62~H2	6,340	7,275	784,234	頭首工 1力所 ゲート補修 10門 幹線用水路補修

○県営事業

事業名	地区名	関係市町村	実施年度	受益面積(ha)	受益戸数(戸)	総事業費(千円)	事業内容
かんがい排水事業	北新地 並びに 大鞆川	旧八代市 旧鏡町 旧千丁町	S22~26	578	0	14,164	堤防補強 L=2,551m パラペット L=3,884m
	八代平野	旧八代市 旧千丁町 旧鏡町 旧宮原町	S41~56	6,794	7,379	9,627,261	排水機場 7力所 用水路 L=32,781m 排水路 L=62,134m 排水通門 7力所
	氷川下流	旧龍北町 旧宮原町 旧鏡町	S48~63	1,287	998	3,370,040	頭首工1力所 L=79.9m 用水路工 L=15,067m 水管理施設工1式
排水対策特別事業	津口	旧鏡町	S54~57	68	99	192,000	排水路 L=2,529.3m
	両出	旧鏡町	S55~59	142	161	351,000	排水路 L=3,273m
	第2北新地	旧鏡町	H2~6	40	35	170,000	排水路 L=2,074m
	芝口	旧鏡町	H3~7	26	26	148,500	排水路 L=1,217m
	有佐	旧鏡町	H3~7	34	53	146,000	排水路 L=1,691m
	第二芝口	旧鏡町	H4~7	28	40	135,000	排水路 L=1,085m
	中島	旧鏡町	H4~8	29	54	186,000	排水路 L=1,715m
	第二有佐	旧鏡町	H5~8	45	50	144,000	排水路 L=1,772m
	北新地	旧鏡町	H2~9	25	33	291,400	排水路 L=1,396m
	第二両出	旧鏡町 旧千丁町	H12~16	156	158	655,400	排水路工 L=584m 排水機場 1力所
ほ場整備事業 (一般)	鏡町塩浜	八代市	H19~24	79	141	737,100	排水路工 L=1,340m 排水機場 1力所
	野崎	旧鏡町	S55~62	158	125	1,321,522	区画整理 158ha
特殊ほ場整備事業	北新地	旧鏡町	S45~51	190	91	705,870	区画整理 152.8ha 整地工 24.7ha 農地造成 12.8ha
土地改良 総合整備事業	第二中	旧鏡町	H7~15	119	124	1,091,000	排水路工 L=11,137m 農道 L=8,982m
	鏡町塩浜	旧鏡町	H24~H28	53	111	351,000	排水路 L=4,762m 農道 L=291m 客土 11.2ha 暗渠 10.2ha
	野崎	旧鏡町	H26~H30	164	105	643,000	排水機場 1箇所 排水路 L=6.0km 農道 L=4.0km 客土 36.3ha 暗渠 12.5ha
	両出	旧鏡町	H27~H31	166	179	1,142,000	排水路 L=13.73km 用水路 L=9.16km 農道 L=6.67km 客土 24.9ha 暗渠 9.0ha
経営体育成基盤整備事業	中島	旧鏡町 旧宮原町	H12~16	62	98	304,000	排水路工 L=4,942m 農道 L=2,210m
	大牟田	旧千丁町 旧鏡町	H13~16	32	88	231,000	排水路工 L=4,823m 農道 L=1,150m
	新屋敷	八代市	H18~22	23	46	220,000	排水路 2,900m 農道 1,400m 客土 6.0ha 暗渠 6.8ha
	第二西区	八代市	H18~23	40	56	490,000	排水路 2,964.5m 農道 2,626.2m 客土 17.4ha 暗渠 27.3ha

事業名	地区名	関係市町村	実施年度	受益面積(ha)	受益戸数(戸)	総事業費(千円)	事業内容
地域水田農業支援緊急整備事業	北新地中央	旧鏡町	H18~23	197	156	731,000	客土 149.4ha 暗渠 148.0ha
一般農道整備事業(基幹農道舗装)	鏡	旧鏡町	S48~51	335	0	60,000	道路工 L=3,415m
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	鏡	旧鏡町	S40~42	451	0	32,054	道路工 L=3,014m
	宮原文政	旧鏡町	S44~46	527	0	46,600	道路工 L=3,418m
ため池等整備事業(湖岸堤防)	芝口	旧鏡町	H5~6	218	0	111,370	堤防 L=580m
	南芝口	旧鏡町	H7~9	218	460	186,070	護岸工 L=692m
湛水防除事業	野崎	旧鏡町	S52~60	327	174	777,000	排水機場 2カ所
	鏡	旧鏡町	S51~61	713	353	1,293,000	排水機場 1カ所
	碓原	旧鏡町	H5~8	606	0	1,172,000	排水機場 1カ所
海岸保全施設整備事業	北新地	旧鏡町	S62~63	2,709	4,121	23,000	腰石垣 L=99m
海岸環境整備事業	北新地	旧鏡町	H5~9	2,709	4,121	100,000	護岸工 L=90m

○団体営事業

事業名	地区名	関係市町村	実施年度	受益面積(ha)	受益戸数(戸)	総事業費(千円)	事業内容
かんがい排水事業	北新地	旧鏡町	S45~47	256	0	140,563	用水路工 L=15,593m
	野崎	旧鏡町	S51~54	189	0	56,880	用水路 L=1,086m
	文政南部	旧鏡町	S50~55	222	0	185,000	用水路 L=8,241m
	碓原	旧鏡町	S53~56	88	0	36,300	用水路工 L=1,768m
	内田宝出	旧鏡町	S52~57	193	0	128,100	用水路 L=4,416m
	塩浜	旧鏡町	S62~H元	18	0	40,900	用水路 L=640m
	内田	旧鏡町	S63~H元	30	0	27,400	用水路 L=592m
	北新地	旧鏡町	H2~4	23	0	24,500	用排水路 L=702m
土地改良施設修繕保全事業	八代北部	旧八代市 旧千丁町 旧鏡町	H6	0	0	30,000	フェンス L=2,679m
	八代平野	旧八代市 旧千丁町 旧鏡町 旧宮原町	H7	0	0	33,000	フェンス L=3,500m
	八代北部	旧八代市 旧千丁町 旧鏡町	H8	0	0	30,000	フェンス L=2,993m
	八代平野	旧八代市 旧鏡町	H9	0	0	33,000	ネットフェンス L=3,717m
	八代平野	旧八代市 旧鏡町	H11	0	0	26,100	ネットフェンス L=2,514m

事業名	地区名	関係市町村	実施年度	受益面積(ha)	受益戸数(戸)	総事業費(千円)	事業内容
土地改良総合整備事業 (土地総型)	宝出	旧鏡町	S53~56	68	112	144,100	農道 L=3,713m
	西区	旧鏡町	H5~7	41	46	226,800	用排水路 L=3,285m
小規模排水特別対策事業	津口第1	旧鏡町	S55	11	0	38,350	農業用用排水路 L=937m
	津口第2	旧鏡町	S55	12	0	48,070	農業用用排水路 L=1,050m
	大還	旧鏡町	H3	9	17	22,700	排水路工 L=671m
水田汎用化基盤整備事業	有佐	旧鏡町	H9	47	175	210,000	排水路 L=3,728m 農道 L=390m
農道整備事業	内田	旧鏡町	S45~47	0	0	46,946	道路工 L=1,100m
	津口	旧鏡町	S53~54	0	0	44,200	道路工 L=1,100m
	内田	旧鏡町	S54~55	0	0	15,300	道路工 L=500m
	碓原	旧鏡町	S56~58	0	0	39,900	道路工 L=1,679m
農道舗装	宝出	旧鏡町	S46	0	0	3,783	道路工 L=600m
農道橋	宝出	旧鏡町	S38	0	0	100	1カ所
特殊改良	鏡	旧鏡町	S63	0	0	22,500	道路工 L=2,141m
基盤整備促進事業	芝口	旧鏡町	H10~15	48	0	159,000	排水路工 L=3,018.3m 道路工 L=696m
農村総合整備事業	鏡	旧鏡町	S52~H元	0	0	1,440,000	水路 23,232m 道路 5,139m センター 1カ所
ため池等整備事業 (老朽ため池)	塩浜	旧鏡町	S62~63	7	0	34,140	ため池堤体工一式

○熊本県農業農村整備推進交付金特認事業

事業名	地区名	関係市町村	実施年度	受益面積(ha)	受益戸数(戸)	総事業費(千円)	事業内容
特認事業	両出江湖開	旧鏡町	H23	2	4	90,000	排水路工 L=161.5m

○農業体质強化基盤整備促進事業

事業名	地区名	関係市町村	実施年度	受益面積(ha)	受益戸数(戸)	総事業費(千円)	事業内容
定率助成	野崎、碓原	旧鏡町	H24	6	15	26,200	排水路工 L=495m

【東陽支所】

○県営事業 (事業主体: 熊本県)

事業名	地区名	実施年度	受益面積(ha)	受益戸数(戸)	総事業費(千円)	事業内容
県営農業集落排水事業	南	H8~11		518	1,136,920	管路延長 L=8,553m 中継ポンプ 11カ所 処理施設 1棟
県営一般農道整備事業	河俣	H4~16	65	83	781,638	施行延長 L=3,900m

○農業構造改善事業 (S40～S43) (事業主体：旧東陽村)

事業区分	地区名	実施年度	総事業費 (千円)	事業内容		
土地基盤整備事業	差野	S41	8,022	中川原線	L=1.552m	W=3.0m
	新里	S42	14,500	日当線	L=2.630m	W=3.60m
	赤山	S42	1,075	城の原線	L=249.5m	W=4.0m
	赤山	S42	836	堤迫線	L=191.0m	W=3.2m
	赤山	S42	2,073	花立線	L=430.0m	W=3.6m
	差野	S42	5,780	平山線	L=880.0m	W=4.5m
経営近代化施設	差野	S41	2,236	差野みかん共同防除施設	(8.2ha)	
	東陽	S41	2,372	みかん集荷所	202.5m <sup>2</sup> ×1棟	
	赤山	S43	2,755	赤山みかん共同防除施設	(13.55ha)	
	差野	S43	4,070	平山・中川崎みかん共同防除施設	(14.5ha)	
補助事業合計			43,719			
融資単独事業			865	小型トラクター	5台	
			6,372	みかん貯蔵所	7棟	
			466	動力噴霧器	8台	
			794	動力草刈機	18台	
			3,037	小型四輪車	9台	
融資事業合計			11,534			

○振興山村農林漁業特別開発事業 (S47～S49) (事業主体：旧東陽村)

事業種目	地区名	実施年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (千円)	事業内容
農道整備	座連	S47～48		5	5,632	余狩尾線 L=408m W=3.0m
農地造成	座連	S49	1	5	2,980	余狩尾地区

○第二期山村振興農林漁業特別対策事業 (S54～S57) (事業主体：旧東陽村)

事業種目	地区名	実施年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (千円)	事業内容
農道整備	鶴	S54～56	4	28	44,950	崩線 L=599m W=2.5m
鶴生活改善センター	鶴	S57		85	10,044	木造 1棟 92.05m <sup>2</sup>

○第三期山村振興農林漁業特別対策事業 (S63～H4)

事業種目	地区名	事業主体	実施年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (千円)	事業内容
えのき茸生産施設	久木野	久木野えのき茸生産組合	S63		8	66,977	鉄骨平屋 1棟 1,060.95m <sup>2</sup>
農道整備	鶴	旧東陽村	H2～3	4	28	36,127	崩線 L=491m W=2.5m モノレール L=740m
河俣地区山村広場整備	久木野	旧東陽村	H3～4		234	111,329	整地工 8.500m <sup>2</sup>
鹿路地区多目的集会施設	鹿路	鹿路地区管理組合	H4		28	15,348	木造 1棟 103m <sup>2</sup>

○山村振興等農林漁業特別対策事業 (種山地区) (H6～H9)

事業種目	地区名	事業主体	実施年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (千円)	事業内容
生産物直売・食材供給施設整備	種山	旧東陽村	H7		291	55,000	【菜摘館】 木造 1棟 268m <sup>2</sup>
農道整備	箱石	旧東陽村	H8	2	16	59,850	箱石線 L=894.0m W=4.0m
農林水産物集出荷貯蔵施設	種山	JA やつしろ	H8		291	284,460	鉄骨平屋 1棟 1,930m <sup>2</sup>
情報連絡施設	東陽	旧東陽村	H9		776	92,360	親局 1局 中継局 1局 屋外拡声機 5基 個別受信機 521台

○山村振興等農林漁業特別対策事業（河俣地区）（H8～H11）

事業種目	地区名	事業主体	実施年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (千円)	事業内容
軌道等運搬施設整備	河俣	軌道利用組合	H9	10.7	55	18,500	モノレール L=2,202m
農林漁家婦人活動促進施設	美生	旧東陽村	H10		32	19,908	木造平屋 1棟 128.2m <sup>2</sup>
自然環境整備	河俣	旧東陽村	H11		124	55,424	笠松橋公園整備 東屋 7.3m <sup>2</sup> 他

○新山村振興等農林漁業特別対策事業（H12～H14）（事業主体：旧東陽村）

事業種目	地区名	実施年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (千円)	事業内容
集落道路整備	種山	H13		45	74,427	4路線 L=1,275m
簡易給水施設整備	赤山	H13		16	19,400	貯水槽 1基 配管 L=645m

○新農村地域定住促進対策事業（S61～H4）（事業主体：旧東陽村）

事業種目	地区名	実施年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (千円)	事業内容
東陽村定住センタ一新築工事	東陽	S62～63			100,857	鉄骨平屋 1棟 713.4m <sup>2</sup>
福手原地区小規模農地造成工事	東陽	S63～H元	5.1	6	47,000	整地工 5.12ha 道路工 L=111m 水路工 L=1,865m
集出荷貯蔵施設整備	東陽	H2		557	19,500	コンクリート貯蔵庫 120m <sup>3</sup>
農産物熱処理設加工	東陽	H4		557	48,332	鉄骨平屋 1棟 198m <sup>2</sup>

○集落農業構造改善事業（事業主体：旧東陽村）

事業種目	地区名	実施年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (千円)	事業内容
西原地区ほ場整備	西原	S58	5.65	24	33,300	整地工 5.65ha 農道工 351m 用水路工 1,004m 排水路工 403m
西原地区構造改善センタ一	西原	S58	10.8	24	8,000	木造 1棟 86.63m <sup>2</sup>

○団体営中山間地域農村活性化総合整備事業（H3～H6）（事業主体：旧東陽村）

事業種目	地区名	実施年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (千円)	事業内容
赤山地区ほ場整備	赤山	H3～4	2.7		41,490	整地工 2.7ha 道路工 598m 排水路工 839m
箱石地区営農飲食施設整備	箱石	H3～4		53	75,920	管路延長 L=4,592m
農業用水施設整備	美生	H5	6.8		47,200	貯水槽 1基 管路延長 L=3,650m
"	田野々	H5	7.2		41,500	貯水槽 1基 管路延長 L=3,660m
農業集落道路整備	西原	H4		25	30,900	L=93m W=3.6m
農道整備	牟田	H4	8		23,760	L=600m W=3.6m 舗装工 L=500m
農道整備	馬見越	H4	6		28,800	舗装工 L=832m
農道整備	鶴	H4～5	12		45,322	舗装工 L=1,150m
農道整備	福手原	H6	6			舗装工 L=712m
農村公園整備	西原	H5～6		783	76,908	面積 8,000m <sup>2</sup>
用地整備	西原	H4		783	10,388	面積 3,000m <sup>2</sup>
活性化施設整備	西原	H5		783	84,460	【石匠館】 鉄骨・石積 1棟 440m <sup>2</sup>

○団体営事業 (事業主体: 旧東陽村)

事業種目	地区名	実施年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (千円)	事業内容
農道整備	鶴	S48~51	14.2	35	32,670	日当～中川原線 L=1,591m W=3.6m
農道整備	鶴	S50~53	14.2	35	42,400	中川原線 L=1,577m W=3.6m
農道整備	田野々	S52~53	11	26	19,700	田野々線 L=519m W=3.6m
農道整備(舗装)	新里	H2~5	22	48	70,110	日当附帶農道 L=2,535m W=4.0m
農業集落排水事業	南	H8~17		518	2,080,000	管路延長 L=20,324m 中継ポンプ 31カ所

○経営構造対策事業 (H15~H17) (事業主体: 旧東陽村)

事業種目	地区名	実施年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (千円)	事業内容
産地形成促進施設整備	東陽	H15~16	127	148	619,953	【せせらぎ】 鉄筋コンクリート1棟 2,205.5m <sup>2</sup>
農道整備	新開	H16~17	2	17	30,000	掲手線 L=423.0m W=3.6m
農業用水施設整備	赤山	H16~17	11.3	12	42,000	貯水タンク 1基 管理延長 L=3,000m

○畑作振興深層地下水調査事業 (事業主体: 熊本県)

事業名	地区名	実施年度	口径 (mm)	揚水量 (m <sup>3</sup> /日)	調査費 (千円)	井戸の構造
南地区畑作振興深層地下水調査事業	星原	S62	200	1.152	4,640	SGP鋼管 90.5m
北地区畑作振興深層地下水調査事業	畑中	S63	150~250	1.092	4,740	SGO鋼管 92.0m
箱石地区畑作振興深層地下水調査事業	箱石	H元	150	432	7,500	SGP鋼管 100.0m
河俣地区畑作振興深層地下水調査事業	久木野	H2	200	432	7,500	SGP鋼管 100.85m
小浦地区畑作振興深層地下水調査事業	重見	H7	150	604	6,228	SGP鋼管 53.5m
新里地区畑作振興さく井工事	新里	H7	200	1.153	17,800	SGP鋼管 115.5m
赤山地区畑作振興深層地下水調査事業	赤山	H12	150	432	7,500	SGP鋼管 120.0m

【泉支所】

○県営事業

事業名	地区名	事業年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	事業費 (千円)	事業内容
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	小川泉2期	S54~61	332	0	493,000	道路工 L=2,073m
	下岳	H2~14	45	121	1,241,570	道路工 L=2,597m
地すべり対策事業	下糸原	S51~H8	19	0	245,672	地すべり防止工一式

○団体営事業

事業名	地区名	事業年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	事業費 (千円)	事業内容
農道整備事業 (一般)	深山	S33~34	0	0	4,000	道路工 L=1,303m
	糸原	S34~35	0	0	2,514	道路工 L=532m
	深山(第2)	S35~36	0	0	3,578	道路工 L=2,512m
	糸原(第2)	S36~37	0	0	2,240	道路工 L=1,123m
	二重	S50~54	0	0	77,600	道路工 L=1,100m
農道整備事業 (特殊改良)	泉	S62~62	0	0	6,800	道路工 L=1,000m
集落排水事業	下岳上	H4~8	850	235	919,500	管路 L=10,500m 処理施設1カ所

## (10) 農業委員会

### ①農業委員定数

区分		定数	備考
選挙による委員		人 30	第1区 (5人) : 昭和・郡築・八千把地区
			第2区 (4人) : 代陽・八代・松高・太田郷・龍峰地区
			第3区 (4人) : 植柳・麦島・高田・宮地・坂本地区
			第4区 (6人) : 金剛・日奈久・二見地区
			第5区 (3人) : 千丁地区
			第6区 (6人) : 鏡地区
			第7区 (2人) : 東陽・泉地区
選任による委員	農協推薦	1	
	土地改良区推薦	1	
	農業共済推薦	1	
	議会推薦	4	
計		37	

### ②農地移動状況

区分		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		件数(件)	面積(m <sup>2</sup> )								
法第3条	所有権	40	92,286	46	115,439	64	176,705	66	228,572	129	433,806
	使用貸借	14	246,602	5	114,749	8	128,557	0	0	1	9,036
	賃借権	10	13,120	2	3,665	0	0	1	5,889	0	0
法 第 4 条		41	22,037	57	36,651	45	33,076	49	30,454	42	39,404
法第5条	所有権	85	82,287	137	89,912	102	66,167	136	106,432	125	87,522
	賃借権 使用貸借	38	89,291	43	22,849	32	46,736	41	25,751	28	22,767
法第18条6項		104	321,697	77	417,997	88	494,628	43	259,249	91	369,864
その他	許可不要 転用届	46	20,062	55	16,420	41	48,387	36	14,004	47	27,318
	時効取得	20	9,891	29	24,862	24	5,249	20	13,831	27	11,442
計		398	897,273	451	842,544	404	999,505	392	684,182	490	1,001,159

### ③転用状況

区分	種別	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		筆数・件数	面積(m <sup>2</sup> )								
地目別	田	198 筆	146,725	511 筆	137,287	305 筆	135,756	340 筆	141,579	250 筆	109,410
	畑	62	18,507	156	28,546	162	58,610	155	35,062	109	40,293
	計	260	165,232	667	165,833	467	194,366	495	176,641	359	149,703
目的別	住宅用地	131 件	71,191	164 件	102,727	119 件	62,591	151 件	79,155	118 件	74,335
	工業用地	27	35,529	14	12,444	8	12,818	7	9,667	7	7,386
	公共用地	8	2,555	25	13,010	28	46,135	19	11,785	28	20,856
	その他の用地	31	55,956	89	37,652	65	72,822	85	76,034	70	67,982
	計	197	165,231	292	165,833	220	194,366	262	176,641	223	170,559

## 2 林業

### (1) 概要

#### ①林業経営体数

林家数 1,494戸

#### ②土地利用状況

土地面積 (ha)	林野面積 (ha)				林野比率 (%)	
	計	国有林	民有林			
			公有林	私有林		
68,060	50,081	9,820	1,768	38,493	74	

※資料:熊本県林業統計要覧(平成24年度版)

#### ③民有林林種樹種別面積

##### ア 人工林

(単位 : ha)

スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他	計
17,422.74	9,315.93	356.34	183.02	108.80	27,386.83

##### イ 天然林

(単位 : ha)

マツ	クヌギ	広葉樹等	その他	計
5.18	16.78	12,260.35	44.31	12,326.62

##### ウ 未立木地等

(単位 : ha)

未立木地	更新困難地	竹林	特殊林	計
126.57	105.22	306.56	9.69	548.04

#### ④造林種別実績(一般民有林)

(単位 : ha)

再造林	拡大造林	複層林	計
121	0	0	121

#### ⑤除間伐実績(一般民有林)

(単位 : ha)

国庫補助事業	県有林事業	治山事業	針広混交林化促進事業	融資	自力等	計
180	5	75	87	0	101	448

※資料:熊本県林業統計要覧(平成24年度版)

### (2) 林道

林道及び作業道は、多面的機能を有する森林の適切な整備、保全を図り、効率的な林業経営や農山村地域の振興のために必要不可欠な基盤施設である。

#### ①林道整備

(単位 : 路線、m)

全幅5.0m以上		4.0m以上~5.0m未満		全幅4.0m未満		計	
路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長
2	40,687	29	150,364	39	85,027	70	276,078

## ②作業道現況

路線数 546路線

延長 455,916m

※資料:熊本県林業統計要覧(平成24年度版)

## (3) 緑の少年団

次代を担う子どもたちが、森林での学習活動、地域の社会奉仕活動、野外活動を通じて、自然や人を愛し、自ら社会を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした、子どもが主体となった地域の緑化推進団体。

### ①少年団の構成

(平成26年6月現在)

少年団名		八代ナザレ園 緑の少年団			東陽小学校 緑の少年団			泉わくわく 緑の少年団			泉蜂の子 緑の少年団			八竜 緑の少年団		
学校名等		八代ナザレ園			東陽小学校			泉小学校			泉第八小学校			八竜小学校		
役員	会長	1名			1名			1名			1名			1名		
	指導員	1名			1名			1名			1名			1名		
団員数		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	～3年生	2	4	6	0	0	0	6	3	9	2	2	4	23	18	41
	4年生	1	1	2	0	0	0	9	3	12	2	0	2	9	7	16
	5年生	3	2	5	9	3	12	0	0	0	0	0	0	9	7	16
	6年生	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7	9	16
	合計	7	9	16	9	3	12	15	6	21	4	3	7	48	41	89

### ②主な活動内容

#### ア 年間活動（他の団体と活動する行事）

「緑の募金」街頭募金活動（5月）、全県緑の少年団交流集会（8月）、

緑化啓発イベント（2月）

#### イ 自主活動行事（各少年団ごとに行う活動行事）

学習活動、奉仕活動、野外活動（レクレーション等）

#### (4) 八代産材利用促進事業

##### ① 事業目的

森林整備と木材利用を図るため、八代産材を使用した、建築主自らが居住する木造住宅の新築、改築、増築又はリフォーム（以下「新築等」）を行う場合に、その経費の一部を助成するものであり、八代産材の需要拡大と、木材関連産業等の振興を図るとともに、八代市の林業の活性化及び森林の健全化を促進する。

##### ② 対象者

- ア 補助対象住宅の建築主であること。
- イ 市内に住所を有する者（新築等に伴い、市内に転入する者を含む。）
- ウ 市税等の滞納がない者

##### ③ 対象住宅

- ア 建築主自らが居住するために新築等をする木造住宅で、市内において建築されるものであること。
- イ 新築等に当たり、八代産材を80%以上使用していること。
- ウ 市内の事業者による施工であること。
- エ 新築においては、八代市産の畳を6畳以上使用していること。
- オ 契約を締結した日から60日以内かつ、棟上げ前に申請すること。
- カ 原則として、交付申請をした日の属する年度の末日までに新築等が完了し、実績報告ができるものであること。

##### ④ 補助額

補助金の額は、次に掲げる新築等の区分に応じ算出する。（その数に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）ただし、新築にあっては20万円、増築、改築又はリフォームにあっては10万円を限度額とする。

###### ア 新築、改築及び増築の場合

補助対象住宅の新築、改築及び増築に係る床面積の坪数に4,000円を乗じて得た額

###### イ リフォームの場合

補助対象住宅のリフォームに係る1立方メートル単位で表示した木材使用材積数量に1万円を乗じて得た額

### 3 水産業

#### (1) 概要

##### ①海面・内水面漁業漁獲高等

漁協名	組合員数(人)			漁業経営當体数	漁船数(隻)			水揚		
	正	准	計		動力船	無動力船	総数	数量(t)	金額(千円)	
海面	鏡町	321	149	470	53	208	—	208	92	38,200
	千丁	128	14	142	24	44	—	44		
	昭和	146	21	167	19	42	—	42		
	八代	165	175	340	111	229	—	229	204	66,100
	日奈久	27	7	34	22	24	—	24	10	5,100
	二見	24	6	30	23	19	—	19	19	8,000
	計	811	372	1,183	252	566	—	566	326	117,400
内水面	球磨川	1,535	45	1,580	—	—	—	—	—	—
	郡築	179	0	179	—	—	—	—	—	—
	八代南部	45	0	45	—	—	—	—	—	—
	氷川	237	0	237	—	—	—	—	—	—
	計	1,996	45	2,041	—	—	—	—	—	—

※出典:平成24年港勢調査、平成25年版熊本県の水産

##### ②養殖漁業・生産量

項目	経営体数	養殖面積	生産量	摘要
海面	のり	16 戸	1,647 <sup>ha</sup>	5,023,800 枚 八代、昭和、鏡町各漁協
	アオノリ	15 戸	46 <sup>ha</sup>	120 kg 八代漁協

※出典:平成24年港勢調査、平成25年版熊本県の水産、各漁協総会資料

##### ③魚種別漁獲量

単位:t

魚種	16	17	18	19	20	21	22	23	24
このしろ	65	68	64	90	93	108	70	79	108
しらす	32	35	16	36	33	19	16	6	12
ひらめ	11	9	7	6	7	7	5	6	7
かれい類	4	4	4	7	8	7	8	5	9
たちうお	7	7	7	9	10	16	8	3	3
くろだい・へだい	14	15	13	12	9	10	34	10	14
すずき類	26	30	24	20	21	29	28	21	16
くるまえび	9	5	1	0	0	0	0	0	0
その他のえび類	12	7	4	3	3	3	1	1	1
がざみ類	19	19	9	11	13	11	9	8	19
あさり類	222	359	503	650	1527	912	628	213	5
いか類	12	12	8	9	7	8	12	12	17
たこ類	10	10	6	7	5	4	13	10	13

※出典:農林水産省 海面漁業生産統計調査

## 4 商業

### (1) 商店数の推移

年度	市町村名	商店数(店)		従業員数(人)		年間販売額(万円)		
		卸売	小売	総数	卸売	小売	総数	
	旧八代市	330	1,389	1,719	2,651	7,556	10,207	12,375,989
	旧坂本村	2	61	63	4	202	206	x
	旧千丁町	35	70	105	219	268	487	732,362
H14	旧鏡町	51	225	276	389	956	1,345	2,383,096
	旧東陽村	1	21	22	3	67	70	x
	旧泉村	2	48	50	3	103	106	x
	計	421	1,814	2,235	3,269	9,152	12,421	15,501,093
	旧八代市	336	1,361	1,697	2,607	7,571	10,178	11,810,900
	旧坂本村	3	57	60	6	181	187	7,800
	旧千丁町	34	68	102	177	243	420	625,000
H16	旧鏡町	50	213	263	361	837	1,198	1,505,000
	旧東陽村	2	22	24	6	62	68	x
	旧泉村		61	61		125	125	84,400
	計	425	1,782	2,207	3,157	9,019	12,176	13,963,530
H19	八代市	381	1,594	1,975	2,933	8,835	11,768	12,591,976
								12,069,691
								24,661,667

※その数字に該当する値が1又は2の場合、その秘密を保護するために、数字を秘匿したことを示す。  
なお、秘匿数字が推計できる場合は、値が3以上でも「x」で秘匿している。

商業統計調査

(2) 中小企業金融対策

八代市中小企業融資制度

(平成26年4月1日現在)

制度名	貸付対象者	資金の用途	貸付限度額	貸付期間	貸付利率	保証料率	平成25年度		平成26年度貸付実績	
							貸付枠(預託額) 〔累計出損額〕	貸付枠(預託額) 〔累計出損額〕	件数 (残件数)	金額 (貸付残額)
八代市小口資金制度	(1) 事業経営に必要な資金 市内に1年以上引き続き住所又は、事務所、店舗、工場を有する従業員20人以下の企業で市税を完納しているもの	1企業 1,000万円 以内	30カ月 45カ月 60カ月	年2.20% 年2.30% 年2.40%	年0.45%～1.25%で 協会が定めた料率 補給後料率 年0.225%～0.625%	1,967,500千円 〔78,700千円〕	56件 (274件)	203,800千円 (556,910千円)		
八代市中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者	(1) 事業経営に必要な資金 市内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること	1企業 1,500万円 以内	3年以内 5年以内 7年以内	年2.30% 年2.40% 年2.50%	年0.25%～1.70%で 協会が定めた料率 補給後料率 年0.125%～0.85%	1,422,000千円 (474,000千円)	95件 (297件)	417,450千円 (992,907千円)		
八代市中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者	(1) 事業経営に必要な資金 市内で引き続き1年以上同一事業を完納していること	1企業 1,500万円 以内	6年以内	年1.90%	年0.45%～1.90%で 協会が定めた料率 補給後料率 年0.225%～0.95%	3,000千円 (1,000千円)	0件 (0件)	0千円 (0千円)		
八代市中小企業特別融資制度	市内に引き続き1年以上同一事業を完納していいること 市税を完納した小売店の新設、増床、大規模小売店の新設、増床等により影響を受けること	1企業 1,500万円 以内								
八代市中小企業融資制度	市内に引き続き1年以上同一事業を完納していること 市税を完納していいること 大規営業時間変更又は倒産等により影響を受けること	1企業 8,000万円 以内	5年以内 7年以内 10年以内	年2.10% 年2.20% 年2.30%	年0.45%～1.90%で 協会が定めた料率	60,000千円 (20,000千円)	1件 (5件)	14,800千円 (55,160千円)		

制度名	貸付対象者	資金の用途	貸付限度額	貸付期間	貸付利率	保証料率	平成25年度		平成25年度貸付実績	
							貸付件数	(残件数)	貸付件数	(貸付残額)
八代市中小企業金度資制融	(1) 中小企業等協同組合法第3条に規定する事業及び企業組合、同組合連合会及ぼ商店街振興組合第2条に規定する商店街振興組合及び同定する商店連合会 (2) 商店街振興組合及び同定する商店連合会	(1) 工場、店舗等の集団化又は協業化資金 (2) 協同事業としての建物施設の増築、増設等資金又は土地の造成、購入等資金 (3) 市長が特に認めた事業資金	1組合 (連合会) 2億円以内	10年以内	年1.75%		4,000千円 (2,000千円)	0件 (0件)	0件 (0件)	0千円 (0千円)
八代市中小企業團體合理化制度	(1) 中小企業団体の組織に関する中 小企業法律第3条に規定する中小企業団体 (2) 商店街振興組合法第2条に規定する商店街振興組合及び同連合会 (3) (1) 及び (2) の構成員ア 市内で引き続き1年以上同一事業を営んでいることイ 市税を完納していること	(1) 経営の合理化、近代化資金 1億円以内 1構成員 1,000万円以内		7年以内	年1.75%		0千円 (0千円)	0件 (0件)	0件 (0件)	0千円 (0千円)
八代市企業誘致金度資制融	本市に進出する先端技術を有する製造業で、本市での投資資本も(1) 1億円以上の企業	(1) 運転資金 (2) 設備資金	1企業 2億円以内 (但し、投資資本の3分の2を限度とする)	10年以内		各金融機関の所定の利率	0千円 (0千円)	0件 (0件)	0件 (0件)	0千円 (0千円)
八代市中小企業勤労者特別融資制度	(1) 本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者 (2) 中小企業基本法に規定する中 小企業その他の市長が認める事務所に引き続き1年以上勤務している者 (3) 市税を完納している者	(1) 生活資金全般	1勤労者 150万円以内	5年以内	年2.7%		9,000千円 (3,000千円)	0件 (3件)	0件 (1,167千円)	0千円 (1,167千円)

(3) やつしろハーモニーホール (※指定管理者制度導入・H19年度～)

①やつしろハーモニーホール (八代市新町5番20号)

工 期	着工 平成9年11月25日 竣工 平成12年3月23日
開 館	平成12年6月1日
敷地面積	16,602.39 m <sup>2</sup>
建築面積	3,809.769 m <sup>2</sup> (うち床面積 2,600.57 m <sup>2</sup> )
延床面積	6,101.475 m <sup>2</sup>
建 物	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階 1階 多目的ホール、情報コーナー、喫茶コーナー、楽屋、事務室 2階 市民ホール、練習室、スタジオ、録音調整室 3階 大会議室A・B、中会議室、研修室、第1・2・3小会議室、和室
駐 車 場	228台
総 工 費	約2,895,000千円
財源内訳	国庫補助金 700,000千円 地方債 1,650,000千円 一般財源 545,000千円
事 業	貸施設
②多目的広場	(ハーモニーホールに隣接して整備) 平成5年度～平成9年度 (工事は平成8年度～平成9年度)
工 期	平成5年度～平成9年度 (工事は平成8年度～平成9年度)
敷地面積	6,000 m <sup>2</sup>
総 工 費	約234,000千円
財源内訳	国庫補助金 78,000千円 地方債 117,000千円 一般財源 3,900千円
構 造 物	トイレ、ウォーターカーテン、せせらぎ水路、パーゴラ、ベンチ、その他 (タイル舗装、植栽、車止め、照明灯)

使 用 料

(円)

施 設 名	(午前) 9:00～ 12:00	(午後) 13:00～ 17:00	(夜間) 18:00～ 22:00	(全日) 9:00～ 22:00	時間外 1時間当たり
市民ホール	8,640	11,550	11,550	31,740	3,240
市民ホール(舞台のみ)	3,240	4,320	4,320	11,880	1,080
楽屋1・2・3・4	640	860	860	2,370	210
練習室	1,610	2,160	2,160	5,930	530
スタジオ	960	1,290	1,290	3,550	310
大会議室A・B	1,720	2,260	2,260	6,250	530
中会議室	1,390	1,830	1,830	5,060	430
第1・第2小会議室	1,390	1,830	1,830	5,060	430
第3小会議室	1,180	1,610	1,610	4,410	430
和室	1,720	2,260	2,260	6,250	530
研修室	1,610	2,160	2,160	5,930	530
多目的ホール	4,320	5,710	5,710	15,750	1,390
多目的広場	2,160	2,910	2,910	7,980	1,080

〈備考〉

- 1 時間外とは、午前9時以前、午後0時から午後1時まで、午後5時から午後6時まで及び午後10時以降をいう。

- 2 午後 0 時から午後 1 時まで及び午後 5 時から午後 6 時までについては、その前後の時間帯における利用に支障がないと認められる場合に限り、時間外として利用の許可をするものとする。この場合において、午前から午後まで連續して利用するときには午後 0 時から午後 1 時までについて、午後から夜間まで連續して利用するときには午後 5 時から午後 6 時までについて、それぞれ使用料を徴収しないものとする。
- 3 物品等の販売又は営利を目的とした宣伝行為等の催物を行う場合の使用料は、上記使用料の 10 割増とする。
- 4 物品等の販売又は展示を目的とする場合の利用は、多目的ホール及び多目的広場に限るものとする。
- 5 楽屋 1・2・3・4 の利用は、市民ホール又は市民ホール(舞台のみ)の利用者に限り、許可するものとする。
- 6 前項の場合において、市民ホールの利用者からは、楽屋 1・2・3・4 の使用料は徴収しない。

## 平成25年度 やつしろハーモニール利用状況

施設	区分	使用可能日数 (A)	使用日数 (B)	使用率 (B/A)	使用可能回数 (C)	使用回数				回転率 (D/C)	使用件数 (E)	入場者数 件	稼働率 (E/A)%
						午前	午後	夜間	合計(D)				
市民ホール		342	216	63.2%	1,026	151	176	113	440	42.9%	282	59,636人	82.5%
多目的ホール		342	275	80.4%	1,026	213	231	202	646	63.0%	303	65,019	88.6%
練習室		342	301	88.0%	1,026	164	218	262	644	62.8%	392	10,415	114.6%
スタジオ		342	180	52.6%	1,026	51	43	139	233	22.7%	218	1,366	63.7%
大会議室A		342	300	87.7%	1,026	235	277	141	653	63.6%	438	27,993	128.1%
大会議室B		342	289	84.5%	1,026	214	259	136	609	59.4%	380	23,286	111.1%
中会議室		342	309	90.4%	1,026	205	271	178	654	63.7%	474	13,752	138.6%
小会議室1		342	315	92.1%	1,026	148	292	171	611	59.6%	430	4,458	125.7%
小会議室2		342	290	84.8%	1,026	157	246	154	557	54.3%	407	4,849	119.0%
小会議室3		342	328	95.9%	1,026	230	290	220	740	72.1%	615	7,981	179.8%
和室		342	208	60.8%	1,026	112	157	69	338	32.9%	233	3,065	68.1%
研修室		342	271	79.2%	1,026	172	225	124	521	50.8%	345	8,331	100.9%
広場		342	70	20.5%	1,026	69	53	30	152	14.8%	74	23,310	21.6%
合計		4,446	3,352	75.4%	13,338	2,121	2,738	1,939	6,798	51.0%	4,591	253,461	103.3%

## 5 工業

### (1) 分類別製造事業数

①現況（平成24年工業統計調査：従業者4人以上）

分類	事業所数		従業員数		製造品出荷額	
	実数 (所)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (万円)	構成比 (%)
食料品	43	23.5	1,641	23.1	3,330,282	14.2
飲料	7	3.8	162	2.3	1,779,480	7.6
繊維	16	8.7	212	3.0	110,353	0.5
木材	16	8.7	133	1.9	183,033	0.8
家具	3	1.6	23	0.3	72,555	-
パルプ・紙	7	3.8	573	8.1	6,412,224	27.4
印刷	6	3.3	72	1.0	52,047	0.2
化学	6	3.3	170	2.4	876,429	3.7
石油・石炭	2	1.1	34	0.5	x	-
プラスチック	10	5.5	622	8.8	1,810,543	7.7
ゴム製品	2	1.1	29	0.4	x	-
皮革	-	-	-	-	-	-
窯業・土石	16	8.7	234	3.3	413,315	1.8
鉄鋼	4	2.2	124	1.7	254,490	1.1
非鉄金属	-	-	-	-	-	-
金属製品	21	11.5	1,472	20.7	3,785,107	16.2
はん用機器	1	0.5	4	0.1	x	-
生産用機器	6	3.3	334	4.7	897,034	3.8
業務用機器	2	1.1	80	1.1	x	-
電子部品	1	0.5	190	2.7	x	-
電気機器	2	1.1	96	1.4	x	-
情報通信機器	-	-	-	-	-	-
輸送用機器	6	3.3	815	11.5	2,720,125	11.6
その他	6	3.3	78	1.1	102,561	0.4
総計	183	100.0	7,098	100.0	23,378,784	100.0

(小数点以下2位を四捨五入)

## ②年別推移

年 度	事業所数（所）	従業者数（人）		製造品出荷額（万円）	前年対比（%）
		前年対比（%）	前年対比（%）		
H18	206	94.9	7,263	101.2	23,733,707
H19	209	101.5	7,608	104.8	24,933,860
H20	207	99.0	7,456	98.0	25,443,429
H21	197	95.2	6,872	92.2	20,545,570
H22	192	97.5	6,911	100.6	21,641,940
H23	182	94.8	6,961	100.7	21,471,318
H24	183	100.5	7,098	102.0	23,378,784

(小数点以下2位を四捨五入)

## (2) 八代市企業振興促進条例（要旨）

設置目的 市内に工場等を投資する民間事業者に対し、奨励措置及び便宜の供与を行い、もって本市産業の振興と雇用機会の拡大に寄与する。

### 奨励措置（適用工場）の基準

- ①土地、家屋及び償却資産で、事業の用に直接供するもので、その取得価格合計額が2,000万円（中小企業者にあっては500万円）を超えること。
- ②新規雇用者（雇用保険被保険者に限る）の数が5人以上（中小企業者にあっては2人以上）
- ③対象業種並びに地域指定  
製造業、情報通信業、運輸業、自動車整備業、リサイクル産業、卸売業、電気・ガス・熱供給業、コールセンターなど

### 奨励措置内容

#### ①固定資産税の減免

固定資産税の減免の期間は、適用工場の操業開始後その投資に係る投下固定資産に対し、初めて固定資産税が賦課される年度から適用する。

固定資産税の減免の額は、前項の固定資産に対して賦課される固定資産税の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる減免率を乗じて得た額とする。

区分	減免率
初年度	100/100
2年度	100/100
3年度	100/100
4年度	50/100
5年度	50/100

※操業開始時の投下固定資産総額が20億円以上かつ新規雇用者が100名以上の製造業に属する適用工場のうち市長が認めるものその他市長が特に認める適用工場等の場合は、操業開始以後3年以内に取得した固定資産も「投資に係る投下固定資産」とみなし減免する。

#### ②工場等建設補助金

適用工場のうち、投資に係る操業開始時の投下固定資産総額が1億円以上の工場等に対し、次の表により算出した額を工場等建設補助金として交付する。

ア 投下固定資産総額が1億円以上の工場等の場合

投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額
1 億円以上	10人未満	投下固定資産総額×1%（土地代を除く）
	10人以上 40人未満	投下固定資産総額×2%（土地代を除く）
	40人以上	投下固定資産総額×3%（土地代を除く）
20 億円以上	100 人以上	投下固定資産総額×5%（土地代を除く）

イ 操業開始時の投下固定資産総額が20億円以上かつ新規雇用者が100名以上の製造業の適用工場のうち市長が認めるものその他市長が特に認める適用工場等の場合

投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額
20 億円以上	100 人以上	投下固定資産総額×5% (土地代を除く) (操業開始から3年以内の分も含む)

③用地取得等補助金

ア 投下固定資産総額が1億円以上の工場等の場合、土地の取得価格の30／100

イ 工場等を賃借する場合、敷金等を除く1年間の賃借料の1／2

④雇用奨励金

新規雇用者（正社員）1人につき、50万円

新規雇用者（正社員以外）1人につき、30万円

補助金の限度額

奨励措置（固定資産税の減免を除く）の合計額の上限額は、次の表に掲げる区分に応じた額とする。

投下固定資産総額	新規雇用者数	補助金の限度額
1 億円未満	10人未満	5,000万円
1 億円以上	10人未満	1億円
	10人以上 40人未満	2億円
	40人以上	3億円
20 億円以上	100 人以上	6億円

便宜の供与

①適用工場の投資に必要な資料を提供すること。

②用地の取得、労務の充足、輸送施設の整備、その他の適用工場の投資のために必要な事項につき、援助及び協力を行うこと。

(3) 中小企業振興助成条例（要旨）（平成 17 年 8 月 1 日）

設置目的 市内の中小企業者及びその団体に対し助成を行い、本市産業の振興を図る。

助成措置 ①高度化事業に対するもの

当該事業に要した経費の 100 分の 20 に相当する額以内の額を 2,000 万円を限度として 3 年以内の期間に分割して交付。但し、八代市企業振興促進条例の適用を受ける工場を除く。

②中小企業団体の結成に対するもの

中小企業者が、中小企業団体（組合）を組織したときは、助成金として、1 組合（団体）につき 10 万円と組合員数に 2,000 円を乗じて得た額との合計額の範囲内で交付。

(4) 八代高等職業訓練校（八代市清水町 2-94）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

（訓練校校舎）

（実習棟）

敷 地	1,777.33 m <sup>2</sup>	
着 工	昭和 56 年 7 月 29 日	平成 12 年 10 月 16 日
竣 工	昭和 57 年 2 月 4 日	平成 13 年 1 月 28 日
建 物	鉄筋コンクリート 3 階建 666 m <sup>2</sup> 普通教室、特別教室、事務室	鉄骨造 215.3 m <sup>2</sup> 実習室 3 室、渡り廊下
運 営 主 体	職業訓練法人 八代職業訓練運営会	
種 別	事業内職業訓練校	
訓 練 期 間	2 年間（普通課程）	

【普通職業訓練普通課程】（平成 26 年 3 月末現在）

訓練科目の名称	訓練生の数（人）		
	1 年生	2 年生	合 計
建築施工系木造建築科	0	0	0
建築施工系鉄筋コンクリート施工科	0	0	0
建築仕上系左官・タイル施工科	0	0	0
塗装系建築塗装科	0	0	0
木材加工系木工科	0	0	0
裁縫系和裁科	0	0	0
金属加工系構造物鉄工科	0	0	0
機械系機械加工科	0	0	0
計	0	0	0

【普通職業訓練短期課程】（平成 25 年度実施）

訓練科名	科名（コース名）	訓練時間	実施回数	定員	うち県補助金対象者
電気工事科	第二種電気工事士学科コース	18	1	12	6
	第二種電気工事士実技コース	12	1	9	6
情報処理科	パワーポイント活用講座	18	1	3	0

【自主訓練】(平成 25 年度実施)

科名 (コース名)	訓練期間	実施回数	受講生数 (OB 含む)
木造科	2 年間	-	1
和裁科	1 年間	-	5
第二種電気工事士講習会 (筆記)	18 時間	1	12
第二種電気工事士講習会 (実技) ※	12 時間	1	9

※筆記試験合格者対象

【委託事業】(平成 25 年度実施)

委託元	科名 (コース名)	実施期間	受講生数
熊本県立熊本高等技術訓練校	OA 販売科 5 月生 (H25. 5~H25. 7)	3 カ月	20 人

【求職者支援訓練】(平成 25 年度実施)

科名 (コース名)	実施期間	受講生数
実践コース OA 事務科 (5 月生)	4 カ月	5 人
実践コース OA 事務科 (1 月生)	3 カ月	9 人

(5) 働く婦人の家 (フレンドリーやつしろ) (八代市清水町 2-94)

(※指定管理者制度導入・H21 年度～)

工 期	着工 昭和 56 年 7 月 29 日	竣工 昭和 57 年 2 月 4 日
開 館	昭和 57 年 6 月 1 日	
建 物	鉄筋コンクリート造 2 階建	709.79 m <sup>2</sup> (1 階 347.05 m <sup>2</sup> 2 階 362.74 m <sup>2</sup> )
敷 地	2,150.39 m <sup>2</sup>	
施設内容	1 階 講習室、講習室 2、和室、託児室、事務室、相談室、ロビー (図書コーナー) 2 階 体育室、調理実習室	
総 工 費	144,066 千円	
財源内訳	国庫補助金 30,000 千円 県補助金 30,000 千円 一般財源 16,766 千円	
地 方 債	67,300 千円 (中小企業退職金共済事業団還元融資)	
設置目的	市内に居住または勤務している女性及び男性を対象とし、これら女性及び男性の福祉に関する事業を総合的に行い、その福祉増進を図る。	
事業内容	①生活・職業・健康・育児等に関する相談及び指導 ②一般教養・職業生活技術及び家庭生活技術に関する研修会・鑑賞会・展示会等の開催 ③グループ活動及びクラブ活動の推進及び指導 ④休養・レクリエーション等余暇の活用のための便宜供与 ⑤その他市長が必要と認める事業	

平成 25 年度定期講座

主催講座（4月～翌年3月） 40 講座（短期講座含む）

自主クラブ（前期、後期） 32 講座

平成 25 年度利用状況

(単位:人)

	勤 労	家 庭	男 性	託 児	合 計
講 座	3,641	8,031	869	177	13,253
自 主 グ ル ー プ	3,078	4,451	792	39	9,032
主 催 ・ 共 催 事 業	1,680	3,593	799	0	6,072
団 体 利 用	0	0	0	0	0
個 人 利 用	235	769	53	0	1,057
合 計	8,634	16,844	2,513	185	28,176

施設別利用状況

年度 区分	H21	H22	H23	H24	H25
体 育 室	8,193	9,173	9,389	10,321	9,168
講 習 室	6,365	6,190	5,853	6,030	5,758
講 習 室 2	1,782	1,707	1,844	1,261	1,677
和 室	1,196	1,514	1,245	1,386	1,321
調 理 室	1,823	2,191	1,697	1,967	1,997
運 動 場	0	0	56	0	0
館 外 活 動	3,777	3,827	4,159	7,282	5,076
図 書 館 ・ ロ ビ 一	191	161	173	201	837
託 児 室	263	432	315	219	185
計	21,020	23,729	25,090	24,663	28,623

(6) サンライフ八代（八代市日置町 692-1）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

工 期 着工 昭和 60 年 12 月 25 日 竣工 昭和 61 年 8 月 24 日

建 物 鉄筋コンクリート 2 階建 1,386.685 m<sup>2</sup>

1 階 教養・文化室、トレーニング室、体育館、雇用就業相談室、事務室  
小会議室

2 階 研修室（1）・（2）、会議室、職業技能講習室

敷 地 2,544.47 m<sup>2</sup>

建 設 費 300,000 千円（雇用促進事業団）

目 的 市民の雇用の促進と福祉の向上を図るため、職業相談・職業情報の提供等を行なうと共に、心身の健康保持・体力の増進及び教養文化などのための便宜を供与することを目的する。

業務内容 職業・技能講習室、雇用・就業情報展示室、健康相談室、教養・文化室、体育室等の運営に関する業務を行う。

平成 25 年度運営実績（運営日数 347 日：平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）

区分	延べ利用者数			
	件数	中高年者 (45 歳以上)	左記以外の者	合計
雇用就業相談室		3,825		3,825
教養文化室	173	2,157	156	2,313
研修室 1	206	2,503	307	2,810
研修室 2	212	2,945	163	3,108
研修室 (1・2)	15	477	287	764
会議室	46	380	91	471
小会議室	92	289	327	616
職業技能講習室	95	1,187	323	1,510
トレーニング室	5,657	3,771	1,886	5,657
体育室	1,995	15,446	5,583	21,029
その他	3	183	55	238
計	8,494	29,338	9,178	38,516

\* 平成 14 年度までは、雇用・能力開発機構の委託事業として実施。

\* 平成 15 年度からは、八代市が（財）サンライフ八代へ委託して事業を実施。

\* 平成 18 年度からは、指定管理者として（財）サンライフ八代へ管理運営委託。

年度別利用者数

年度	H21	H22	H23	H24	H25
件数	46,503	41,247	44,143	43,466	42,341

(7) 雇用促進対策

①八代市就業資格取得支援助成金制度

内 容：就職のために必要な免許や資格の取得に係る費用(講座等の受講費用・試験等の受験費用など)の 2 分の 1 (上限 5 万円) を助成。

対象者：雇用者の都合による解雇、雇い止、自己都合による離職等により職を失った方や、学卒後就労経験のない方等で公共職業安定所を通じて求職活動を行っている方。

②利用実績（平成 25 年度）

取得資格内容	対象数(人)	補助額
福祉・介護関係（ヘルパー2級など）	5	194,000 円
医療関係（医療事務など）	10	407,000 円
運輸関係（大型特殊など）	9	336,000 円
合計	24	937,000 円

平成 25 年度実績

取得資格	対象数
福祉・介護関係（ヘルパー2級など）	5 人
医療関係（医療事務など）	10 人
運輸関係（大型特殊など）	9 人

③八代市中高年齢者職業相談室（平成 22 年 4 月設置）

設置場所：サンライフ八代

業務内容：中高年齢者（概ね 45 歳以上）を対象とした職業相談、職業紹介、雇用相談等。

相談時間等：午前 8 時 30 分～午後 5 時まで

（休）土日祝・第 2 月曜・年末年始

事業委託先：一般財団法人 サンライフ八代

④緊急雇用創出基金事業

企業の雇用調整等により、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までのつなぎとなる短期の雇用・就業機会の提供を行う。

※熊本県の基金を活用し事業実施（事業期間：平成 20 年度～平成 25 年度）。

実績

年度	事業数	雇用人数	主な事業
H20	12	45 人	八代市中心市街地活性化緊急対策事業、緊急道路施設等維持管理事業など
H21	26	126 人	八代市地域活性化券特別委託事業、八代市地域活性化券特別対策事業など
H22	28	119 人	後期高齢者医療保険料緊急収納等対策事業、市役所行政サービスコンシェルジェ設置事業など
H23	19	96 人	ゴミ減量化対策事業、特定健診受診率向上緊急対策事業、緊急道路施設等維持管理事業など
H24	5	11 人	後期高齢者医療保険料緊急収納等対策事業 特定健診受診率向上緊急対策事業 など
H25	5	8 人	漁場環境再生事業 スマホの中に商店街事業 など

⑤ふるさと雇用再生特別基金事業

地域内でニーズがあり、かつ、今後の地域の発展及び地域における雇用継続が期待される事業において、地域求職者等を雇い入れて安定的な雇用機会の創出を行う。

※熊本県の基金を活用し事業実施（事業期間：平成 21 年度～平成 23 年度）。

実績

年度	事業数	雇用人数	主な事業
H21	7	22 人	畳表加工促進事業、八代市中心商店街特別サポート事業など
H22	7	23 人	八代市中心商店街特別サポート事業、体力づくりサポート事業など
H23	7	22 人	農山漁村活用特別観光事業、市内事業所訪問による新商品開発事業など

## (8) 八代市産業活性化人材育成支援事業

目 的	研究開発、技術の向上、経営の安定化等のため、従業員に研修を受講させる特定業種の企業及び中小企業（以下「企業等」という。）に対し補助金を交付することにより、人材の育成を支援し、もって本市の産業活性化を図る。
対 象 者	研究開発、技術の向上、経営の安定等のために従業員に受講させる八代市内の次の企業。 ①中小企業基本法第2条に規定する中小企業（製造業、建設業、運輸業、サービス業、小売業の中小企業） ②中小企業基本法第2条第1項第1号及び第2号に規定する製造業、運輸業、建設業、卸売業を営む中小企業者、又は企業り地促進法の規定により八代市が定める基本計画（八代市港湾利用・物流拠点型産業集積形成基本計画）において指定集積業種として定められている業種の企業（飼料・有機質肥料製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、運輸業、卸売業） ③新規雇用者への研修実施企業 ④企業等の業務に関する知識や技術の向上、経営の安定化を図る講座・セミナー ⑤企業価値を高める資格・免許取得に係る講習 ⑥企業等の価値を高めるCSR（企業の社会的責任）に関する講座・セミナー ⑦その他市長が特に認める講座・セミナー
対象となる研修	①企業等の業務に関する知識や技術の向上、経営の安定化を図る講座・セミナー ②企業価値を高める資格・免許取得に係る講習 ③企業等の価値を高めるCSR（企業の社会的責任）に関する講座・セミナー ④その他市長が特に認める講座・セミナー
補助対象経費	①補助金の交付の対象となる経費は、交通費、受講料、研修講師招へい経費とする。 ②補助対象経費のうち、交通費、受講料に対する補助は、同一年度内において、同一従業員につき1回限りとする。
補助金額・限度額	補助金の額は、補助対象経費に次の表の掲げる補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てた額）とする。

対象企業	補助率	補助限度額		
		1人あたり	講師招へい 経費	1企業あたり (1会計年度)
製造業の中 小企業	1/2	5万円	8万円	15万円
指定集積業 種の企業			業種による	業種による
新規雇用者 への研修実 施企業	1/3	3万円	5万円	8万円
上記以外の 企業				

平成25年度実績

補助件数 42件（研修受講者数 126名）

補助金支給金額 延べ 18社 969,000円

## (9) 八代市産業活性化研究開発等支援事業

目 的	八代市内の企業・団体等が产学連携事業、農商工連携事業及び新連携（異業種企業の連携）事業並びに地域資源を活用する取組を行う企業・団体等に対して、その費用の一部を補助し、新製品・新技術開発等に役立て、八代市の産業活性化を図ることを目的とする。	
施 行 年 月 日	平成 24 年 4 月 1 日	
対 象 者	本事業の対象者となる事業者は、次の条件の全てを満たすものとする。	
	<p>①中小企業基本法第2条第1項第1号及び第2号に規定する製造業、運輸業、建設業、卸売業を営む中小企業者、又は企業立地促進法の規定により八代市が定める基本計画（八代市港湾利用・物流拠点型産業集積形成基本計画）において指定集積業種として定められている業種の企業（飼料・有機質肥料製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、運輸業、卸売業）、若しくは本市の工業振興に資する事業を行う団体で市長が認めた団体。</p> <p>②市内に 1 年以上事業所を有し、かつ、事業を 1 年以上営んでいること。</p> <p>③市税を完納している者</p> <p>④産学連携事業（新製品の開発・生産、新技術・新たな生産方式の開発、既存技術の生産方式の改良）</p> <p>⑤農商工連携事業（新製品の開発・生産、販路開拓）</p> <p>⑥新連携事業（新製品の開発・生産、新技術・新たな生産方式の開発、既存技術の生産方式の改良）</p> <p>⑦地域資源活用事業（地域資源（農林水産物又は鉱工業品）の活用による新製品の開発・生産・販路開拓）</p>	
補 助 対 象 事 業	<p>補助金の交付の対象となる経費は、消耗品費、原材料費、研究開発費、研究調査費（備品の購入に要する経費を除く）とする。</p> <p>補助金の額は、補助対象経費の合計額（消費税相当額を除く）に次の表の掲げる補助率を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てた額）とする。</p>	
補 助 対 象 経 費		
補 助 金 額・限 度 額		
対象企業等	補助率	補助限度額
企業立地促進法の規定により八代市が定める基本計画において指定集積業種として定められている業種の企業	1/2	50 万円
上記以外の企業	1/3	25 万円
平成 25 年度実績	<p>補助件数 1 件 補助金支給金額 250,000 円</p>	
事 業 費	平成 25 年度 100 万円	
財 源 内 訳	市 (10/10) : 100 万円	

## 6 観光・物産

### (1) 主要観光施設・行事

#### ①施設

地域	施設名
八代	八代市立博物館（未来の森ミュージアム）、松浜軒（松井文庫）、龍峯山自然公園、古麓歴史自然公園、東片自然公園、万葉の里公園、八代市松中信彦スポーツミュージアム、日奈久ドリームランド「シー・湯・遊」、新八代駅がめさん公園、日奈久ゆめ倉庫
坂本	さかもと八竜天文台、八竜山自然公園、百済来川遊水公園、くま川ワイワイパーク
千丁	いぐさの里公園
鏡	赤星公園、鏡ヶ池公園
東陽	東陽石匠館、笠松公園、石橋公園、黒木止善館
泉	矢山岳山頂公園、五家荘平家の里、五家荘自然塾、五家荘溪流キャンプ場、久連子古代の里、樅木の吊橋、梅の木轟公園吊橋、氷川ダム湖、白岩戸公園、五家荘草花資料館

#### ②自然

地域	内容
八代	松浜軒の肥後花菖蒲・カキツバタ、松井神社の臥龍梅、八代草、春光寺のアジサイ、妙見宮（八代神社）の樟、八王社の樟、流藻川水源、妙見町・二見越猪地区のホタル
坂本	薬師堂の銀もくせい、走水の滝、坂本町日光の棚田、鮎帰地区・百済来地区的ホタル
鏡	赤星公園のぼたん
東陽	登尾神社の桂、清水堂の棕・榎、清水堂湧水
泉	岩宇土山周辺の福寿草、五家荘の紅葉、せんだん轟の滝、梅の木轟の滝、泉町の雲海、二本杉峠・峰越峠の樹氷、泉町白岩戸・岩奥の棚田、しゃくなげ、雁俣山のカタクリ、西の岩地区・白岩戸地区・本屋敷地区的ホタル、宮の崎の大桜

#### ③史跡

地域	史跡名
八代	八代城跡（都市公園）、麦島城跡、万葉の里水島、河童渡来の碑、旧郡築新地甲号樋門、八代神社（妙見宮）、十三重石塔、懷良親王の墓、春光寺、悟真寺龍峯史跡群、二見眼鏡橋群と薩摩街道
坂本	百済来地蔵堂、大門薬師堂の鰐口、大門觀音堂の鰐口
鏡	鏡が池、大鞘樋門
千丁	岩崎神社
東陽	東陽町の石橋
泉	緒方家、左座家、木造男女神坐像、法淨寺の梵鐘、銅造釈迦如来立像

④祭り行事

月	祭り行事	月	祭り行事
4月	印鑰神社春季大祭鮎取り神事（7日） 釈迦院花まつり（8日） 岩崎神社春季大祭（15日） 五家荘山開き（下旬）	10月	やつしろ全国花火競技大会（第3土曜日） せんちょうい草の里まつり（第3日曜日） 東陽しようが祭（第4日曜日） 平家の里・琵琶と夜神楽（下旬） 五家荘紅葉祭（25日～11月20日）
5月	九州国際スリーデーマーチ （第2金・土・日曜日） ふる郷愛鏡祭（下旬） 氷室祭（31日深夜から6月1日未明）	11月	緒方家イベント（上旬） みなと八代フェスティバル（2日） 坂本ふるさとまつり（第2日曜日） 八代妙見祭（22～23日） 塩屋八幡宮祭（25日）
6月	平家いずみお茶まつり（第1土・日曜日）	12月	火流の彩（31日～1月1日）
7月	十八夜祭＜ふるさと夏祭り＞（18日） 日奈久温泉丑の湯祭り（土用丑の日） ヤマメつかみ取り大会（下旬）	1月	
8月	八代くま川祭り（第1土曜日） 五家荘自然塾ヤマメ釣り大会（下旬）	2月	城下町「やつしろ」のお雛祭り （中旬～3月上旬）
9月	九月は日奈久で山頭火（1日～30日） 日奈久温泉十五夜綱引き大会 （旧暦8月15日） 貝洲加藤神社秋季例大祭（24日）	3月	日奈久温泉スプリングフェスタ （最終日曜日）

【期日不確定】 蛇籠・日奈久・鏡の朝市

⑤伝統芸能

地域	伝 統 芸 能
八代	植柳盆踊り、二見洲口町雨乞い踊り
坂本	鮎帰地区雨乞い踊り、鶴喰地区棒踊り・久多良木地区棒踊り
千丁	大鞘節、千丁町銭太鼓、女相撲
鏡	芝口棒踊り、上鏡獅子舞、大鞘名所、貝洲加藤神社の神楽
東陽	東陽町棒踊り、東陽町銭太鼓、稚児舞
泉	樅木神楽、本屋敷神楽、葉木神楽、岩奥神楽、久連子古代踊り

⑥海洋レジャー基地（やつしろ舟出浮き）

八代観光の目玉の一つとして、八代に古くから伝わる漁法（ツボ網、羽瀬網、カニ網、イカ網、えび流し網漁）を見学し、新鮮な海の幸を無人島で味わってもらう「やつしろ舟出浮き」。

海のレジャー基地として三ツ島の一つの中ノ島に桟橋と休憩所2棟、簡易休憩所1棟、簡易水洗便所、野外テーブル5卓、ベンチ10基、野外カマド1基（10連）を設置。その他黒島に桟橋と休憩所2棟、野外カマド1基（5連）、太陽光発電式バイオトイレを設置。

<やつしろ舟出浮きの漁法>

カニ網・籠（7月～11月）、羽瀬・つぼ網（4月～11月）、エビ流し網（7月～11月）、イカ網・籠（4月～6月）、カレイ網（7月～11月）

## (2) 交通アクセス

・九州新幹線	JR 博多駅から新八代駅まで	48分
	JR 熊本駅から新八代駅まで	11分
	JR 鹿児島中央駅から新八代駅まで	45分
・肥薩おれんじ鉄道（八代～川内間）		
・高速道路（八代・八代南・日奈久IC）	福岡ICから八代ICまで	120分
	熊本ICから八代ICまで	40分
	鹿児島ICから八代ICまで	120分

## (3) 八代市大会等運営補助金

設置目的 本市において、観光振興と経済発展に寄与する各種大会を誘致し、開催する者に対し補助金を交付する。

補助対象 次に掲げる要件に該当する大会

ア 市内において開催する大会参加者が100人以上の九州大会以上の規模の大会

イ 市内において開催する大会で、宿泊の実人数（以下「宿泊者数」という。）が50人以上のもの

ウ その他市長が適当と認める大会

※ただし、次に掲げる大会に対しては補助金を交付しない。

ア 政治的活動を目的とするもの

イ 宗教的活動を目的とするもの

ウ 個人又は、企業等の営利目的で開催するもの

エ 要領に定める補助金以外に助成等を受けて開催する大会

オ その他、市長が適当でないと認めるもの

補助金額

基準1 大会参加者に応じて、補助する。

大会参加者数	補 助 金 額
100人以上 500人未満	20,000円
500人以上 1,000人未満	30,000円
1,000人以上	50,000円

基準2 宿泊実績に応じて、補助する。

宿 泊 者 数	補 助 金 額
50人以上 100人未満	25,000円
100人以上 200人未満	50,000円
200人以上 300人未満	100,000円
300人以上 400人未満	150,000円
400人以上 500人未満	200,000円
500人以上 600人未満	250,000円
600人以上 1,000人未満	300,000円
1,000人以上	400,000円

## 補助実績

年 度	交付団体数	補助金交付額
H20	18	2,350,000 円
H21	16	1,250,000 円
H22	17	1,500,000 円
H23	17	2,150,000 円
H24	17	1,600,000 円
H25	28	3,757,000 円

### (3-2) 八代市合宿応援補助金

- 設置目的 本市において、観光振興と経済発展に寄与する各種合宿を行う者に対して補助金を交付する。
- 補助対象 本市において開催されるスポーツ・文化活動等の技術等の向上のために実施される合宿で以下の全ての要件を満たすもの  
 ア 短期大学、大学等の学生または社会人によって構成される団体であること  
 イ 市内の宿泊施設を利用していること  
 ウ 市内の施設等を利用していること  
 エ 1回の合宿における延べ宿泊者数が 20 人以上であること
- 補助金額 延べ宿泊数×2,000 円（上限 10 万円）

### (3-3) 八代市販路拡大支援事業補助金

- 設置目的 本市の農林水産物等地域資源を活用した商品の PR 及び販路開拓を行う八代市内の農林水産業者等に対し、予算の範囲内で八代市販路拡大支援事業補助金を交付する。
- 補助対象 次に掲げる要件のすべてを満たす農林水産業者等  
 ア 市内に住所又は事業所を有すること。  
 イ 市税を滞納していないこと。  
 ウ この要領の規定に基づく補助金以外に市から助成を受けていないこと。
- 補助金額 経費の 2 分の 1 （上限 10 万円）
- 補助実績 8 団体で合計 906,000 円（平成 24 年度）  
 7 団体で合計 865,000 円（平成 25 年度）

## (4) 宿泊・休養（憩）施設

### ①宿泊施設

区 分	施設数（軒）	収容能力（人）	
		団 体	一 般
日奈久地区	17	574	574
八代地区	18	1,395	1,395
千丁地区	0	0	0
東陽地区	0	0	0
鏡地区	1	49	49
坂本地区	8	109	109
泉地区	17	414	414
合計	61	2,541	2,541

②休養（憩）施設

ア 日奈久温泉センターばんぺい湯（※指定管理者制度導入・H18年度～）

経営主体 九州綜合サービス株式会社

竣工 平成21年6月15日

建物 鉄筋コンクリート及び鉄骨造り3階建（1,299.20m<sup>2</sup>）

1階 公衆浴場、物産コーナー、軽食コーナー、事務室

2階 大浴場、食事処及び大広間

3階 家族風呂 5

屋外 足湯

事業費 499,355千円

本体工事	268,000千円	電気設備工事	45,602千円
------	-----------	--------	----------

機械設備工事	99,081千円	空調設備工事	24,360千円
--------	----------	--------	----------

屋外付帯工事	19,740千円	駐車場整備事業	10,080千円
--------	----------	---------	----------

その他	31,692千円		
-----	----------	--	--

財源内訳 国庫補助金	216,640千円	合併特例債	80,400千円
------------	-----------	-------	----------

市民公募債	170,000千円	一般財源	32,315千円
-------	-----------	------	----------

イ 西湯（※指定管理者制度導入・H18年度～）

経営主体 九州綜合サービス株式会社

竣工 （改築）昭和48年7月17日

建物 鉄筋コンクリート平屋建 92.16m<sup>2</sup>

ウ 東湯（※指定管理者制度導入・H18年度～）

経営主体 九州綜合サービス株式会社

竣工 昭和52年7月11日

建物 鉄筋コンクリート平屋建 190.88m<sup>2</sup>

エ 東陽交流センターせせらぎ（※指定管理者制度導入・H19年度～）

経営主体 (株) 東陽地区ふるさと公社

竣工 平成17年2月5日

建物 鉄筋コンクリート地下1階、地上2階建

地階 職員用休憩室、倉庫、機械室

1階 事務室、職員休憩室、料理提供室、菓子製造直売室、産地情報コーナー、加工品直売コーナー、調理室、ホール、トイレ

2階 大浴場（男女各1）、家族風呂2、休憩室、受付、事務室、ホール、トイレ、バルコニー

事業費 619,953千円

建築本体工事	306,516千円	電気設備工事	41,836千円
--------	-----------	--------	----------

機械設備工事	100,139千円	温泉送水工事	51,640千円
--------	-----------	--------	----------

厨房設備工事	33,600千円	備品購入費	44,400千円
--------	----------	-------	----------

地質調査費	840千円	設計・監理費	24,675千円
-------	-------	--------	----------

その他	16,307千円		
-----	----------	--	--

財源内訳 国庫補助金	90,471千円	地方債（過疎債）	85,900千円
------------	----------	----------	----------

地方債（その他）	4,572千円		
----------	---------	--	--

オ さかもと温泉センター「クレオン（球麗温）」（※指定管理者制度導入・H18年度～）

経営主体 さかもと温泉センター株

竣工 平成7年2月20日

建物 木造2階建造 地上2階建

鉄骨平屋造 機械室

1階 エントランス、ホール、ラウンジ、浴室、脱衣室（男女各1）、  
家族風呂、脱衣室2、事務室  
2階 休憩室2、遊戯室  
事業費 364,138千円（敷地造成、送湯施設、給水施設等含まず）  
本体工事 240,402千円 機械設備工事 100,425千円  
電気設備工事 23,311千円

<追加工事>

竣工 平成11年3月25日  
建物 木造平屋造 265.00 m<sup>2</sup>  
1階 レストラン、和室、厨房  
事業費 66,835千円  
本体工事 46,433千円  
機械設備工事 13,871千円  
電気設備工事 6,531千円

カ 坂本憩いの家（※指定管理者制度導入・H18年度～）  
経営主体 さかもと温泉センター株  
竣工 平成9年2月20日  
建物 木造一部鉄筋コンクリート平屋造  
(建築面積 265.00 m<sup>2</sup>、述床面積 348.72 m<sup>2</sup>)  
2階 ロビーホール、浴室、脱衣室（男女各1）、休憩室、事務室  
事業費 115,309千円（駐車場整備費等含まず）  
本体工事 55,105千円 機械設備工事 52,530千円  
電気設備工事 7,674千円

## （5）観光宣传

### ①施設

ア 八代観光案内所（八代駅）（TEL:0965-32-2436）

開設 昭和29年

運営 八代よかとこ宣传隊

イ 八代市觀光物産案内所（新八代駅）（TEL:0965-35-6627）

開設 平成16年

運営 八代よかとこ宣传隊

施設概要 341ページ参照

ウ 日奈久温泉觀光案内所（日奈久觀光交流施設）（TEL:0965-38-0267）

（※指定管理者制度導入・H24年度～）

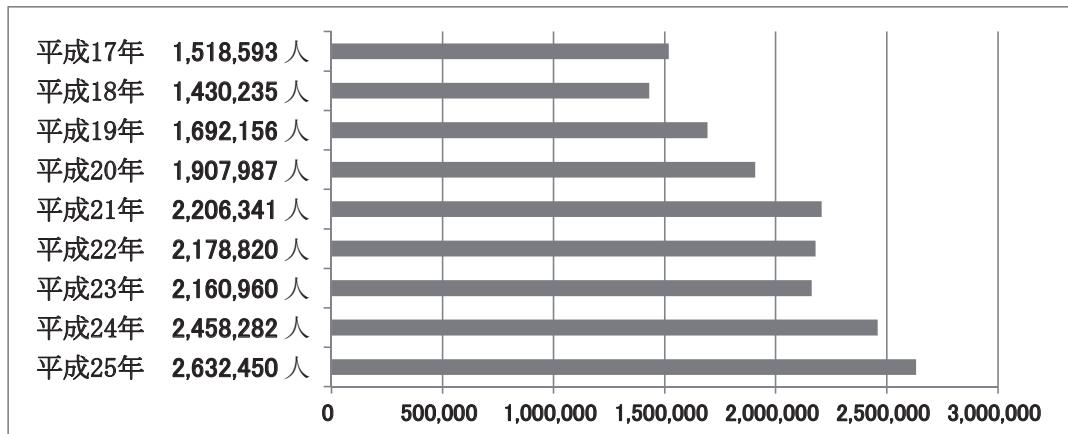
開設 昭和32年

運営 九州綜合サービス株式会社

### ②宣传活動

- ア 市及び八代よかとこ宣传隊とタイアップした大会、会議、各種イベントの積極的な誘致及び特産品プレゼント等、宣传活動を実施
- イ 八代観光案内所・八代市觀光物産案内所・日奈久觀光案内所を通じ、本市来訪者等への宣传・觀光案内
- ウ マスコミ活用及びパンフレット、ポスター、新聞廣告等による宣传

## (6) 来訪観光客



※熊本県観光統計算定基準をもとに算出

旅館（日帰客+宿泊客）+観光レジャー施設利用客+大会・会議+イベント参加者（市外客）

※平成17年のデータについては、8月1日の市町村合併により、6市町村分の合算によるデータ

## (7) 物産

### ①特産物

#### ア 農産物

晩白柚、イグサ（熊本畠表）、メロン、トマト・ミニトマト、塩トマト、お茶、しょうが、しいたけ、ゆず、平家大根、イチゴ、じやがいも

#### イ 伝統工芸品及び民芸品

高田焼、い草製品（花ござ・い草縄・テーブルセンター他）、竹細工、手打ち刃物、刀剣、宮地手漉和紙、おきん女人形、武者のぼり、葉書・葉画

#### ウ 食品

日奈久竹輪・蒲鉾・天ぷら、海苔、海草珍味、青のり、焼鮓、鮓のうるか、鮓のひらき、しゃくみそ・しゃく漬、このしろ寿司、吉野すし、ハモ御膳、焼酎、とうふの味噌づけ、かずら豆腐、からし蓮根、漬物、柚子製品、しょうが製品、イグサ

茶製品、トマト製品（焼酎、ドライトマト、トマピーエン、トマトラーメン等）

晩白柚みそ、日奈久みそ、蜂蜜製品（蜂蜜酒、蜂蜜焼酎等）、やつしろ菜の花ファーム987関連製品（菜の花蜂蜜、菜の花油、純米酒「菜々」、菜の花米、玄米黒酢）

#### 八代ひこいちDON

#### エ お菓子

い草のお菓子、トマトのお菓子、晩白柚のお菓子、雪もち、ニッケ玉、彦一もなか、河童饅頭、亀蛇おかき、いきなり万十、かるかん万十、お告げの石

#### オ その他

晩白柚石けん、晩白柚入浴剤、マキシト（晩白柚カクテル）

## (8) 物産施設

①広域交流地域振興施設（八代市上日置町 4459-1）（※指定管理者制度導入・H20 年度～）

施設名称	八代よかとこ物産館
事業費	約 300,000 千円
整備年度	平成 19 年度～20 年度
開設年月日	平成 20 年 12 月 26 日
構造	鉄骨造平屋建て
敷地面積	3,968.81 m <sup>2</sup>
建築面積	806 m <sup>2</sup> (建物本体 : 601 m <sup>2</sup> 屋外通路 : 205 m <sup>2</sup> )
主な施設	物産スペース、レストラン、フリースペース、トイレ、事務室等

②広域交流センターさかもと館（八代市坂本町荒瀬 1239-1）

（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

事業費	246,056 千円
整備年度	平成 6 年度
開設年月日	平成 7 年 4 月 5 日
構造	木造一階建て
敷地面積	8,129 m <sup>2</sup>
建築面積	819.47 m <sup>2</sup>
主な施設	情報物産館、体験学習室、レストラン、喫茶コーナー、厨房、大研修室、事務室、コミュニティルーム、トイレ、駐車場

③農林産物等直売施設「菜摘館」（八代市東陽町南 1051-1）

（※指定管理者制度導入・H19 年度～）

事業費	61,650 千円
財源内訳	国庫補助金 27,500 円 県補助金 4,950 円 村費 22,550 円 単独事業費 6,650 円
整備年度	平成 7 年度 (平成 8 年 2 月 28 日竣工)
開設年月日	平成 8 年 4 月 1 日
構造	木造平屋建て コロニアル葺
敷地面積	2,356.81 m <sup>2</sup> (東陽交流センター「せせらぎ」含む)
建築面積	267.75 m <sup>2</sup>
主な施設	事務所 (16.36 m <sup>2</sup> )、売り場 (227.0 m <sup>2</sup> )、トイレ (24.39 m <sup>2</sup> )

④ふれあいセンターいづみ（八代市泉町下岳 3296-1）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

事業費	955,037 千円
財源内訳	地域総合整備事業債 652,900 千円 一般財源 302,137 千円
整備年度	平成 7～8 年度
開設年月日	平成 9 年 4 月 1 日
構造	鉄骨造 2 階建
敷地面積	8,477 m <sup>2</sup>
建築面積	1,991 m <sup>2</sup>
主な施設	1 階 特産品販売所、レストラン、体験工房、きなっせホール(多目的集会ホール) 2 階 カラオケ室

## 7 産業活性化支援事業

### (1) 八代市産業活性化利子補給事業（八代産業元気アップ事業）

目的 農林水産業者及び中小企業者が積極的な事業展開等を目指し融資を受ける場合や原油高騰による経営への影響を緩和するために融資を受ける場合、市がその利子を助成する。

#### 利子補給の割合及び限度額

利子補給の割合は借入利率の10割とし、利子補給金の限度額は累計額で50万円

実施期間 平成20年度および21年度の融資分が対象となり、利子補給の期間は貸付実行日から5年以内

事業名	H21年度実績		H22年度実績		H23年度実績		H24年度実績		H25年度実績	
	件数	金額(千円)								
農業活性化利子補給事業	54	969	79	1,887	79	1,524	80	1,125	62	659
林業活性化利子補給事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産業活性化利子補給事業	0	0	0	0	1	3	1	12	0	0
中小企業活性化利子補給事業	155	12,430	185	17,217	168	11,098	144	5,633	111	2,050
合 計	209	13,399	264	19,104	248	12,625	225	6,770	173	2,709

### (2) 八代市新商品開発事業

目的 八代市内の食品産業（任意団体含む）と農林水産業者等が密接に連携して、農林水産物を活用した新商品開発、販路拡大等への取り組みを支援し農林水産業と食品産業の活性化を目的とする。

施行年月日 平成23年4月1日

対象者 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす農林水産業者等とする。

①市内に住所又は事業所を有すること。

②市税の滞納がないこと。

③この要領の規定に基づく補助金以外に国、県又は他の自治体から同種の助成を受けていないこと。

事業内容 農・商・工が連携（食品産業と農林漁業者）し、八代市産物を活用した新商品開発について支援を行う。1申請事業者あたり50万円以内（消費税込）（補助率：10／10以内、1申請あたり：50万円）

事業費 平成25年度 300万円

財源内訳 市（10／10）：300万円

平成 23 年度実績 4 件 (200 万円)  
平成 24 年度実績 7 件 (345 万 5 千円)  
平成 25 年度実績 6 件 (289 万 5 千円)

### (3) 八代市農地利用集積促進事業

目 的 イ草の栽培面積の減少により冬場に利用せれていない農地や今後遊休化が懸念される高齢農家や兼業農家が所有する農地について、担い手農家への集積を促進し、露地野菜等の土地利用型農業の推進を図ります。

施行年月日 平成 23 年 4 月 1 日

対 象 者 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のすべてを見なす者とする。  
①賃借権の設定を行っていること。  
②市内に住所を有する農業を営む者で市税の滞納がないこと。  
③国又は熊本県から同種の助成を受けていないこと。

事 業 内 容 ア 5 年以上の新規の賃借権設定に対し 10a 当たり 2 万円（初年度のみ）  
イ 上記の賃借権設定により経営耕地面積が 5 割以上又は 1ha 以上増加した場合に農業機械等の導入経費の一部を補助  
(補助率 : 1/2 以内、上限 : 100 万円)

事 業 費 平成 25 年度 4,000 万円

財 源 内 訳 市 (10/10) : 4,000 万円

年 度	機械導入補助		農地集積補助		
	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	件数	面積 (m <sup>2</sup> )
平成 23 年度	34,052	40	19,601	96	982,397
平成 24 年度	27,982	32	19,320	79	967,935
平成 25 年度	26,752	30	12,395	72	621,667

## 8 地籍調査事業

目的 地籍調査は「国土調査法」に基づいて一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目、境界及び面積を調査・測量し、地籍図と地籍簿を作成することにより土地に関する最も基礎的な情報を整備するものである。  
わが国の土地に関する記録の多くは、明治時代の地租改正によって作られた地図（公図）を基にしたもので、土地の境界や測量に不備・欠陥がある。  
限りある国土の有効活用・保全のためには、土地の実態を正確に把握する地籍調査を実施する必要がある。地籍調査の成果は、個人の土地取引から公的機関による地域の整備まで、およそ土地に関するあらゆる行為のための基礎データとなるものである。

事業費負担割合 国 1/2 県 1/4 市 1/4

調査対象面積	560.95 km <sup>2</sup>
【内訳】	八代地区 128.67 km <sup>2</sup>
	千丁地区 11.12 km <sup>2</sup>
	鏡地区 25.40 km <sup>2</sup>
	坂本地区 139.32 km <sup>2</sup>
	東陽地区 54.99 km <sup>2</sup>
	泉地区 201.45 km <sup>2</sup>

※第6次十箇年事業計画(H22～H31)  
策定に基づき数量調整を実施。

これまでの実績

(単位 : km<sup>2</sup>)

年度 地区名	H21	H22	H23	H24	H25	H25年度までの実績（累積）
調査済面積(換算)	12.47	13.74	15.80	14.84	13.41	280.86 km <sup>2</sup> (市全体進捗率 50.07%)
八代地区	1.99	2.80	2.24	3.43	2.09	23.74 km <sup>2</sup> (進捗率 18.45%)
千丁地区						11.12 km <sup>2</sup> (進捗率 100.00%) H17完了
鏡地区	1.33	0.64	0.05			25.40 km <sup>2</sup> (進捗率 100.00%)
坂本地区	3.11	2.73	0.27			139.32 km <sup>2</sup> (進捗率 100.00%)
東陽地区	1.93	2.23	3.65	2.76	3.38	23.11 km <sup>2</sup> (進捗率 42.03%)
泉地区	4.11	5.34	9.59	8.65	7.94	58.17 km <sup>2</sup> (進捗率 28.88%)

\*坂本地区の実績については、単独事業での実施分19.06km<sup>2</sup>を含む。

平成26年度の事業概要（補助事業申請）

事業費（市全体）	180,710 千円
調査面積（換算）	15.37 km <sup>2</sup>
【内訳】	
八代地区	3.20 km <sup>2</sup>
東陽地区	4.77 km <sup>2</sup>
泉地区	7.40 km <sup>2</sup>



# X 建 設

1. 都市計画	303
2. 市街地開発	310
3. 道路（橋梁）	311
4. 建築	315
5. 下水道事業	321
6. 日奈久港整備事業	342
7. 鏡港整備事業	343
8. 九州新幹線整備関連事業	345



# 1 都市計画

## (1) 都市計画の指定

### ① 都市計画区域

区域名称	都市計画決定	面積	備考
八代都市計画	平成22年3月30日	18,662ha	旧八代都市計画及び旧鏡都市計画の再編及び旧千丁町、龍峯地区の編入による。
<b>【旧八代都市計画】</b>			
都市計画決定（適用）	昭和10年4月19日	（区域指定は昭和11年10月24日）	
区域変更	昭和32年7月5日	（町村合併による）	
面積	13,306 ha	（龍峯校区を除く旧八代市域）	
<b>【旧鏡都市計画】</b>			
都市計画決定	昭和27年9月12日		
区域変更	昭和32年7月5日	（町村合併による）	
面積	2,717 ha	（旧鏡町域）	

### ② 地域地区

#### ア 用途地域

区域名称	決定年月日	備考
八代都市計画	(変更) 平成22年3月30日	旧八代都市計画及び旧鏡都市計画の再編及び旧千丁町、龍峯地区の編入による。
	(変更) 平成25年8月21日	土地利用方針が明確で転換の必要性が高い、八代市鏡町有佐、古城町、田中町の一部を変更
旧八代都市計画	(当初) 昭和41年9月20日 (4地域) (変更) 昭和48年12月27日 (8地域) (変更) 昭和60年10月29日 (〃) (変更) 平成8年2月1日 (12地域) (変更) 平成10年9月16日 (変更) 平成17年3月25日 (変更) 平成19年9月28日	
旧鏡都市計画	(当初) 昭和51年4月1日 (8地域) (変更) 昭和51年10月14日 (変更) 平成8年4月1日 (12地域) (変更) 平成19年9月28日	

種類	区域名称	面積	旧八代都市計画	旧鏡都市計画
第1種低層住居専用地域		91ha	88ha	3ha
第1種中高層住居専用地域		493ha	449ha	44ha
第2種中高層住居専用地域		521ha	521ha	—
第1種住居地域		230ha	156ha	74ha
第2種住居地域		206ha	206ha	—
準住居地域	八代都市計画	72ha	72ha	—
近隣商業地域		182ha	171ha	11ha
商業地域		80.1ha	71ha	9.1ha
準工業地域		203ha	174ha	29ha
工業地域		53ha	33ha	20ha
工業専用地域		453ha	453ha	—
合計		2,584.1ha	2,394ha	190.1ha

イ 臨港地区

決定年月日	名 称	面 積	備 考
(変更) 平成22年3月30日	八代都市計画臨港地区	448.9ha	旧八代都市計画及び旧鏡都市計画の再編に伴う変更
旧八代都市計画		旧鏡都市計画	
八代港		日奈久港	鏡港
【決定年月日】 (当初) 昭和40年4月10日 (変更) 昭和46年8月28日 (変更) 昭和49年9月17日 (変更) 平成9年4月4日 (変更) 平成15年3月10日 (変更) 平成17年9月28日 (変更) 平成18年12月6日	【決定年月日】 (当初) 平成21年12月10日		【決定年月日】 (当初) 平成21年1月30日
【地域】 八代内港、外港の周辺隣接地	【地域】 日奈久港の周辺隣接地		【地域】 鏡港の周辺隣接地
【面積】 445.9ha 保安港区 17.8ha 商港区 17.4ha 特殊物資港区 87.9ha 工業港区 277.6ha 漁港区 5.9ha 修景厚生港区 39.3ha	【面積】 2.1ha 分区の指定なし		【面積】 0.9ha 分区の指定なし

ウ 防火地域・準防火地域

	決定年月日	地 域	面 積
防火地域	昭和50年3月17日	日奈久中町、日奈久上西町、日奈久中西町の一部	6.0ha
準防火地域	(当初) 昭和42年1月6日 (変更) 昭和50年3月17日	旧八代市の商業地域一体及び日奈久地区的商業地域一体	230.8ha

エ 風致地区

	決定年月日	地 域	面 積
(当初) 昭和23年3月31日(松江城風致地区) (変更) 昭和46年4月10日(松江城風致地区廃止) 〃 (古麓風致地区指定)		古麓町の一部	13.7ha

オ 特別用途地区

決定年月日	名 称	備 考	
(変更) 平成22年3月30日	特別用途地区	約227ha	旧八代都市計画及び旧鏡都市計画の再編に伴う変更
(変更) 平成25年8月21日		約227ha	八代市鏡町有佐において、準工業地区の一部を変更
旧八代都市計画	旧鏡都市計画		
大規模集客施設制限地区	特別工業地区		大規模集客施設制限地区
【決定年月日】 (当初) 平成19年9月28日	【決定年月日】 (当初) 昭和51年10月15日	【決定年月日】 (当初) 平成19年9月28日	
【地域】 旧八代都市計画の準工業地域全域	【地域】 旧鏡町の宝出、内田、鏡村、有佐、下有佐地区の一部	【地域】 旧鏡都市計画の準工業地域全域	
【面積】 約174ha (174.3ha)	【面積】 約24ha (24.4ha)	【面積】 約29ha (29.1ha)	

カ 特定用途制限地域

決定年月日	名 称	面 積	備 考
平成19年12月20日	特定用途制限地域	95ha	新八代駅周辺地区

キ 地区計画

決定年月日	名 称	面 積	
平成22年11月24日	通町地区	A地区 1.6ha	B地区 0.9ha

(2) 土地区画整理事業施行状況

① 土地区画整理事業施行状況

事業名	施行者	事業認可日 換地処分 公告の日	施行面積 (m <sup>2</sup> )			減歩率 (%)	事業費 (千円)	地区内人口 (人)			所有権者数 (人)	借地権者数 (人)	施行地区の整理前現況		
			公共	保留地	合算			地区内人口 (人)	建物数 (戸)	筆数 (筆)			建物数 (戸)	要移転建物数 (戸)	
1 太田郷	市	S16.07.09 S27.10.07	169,797	13.6	1.0	14.6	1,284	—	169	—	563	—	—	—	
2 野上組合	組合	S27.12.24 S33.06.01	668,553	19.6	5.7	25.3	15,000	968	398	5	997	242	10		
3 植柳第一市	市	S33.01.14 S45.06.04	36,067	19.9	7.3	27.2	22,770	252	82	19	186	85	72		
4 麦島第一市	市	S53.03.23 S56.06.18	544,682	22.0	4.6	26.6	260,542	1,679	653	17	1,597	350	150		
5 八の字組合	組合	S44.01.14 S55.05.27	199,420	19.5	9.7	29.2	103,606	29	211	0	358	13	4		
6 八の字西組合	組合	S45.01.19 S55.12.27	25,749	21.3	6.6	27.9	17,311	0	58	0	98	0	0		
7 北部組合	組合	S46.12.13 S56.04.07	589,132	21.2	6.8	28.0	1,402,149	175	237	0	1,033	70	31		
8 古城共同	共同	S54.07.23 S59.02.02	56,760	29.8	0	29.8	614,171	0	6	0	109	0	0		
9 松高組合	組合	S56.02.03 S63.02.02	195,372	20.6	4.4	25.0	1,256,570	157	98	0	338	58	16		
10 球磨川駅市	市	H03.12.09 H20.11.25	113,413	17.0	4.8	21.8	3,856,541	650	190	4	415	187	109		
11 八千把市	市	H12.08.30 —	440,389	21.0	7.9	28.9	4,653,000	294	174	0	770	80	68		
12 大村橋周辺市	市	H16.04.14 H24.05.08	8,895	29.9 (4.8)	0	29.9 (4.8)	839,000	48	27	1	28	19	19		
13 田中町組合	組合	H22.04.15 —	8,580	18.5	30.6	49.1	84,070	0	10	0	29	0	0		
合計			3,056,809				13,126,014								

\*括弧書きは減価補償金による用地取得後の数字

### (3) 街路事業

#### ①八代都市計画

路線番号	路線名称	幅員 (m)	計画延長 (m)	改良済延長 (m)	備 考
1.3. 1	八代日奈久道路線	25	12,880	12,880	暫定整備済
3.2. 1	八代臨港線	32	8,650	8,650	完了
3.4. 2	西幹線	20	2,700	1,960	
3.3. 3	北部幹線	22	2,840	2,840	(街・区)完了
3.4. 4	中央線	16	2,960	1,671	
3.4. 5	東幹線	16	3,510	3,510	完了
3.4. 6	麦島線	18	2,650	2,650	完了
3.5. 7	萩原出町線	15	1,440	1,440	完了
3.4. 8	八代港線	20	3,860	3,860	完了
3.3. 9	国道3号線	22	7,430	5,480	
3.3. 10	八代駅前線	24	240	240	完了
3.4. 11	西片西宮線	16	1,000	271	(街)整備中
3.3. 12	沖新開線	22	1,940	-	
3.5. 13	海士江古閑中線	12	2,170	510	(区)整備中
3.4. 15	八の字線	16	1,260	1,160	
3.4. 18	三楽古閑中線	16	730	730	
3.4. 20	リバーサイド線	16	1,030	-	
3.4. 21	千仏線	16	480	480	完了
3.4. 22	スポーツセンター線	16	500	216	(区)完了
3.4. 23	レインボープロムナード線	16	190	190	完了
3.2. 24	南部幹線	30	5,630	792	(街)整備中
3.4. 25	古閑浜古閑下線	18	580	-	
3.4. 26	古閑中1号線	18	910	676	(区)整備中
3.5. 27	古閑中2号線	14	390	208	(区)完了
3.5. 28	古閑中3号線	14	270	25	(区)整備中
3.4. 29	西片新八代停車場線	17	990	990	完了
3.4. 30	鏡有佐線	8	1,080	1,080	完了
3.4. 31	松橋鏡線	11	1,510	1,510	完了
8.7. 1	八代緑の回廊線	7.5	6,850	6,850	完了
合 計			76,670	60,869	

#### ②事業施工状況（現在施工中の事業）

路線名	施工区間	施工期間	延長	幅員	総事業費	H25年度までの実績
南部幹線 八代市施工	市道麦島線 ～市道古城八の字線	平成9年度 ～平成28年度	(m) 1,038	(m) 30	(千円) 5,400,000	(千円) 4,121,310
西片西宮線 八代市施工	県道八代港線 ～市道西宮町西片町線	平成20年度 ～平成26年度	(m) 360	(m) 16	(千円) 930,000	(千円) 702,000
北部幹線 八代市施工	市道古閑中町12号線 ～市道古閑中町4号線	平成22年度 ～平成25年度 H25.12.26供用開始	(m) 102	(m) 22	(千円) 175,000	(千円) 177,970

### ③八代緑の回廊線整備事業

#### ア 概 要

本事業は、廃線敷地と旧用水路敷地を利用し、各公共施設を連絡する回廊性の自転車・歩行者専用道路整備事業である。

#### イ 整備方針

- a 自転車道と歩行車道はできる限り分離し、共存した場合は舗装等で分離する。
- b 幅員が広い区間は、植栽・せせらぎ水路・ベンチ等を設置し、市民のための憩いと安らぎのある公共空間の場として整備する。
- c 自転車道においてはサイクリング道路としても位置づけ、分岐点には道わかれスポット、中間点付近には既設公園と一体化したポケットスペースを設け、休憩所（東屋・ベンチ等）を設置する。
- d 全体的に植樹帯を設け環境線化に努める。
- e 本路線は災害時の避難路として、また、ジョギングロードとしても活用できるよう整備する。

#### ウ 事業内容

##### 全体計画

事 業 年 度	平成 5 年度～平成 19 年度	
事 業 総 延 長	6,850m	
事 業 費	32 億 9,440 万円	
財 源 内 容	国	12 億 600 万円
	地 方 債	13 億 8,290 万円
	一 般 財 源	7 億 550 万円

##### 事業内訳

###### 都市・地域整備局関連事業

事 業 名	国庫補助事業、緊急地方道路整備事業、地方特定道路整備事業	
事 業 認 可 期 間	平成 6 年度～平成 19 年度	
事 業 延 長	4,750m	
事 業 費	21 億 2,000 万円	
財 源 内 訳	国	7 億 2,200 万円
	地 方 債	7 億 5,500 万円
	一 般 財 源	6 億 4,300 万円

###### 道路関連事業

事 業 名	緊急地方道路整備事業、地方特定道路整備事業	
事 業 認 可 期 間	平成 5 年～平成 12 年度	
事 業 延 長	2,100m	
事 業 費	11 億 7,440 万円	
財 源 内 訳	国	4 億 8,400 万円
	地 方 債	6 億 2,790 万円
	一 般 財 源	6,250 万円

(4) 八代市の公園

種別	公園名	所在地	計画決定	事業認可	開設	面積(ha)	摘要
運動	県南運動公園	新港町	昭和63年12月17日	平成元年2月27日	平成8年10月14日	13.00	
特殊	八代城跡公園	松江城町 北の丸町	昭和63年12月17日	昭和49年1月22日	平成3年6月12日	8.18	歴史公園
	〃		-	-	平成3年3月27日	0.35	中央コミュニティー広場 産業再配置促進費補助
都市 緑地	球磨川河川緑地	渡町、高下東町	昭和54年3月31日	平成3年11月22日	平成5年3月30日	18.80	
	本町緑地	本町一丁目	昭和63年12月14日	-	平成2年3月31日	0.16	
	大島公園	大島町	-	-	昭和60年5月24日	0.24	石油貯蔵施設立地対策費補助
	東片自然公園	東片町	-	-	平成4年6月1日	0.38	産業再配置促進費補助
	水無川緑地	上日置町	-	-	平成6年4月1日	0.59	
	東部山麓歴史自然公園	妙見町	-	-	平成16年3月31日	0.90	
	万葉の里公園	水島町	-	-	平成21年3月28日	1.57	
	水辺のプロムナード	建馬町	-	-	平成22年3月31日	0.33	
	豊原上中公園	渡町	-	-	平成22年10月16日	0.32	
地区	日奈久ドリームランド 「シー・湯・遊」	日奈久平成町	-	-	平成21年8月1日	4.96	
近隣	麦島東公園	麦島東町	昭和43年12月28日	昭和45年8月20日	昭和47年7月1日	1.39	
	高島公園	高島町	昭和47年8月1日	昭和47年12月16日	平成8年11月21日	3.53	
	北部中央公園	田中西町	昭和50年9月9日	昭和51年6月15日	昭和53年4月1日	1.17	
	松崎公園	松崎町	昭和54年3月31日	昭和54年5月8日	昭和56年12月15日	1.79	
	緑公園	緑町	平成3年11月20日	-	昭和62年4月6日	1.14	
	会地公園	上野町	平成9年1月21日	平成9年7月4日	平成13年3月30日	2.04	
	川の交流広場	蛇籠町	-	-	平成16年3月31日	1.23	
	鏡町西部公園	鏡町	昭和50年12月16日	-	昭和55年3月31日	1.46	
	鏡ヶ池公園	鏡町	-	-	平成20年7月19日	2.87	
	新八代駅がめさん公園	西片町、長田町	-	-	平成22年3月31日	1.89	
街区	いぐさの里公園	千丁町	-	-	平成11年3月25日	0.86	H23.12.28都市公園開設公告
	植柳児童公園	植柳元町	昭和32年12月11日	-	昭和55年9月1日	0.10	
	清水児童公園	清水町	昭和38年5月10日	昭和44年10月25日	昭和45年6月24日	0.48	
	末広児童公園	萩原町一丁目	昭和42年10月30日	昭和42年10月30日	昭和43年4月1日	0.38	
	東中洲児童公園	黄金町、弥生町	昭和38年5月10日	昭和39年8月17日	昭和40年4月1日	0.66	
	西中洲児童公園	弥生町、錦町	昭和38年5月10日	昭和43年12月28日	昭和44年4月1日	0.51	
	内膳児童公園	麦島西町	昭和43年12月28日	昭和44年10月25日	昭和45年6月24日	0.16	
	古町児童公園	千反町一丁目	昭和43年12月28日	昭和44年10月25日	昭和45年6月24日	0.18	
	新開児童公園	新開町	昭和45年12月12日	昭和45年12月22日	昭和46年6月15日	0.20	
	田中東児童公園	田中東町	昭和50年9月2日	昭和50年10月7日	昭和51年6月25日	0.25	
	田中西児童公園	田中北町	昭和50年9月2日	-	昭和54年12月3日	0.25	工業再配置促進費補助
	横手新町児童公園	横手新町	昭和53年1月31日	昭和53年5月13日	昭和54年4月1日	0.30	
	上日置児童公園	上日置町	昭和55年3月7日	昭和55年5月8日	昭和56年3月20日	0.24	
	植柳新町北児童公園	植柳新町一丁目	昭和56年1月19日	昭和59年3月24日	昭和60年4月19日	0.24	
	植柳新町南児童公園	植柳新町二丁目	昭和56年1月19日	昭和56年4月25日	昭和56年10月1日	0.37	
	松高1号児童公園	高小原町	昭和56年8月13日	昭和60年5月14日	昭和61年2月1日	0.27	
	松高2号児童公園	田中西町	昭和56年8月13日	昭和61年3月15日	昭和62年4月6日	0.29	
	横手本町児童公園	横手本町	昭和56年11月28日	昭和57年1月14日	昭和57年9月2日	0.20	
	築添児童公園	築添町	昭和57年3月5日	昭和57年6月15日	昭和59年2月21日	0.19	
	上片児童公園	上片町	昭和58年1月10日	昭和58年2月3日	昭和59年2月21日	0.27	
	古城児童公園	古城町	昭和59年7月6日	昭和60年5月14日	昭和61年2月1日	0.20	
	豊原下児童公園	豊原下町	昭和62年12月17日	昭和63年1月28日	平成元年4月12日	0.23	
	西片児童公園	西片町	昭和62年12月17日	昭和63年1月28日	平成2年2月8日	0.30	
	井上児童公園	井上町	平成元年12月22日	平成2年1月24日	平成3年3月18日	0.16	
	沖町児童公園	沖町	平成3年2月22日	平成3年3月8日	平成4年3月21日	0.19	
	大福寺児童公園	大福寺町	平成3年2月22日	平成3年4月10日	平成5年3月30日	0.24	
	田中児童公園	田中町	平成3年11月20日	平成4年5月6日	平成6年3月29日	0.11	

種別	公園名	所在地	計画決定	事業認可	開設	面積(ha)	摘要
街区	古麓児童公園	古 麓 町	平成4年12月24日	-	平成7年3月31日	0.20	
	水島児童公園	水 島 町	-	-	昭和55年9月5日	0.22	
	港町児童公園	港 町	-	-	昭和56年3月20日	0.32	
	船江ふれあい広場	松 崎 町	-	-	平成7年3月31日	0.36	
	古閑下公園	古 閑 下 町	-	-	平成8年3月29日	0.31	
	日置公園	日 置 町	-	-	平成11年2月1日	0.29	
	出町公園	新 町	平成3年2月22日	-	平成17年3月31日	0.22	
	新町公園	新 町	-	-	平成17年12月1日	0.12	
	朝日児童公園	鏡 町	昭和47年4月11日	-	昭和50年3月31日	0.13	
	内田児童公園	鏡 町	昭和50年12月12日	-	昭和51年3月31日	0.25	
	宝出児童公園	鏡 町	昭和50年12月12日	-	昭和52年3月31日	0.14	
	植柳下町公園	植 柳 下 町	-	-	平成19年4月10日	0.27	市営住宅跡地利用
	大島しおさい公園	大 島 町	-	-	平成20年12月1日	0.50	市立松高小学校大島分校跡地利用
	下有佐かがやき公園	鏡 町	-	-	平成21年4月6日	0.11	
普通	裏鶴児童公園	鏡 町	-	-	昭和49年12月1日	0.12	
	上鏡やすらぎ公園	鏡 町	-	-	平成11年4月1日	1.22	
	有佐児童公園	鏡 町	-	-	平成6年4月1日	0.22	
	下有佐児童公園	鏡 町	-	-	平成2年4月1日	0.23	
	下村児童公園	鏡 町	-	-	平成6年4月1日	0.23	
	中島児童公園	鏡 町	-	-	平成8年4月1日	0.24	
	貝洲児童公園	鏡 町	-	-	平成元年4月1日	0.24	
	砧原公園	鏡 町	-	-	平成16年4月1日	0.13	
	塩浜公園	鏡 町	-	-	平成3年4月1日	0.17	
	大還児童公園	鏡 町	-	-	平成7年4月1日	0.93	
	外出児童公園	鏡 町	-	-	平成3年4月1日	0.23	
	北出児童公園	鏡 町	-	-	平成7年4月1日	0.19	
	東区公園	鏡 町	-	-	-	0.07	
	中区公園	鏡 町	-	-	-	0.09	
	西区公園	鏡 町	-	-	-	0.41	
	くま川ワイワイパーク	坂 本 町	-	-	平成20年8月1日	4.60	
	グリーンパークさかもと	坂 本 町	-	-	平成17年4月1日	0.88	
	百済来川遊水公園	坂 本 町	-	-	平成14年4月1日	0.37	
	八代新地公園	千 丁 町	-	-	平成6年6月20日	0.11	
	上外牟田公園	千 丁 町	-	-	平成6年6月20日	0.11	
	黒渕河川自然公園	東 陽 町	-	-	平成17年6月17日	6.10	
	森下歴史水辺公園	東 陽 町	-	-	平成16年5月1日	1.67	(通称:石橋公園)
その他	竜峰山自然公園	川 田 町 東	-	-	平成元年4月1日	1.09	
	古麓歴史自然公園遊歩道	古 麓 町	-	-	昭和51年3月26日	1.56	
	郡築大砧多目的運動場	郡 築 四 番 町	-	-	平成7年3月31日	0.93	
	岡町谷川ふれあい広場	岡 町 谷 川	-	-	-	0.09	
	ほたるの里公園	妙 見 町	-	-	平成13年8月24日	0.60	
	鏡が池児童遊園	迎 町 二 丁 目	-	-	-	0.02	
	白島児童遊園	港 町	-	-	-	0.04	
	古閑出広場	昭 和 日 進 町	-	-	-	0.10	
	前川右岸プロムナード	本町一丁目~三丁目	-	-	平成8年2月29日	0.37	
	笛堀広場	本 町 二 丁 目	-	-	-	0.03	
	緑と水のプロムナード	松 江 城 町	-	-	平成元年3月31日	0.59	
	鏡川公園	鏡 町	-	-	-	1.21	
	鏡川水辺の散歩道公園	鏡 町	-	-	平成20年3月31日	0.02	
	園田川水辺の広場	鏡 町	-	-	平成21年3月31日	0.01	

## 2 市街地開発

### (1) まちづくり交付金事業

#### ①氷川流域地区

目的	山紫水明の自然環境と石橋等の歴史文化資源等を活かした広域的な交流活動を活発化するために、交流拠点整備を行う。	
事業期間	平成 13 年度～平成 17 年度	
事業費	927, 485 千円	
財源内訳	国 費 328, 000 千円 地方債 570, 300 千円 一般財源 29, 185 千円	
主要事業	黒渕城の平線（L=271m、W=5m） 黒渕地区河川自然公園（A=6. 1ha） 森下地区歴史水辺公園（A=1. 67ha） 清水堂親水公園（A=0. 26ha）	

#### ②坂本地区

目的	西日本製紙工場跡地等の整備や駅前周辺の交通機能の充実を図ることにより、住環境基盤の整備と交流機能を促す整備を行うものである。これにより、豊かなスペースが活かされ、緑の多い素晴らしい景観の再確認と住環境の向上につながり、町中心部での住民交流や憩いの場の創出など町全体のイメージアップを図る。
事業期間	平成 15 年度～平成 19 年度
事業費	713, 010 千円
財源内訳	国 費 313, 000 千円 地方債 377, 100 千円 一般財源 22, 910 千円
主要事業	坂本カントリーパーク（くま川ワイワイパーク）（A=4. 6ha） 坂本駅前周辺整備（A=0. 1ha） グリーンパーク坂本（A=0. 9ha）

#### ③鏡中央地区

目的	花づくりを活かした水と緑の潤いあるまちづくり
事業期間	平成 16 年度～平成 20 年度
事業費	1, 585, 720 千円
財源内訳	国 費 634, 000 千円 地方債 707, 700 千円 一般財源 244, 020 千円
主要事業	松島花岡新屋敷線（L=550m、W=9. 5m） 市道下有佐南北線（L=395m、W=11m） コミュニティ道路 A（L=385m、W=6m） 鏡ヶ池公園（A=28, 768 m <sup>2</sup> ）

#### ④八代中央地区

目的	新幹線の開業効果を活用した、「新駅周辺地区」・「中心市街地」・「歴史的観光拠点」の連携による賑わいの再生
事業期間	平成 17 年度～平成 21 年度
事業費	1, 980, 392 千円
財源内訳	国 費 823, 700 千円 地方債 1, 067, 500 千円 一般財源 89, 192 千円
主要事業	新八代駅前線（L=740m、W=14m） 竜西東西 15 号線（L=140m、W=14m） 竜西東西 18 号線（L=240m、W=14m） 竜西南南北 31 号線（L=110m、W=3～4m）

新八代駅がめさん公園 (A=約 1.9ha)  
 水辺のプロムナード (L=400m、W=6~13m)  
 商店街活性化のための空店舗対策、案内板設置、広場・緑地整備など

#### ⑤日奈久地区

目的  
 事業期間  
 事業費  
 財源内訳  
 主要事業

歴史の香りと温泉情緒が漂う もてなしと元気に満ちたまちづくり  
 平成 20 年度～平成 24 年度  
 2,175,240 千円  
 国 費 928,100 千円 地方債 1,190,600 千円  
 一般財源 56,540 千円

日奈久平成町 1 号線 (L=2,300m、W=10.5~17m)  
 平山新町日奈久平成町線 (L=2,500m、W=6.5~11m)  
 大坪町塩竈北磯江線 (L=800m、W=12m)  
 日奈久中町日奈久下西町線 (L=40m、W=4.0m)  
 日奈久ドリームランド「シー・湯・遊」(A=約 5ha)  
 日奈久温泉センター改築 (延床 1,299 m<sup>2</sup>)  
 日奈久ゆめ倉庫 (延床 351 m<sup>2</sup>)  
 開湯 600 年イベント、案内板設置など

#### (2) 開発許可状況(都市計画法)

年度	件数	面積 (m <sup>2</sup> )	用途別				備考	
			自己業務用		非自己用			
			件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )		
H25	6	41,931.61	4	29,377.94	2	12,553.67	店舗・工場等 3 件 福祉施設等 2 件 分譲住宅 1 件	

#### (3) 優良宅地証明発行状況(租税特別措置法)

年 度	件 数	面 積(m <sup>2</sup> )	備 考
H25	0	0	

#### (4) 土地売買等の届出(国土利用計画法)

届出年	件 数	面 積(m <sup>2</sup> )	備 考
H25	2	1,311,439	山林、保安林

## 3 道 路 (橋梁)

#### (1) 道路・橋梁

道路の延長・面積

(平成 26. 4. 1 道路現況調査)

区 分	路 線 数 (線)	実 延 長 (m)	面 積 (m <sup>2</sup> )
国道	国管理分 (3 号) 1	33,729	736,428
	県管理分 (219・443・445 号) 3	53,642.2	1,104,704.1
県 道		274,575.6	3,497,275.0
市 道		1,674,837	10,064,805
計		2,036,783.8	15,403,212.1

### 道路舗装状況

区分		路線数(線)	実延長(m)	舗装率(%)
国道	国管理分	(3号) 1	33,729	100.0
	県管理分	(219・443・445号) 3	53,642.2	100.0
県道		25	263,123.1	95.8
市道		2,217	1,473,650	88.0
計		2,246	1,824,144.3	

### 道路幅員別延長

改良済	幅員	19.5m以上	13.0m以上	5.5m以上	5.5m未満	計
	国 道	国管 理分 (3号) 3,547m	3,144m	27,038m		33,729m
未改良	国 道	県管 理分 (219・443・445号) 30m	483.8m	42,954.7m	426.5m	43,895.0m
	県道	162.9m	10,913.0m	118,867.0m	20,428.7m	150,371.6m
市道		596m	3,097m	204,848m	627,300m	835,841m
未改良	幅員	5.5m以上	3.5m以上	3.5m未満		計
	国 道	国管 理分				
	国 道	県管 理分 (219・443・445号) 822.4m	5,925.6m		2,999.2m	9,747.2m
	県道	9,712.5m	67,403.3m		35,895.2m	124,204.0m
	市道	18,907m	201,287m		608,601m	828,795m

### 橋梁(市道関係)

級別	橋数(力所)	延長(m)	種別橋数(力所)		
			永久橋	木橋	石橋
1級	150	1,469.9	147	0	3
2級	153	1,640.0	152	0	1
その他	1,657	10,316.1	1,640	1	16
計	1,960	13,426.0	1,939	1	20

### 橋梁(国・県道関係)

級別	橋数(力所)	延長(m)	種別橋数(力所)		
			永久橋	木橋	石橋
国道	一般	国 48	3,778	48	0
		県 56	2,130.9	56	0
県道	主要地方道	141	2,724.7	141	0
	一般	246	4,720.3	243	0
	計	387	7,445.1	384	0
計	491	13,354.0	488	0	3

資料 { 国道一国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所八代維持出張所  
 ※南九州西回り自動車道含む  
 県道一熊本県県南広域本部土木部

(2) 市道占用料（「八代市道路占用料に関する条例」平成19年4月1日施行）

占用物件	占用料の単位	占用料の金額(円)	
第1種電柱	1本につき1年	1,000	
第2種電柱		1,500	
第3種電柱		2,000	
第1種電話柱		900	
第2種電話柱		1,400	
第3種電話柱		1,900	
その他の柱類		70	
共架電線その他上空に設ける線類		9	
地下電線その他地下に設ける線類		4	
路上に設ける変圧器		660	
地下に設ける変圧器		450	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1,300	
郵便差出箱		560	
広告塔		1,200	
その他のもの		1,300	
外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	45	
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		67	
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		89	
外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		180	
外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		450	
外径が1メートル以上のもの		890	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		1,300	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	770	
	地下に設ける通路	390	
	その他のもの	1,300	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	12	
	その他のもの	120	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	表示面積1平方メートルにつき1月	120
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,200
	標識	1本につき1年	1,100
旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	1本につき1日	12
	その他のもの	1本につき1月	120
幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	12
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	120
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,200
	その他のもの		580
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	120
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			130

注) 法とは道路法(昭和27年法律第108号)、令とは道路法施行令(昭和27年政令第179号)

### (3) 市道認定基準

目 的 市道の路線認定について必要な基準を定め、道路の適正な管理と道路網の整備を図るため。  
施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

#### ○認定対象路線（次の各号のいずれかに該当するもの）

- ①市が新設し、又は改良した道路
- ②都市計画法、土地区画整理法、土地改良法、その他関係法令に基づき施行され、市が引継ぎを受けた道路
- ③道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 20 条の協議に基づき協議が成立した道路
- ④国道及び県道のうちその供用が廃止された道路
- ⑤私道で寄附を受けた道路
- ⑥その他市長が市道として必要と認める道路

#### ○市道認定基準（法令に定めのあるものを除くほか、次に定める構造を備え、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの）

- ①起点及び終点が公道に接続し、系統的で生活上重要な道路であること
- ②道路の沿線に集落又は公共施設があること
- ③市長が諸般の交通事情及び公益的見地から、市道に認定することが適當と認めた道路であること

#### ○市道の構造条件

道路の縦横断、勾配等道路の技術的な基準は、原則として、道路構造令によるものとし、道路の幅員は、原則として 4 メートル以上であること。

#### ○農道等を含む路線認定

農道等を含めた拡幅道路を申請により市道に認定する場合は、上記の市道認定基準、市道の構造条件に定めるもののほか、当該道路（農道等の部分を除く。）のうち、新たに拡幅した個人所有に係る部分及び道路に附属する施設又は工作物が所有者全員の寄附申込により市に所有権の移転登記ができるものでなければならない。

#### ○宅地造成地内等の道路認定（宅地造成地内等の私道を市道に認定する場合は、上記の市道認定基準及び市道の構造条件に定めるもののほか、次に定めるところによる）

- ①道路敷所有者が寄付申込書を市長に提出すること
- ②宅地造成地内等の私道を寄附しようとする者は、工事着手前に道路計画図（縮尺 500 分の 1 程度）により市と協議すること
- ③認定後直ちに道路敷及び道路に附属する施設又は工作物が市に所有権移転登記ができること
- ④建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号に基づき特定行政庁からの指定を受けたもの
- ⑤路面は舗装され、側溝排水系統又は道路敷地境界杭が完備していること。

## 4 建 築

### (1) 市営住宅

①建設年度別管理戸数

平成26年3月31日現在

団地名	建設年度	管理戸数	建物構造	一戸当たり 建築面積(㎡)	摘要
迎町	S25	8	木造平屋建	24.97～36.30	
	S28	3	〃	36.20	
	S31	0	〃	23.14	
毘舍丸	S26	5	〃	28.00～36.30	
古城町	S27	8	簡易耐火二階建	47.20	
	S28	8	〃	47.20	
	S29	8	〃	46.20	
沖町	S28	5	木造平屋建	36.30	
妙見町	S28	6	〃	28.00	
日奈久	S29	7	〃	28.00～36.30	
植柳上町第二	S34	9	〃	28.00～36.30	
海士江町道上	S36	6	〃	29.70～34.70	
	S37	4	〃	31.47	
豊原下町	S37	2	〃	36.44	
	S38	0	〃	40.55	
若宮	S39	24	〃	31.72～37.06	
	S40	24	〃	31.72～37.06	
	S41	25	〃	31.50～36.84	
三江湖	S40	20	〃	31.62	
井揚	S42	16	〃	31.50～36.84	
	S43	40	〃	31.50～36.84	
	S44	36	〃	31.50～36.84	
	S45	46	〃	31.11～36.84	
流藻川	S46	34	〃	31.11～36.84	
	S47	30	〃	34.96～38.30	
	S48	45	〃	36.63～39.96	
	S49	25	〃	41.60～44.50	
	S50	5	〃	44.50	
	S49	18	中層耐火三階建	49.60	
	S50	54	〃	48.82～51.26	
西宮	S53	12	簡易耐火平屋建	70.61	
	S55	12	中層耐火三階建	61.69	
築添	S51	40	中層耐火四階建	51.34～54.73	
	S52	48	〃	54.66～57.16	
	S53	48	〃	57.16～61.70	

団地名	建設年度	管理戸数	建物構造	一戸当たり 建築面積(m <sup>2</sup> )	摘要
築添	S54	48	中層耐火四階建	57.16~61.70	
	S55	48	〃	59.64~61.60	
高島	S56	48	〃	61.69~65.17	
	S57	48	〃	61.69~65.17	
麦島	S59	24	〃	62.46	
	S60	32	〃	62.46~65.07	
	S62	32	〃	62.46	
	S63	16	〃	62.46	
	H元	24	〃	62.46	
西片町	H 5	16	木造二階建	61.33~86.58	
		14	中層耐火三階建	66.81~69.90	
海士江町	H 7	26	耐火二階建	57.55~71.22	
		12	中層耐火三階建	67.90~69.15	
植柳上町第一	H13	24	〃	56.65~72.85	
	H14	5	耐火二階建	63.70~65.40	
		18	中層耐火三階建	62.10~82.60	
坂本駅前	H 2	6	木造二階建	50.43	
	H12	4	〃	55.89	
中次	S43	23	簡易耐火準平屋建	31.50~36.84	
	S44	23	〃	31.50~36.84	
	S45	27	〃	31.50~36.84	
	S46	23	〃	31.50~36.84	
郷開	S57	30	中層耐火三階建	74.90	
	S58	30	〃	71.40	
渕ノ本	S63	5	木造平屋建	59.94~60.98	
	H元	2	〃	60.95	
	H元	3	木造二階建	72.09	
下岳上	S57	4	木造平屋建	61.49	
	S58	2	〃	61.49	
平	H 9	2	〃	89.29	
氷川台	H12	8	木造二階建	52.25	
氷川台第二	H 5	2	木造平屋建	64.98~70.93	
上日置	S54	12	簡易耐火二階建	78.46	
新町	H12	24	中層耐火四階建	51.70~74.30	従前居住者用住宅
楠	H 9	23	鉄筋コンクリート 造壁式構造4階建	58.61~97.29	特定公共優良賃貸住宅
合計		1,369			

※ 家賃は、住宅の建設年度、利便性、部屋の広さ及び入居世帯の収入によって各々算出。

## ②団地別管理戸数

平成26年3月31日現在

団地名	建物構造								団地面積(m <sup>2</sup> )
	木造平屋	木造二階	簡易平屋	簡易二階	耐火二階	中耐三階	中耐四階	計	
迎町	11							11	5,459
毘舍丸	5							5	4,982
古城町				24				24	2,430
沖町	5							5	4,945
妙見町	6							6	115
日奈久	7							7	2,033
植柳上町第二	9							9	5,804
海士江町道上	10							10	5,044
豊原下町	2							2	2,312
古閑中町								0	3,206
若宮			73					73	11,044
三江湖			20					20	2,826
井揚			138					138	17,270
流藻川			139			72		211	26,592
西宮			12			12		24	3,840
築添							232	232	20,745
高島							96	96	9,110
麦島							128	128	9,434
西片町		16				14		30	4,201
海士江町					26	12		38	8,030
植柳上町第一					5	42		47	6,338
坂本駅前		10						10	1,863
中次			96					96	15,055
郷開						60		60	7,247
渕ノ本	7	3						10	2,170
下岳上	6							6	1,610
平	2							2	578
氷川台		8						8	2,171
氷川台第二	2							2	689
上日置				12				12	2,451
新町							24	24	2,542
楠							23	23	2,343
合計	72	37	478	36	31	212	503	1,369	194,479

## (2) 建築指導（建築指導課）

業務内容 建築主事の権限において 建築基準法に基づく建築確認及び検査に関する事務を行い、特定行政庁として建築物に関する建築許可・認可、指導、違反建築に対する是正措置、道路の指定、バリアフリー法、熊本県やさしいまちづくり条例、建設リサイクル法、省エネルギー法等の建築行政に関する事務を行う。

建築主事：2名 他担当職員：8名

### ①建築確認申請取扱件数

年 度 区 分		H21			H22			H23			H24			H25		
建 築 物	462	市	162	477	市	153	507	市	165	552	市	137	655	市	148	
		指定機関	300		指定機関	324		指定機関	342		指定機関	415		指定機関	507	
工 作 物	12	市	7	16	市	13	13	市	5	32	市	4	31	市	11	
		指定機関	5		指定機関	3		指定機関	8		指定機関	28		指定機関	20	
建 築 設 備	7	市	0	9	市	1	15	市	5	21	市	5	3	市	2	
		指定機関	7		指定機関	8		指定機関	10		指定機関	16		指定機関	1	
合 計		市	169	502	市	167	535	市	175	605	市	146	689	市	161	
		指定機関	312		指定機関	335		指定機関	360		指定機関	459		指定機関	528	

### ②検査申請取扱件数

年 度 区 分		H21			H22			H23			H24			H25		
建 築 物	369	市	162	398	市	131	480	市	148	468	市	120	587	市	131	
		指定機関	207		指定機関	267		指定機関	332		指定機関	348		指定機関	456	
工 作 物	10	市	5	6	市	4	20	市	14	23	市	4	21	市	7	
		指定機関	5		指定機関	2		指定機関	6		指定機関	19		指定機関	14	
建 築 設 備	5	市	1	8	市	1	19	市	5	21	市	5	3	市	2	
		指定機関	4		指定機関	7		指定機関	14		指定機関	16		指定機関	1	
合 計		市	168	412	市	136	519	市	167	512	市	129	611	市	140	
		指定機関	216		指定機関	276		指定機関	352		指定機関	383		指定機関	471	
中間検査		市	1	4	市	2	2	市	1	6	市	0	0	市	0	
		指定機関	2		指定機関	2		指定機関	1		指定機関	6		指定機関	0	

### ③市関係確認及び検査申請手数料

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
手数料（千円）	8,252	7,557	8,819	5,381	7,476

### ④計画通知

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
通知件数	23	17	16	11	11

### ⑤許認可関係（受付）

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
許認可等の件数	11	12	12	13	15

### ⑥道路位置指定件数

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
指定件数	11	15	9	10	17

### ⑦その他

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
イ. 熊本県やさしいまちづくり条例に基づく事前協議件数	32	34	36	50	45
ロ. 建設リサイクル法に基づく届出件数	155	179	195	207	257
ハ. 長期優良住宅申請に基づく届出件数	31	60	41	46	62
ニ. 省エネルギー法に基づく届出件数 （下段：定期報告）	4	64	55	49	47
	2	2	3	0	2

※ニ. 省エネルギー法に基づく届出件数については、H22年度から届出対象面積が、2,000m<sup>2</sup>から300m<sup>2</sup>以上に改正

### (3) 八代市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業

事業概要 高齢者、障害者が円滑に利用できるユニバーサルデザインに配慮した民間の建築物の特定施設(※1)の整備について、市が補助するもの。

対象建築物 ハートビル法施行令第5条(※2)及び熊本県やさしいまちづくり条例第28条(※3)に規定する民間の特別特定建築物。

(バリアフリー法施行令第5条第2号(病院に限る。)、第9号、第10号を除く。)

※1 出入口、便所、廊下、階段、案内表示、昇降機、敷地内通路等をいう。

※2 バリアフリー法施行令第5条(特別特定建築物)(抄)

第2号：病院又は診療所。

第9号：老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの。

第10号：老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの。

※3 熊本県やさしいまちづくり条例第28条で追加された特別特定建築物

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校。

補助対象事業費限度額 施設整備については、各施設毎の事業費が2,000千円以内、かつ、全体の合計が4,000千円以内とする。

補助率 補助対象事業費の2/3以内。

補助実績

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
取 扱 件 数	0	1	0	1	0
補 助 金 (千円)	0	1,336	0	2,906	0

### (4) 八代市民間建築物耐震化促進事業

事業概要 平成7年の阪神・淡路大震災の際、被害の大きかったとされている昭和56年5月31日以前に着工している民間の戸建木造住宅の耐震診断(精密診断)と耐震改修、及び大地震の際に道路を閉塞するおそれのある緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断(精密診断)の費用について、市が補助するもの。

補助対象事業費限度額

耐震診断については、戸建木造住宅については、一戸あたり130千円以内、緊急輸送道路沿道建築物については、一棟あたり900千円以内とする。

耐震改修については、戸建木造住宅について、一戸あたり1,200千円以内とする。

補助率

耐震診断については、補助対象事業費の2/3以内。

耐震改修については、補助対象経費の1/2以内の額とする。

補助実績

年 度	H22	H23	H24	H25	
取扱件数	耐震診断 戸建木造住宅	1	8	4	3
	耐震診断 緊急輸送道路建築物	0	0	0	0
	耐震改修 戸建木造住宅	-	-	-	0
補助金 (千円)	86	556	268	220	

### (5) 八代市老朽危険空き家等除却促進事業

事業概要 市民の生活環境に危険、不安等の影響を与えていた放置された「老朽危険空き家」の除却費用に対して、市が補助するもの。

事業の対象となる建物

次の①～③の要件のすべてに該当する住宅、兼用住宅(建築基準法別表第2(い)第一号及び第二号に該当するもの)、及びそれに附属する建物をいう。

①【空き家】 概ね1年以上、常時無人の状態で、管理されないまま放置されたもの。

②【老朽】 構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なもの。

③【危険】 倒壊や外装材の落下又はそれらの恐れのある危険性があり、近隣及び道路等に影響を及ぼす可能性のあるもの。

補助限度額 1件当たりの補助限度額60万円

補助率 補助対象経費(解体工事費用の8/10)の3分の2

補助実績

年 度	H24	H25
取 扱 件 数 (戸)	14	42
補 助 金 (千円)	5,990	21,648

<b>(6) 八代市優良建築物等整備事業</b>	
目 的	中心市街地の活性化に寄与する優良な住宅の供給を行う施行者に、建設費の一部を助成し、街なか居住の促進を図るため。
施工年月日	平成 20 年 4 月 1 日
対象事業	①八代市中心市街地活性化協議会から支援要請を受けた事業 ②中心市街地の活性化に関する法律第 23 条に規定されている認定を受けた事業 ③優良建築物等整備事業制度要綱（平成 6 年建設省住街発第 63 号）に基づく国庫補助事業の採択を受けた事業
事業内容	整備事業に係る調査設計、土地整備及び共同施設整備に要する費用の 3 分の 2 以内で、かつ、2,500 万円を限度として補助する。
事業費	平成 20 年度 3,000 千円（建築設計費） 平成 21 年度 22,000 千円（共同施設整備）
財源内訳 補助実績	国（1/2）：12,500 千円、市（1/2）：12,500 千円

年 度	H20	H21
補助対象戸数	65 戸	
補助金（千円）	3,000	22,000

<b>(7) 八代市営住宅長寿命化計画策定事業</b>	
目 的	八代市営住宅の現況に基づき、今後 10 年間（H23～H33）の団地別活用方針を判定する。また、判定の結果、長寿命化を図る団地については、計画期間内の修繕・改善事業の実施方針及びその内容を取りまとめ、「市営住宅長寿命化計画」を策定する。この計画に沿った修繕・改善を実施することにより、住宅事業におけるライフサイクルコストの縮減を図る。
計画期間	平成 23 年度から平成 32 年度まで
事業対象	八代市営住宅
事業内容	市営住宅の建設年度、建物種別に応じて現況調査を行い、団地別活用方針を策定する。 ①長寿命化を図り、維持管理していく住宅 ②建替えを検討する住宅 ③用途廃止を検討する住宅 長寿命化を図る住宅については、計画期間内の修繕・改善事業の実施方針、およびその内容をコンサル業者へ委託し、策定する。 以上のことについて、コンサル業者へ委託する。
事業費	平成 22 年度 3,990 千円 (国) 4.5/10 (市) 5.5/10
財源内訳 補助実績	平成 22 年度 1,795 千円

<b>(8) 八代市住生活基本計画策定事業</b>	
目 的	市総合計画の基本構想である「やすらぎと活力にみちた 魅力かがやく元気都市”やつしろ”」の理念に基づいて、高齢者が暮らしやすい環境づくり、子育てしやすい環境づくり、災害に強い環境など、本市の住まい・町づくりの推進にあたり、住宅政策に関する基本的な方針、目標、方向性を明確にして、安全に安心して、快適に生活できる住まい、住環境づくりを進めるための指針を示す。
計画期間	平成 25 年度から平成 34 年度まで
事業対象	市内全域
事業内容	住まい・住環境に関する市民アンケート調査、事業者アンケート調査 等を実施し、現状の把握・課題を整理し、今後の住まい・町づくりのための基本理念・目標・施策の基本方針・重点施策を策定する。 ①基本計画の内容については、有識者等による外部策定委員会（委員数 11 名）を設置し検討を行う。（実施回数 5 回） ②策定委員会への資料を提出するために、市職員による作業部会（部会 員数 18 名）を設置し検討を行う。（実施回数 5 回） ③各地域審議会において、計画策定に対しての意見聴取を行う。 ④パブリックコメントの実施。 ※上記の策定業務については、コンサルタント業者に委託し策定する。 また、基本計画策定業務の関連事項として、今後の市営住宅の運営についての検討をあわせて委託する。 ※県の「住宅マスタープラン」の策定作業の遅れに伴い、平成 25 年度へ事業を繰越す。
事業費	平成 24 年度 4,935 千円 (国) 5/10 (市) 5/10
財源内訳 補助実績	平成 24 年度 2,467 千円

## 5 下水道事業

### (1) 公共下水道事業（八代・八代東部処理区）

#### ① 沿革

昭和48年 9月14日	八代市都市計画審議会答申 (議案 八代都市計画下水道の決定変更)	
昭和48年10月11日	八代都市計画下水道変更の承認	当初
昭和48年10月22日	八代都市計画下水道変更の告示（市告示）	
昭和49年 2月22日	下水道法第4条の規定による認可	
昭和49年 2月25日	都市計画法による認可	
昭和49年 3月 2日	都市計画法による告示（県告示）	
平成24年 2月22日	八代都市計画下水道変更の告示（市告示）	直近
平成24年 3月21日	下水道法第4条の規定による変更認可	
平成24年 3月21日	都市計画法による変更認可	
平成24年 3月30日	都市計画法による変更の告示（県告示）	

#### ② 事業計画

事項	計画区分	基本計画(全体)			都市計画決定	事業認可計画		
		公共下水道 (八代処理区)	特定環境 公共下水道 (八代東部処理区)	計		公共下水道 (八代処理区)	特定環境 公共下水道 (八代東部処理区)	計
計画年度	S48～H44	H18～H44			-	S48～H29	H18～H29	
排水・処理面積 (ha)	2,450	49	2,499	1,910	1,424.6	49	1,473.6	
処理人口 (人)	59,000	1,200	60,200	-	52,600	2,000	54,600	
処理方法	標準活性汚泥法			-	標準活性汚泥法			
終末処理場	設置数 (箇所)	1	-	1	-	1	-	1
	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	約86,000			約90,000	約90,000		
	計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	36,800	1,000	37,800	-	30,700	1,200	31,900
	処理能力 (m <sup>3</sup> /日)	37,800			-	34,600		
ポンプ場	設置数 (箇所)	污水	3	-	3	3 (見込)	3	-
		雨水	4	-	4	4 (見込)	-	4 (見込)
排除方式	分流式			同左	分流式			

③ 使用料、受益者負担金

ア 八代市下水道条例

当初：平成17年 8月 1日施行

直近：平成26年 4月 1日改正

種 別	基 本 使 用 料		超過使用料(1立方メートルにつき )	
	汚 水 量	使 用 料	汚 水 量	使 用 料
一 般 汚 水	8立方 メートルまで	1,080円	8立方メートルを超えるもの	165円
			30立方メートルまで	176円
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき		27円	

※消費税別途

イ 八代市公共下水道事業(八代処理区・八代東部処理区)受益者負担及び受益者分担に関する条例

処理区域の名称	単 位 負 担 金 額	当 初	平成17年 8月 1日施行
八 代 処 理 区	1平方メートル当り 245円	直 近	平成26年 1月 1日改正

処理区域の名称	単 位 分 担 金 額
八 代 東 部 処 理 区	1平方メートル当り 245円

④ 事業施工状況

施工実績 昭和48年度～平成25年度

事業総額 61,094,377千円 (建設事業費・起債対象) ※八代処理区・八代東部処理区

⑤ 工事の種類及び事業量内訳

ア 管 渠 汚水管  $\ell = 258.4\text{km}$

雨水管  $\ell = 22.9\text{km}$

イ 雨水ポンプ場関係一式、水処理センター一式、汚水中継ポンプ場関係一式

⑥ 施設内容 (既設)

ア 雨水ポンプ施設

a 野上ポンプ場 (既設部：昭和47年度供用、増設部：平成25年1月供用)

敷 地 面 積  $1,916\text{m}^2$

ポンプ場建築延面積 既設部： $304\text{m}^2$  増設部： $605\text{m}^2$

ポンプ設置台数 4台

( i ) $\phi 700 \times 66\text{m}^3/\text{分} \times 2.5\text{m} \times 45\text{kw} \times 1\text{台}$	(既設部)
( ii ) $\phi 1,000 \times 132\text{m}^3/\text{分} \times 2.5\text{m} \times 125\text{ps} \times 1\text{台}$	(既設部)
( iii ) $\phi 700 \times 70.2\text{m}^3/\text{分} \times 5.0\text{m} \times 110\text{kw} \times 1\text{台}$	(増設部)
( iv ) $\phi 1,200 \times 198\text{m}^3/\text{分} \times 5.0\text{m} \times 260\text{kw} \times 1\text{台}$	(増設部)

現有排水能力  $7,700\text{m}^3/\text{秒}$

計画流入量  $7,756\text{m}^3/\text{秒}$

計画排水能力  $7,767\text{m}^3/\text{秒}$

機種	( i )、( ii ) : 橫軸軸流、( iii )、( iv ) : 立軸斜流
発電機	旧 : 115KVA×1台、新 : 250KVA×1台
その他	電気設備一式、沈砂池3池、ポンプ井2槽、吐出水槽1槽、放流水路1水路

b 中央ポンプ場 (昭和56年度供用)

敷地面積	16, 188m <sup>2</sup>
ポンプ場建築延面積	1, 903m <sup>2</sup>
ポンプ設置台数	5台
	$\left\{ \begin{array}{l} ( i ) \phi 500 \times 36 \text{ m}^3/\text{分} \times 4.1 \text{ m} \times 45 \text{ kw} \times 2 \text{ 台 立軸斜流} \\ ( ii ) \phi 1, 500 \times 325 \text{ m}^3/\text{分} \times 3.7 \text{ m} \times 450 \text{ ps} \times 2 \text{ 台 橫軸斜流} \\ ( iii ) \phi 1, 800 \times 460 \text{ m}^3/\text{分} \times 3.5 \text{ m} \times 600 \text{ ps} \times 1 \text{ 台 橫軸斜流} \end{array} \right.$
現有排水能力	19. 700 m <sup>3</sup> /秒
計画流入量	26. 110 m <sup>3</sup> /秒
計画排水能力	27. 367 m <sup>3</sup> /秒
発電機	250KVA×1台
その他	ポンプ井、吐出井1槽、沈砂池4池、沈砂池機械・電気設備一式、自動除塵機4基

c 徳渕ポンプ場 (昭和42年度供用)

敷地面積	32. 37m <sup>2</sup>
ポンプ場建築延面積	25m <sup>2</sup>
ポンプ設置台数	1台
機種	( i ) $\phi 600 \times 41 \text{ m}^3/\text{分} \times 3.3 \text{ m} \times 37 \text{ kw} \times 1 \text{ 台}$
計画排水能力	立軸二床式軸流
計画流入量	0. 68 m <sup>3</sup> /秒

d 麦島ポンプ場 (平成17年度供用)

敷地面積	4, 221m <sup>2</sup>
ポンプ場建築延面積	1, 050m <sup>2</sup>
ポンプ設置台数	3台
	$\left\{ \begin{array}{l} ( i ) \phi 800 \times 90 \text{ m}^3/\text{分} \times 5.3 \text{ m} \times 132 \text{ kw} \times 2 \text{ 台} \\ ( ii ) \phi 1, 500 \times 316 \text{ m}^3/\text{分} \times 5.5 \text{ m} \times 600 \text{ ps} \times 1 \text{ 台} \end{array} \right.$
現有排水能力	8. 270 m <sup>3</sup> /秒
計画流入量	13. 523 m <sup>3</sup> /秒
計画排水能力	13. 533 m <sup>3</sup> /秒
機種	立軸斜流
発電機	500KVA×1台
その他	ポンプ井、吐出井1槽、沈砂池3池、沈砂池機械・電気設備一式、自動除塵機2基

イ 汚水中継ポンプ施設

a 中央中継ポンプ場 (昭和59年度供用)

敷地面積	16, 188m <sup>2</sup>
ポンプ場建築延面積	594m <sup>2</sup>
ポンプ設置台数	3台
	$\left\{ \begin{array}{l} ( i ) \phi 300 \times 12.6 \text{ m}^3/\text{分} \times 10 \text{ m} \times 37 \text{ kw} \times 1 \text{ 台 (予備)} \\ ( ii ) \phi 250 \times 6.3 \text{ m}^3/\text{分} \times 10 \text{ m} \times 22 \text{ kw} \times 2 \text{ 台} \end{array} \right.$

現有排水能力	0.210 m <sup>3</sup> /秒
計画流入量	0.291 m <sup>3</sup> /秒
計画排水能力	0.292 m <sup>3</sup> /秒
機種	着脱式水中汚水ポンプ
発電機	150KVA×1台
その他	電気設備一式、沈砂池2池、ポンプ井1槽
b 松崎中継ポンプ場 (平成6年度供用)	
敷地面積	1,391 m <sup>2</sup>
ポンプ場建築延面積	1,005 m <sup>2</sup>
ポンプ設置台数	3台 (i) $\phi 250 \times 7.0 \text{ m}^3/\text{分} \times 15\text{m} \times 37\text{kw} \times 2\text{台}$ (内1台予備) (ii) $\phi 300 \times 8.1 \text{ m}^3/\text{分} \times 15\text{m} \times 37\text{kw} \times 1\text{台}$
現有排水能力	0.252 m <sup>3</sup> /秒
計画流入量	0.404 m <sup>3</sup> /秒
計画排水能力	0.405 m <sup>3</sup> /秒
機種	着脱式水中汚水ポンプ
発電機	200KVA×1台
その他	電気設備一式、沈砂池2池、ポンプ井2槽、しき破碎機
c 麦島中継ポンプ場 (平成18年度供用)	
敷地面積	554 m <sup>2</sup>
ポンプ場建築延面積	251 m <sup>2</sup>
ポンプ設置台数	2台 (i) $\phi 150 \times 3.0 \text{ m}^3/\text{分} \times 28\text{m} \times 30\text{kw} \times 2\text{台}$ (内1台予備)
現有排水能力	0.050 m <sup>3</sup> /秒
計画流入量	0.078 m <sup>3</sup> /秒
計画排水能力	0.078 m <sup>3</sup> /秒
機種	着脱式水中汚水ポンプ
発電機	150KVA×1台
その他	電気設備一式、しき破碎機
d 小規模ポンプ施設	
マンホールポンプ	35箇所

#### ウ 八代市水処理センター

敷地面積	86,003.22 m <sup>2</sup>
職員数	職員 4名 委託人数 17名 (ポンプ場管理含む)
工期	着工 昭和55年11月 竣工 昭和60年3月
供用開始	昭和60年3月30日
処理方法	標準活性化汚泥法
処理能力	全体計画 37,800 m <sup>3</sup> /日 認可 34,600 m <sup>3</sup> /日 現有 20,400 m <sup>3</sup> /日
施設概要	管理棟、機械棟、沈砂池、ポンプ棟、汚泥処理棟、濃縮棟、その他

現有設備概要	主ポンプ 立軸斜流渦巻ポンプ $\phi 350 \times 15\text{m}^3/\text{分} \times 3\text{台}$
送風機	多段ターボブロワ $40\text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台}$ $60\text{m}^3/\text{分} \times 1\text{台}$
発電機	ブラシレス三相同期発電機 $875\text{kVA} \times 1\text{台}$
脱水機	ベルトプレス式 $3\text{m幅} \times 2\text{台}$

## (2) 都市下水路事業

### ① 日奈久都市下水路事業（補助対象事業）

計画決定	昭和50年9月6日（告示）
事業認可	昭和51年1月17日（告示）
事業年度	昭和50年度～同53年度
集水区域	約31ha（日奈久塩南町の全部及び日奈久浜町、日奈久東町の一部）
事業内容	下水管渠 第1号幹線 220m（放流は、日奈久港）総施工延長 370m
ポンプ施設	敷地 $505\text{m}^2$ 排水ポンプ $\phi 500\text{mm} \times 40\text{m}^3/\text{分} \times 55\text{Kw} \times 3\text{台}$ （内1台予備）

### ② 前川都市下水路事業

計画決定	昭和57年7月22日（告示）
事業認可	昭和57年11月30日（告示）
計画集水面積	137ha
計画幹線延長	5,190m
事業施工状況	
県施工分	施工年度 昭和48年度～同56年度 前川幹線 $\ell = 1,981\text{m}$ 事業費 970,583千円
市施工分	施工年度 昭和57年度～同63年度 事業費 176,000千円 事業内容 $\ell = 386\text{m}$ $\left. \begin{array}{l} \square 2,500\text{mm} \times 1,450\text{mm} \\ \square 2,300\text{mm} \times 1,380\text{mm} \end{array} \right\}$

※ 平成元年度より公共下水道に編入

### ③ 宮地都市下水路事業

計画決定	昭和58年11月29日（告示）
事業認可	昭和58年12月21日（当初認可） 平成元年7月26日（最終認可）
計画集水面積	103ha
計画幹線延長	2,480m
施工延長	2,340m

ア 妙見幹線

施工年度 昭和58年度～同62年度  
事業費 52,000千円  
事業内容  $\ell = 283\text{m}$   $\left\{ \begin{array}{l} \square 1,400\text{mm} \times 1,400\text{mm} \\ \square 1,200\text{mm} \times 1,200\text{mm} \\ \square 1,200\text{mm} \times 800\text{mm} \end{array} \right.$   
樋門 1門

イ 宮地幹線（アピール下水道）

施工年度 昭和60年度～平成元年度  
事業費 242,100千円  
事業内容  $\ell = 1,478.2\text{m}$   $\square 1,200\text{mm} \times 4,000\text{mm} \sim 6,000\text{mm}$   
伏越工  $\ell = 51.8\text{m}$   $\square \square 1,500\text{mm} \times 1,000\text{mm} \times 2\text{連}$

ウ 宮地幹線（水緑景観事業）

施工年度 昭和63年度～平成元年度  
事業費 28,900千円  
事業内容 歩道橋  $\ell = 18.1\text{m}$  W=2.0m  
植樹工一式

エ 古麓幹線

施工年度 平成元年度～平成2年度  
事業費 104,400千円  
事業内容  $\ell = 527\text{m}$   $\left\{ \begin{array}{l} \square 1,600\text{mm} \times 900\text{mm} \\ \square 1,000\text{mm} \times 700\text{mm} \end{array} \right.$   
樋門 1門

### (3) 八代北部流域下水道

① 沿革

- 平成 2年10月 八代北部流域下水道促進期成会設立（旧千丁・鏡・竜北・小川）  
平成 6年 3月 流域下水道基本計画策定  
平成 6年12月 事業採択大蔵省内示  
平成 7年 3月 流域下水道事業計画策定、関連4町下水道基本計画策定  
平成 7年12月 事業採択・予算内示  
平成 8年 1月 関連4町下水道事業認可  
平成 8年 2月 旧小川町・鏡町都市計画事業認可  
平成 8年度 管渠工事着手・終末処理場基本計画・用地買収  
平成 9年度 終末処理場管理橋建設・管渠工事促進  
平成10年度 終末処理場造成・道路、水路付け替え・管渠工事促進  
平成11年度 終末処理場本体工事着工・管渠工事促進  
平成12年度 終末処理場・管渠工事促進  
平成13年度 終末処理場・管渠工事促進（千丁処理区50ha、鏡処理区50ha）  
八代北部流域下水道一部供用開始（平成14年1月）  
平成17年度 管渠促進（千丁処理区136ha、鏡処理区186.5ha）  
平成19年度 管渠促進（千丁処理区182.5ha、鏡処理区288ha）

ア 特定環境保全公共下水道事業（千丁処理区）

平成 8年 1月19日	下水道法第4条の規定による許可(50ha)
平成13年 3月23日	下水道法第4条の規定による変更許可(86ha)
平成19年12月11日	下水道法第4条の規定による変更許可(46. 5ha)

イ 公共下水道事業（鏡処理区）

平成 7年 7月11日	鏡町都市計画審議会答申	当初
平成 7年 8月21日	鏡都市計画下水道変更（都決）の承認	
平成 7年 8月28日	鏡都市計画下水道変更（都決）の告示(町告示)	
平成 8年 1月19日	下水道法第4条の規定による変更許可(50ha)	
平成 8年 1月23日	都市計画法による変更許可	直近
平成19年 6月29日	鏡都市計画下水道変更（都決）の告示(市告示)	
平成19年12月11日	下水道法第4条の規定による認可(101. 5ha)	
平成19年12月21日	都市計画法による認可承認	
平成19年12月21日	都市計画法による変更の告示（県告示）	

② 事業計画

事 項	計画区分		基本計画 (流域全体)	都市計画決定 (鏡処理区)	事業認可計画	
	千 丁 処 理 区	鏡 処 理 区			千 丁 処 理 区	鏡 処 理 区
計 画 年 度	H7～H36	—	—	—	H7～H26	H7～H26
排 水・処 理 面 積 (ha)	1, 157	407	—	183	—	288
処 理 人 口 (人)	38, 700	—	—	6, 030	—	9, 430
処 理 方 法	標準活性汚泥法	—	—	—	—	—
終 末 处 理 場	設 置 数 (箇所)	1	—	—	—	—
	敷 地 面 積 (m <sup>2</sup> )	約41, 800	—	—	—	—
	処 理 能 力 (m <sup>3</sup> /日)	19, 100	—	—	—	—
ポンプ場	設置数	汚 水	2	—	—	—
		雨 水	—	—	—	—
排 除 方 式	分 流 式	—	—	同 左	同 左	同 左

※参考 八代北部流域事業認可計画（基本計画）

計画区分 事 項	八代市		氷川町 竜北処理区	宇城市 小川処理区	計
	千 丁 処 理 区	鏡 処 理 区			
排水・処理面積	182. 5 (212)	288. 0 (407)	183 (183)	336 (355)	989. 5 (1, 157)
処理人口	6, 030 (7, 000)	9, 430 (13, 300)	7, 800 (7, 800)	10, 030 (10, 600)	33, 290 (38, 700)
計画汚水量	2, 723 (3, 280)	4, 755 (6, 685)	3, 504 (3, 660)	5, 003 (5, 460)	16, 000 (19, 100)

③ 使用料、受益者負担金

ア 八代市下水道条例

当初：平成17年8月 1日施行

直近：平成26年4月 1日改正

種 別	基 本 使 用 料		超 過 使 用 料(1立方メートルにつき)	
	汚 水 量	使 用 料	汚 水 量	使 用 料
一 般 汚 水	8立方 メートルまで	1,080円	8立方メートルを超える 30立方メートルまで	165円
			30立方メートルを超えるもの	176円
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき		27円	

※消費税別途

イ 八代市下水道事業（千丁処理区）受益者分担に関する条例

八代市都市計画下水道事業（鏡処理区）受益者負担金に関する条例

処理区域の名称	金額
一般世帯	均等割 180,000円
事業所等	1. 7人槽までは、180,000円 2. 8人槽以上については、180,000円に7人槽を超えた人槽分に1,000円を乗じた金額を加算した額とする。 ただし、501人槽以上になる場合は674,000円とする。

④ 事業施工状況（建設事業・起債対象）※八代市分のみ（県・氷川町・宇城市施工分除く）

施工実績 平成7年度～平成25年度

事業総額 11,450,035千円（千丁処理区：4,750,445千円、鏡処理区：6,699,590千円）

⑤ 工事の種類及び事業量内訳

ア 管 渠 汚水管  $\ell=110.75\text{km}$ （千丁処理区 50.05km・鏡処理区 60.70km）  
小規模ポンプ施設 マンホールポンプ 34箇所（千丁処理区：23箇所、鏡処理区：11箇所）

イ 八代北部浄化センター

敷地面積	41,800m <sup>2</sup>
職員数	指定管理者（平成18年度より）
全体計画	平成7年度～平成36年度
供用開始	平成14年1月
処理方法	標準活性化汚泥法
処理能力	全体計画 19,100m <sup>3</sup> /日 認可 19,100m <sup>3</sup> /日 現有 19,100m <sup>3</sup> /日
施設概要	管理棟、消毒棟、沈砂池ポンプ棟、汚泥処理棟、水処理施設、その他
現有設備概要	主ポンプ 吸込スクリュー式水中ポンプ $\left\{ \begin{array}{l} \phi 200 \times 3.8 \text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台} \\ \phi 250 \times 6.8 \text{m}^3/\text{分} \times 1\text{台} \\ \phi 350 \times 13.5 \text{m}^3/\text{分} \times 1\text{台} \end{array} \right.$
送風機	ロータリーブロワ $\left\{ \begin{array}{l} 16 \text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台} \\ 32 \text{m}^3/\text{分} \times 2\text{台} \end{array} \right.$
発電機	ガスタービン発電装置 6,600V 375KVA 一式
脱水機	スクリュープレス式 $\phi 700 \times 1\text{台}$

公共下水道事業整備調書（八代処理区）

		H22.3.31	H23.3.31	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	備 考
行政区域	面 積 (ha)	14,721	14,721	14,721	14,721	14,721	H25.3.31以降↓
	人 口 (人)	101,862	101,050	100,558	100,655	100,101	外国人登録人口含む
	外 国 人 登 録 者 数 (人)	757	761	800			
	世 帯 数 (戸)	40,489	40,614	40,869	41,668	42,084	
認可区域	面 積 (ha)	1,374.00	1,374.00	1,424.60	1,424.60	1,424.60	
	人 口 (人)	51,973	51,776	55,370	55,363	55,111	外国人登録人口含む
	世 帯 数 (戸)	21,958	22,059	23,623	23,764	23,950	
整備面積	面 積 汚水	1,019.20	1,050.13	1,070.12	1,103.73	1,139.86	
	雨 水	462.02	462.96	471.79	472.07	472.07	
	全 体	1,070.65	1,101.58	1,121.57	1,155.18	1,191.31	
	人 口 汚水	41,918	42,748	43,049	43,707	44,371	外国人登録人口含む
	雨 水	19,039	19,506	19,793	19,739	19,538	外国人登録人口含む
	全 体	43,517	44,321	44,467	45,178	45,811	外国人登録人口含む
供用開始区域	面 積 汚水	1,018.63	1,042.22	1,059.37	1,092.94	1,124.63	
	雨 水	462.02	462.96	471.79	472.07	472.07	
	全 体	1,070.08	1,093.67	1,108.04	1,141.52	1,173.21	
	人 口 汚水	41,884	42,567	42,908	43,674	44,278	外国人登録人口含む
	雨 水	19,039	19,506	19,793	19,739	19,538	外国人登録人口含む
	全 体	43,483	44,229	44,428	45,145	45,718	外国人登録人口含む
世帯数	世 帯 数 汚水	17,856	18,374	18,691	19,088	19,575	
普及状況	水洗化人口(人)	32,009	33,363	34,243	34,752	35,732	外国人登録人口含む
	水洗化戸数(戸)	13,116	13,704	14,126	14,278	14,691	
	普 及 率 (人口比%)	41.1	42.1	42.7	43.4	44.2	汚水供用人口÷行政人口
	水洗化率(人口比%)	76.4	78.4	79.8	79.6	80.7	水洗化人口÷汚水供用人口
	水洗化率(戸数比%)	73.5	74.6	75.6	74.8	75.0	水洗化戸数÷汚水世帯数
	整備率(認可区域比%)	74.2	76.4	75.1	77.5	80.0	汚水整備面積÷認可面積
管渠延長	汚 水 (km)	228.69	235.34	239.43	245.31	252.14	整備延長(決算ベース)
	雨 水 (km)	21.66	21.75	22.83	22.94	22.94	整備延長(決算ベース)
処理場	現有処理能力(土木) (20,400m³/日)	4/8	4/8	4/8	4/8	4/8	既設／全体計画
	(機械)	3/8	3/8	3/8	3/8	3/8	既設／全体計画
	流入水量(日平均m³/日)	13,311	13,864	14,159	14,557	14,550	晴天時
	流入水量(日最大m³/日)	14,733	15,410	16,002	16,484	16,696	晴天時
	有 収 水量(m³/日)	11,045	11,567	11,867	12,256	12,417	
	有 収 率 (%)	83.0	83.4	83.8	84.2	85.3	有収水量÷日平均流入水量
	脱水汚泥量(t/日)	6.5	7.7	6.7	10.0	10.0	日平均
	流 入 BOD	188.0	185.0	189.0	187.0	168.0	日平均
	水 質 SS	154.0	158.0	161.0	159.0	147.0	日平均
	(mg/l)放流 BOD	3.5	3.4	4.4	5.1	3.6	日平均
ポンプ場	S S SS	1.4	1.5	1.8	1.9	1.7	日平均
	汚 水 (箇所)	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	既設／認可計画
	雨 水 (箇所)	3/5	3/5	3/5	3/5	3/5	既設／認可計画
	マンホールポンプ (箇所)	29	29	30	31	31	
建設事業費	〔起債対象〕 単 年 度	1,518,800	1,250,700	1,239,927	910,052	706,950	決算ベース
	(千円) 累 計	56,612,049	57,862,749	59,102,676	60,012,728	60,719,678	

特定環境保全公共下水道（千丁処理区）

		H22.3.31	H23.3.31	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	備 考
行政区域	面 積 (ha)	1,118	1,118	1,118	1,118	1,118	H25.3.31以降↓
	人 口 (人)	7,231	7,227	7,194	7,194	7,125	外国人登録人口含む
	外国人登録者数 (人)	16	13	12			
	世 帯 数 (戸)	2,347	2,387	2,409	2,465	2,486	
認可区域	面 積 (ha)	182.50	182.50	182.50	182.50	182.50	
	人 口 (人)	6,030	6,030	6,005	6,005	6,005	外国人登録人口含む
	世 帯 数 (戸)	2,077	2,013	2,031	2,031	2,031	
整備面積	面 積 汚水	141.17	147.49	150.72	154.63	157.71	
	雨水						
	全 体	141.17	147.49	150.72	154.63	157.71	
	人 口 汚水	5,350	5,570	5,572	5,790	5,879	外国人登録人口含む
	雨 水						外国人登録人口含む
	全 体	5,350	5,570	5,572	5,790	5,879	外国人登録人口含む
供用開始区域	面 積 汚水	141.17	147.49	150.72	154.63	157.71	
	雨 水						
	全 体	141.17	147.49	150.72	154.63	157.71	
	人 口 汚水	5,350	5,570	5,572	5,790	5,879	外国人登録人口含む
	雨 水						外国人登録人口含む
	全 体	5,350	5,570	5,572	5,790	5,879	外国人登録人口含む
	世 帯 数 汚水	1,688	1,875	1,900	2,010	2,070	
普及状況	水洗化人口 (人)	3,643	3,815	3,899	4,066	4,140	外国人登録人口含む
	水洗化戸数 (戸)	1,158	1,264	1,317	1,397	1,428	
	普 及 率 (人口比%)	74.0	77.1	77.5	80.5	82.5	汚水供用人口 ÷ 行政人口
	水洗化率 (人口比%)	68.1	68.5	70.0	70.2	70.4	水洗化人口 ÷ 汚水供用人口
	水洗化率 (戸数比%)	68.6	67.4	69.3	69.5	69.0	水洗化戸数 ÷ 汚水世帯数
	整備率 (認可区域比%)	77.4	80.8	82.6	84.7	86.4	汚水整備面積 ÷ 認可面積
管渠延長	汚 水 (km)	46.20	47.10	48.20	49.30	50.05	整備延長(決算ベース)
	雨 水 (km)						整備延長(決算ベース)
処理場	流入水量(日平均m³/日)	1,029	1,080	1,126	1,179	1,200	晴天時
	流入水量(日最大m³/日)	1,303	1,229	1,261	1,321	1,339	晴天時
	有 収 水量(m³/日)	993.5	1,035.4	1,037.4	1,088.6	1,118.1	
	有 収 率 (%)	96.6%	95.9%	92.1%	92.3%	93.2%	有収水量 ÷ 日平均流入水量
マンホールポンプ (箇所)		21	22	22	23	23	
建設事業費	〔起債対象〕 単 年 度	179,400	129,625	100,125	132,213	54,513	決算ベース
	(千円) 累 計	4,333,969	4,463,594	4,563,719	4,695,932	4,750,445	

公共下水道事業整備調書（鏡処理区）

		H22.3.31	H23.3.31	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	備 考
行政区域	面 積 (ha)	2,824	2,824	2,824	2,824	2,824	H25.3.31以降↓
	人 口 (人)	15,590	15,482	15,414	15,442	15,345	外国人登録人口含む
	外 国 人 登 録 者 数 (人)	144	140	122			
	世 帯 数 (戸)	5,449	5,387	5,441	5,617	5,664	
認可区域	面 積 (ha)	288.00	288.00	288.00	288.00	288.00	
	人 口 (人)	9,200	8,830	8,992	8,952	8,930	外国人登録人口含む
	世 帯 数 (戸)	3,430	3,300	3,417	3,486	3,505	
整備面積	面 積 汚水	189.00	197.70	206.50	220.80	224.40	
	雨 水	11.00	11.00	11.00	11.00	11.00	
	全 体	189.00	197.70	206.50	220.80	224.40	
	人 口 汚水	6,835	7,027	7,203	7,700	7,847	外国人登録人口含む
	雨 水						外国人登録人口含む
	全 体	6,835	7,027	7,203	7,700	7,847	外国人登録人口含む
供用開始区域	面 積 汚水	189.00	197.70	206.50	220.80	224.40	
	雨 水	11.00	11.00	11.00	11.00	11.00	
	全 体	189.00	197.70	206.50	220.80	224.40	
	人 口 汚水	6,835	7,027	7,203	7,700	7,847	外国人登録人口含む
	雨 水	380	380	380	380	380	外国人登録人口含む
	全 体	6,835	7,027	7,203	7,700	7,847	外国人登録人口含む
	世 帯 数 汚水	2,338	2,535	2,835	3,028	3,131	
普及状況	水洗化人口 (人)	4,320	4,580	4,700	4,798	4,890	外国人登録人口含む
	水洗化戸数 (戸)	1,477	1,510	1,569	1,633	1,832	
	普 及 率 (人口比%)	43.8	45.4	46.7	49.9	51.1	汚水供用人口 ÷ 行政人口
	水洗化率 (人口比%)	63.2	65.2	65.3	62.3	62.3	水洗化人口 ÷ 汚水供用人口
	水洗化率 (戸数比%)	63.2	59.6	55.3	53.9	58.5	水洗化戸数 ÷ 汚水世帯数
	整備率 (認可区域比%)	65.6	68.6	71.7	76.7	77.9	汚水整備面積 ÷ 認可面積
管渠延長	汚 水 (km)	55.10	57.20	57.70	59.50	60.70	整備延長(決算ベース)
	雨 水 (km)	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	整備延長(決算ベース)
処理場	流入水量(日平均m³/日)	1,601	1,198	1,207	1,339	1,415	晴天時
	流入水量(日最大m³/日)	2,892	3,664	3,014	4,229	3,294	晴天時
	有 収 水 量(m³/日)	1,423.4	1,209.6	1,261.4	1,298.6	1,322.8	
	有 収 率 (%)	88.9	101.0	104.5	97.0	93.5	有収水量 ÷ 日平均流入水量
	マンホールポンプ (箇所)	6	8	8	9	11	
建設事業費	〔起債対象〕 単 年 度	310,000	202,000	149,875	172,084	105,783	決算ベース
	(千円) 累 計	6,069,848	6,271,848	6,421,723	6,593,807	6,699,590	

公共下水道事業整備調書（八代東部処理区）

		H22.3.31	H23.3.31	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	備 考
行政区域	面 積 (ha)	49	49	49	49	49	H25.3.31以降↓
	人 口 (人)	372	392	417	437	467	外国人登録人口含む
	外 国 人 登 録 者 数 (人)	3	2	1			
	世 帯 数 (戸)	155	157	173	183	196	
認可区域	面 積 (ha)	49.00	49.00	49.00	49.00	49.00	
	人 口 (人)	372	392	417	437	467	外国人登録人口含む
	世 帯 数 (戸)	155	157	173	183	196	
整備面積	面 積 汚水	30.00	33.02	36.83	41.63	43.32	
	雨 水	0	0	0	0		
	全 体	30.00	33.02	36.83	41.63	43.32	
	人 口 汚水	233	320	379	415	445	外国人登録人口含む
	雨 水	0	0	0	0		外国人登録人口含む
	全 体	233	320	379	415	445	外国人登録人口含む
供用開始区域	面 積 汚水	26.00	28.53	32.34	37.14	38.83	
	雨 水	0	0	0	0	0	
	全 体	26.00	28.53	32.34	37.14	38.83	
	人 口 汚水	233	317	366	415	445	外国人登録人口含む
	雨 水	0	0	0	0	0	外国人登録人口含む
	全 体	233	317	366	415	445	外国人登録人口含む
	世 帯 数 汚水	108	151	186	209	219	
普及状況	水洗化人口(人)	150	242	273	330	415	外国人登録人口含む
	水洗化戸数(戸)	74	124	145	176	186	
	普 及 率 (人口比%)	62.6	80.9	87.8	95.0	95.3	汚水供用人口÷行政人口
	水洗化率(人口比%)	64.4	76.3	74.6	79.5	93.3	水洗化人口÷汚水供用人口
	水洗化率(戸数比%)	68.5	82.1	78.0	84.2	84.9	水洗化戸数÷汚水世帯数
	整備率(認可区域比%)	61.2	67.4	75.2	85.0	88.4	汚水整備面積÷認可面積
管渠延長	汚 水 (km)	5.30	5.54	5.64	6.10	6.23	整備延長(決算ベース)
	雨 水 (km)	0	0	0	0	0	整備延長(決算ベース)
処理場	現有処理能力(土木) (20,400m <sup>3</sup> /日) (機械)						既設／全体計画
	流入水量(日平均m <sup>3</sup> /日)						既設／全体計画
	流入水量(日最大m <sup>3</sup> /日)						晴天時
	有 収 水 量(m <sup>3</sup> /日)	68.8	96.6	111.0	129.7	145.6	晴天時
	有 収 率 (%)	〃	〃	〃	〃	〃	有 収 水 量 ÷ 日 平 均 流 入 水 量
	脱水汚泥量(t/日)	〃	〃	〃	〃	〃	日 平 均
	流 入 BOD	〃	〃	〃	〃	〃	日 平 均
	水 質 SS	〃	〃	〃	〃	〃	日 平 均
	(mg/l)放流 BOD	〃	〃	〃	〃	〃	日 平 均
	S S SS	〃	〃	〃	〃	〃	日 平 均
ポンプ場	汚 水 (箇所)	0	0	0	0	0	既設／認可計画
	雨 水 (箇所)	0	0	0	0	0	既設／認可計画
	マンホールポンプ(箇所)	3	4	4	4	4	
建設事業費	〔起債対象〕 単 年 度	24,900	4,400	7,786	33,615	2,856	決算ベース
	(千円) 累 計	326,042	330,442	338,228	371,843	374,699	

#### (4) 生活扶助世帯に対する排水設備費等補助金交付事業

設置目的	公共下水道の処理区域内において、排水設備を公共下水道に接続しようとする生活扶助世帯に対して、当該改造費用を補助し、水洗化を促進する。
施行年月日	平成17年8月1日
助成概要	生活扶助世帯の所有に係る公共下水道の処理区域内の建築物（現にその世帯の生活の用に供している建築物に限る。）に設けられている排水設備を公共下水道に接続するための工事に必要な経費を予算の範囲内において市長が認定した額を交付する。
助成措置の実績	なし

#### (5) 農業集落排水処理施設事業

##### ① 沿革

###### 泉町下岳上地区農業集落排水事業

事業採択申請年月日	平成4年2月24日
事業採択年月日	平成4年4月10日
供用開始年月日	平成8年10月1日

###### 東陽町南区地区農業集落排水事業

事業採択申請年月日	平成6年8月16日
事業採択年月日	平成7年4月4日
供用開始年月日	平成12年4月1日

##### ② 事業計画

処理区 事項		泉町下岳上処理区	東陽町南区処理区
計画年度		平成4年度～平成8年度	平成7年度～平成11年度
集落圏面積(ha)		440	220
事業計画区域面積(ha)		24	48
計画処理対象人口(人)		820	2300
処理方法		嫌気ろ床併用接触ばつ氣方式 日本農業集落排水協会（JARUS）－Ⅲ型	回分式活性汚泥方式 日本農業集落排水協会（JARUS）－XI96型
処理場	設置数(箇所)	1	1
	計画汚水量(m³/日)	222	621
	処理能力(m³/日)	246	690
ポンプ施設	設置数(箇所)	16	31
管渠	延長(km)	10.9	19.6
放流水質	BOD(mg/l)	20(除去率90%)	20(除去率90%)
	SS(mg/l)	50(除去率75%)	50(除去率75%)
排除方式		分流式	分流式

③ 使用料、受益者分担金

ア 八代市農業集落排水処理施設条例

当初：平成17年8月1日施行

直近：平成26年4月1日施行

区分	金額（月額）	備考
基本料金	1,914円	
世帯員割	638円	事務所等の従業員を含む
業務料金	1,276円	店舗面積及び人員により加算する
その他の料金	380円	

※消費税抜き

イ 八代市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例

単位分担金額
1世帯につき 100,000円

当初：平成17年8月1日施行

④ 泉町下岳上地区農業集落排水処理施設

ア 事業施工状況

施工実績 平成4年度～平成8年度

事業総額 934,000千円（建設事業費・起債対象）

イ 工事の種類及び事業量内訳

a 管渠	汚水管 L=10.9km
小規模ポンプ施設	マンホールポンプ16箇所
b 処理場一式	
型式名称	日本農業集落排水協会（JARUS）-III型
処理能力	全体計画 246m <sup>3</sup> /日 現有 246m <sup>3</sup> /日
施設概要	処理場上屋（RC造1階建） 处理場 820人槽 ばつ気沈砂槽、流量調整槽、嫌気性濾床槽 接触ばつ気槽、沈殿槽、消毒槽、汚泥濃縮貯留槽 機械電気設備一式
現有設備概要	原水ポンプ 80φ×0.445m <sup>3</sup> /分×9.25m×2.2kw×2台 非常用エンジンポンプ 50φ×0.445m <sup>3</sup> /分×10m×4.5PS×1台
	水中攪拌ポンプ 0.98m <sup>3</sup> /分×2.80m 80φ×50φ×2.2Kw×1台
	嫌気性ろ床槽攪拌装置 VP40 有孔管 12基
	汚泥引抜ポンプ（横型自吸式） 50φ×0.15m <sup>3</sup> ×10m×2.2Kw×1台
送風機	ブロワ 65φ×1.59m <sup>3</sup> /分×4,500mmAq×3.7kw×2台
発電機	ディーゼルエンジン発電機 20KVA×1台、13KVA×1台、8.0Kw×1台

## ⑤ 東陽町南区地区農業集落排水処理施設

### ア 事業施工状況

施工実績 平成7年度～平成11年度  
事業総額 1,970,000千円（建設事業費・起債対象）

### イ 工事の種類及び事業量内訳

a 管渠 汚水管 L=19.6km  
小規模ポンプ施設 マンホールポンプ31箇所

b 処理場一式

型式名称 日本農業集落排水協会（JARUS）-XI96型  
処理能力 全体計画 690m<sup>3</sup>/日  
現有 690m<sup>3</sup>/日

施設概要 処理場上屋（RC造2階建） 处理場 2,300人槽  
ばっ氣沈砂槽、流量調整槽、回分槽  
散水ポンプ槽、消毒槽、汚泥濃縮槽、汚泥貯留槽  
放流施設、機械電気設備一式

現有設備概要 原水ポンプ  
100φ×0.6m<sup>3</sup>/分×7.0m×2.2kw×3台  
非常用エンジンポンプ  
80φ×0.6m<sup>3</sup>/分×10m×6.0PS×2台  
水中攪拌ポンプ  
80A×3.7kw×2台  
回分槽ばっ氣攪拌装置  
3.7kw×2台  
汚泥引抜ポンプ（エアリフト式）  
PVC製 1台  
上澄水排出装置 堰式  
1.5m×0.2kw×2台

送風機 ブロワ  
65φ×1.41m<sup>3</sup>/分×5,000mmAq×3.7kw×3台

発電機 ディーゼルエンジン発電機  
20KVA×1台、6.0KVA×2台

脱水機 多重円板型  
40kg-DS×8.85Kw 1台

## ⑥ 生活扶助世帯に対する排水設備費等補助金交付事業

設置目的 農業集落排水の処理区域内において、排水設備を農業集落排水に接続しようとする生活扶助世帯に対して、当該改造費用を補助し、水洗化を促進する。

施行年月日 平成17年8月1日

助成概要 生活扶助世帯の所有に係る農業集落排水の処理区域内の建築物（現にその世帯の生活の用に供している建築物に限る。）に設けられている排水設備を農業集落排水に接続するための工事に必要な経費を予算の範囲内において市長が認定した額を交付する。

助成措置の実績 なし

農業集落排水処理施設事業整備調書（泉町下岳上地区）

		H22.3.31	H23.3.31	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	備 考
行政区域	面 積 (ha)	26,659	26,659	26,659	26,659	26,659	
	人 口 (人)	2,376	2,309	2,243	2,200	2,132	
	世 帯 数 (世帯)	845	839	829	831	820	
事業計画	集 落 圈 面 積 (ha)	440	440	440	440	440	
	事業計画区域面積 (ha)	24	24	24	24	24	
	人 口 (人)	820	820	820	820	820	
整備区域	世 帯 数 (世帯)	180	180	180	180	180	
	面 積 (ha)	24	24	24	24	24	
	人 口 (人)	532	524	501	499	490	
供用開始区域	世 帯 数 (世帯)	173	173	169	170	170	
	面 積 (ha)	24	24	24	24	24	
	人 口 (人)	532	524	501	499	490	
普及状況	世 帯 数 (世帯)	173	173	169	170	170	
	水洗化人口 (人)	492	483	465	455	446	
	水洗化世帯数 (世帯)	149	148	145	144	143	
普及状況	普 及 率 (人口比%)	22.4%	22.7%	22.3%	22.7%	23.0%	供用開始人口 ÷ 行政人口
	水洗化率 (人口比%)	92.5%	92.2%	92.8%	91.2%	91.0%	水洗化人口 ÷ 供用開始人口
	水洗化率 (世帯比%)	86.1%	85.5%	85.8%	84.7%	84.1%	水洗化世帯数 ÷ 供用開始世帯数
管渠延長	整 備 率 (面積比%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	整備面積 ÷ 事業計画区域面積
	汚 水 (km)	10.9	10.9	10.9	10.9	10.9	整備延長(決算ベース)
	現有処理能力(246m³/日)	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	既設／全体計画
処理場	流入水量(日平均m³/日)	177	172	168	161	192	
	流入水量(日最大m³/日)	351	420	342	302	321	
	有 収 水 量 (m³/日)	177	172	168	161	192	
処理場	有 収 率 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	有収水量 ÷ 日平均流入水量
	発 生 汚 泥 量 (t/日)	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	日平均(脱水前)
	放 流 水 質 BOD (mg/1)	4.3	4.5	8.6	9.9	5.7	月平均
マンホールポンプ (箇所)		16	16	16	16	16	
建設事業費 [起債対象] (千円)	单 年 度	0	0	0	0	0	
	累 計	934,000	934,000	934,000	934,000	934,000	

農業集落排水処理施設事業整備調書（東陽町南区地区）

		H22.3.31	H23.3.31	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	備 考
行政区域	面 積 (ha)	6,456	6,456	6,456	6,456	6,456	
	人 口 (人)	2,578	2,544	2,494	2,465	2,400	
	世 帯 数 (世帯)	855	853	844	835	831	
事業計画	集 落 圈 面 積 (ha)	220	220	220	220	220	
	事業計画区域面積 (ha)	48	48	48	48	48	
	人 口 (人)	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	
整備区域	世 帯 数 (世帯)	518	518	518	518	518	
	面 積 (ha)	48	48	48	48	48	
	人 口 (人)	1,703	1,697	1,674	1,656	1,613	
供用開始区域	世 帯 数 (世帯)	569	571	568	558	558	
	面 積 (ha)	48	48	48	48	48	
	人 口 (人)	1,703	1,697	1,674	1,656	1,613	
普及状況	世 帯 数 (世帯)	569	571	568	558	558	
	水洗化人口 (人)	1,372	1,370	1,363	1,363	1,321	
	水洗化世帯数 (世帯)	423	428	432	435	436	
	普 及 率 (人口比%)	66.1%	66.7%	67.1%	67.2%	67.2%	供用開始人口 ÷ 行政人口
	水洗化率 (人口比%)	80.6%	80.7%	81.4%	82.3%	81.9%	水洗化人口 ÷ 供用開始人口
	水洗化率 (世帯比%)	74.3%	75.0%	76.1%	78.0%	78.1%	水洗化世帯数 ÷ 供用開始世帯数
管渠延長	整 備 率 (面積比%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	整備面積 ÷ 事業計画区域面積
	汚 水 (km)	19.6	19.6	19.6	19.6	19.6	整備延長(決算ベース)
処理場	現有処理能力(690m³/日)	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	既設／全体計画
	流入水量(日平均m³/日)	510	515	517	508	536	
	流入水量(日最大m³/日)	789	838	786	807	741	
	有 収 水 量(日平均m³/日)	510	515	517	508	536	
	有 収 率 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	有収水量 ÷ 日平均流入水量
	発 生 汚 泥 量 (t/日)	1.7	2.3	1.7	1.4	0.18	日平均(H25より脱水後)
	放 流 水 質 BOD (mg/1)	1.5	2.4	7.2	6.9	2.0	月平均
	SS	3.4	2.3	5.9	5.2	2.3	月平均
マンホールポンプ (箇所)		31	31	31	31	31	
建設事業費 [起債対象] (千円)	单 年 度	0	0	0	0	0	
	累 計	1,970,000	1,970,000	1,970,000	1,970,000	1,970,000	

## (6) 処理槽市町村整備推進事業

### ① 目的

市町村が設置主体となって戸別の処理槽を特定の地域を単位として整備し、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全および公衆衛生の向上に寄与する。

### ② 対象地域

泉町、東陽町で農業集落排水処理施設の処理区域外の地域。

### ③ 事業の要件

以下のアからオのすべてを満たすものであること。

- ア 事業の実施地域は、将来的に処理槽の整備が妥当と判断される地域内において設定されること。
- イ 原則として、事業実施地域内の全戸に戸別処理槽を整備する事業であること。
- ウ 当該事業年度内に10戸以上整備すること。
- エ 適正な維持管理を確実に確保するため住民等の協力体制が整っていること。
- オ 市町村の公営企業として実施し、本事業により整備された処理槽は特別会計により経理し、適正な料金の徴収が確実と見込まれるもの。

### ④ 財政措置の概要

- ・国庫補助金 1/3 (循環型社会形成推進交付金)
- ・起債 17/30 (下水道債)
- ・受益者分担金 1/10

### ⑤ 事業計画と整備状況

平成26年3月31日現在

事業区域		泉地区	東陽地区	合計
事業期間		平成14年度～26年度	平成13年度～26年度	平成13年度～26年度
計画	計画基數	510基	190基	700基
	計画人口	1,620人	992人	2,612人
	計画区域内人口	1,642人	787人	2,429人
整備状況	設置済基數	261基	159基	420基
	水洗化人口	699人	488人	1,187人

## ⑥年度別・人槽別整備状況

(単位：基)

地区名	人 槽	寄附	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	合計
泉	5人槽	15	25	16	4	4	7	2	1	5		2	112
	6人槽	8											8
	7人槽	21	14	12	3	8	3	5		4		2	114
	8人槽	9											9
	10人槽	3	3		1					2			12
	14人槽					1							1
	20人槽		1										1
	45人槽	1											1
	50人槽	1											2
	60人槽	1											1
	合 計	59	43	28	8	13	10	7	1	11	0	4	261
	累 計	59	179	207	215	228	238	245	246	257	257	261	
東 陽	5人槽		15	7	1	1	1	1		1		1	75
	7人槽		16	6	1	1	3	3		1			83
	14人槽												1
	合 計		31	13	2	2	4	4	0	2		1	159
	累 計		131	144	146	148	152	156	156	158	158	159	
合 計	5人槽	15	40	23	5	5	8	3	1	6		3	187
	6人槽	8											8
	7人槽	21	30	18	4	9	6	8		5		2	197
	8人槽	9											9
	10人槽	3	3		1					2			12
	14人槽					1							2
	20人槽		1										1
	45人槽	1											1
	50人槽	1											2
	60人槽	1											1
	合 計	59	74	41	10	15	14	11	1	13	0	5	420
	累 計	88	310	351	361	376	390	401	402	415	415	420	
設置基數進捗状況		12.6%	44.3%	50.1%	51.6%	53.7%	55.7%	57.3%	57.4%	59.3%	59.3%	60.0%	

⑦使用料、受益者分担金

ア 八代市浄化槽条例

a 浄化槽使用料

当初：平成17年8月1日施行

直近：平成26年4月1日施行

人槽区分	使用料金額（月額） *税抜き
5 人槽	4,286円
6 人槽	4,362円
7 人槽	4,477円
8 人槽	4,753円
10 人槽	5,067円
11～15人槽	8,286円
16～20人槽	10,153円
21～25人槽	12,667円
26～30人槽	14,915円
31～35人槽	16,981円
36～40人槽	19,048円
41～45人槽	21,486円
46～50人槽	24,200円
60 人槽	29,077円

b 浄化槽受益者分担金

【泉地区】 当初：平成17年8月1日施行

人槽区分	分担金額
5 人槽	100,000円
6 人槽	100,000円
7 人槽	100,000円
8 人槽	100,000円
10 人槽	100,000円
11～15人槽	200,000円
16～20人槽	300,000円
21～25人槽	400,000円
26～30人槽	450,000円
31～40人槽	550,000円
41～50人槽	600,000円

【東陽地区】

当 初：平成17年8月1日施行

分担金額
100,000円

浄化槽市町村整備推進事業整備調書（泉地区）

		H22.3.31	H23.3.31	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	備考
行政区域	面 積 (ha)	26,659	26,659	26,659	26,659	26,659	
人 口 (人)	2,376	2,309	2,243	2,200	2,132		
世 帯 数 (世帯)	845	839	829	831	820		
事業計画区域面積 (ha)	26,219	26,219	26,219	26,219	26,219		
計画人口 (人)	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620		
計画基數 (基)	510	510	510	510	510		
現 在 人 口 (人)	1,844	1,790	1,742	1,701	1,642		
現 在 世 帯 数 (世帯)	672	667	660	661	650		
処理区域	面 積 (ha)	26,219	26,219	26,219	26,219	26,219	
人 口 (人)	776	746	734	715	699		
設置済基數 (基)	245	246	257	257	261		
普及状況	水洗化人口 (人)	776	746	734	715	699	
	水洗化世帯数 (世帯)	226	229	232	233	234	
	普及率 (人口比%)	32.7%	32.3%	32.7%	32.5%	32.8%	処理区域人口 ÷ 行政人口
	水洗化率 (人口比%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	水洗化人口 ÷ 処理区域人口
淨化槽	計画処理能力 (m³/日)	550	550	550	550	550	
	現在処理能力 (m³/日)	347	348	363	363	367	$\Sigma$ (人槽 × 基数) *0.2
	現在平均処理水量 (m³/日)	155	150	147	143	140	0.2m³ × 水洗化人口
	年間総処理水量 (m³)	56,648	54,458	53,582	52,195	51,027	0.2m³ / 人・日換算
	年間有収水量 (m³)	56,648	54,458	53,582	52,195	51,027	0.2m³ / 人・日換算
	有 収 率 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	年間有収水量 ÷ 年間総処理水量
	建設事業費	单年度 (千円)	6,562	756	11,158	0	4,342
		累 計	196,616	197,372	208,530	208,530	212,872

浄化槽市町村整備推進事業整備調書（東陽地区）

		H22.3.31	H23.3.31	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	備考
行政区域	面 積 (ha)	6,456	6,456	6,456	6,456	6,456	
人 口 (人)	2,611	2,544	2,494	2,465	2,400		
世 帯 数 (世帯)	853	853	844	835	831		
事業計画区域面積 (ha)	6,236	6,236	6,236	6,236	6,236		
計画人口 (人)	992	992	992	992	992		
計画基數 (基)	190	190	190	190	190		
現 在 人 口 (人)	875	847	820	809	787		
現 在 世 帯 数 (世帯)	286	282	276	277	273		
処理区域	面 積 (ha)	6,236	6,236	6,236	6,236	6,236	
人 口 (人)	529	509	504	495	488		
設置済基數 (基)	156	156	158	158	159		
普及状況	水洗化人口 (人)	529	509	504	495	488	
	水洗化世帯数 (世帯)	150	149	150	151	151	
	普及率 (人口比%)	20.3%	20.0%	20.2%	20.1%	20.3%	処理区域人口 ÷ 行政人口
	水洗化率 (人口比%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	水洗化人口 ÷ 処理区域人口
淨化槽	計画処理能力 (m³/日)	266	266	266	266	266	
	現在処理能力 (m³/日)	191	191	193	193	194	$\Sigma$ (人槽 × 基数) *0.2
	現在平均処理水量 (m³/日)	106	102	101	99	98	0.2m³ × 水洗化人口
	年間総処理水量 (m³)	38,617	37,157	36,792	36,135	35,624	0.2m³ / 人・日換算
	年間有収水量 (m³)	38,617	37,157	36,792	36,135	35,624	0.2m³ / 人・日換算
	有 収 率 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	年間有収水量 ÷ 年間総処理水量
	建設事業費	单年度 (千円)	3,796	0	2,025	0	882
		累 計	158,959	158,959	160,984	160,984	161,866

## 6 日奈久港整備事業

事業主体 八代市

事業年度 着手 平成3年度

竣工予定 平成27年度 (平成23年度から事業休止)

※「八代市公共事業評価規程」に基づき、第3回目の事業評価を実施し、「事業休止」の方針決定。

### (1) 全体計画

#### ①日奈久港改修(地方)事業【補助事業】

施設名	数量	施設名	数量	施設名	数量
防波堤(A)	60m	物揚場(B)	80m	道路(B)	100m
防波堤(B)	75m	船揚場	20m		
護岸(防波)	280m	ポンツーン	330m		
物揚場(A)	250m	浮桟橋	1基		

平成22年度までの総事業費 2,774百万円

財源内訳 国 1,110百万円

地方債 1,422百万円

一般財源 242百万円

#### ②日奈久港港湾環境整備事業【補助事業】

施設名	数量	施設名	数量	施設名	数量
護岸(I)	207m	護岸(II)	80m	突堤	65m
砂止堤	34m	緑地	1,525m <sup>2</sup>		

平成22年度までの総事業費 439百万円

財源内訳 国 171百万円

地方債 197百万円

一般財源 71百万円

#### ③日奈久港港湾施設整備事業【市単独事業】

施設名	数量	施設名	数量	施設名	数量
護岸(D)	30m	護岸(E)	35m	照明灯	9基
緑地	440m <sup>2</sup>				

平成22年度までの総事業費 943百万円

財源内訳 一般財源 943百万円

#### ④日奈久港みなど振興交付金事業【交付金事業】

施設名	数量	施設名	数量	施設名	数量
人道橋	2基	休憩所	1基	通路工	110m

社会実験 . . . 一式

平成22年度までの総事業費 160百万円

財源内訳 国 75百万円

一般財源 85百万円

## (2) 事業経過

年度	事業内容	年度	事業内容
H 3	業務委託	H13	物揚場(A)、船揚場、防波堤(A) 付帯工事
H 4	業務委託、漁業補償	H14	船揚場、防波堤(A)、付帯工事
H 5	業務委託、漁業補償、航路浚渫工事	H15	船揚場、道路(B)、埠頭用地埋立 付帯工事
H 6	業務委託、航路・泊地浚渫工事、付帯工事	H16	業務委託、護岸(II)、突堤、護岸(D) 付帯工事
H 7	業務委託、泊地浚渫、護岸工事、付帯工事	H17	物揚場(B)、浮桟橋、護岸(I) 護岸(II)、突堤、護岸(D)、付帯工事
H 8	業務委託、物揚場(B)、道路護岸工事 付帯工事	H18	物揚場(B)、浮桟橋、護岸(I) 砂止堤、突堤、付帯工事
H 9	護岸(防波)、物揚場(A)、道路護岸工事 付帯工事	H19	防波堤(B)、護岸(I)、付帯工事
H10	護岸(防波)、物揚場(A)、付帯工事	H20	防波堤(B)、護岸(I)・養浜 付帯工事、業務委託
H11	物揚場(B)、泊地(床止)、付帯工事	H21	防波堤(B)、養浜・緑地、人道橋・休憩所 付帯工事
H12	物揚場(A)、物揚場(B)、船揚場 付帯工事	H22	防波堤(B)、養浜・緑地、人道橋 付帯工事

平成22年度までの総事業費 4,316百万円

財源内訳 国 1,356百万円

地方債 1,619百万円

一般財源 1,341百万円

## 7 鏡港整備事業

### 【第Ⅰ期】

事業主体	八代市（旧鏡町）
事業年度	着手 昭和53年度
	竣工 昭和57年度
供用開始	昭和57年11月24日

### (1) 全体計画

#### ①鏡港改修（局改）事業【補助事業】

施設名	数量	施設名	数量
物揚場 (-1.0m)	100m	船揚場	15m
泊地 (-1.0m)	(12,200m <sup>2</sup> ) 7,900m <sup>3</sup>		

総事業費 193百万円

財源内訳 国 64百万円

県 19百万円

地方債 104百万円

一般財源 6百万円

(2) 事業経過

昭和53年度	業務委託
昭和54年度	物揚場 (-1.0m) 工事、船揚場工事
昭和55年度	物揚場 (-1.0m) 工事、船揚場工事
昭和56年度	物揚場 (-1.0m) 工事、船揚場工事、泊地浚渫工事
昭和57年度	物揚場 (-1.0m) 工事、船揚場工事、泊地浚渫工事

【第Ⅱ期】

事業主体	八代市(旧鏡町)
事業年度	着手 平成5年度
	竣工 平成12年度
	供用開始 平成13年3月31日

(1) 全体計画

①鏡港改修（局改）事業【補助事業】

施設名	数量	施設名	数量
物揚場 (-1.0m)	130m	泊地 (-1.0m)	(13,000m <sup>2</sup> ) 33,100m <sup>3</sup>

総事業費	570百万円
財源内訳	国 190百万円 県 54百万円
	地方債 269.4百万円 一般財源 56.6百万円

(2) 事業経過

平成5年度	業務委託
平成6年度	物揚場 (-1.0m) 工事
平成7年度	物揚場 (-1.0m) 工事
平成8年度	物揚場 (-1.0m) 工事
平成9年度	物揚場 (-1.0m) 工事
平成10年度	物揚場 (-1.0m) 工事
平成11年度	物揚場 (-1.0m) 工事
平成12年度	物揚場 (-1.0m) 工事、泊地浚渫工事

【第Ⅲ期】

事業主体	八代市（鏡支所）
事業年度	着手 平成19年度

(1) 全体計画

①鏡港港整備交付金事業【交付金事業】

施設名	数量	施設名	数量
航路 (-1.0m)	(20,000m <sup>2</sup> ) 20,000m <sup>3</sup>		

平成22年度までの総事業費	205百万円
財源内訳	国 80百万円
	一般財源 125百万円

(2) 事業経過

平成19年度	業務委託
平成20年度	泊地浚渫工事（単独）
平成22年度	航路浚渫工事

## 8 九州新幹線整備関連事業

### (1) 駅舎整備

#### ① 新幹線新八代駅

整備主体	鉄道建設・運輸施設整備支援機構
整備年度	H13 年度～H15 年度
施設概要	高架駅 1 階：改札口、駅事務室、みどりの窓口、待合室、トイレ（男女・多目的）等 2 階：ホーム（8両対応）、旅客上屋、待合室 昇降設備：エレベーター、エスカレーター
② 観光物産案内所（八代市観光物産案内所）	

#### 運営

#### サービス内容

- ・観光及び物産の案内等を目的とした情報の提供（各種情報誌・市内案内図・パンフレット・ポスター等）
- ・物産品の展示及び販売情報の提供
- ・市行政に関する情報提供（市広報誌・地域インターネット）
- ・各種行事・イベント等のPR及び情報提供
- ・物産品の斡旋

#### 事業費

112,000 千円  
財源内訳：地方債 80,200 千円  
一般財源 31,800 千円

#### 面積

観光物産案内所 136.36 m<sup>2</sup>  
公衆トイレ 63.05 m<sup>2</sup>

一般通路 204.80 m<sup>2</sup>  
浄化槽埋設地 156.49 m<sup>2</sup>

#### ③ 在来線新八代駅

#### 整備主体

J R 九州

#### 事業費

326,225 千円

#### 整備年度

H14 年度～H15 年度

#### 施設概要

橋上駅舎

ホーム 2 面（上下線）、駅務室・改札（有人）、トイレ（男女・多目的）

エレベーター（上下線に各 1 基）

#### ④ 自由通路

#### 事業費

411,229 千円

#### 整備年度

H14 年度～H15 年度

#### 建築面積

1,155 m<sup>2</sup>

#### 延長

130m（横断距離 L ≒ 40m）

#### 幅員

4m

#### 構造

鉄骨造 2 階建

斜路付立体横断施設（手押し自転車通行可）

#### 昇降施設

通過型エレベーター 2 基（車椅子対応 11 人乗り）

### (2) 駅前広場整備

#### ① 東口駅前広場

#### 整備面積

10,580 m<sup>2</sup>

#### 整備年度

H14 年度～H15 年度

#### 主な施設

バス乗降場………4 バース

タクシー乗降場………3 バース

一般車乗降場………2 バース

身障者乗降場………2 バース

タクシープール………12 台

モニュメント………1 基

#### ② 南口広場

#### 整備面積

1,570 m<sup>2</sup>

#### 整備年度

H15 年度

#### 主な施設

駐輪場………約 40 台

サークルベンチ………1 基

\* 東口駅前広場及び南口広場事業費

907,133 千円

③西口駅前広場

事 業 費	177,116 千円	
整備面積	1,820 m <sup>2</sup>	
整備年度	H15 年度	
主な施設		
バス乗降場	………1 バース	タクシー乗降場………1 バース
一般車乗降場	………2 バース	身障者乗降場………1 バース
タクシープール	………2 台	一般者待合場………4 基
時計塔	………1 塔	駐輪場………約 50 台

(3) アクセス道路

①県道西片新八代停車場線	
整備主体	熊本県
整備年度	H13 年度～H15 年度
施設概要	
延長：980m	
幅員：17m	

(4) 肥薩おれんじ鉄道

九州新幹線の開業に伴い、鹿児島本線八代～川内間が、JR九州から経営分離されることを受け、熊本県と鹿児島県、そして沿線の 10 市町（現在 7 市町）の出資により、第三セクター鉄道会社として、肥薩おれんじ鉄道株式会社が設立される。

肥薩おれんじ鉄道株式会社（八代市萩原町 1 丁目 1 番 1 号）

設立年月日	平成 14 年 10 月 31 日
開業日	平成 16 年 3 月 13 日
株主	【熊本県側】熊本県、八代市、水俣市、芦北町（旧芦北町、旧田浦町）津奈木町 【鹿児島県側】鹿児島県、薩摩川内市（旧川内市）、出水市（旧出水市、旧高尾野町、旧野田町）、阿久根市
駅の数	28 駅（有人駅 10 駅・無人駅 18 駅）

①初期投資に対する負担割合について

ア 熊本県側：鹿児島県側 = 1 : 1

\*ただし、新八代駅の折り返し設備に関する費用（65,000 千円）は熊本県側で負担する。

イ 県：沿線市町 = 85 : 15

ウ 沿線市町間の負担割合 = 均等割 1/10 人口割 6/10 新幹線駅割 3/10

\*新幹線駅割の負担率は、八代市 50%、水俣市 45%、津奈木町 5% とする。

エ 負担率

	割合 (%) (端数調整前)
熊本県	85.00
八代市	8.32 (8.325)
水俣市	4.02
旧田浦町	0.59 (0.585)
旧芦北町	1.23
津奈木町	0.84
合計	100.00

②設立当時（平成 14 年度～平成 16 年度）における出資金及び補助金

ア 出資金：市負担 60,750,000 円

全 体 1,560,000,000 円

イ 補助金：市負担 194,819,520 円

全 体 4,615,330,183 円

# X I 教育

1. 学校教育	-----	349
2. 社会教育	-----	361



# 1 学校教育

## (1) 市立小・中学校、特別支援学校及び幼稚園設置状況

(平成26年5月1日現在)

区分	学校名	教職員												竣工年度	
		校地		校舎		教室数		教員		事務員		給食状況			
		面積 (m <sup>2</sup> )	学級數 (室)	面積 (m <sup>2</sup> )	運び場屋外 (m <sup>2</sup> )	普通 (室)	特別 (室)	副校長 (人)	校頭 (人)	教諭 (人)	講師 (人)	計 (人)	体育施設 ブル		
小	代陽小学校	特24 416	特6 14	34,870	22,697	6,737	21	18	1	1	26	1	1	1	1
	川代小学校	特19 300	特4 12	27,996	13,801	4,660	17	8	1	1	20	1	1	1	1
	大田郷小学校	特18 673	特5 20	29,305	15,645	8,644	30	26	1	1	31	1	1	1	1
	植柳小学校	特6 249	特2 10	27,341	9,604	4,348	14	11	1	1	13	1	1	1	1
	美島小学校	特6 434	特1 14	24,623	11,307	5,113	18	10	1	1	18	1	2	23	1
	松高小学校	特35 830	特6 25	26,165	11,351	5,321	31	12	1	2	35	2	4	45	2
	八千把小学校	特26 738	特5 23	24,671	16,242	6,451	30	14	1	1	33	1(1)	3	40(1)	1
	(浜分校)	13	2	3,132	2,474	310	2	1			3		3		
	高田小学校	特11 364	特4 13	19,078	9,103	5,280	20	9	1	1	19	1	2	24	1
	金剛小学校	特11 202	特2 9	17,404	10,919	2,964	11	9	1	1	14	1	1	17	1
学	(弥次分校)	特6 61	特1 3	6,682	3,512	1,248	4	4			7	1	8	(1)	
	(敷川内分校)	15	2	2,063	1,363	355	2	3			3		3		
	郡築小学校	特6 208	特2 7	14,701	7,675	3,464	10	7	1	1	11	1	14	(1)	(1)
	宮地小学校	特11 122	特2 6	13,017	6,568	3,300	8	12	1	1	13	1	16	1	
	日奈久小学校	特4 96	特4 6	24,730	10,908	3,400	12	7	1	1	10	(1)	13(1)	1	
	二見小学校	50	4	17,860	10,171	2,611	4	11	1	1	4	(1)	6(1)	1	
	昭和小学校	特2 54	特1 6	15,072	6,033	2,768	7	7	1	1	8	(1)	10(1)	1	
	龍峯小学校	特2 84	特1 6	11,146	7,082	2,049	7	7	1	1	8	1	11	1	
	八竜小学校	特7 82	特2 6	18,603	6,136	3,015	9	7	1	1	9	1	1	13	1
	千丁小学校	特10 420	特2 14	21,026	11,123	4,552	16	10	1	1	19	1	1	23	1
校	鏡小学校	特10 293	特2 12	18,385	9,930	4,871	15	10	1	1	17	1	20	1	(1)
	鏡西部小学校	40	4	7,971	3,995	1,492	4	8	1	1	4	1	7	1	(1)
	有佐小学校	特4 101	特2 6	13,823	6,806	2,211	8	7	1	1	9	1	12	1	(1)
	文政小学校	特17 281	特4 12	29,601	11,813	4,107	17	10	1	1	19	1	1	23	1
	東陽小学校	特4 76	特1 6	11,803	7,645	1,895	7	7	1	1	8	1	11	1	(1)
	泉小学校	特1 65	特1 6	16,692	4,222	664	6	-	※1	1	1	7	1	2	12
	泉第八小学校	7	2	13,472	5,529	566	2	2	1	1	2		4		
	合 計	特240 6,274	特60 250	491,232	243,654	92,396	332	237	23	1	25	4	370 (4)	22 (1)	6 (1)

( )は非常勤又は臨時職員

※( )は泉中学校と兼務

■は要耐震補強工事

区分	学校名	生徒数 (人)	学級数 (室)	校地		校舎		教室数		教員		職員		給食状況 (年度)	体育施設 ブル	校舎	体育館 (年度)			
				面積 (m²)	実面積 (m²)	普通 (室)	特別 (室)	副校長 (人)	教頭 (人)	主幹 (人)	教諭 (人)	講師 (人)	計 (人)	県費 市費 (人)	市費 市費 (人)	その他の収支 (人)	給食用務員 (人)			
中学校	第一中学校	特4 14735	20 25,036	13,165	7,168	28	20	1	1	34	2	6	45	2 (1)			(1) 完全給食 有	1,544 S44	S56	
	第二中学校	特6 385	11 26,232	14,940	4,839	16	14	1	1	21	1	4	29	1 (1)	1	(1) H	〃	1,581 S53	H17	
	第三中学校	特9 364	11 36,307	24,869	5,970	13	18	1	1	20	1	4	27	1 (1)		(1) H	〃	1,218 S56	S56	
	第四中学校	特12 388	10 19,549	13,170	4,244	14	11	1	1	20	1	1	25	1 (1)		(1) H	〃	764 S38	改築中	
	第五中学校	特5 206	6 17,114	4,680	3,600	10	12	1	1	13	1	3	19	1 (1)		(1) H	〃	1,461 S52	H18	
	第六中学校	特6 162	6 19,024	10,785	3,329	10	11	1	1	13	1	1	17	(1)	1	(1) H	〃	632 S53	S40	
	第七中学校	特6 166	5 19,048	10,681	3,287	7	13	1	1	11	1	1	14	1 (1)	1	(1) H	〃	1,297 S52	H24	
	第八中学校	69	3 17,395	11,901	2,607	3	9	1	1	9	1	1	12	1 (1)	1	(1) H	〃	1,487 H21	H21	
	日奈久中学校	特3 45	2 18,349	10,661	2,764	5	14	1	1	10	1	1	13	1 (1)	1	(1) H	〃	812 S54	S41	
二見中学校	二見中学校	39	3 14,352	7,862	2,061	3	9	1	1	8	1	1	11	1 (1)	1	(1) H	〃	608 S47	S44	
	坂本中学校	特1 57	3 41,960	11,986	2,741	4	11	1	1	8	1	1	12	1 (1)	1 (2)	(1) H	〃	1,640 S49	S50	
	千丁中学校	特1 183	6 24,883	15,003	3,913	8	14	1	1	11	1	1	15	1 (1)		(1) H	〃	1,813 S47	H14	
	鏡中学校	特9 359	11 37,159	20,927	6,861	16	18	1	1	1	19	1	3	26	1 (1)	(1)	(1) H	1,491 H9	S48	
	東陽中学校	特3 57	3 13,252	6,551	2,484	4	10	1	1	9	1	1	12	1 (1)		(1) H	〃	770 S44	S46	
	泉中学校	特1 38	3 14,679	3,713	2,651	3	7	1	※1	1	8	1	2	13	1 (1)	(3)	(2) H	〃	767 S40	H24
	合 計	特76 3,253	30 104	344,339	180,894	58,519	144	191	15	0	15	4	214	16	26	290	15 (1)	3 (1)	17,885 S49	
特別支援学校(小・中等部)	八代支援学校(高等部)	41	13	20,597	3,547	1,992	19	1	1	33	2	8	45	4			(1) 完全給食 有	321 S47	S49	
	八代支援学校(小・中等部)	30	6																	
	代賀幼稚園	29	3 2,268	1,410	1,015	3	1	1	1	1	1	1	4			(1) 完全給食 有	無 S54	無		
	太田郷幼稚園	57	3 2,664	1,859	1,080	3	1	1	1	1	1	1	4			(1) H	〃	343 H9	〃	
	松富幼稚園	65	3 4,665	2,064	958	3	1	1	1	1	1	1	4			(1) H	〃	144 H14	〃	
	植柳幼稚園	35	3 4,119	1,386	933	3	1	1	1	2	1	2	4			(1) H	〃	5 H5	〃	
	麦島幼稚園	28	3 3,342	1,502	762	3	1	1	1	2	1	2	4			(1) H	〃	53 S53	〃	
	千丁幼稚園	37	3 2,785	1,390	560	3	1	1	1	2	1	2	4			(1) H	〃	767 S40	H24	
	合 計	251	18 19,843	9,611	5,308	18	6	6	6	9	3	3	24		(7)					

( )は非常勤又は臨時職員

※は要耐震補強工事

## (2) 特色ある学校づくり

### ①教育研究校（園）推進事業

毎年、幼・小・中学校3~4校を研究指定校（園）として委嘱し、地域や児童生徒の実態の上に立った研究により、「特色ある学校づくり」ができるように研究助成を行う。

	委嘱	研究内容	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
松高小学校	文・県・市	外国語活動	◎				
金剛小・第六中	文・県・市	自立支援	○	◎			
千丁中学校	市	学力充実	◎				
太田郷幼稚園	市	保護者・地域連携	◎				
二見中学校	市	健康教育	◎				
第一中学校	県・市	学力充実	○	◎			
鏡小学校	県・市	学力向上システム	○	◎			
鏡中学校	県・市	教科体育		○	◎		
千丁幼稚園	市	幼・小連携		○	◎		
代陽小学校	文・県・市	人権教育研究推進		○	◎		
郡築小学校	文・県・市	学力向上			○	◎	
八竜小学校	県・市	学力向上				○	◎
坂本中学校	県・市	防災教育					○

(注) ○ : 研究年度、◎ : 発表年度

※研究発表を伴わない推進事業の指定校

- ・子どもの体力向上実践事業 文政小学校 H25年度～H26年度
- ・食育体験活動育成事業 代陽小学校 H26年度
- ・健康教育推進園育成事業 太田郷幼稚園 H26年度
- ・道徳教育総合支援事業 千丁小学校 H26年度

### ②小中一貫・連携教育

- ・八代市では、子どもたちの心身の発達に応じた適切な指導のあり方として、より多くの効果が期待できる「小中一貫・連携教育」をすべての小・中学校で推進している。
- ・平成23年3月策定の「八代市小中一貫・連携教育推進計画」に基づき、モデル校区を中心とした取組を進めており、平成27年度に全市完全導入を目指している。
- ・「小中一貫・連携教育」とは、子どもたちの「生きる力」を育むため、義務教育9年間を見通した小中共通の目標（めざす子ども像等）、指導内容及び指導方法等を共有し、中学校区の実態に応じて、小中相互に連携・交流し合いながら、育ちと学びの連続性を図る教育である。以下に具体的な取組例を挙げる。

#### (1) 小・中学校教職員による協働体制の整備

小中連携コーディネーターの設置、連携組織づくり、小中合同研修会 など

#### (2) 9年間の育ちと学びをつなぐ指導の充実

相互授業参観、相互乗り入れ授業、家庭学習の手引き等の作成 など

#### (3) 保護者・地域と一体となった学校応援団づくり

PTA、学校評議員、学校応援団、総合社会教育推進協議会等との連携 など

### ③八代市学校支援委員会事業

目 的 いじめ等の生徒指導上の諸事態に対し、学校、教育委員会、児童生徒及び保護者への専門的な立場から、指導・支援を通じて課題の解決を図り、子どもたちの学びと育ちを保障するため。

施行年月日 平成26年1月8日

対 象 者 本市の各学校の児童生徒及びその保護者、教職員、教育委員会

事業内容	ア いじめ等の生徒指導上の課題を抱える小中学校及び特別支援学校（以下「当該校」という。）からの要請を受け、課題解決のため、状況の把握と専門性を生かした対応策の検討を行う。 イ 問題解決に向けた関係機関との連携及び支援・協力についての指導・助言を行う。 ウ 当該校並びに当該校の児童生徒及び保護者並びに教育委員会への具体的な指導・支援及び学校と家庭の関係修復に向けた働きかけを行う。
事業費	平成 26 年度予算 973,020 円
財源内訳	国 (1/3) 324,000 円 市 (2/3) 649,020 円

### (3) 八代市学校教育指導の重点に伴う事業

◎郷土学習資料の開発と学習による愛郷心の育成

◎豊かな心の育成及び相談事業

生活科・社会科・総合的な学習の時間等学習資料

- |          |                 |               |
|----------|-----------------|---------------|
| ・小学 1 年生 | 「やつしろ 行って見マップ」  | 経費： 351,000 円 |
| ・小学 3 年生 | 「わたしたちの八代市」     | 経費： 732,780 円 |
| ・小学 5 年生 | 「未来につなごう 美しき八代」 | 経費： 337,000 円 |

◎相談事業

・教育サポート事業

目的 経験豊かで、実践的指導力がある退職教員（2 名）を八代市教育サポートセンターに配置し、本市教育課題の解決に資する事業や教育現場の教育的ニーズに応える事業を行う。

施行年月日 平成 22 年 4 月 1 日

対象者 八代市立幼稚園、小・中、特別支援学校の教職員、保護者

事業内容 学力向上と不登校防止に必要な学校への支援

教職員の指導力向上に必要な各種研修

指導方法や教材選定などについての教職員への助言

学校経営の質の向上のための校長・園長支援

教育課程の編成や授業への関係資料の提供

教育関係資料を拡大印刷して提供

保護者対象の研修会などの講話

教育委員会や市行政関係団体の研修会での講話等

事業費 平成 26 年度予算 227 万円

財源内訳 市 (10/10) 227 万円

実績 ○平成 25 年度教育サポート活動件数 336 件

・不登校児童生徒の適応指導事業（やつしろ子ども支援相談室）

目的 いじめ・不登校等をめぐる悩みや諸問題について、児童生徒及び保護者に対し、相談員が指導助言を行う。

施行年月日 平成 23 年 4 月 1 日

対象者 八代市立幼稚園、小・中、特別支援学校に在籍する児童生徒とその保護者及び教職員

事業費 平成 26 年度 116 万円

財源内訳 市 (10/10) 116 万円

実績 平成 25 年度相談件数 113 件

◎学校教育活動支援事業（H25 年度実績）

- |               |                       |              |
|---------------|-----------------------|--------------|
| ・図書館指導員の配置    | （計 25 名）              | 14,875,000 円 |
| ・特別支援教育支援員の配置 | （小 31 名・中 11 名・特 3 名） | 44,550,000 円 |

・生徒指導員の配置	(中 9 名)	8, 121, 600 円
・看護師の配置	(特 4 名)	3, 480, 000 円
・幼稚園保育指導員の配置	(幼 7 名)	5, 503, 750 円
◎語学指導外国青年招致事業 (H25 年度実績) (10 名)		50, 253, 592 円
◎学校評議員の設置 (H25 年度実績) (小 108 名・中 65 名・特 5 名・幼 17 名)		1, 972, 200 円

#### (4) 市立八代支援学校

所 在 地	八代市高島町 1 番地 6	
開 校	昭和 48 年 4 月 10 日	
敷 地 面 積	14, 921 m <sup>2</sup>	
建築年月日	校 舎 昭和 47 年 12 月 増築 昭和 55 年 2 月 増築 (高等部) 平成 16 年 3 月 鉄骨造平屋建 431 m <sup>2</sup> 体 育 館 昭和 50 年 2 月 プ ル 昭和 55 年 7 月	
建 物	校 舎 鉄骨造平屋建、鉄筋コンクリート造平屋建 2, 249 m <sup>2</sup> 木造平屋建 64 m <sup>2</sup> 体 育 館 鉄骨造平屋建 321 m <sup>2</sup> プ ル 200 m <sup>2</sup>	
運 営 概 要	対象児童 知的障がい及び重複障がい児童生徒 児童生徒数 (平成 26. 5. 1 現在) 小学部 18 人 (うち他市町村からの委託 0 人) 中学部 23 人 (うち他市町村からの委託 0 人) 高等部 30 人	
組 編 成	小学部 6 組、中学部 7 組、高等部 6 組	
教 育 課 程	①各教科等を合わせた指導 ・日常生活の指導 ・作業活動 ・生活単元学習 ②自立活動 ③教科別・領域別の指導 ・教科別の指導 ・領域別の指導 ④総合的な学習の時間 ⑤特別活動 ⑥道徳	
事 務 委 託	八代市と氷川町との間の八代市立八代支援学校に就学する学齢児童及び学齢生徒の教育事務	
施 行 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日	
委 託 事 務 範 囲	学校教育法第 1 条に規定する特別支援学校の小学部及び中学部に関する教育事務	
委 託 団 体	氷川町	
経 費 負 担	委託事務の管理及び執行に要する経費は、委託団体の負担とし、その額及び交付の時期は、八代市長が委託団体の長と協議して定める。	
委 託 状 況	小学部 0 人 中学部 0 人	

## (5) その他市内の学校

### ①公立中学校

ア 氷川町及び八代市中学校組合立氷川中学校（概要：69ページ参照）

イ 県立中学校

学校名	生徒数 ( )内は定数	科別人員 ( ) 内は定数	沿革
八代中学校	240 (240)	—	平成20年 8月 県立八代中学校設置 平成21年 4月 県立八代中学校開校

### ②高等学校

ア 県立高等学校

学校名	生徒数 ( )内は定数	科別人員 ( ) 内は定数	沿革
八代高等学校	733 (720)	普通科	明治29年 4月 済々齋八代分校を光徳寺内に置く 明治34年 6月 県立八代中学校と改称 昭和23年 4月 県立八代高等学校と改称 昭和40年 9月 現在地（永碇町）へ移転 平成20年 8月 県立八代中学校併設
八代工業高等学校	全日制 733 (840)	インテリア科 113(120) 機械科 230(240) 工業化学科 94(120) 電気科 178(240) 情報技術科 118(120)	昭和19年 5月 八代市立八代工業学校開校 昭和23年 4月 県立八代高等学校第二部となる 昭和24年 4月 県立八代高等学校工業課程と改称 昭和26年 4月 県立八代工業高等学校として独立 昭和42年 4月 定時制創設 平成22年 4月 定時制機械科募集停止 " 総合学科を新設 平成25年 3月 定時制機械科を閉科
		定時制 43 (160)	総合学科 43(160)
八代東高等学校	全日制 431 (600)	普通科 103(120) (体育コース) 商業科 267(360) 情報会計科 61(120)	昭和26年 4月 県立八代高等学校定時制課程を独立、県立城南高等学校と改称 昭和27年 4月 全日制課程を開設 昭和29年 4月 県立八代東高等学校と改称 昭和56年 4月 商業科のみとなる 平成 2年 4月 商業科の一部を情報科・国際科に改編 平成 3年 4月 商業科の一部を普通科(体育コース)に改編 平成15年 4月 情報科を情報ビジネス科へ改称 " 国際科募集停止 平成22年 4月 情報ビジネス科を情報会計科へ変更 " 定時制課程募集停止 平成25年 3月 定時制課程閉課
八代清流高等学校	509 (600)	普通科	平成24年 4月 県立八代清流高等学校開校
氷川高等学校			昭和50年 4月 県立氷川高等学校開校 平成26年 3月 再編統合により閉校
八代南高等学校			昭和54年 4月 県立八代南高等学校開校 昭和61年 4月 理数科を開設 平成17年 4月 理数科募集停止 平成26年 3月 再編統合により閉校

八代農業高等学校	本校	271 (480)	園芸科学科 52(120) 食品科学科 88(120) 農業工業科 54(120) 福祉家庭科 77(120)	大正9年 6月 県八代農業学校 昭和22年 4月 県立八代農業学校、中学校を併設 昭和23年 4月 県立八代農業高等学校 平成21年 4月 生産科学科, フラワークリエイト科, 農業土木科, 福祉教養科, 生活デザ イン科の5学科を募集停止し、園芸 科学科, 食品科学科, 農業工学科, 福祉家庭科の4学科に学科改編
	泉分校	68 (120)	グリーンライフ科	昭和30年 4月 定時制認可 昭和41年 4月 全日制へ切替 平成10年 4月 林業科からグリーンライフ科へ改編

#### イ 私立高等学校

学校名	生徒数 ( )内は定数	科別人員 ( )内は定数	沿革
八代白百合学園 高 等 学 校	403 (480)	普通科	明治43年 4月 私立八代女子技芸学校開校 大正10年 4月 八代実科高等女学校に昇格 大正15年 4月 八代成美高等女学校と改称 昭和23年 4月 八代白百合学園高等学校設置 平成20年12月 井上町へ移転
秀岳館高等学校	1,204 (1,200)	普通科 926(720) 商業科 156(180) 建設工業科 122(300)	大正12年 4月 八代町立代陽実業補習学校開校 昭和26年 4月 八代商業専修学校創設 昭和27年 4月 八代商業学校と改称 昭和31年 4月 八代商業高等学校と改称 昭和38年 4月 八代第一高等学校と改称 平成13年 4月 秀岳館高等学校と改称

#### ③工業高等専門学校

学校名	生徒数 ( )内は定数	科目別人員 ( )内は定数	沿革
熊本高等専門学校 (八代キャンパス)	675 (648)	機械知能システム工学科 208(200) 建築社会デザイン工学科 203(200) 生物化学システム工学科 199(200) 機械電気工学科 2 情報電子工学科 2 土木建築工学科 4 専攻科 生産システム工学専攻 57(48)	昭和49年 6月 国立八代工業高等専門学校開校 平成元年 4月 生物工学科増設 平成6年 4月 専攻科増設 平成16年 4月 独立行政法人国立高等専門学校機構八代工業高等専門学校となる 平成21年10月 熊本電波工業高等専門学校と八代工業高等専門学校は高度化再編し、 国立熊本高等専門学校となる

#### ④私立短期大学

学校名	生徒数 ( )内は定数	科目別人員 ( )内は定数	沿革
中九州短期大学	252 (260)	経営福祉学科 96(100) 幼児保育学科 156(160)	昭和49年 4月 学校法人八商学園中九州短期大学開設 平成17年 4月 幼児教育学科を幼児保育学科へ改称 商経学科を100名、幼児保育学科を160名に定数変更 平成19年 4月 商経学科を経営福祉学科へ改称

(6) 学校給食

①単独調理

(平成 26 年 5 月 1 日現在)

学校名	配送校	所在地	建築年度	建物面積	食数
代陽小学校	八代支援学校、 代陽幼稚園	北の丸町 1-7	S 54	230 m <sup>2</sup>	648 食
八竜小学校		坂本町荒瀬 6544	H 14	152 m <sup>2</sup>	110 食
鏡小学校		鏡町鏡村 609-1	S 53	246 m <sup>2</sup>	334 食
鏡西部小学校		鏡町野崎 217-1	S 54	87 m <sup>2</sup>	53 食
有佐小学校		鏡町中島 1360-1	S 56	143 m <sup>2</sup>	123 食
文政小学校		鏡町両出 1371-1	S 57	202 m <sup>2</sup>	330 食
泉第八小学校		泉町樅木 137-4	S 59	27 m <sup>2</sup>	12 食
坂本中学校		坂本町荒瀬 6000	H 17	111 m <sup>2</sup>	77 食
鏡中学校		鏡町内田 1038-1	H 11	272 m <sup>2</sup>	407 食

②給食センター

(平成 26 年 5 月 1 日現在)

センター名	配送校	所在地	建築年度	建物面積	食数
麦島学校 給食センター	植柳小、麦島小、三 中、植柳幼、麦島幼	迎町 1 丁目 16 号 1-3	S 57	629 m <sup>2</sup>	1,243 食
南部学校 給食センター	高田小、金剛小、弥 次分校、敷川内分 校、日奈久小、二見 小、五中、六中、日 奈久中、二見中	大福寺町 2561	S 60	886 m <sup>2</sup>	1,472 食
西部学校 給食センター	松高小、八千把小、 浜分校、八代小、郡 築小、昭和小、四中、 七中、松高幼	郡築九番町 66-12	H 1	1,143 m <sup>2</sup>	3,119 食
中部学校 給食センター	太田郷小、宮地小、 龍峯小、一中、二中、 八中、太田郷幼	島田町 1291-1	H 5	1,214 m <sup>2</sup>	2,394 食
千丁学校 給食センター	千丁小、千丁中、千 丁幼	千丁町 新牟田 1357-2	H 12	687 m <sup>2</sup>	719 食
東陽学校 給食センター	東陽小、東陽中、泉 小中	東陽町南 3416-2	H 11	434 m <sup>2</sup>	314 食

③給食費

ア 単独調理校

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

学校名及び園名	月額・回数	学校名及び園名	月額・回数
代陽幼稚園	3,600 円×11回	泉第八小学校	3,100 円×11回
代陽小学校	4,300 円×11回	坂本中学校	5,000 円×10回
八竜小学校	4,200 円×10回	鏡中学校	5,500 円×9回
鏡小学校	4,300 円×11回		
鏡西部小学校	4,200 円×11回	八代支援学校	小学部 4,300 円×11回
有佐小学校	4,300 円×11回		中学部 5,100 円×11回
文政小学校	4,300 円×11回		高等部 5,100 円×11回

イ 給食センター

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

センターナンバー	幼稚園	小学校	中学校
麦島学校給食センター	3,600 円×11回	4,300 円×11回	5,100 円×11回
南部学校給食センター	3,600 円×11回	4,300 円×11回	5,100 円×11回
西部学校給食センター	3,600 円×11回	4,300 円×11回	5,100 円×11回
中部学校給食センター	3,600 円×11回	4,300 円×11回	5,100 円×11回
千丁学校給食センター	3,600 円×11回	4,100 円×11回	4,700 円×11回
東陽学校給食センター		4,200 円×11回	4,700 円×11回

(7) 公益財団法人八代市学校給食会

設立 昭和 58 年 3 月 28 日 (財団法人) 平成 25 年 4 月 1 日 公益財団法人へ移行  
事務所 八代市島田町 1291-1

目的 八代市における学校給食の適正円滑な運営を図り、もって児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、地域社会の食生活の改善に寄与すること。

事業 ①学校給食の調理及び配達に関する事業

②学校給食用物資の調達に関する事業

③学校給食の普及充実に必要な事業

④その他この法人の目的を達成するため必要な事業

役員

評議員 (任期 4 年以内) 3 人～10 人以内

理事 (任期 2 年以内) 3 人～10 人以内 (会長 1、常務理事 1)

監事 (任期 2 年以内) 1 人～2 人以内

## (8) 幼稚園就園奨励費補助金

目的 得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減と公・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を目的に、幼稚園の入園料及び保育料を軽減し、幼稚園教育の一層の普及充実を図る。

施行年月日 平成17年8月1日

### 事業概要

対象者 次のすべての条件に該当する方

- ①八代市に居住する幼児の保護者で、その幼児が幼稚園に通園している。
- ②①の幼児が当該年度当初に3歳児、4歳児、5歳児であること。（私立幼稚園は年度末までに3歳の誕生日を迎えた幼児を含む）
- ③①の幼児と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の家計の主宰者の当該年度市町村民税額の合計をもとに下表にあてはまる方。  
(ただし、「非該当」の記載のある欄に当てはまる方は除く。)

範囲及び補助金(限度)額 (平成25年度)

〈従来条件〉

補助の対象となる範囲		補助金(限度)額		
		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の年長者	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児
公立	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	20,000円	50,000円	79,000円
	当該年度の市町村民税が非課税または均等割のみの世帯	20,000円	50,000円	79,000円
	上記区分以外の世帯	非該当	非該当	79,000円
私立	(1) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	229,200円	268,000円	308,000円
	(2) 当該年度の市町村民税が非課税または均等割のみの世帯	199,200円	253,000円	308,000円
	(3) 当該年度市町村民税所得割課税額が下記算式で得た金額以下の世帯 34,500円+①+② ※①16歳未満の扶養親族の数×21,300円 ②16歳上19歳未満の扶養親族の数×11,100円	115,200円	211,000円	308,000円
	(4) 当該年度市町村民税所得割課税額が下記算式で得た金額以下の世帯 171,600円+③+④ ※③16歳未満の扶養親族の数×19,800円 ④16歳上19歳未満の扶養親族の数×7,200円	62,200円	185,000円	308,000円
上記区分以外の世帯		非該当	非該当	308,000円

〈新条件〉

補助の対象となる範囲		補助金(限度)額	
小学校1年生または3年生の兄、姉を有しております、就園している場合の最年長者(第2子)		小学校1年生または3年生の兄、姉を有しております、同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第3子以降)	
公立	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	35,000円	79,000円
	当該年度の市町村民税が非課税または均等割のみの世帯	35,000円	79,000円
私立	(1) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	249,000円	308,000円
	(2) 当該年度市民税が非課税世帯及び市町村民税の所得割が非課税の世帯(均等割のみ課税の世帯)	226,000円	308,000円
私立	(3) 当該年度市町村民税所得割課税額が下記算式で得た金額以下の世帯 34,500円+①+② ※①16歳未満の扶養親族の数×21,300円 ②16歳上19歳未満の扶養親族の数×11,100円	163,000円	308,000円
	(4) 当該年度市町村民税所得割課税額が下記算式で得た金額以下の世帯 171,600円+③+④ ※③16歳未満の扶養親族の数×19,800円 ④16歳上19歳未満の扶養親族の数×7,200円	114,000円	308,000円

④「従来条件」と「新条件」の両方に該当する園児を有する場合は、該当する世帯全体の補助金額を両条件で比較し、額の高い方を補助する。

減免(補助)の方法 該当者には当該年度末(3月中旬)に各幼稚園を通じて補助金が交付される。

事業実績

区分 年度	公 立		私 立		合 計		国庫補助 (千円)
	該当者	補助額(円)	該当者	補助額(円)	該当者	補助額(円)	
H21	25	563,800	200	16,680,400	225	17,244,200	4,469
H22	24	693,800	201	16,596,100	225	17,289,900	3,976
H23	15	345,000	234	20,860,250	249	21,205,250	5,032
H24	26	739,100	229	21,320,300	255	22,059,400	5,207
H25	27	823,200	235	24,541,400	262	25,364,600	6,108

## (9) 私立幼稚園助成

設置目的 私立幼稚園の教育の振興のために必要な経費について、補助金を交付する。  
 施行年月日 平成17年8月1日  
 助成概要 別表により予算の範囲内で市長が定める。

別 表

補助金交付対象区分		配分方法及び限度額
経常経費	均 等 割	60%
	園児数割	40%
施 設 設 備 費		1件につき、その要した経費の3分の1以内とし、その額が30万円を超える場合は、30万円を限度とする。

助成措置の状況 (実績)

年 度 補助機関名	H21	H22	H23	H24	H25
松寿幼稚園	159,900円	167,000円	166,000円	170,200円	174,600円
聖愛幼稚園	144,800円	149,000円	150,000円	154,400円	146,100円
八千把幼稚園	218,600円	219,000円	220,000円	233,200円	234,700円
八代白百合学園幼稚園	238,100円	238,000円	248,000円	226,200円	228,600円
アソカ幼稚園	155,600円	144,000円	133,000円		
合 計	917,000円	917,000円	917,000円	784,000円	784,000円

## (10) 資金貸付

### ①奨学資金貸付

設置目的 経済的理由により就学困難な者に対して学資を貸付け、その能力に応ずる教育を受ける機会を与え、もって有用な人材を育成するため。  
 設置年月日 平成17年8月1日  
 奨学生の資格 本人または保護者が、八代市に引き続き3年以上住所を有している者であって、かつ経済的理由により就学困難な者で次に該当する者(但し日本学生支援機構その他から支給又は貸付を受けている者を除く)  
 ア 高等学校、高等専門学校、専門学校、短期大学又は大学に進学若しくは在学する者  
 ア 高等学校の生徒及び高等専門学校の第1学年から第3学年までの学生  
 国公立の学校 月額15,000円以内  
 私立の学校 月額20,000円以内  
 イ 大学・短期大学及び専門学校の学生並びに高等専門学校の第4学年及び第5学年の学生  
 国公立の学校 月額30,000円以内  
 私立の学校 月額35,000円以内

### ②宇野奨学基金

設置目的 八代市民のうち経済的理由により就学困難なもの及び学業成績優秀な者に対する奨学資金に充てるため。  
 設置年月日 昭和46年12月  
 資金の額 20,000千円(昭和46年度 10,000千円、昭和48年度 10,000千円)  
 原資 宇野秀雄氏寄附金  
 運用益金の処理 一般会計予算上に計上し、八代市奨学資金貸付に関する条例による貸付金に充当

## 2 社会教育

### (1) 図書館

①本館（八代市北の丸町2-35）

工 期	着工 昭和 59年 6月 15日 竣工 昭和 60年 3月 29日
敷 地	3,230.67 m <sup>2</sup>
建造物の構造	鉄筋コンクリート造 2階建
建 築	1階 1,820.55 m <sup>2</sup> 2階 815.54 m <sup>2</sup>
	1階 一般書架、児童書架、青少年コーナー、ブラウジングコーナー 視聴覚室、対面朗読室等
	2階 調査研究室、集会室(3室)
開 館	昭和 60年 6月 8日
総 工 費	763,300千円
財 源 内 訳	補 助 金 100,000千円 地 方 債 496,000千円 一般財源 167,000千円

蔵書冊数 (図書のみ)

(単位:冊) (平成 26年 3月 31日現在)

区分		総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術	産業	芸術	言語	文学	その他	合計
本館	一般	7,462	9,023	19,867	35,644	12,707	15,670	7,365	16,183	3,335	66,279	2,852	196,387
	児童	890	620	2,756	2,383	5,088	1,638	1,003	2,913	711	21,216	21,038	60,256
移動	一般	140	285	432	714	434	914	275	610	76	7,2201	111	1,211
	児童	54	88	170	257	533	196	115	533	103	2,137	3,727	7,913
合 計		8,546	10,016	23,225	38,998	18,762	18,418	8,758	20,239	4,225	96,852	27,728	275,767

利 用 状 況

(3月 31日現在)

年 度	区 分	利用登録者数	貸出利用者数	貸出冊数
H23	本 館	36,539人	66,707人	232,857冊
	移動図書館	2,606人	3,364人	12,036冊
H24	本 館	37,678人	71,843人	307,475冊
	移動図書館	2,569人	3,379人	14,136冊
H25	本 館	38,286人	62,719人	275,407冊
	移動図書館	2,552人	3,089人	13,217冊

※本館は、平成 25 年 12 月 1 日～平成 26 年 1 月 31 日は内外壁改修工事のため休館。

②せんちょう分館（八代市千丁町新牟田 1428-2）

工 期	着工 平成 15年 8月 1日 竣工 平成 16年 2月 9日
敷 地	3,138.81 m <sup>2</sup>
建造物の構造	鉄骨造 平屋建
建 築	595.25 m <sup>2</sup>
	一般書架、児童書架、絵本コーナー、学習コーナー、視聴覚コーナー等
開 館	平成 16年 4月 1日

総工費 192,797千円  
財源内訳 補助金 6,641千円 一般財源 186,156千円

蔵書冊数 (図書のみ)

(単位:冊) (平成26年3月31日現在)

区分	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術	産業	芸術	言語	文学	その他	合計
一般	1,251	1,049	2,966	4,330	1,803	2,709	1,034	2,893	542	15,499	2,864	36,940
児童	293	246	1,015	1,114	1,520	723	461	1,179	313	8,456	11,319	26,639
合計	1,544	1,295	3,981	5,444	3,323	3,432	1,495	4,072	855	23,955	14,183	63,579

利用状況

(3月31日現在)

年度	利用登録者数	貸出利用者数	貸出冊数
H23	3,019人	23,785人	91,581冊
H24	3,152人	22,396人	100,032冊
H25	3,263人	23,616人	112,996冊

③かがみ分館 (八代市鏡町内田 493-1)

工 期 着工 平成9年11月4日 竣工 平成11年3月19日  
 敷 地 612 m<sup>2</sup> (敷地面積、建築面積共に図書館部分)  
 建造物の構造 鉄筋コンクリート造 2階建 (複合施設=鏡文化センター)  
 建 築 1階 612 m<sup>2</sup> (1階の一部)  
 1階 一般書架、児童書架、視聴覚コーナー、おはなしの部屋等  
 開 館 平成11年5月20日  
 総 工 費 1,599,983千円 (施設全体)  
 財 源 内 訳 地方債 1,368,400千円 一般財源 231,583千円

蔵書冊数 (図書のみ)

(単位:冊) (平成26年3月31日現在)

区分	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術	産業	芸術	言語	文学	その他	合計
一般	1,119	11,608	3,141	4,723	2,547	3,522	1,186	2,667	523	20,585	94	51,715
児童	281	184	750	674	1,803	649	351	797	216	8,532	10,093	24,330
合計	1,400	11,792	3,891	5,397	4,350	4,171	1,537	3,464	739	29,117	10,187	76,045

利用状況

(3月31日現在)

年度	利用登録者数	貸出利用者数	貸出冊数
H23	6,160人	18,421人	76,445冊
H24	6,324人	17,481人	90,228冊
H25	6,362人	17,695人	90,004冊

## (2) 公民館

### 公民館施設

施設名 (所在地)	建築年度	建築費 (千円)	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	床面積 (m <sup>2</sup> )	施設の概要	平成25年度利用状況	
						件数	利用者数
代陽公民館 (西松江城町2-18)	H19	50,700	2,144.55	1,401.50	サロン、会議室、多目的室、調理室、和室、大研修室、図書室 社会福祉会館を改修後、H20年度から供用	3,331	57,943
八代公民館 (新地町6-3)	H2	170,445	2,257.77	766.14	講堂、会議室、和室、調理実習室、図書室、多目的室、事務室、サロン	1,320	23,921
太田郷公民館 (井上町601-1)	H15	375,869	4,877.47	1,259.65	講堂、会議室、和室、調理実習室、図書館分室、多目的室、事務室、サロン	3,298	67,887
植柳公民館 (植柳下町4251-2)	S62	151,550	1,895.00	729.75	講堂、会議室、和室、調理実習室、図書室、多目的室、事務室、サロン	823	14,410
麦島公民館 (古城町2259)	H21	39,500	5,054.74	1,638.26	事務室、中会議室、小会議室、多目的室、調理室、和室1、和室2、図書コーナー、トレーニングホール 農事研修センターを改修後、H21年度から供用	2,390	37,647
松高公民館 (永碇町754-2)	S61	144,050	2,169.48	796.68	講堂、会議室、和室、調理実習室、図書室、多目的室、事務室、サロン	850	25,009
八千把公民館 (上野町1193-1)	S59	161,043	2,312.75	870.00	講堂、会議室、和室、調理実習室、図書室、多目的室、事務室、サロン	1,464	23,336
高田公民館 (本野町505)	S48	38,407	3,384.51	694.06	会議室、和室、研修室、調理実習室、図書館分室、事務室、サロン	976	13,434
金剛公民館 (揚町800-2)	S53	115,330	2,100.20	765.14	会議室、和室、調理実習室、図書室、事務室、サロン	319	5,188
郡築公民館 (郡築6番町61-2)	S55	136,066	1,746.14	772.10	会議室、和室、調理実習室、図書室、事務室、サロン	541	13,637
宮地公民館 (宮地町383)	S57	128,940	1,127.45	672.86	会議室、和室、調理実習室、図書室、事務室、サロン	285	4,604
南都市民センター (日奈久塩南町甲13)	S52	83,497	783.47	646.54	会議室、和室、調理実習室、図書室、事務室、サロン	576	10,491
二見公民館 (二見下大野町2432-1)	S63	161,360	1,215.00	728.04	講堂、会議室、和室、調理実習室、図書室、多目的室、事務室、サロン	465	8,083
坂本公民館 (坂本町坂本4288-24)	S52	266,409	※坂本支所庁舎の敷地内	1,864.00	ロビー、大ホール、事務室、談話室、保健室、映写室、団体室、調理実習室、図書室、研修室、講座室、会議室、視聴覚室	406	9,237
千丁公民館 (千丁町新牟田1432)	S51	196,393	3,182.04	1,530.46	大集会場、研修室、和室、調理実習室、視聴覚室、事務室、サロン	1,106	19,103
東陽公民館 (東陽町南1285)	H6	921,224	※東陽運動公園の敷地内	615.72	事務室、談話室、和室、視聴覚室、2F会議室、3F会議室	445	4,965

### 使用料

区分	9時～12時	13時～17時	18時～22時	全日
小会議室 (100m <sup>2</sup> 以下)	510円	610円	820円	1,850円
中会議室 (101m <sup>2</sup> ～250m <sup>2</sup> 以下)	720円	820円	1,020円	2,460円
大会議室 (251m <sup>2</sup> 以上)	1,440円	1,640円	2,050円	4,930円
和室	510円	610円	820円	1,850円
調理室	820円	920円	1,130円	2,770円
麦島公民館 トレーニングホール	1時間当たり 410円			4,930円

※なお、市外居住者が使用する場合の使用料は上記の50%増とする。

### (3) 公民館以外の社会教育関係施設

#### ①八代市さかもと青少年センター

目的 自然豊かな環境の中で、青少年及び成人が団体宿泊等による共同生活体験、自然体験活動等を通じ社会性豊かな感性を育み、規律、協同、友愛、互助の精神を養う。

#### ②八代市社会教育センター（西部・深水・鮎帰・藤本・中津道・田上・久多良木・仁田尾）

目的 恵まれた自然環境の中で、青少年の健全な育成をはじめ、社会教育に関する活動の推進を図る。

施設名 (所在地)	設置年月	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	床面積 (m <sup>2</sup> )	施設の概要	平成25年度利用状況	
					件数	利用者数
さかもと青少年センター (坂本町中谷い1270)	H16. 4	8,764	2,066.00	研修室、調理実習室、和室、多目的室、浴室、体育館	527	13,480
さかもと青少年センター分館 (坂本町中谷い8926-1)	H17. 8	1,063	201.00	研修室		
西部社会教育センター (坂本町西部は1999)	H16. 4	5,043	2,447.00	研修室、体育館、運動場	49	956
深水社会教育センター (坂本町深水い1471)	H16. 4	6,357	1,709.00	研修室、体育館、運動場	211	2,275
鮎帰社会教育センター (坂本町鮎帰は867)	H16. 4	5,390	2,436.00	研修室、体育館、運動場	28	841
藤本社会教育センター (坂本町葉木4259)	H16. 4	9,163	2,981.78	研修室、体育館、運動場	41	925
中津道社会教育センター (坂本町中津道300)	H16. 4	7,813	1,954.00	研修室、体育館、運動場	222	1,882
田上社会教育センター (坂本町田上2006)	H16. 4	17,526	2,212.00	研修室、体育館、運動場	178	4,529
久多良木社会教育センター (坂本町百済来下664)	H18. 4	7,930	2,175.00	研修室、体育館、運動場	264	3,342
仁田尾社会教育センター (泉町仁田尾96)	H23. 4	2,836	464.00	研修室、体育館、運動場	21	287

#### 使用料

区分		8時30分～12時	12時～17時	17時～22時
研修室		410円	410円	510円
屋内運動場（体育館）		510円	510円	510円
屋外運動場	無料			
屋外運動場照明施設	1時間 300円			
宿泊	青少年センター	高校生以上	1泊 1,020円	
		小・中学生 (小学生未満は無料)	1泊 510円	
	社会教育センター	高校生以上	1泊 820円	
		小・中学生 (小学生未満は無料)	1泊 300円	

③八代市二見自然の森（八代市二見本町3087）

目的 恵まれた自然環境の中で、安全で快適な憩いの場を提供することにより、市民の余暇の活用及び健康の増進を図る。

設置年月日 平成9年4月1日

面 積 20,852m<sup>2</sup>

利用状況

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
件 数	23件	22件	20件	15件	2件
利 用 者 数	422人	276人	413人	345人	121人

④八竜山自然公園（八代市坂本町中谷は335-2）

目的 恵まれた自然環境と豊かな森林資源を保護しつつ、広域的な教育活動と森林レクリエーション活動の場を提供し、青少年の健全育成を図る。

設置年月日 平成9年4月1日

面 積 22,729m<sup>2</sup>

施設の概要  
 • さかもと八竜天文台  
 • ロッジ（6人用）  
 • コテージ（10人用）

使用料

施設名	区分	基本料	備考
さかもと八竜天文台	大人	300円	
	小・中・高生	150円	
ロッジ	1棟 一泊	12,340円	1人増えるごとに1,020円
			休憩1時間当たり1,540円
コテージ	1棟 一泊	18,510円	1人増えるごとに1,020円
			休憩1時間当たり2,050円

利用状況

施設名	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	件数	利用者数								
さかもと八竜天文台	—	3,103	—	2,712	—	2,651	—	2,801	—	2,769
ロッジ	118	651	97	488	103	585	93	502	93	488
コテージ	56	537	45	435	49	446	40	372	40	571

⑤赤星公園（八代市鏡町宝出76-1）

目的 市民の教育、学術、文化の向上及び市民相互の交流を図る。

設置年月日 平成15年4月1日

面 積 4,278m<sup>2</sup>

施設の概要  
 • 水竹居の館（研修棟）  
 • 工房

使用料

	1部屋	工房	冷暖房	厨房	浴室	屋外
	1時間当たり	1時間当たり	1時間当たり		1団体	
市内在住者	50円	100円	100円	100円	300円	無料
市外在住者	100円	200円	100円	100円	300円	半日1,020円

### 利用状況

	部屋		工房		厨房		浴室		屋外	
	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数
21年度	291	4,865	44	368	24	250	0	0	2	400
22年度	383	5,547	37	370	16	240	0	0	2	400
23年度	393	3,786	40	400	23	173	0	0	2	400
24年度	453	7,302	49	421	25	175	0	0	2	400
25年度	452	5,066	51	323	21	148	0	0	2	500

### (4) 各種学級、講座等 (平成25年度)

	青少年	成人一般	女性	高齢者	家庭教育
実施回数	7	90	111	54	341
学級生数	380	1,618	2,998	1,615	16,624

### (5) 八代市総合社会教育推進協議会連合会

発 足 昭和48年1月26日

校区協議会数 9

構 成 人 数 308人

努力目標

- ①青少年の健全育成に努める。
- ②地域活動に参加し、連携と協調の町づくりに努める。
- ③同和教育・人権教育の推進に努める。
- ④生涯学習推進体制を確立し推進に努める。
- ⑤男女共同参画の推進に努める。

### (6) 八代市社会教育施設（自治公民館）整備費補助金

目 的 本市の町内に設置される社会教育施設（自治公民館）の整備に要する経費に對し補助金を交付する。

補 助 概 要 ①新築、増築又は全面改築の場合（延床面積が50m<sup>2</sup>以上のものであること。）  
総事業費の50%

限度額

- ・延床面積が50m<sup>2</sup>を超えるときは、200万円
- ・延床面積が150m<sup>2</sup>を超えるときは、300万円

②修繕等の場合（総事業費が20万円以上のものであること。）

総事業費の50% 限度額：50万円

③この補助金を受けた事業者は、翌年度から起算して3年間はこの補助金の交付を受けることができない。

補 助 実 績

年度	事業内容	補助金額
H21	新築 3件	11,197千円
	修繕 17件	
H22	新築 1件	6,987千円
	修繕 20件	
H23	新築 0件	5,835千円
	修繕 17件	
H24	新築 3件	12,794千円
	修繕 21件	
H25	新築 1件	9,589千円
	修繕 28件	

## (7) 放課後子ども教室推進事業

目的	放課後に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に様々な体験活動・学習活動・交流活動等の取組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する事業。
本市では、放課後対策事業として、これまで放課後児童クラブが設置されているが、未設置の校区において平成20年度より「放課後子ども教室」を開設し、放課後対策事業の未実施校区の解消を目指している。	
施行年月日	平成25年度は、4小学校区において同教室を実施した。
対象者	平成19年6月21日
事業内容	郡築小学校、昭和小学校、東陽小学校及び泉第一小学校の1～3年生までの児童 ①放課後における子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）の確保 ②地域の人たちの参画を得て子どもたちに様々な体験・交流・学習活動を提供
事業費及び財源内訳	平成21年度 891千円（県支出金(2/3) 485千円、一般財源406千円） 平成22年度 975千円（県支出金(2/3) 536千円、一般財源439千円） 平成23年度 1,443千円（県支出金(2/3) 642千円、一般財源801千円） 平成24年度 1,527千円（県支出金(2/3) 786千円、一般財源741千円） 平成25年度 1,344千円（県支出金(2/3) 736千円、一般財源608千円）
25年度実績	放課後対策事業運営委員会 委員数：11人（小学校校長会代表・放課後児童クラブ代表・社会教育委員代表・PTA代表他） 開催回数：3回 郡築小学校放課後子ども教室 実施日：毎週火・木曜日 対象児童数：67人（1・2年生） 参加者数：27人 実施回数：53回 昭和小学校放課後子ども教室 実施日：毎週火・木曜日 対象児童数：28人（1～3年生） 参加者数：28人 実施回数：57回 東陽小学校放課後子ども教室 実施日：毎週木・金曜日 対象児童数：25人（1・2年生） 参加者数：17人 実施回数：53回 泉第一小学校放課後子ども教室 実施日：毎週火・木曜日 対象児童数：15人（1～3年生） 参加者数：15人 実施回数：50回

## (8) 八代市立博物館 未来の森ミュージアム

工期	着工 平成元年11月17日 竣工 平成3年3月27日
開館	平成3年10月25日
敷地面積	8,997.80 m <sup>2</sup>
建物	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 4階建 1,432 m <sup>2</sup>
延床面積	3,418 m <sup>2</sup>
施設内容	1階 第一常設展示室、第二常設展示室（松井文庫）、特別展示室 収蔵庫、燻蒸室、警備員室、控え室、荷解室、一時保管室 2階 エントランスホール、特別展示室、講義室、会議室、館長室 事務室、学芸員室、カフェ 3階 スタジオ、暗室、作業室、スタッフルーム、倉庫 4階 収蔵庫 外部 屋外展示場、第1駐車場（大型バス4台、乗用車30台） 第2駐車場（乗用車20台）

総工費 2,448,841 千円  
 工事費 2,234,780 千円  
 土地購入費 214,061 千円

(公園用地、第2駐車場用地、分館建設予定地)

財源内訳  
 入館料  
 地方債 1,950,792 千円 基金 443,615 千円 一般財源 54,434 千円

常設展示観覧料

区分	個人	20人以上団体
一般	300 円	1人につき 240 円
大学・高校生	200 円	〃 160 円

※中学生以下は、原則として入館無料。

(特別展示の場合は、その都度別に定めます)

平成25年度八代市立博物館観覧統計表

個人 (人)	団体 (人)	小計 (人)	減免(人)		小計 (人)	合計 (人)	観覧料 (円)	開館日数 (日)	平均 (人)
			児童生徒	その他					
3,751	2,493	6,244	6,230	15,485	21,715	27,959	2,537,500	293	95

【平成25年度事業】

① 展覧会活動

種別	展覧会名称	会期	総入館者数
春季特別展覧会	上田資料館所蔵品展 「天草が生んだ名宝 高浜焼 －はじめて明かされる歴史と美の全貌」	4月26日(金) ～6月2日(日)	1,874人
夏季特別展覧会	「なるほど！八代城 ホンモノでせまるお城のナゾ」	7月19日(金) ～9月1日(日)	2,684人
秋季特別展覧会	「秀吉が八代にやって来た」	10月25日(金) ～12月1日(日)	4,459人
冬季特別展覧会	「笠鉾大解剖！ ～バラバラにして見えてきたもの～」	平成26年 2月7日(金) ～3月23日(日)	2,324人

② 調査研究活動

ア 松井文庫所蔵古文書調査 調査期間 6/10(月)～6/14(金)

事業概要 松井文庫に所蔵される古文書約1万通の整理・保存・利用を目的として、平成6年度より調査を開始した。

- 事業内容
- a 古文書の燻蒸
  - b 古文書の調査(212通)
  - c 目録・写真台帳の作成
  - d 解読作業

③ 資料収集活動

( i ) 寄贈

紙切り包丁	3 点	
オオスゲシャギ	1 点	
木造薬師如来坐像	(室町時代・16世紀)	1 軀
八代焼象嵌牡丹文香炉	(江戸時代・18世紀)	1 口
加藤正方広島下向記	(江戸時代・17世紀)	1 卷
印鑑簿	(大正11年～昭和16年頃)	2 冊
山水図 尾田郷澄筆	(江戸時代・19世紀)	1 点

( ii ) 寄託

原田の亀蛇	(江戸時代・19世紀)	一式
矢壁家紙漉関係資料	(江戸時代)	7 冊
笠鉢西王母タイヤ	(昭和19年・1944年)	1 点

④ 教育普及活動

ア 講座・講演会関係

- a 展覧会に伴う特別講演会・講座 6回開催(参加者 延べ459人)
- b 教育普及活動に関わる体験講座(小銅鐸作り) 1回開催(参加者延べ13人)
- c 古文書講座 上級12回開催(延べ148人)
- d 教育普及活動に伴う講座・講演会など 2回開催(参加者延べ122人)
- e 博物館友の会ボランティア活動 9回開催(参加者延べ93人)

イ その他

- a 解説シートの設置(各特別展示・企画展示・常設展示)
- b 児童・生徒・視察・研修・その他諸団体への解説活動
- c 学芸員実習生の受け入れ
- d 各種講演会への講師派遣、新聞・雑誌への寄稿
- e 調査協力・館蔵資料の貸し出し
- f 博物館ホームページの充実



## XII 水道・病院事業

- |          |       |     |
|----------|-------|-----|
| 1. 上水道事業 | ----- | 373 |
| 2. 病院事業  | ----- | 381 |



# 1 上水道事業

## (1) 八代市水道局

事業開始年月日 事業創設認可 昭和26年5月23日  
供用開始 昭和30年8月1日  
地方公営企業法適用年月日 昭和37年4月1日（全部適用）  
現在給水人口 40,954人  
同 戸 数 14,741戸  
普及率 58.2%  
水源地 ①八代水源地 取水能力（1日）11,008m<sup>3</sup>  
取水ポンプ、電動機4台（45kw×2台、37kw×2台）  
②高田水源地 取水能力（1日）3,000m<sup>3</sup>  
取水ポンプ、電動機2台（いずれも15kw）  
③松江城水源地 取水能力（1日）3,000m<sup>3</sup>  
取水ポンプ、電動機1台（15kw）  
④建馬水源地 取水能力（1日）2,864m<sup>3</sup>  
取水ポンプ、電動機1台（18.5kw）  
⑤新開水源地 取水能力（1日）3,428m<sup>3</sup>  
取水ポンプ、電動機1台（18.5kw）

### 取水量（平成25年度）

1日最大	14,810m <sup>3</sup> (うち日奈久	1,726m <sup>3</sup> )
1日平均	11,752m <sup>3</sup> (〃	1,140m <sup>3</sup> )
年間総配水量	4,289,554m <sup>3</sup> (〃	416,220m <sup>3</sup> )

### 給水量（平成25年度）

一般用	2,561,819m <sup>3</sup>	業務営業用	972,757m <sup>3</sup>
工場用	59,759m <sup>3</sup>	その他	24,465m <sup>3</sup>
有収水量	3,618,800m <sup>3</sup>	有 収 率	84.36%
導・送・配水管延長	366,589m <sup>3</sup>		

### 沿革

#### ①八代地区

ア 創 設  
認 可 昭和28年6月  
着 工 昭和28年6月 竣 工 昭和34年3月  
事 業 費 159,900千円  
給水計画 人口 30,000人 1日最大給水量 5,400m<sup>3</sup>

イ 第1次拡張事業（内港船舶用、宮地及び野上地区）  
認 可 昭和38年12月28日  
着 工 昭和40年3月 竣 工 昭和42年3月  
事 業 費 38,789千円（内港船舶用13,000千円、宮地及び野上  
地区25,789千円）  
給水計画 人口 40,000人 1日最大給水量 8,800m<sup>3</sup>

ウ 第2次拡張事業（外港船舶給水用及び大島地区）  
 認可 昭和43年3月30日  
 着工 昭和44年1月 竣工 昭和44年6月  
 事業費 27,855千円  
 給水計画 人口 10,000人 1日最大給水量 8,800m<sup>3</sup>  
 エ 第3次拡張事業（八代地区低水圧解消、市庁舎及び外港船舶給水用）  
 認可 昭和45年12月25日  
 着工 昭和46年11月 竣工 昭和47年3月20日  
 事業費 50,430千円  
 給水計画 人口 10,000人 1日最大給水量 12,000m<sup>3</sup>  
 オ 第4次拡張事業（海岸部の塩水化現象の解消及び龍峯地区の無水源解消のため）  
 認可 昭和56年4月7日  
 着工 昭和56年4月 竣工 平成元年3月  
 事業費 1,703,057千円  
 給水計画 人口 43,800人 1日最大給水量 20,300m<sup>3</sup>  
 カ 第5次拡張事業（球磨川以北の東町を除く全域を給水区域とする）  
 認可 平成8年3月29日  
 着工 平成8年7月 竣工 平成15年3月  
 事業費 1,218,047千円  
 給水計画 人口 59,000人 1日最大給水量 20,300m<sup>3</sup>  
 キ 市町村合併により水道事業経営の廃止  
 廃止期日 平成17年7月31日

## ②日奈久地区

ア 創設  
 認可 昭和29年7月（再認可 昭和31年3月）  
 着工 昭和30年4月 竣工 昭和33年5月  
 事業費 31,213千円  
 給水計画 人口 9,000人 1日最大給水量 1,800m<sup>3</sup>  
 イ 第1次拡張事業  
 認可 昭和41年10月5日  
 着工 昭和41年11月 竣工 昭和43年3月  
 事業費 103,992千円  
 （昭和41年度 63,550千円、昭和42年度 40,442千円）  
 給水計画 人口 10,000人 1日最大給水量 3,000m<sup>3</sup>  
 ウ 市町村合併により水道事業経営の廃止  
 廃止期日 平成17年7月31日

## ③八代市水道事業（市町村合併により創設）

ア 創設  
 認可 平成17年8月1日  
 給水計画 人口 69,000人 1日最大給水量 23,300m<sup>3</sup>  
 イ 軽微な変更  
 認可 平成23年2月22日  
 給水計画 人口 61,600人 1日最大給水量 19,654m<sup>3</sup>

## 水道使用料金（八代市）

1月につき、次の区分に従い使用水量に応じ、基本料金及び超過料金並びにメータ使用料の合計額（その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。

### ①専用給水装置

種 別	料 金		
	基本料金（1月につき）		超 過 料 金 (水量1立方メートルにつき)
	水 量	料 金	
一 般 用	8立方メートル	842円	129円
浴 場 営 業 用	100立方メートル	4,320円	64円
臨 時 用		1立方メートルにつき 172円	
外 国 籍 及 び 外 国 航 路 船 舶 用	午前8時30分から午後5時まで		1立方メートルにつき 200円
	上記以外の時間		1立方メートルにつき 300円
上 記 以 外 の 船 舶 用	午前8時30分から午後5時まで		1立方メートルにつき 216円
	上記以外の時間		1立方メートルにつき 324円
私設消火栓 演 習 用	口径25ミリメートル未満		1回20分まで 259円
	口径25ミリメートル以上 50ミリメートル未満		1回20分まで 518円
	口径50ミリメートル以上		1回20分まで 864円

### ②共用給水装置

料 金		
基本料金（1世帯又は1カ所につき）		超 過 料 金 (水量1立方メートルにつき)
水 量	料 金	
8立方メートル	777円	129円

### ③メータ使用料（1月につき）

口 径	料 金	口 径	料 金
13ミリメートル以上	64円	50ミリメートル以上	1,296円
20 ハーフ	118円	70 ハーフ	1,565円
25 ハーフ	129円	100 ハーフ	1,975円
40 ハーフ	237円	150 ハーフ	4,320円

## 事業経営状況（八代市）

(単位：千円)

事 項		年 度	H21	H22	H23	H24	H25
給 水 人 口 (人)		40,007	40,423	40,572	40,667	40,954	
普及率(対給水区域人口) (%)		56.25	56.91	57.21	57.45	58.16	
総 配 水 量 (m³)		4,122,499	4,119,338	4,150,156	4,244,650	4,289,554	
一 日 最 大 配 水 量 (m³)		14,819	14,697	14,671	15,043	14,810	
有 収 水 量 (m³)		3,609,707	3,585,278	3,605,236	3,570,414	3,618,800	
有 収 率 (%)		87.56	87.04	86.87	84.12	84.36	
導・送・配水管延長 (m)		341,660	348,063	353,089	359,379	366,589	
職 員 数 (人)		13	13	13	13	14	
収 益 的 収 支	1. 営 業 収 益	454,612	453,460	457,119	451,227	457,468	
	うち(1)給水収益	451,339	448,953	451,785	448,457	454,626	
	(2)受託工事収益	1,196	2,285	3,444	875	1,127	
	2. 営 業 外 収 益	4,925	4,396	4,796	5,859	5,015	
	3. 特 別 利 益	7	7	10	6	9	
	総 収 益 (A)	459,544	457,863	461,925	457,092	462,492	
	1. 営 業 費 用	342,875	342,157	338,975	337,111	346,389	
	うち(1)人件費	102,036	95,921	91,186	93,556	99,826	
	(2)経費	85,245	86,094	93,342	95,339	99,780	
	(3)減価償却費	155,594	160,142	154,447	148,216	146,783	
	2. 営 業 外 費 用	37,170	37,847	36,452	34,120	29,427	
	3. 特 別 損 失	362	376	395	611	342	
	総 費 用 (B)	380,407	380,380	375,822	371,842	376,158	
	当年度純利益(損失)(A)-(B) (C)	79,137	77,483	86,103	85,250	86,334	
当 年 度 未 处 分 利 益 剰 余 金 (未処理欠損金)		(D)	79,137	77,483	86,103	85,250	86,334
利 益 剰 余 金	減債積立金等処分額 (E)	63,555	79,137	77,483	86,103	85,250	
	年 度 末 積 立 金 残 高 (F)	0	0	0	0	0	
	翌 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金 (G) (累計欠損金)	79,137	77,483	86,103	85,250	86,334	
資 本 的 収 支	(1)企 業 債 (イ)	150,000	50,000	0	39,500	0	
	(2)固定資産売却代金	0	0	0	0	0	
	(3)そ の 他	118,016	112,967	94,861	84,875	59,379	
	収 入 計 (H)	268,016	162,967	94,861	124,375	59,379	
	(1)建 設 改 良 費	249,763	276,242	152,731	239,174	239,743	
	(2)企 業 債 償 還 金 (ロ)	152,274	153,072	139,071	161,995	143,190	
	(3)そ の 他	0	0	0	0	0	
	支 出 計 (I)	402,037	429,314	291,802	401,169	382,933	
差 引 き 計 (H)-(I)		△ 134,021	△ 266,347	△ 196,941	△ 276,794	△ 323,554	
流 動 資 産 (J)		605,603	527,829	589,057	547,069	491,290	
流 動 負 債 (K)		94,088	31,925	36,158	19,786	36,284	
不 良 債 務 (K)-(J)		—	—	—	—	—	
企業債現在高(イ)+前年度の(ハ)-(ロ) (ハ)		1,806,527	1,703,455	1,564,384	1,441,889	1,298,700	
減 価 償 却 累 計 額		2,818,466	2,976,098	3,130,545	3,278,761	3,425,482	

## (2) 八代生活環境事務組合

上水道施設については71~73ページを参照

## (3) 簡易水道事業

地 区 名	認可年月日	給水開始年月日	計画給水人口	給水区域内人口(人)	現在給水人口(人)	計画一日最大給水量(m <sup>3</sup> /日)	年間給水量(m <sup>3</sup> )	浄水方法	原水の種別	管路延長(m)
二見洲口町 二見白島地区	S60.4.25	S61.3.1	220	120	120	56	7,414	消毒のみ	地下水	1,389
今 泉 地 区	H14.2.21	S28.12.1	290	235	207	87	19,943	消毒のみ	地下水	2,715
段 地 区	H7.3.31	S30.4.1	360	252	248	98	25,121	消毒のみ	地下水	2,802
袈裟堂 地 区	S53.4.17	S31.4.1	150	46	46	34	4,036	緩速ろ過	表流水	2,130
原 女 木 地 区	H1.6.6	S31.5.1	140	74	66	40	8,105	消毒のみ	地下水	1,877
下 深 水 地 区	H18.3.24	S57.4.1	253	206	195	76	9,675	消毒のみ	地下水	3,125
瀬 高 地 区	S63.6.8	S33.12.1	110	44	44	22	4,312	消毒のみ	地下水	1,902
馬 回 地 区	H17.3.28	S32.4.1	202	231	231	61	28,126	消毒のみ	地下水	5,279
小 嶺 地 区	H4.6.18	S33.4.1	200	121	118	50	8,968	急速ろ過	表流水	2,184
木々子 地 区	S55.8.5	S33.3.1	200	77	77	40	5,138	緩速ろ過	表流水	2,547
鮎 帰 地 区	S55.8.5	S32.4.1	500	149	143	120	10,759	緩速ろ過	表流水	4,181
大 平 地 区	S33.9.15	S33.12.1	500	74	74	90	5,311	緩速ろ過	表流水	3,655
川原谷 地 区	H18.3.30	S47.3.1	144	114	111	54	5,282	緩速ろ過	表流水	5,522
辻 地 区	S61.6.10	S62.5.1	150	74	74	30	4,886	緩速ろ過	表流水	2,475
日 光 地 区	S62.6.16	S63.5.1	130	62	56	26	2,760	緩速ろ過	表流水	2,512
片 岩 地 区	S63.6.8	S34.4.1	550	251	202	110	18,872	消毒のみ	地下水	4,418
坂 本 地 区	H24.3.9	S29.4.1	188	158	150	90	24,787	消毒のみ	地下水	2,587
合 志 野 地 区	H14.2.21	S33.4.1	200	121	117	99	16,968	消毒のみ	地下水	2,365
荒 濑 地 区	H17.3.29	S53.3.1	140	106	104	106	19,708	消毒のみ	地下水	2,417
藤 本 地 区	H5.3.29	S43.1.6	210	118	111	65	10,744	消毒のみ	地下水	1,954
大 門 地 区	S63.12.22	H1.5.1	160	69	65	32	6,668	消毒のみ	地下水	917
上 鎌 濑 地 区	S51.7.20	S32.3.1	150	55	22	4,594	緩速ろ過	表流水	3,323	

地 区 名	認可年月日	給水開始年月日	計画給水人口(人)	給水区域内人口(人)	現在給水人口(人)	計画一日最大給水量(m <sup>3</sup> /日)	年間給水量(m <sup>3</sup> )	浄水方法	原水の種別	管路延長(m)	
坂 本 町	中 津 道 地 区	H2. 6. 13	S31. 4. 1	160	109	45	8, 302	緩速ろ過	表流水	4, 647	
	市 ノ 保 地 区	S45. 8. 4	S46. 1. 6	180	14	23	811	緩速ろ過	表流水	1, 145	
	田 上 地 区	S59. 6. 11	S60. 5. 1	280	129	64	10, 795	消毒のみ	地下水	4, 417	
	板 持 地 区	S60. 6. 26	S61. 5. 1	230	112	50	7, 522	緩速ろ過	表流水	4, 581	
	久 多 良 木 地 区	H17. 3. 28	S53. 11. 1	170	134	43	8, 382	消毒のみ	地下水	2, 772	
	小 川 内 地 区	S58. 6. 27	S59. 3. 1	130	59	26	5, 293	消毒のみ	地下水	1, 398	
	鶴 食 地 区	H7. 2. 7	H7. 7. 1	220	217	114	8, 428	緩速ろ過	表流水	3, 998	
	東 陽 町	H18. 3. 24	S37. 4. 1	607	515	301	43, 010	急速ろ過	表流水	10, 694	
	箱 石 地 区	H3. 12. 6	H4. 8. 1	247	161	140	151	15, 038	消毒のみ	地下水	4, 541
	白 岩 戸 地 区	S28. 10. 1	S29. 4. 1	380	84	76	46	10, 871	消毒のみ	表流水	1, 552
泉 町	落 合 地 区	S33. 9. 15	S34. 4. 1	700	90	90	105	10, 392	纖維ろ過	表流水	3, 749
	二 重 地 区	S34. 9. 4	S35. 1. 30	450	86	86	68	16, 016	消毒のみ	表流水	1, 788
	打 越 地 区	H14. 3. 10	S32. 3. 3	105	64	59	31	3, 664	急速ろ過	表流水	7, 730
	河 合 場 地 区	S35. 9. 1	S36. 4. 1	350	18	18	53	3, 006	消毒のみ	表流水	1, 169
	一 ツ 氏 地 区	S35. 9. 1	S36. 3. 1	150	28	27	23	4, 281	消毒のみ	表流水	1, 395
	岩 岩 奥 地 区	S28. 10. 1	S29. 3. 1	520	100	86	62	17, 558	消毒のみ	表流水	978
	野 添 地 区	S33. 9. 15	S34. 4. 1	220	82	52	5, 136	急速ろ過	表流水	2, 618	
	赤 根 地 区	S33. 1. 17	S33. 3. 1	400	75	60	11, 295	消毒のみ	表流水	3, 150	
	南 川 内 地 区	S37. 7. 21	S37. 11. 1	200	43	30	7, 561	消毒のみ	表流水	2, 609	
	小 原 地 区	S31. 10. 17	S32. 4. 1	250	37	25	38	8, 043	消毒のみ	表流水	615
	椎 原 地 区	S37. 7. 21	S37. 11. 1	250	46	44	43	9, 235	急速ろ過	表流水	3, 644
合 计				11,526	5, 026	4, 749	2, 867	476, 563			134, 621

## 簡易水道使用料金

1月につき、次の区分に従い使用水量に応じ、基本料金及び超過料金並びにメータ使用料の合計額（その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。

### ①専用給水装置

ア 二見洲口町、坂本町、東陽町（箱石地区を除く）、泉町の計量給水区域

種 別	料 金		
	基本料金（1月につき）		超 過 料 金
	水 量	料 金	
一 般 用	8立方メートル	1,404円	水量1立方メートルにつき 151円
臨 時 用	水量1立方メートルにつき		324円
消 火 栓	無 料		

イ 東陽町箱石地区

種 別	料 金		
	基本料金（1月につき）		超 過 料 金
	水 量	料 金	
一 般 用	10立方メートル	936円	水量1立方メートルにつき 80円
臨 時 用	水量1立方メートルにつき		324円
消 火 栓	無 料		

ウ 泉町放任給水区域

種 別	料 金（1月につき）
一 般 用	530円
臨 時 用	
消 火 栓	無 料

### ②メータ使用料（1月につき）

口 径	料 金	口 径	料 金
13ミリメートル	64円	40ミリメートル	237円
20 " "	118円	50 "	1,296円
25 "	129円		

## 事業経営状況（簡易水道事業）

(単位：千円)

事 項	年 度	H21	H22	H23	H24	H25
給 水 人 口 (人)	5,256	5,127	5,036	4,863	4,856	
普及率(対給水区域人口)(%)	94.28	94.65	95.23	94.08	94.35	
総 配 水 量 (m³)	533,399	527,020	510,128	494,903	476,563	
一 日 最 大 配 水 量 (m³)	2,156	2,140	2,137	2,098	2,072	
有 収 水 量 (m³)	528,129	522,274	507,015	488,913	469,644	
有 収 率 (%)	99.01	99.10	99.39	98.79	98.55	
導・送・配水管延長(m)	131,843	132,720	133,907	137,157	137,157	
職 員 数 (人)	6	6	6	6	6	
収 益 的 収 支	1. 営 業 収 益	60,741	59,859	72,934	72,862	71,023
	うち(1) 料 金 収 入	60,682	59,801	72,851	72,757	70,954
	(2) そ の 他	59	58	83	105	69
	2. 営 業 外 収 益	34,492	33,664	27,631	35,669	42,759
	うち(1) 一般会計繰入金	33,924	32,745	26,414	35,342	40,479
	うち(2) そ の 他	568	919	1,217	327	2,280
	総 収 益 (A)	95,233	93,523	100,565	108,531	113,782
	1. 営 業 費 用	71,155	69,485	76,579	85,083	92,565
	うち(1) 人 件 費	40,457	40,459	45,027	44,280	44,711
	(2) 維 持 管 理 費	30,698	29,026	31,552	40,803	47,854
	2. 営 業 外 費 用	24,078	24,038	23,986	23,448	21,217
	う ち 支 払 利 息	24,078	24,038	23,986	23,448	21,217
	総 費 用 (B)	95,233	93,523	100,565	108,531	113,782
	取 支 差 引 (A)-(B) (C)	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支	(1) 地 方 債 (イ)	67,600	79,700	83,000	153,900	80,200
	(2) 一 般 会 計 繰 入 金	50,248	67,972	84,844	82,736	90,466
	(3) 国(都道府県)補助金	0	0	0	0	0
	(4) 工 事 負 担 金	907	4,673	462	3,085	1,991
	(5) そ の 他	0	0	0	0	0
	収 入 計 (H)	118,755	152,345	168,306	239,721	172,657
	(1) 建 設 改 良 費	73,550	100,922	96,598	124,768	88,621
	(2) 企 業 債 償 還 金 (ロ)	45,205	51,423	71,708	114,953	83,995
	(3) そ の 他	0	0	0	0	0
	支 出 計 (I)	118,755	152,345	168,306	239,721	172,616
	取 支 差 引 (H)-(I) (J)	0	0	0	0	41
取 支 再 差 引 (C)+(J) (K)		0	0	0	0	41
積 立 金 (L)		0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (M)		0	0	0	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (N)		0	0	0	0	0
形式収支(K)-(L)+(M)-(N) (O)		0	0	0	0	41
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (P)		0	0	0	0	41
実 質 収 支 (O)-(P)		0	0	0	0	0
給 水 原 價 (円)	265.92	277.53	339.78	384.49	421.12	
供 給 単 價 (円)	114.90	114.50	143.69	148.81	151.08	
企 業 債 現 在 高	1,181,519	1,209,796	1,221,088	1,260,035	1,256,240	

## 2 病院事業

### (1) 沿革・施設

開 設	昭和 27 年 5 月 1 日	村立宮地病院として開設
	昭和 30 年 4 月 1 日	宮地村の編入に伴い八代市国民健康保険直営病院として運営
敷 地 面 積	6,789.5 m <sup>2</sup>	
改 築 工 事	昭和 43 年 11 月 20 日	竣 工 昭和 44 年 10 月 31 日
設 計	村田相互設計事務所	施 工 西田工業株式会社
建 物	鉄筋コンクリート 4 階、塔屋 2 階、医師宿舎鉄筋コンクリート 2 階建他 看護師宿舎木造平家建、エックス線棟、鉄筋コンクリート平家建他	
建物延床面積	3,904.3 m <sup>2</sup>	
総 工 費	436,798,570 円	(本館 326,570,020 円、医師宿舎等 53,118,550 円、エックス線棟 57,110,000 円) 建物関係工事 275,364,290 円 機械備品 161,434,280 円
財 源 内 訳	企業債 381,700,000 円	一般財源 55,098,570 円
施 設 内 容	(全館 冷暖房設備)	
地 階	126.5 m <sup>2</sup>	ボイラー室、電気室、雑排水槽
1 階	1,150.5 m <sup>2</sup>	診療部門 内科、外科、薬局、物療室、一般臨床検査室、中央材料消毒室、レントゲンコーナー、待合ホール、手術室、クリーンベンチ室等 管理部門 院長室、医局、会議室、図書室、総師長室、事務室等
2 階	559.6 m <sup>2</sup>	病棟部門 内科・外科病棟病室 12 室 36 床 (1 人部屋 2 室、2 人部屋 3 室、4 人部屋 7 室) 、食堂デーラーム、ナースステーション
3 階	559.6 m <sup>2</sup>	病棟部門 病室 12 室 30 床 (1 人部屋 5 室、2 人部屋 1 室、4 人部屋 5 室、ドック部屋 1 室 3 床) 、面談室、食堂デーラーム、ナースステーション
4 階	559.6 m <sup>2</sup>	病棟部門 結核病棟 11 室 30 床、消毒ホール、食堂デーラーム、ナースステーション、面談室
塔屋 1 階	82.3 m <sup>2</sup>	洗濯室、空調機械室
塔屋 2 階	20.9 m <sup>2</sup>	エレベーター機械室、クーリングタワー
このほか、既設建物	給食棟 124.7 m <sup>2</sup> 、手術棟 75.3 m <sup>2</sup> 、医師住宅 (4 戸) 390.5 m <sup>2</sup> 、エックス線棟 115.6 m <sup>2</sup> 、機械棟 43.2 m <sup>2</sup> 、車庫 96 m <sup>2</sup>	
診 療 科 目	内科、外科、胃腸科、消化器科、循環器科、呼吸器科	
病 床 数	96 床 (一般 66 床、結核 30 床 )	※平成 8 年 1 月 5 日より変更
主たる医療機械器具設備状況	CT 装置 16 列、連続撮影装置、透視撮影装置、多機能解析心電計、血管造影剤自動注	

入器、胃・十二指腸・大腸・胆道・気管支ファイバースコープ、内視鏡検診台、蛋白分画自動積算器、腹腔鏡、ブッキー撮影台、高周波焼灼電源装置、呼吸機能自動解析装置、電動油圧手術台、直腸鏡、ニューポートレスピレーター、一時的体外式ペースメーカー、除細動器、薬剤自動分割分包機、肺機能測定器、オージオメーター、超音波診断装置、心電図監視装置、オルソトラック、移動形X線装置、消化管吻合器、四要素モニタースコープ、自動冷却加温装置、液量注入ポンプ、サーボベンチレーター、低周波治療器、自動制御輸液ポンプ、限外濾過無菌水手洗装置、全身麻酔器、テレメーター患者監視装置、Na・K・CL同時測定装置、血圧監視装置、メモリー骨髄像計数装置、全自動血圧測定装置、OES光輝度光源装置、自動視力計、全自动血液ガス分析装置、電気手術器、遠心機、高圧蒸気滅菌器、SLネオビジョン、パルスオキシメータ、無散瞳眼底カメラ、医用TVシステム、超音波ネプライザ、処置用ファイバースコープ、内視鏡自動洗滌消毒装置、バイオクリーンベンチ、ビデオ電子内視鏡システム、パックシーラー、ディスカッション顕微鏡、インキュベータ、高感度デジアナ電離箱サーベイメーター、生体情報モニターシステム、低圧持続吸引器、ベネットベンチレーター、無影灯、AVインパルスシステム、体温維持装置、デジタルホルター記録器、デジタルリフトスケール、患者監視装置、AED、FCRデジタルX線画像診断システム装置、多項目自動血球分析装置、検査科多機能小型自動分析装置、血圧脈波検査装置、呼気中一酸化炭素濃度測定器、エチレンガス滅菌器

職員数(平成26年3月31日現在)

(単位:人)

職種	職員	嘱託・臨時職員	業務委託職員	
医師	3			3
看護師	22	4		26
准看護師	1	11		12
看護補助員		4		4
薬剤師	2			2
薬剤師補助員		2		2
臨床検査技師	1	1		2
放射線技師	1	1		2
栄養士	1	1	1	3
事務職員	5	2	3	10
調理士(員)			4	4
清掃員			4	4
管理人			3	3
合計	36	26	14	76

## (2) 事業運営状況

(単位 : 円)

事項	年度	H21	H22	H23	H24	H25		
患者数	入院(人)	19,051	19,518	20,955	20,274	21,773		
	外来(人)	12,192	11,272	10,405	9,993	9,014		
	計(人)	31,243	30,790	31,360	30,267	30,787		
病床	病床数(床)	96	96	96	96	96		
	利用率(%)	54.4	55.7	59.6	57.9	62.1		
職員数(人)		77	79	82	81	75		
収益的収支	医業収益	入院収益	363,948,024	360,153,473	414,174,238	404,313,712	432,218,240	
		外来収益	130,150,156	131,010,595	130,617,817	125,363,192	119,890,449	
		その他医業収益	10,183,037	9,203,956	9,720,393	9,940,187	10,003,714	
		小計	504,281,217	500,368,024	554,512,448	539,617,091	562,112,403	
	医業外益	他会計負担金	136,471,755	128,010,591	129,485,837	131,578,656	132,559,657	
		その他の	15,082,946	1,137,626	1,111,790	1,040,692	4,174,444	
		小計	151,554,701	129,148,217	130,597,627	132,619,348	136,734,101	
	特別利益		7,020	165,821	0	0	440,650	
	計(A)		655,842,938	629,682,062	685,110,075	672,236,439	699,287,154	
	費用	給与費	355,536,360	372,210,973	430,760,608	394,049,577	365,574,734	
		材料費	146,705,192	154,180,601	163,136,311	150,128,612	149,090,434	
		減価償却費	16,075,099	21,332,829	22,485,916	24,517,882	24,440,422	
		その他の	105,920,115	121,719,045	112,709,324	107,171,758	105,201,964	
		小計	624,236,766	669,443,448	729,092,159	675,867,829	644,307,554	
		医業外費用	29,048,189	273,769	241,115	180,154	13,101,392	
	特別損失		1,632,390	1,721,846	63,060	807,644	739,880	
	計(B)		654,917,345	671,439,063	729,396,334	676,855,627	658,148,826	
当年度純利益(損失)(A)-(B)(C)			925,593	△ 41,757,001	△ 44,286,259	△ 4,619,188	41,138,328	
期収間外支	収益(D)							
	支出(E)							
	差引き計(D)-(E)(F)		0	0	0	0	0	
当年度未処分利益剰余金(未処理欠損金)(C)+(F)+前年度の(M)			(G)	△ 326,393,588	△ 368,150,589	△ 412,436,848	△ 417,056,036	△ 375,917,708
資本的収支	収入	企業債	17,000,000	10,000,000	4,500,000	9,800,000	0	
		他会計出資金	30,097,948	28,697,021	5,563,681	8,921,344	11,509,843	
		その他の	2,160,000	2,160,000			2,160,000	
		小計(H)	49,257,948	40,857,021	10,063,681	18,721,344	13,669,843	
	支出	建設改良費	44,900,100	21,080,850	32,019,750	13,446,195	10,645,306	
		企業債償還金	8,218,047	9,903,244	12,875,980	13,617,175	12,625,038	
		退職給与金				51,943,884		
		小計(I)	53,118,147	30,984,094	44,895,730	79,007,254	23,270,344	
	差引き計(H)-(I)(J)		△ 3,860,199	9,872,927	△ 34,832,049	△ 60,285,910	△ 9,600,501	
利剰余益金	(G)のうち減債処分額積立金(K)							
	年度末積立金残高(L)							
	翌年度繰越利益剰余金(M)(累積欠損金)(G)-(K)		△ 326,393,588	△ 368,150,589	△ 412,436,848	△ 417,056,036	△ 375,917,708	
	不債良務							
企業債現高	流动資産(N)	360,442,948	332,578,181	310,556,380	282,359,322	289,252,401		
	流动負債(O)	51,792,144	29,835,054	77,481,825	89,419,433	26,857,757		
	差引き計(O)-(N)(P)	-	-	-	-	-		
企業債現在高		47,203,865	47,300,621	38,924,641	35,107,466	22,482,428		
減価償却累計額		552,096,654	485,201,701	505,390,280	525,109,712	540,352,999		
摘要								



# 卷 末 資 料

- 平成25年主要付議事件一覧  
及びその処理状況 ----- 387



◎平成25年主要付議事件一覧及びその処理状況

(1) 議 案

提出者	番号	件 名	処 理		
議 員	1	拙速なTPP参加に反対する意見書案	3	21	原案可決
	2	八代市議会委員会条例の一部を改正する条例案	6	26	原案可決
	3	氷川警察署の存続を求める意見書案	6	26	原案可決
	4	森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書案	10	30	原案可決
	5	ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書案	10	30	原案可決
	6	地方税財源の充実確保を求める意見書案	10	30	原案可決
	7	青少年健全育成基本法の制定を求める意見書案	10	30	原案可決
市 長	1	平成24年度八代市一般会計補正予算・第9号	3	21	原案可決
	2	平成24年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号	3	21	原案可決
	3	平成24年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号	3	21	原案可決
	4	平成24年度八代市公共下水道事業特別会計補正予算・第2号	3	21	原案可決
	5	平成25年度八代市一般会計予算	3	21	原案可決
	6	平成25年度八代市国民健康保険特別会計予算	3	21	原案可決
	7	平成25年度八代市後期高齢者医療特別会計予算	3	21	原案可決
	8	平成25年度八代市介護保険特別会計予算	3	21	原案可決
	9	平成25年度八代市公共下水道事業特別会計予算	3	21	原案可決
	10	平成25年度八代市簡易水道事業特別会計予算	3	21	原案可決
	11	平成25年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算	3	21	原案可決
	12	平成25年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算	3	21	原案可決
	13	平成25年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算	3	21	原案可決
	14	平成25年度八代市診療所特別会計予算	3	21	修正案可決
	15	平成25年度八代市久連子財産区特別会計予算	3	21	原案可決
	16	平成25年度八代市椎原財産区特別会計予算	3	21	原案可決
	17	平成25年度八代市水道事業会計予算	3	21	原案可決
	18	平成25年度八代市病院事業会計予算	3	21	原案可決
	19	専決処分の報告及びその承認について（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について）	3	21	承認
	20	専決処分の報告及びその承認について（平成24年度八代市公共下水道事業特別会計補正予算・第1号）	3	21	承認
	21	市道路線の廃止について	3	21	可決
	22	市道路線の認定について	3	21	可決
	23	八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について	3	21	原案可決

提出者	番号	件 名	処理
市長	24	八代市が管理する市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について	3 21 原案可決
	25	八代市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例の制定について	3 21 原案可決
	26	八代市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について	3 21 原案可決
	27	八代市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	3 21 原案可決
	28	八代市営住宅等整備基準に関する条例の制定について	3 21 原案可決
	29	八代市営住宅設置管理条例等の一部改正について	3 21 原案可決
	30	八代市都市公園条例の一部改正について	3 21 原案可決
	31	八代市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	3 21 原案可決
	32	八代市下水道条例の一部改正について	3 21 原案可決
	33	八代市立保寿寮条例の一部改正について	3 21 原案可決
	34	八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	3 21 原案可決
	35	八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	3 21 原案可決
	36	八代市水道事業給水条例の一部改正について	3 21 原案可決
	37	八代市簡易水道事業給水条例の一部改正について	3 21 原案可決
	38	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	3 21 原案可決
	39	八代市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部改正について	3 21 原案可決
	40	八代市職員退職手当支給条例等の一部改正について	3 21 原案可決
	41	八代市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について	3 21 原案可決
	42	八代市市税条例の一部改正について	3 21 原案可決
	43	八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	3 21 原案可決
	44	八代市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例等の一部改正について	3 21 原案可決
	45	八代市道路占用料に関する条例の一部改正について	3 21 原案可決
	46	八代市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部改正について	3 21 原案可決
	47	八代市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について	3 21 原案可決
	48	八代市立希望の里たいよう条例の一部改正について	3 21 原案可決
	49	八代市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について	3 21 原案可決
	50	八代市国民健康保険税条例の一部改正について	3 21 原案可決
	51	八代市立小学校設置条例の一部改正について	3 21 原案可決
	52	八代市立幼稚園条例の一部改正について	3 21 原案可決
	53	八代市二見自然の森条例の一部改正について	3 21 原案可決

提出者	番号	件 名	処理
市 長	54	八代市がらっぱ広場条例の一部改正について	3 21 原案可決
	55	八代市まちづくり交流基金条例の制定について	3 21 原案可決
	56	平成24年度八代市一般会計補正予算・第10号	3 21 原案可決
	57	平成24年度八代市病院事業会計補正予算・第1号	3 21 原案可決
	58	平成25年度八代市一般会計補正予算・第1号	3 21 原案可決
	59	八代市新型インフルエンザ等対策本部条例の一部改正について	3 21 原案可決
	60	人権擁護委員候補者の推薦について	3 21 同意
	61	平成25年度八代市一般会計補正予算・第2号	6 26 原案可決
	62	契約の締結について（泉中学校校舎耐震改修工事（棟番号1-1、1-2））	6 3 可決
	63	契約の締結について（八代養護学校校舎改築工事）	6 3 可決
	64	契約の締結について（第四中学校体育館他改築工事）	6 3 可決
	65	専決処分の報告及びその承認について（平成24年度八代市一般会計補正予算・第11号）	6 26 承認
	66	専決処分の報告及びその承認について（八代市市税条例の一部を改正する条例）	6 26 承認
	67	専決処分の報告及びその承認について（八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	6 26 承認
	68	市道路線の廃止について	6 26 可決
	69	市道路線の認定について	6 26 可決
	70	契約の締結について（八代市公共下水道八代市水処理センターの建設工事委託）	6 26 可決
	71	八代市有線テレビジョン放送施設等条例の一部改正について	6 26 原案可決
	72	八代市体育施設条例の一部改正について	6 26 原案可決
	73	八代市子ども・子育て会議設置条例の制定について	6 26 原案可決
	74	平成25年度八代市一般会計補正予算・第3号	6 26 原案可決
	75	平成25年度八代市公共下水道事業特別会計補正予算・第1号	6 26 原案可決
	76	八代市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について	6 26 否決
	77	八代市長等の給料の特例に関する条例の制定について	6 26 否決
	78	八代市教育委員会の教育長の給料の特例に関する条例の制定について	6 26 否決
	79	人権擁護委員候補者の推薦について	6 26 同意
	80	専決処分の報告及びその承認について（平成25年度八代市一般会計補正予算・第4号）	9 20 承認
	81	専決処分の報告及びその承認について（平成25年度八代市一般会計補正予算・第5号）	9 20 承認
	82	副市長の選任につき同意を求めるについて	9 20 同意
	83	監査委員の選任につき同意を求めるについて	9 20 同意
	84	平成24年度八代市水道事業会計決算	10 30 認定

提出者	番号	件 名	処理
市 長	85	平成24年度八代市病院事業会計決算	10 30 認定
	86	平成25年度八代市一般会計補正予算・第6号	10 30 原案可決
	87	平成25年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号	10 30 原案可決
	88	平成25年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号	10 30 原案可決
	89	訴えの提起について	10 30 可決
	90	八代市長の退職手当の特例に関する条例の制定について	10 30 否決
	91	八代市市税条例の一部改正について	10 30 原案可決
	92	八代市国民健康保険税条例の一部改正について	10 30 原案可決
	93	八代市道路占用料に関する条例の一部改正について	10 30 原案可決
	94	八代市営住宅設置管理条例の一部改正について	10 30 原案可決
	95	八代市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について	10 30 原案可決
	96	平成25年度八代市一般会計補正予算・第7号	10 30 原案可決
	97	平成24年度八代市一般会計決算	12 17 認定
	98	平成24年度八代市国民健康保険特別会計決算	12 17 認定
	99	平成24年度八代市後期高齢者医療特別会計決算	12 17 認定
	100	平成24年度八代市介護保険特別会計決算	12 17 認定
	101	平成24年度八代市公共下水道事業特別会計決算	12 17 認定
	102	平成24年度八代市簡易水道事業特別会計決算	12 17 認定
	103	平成24年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計決算	12 17 認定
	104	平成24年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計決算	12 17 認定
	105	平成24年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計決算	12 17 認定
	106	平成24年度八代市診療所特別会計決算	12 17 認定
	107	平成24年度八代市久連子財産区特別会計決算	12 17 認定
	108	平成24年度八代市椎原財産区特別会計決算	12 17 認定
	109	人権擁護委員候補者の推薦について	10 30 同意
	110	人権擁護委員候補者の推薦について	10 30 同意
	111	人権擁護委員候補者の推薦について	10 30 同意
	112	人権擁護委員候補者の推薦について	10 30 同意
	113	人権擁護委員候補者の推薦について	10 30 同意
	114	人権擁護委員候補者の推薦について	10 30 同意
	115	教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて	10 30 同意
	116	教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて	10 30 同意
	117	公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて	10 30 同意

提出者	番号	件 名	処理
市 長	118	監査委員の選任につき同意を求めることについて	10 30 同意
	119	監査委員の選任につき同意を求めることについて	10 30 同意
	120	平成25年度八代市一般会計補正予算・第8号	12 17 原案可決
	121	平成25年度八代市公共下水道事業特別会計補正予算・第2号	12 17 原案可決
	122	平成25年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算・第1号	12 17 原案可決
	123	平成25年度八代市水道事業会計補正予算・第1号	12 17 原案可決
	124	指定管理者の指定について（八代市スポーツ・コミュニティ広場、八代市弓道場、八代市球技場、八代市民プール、八代市民球場、八代市総合体育館、八代市立武道館、八代市相撲場）	12 17 可決
	125	指定管理者の指定について（サンライフ八代）	12 17 可決
	126	指定管理者の指定について（八代市松中信彦スポーツミュージアム）	12 17 可決
	127	指定管理者の指定について（八代市さかもと温泉センター、八代市坂本憩いの家、八代市広域交流センターさかもと館）	12 17 可決
	128	指定管理者の指定について（八代市ふれあいセンターいずみ、八代市農林產物流通加工施設）	12 17 可決
	129	契約の締結について（南川橋梁上部工建設工事）	12 17 可決
	130	市道路線の認定について	12 17 可決
	131	財産の無償譲渡について	12 17 可決
	132	消費税率改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	12 17 原案可決
	133	八代市振興センター条例の一部改正について	12 17 原案可決
	134	八代市五家荘観光施設条例の一部改正について	12 17 原案可決
	135	八代市ふれあいセンターいずみ条例の一部改正について	12 17 原案可決
	136	八代市簡易水道事業給水条例の一部改正について	12 17 原案可決
	137	八代市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正について	12 17 原案可決
	138	八代市公共下水道事業（八代処理区・八代東部処理区）受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部改正について	12 17 原案可決
	139	八代市都市計画下水道事業（鏡処理区）受益者負担に関する条例の一部改正について	12 17 原案可決
	140	八代市介護保険条例の一部改正について	12 17 原案可決
	141	八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	12 17 原案可決
	142	八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	12 17 原案可決
	143	八代市市税条例の一部改正について	12 17 原案可決
	144	八代市立保寿寮条例の廃止について	12 17 原案可決
	145	八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	12 17 原案可決
	146	契約の締結について（金剛小学校校舎改築工事）	12 17 可決
	147	人権擁護委員候補者の推薦について	12 17 同意
	148	人権擁護委員候補者の推薦について	12 17 同意

(2) 請 願

番 号	件 名	受理 月 日	付託月日	委 員 会 付託委員会	審査終了月日	結 果	本 会 議 審査終了月日	結 果
1	八代市立白島ぎんが保育園民営化反対について	H22 2 26	H22 3 11	文教福祉			H25 3 21	審議未了
2	八代市立保育所民営化等計画に基づく宮地さくら保育園の民営化計画中止について	H23 11 28	H23 12 8	文教福祉			H25 3 21	審議未了
3	氷川警察署の存続を要望する意見書の提出方について	4 25	6 13	総 務	6 20	採 択	6 26	採 択
4	年金2.5%引き下げの中止を求める意見書の提出方について	6 3	6 13	文教福祉			9 3	任期満了に伴う審議未了
5	青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の提出方について	10 7	10 17	総 務	10 25	採 択	10 30	採 択

(3) 陳 情

番 号	件 名	受理 月 日	付託月日	委 員 会 付託委員会	審査終了月日	結 果	本 会 議 審査終了月日	結 果
1	河俣保育園の存続について	H23 11 24	H23 12 8	文教福祉			H25 3 21	審議未了
2	八代市発注の競争入札参加資格者選任について	H24 8 23	H24 9 13	建設環境			H25 3 21	審議未了
3	MV 2 オスプレイの普天間基地配備、熊本県内低空飛行訓練に反対する決議方について	H24 8 28	H24 9 13	総 務			H25 3 21	審議未了
4	国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出方について	H24 11 1	H24 12 6	文教福祉			H25 3 21	審議未了
5	消費税増税中止を求める意見書の提出方について	10 7	10 17	総 務			10 30	審議未了
6	年金2.5%引き下げの中止を求める意見書の提出方について	10 7	10 17	文教福祉			12 17	審議未了

番号	件名	受理月日	付託月日	委員会付託委員会	審査終了月日	結果	審査終了月日	本会議結果
7	国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出方にについて	10 28	12 5	文教福祉			12	17 審議未了
8	介護保険制度の充実を求める意見書の提出方にについて	10 28	12 5	文教福祉			12	17 審議未了
9	国民健康保険療養費国庫負担金の減額調整廃止を求める意見書の提出方にについて	10 28	12 5	文教福祉			12	17 審議未了
10	乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書の提出方にについて	10 28	12 5	文教福祉	12	10 不採択	12	17 不採択
11	介護職員の待遇改善を求める意見書の提出方にについて	10 28	12 5	文教福祉			12	17 審議未了
12	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出方にについて	10 28	12 5	総務			12	17 審議未了
13	八代市地域公共交通における一般乗用旅客自動車運送事業の活用推進について	11 25	12 5	総務			12	17 採択